

ご契約のしおり 約款 2

5年ごと配当付定期保険 「TOP PLAN サクセスU」

5年ごと配当付逓増定期保険「TOP PLAN マジェスティU」

5年ごと配当付生存給付金付定期保険

「Skip・U」 「なないろSkip」

この冊子には、ご契約に伴う大切なことがらが記載されています。必ず、ご一読いただくとともに、後ほどお送りする保険証券とともに大切に保管してください。

また、ご契約のお申し込み時に別途お渡ししている「保険金などのご請求手続きとお支払事例」には、保険金などのご請求手続きやお支払いできる場合、お支払いできない場合の具体的な事例などを記載しておりますので、あわせてご覧ください。

ご加入の生命保険に関するお手続き・お問い合わせ

第一生命コンタクトセンター

50 0120-157-157

受付時間 月~金曜日 9:00-18:00 土・日曜日 9:00-17:00

(祝日・年末年始を除く)

この冊子には、ご契約に伴う大切なことがらが記載されています。 必ずご一読いただきますようお願いいたします。

この冊子の内容は、つぎの2つの部分で構成されています。

ご契約のしおり

ご契約についての重要事項、諸手続き、税法上の取り扱いなど、 ぜひ知っていただきたい事項をわかりやすく説明しています。

約款

「ご契約についてのとりきめ」を記載したもので、普通保険約款と特約条項があります。

≪「ご契約のしおり−約款」冊子の取り扱い≫

お申し込み時に「ご契約のしおり-約款」冊子の郵送を希望された場合またはご契約者の満年齢が70 歳以上の場合、ご契約の承諾後、ご契約者住所あてに郵送させていただきます。

ご契約のお申し込み前に「ご契約のしおり-約款」冊子の手交を希望される場合は、当社の担当者にお申し出ください。

お申し込みの主契約・特約に <a>ゴチェックされ、 それぞれの内容を確認されるときにご活用ください。

- ●主契約および各特約の支払事由等の詳細については、本冊子の「保険金などのお支払い」および「約款」をお読みください。
- ●お支払い等にあたっては所定の条件がありますのでご留意ください。

			保障の対象			ページ				
	☑ チェック欄	死亡	身体障害状態・高度障害状態	がん・急性心筋梗塞・脳卒中	要介護状態	入院	手術	その他	ご契約のしおり	約款
	□ 5年ごと配当付定期保険「TOP PLAN サクセスU」	0	0						33	139
主契約	□ 5年ごと配当付逓増定期保険「TOP PLAN マジェスティ U」	0	0						39	162
	□ 5年ごと配当付生存給付金付定期保険 「Skip·U」「なないろSkip」	0	0					0	40	185
	■ 5年ごと配当付定期保険特約	0	0						41	210
特約	□ 5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約 「アシストセブン」	0	0	0	0				42	228
	□ 5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約 「アシストセブンプラス」	0	0	0	0				56	256
	□ 5年ごと配当付特定疾病保障定期保険特約 「シールド特約」	0	0	0					62	287
	□ 5年ごと配当付指定・特定疾病診断保障付死亡保障特約 「シールドプラス特約」	0	0	0					66	308
	☐ 保険料払込免除特約(H25)		0	0	0				71	329
	■ 傷害特約D	0	\circ						75	343
	■ 新総合医療特約D(H22)「医のいちばんNEO」					0	\circ	0	80	365
	☐ 入院一時給付特約D					0			85	390
	■ 8大生活習慣病入院特約D					0			86	408
	☐ 女性特定疾病入院特約D(H22)					0			88	425
	無配当先進医療特約							0	92	444
	■ 無配当女性特定治療特約(2015)「レディエールモア」						0		94	459
	■ 特定損傷特約D「アクセル」							0	97	479
	☑ 災害割増特約D	0	0						98	490

ご契約のしおり

目的別もくじ	6
主な保険用語のご説明	8
ご契約に際して	
保険契約の締結と生命保険募集人の権限	14
ご契約お申し込み手続きの際の留意点	14
クーリング・オフ制度(ご契約のお申し込みの	
撤回またはご契約の解除)	15
保障内容の見直しを	
検討されているお客さまへ	16
現在のご契約の解約・減額を前提として新たなご契約の	1 7
お申し込みを検討されているお客さまへ	17
告知義務	18
ご契約の成立と保障の責任開始期	20
保険のしくみ	
主契約について	22
●5年ごと配当付定期保険「TOP PLAN サクセスU」…	22
●5年ごと配当付逓増定期保険「TOP PLAN マジェスティU」・・・・	23
●5年ごと配当付生存給付金付定期保険「Skip·U」····	24
●5年ごと配当付生存給付金付定期保険「なないろSkip」・・・・	25
特約について	26

保険金などのお支払い

保険金などのご請求方法	30
5年ごと配当付定期保険	
「TOP PLAN サクセスU」【主契約】	33
5年ごと配当付逓増定期保険	
「TOP PLAN マジェスティU」【主契約】	39
5年ごと配当付生存給付金付定期保険	
「Skip·U」「なないろSkip」【主契約】	40
5年ごと配当付定期保険特約	41
5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約	
「アシストセブン」	42
5年ごと配当付特定状態充実保障付	
死亡保障特約「アシストセブンプラス」	56
5年ごと配当付特定疾病保障定期保険特約	
「シールド特約」	62
5年ごと配当付指定・特定疾病診断保障付	
死亡保障特約「シールドプラス特約」	66
保険料払込免除特約(H25)	71
傷害特約D ······	75
新総合医療特約D(H22)「医のいちばんNEO」…	80
入院一時給付特約D ·····	85
8大生活習慣病入院特約D ······	86
女性特定疾病入院特約D(H22)	88
無配当先進医療特約	92
無配当女性特定治療特約(2015)「レディエールモア」…	94
特定損傷特約D「アクセル」	97
災害割増特約D ·······	98
保険金などをお支払いできない場合	99

保険料について

保障充実割引	106
保険料のお払い込み	107
保険料をまとめて払い込む方法	109
払込猶予期間とご契約の効力	110
効力を失ったご契約の復活	111
お払い込みが困難なときの継続方法	112
保険金などのお支払いの際の保険料精算	115

ご契約後について 5年ごと配当付逓増定期保険 5年ごと配当付逓増定期保険普通保険約款 … 162 保障内容を見直す諸制度 ………………… 118 解約と解約返還金 ……………………… 119 特別条件付保険特約 (5年ごと配当付逓増定期保険) …………… 183 保険金額などの減額 ……………………… 122 保険期間の短縮 …………………… 122 5年ごと配当付生存給付金付定期保険 契約者貸付制度 ……………………… 123 保険契約者・死亡保険金受取人の変更……… 124 5年ごと配当付生存給付金付定期保険 通信先変更などの場合 ………………… 125 契約者配当金 125 特別条件付保険特約 (5年ごと配当付生存給付金付定期保険) …… 208 税務·経理処理 ……………………… 126 特約条項 保険金などの税法上の取り扱い …………… 129 保険証券の紛失または盗難の場合 ………… 130 5年ごと配当付定期保険特約 …………… 210 5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約 … 228 会社・制度のご案内 5年ごと配当付特定状態充実保障付 死亡保障特約 ………………………… 256 当社の組織形態について……………… 132 5年ごと配当付特定疾病保障定期保険特約 … 287 個人情報のお取り扱いについて …………… 132 5年ごと配当付指定・特定疾病診断保障付 本人特定事項等の確認について …………… 132 死亡保障特約 ……………………… 308 米国法「FATCA」について …………… 132 保険料払込免除特約(H25) ······ 329 居住地国(納税義務国)等の届出について …… 132 傷害特約D ······ 343 契約内容登録制度·契約内容照会制度 ······· 133 新総合医療特約D(H22)……………… 365 支払査定時照会制度 …………………… 134 入院一時給付特約D ············· 390 保険金額などの削減 …………………… 135 8大生活習慣病入院特約D ······ 408 女性特定疾病入院特約D(H22) ······ 425 無配当先進医療特約 ……………………… 444 無配当女性特定治療特約(2015) ………… 約款 特定損傷特約D …………………… 479 災害割増特約D ······ 490 「約款」の構成 …………………………… 138 指定代理請求特約 ………………… 506 5年ごと配当付定期保険 特定障害不担保特約 ……………… 512 団体年払·半年払取扱特約 …………… 513 5年ごと配当付定期保険普通保険約款 ……… 139 準団体年払·半年払取扱特約 …………… 514 特別条件付保険特約 団体月払取扱特約 ……………… 515 (5年ごと配当付定期保険)……………… 160 準団体月払取扱特約 ………………… 517

約款

保険料口座振替特約 ……………… 519

ご契約のしおり

ご契約についての重要事項、諸手続き、税法上の取り扱いなどぜひ知っていただきたい事項をわかりやすくご説明しています。

(※)2016年10月現在のお取り扱いをご説明しており、将来的に変更されることもあります。

■ご契約に際して

専門用語の意味がわからない





主な保険用語をご説明しています。

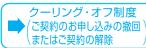
申し込みの手続き方法を 知りたい





ご契約のお手続き方法とご留意いただきたいことをご説明しています。

申し込みを撤回したい







15日以内であれば、お申し込みの撤回またはご契約の解除ができます。

告知について知りたい

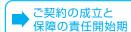






ご契約に際しては過去の傷病歴、現在の健康状態や職業などをおたずねします。

保障の開始時期を知りたい







1回目の保険料を当社が受け取った時(告知の前に受け取った場合は告知の時)から保障が始まります。

保険のしくみや保障内容を 知りたい











保険のしくみや保険金などのお支払いに ついてご説明しています。

■保険料について

保険料の払い方を変えたい 保険料をまとめて払いたい





保険料をまとめて 払い込む方法





保険料のお払い込みの方法(経路・回数) を変更したり、保険料をまとめて払い込む ことができます。

効力を失った契約を もとに戻したい

➡ 効力を失ったご契約の復活 111



保険料のお払い込みがなく効力がなくなった場合でも、もとに戻すことができます。

保険料の払い込みが 困難になった

⇒ お払い込みが困難な ときの継続方法



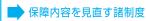




保険料のお払い込みが困難な場合でも、 保障を継続させる方法があります。

■ご契約後について

保険の種類や内容を 変更したい







契約2

「転換」「特約の中途付加」など、保険の種類 自体を変更したり、新たな特約を付けたり することができます。

保険を解約したい

解約と解約返還金





ご契約はいつでも解約することができ ます。

保険金・給付金を ご請求の際

被保険者が亡くなられた場 合、入院や手術をされた場 合には・・・

保険証券と 「ご契約のしおり 約款」で ご契約の内容を ご確認ください



契約者や受取人を変更したい

保険契約者・



死亡保険金受取人の変更









ご契約者や死亡保険金受取人を変更す ることができます。

住所が変わった・ 名前が変わった

▶ 通信先変更などの場合

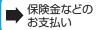






住所・電話番号などのお客さま情報に変 更があった場合やご結婚などにより名前 が変わった場合は、お手続きが必要です。

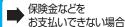
支払事由に該当しているか ご確認ください

















ご請求のお手続きの概要を ご確認ください

保険金などの ご請求方法





生命保険料控除について 知りたい







生命保険料の一定額が所得から控除され る制度があります。

税金について知りたい







受け取る保険金などには、課税されるも のと非課税となるものがあります。

お手続きにあたりましては、 当社の担当者または コンタクトセンターまで ご連絡ください

第一生命コンタクトセンター

00,0120-157-157

主な保険用語のご説明

い 一括払 (いっかつばらい)

月払契約の場合で、当月分以後の保険料をまとめて お払い込みいただくことをいいます。

う 受取人 (うけとりにん)

保険金・給付金などを受け取る人のことをいいます。被保険者が死亡されたときの死亡保険金受取人はご契約者が指定します。

か 解約 (かいやく)

保険期間の途中で、ご契約者の意思でご契約を消滅 させることをいいます。解約されますと、以後の保 障はなくなります。

解約返還金(かいやくへんかんきん)

ご契約を解約された場合などに、ご契約者にお支払いするお金のことをいいます。金額は、主契約・特約の種類、ご契約年齢、性別、経過年数などによって異なりますが、多くの場合、お払い込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額になります。特に、ご契約後、短期間で解約されますと、解約返還金は多くの場合まったくないか、あってもごくわずかとなります。

き 給付金 (きゅうふきん)

被保険者が病気やケガにより入院されたとき、手術を受けられたとき、身体に障害が生じたときなどにお支払いするお金のことをいいます。



入院給付金、手術給付金、 障害給付金 など

く クーリング・オフ制度(<-りんぐ・おふせいど)

ご契約に納得がいかない場合、お申込者またはご契約者は、ご契約の申込日または第1回保険料充当金をお払い込みいただいた日のいずれか遅い日(お申し込み時に「ご契約のしおりー約款」冊子の郵送を希望された場合またはご契約者の満年齢が70歳以上で「ご契約のしおりー約款」冊子を郵送する場合、「ご契約のしおりー約款」冊子の受領日)から、その日を含めて15日以内であれば、書面によるお申し出により、ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。この取り扱いをクーリング・オフといいます。

け 契約応当日 (けいやくおうとうび)

ご契約後の保険期間中に迎える、毎月、半年ごとまたは毎年の契約日に対応する日のことをいい、毎月の契約日に対応する日を「月単位の契約応当日」、半年ごとの契約日に対応する日を「半年単位の契約応当日」、毎年の契約日に対応する日を「年単位の契約応当日」といいます。なお、契約日に対応する日のない月の場合は、その月の末日をいいます。



契約日が2017年1月1日の場合

- ●月単位の契約応当日:2017年2月1日以 降の毎月1日
- ●半年単位の契約応当日:2017年7月1日 以降毎年の1月1日および7月1日
- ●年単位の契約応当日:2018年以降毎年の 1月1日

契約者 (けいやくしゃ)

⇒「保険契約者」の用語解説をご覧ください。

契約者貸付制度 (けいやくしゃかしつけせいど)

一時的に資金がご入用のときに、解約返還金の一定 範囲内で貸し付けする制度のことをいいます。貸し 付けできる金額は、ご契約内容、ご契約年数などに より異なります。特に、ご契約後短期間の場合など は貸し付けできないこともあります。

契約者配当金 (けいやくしゃはいとうきん)

毎年の決算により積み立てた契約者配当準備金の中から、ご契約者に分配されるお金のことをいいます。ただし、毎年の決算の状況によっては契約者配当金が支払われないこともあります。

契約内容照会制度(けいやくないようしょうかいせいど)

保険契約などのお引き受けの判断または保険金などのお支払いの判断の参考とすることを目的として、各生命保険会社と全国共済農業協同組合連合会が保険契約などに関する登録事項を共同して利用する制度です。

契約内容登録制度(けいやくないようとうろくせいど

保険契約のお引き受けの判断または保険金などのお支払いの判断の参考とすることを目的として、各生命保険会社が保険契約に関する登録事項を共同して利用する制度です。

契約年齢 (けいやくねんれい)

被保険者の年齢を契約日現在の満年齢で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは切り上げて計算した年齢のことをいいます。



39歳7か月の被保険者の契約年齢は40歳となります。

契約日 (けいやくび)

保障開始の日(責任開始期の属する日)をいい、契 約年齢、保険期間などの計算の基準日になります。 ただし、保険料の払込方法によっては契約日と保障 開始の日が異なる場合があります。



月払でかつ口座振替や団体を通じてのお払 い込みの場合

契約日は保障開始の日の属する月の翌月1日となります。

減額 (げんがく)

保険金額などを減らすことをいいます。減額分は解 約したものとして取り扱います。

こ 更新(こうしん)

保険期間が満了したときに、健康状態にかかわらず、原則としてそれまでと同一の保障内容・保険金額での保障を継続できる制度のことをいいます。更新の際は、更新日現在の保険年齢・保険料率によって保険料が再計算されるため、保険料は通常高くなります。ご契約者からお申し出がなければ自動的に更新されます。

告知義務(こくちぎむ)

ご契約のお申し込みまたは<mark>復活</mark>に際して、過去の傷病歴(傷病名・治療期間など)・現在の健康状態・身体の障害状態・職業などについての質問に対して、事実をありのまま正確にもれなくお答えいただく義務のことをいいます。

告知義務違反 (こくちぎむいはん)

告知事項について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知されたりした場合は、「告知義務違反」としてご契約や特約が解除されることがあります。

し 失効 (しっこう)

猶予期間内に保険料のお払い込みがなく、ご契約の効力が失われることをいいます。ご契約が失効すると、保障がない状態になり、保険金・給付金などをお支払いできないことになります。失効したご契約に解約返還金がある場合には、ご契約者は解約返還金と同額の返還金を請求することができます。

指定代理請求人(していだいりせいきゅうにん)

被保険者が保険金や給付金などを請求できない特別な事情があるときに、受取人の代理人として、その保険金や給付金などを請求する人のことをいいます。指定代理請求人は、ご契約者があらかじめ指定した方となります。

支払限度(しはらいげんど)

給付金などのお支払いに関する限度のことをいい ます。



入院給付金の支払限度

1回の入院についての支払日数の限度と通算の支払日数の限度があります。

支払査定時照会制度(しはらいさていじしょうかいせいど)

保険金などのお支払いの判断または保険契約などの解除、取消もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、各生命保険会社などの保有する保険契約などに関する事項を共同して利用する制度です。

支払事由(しはらいじゅう)

保険金・給付金などが支払われる場合のことをいい ます。



被保険者の死亡、入院、手術 など

主契約 (しゅけいやく)

ご契約のベースとなる部分で、約款のうち普通保険 約款に記載されている契約内容のことをいいます。

診査 (しんさ)

診査医扱いのご契約に申し込まれた場合には、当社の指定する医師により問診・検診をさせていただきます。また、勤務先などの定期健康診断の結果をご利用いただく方法、生命保険面接士(生命保険協会の定める資格を有する者)の面接報告による方法などもあります。

す すえ置制度 (すえおきせいど)

保険金などの受取方法の一つで、支払事由が生じた 保険金などを当社にすえ置く制度のことをいいま す。すえ置かれた保険金などには、当社所定の利率 (金利水準などにより変更することがあります)に よる利息がつけられます。

せ 生命保険募集人 (せいめいほけんぼしゅうにん)

生命保険契約の募集を行う人のことをいいます。当 社の生命保険募集人(当社の社員・募集代理店の担 当者)は、お客さまと当社の保険契約の媒介を行う 者で、保険契約締結の代理権や告知の受領権はあり ません。

生命保険面接士(せいめいほけんめんせつし)

生命保険のご契約の際、告知事項などを確認する人のことをいいます。生命保険協会が行う資格試験に合格した者が、生命保険面接士として認定されます。

責任開始期(せきにんかいしき)

ご契約の締結または復活に際して、当社がご契約上の保障を開始する時をいいます。なお、復活が行われたご契約においては、最後の復活の際の責任開始期とします。

責任準備金(せきにんじゅんびきん)

将来の保険金・給付金などをお支払いするために、保険料の中から積み立てられるものをいいます。

前納 (ぜんのう)

年一括払契約の場合で、将来の保険料を2年分以上 まとめてお払い込みいただくことをいいます。保険 料の前納をされる場合、当社所定の利率(金利水準 などにより変更することがあります)で割り引いて 計算した保険料前納金をお払い込みいただきます。

た 第1回保険料充当金(だいいっかいほけんりょうじゅうとうきん)

ご契約のお申し込み時にお払い込みいただくお金のことをいいます。ご契約が成立した場合には、第1回保険料に充当されます。

代理請求制度 (だいりせいきゅうせいど)

被保険者が保険金や給付金などを請求できない特別な事情があるときに、所定の代理人がその保険金や給付金などを請求できる制度のことをいいます。

立て替え (たてかえ)

⇒「保険料の自動貸付」の用語解説をご覧ください。

ち 中途付加 (ちゅうとふか)

保障内容を見直す制度の一つで、現在のご契約の保障内容や保険期間を変えずに、新たな特約を付加することをいいます。

つ 積立配当金 (つみたてはいとうきん)

積み立てられた配当金のことをいいます。積立配当金は、当社所定の利率(金利水準などにより変更することがあります)による利息をつけて積み立てます。

と 特定障害不担保(とくていしょうがいふたんぽ)

特別条件の一つで、特定障害(所定の視力障害または聴力障害)に対して、保険金などをお支払いしないことをいいます。

特定部位・指定疾病不担保(とくていぶい・していしっぺいふたんぼ)

特別条件の一つで、被保険者の健康状態などが当社 の定めた基準に適合しない場合に、その危険の種類 および程度に応じて、当社が指定した身体部位また は指定疾病に対して給付金などをお支払いしない ことをいいます。

特別条件(とくべつじょうけん)

被保険者の健康状態や過去の病歴など、その症状が軽い場合や完治して一定年数が経過した場合などに、ご契約にお付けする条件のことをいいます。特別条件をお付けしてお引き受けするご契約を特別条件付契約といいます。

特別配当(とくべつはいとう)

長期間継続していただいたご契約に対して<mark>契約者配当金</mark>をお支払いすることがありますが、その契約者配当金のことを特別配当といいます。

特約 (とくやく)

主契約の保障内容をさらに充実させるためや、主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものです。

特約条項 (とくやくじょうこう)

特約の約款のことをいいます。なお、普通保険約款 と特約条項が異なる内容の場合は、特約条項が優先 的に適用されます。

ね 年齢 (ねんれい)

⇒「保険年齢」の用語解説をご覧ください。

は 配当金 (はいとうきん)

⇒「契約者配当金」の用語解説をご覧ください。

払込期月 (はらいこみきげつ)

保険料をお払い込みいただく月のことで、払込方法に応じて迎える契約応当日の属する月の初日から末日までの期間をいいます。



契約応当日が4月1日の場合

保険料の払込期月は、4月1日から4月30日までとなります。

払込猶予期間 (はらいこみゆうよきかん)

⇒「保険料払込の猶予期間」の用語解説をご覧ください。

ひ 被保険者(ひほけんしゃ)

保険がかけられている人のことで、その人の生死・ 病気・ケガなどが保険の対象となります。

ふ 不担保 (ふたんぽ)

特定の身体部位、疾病、障害などに対して、保険金や給付金などをお支払いしないことをいいます。

普通保険約款 (ふつうほけんやっかん)

主契約の約款のことをいいます。なお、約款には普通保険約款と特約条項があります。

復活 (ふっかつ)

失効したご契約を有効な状態に戻すことをいいます。この場合、あらためて告知または<u>診査</u>をしていただきますが、健康状態などによっては復活できないこともあります。

ほ 保険期間 (ほけんきかん)

当社がご契約上の保障を開始してから終了するまでの期間のことをいいます。この期間内に死亡や入院などの支払事由が発生した場合のみ、保険金・給付金などのお支払いの対象となります。保険料払込期間とは必ずしも一致しません。

保険金 (ほけんきん)

被保険者が死亡されたとき、所定の高度障害状態になられたときなどにお支払いするお金のことをいいます。



死亡保険金、高度障害保険金 など

保険契約者 (ほけんけいやくしゃ)

当社と保険契約を結び、保険契約上の権利(契約内容変更の請求権など)と義務(保険料のお払い込みの義務など)を持つ人のことをいいます。当社では保険契約を「契約」、保険契約者を「契約者」と言い表します。

保険証券(ほけんしょうけん)

ご契約の保険金額や保険期間などの契約内容を具体的に記載したものをいいます。

保険年度(ほけんねんど)

契約日から1年ごとの期間のことをいいます。契約日から最初の満1か年を第1保険年度といい、以降順次、第2保険年度、第3保険年度、…といいます。

保険年齢 (ほけんねんれい)

契約年齢に年単位の契約応当日ごとに 1 歳を加えて計算した年齢のことをいいます。



契約日が2017年1月1日、契約年齢が40歳の場合

保険年齢は、2018年1月1日より41歳、2019年1月1日より42歳、…となります。

保険料(ほけんりょう)

保障の対価として、ご契約者から当社にお払い込み いただくお金のことをいいます。

保険料期間(ほけんりょうきかん)

保険料が充当される期間のことをいいます。保険料の払込方法(回数)に応じて、それぞれの契約応当日から、つぎの払込期月の契約応当日の前日までの期間となります。



- ●月払の場合:月単位の契約応当日からつ ぎの月単位の契約応当日の前日までの期間
- ●半年一括払の場合:半年単位の契約応当日からつぎの半年単位の契約応当日の前日までの期間
- ●年一括払の場合:年単位の契約応当日からつぎの年単位の契約応当日の前日までの期間

保険料の自動貸付(ほけんりょうのじどうかしつけ)

保険料のお払い込みがないまま猶予期間を過ぎた場合でも、所定の解約返還金があるときはその範囲内で、あらかじめお申し出がない限り、当社が自動的に保険料をお立て替えする制度です。

保険料の払込方法(回数)(ほけんりょうのはらいこみほうほう(かいすう))

保険料の払込方法(回数)には、月払、半年一括払 および年一括払があります。

保険料の払込方法(経路)(ほけんりょうのはらいこみほうほう(けいろ)

保険料の払込方法(経路)には、□座振替によるお払い込み、所属する会社や官公署などの団体を通じてのお払い込み、送金によるお払い込みなどがあります。

保険料の割増(ほけんりょうのわりまし)

特別条件の一つで、被保険者の健康状態などが当社 の定めた基準に適合しない場合に、その危険の種類 および程度に応じて、通常の保険料に特別保険料を 加算することをいいます。

保険料払込期間(ほけんりょうはらいこみきかん)

保険料をお払い込みいただく期間のことをいいます。保険期間とは必ずしも一致しません。

保険料払込の猶予期間 (ほけんりょうはらいこみのゆうよきかん)

保険料のお払い込みには猶予期間があります。保険料の払込方法(回数)に応じて、つぎのとおりです。



- ●月払の場合:払込期月の翌月初日から末 日まで
- ●年一括払・半年一括払の場合:払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで

み 未払込保険料 (みはらいこみほけんりょう)

払込期月の契約応当日からつぎの払込期月の契約 応当日の前日までの期間に対応する保険料で、まだ 払い込まれていない保険料のことをいいます。

め 免責事由 (めんせきじゆう)

支払事由に該当された場合でも、保険金・給付金などをお支払いできない特定の事由のことをいいます。



ご契約後3年以内の自殺、酒気帯び運転中 の事故による入院 など

や 約款 (やっかん)

「ご契約についてのとりきめ」を記載したもので、普通保険約款と特約条項があります。

ゆ 猶予期間 (ゆうよきかん)

⇒「保険料払込の猶予期間」の用語解説をご覧くだ さい。

よ 予定死亡率 (ょていしぼうりつ)

死亡率とは、多数の人々のうち、1年間に死亡する 人数の割合です。過去の統計をもとに死亡者数を予 測して保険料を算定しますが、この計算に用いる死 亡率のことを予定死亡率といいます。

予定利率(よていりりつ)

保険料はその算出にあたり、将来の資産運用による 収益をあらかじめ見込んで割り引いていますが、そ の際に用いる利率のことを予定利率といいます。

ご契約に際して

■保険契約の締結と生命保険募集人の権限	14
■ご契約お申し込み手続きの際の留意点	14
■クーリング・オフ制度 (ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除)	15
■保障内容の見直しを検討されているお客さまへ	16
■現在のご契約の解約・減額を前提として 新たなご契約のお申し込みを検討されているお客さまへ	17
■告知義務	18
■ご契約の成立と保障の責任開始期	20

保険契約の締結と生命保険募集人の権限

生命保険契約は、お客さまと当社との間で締結される契約であり、お客さまからお申し込みをいただき、 当社が承諾したときに有効に成立します。当社の生命保険募集人はその媒介を行う者で、保険契約締結の 代理権や告知の受領権はありません。

1 保険契約締結の「媒介」と「代理」

- ●生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約の申し込みに対して保険会社が承諾したときに保 険契約は有効に成立します。
- ●生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約の申し込みに対して承諾をすれ ば保険契約は有効に成立します。

2 生命保険募集人

- ●当社の生命保険募集人(当社の社員・募集代理店の担当者)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、 保険契約締結の代理権や告知の受領権はありません。
- ●保険契約は、お客さまからのお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- ●ご契約の成立後に内容の変更などをされる場合にも、原則としてご契約内容の変更などに対する当社の承諾が必要になります。
 - ・保険契約の復活 ・特約の中途付加 など

ご契約お申し込み手続きの際の留意点

ご契約のお申し込みから成立までのお手続きに際してご留意いただきたいことがらは、つぎのとおりです。

1 お申し込み・告知

- ●ご契約の前に、「保障設計書(契約概要)」「重要事項説明書(注意喚起情報)」をご確認ください。「保障設計書(契約概要)」「重要事項説明書(注意喚起情報)」にはそれぞれ、保険商品の内容をご理解いただくための情報やご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご注意いただきたい事項を記載しています。必ず内容をご理解・ご了承のうえお申し込みください。
- ●お申込内容を十分お確かめのうえ、ご契約者・被保険者ご自身でお手続きください。また、ご契約者が法人の場合は申込書に押印してください。
- ●告知[®]は健康状態などをお知らせいただくものです。被保険者ご自身で正確にお答えください。

2 保険料のお払い込み

- ●第1回保険料充当金などをデビットカードやクレジットカードでお払い込みいただく場合または金融機関からお振り 込みいただく場合などは、お手続きの際にお渡しする当社所定の利用票控などを大切に保管してください。なお、当 社所定の領収証が必要な場合は、当社の担当者または最寄の店舗までご連絡ください。
- ●第1回保険料充当金などを現金にて当社の担当者にお払い込みいただく際には、必ず引き換えに当社所定の領収証(社名・社印が印刷されたもの)をお受け取りください。

3 お申込内容のご確認

●ご契約が成立した場合^②には、「保険証券」などをお送りしますので、お申込内容などに間違いがないか必ずご確認ください。万一、内容が相違していたり、ご不審な点がありましたら、すぐに最寄の店舗までご連絡ください。



保険証券はご契約上のお手続きに必要なものですので、大切に保管してください。

- ① 告知については、「告知義務」(18ページ)をご参照ください。
 - ② ご契約の成立については、「ご契約の成立と保障の責任開始期」(20ページ) をご参照ください。

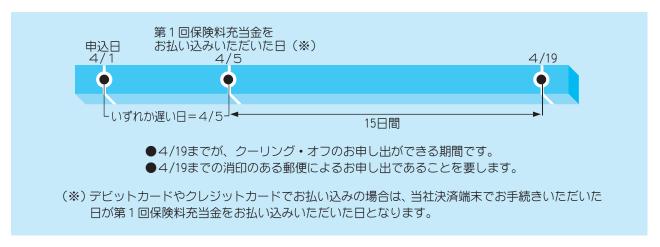
クーリング・オフ制度(ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除)

ご契約に納得がいかない場合、お申込者またはご契約者(以下「申込者など」といいます)は、ご契約の申込日または第1回保険料充当金をお払い込みいただいた日のいずれか遅い日(*)から、その日を含めて15日以内であれば、書面によるお申し出により、ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申し込みの撤回など」といいます)をすることができます。

(*)お申し込み時に「ご契約のしおり-約款」冊子の郵送を希望された場合またはご契約者の満年齢が70歳以上で「ご契約のしおり-約款」冊子を郵送する場合、「ご契約のしおり-約款」冊子の受領日とします。

1 お申し出方法

- ●お申し込みの撤回などは、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、郵便により上記期間内(15日以内の消印有効)に取扱支社または本店あてお申し出ください。
- ●書面(封書、はがき)には、お申し込みの撤回などをする旨を明記し、申込者などの氏名・住所および保険料充当金 領収証の番号(表面左上)をご記入ください。また、ご契約者が法人の場合は申込書と同一の印で押印してください。
- ●第1回保険料充当金をデビットカードやクレジットカードでお払い込みいただいた場合または金融機関からお振り込みいただいた場合などには、保険料充当金領収証は交付していませんので、書面への保険料充当金領収証の番号のご記入は不要です。
- ■クーリング・オフの例



2 お申し込みの撤回などができない場合

- ●つぎの場合には、お申し込みの撤回などのお取り扱いができません。
 - ①当社指定の医師による診査が終了した場合
 - ②債務履行の担保のための保険契約である場合
 - ③ご契約の成立後に内容を変更(特約の中途付加など)される場合
 - ④ご契約者が団体で、一括式の保険証券を発行する場合

3 その他

- ●お申し込みの撤回などがあった場合には、お払い込みいただいた金額は申込者などに全額お返しします。
- ●当社はお申し込みの撤回などに関して、損害賠償または違約金その他金銭の支払いを請求しません。
- ●お申し込みの撤回などの書面の発信時に保険金・給付金などの支払事由が生じている場合には、お申し込みの撤回などの効力は生じません。ただし、お申し込みの撤回などの書面の発信時に、申込者などが保険金・給付金などの支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

保障内容の見直しを検討されているお客さまへ

現在のご契約の保障内容を見直したいときには、つぎのような方法がご利用いただけます。

ご利用方法	図解	しくみと特長	留意事項
転換制度	〈現在のご契約〉 〈転換価格〉	現在のご契約の責任準備金や配当金など(転換価格)を新しいご契約の一部に充当する方法です。 保険の種類、保障額、期間、付加する特約などを総合的に変更することができます。	新しいご契約の保険料は、転換制度ご利用時の契約年齢、保険料率により計算します。 現在のご契約は消滅します。
部分保障 変更制度	〈現在のご契約〉 〈変更価格〉 〈新しいご契約〉	現在のご契約の一部の責任準備金など(変更価格)を新しいご契約の一部に充当する方法です。 必要な保障は継続しつつ、保険の種類、保障額、期間、付加する特約などを総合的に変更することができます。	新しいご契約の保険料は、部分保障変更制度ご利用時の契約年齢、保険料率により計算します。 現在のご契約のうち保障内容を見直しする部分は消滅します。ご契約は、現在のご契約と新しいご契約の2件になります。
医療保障 変更制度	〈現在のご契約〉 〈変更価格〉	現在のご契約に付加されている入院関係特約の責任準備金など(変更価格)を新しいご契約の「無配当終身医療保険」の一部に充当する方法です。	新しいご契約の保険料は、医療保障変更制度ご利用時の契約年齢、保険料率により計算します。 現在のご契約に付加されている入院関係特約は消滅します。ご契約は、現在のご契約と新しいご契約の2件になります。
特約の中途付加	〈現在のご契約〉〈新しい特約〉	現在のご契約に特約を新たに付加する方法です。 現在のご契約の保障内容や保障期間を変えずに、保障内容を充実させることができます。	付加する特約の保険料は、現 在のご契約の保険料に加えて お払い込みいただきます。
特約変更	〈現在の特約〉 〈新しい特約〉	現在のご契約に付加されている特約の一部を新しい特約に変更する方法です。	変更する前の特約の保険料の お払い込みは不要になります が、新しい特約の保険料を継 続する部分の保険料とあわせ てお払い込みいただきます。
追加契約	〈現在のご契約〉 〈追加契約〉 	現在のご契約に追加して、別の新しい保険にご契約いただく方法です。 現在のご契約はそのまま継続し、そのご契約とは異なる内容で保障を充実させることができます。	現在のご契約の保険料と新しいご契約の保険料をお払い込みいただきます。 ご契約は2件になります。

- ●上記の方法のほか、保険金額・給付金額などを減額する方法や保険期間を変更する方法などがあります。
- ●現在のご契約の種類や内容などによってはお取り扱いできない場合があります。また、それぞれの方法のご利用に際しては、所定の条件を満たすことが必要です。
- ●保障内容見直し後の保険料は、どの方法をご利用いただくかによって異なります。
- ●転換制度、部分保障変更制度、医療保障変更制度をご利用の場合、保険料の基礎となる予定利率などは、現在のご契約と新しいご契約で異なることがあります。たとえば、新しいご契約の予定利率が現在のご契約の予定利率より低い場合、主契約などの保険料が高くなり不利益となることがあります。
- ●保障内容の見直しにあたっては、あらためて診査(または告知)が必要になります(ご利用いただく方法によっては不要な場合もあります)。健康状態などによってはご利用いただけない場合があります。

現在のご契約の解約・減額を前提として新たなご契約のお申し込みを検討されているお客さまへ

現在ご契約されている保険契約(特約)について解約、減額などの契約内容変更をされるときには、一般的に、つぎのような場合、ご契約者にとって不利益となることがあります。

- ●現在ご契約されている保険契約の解約返還金は、多くの場合、払込保険料の合計額より少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約されたときの解約返還金は、まったくないか、あってもごくわずかです。なお、解約返還金の計算は、個々のご加入生命保険会社・ご契約内容により異なります。また、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の権利などを失うこととなる場合があります。
- ●保険料の基礎となる予定利率などは、現在のご契約と新たなご契約で異なることがあります。たとえば、新たなご契約の予定利率が現在のご契約の予定利率より低い場合、主契約などの保険料が高くなり不利益となることがあります。
- ●一般の契約と同様に告知義務があり、健康状態などによっては新たなご契約のお引き受けができない場合があります (保険種類によっては告知義務がない場合があります)。また、新たなご契約の責任開始期を起算日として告知義務 違反による解除の規定が適用され、詐欺によるご契約の取消の規定などについても新たなご契約の締結に際しての詐 欺の行為が適用の対象となります。したがって、告知が必要な傷病歴などを告知されなかった場合、新たなご契約が 解除・取消となることもあります。
- ●現在のご契約のままであればお支払いができる場合であっても、告知義務違反による解除や詐欺による取消、責任開始期の属する日から3年以内(新たな保険契約が医療保障保険(個人型)の場合は1年以内)の自殺、責任開始期前の発病などの場合には保険金・給付金などが支払われないことがあります。
- ●現在ご契約の保険契約を解約された場合、新たな保険契約のお取り扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約を元に戻すことはできません。また、現在ご契約の保険契約を減額された場合、元のご契約に戻す(復旧する)お取り扱いに制限を受けることがあります。

告知義務

(5年ごと配当付定期保険普通保険約款第18条~第20条、5年ごと配当付逓増定期保険普通保険約款第19条~第21条、5年ごと配当付生存給付金付定期保険普通保険約款第21条~第23条、各特約条項)

ご契約をお引き受けするかどうかを決めるための重要なことがらについておたずねします。ご契約者や被保険者には、健康状態など当社がおたずねすることがらについて、事実をありのまま正確にもれなくお答えいただく義務があります。

1 告知義務とは

- ●生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。健康状態のよくない方や危険度の高い 職業に従事されている方などが無条件で契約されますと、保険料負担の公平性を保つことができません。したがって、 公平性を保つためのルールとして告知義務があります。
- ●告知義務とは、ご契約のお申し込みまたは復活に際して、過去の傷病歴(傷病名・治療期間など)・現在の健康状態・ 身体の障害状態・職業などについての質問に対して、事実をありのまま正確にもれなくお答えいただく義務のことを いいます。

2 告知の方法

- ●当社指定の医師が診査を行う場合(診査医扱い) まず被保険者ご自身で告知事項についてありのままをお答えください。つぎに診査医が口頭で告知を求める場合があ りますので、そのときは事実をありのままお知らせください。口頭で告知された内容は診査医により記録されますの で、ご確認のうえご署名ください。
- ●医師の診査に代える扱い 勤務先の定期健康診断の結果をご利用いただく方法や、当社の生命保険面接士の面接報告による方法の場合には、被 保険者ご自身で告知事項についてありのままをお答えください。
- ●診査を行わない場合(告知扱い) 被保険者(またはご契約者)ご自身で告知事項についてありのままをお答えください。



• 告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有していますので、告知事項についてお答えいただいたことと、当社指定の医師に口頭でお話しいただいたことが告知となります。生命保険募集人(当社の医師以外の社員や募集代理店の担当者)や生命保険面接士にお話しいただいても、告知をいただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

3 傷病歴などがある場合のご契約のお引き受け

- ●当社では、ご契約者間の公平性を保つため、被保険者の健康状態などに応じてご契約のお引き受けの判断を行っています。
- ●傷病歴や通院の事実などを告知された場合には、所定の検査や追加のくわしい告知などが必要となる場合があります。
- ●傷病歴などがある場合にはご契約をお断りすることもありますが、すべてお断りするものではなく、「保険料の割増」 「保険金の削減」「特定部位・指定疾病不担保」等の特別条件を付けてお引き受けすることや、告知いただいた傷病 などによっては特別条件を付けずにお引き受けできる場合もあります。

告知内容が事実と異なる場合のご契約または特約の解除

●告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり事実と違うことを告知されたりした場 合、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除し、保険金・給付金などのお支払いや保険料のお払い込 みの免除ができないことがあります。ただし、当社がご契約または特約の締結または復活の際、解除の原因となる事 実を知っていたときもしくは過失のため知らなかったとき、当社が解除の原因があることを知った日の翌日から 1 か 月を経過したとき、または責任開始期の属する日から2年を経過したときは、当社はご契約または特約を解除するこ とができません。

糖尿病の治療中にもかかわらず、これを告知されなかった場合には、ご契約が解除されることがあります。こ の場合には、たとえ糖尿病により保険金・給付金などをお支払いする事由が発生していても、お支払いするこ とができません。

- ●責任開始期の属する日から2年を経過していても、保険金・給付金などの支払事由や保険料のお払い込みの免除事由 が2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。
- ●告知にあたり、当社の生命保険募集人(当社の社員・募集代理店の担当者)が、解除の原因となる事実について、告 知をすることを妨げたとき、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めたときは、当社はご契約 または特約を解除することはできません。ただし、当社の生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契 約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと 認められるときは、当社はご契約または特約を解除することができます。
- ●ご契約または特約が解除される場合で、すでに保険金・給付金などをお支払いしている場合には、その金額を当社に お返しいただき、また、すでに保険料のお払い込みを免除していた場合には、保険料のお払い込みを免除しなかった ものとして取り扱います。
- ●ご契約または特約が解除された場合には、解除時点での解約返還金があればその金額をご契約者にお支払いします。
- ●告知義務違反があった場合で、その内容が特に重大な場合、詐欺による取消を理由として、保険金・給付金などのお 支払いや保険料のお払い込みの免除ができないことがあります。この場合、
 - ・2年経過後にも取消となることがあります。
 - ・すでにお払い込みいただいた保険料はお返ししません。



ご契約のお申し込み後または保険金・給付金などおよび保険料のお払い込みの免除のご請求が あったときに、当社の確認担当社員または当社で委託した確認担当者が、ご契約のお申込内容 またはご請求内容などについてご確認させていただく場合があります。

告知に関するご照会先

生命保険ご加入時の告知に関してつぎのような場合は、下記フリーダイヤルにてお問い合わせを承ります。

- ■「告知の前にご確認いただきたい事項」についてご不明な点がある場合
- ■お身体の状態について告知するべきか判断に迷われる場合 なお、当社の社員・募集代理店の担当者は、告知内容についてご相談をお受けすること等はできません。
- ■告知内容のお客さま控をご確認いただき、告知内容にもれや間違いが判明した場合 なお、追加・訂正された告知内容をもとにご契約の引き受け・継続またはご契約内容の変更などについて再度検討 させていただきます。

告知専用フリーダイヤル



0120-845-871<通話料無料>

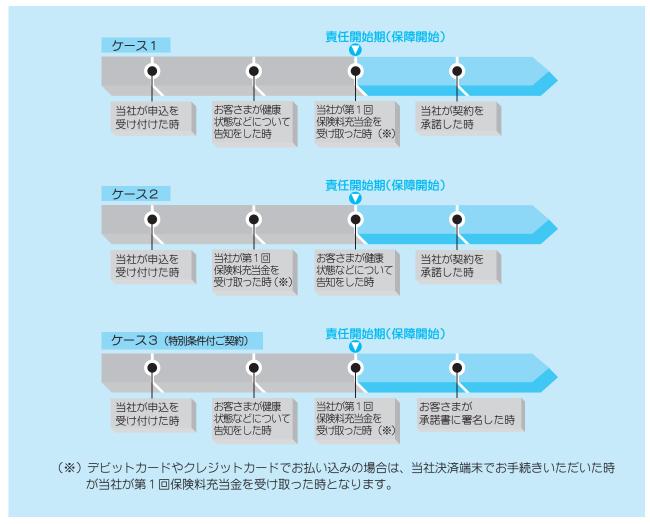
受付時間 月~金曜日 9:00-18:00 土曜日 9:00-17:00 (祝日・年末年始を除く)

- *プライバシー保護のため、お問い合わせ・お申し出は必 ず被保険者ご本人さまからお願いいたします。
- *告知専用フリーダイヤルへのお電話は、当社業務の運営 管理およびサービス充実等の観点から録音させていた だきます。

ご契約の成立と保障の責任開始期

(5年ごと配当付定期保険普通保険約款第9条、5年ごと配当付逓増定期保険普通保険約款第10条、5年ごと配当付生存給付金付定期保険普通保険約款第10条、各特約条項)

ご契約は、お客さまからのお申し込みに対して当社が承諾した時に有効に成立します。当社がご契約をお引き受けすることを承諾した場合には、第1回保険料充当金を当社が受け取った時(告知の前に受け取った場合は告知の時)からご契約上の保障が開始されます。



- ●特別条件付のご契約は、特別条件のお取り扱いを記載した承諾書に署名していただいた場合(ご契約者が法人の場合は署名・押印していただいた場合)に、第1回保険料充当金を当社が受け取った時(告知の前に受け取った場合は告知の時)にさかのぼって保障が開始されます。なお、「特別保険料領収法」のお取り扱いをするご契約については、そのほかに特別保険料のお払い込みが必要となります。
- ●ご契約が成立した場合には、当社は「保険証券」をお送りし承諾の通知とします。「保険証券」はご契約上のお手続きに必要なものですので、大切に保管してください。

保険のしくみ

主契約について	22
● 5年ごと配当付定期保険「TOP PLAN サクセスU」 ····································	22
● 5年ごと配当付逓増定期保険「TOP PLAN マジェスティU」	23
● 5年ごと配当付生存給付金付定期保険「Skip・U」 ····································	24
● 5年ごと配当付生存給付金付定期保険「なないろSkip」 ················	25
特約について	26

5年ごと配当付定期保険「TOP PLAN サクセスU」

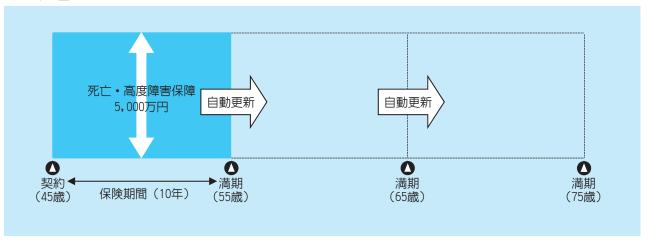
1 しくみ

- ●この保険は、保険期間中の死亡保障または所定の高度障害状態になられた場合の保障を確保できる保険です。
- ●なお、99歳満期タイプを「TOP PLAN サクセスU EX99」の販売愛称でお取り扱いしています。

2 ご契約例

5年ごと配当付定期保険「TOP PLAN サクセスU」

- ●45歳契約
- ●10年満期
- ●保険金額 5,000万円
- ■しくみ図



3 自動更新(10年満期の場合)

- ●ご契約は、保険期間満了日の2か月前までに継続しない旨のお申し出がない限り、被保険者の健康状態にかかわらず、 保険期間満了日の翌日に自動的に更新されます。
- ●更新後の保険期間は、更新前の保険期間と同一(10年)とします。
- ●更新後の保険料は、更新日現在の被保険者の保険年齢および保険料率によって計算します。したがって、更新後の保険料は更新前の保険料と異なります。また、更新後のご契約には更新日における約款が適用されます。
- ●つぎの場合には更新をお取り扱いしません。
 - ・契約日から更新後の保険期間満了日までの期間が30年をこえるとき
 - ・更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の保険年齢が75歳をこえるとき(※1)
 - 特別保険料領収法による特別条件が付加されているとき
 - (※1) この場合、75歳をこえないように5年~9年の範囲内で保険期間を変更して更新をお取り扱いします。したがって、75歳までの保険期間が5年未満の場合は更新をお取り扱いしません。



- この保険では、被保険者の契約年齢・保険期間などによっては、被保険者が死亡されたときまたは高度障害状態に該当されたときまでの経過年数により、死亡保険金額または高度障害保険金額が払込保険料の累計額を下回る場合があります。
- ご契約が「歳満期」の場合は、更新をお取り扱いしません。
- この保険には、満期保険金はありません。
- この保険には、当社が保険料をお立て替えし継続させる制度(保険料の自動貸付)のお取り扱いはありません。
- この保険では、契約者貸付制度はご利用いただけません。

5年ごと配当付逓増定期保険「TOP PLAN マジェスティリ」

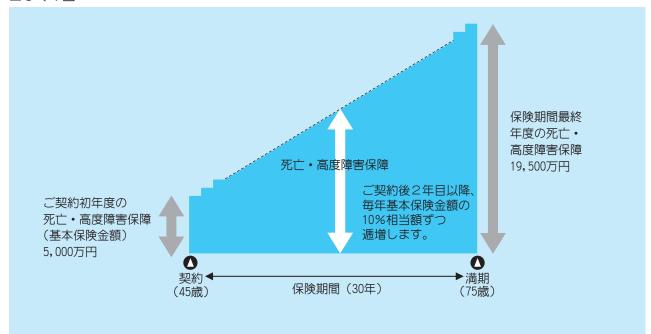
1 しくみ

- ●この保険は、保険期間中の死亡保障または所定の高度障害状態になられた場合の保障を確保できる保険です。
- ●毎年の保険金額の逓増の仕方により「5%複利型」と「10%単利型」があります。
- ●ご契約後2年目以降、「5%複利型」の場合は基本保険金額(ご契約時の保険金額)から5%複利で、「10%単利型」の場合は基本保険金額から基本保険金額の10%相当額ずつ、保険料は一定のまま保険金額が逓増します。
- ●保険金額が保険期間中に基本保険金額の5倍に達した場合、以降は保険期間満了まで保険金額は逓増しません。
- ●なお、95歳満期タイプと99歳満期タイプを「TOP PLAN マジェスティUα(アルファ)」の販売愛称でお取り扱いしています。

2 ご契約例

5年ごと配当付逓増定期保険「TOP PLAN マジェスティリ」(10%単利型)

- ●45歳契約
- ●75歳満期
- ●ご契約初年度の死亡・高度障害保険金額(基本保険金額) 5,000万円
- ■しくみ図





- この保険では、被保険者の契約年齢・保険期間などによっては、被保険者が死亡されたときまたは高度障害状態に該当されたときまでの経過年数により、死亡保険金額または高度障害保険金額が払込保険料の累計額を下回る場合があります。
- この保険には、満期保険金はありません。
- この保険には、当社が保険料をお立て替えし継続させる制度(保険料の自動貸付)のお取り扱いはありません。
- この保険では、契約者貸付制度はご利用いただけません。

5年ごと配当付生存給付金付定期保険「Skip・U」

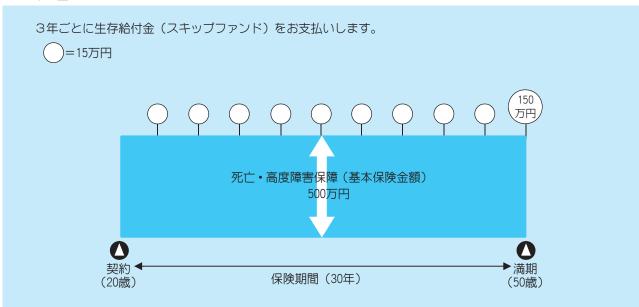
1 しくみ

- ●この保険は、保険期間中の死亡保障または所定の高度障害状態になられた場合の保障を確保できる保険です。
- ●保険期間中3年ごとに基本保険金額の3%、保険期間満了時には基本保険金額の30%の生存給付金をお支払いします。

2 ご契約例

5年ごと配当付生存給付金付定期保険「Skip・U」

- ●20歳契約
- ●30年満期
- ●基本保険金額 500万円
- ■しくみ図



5年ごと配当付生存給付金付定期保険「なないろSkip」

1 しくみ

- ●この保険は、5年ごと配当付生存給付金付定期保険に5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約「アシストセブン」、 5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約「アシストセブンプラス」および保険料払込免除特約(H25)の保 障をセットした保険です。
- ●保険期間中の死亡保障または所定の高度障害状態になられた場合の保障を確保できます。また、保険期間中3年ごとに主契約の基本保険金額の3%、保険期間満了時には主契約の基本保険金額の30%の生存給付金をお支払いします。
- ●所定のがん・上皮内がん等と診断されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中により所定の状態になられたとき、急性心筋梗塞・脳卒中により入院されたとき、所定の身体障害の状態になられたとき、または所定の要介護状態になられたときには、特約保険金をお支払いします。
- ●所定のがんと診断されたときなど、保険料払込の免除事由に該当されたときには、以後の保険料のお払い込みを免除します。

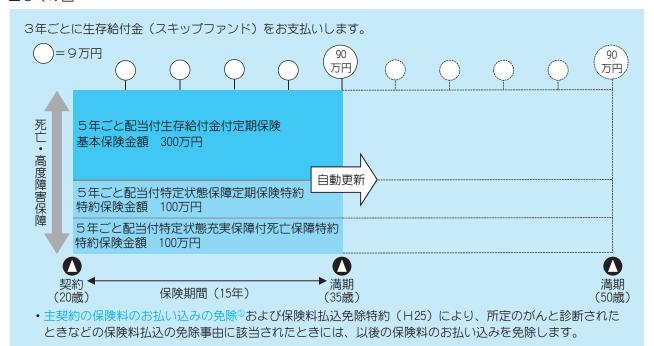
2 ご契約例

5年ごと配当付生存給付金付定期保険「なないろSkip」

- ●20歳契約
- ●15年満期

●5年ごと配当付生存給付金付定期保険(主契約) :基本保険金額 300万円 ●5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約 :特約保険金額 100万円 ●5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約 :特約保険金額 100万円

■しくみ図



3 自動更新

- ●ご契約は、保険期間満了日の2か月前までに継続しない旨のお申し出がない限り、被保険者の健康状態にかかわらず、 保険期間満了日の翌日に自動的に更新されます。
- ●更新は1回のみお取り扱いします。
- ●更新後の保険期間は、更新前の保険期間と同一(15年)とします。
- ●更新後の保険料は、更新日現在の被保険者の保険年齢および保険料率によって計算します。したがって、更新後の保 険料は更新前の保険料と異なります。また、更新後のご契約には更新日における約款が適用されます。
- ●保険料払込免除特約(H25)を解約後、主契約の保険料のお払い込みが免除された場合には、更新をお取り扱いしません。

① 主契約の保険料のお払い込みの免除については、「5年ごと配当付生存給付金付定期保険「Skip・U」「なないろSkip」【主契約】」の「保険料払込の免除」(40ページ)をご参照ください。

特約について

主契約には、各種の特約が付加できます。特約については、つぎのとおり取り扱います。なお、各特約の保障内容については、41ページ以降をご参照ください。

1 特約の保険期間

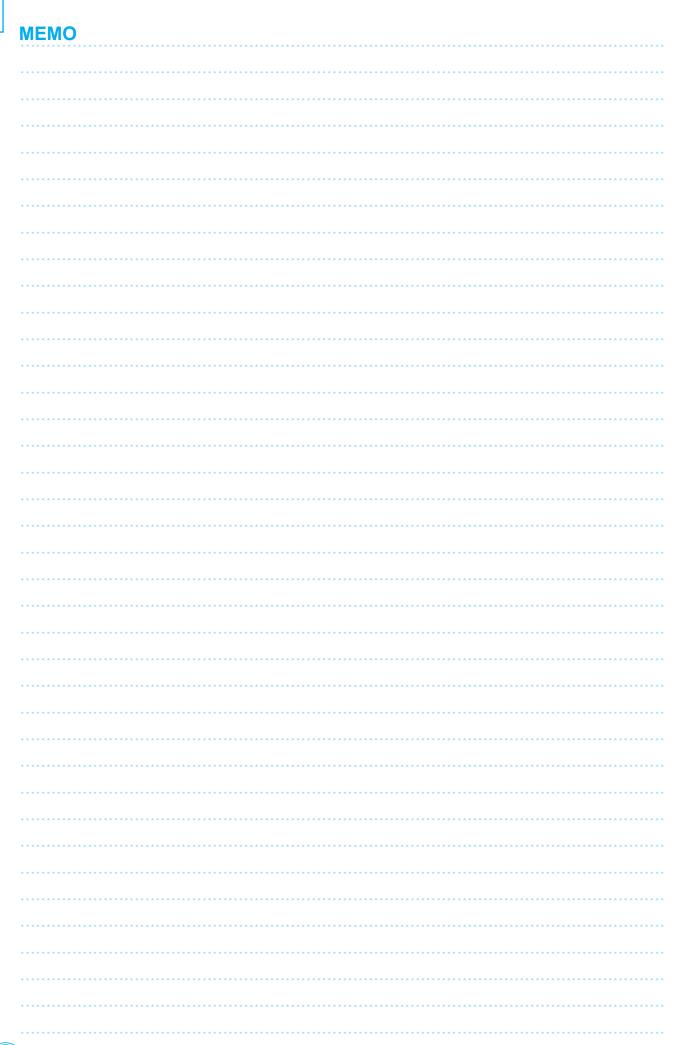
●ご契約時に付加できる特約の種類、保険期間および保険料払込期間は、つぎのとおりです。ただし、ご契約内容によっては特約を付加できない場合があります。

プとは行形を刊加とさない場合がめらます。					
主契約	付加できる特約	保険期間および 保険料払込期間			
5年ごと配当付定期保険 「TOP PLAN サクセスU」	傷害特約D 新総合医療特約D(H22) 入院一時給付特約D 8大生活習慣病入院特約D 女性特定疾病入院特約D(H22) 無配当先進医療特約 災害割増特約D	主契約の保険期間と同一 なお、主契約の更新を取り扱う 場合には、特約も更新を取り扱 います。(※1)(※2)			
	保険料払込免除特約(H25)	_			
5年ごと配当付逓増定期保険 「TOP PLAN マジェスティU」	傷害特約D 新総合医療特約D(H22) 入院一時給付特約D 8大生活習慣病入院特約D 女性特定疾病入院特約D(H22) 災害割増特約D	主契約の保険期間と同一			
	保険料払込免除特約(H25)	_			
5年ごと配当付生存給付金付定期保険「Skip・U」	5年ごと配当付定期保険特約 5年ごと配当付特定状態保障定期 保険特約 5年ごと配当付特定状態充実保障 付死亡保障特約 5年ごと配当付特定疾病保障定期 保険特約 5年ごと配当付指定・特定疾病診断 保障付死亡保障特約 傷害特約 D 新総合医療特約 D(H22) 入院一時給付特約 D 8大生活習慣病入院特約 D 女性特定疾病入院特約 D 女性特定疾病入院特約 D 妖害割増特約 D 災害割増特約 D	主契約の保険期間と同一			
	保険料払込免除特約(H25)	_			
5年ごと配当付生存給付金付定期保険 「なないろSkip」(※3)	5年ごと配当付特定状態保障定期 保険特約 5年ごと配当付特定状態充実保障 付死亡保障特約 傷害特約D 新総合医療特約D(H22) 入院一時給付特約D 8大生活習慣病入院特約D 女性特定疾病入院特約D 女性特定疾病入院特約D(H22) 無配当女性特定治療特約(2015) 特定損傷特約D 災害割増特約D 保険料払込免除特約(H25)	主契約の保険期間と同一なお、主契約の更新を取り扱う場合には、特約も更新を取り扱います。(※1)(※4)			

- (※1)・特約の更新を取り扱う場合、特約の保険期間満了日の2か月前までに、継続しない旨のお申し出がない限り、被保険者の健康状態にかかわらず、特約の保険期間満了日の翌日に自動的に更新されます。
 - 更新後の保険料は更新日現在の被保険者の保険年齢および保険料率によって計算します。したがって、更新後の特約保険料は更新前の特約保険料と異なります。また、更新後の特約には更新日における特約条項が適用されます。更新日に当社がその特約の締結を取り扱っていないときは、その特約にかえて、所定の特約により、更新とみなして取り扱うことがあります。
 - ・すでに給付金などのお支払いがあるときは、その支払日数などを更新後の特約の支払限度に通算します。
- (※2)・無配当先進医療特約については、更新日に当社が特約の締結を取り扱っていないときは、更新を取り扱わないことがあります。
 - ・特別保険料領収法による特別条件が付加されている特約については、更新をお取り扱いしません。
- (※3)・この保険は、ご契約時に、5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約、5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約および保険料払込免除特約(H25)を付加することを要します。
- (※4)・特定損傷特約Dについては、更新日現在の被保険者の保険年齢が45歳をこえるときは、更新をお取り扱い しません。

2 特約の消滅

●主契約が消滅した場合、各特約は消滅します。



保険金などのお支払い

保険金などのご請求方法	30	
■5年ごと配当付定期保険「TOP PLAN サクセスU」【主契約】	33	3
■5年ごと配当付逓増定期保険「TOP PLAN マジェスティU」【主契約】 …	39	
■5年ごと配当付生存給付金付定期保険「Skip・U」「なないろSkip」【主契約】 …	40	
■5年ごと配当付定期保険特約	41	
■5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約「アシストセブン」	42	
■5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約 「アシストセブンプラス」	56	
■5年ごと配当付特定疾病保障定期保険特約「シールド特約」	62	
■5年ごと配当付指定・特定疾病診断保障付死亡保障特約 「シールドプラス特約」	66	9
【保険料払込免除特約(H25) ····································	7	
■傷害特約D	75	
■新総合医療特約D(H22)「医のいちばんNEO」	80	
■入院一時給付特約D	85	
8大生活習慣病入院特約D	86	9
▼女性特定疾病入院特約D(H22)	88	3
無配当先進医療特約	92	
■無配当女性特定治療特約(2015)「レディエールモア」	94	
■特定損傷特約D「アクセル」	97	
▼災害割増特約D	98	3
保険金などをお支払いできない場合	99	

保険金などのご請求方法

保険金などの支払事由に該当された場合、保険金などのお支払いの可能性があると思われる場合、ご不明な点が生じた場合などには、当社の担当者またはコンタクトセンターまでご連絡ください。

1 ご請求手続きについて

ご請求手続きについては、ご契約のお申し込み時に別途お渡ししている「保険金などのご請求手続きとお支払事例」に詳しく記載しています。

- ●どのような場合に保険金などが支払われるかは、33ページ〜98ページをご覧ください。なお、日本国外で死亡された場合や入院・手術をされた場合などでも、国内と同様に約款の規定にもとづき保険金や給付金などをお支払いしますので、ご請求ください。
- ●保険金などのご請求には時効があります。保険金、給付金、解約返還金、保険料払込の免除などのご請求の権利は、 3年をすぎますとなくなりますので、ご注意ください。

■保険金などの支払時期

保険金などは請求書類が当社に到着した日(※1)の翌日からその日を含めて5営業日(※2)以内にお支払いします。ただし、保険金などをお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合のお支払期限は、つぎのとおりとします。

保険金などを	Eお支払いするための確認等が必要な場合	お支払期限(※3)
①保険金などをお支払い するための確認が必要 な場合	・保険金などの支払事由発生の有無の確認が必要な場合・保険金などの免責事由に該当する可能性がある場合・告知義務違反に該当する可能性がある場合・重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	請求書類が当社に到着した 日(※1)の翌日からその 日を含めて45日以内
②上記①の確認を行うた めの特別な照会や調査 が必要な場合	 弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会が必要な場合 研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合 ご契約者、被保険者または保険金などの受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合 日本国外における調査が必要な場合 	請求書類が当社に到着した 日(※1)の翌日からその 日を含めて180日以内

- (※1) 営業日でない場合は、翌営業日とします。なお、請求書類が当社に到着した日とは、完備された請求書類が当社に到着した日をいいます。
- (※2) 営業日とは、以下の日を除く日をいいます。(2016年10月現在)
 - 土曜日、日曜日
 - 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
 - ・12月31日から翌年1月3日まで
- (※3) ご契約者、被保険者または保険金などの受取人などが、正当な理由がなく確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときは、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金などをお支払いしません。

■保険金などの請求訴訟

保険金などの請求に関する訴訟については、当社の本店所在地または受取人の住所地と同一の都道府県内の支社所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。

2 代理請求制度

(指定代理請求特約条項)

ご契約者が被保険者の同意を得て「指定代理請求特約」を付加された場合、被保険者が受取人となる保険金などの代理請求を取り扱います。

①代理請求の対象となる保険金など

主契約・特約	代理請求の対象となる保険金などの種類		
5年ごと配当付定期保険	高度障害保険金、被保険者とご契約者が同一人である場合の保険料 払込の免除		
5年ごと配当付逓増定期保険	高度障害保険金、被保険者とご契約者が同一人である場合の保険料 払込の免除		
5年ごと配当付生存給付金付定期保険	高度障害保険金、被保険者とご契約者が同一人である場合の生存給 付金、被保険者とご契約者が同一人である場合の保険料払込の免除		
5年ごと配当付定期保険特約	特約高度障害保険金		
5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約	特約特定疾病保険金、特約障害保険金、特約介護保険金		
5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保 障特約	特約特定状態充実保障保険金、特約特定疾病保険金、特約障害保険金、特約介護保険金		
5年ごと配当付特定疾病保障定期保険特約	特約高度障害保険金、特約特定疾病保険金		
5年ごと配当付指定・特定疾病診断保障付 死亡保障特約	特約高度障害保険金、特約指定疾病保険金、特約特定疾病保険金		
保険料払込免除特約(H25)	被保険者とご契約者が同一人である場合の保険料払込の免除		
傷害特約D	障害給付金		
新総合医療特約D(H22)	災害入院給付金、疾病入院給付金、手術給付金、放射線治療給付金、 骨髄ドナー給付金		
入院一時給付特約D	入院一時給付金		
8大生活習慣病入院特約D	入院給付金		
女性特定疾病入院特約 D (H22)	入院給付金		
無配当先進医療特約	先進医療給付金、先進医療一時給付金		
無配当女性特定治療特約(2015)	女性特定手術給付金、乳房再建給付金		
特定損傷特約 D 特定損傷給付金			
災害割増特約D 高度障害による災害割増保険金			
-	一 被保険者とご契約者が同一人である場合の契約者配当金		

・上表の代理請求の対象となる保険金などについては、すえ置かれたものを含みます。

②代理請求できる場合

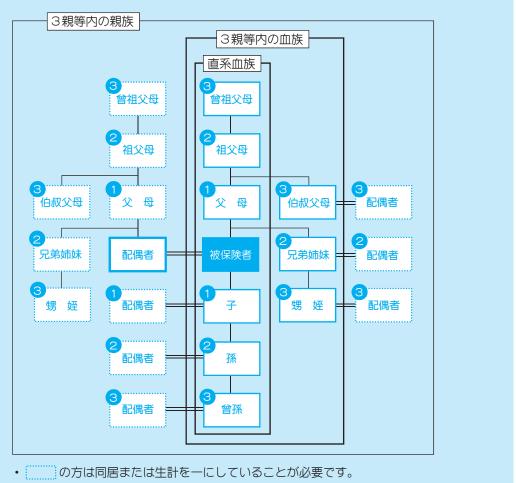
- ●被保険者が受取人となる保険金などの支払事由が生じた場合、その受取人が保険金などを請求できないつぎの特別な事情があるときは、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が保険金などを請求することができます。ただし、保険金などの受取人が法人である場合には、保険金などの代理請求はできません。
 - ・被保険者が、精神上の障害により判断能力を欠く常況にあるため、保険金などを請求できないとき
 - 被保険者ご本人が、病名を知らされていないため(がん等の当社が認める傷病名の場合)、保険金などを請求できないとき

など

③代理請求できる方

- ●保険金などを代理請求できる方は、つぎのとおりとします。ただし、故意に保険金などの支払事由を生じさせた方または故意に被保険者を保険金などの請求ができない状態に該当させた方を除きます。
 - ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人。ただし、請求時において、つぎのいずれかに該当することを要します。
 - (1)被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2)被保険者の直系血族または3親等内の血族(※1)
 - (3)被保険者と同居しまたは生計を一にしている被保険者の3親等内の親族(※1)
 - (4)(3)以外で被保険者と同居しまたは生計を一にしている方で、当社が認めた方
 - (5)被保険者の財産管理を行っている方で、当社が認めた方
 - (6)(4)または(5)と同等の特別な事情があると当社が認めた方
 - 上記に該当する方がいない場合には、死亡保険金受取人(※2)。ただし、請求時において、つぎのいずれかに該当することを要します。
 - (1)被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2)被保険者の直系血族または3親等内の血族(※1)
 - (3)被保険者と同居しまたは生計を一にしている方

(※1) 直系血族、3親等内の血族および3親等内の親族について



- ・二重線は婚姻関係を表し、数字は親等を表します。
- (※2)・該当する死亡保険金受取人が2人以上のときは、当該受取人は共同して請求してください。
 - 死亡保険金受取人が死亡されたことにより主契約の規定にもとづき死亡保険金受取人となった方を除きます。

④代理請求のその他の留意点

- ●万一の際に備え、支払事由および代理請求できる旨をあらかじめ指定代理請求人、死亡保険金受取人にお伝えください。
- ●指定代理請求人または死亡保険金受取人の変更が行われた場合、変更を行った後は、変更前に請求可能な保険金などがあっても、変更を行う前の指定代理請求人または死亡保険金受取人による保険金などの代理請求は取り扱いません。
- ●保険金などの受取人の代理人(以下「代理請求人」といいます)に保険金などをお支払いしたときは、その後保険金などの請求を受けても、当社は重複してのお支払いはしません。
- ●代理請求人に保険金などをお支払いした後、ご契約者または被保険者からのお問い合わせがあった場合、当社はその 支払状況について事実にもとづいて回答せざるを得ませんので、ご承知おき願います。この場合、回答により万一不 都合が生じても、当社は責任を負いかねますので、関係者で解決していただくことになります。
- ●代理請求人から保険金などをご請求いただいた場合、当社が必要と認めたときは、代理請求人に必要な事項の確認に ついてご協力いただくことがあります。
- ●ご契約者は、被保険者の同意および当社の承諾を得て、指定代理請求人を変更することができます。変更される場合は、コンタクトセンターまでご連絡ください。

5年ごと配当付定期保険「TOP PLAN サクセスU」【主契約】

死亡されたときまたは所定の高度障害状態になられたときに保険金をお支払いします。また、不慮の事故 により所定の身体障害の状態になられたときに、以後の保険料のお払い込みを免除します。

お支払いする保険金・ 保険料払込の免除	保険金をお支払いする場合 保険料のお払い込みを免除する場合	お支払額	受取人
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき		死亡保険金受取人
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、保険期間中に対象となる高度障害状態(※1)に該当されたとき	保険金額	被保険者(*)
保険料払込の免除	被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故(※2)による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内、かつ、保険料払込期間中に、対象となる身体障害の状態(※3)に該当されたとき	I	_

- (*)ご契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人がご契約者である場合には、ご契約者とします。
- ●主契約の保険料のお払い込みが免除された場合、付加されている特約の保険料のお払い込みも免除されます。



- 対象となる高度障害状態および身体障害の状態は、公的な身体障害者認定基準などとは要件が 異なります。
- 高度障害状態に複数該当した場合でも、高度障害保険金は重複してはお支払いしません。
- 高度障害保険金をお支払いした場合、ご契約は高度障害状態に該当した時に消滅したものとし
- 死亡保険金と高度障害保険金は重複してはお支払いしません。
- 保険料のお払い込みが免除された場合、保険金額の減額などのご契約内容の変更や転換などは お取り扱いできません。
- 死亡保険金のお支払いについて、重大事故で将来失踪宣告が認められることが確実な場合など には、死亡されたものと認めて死亡保険金をお支払いする場合があります。
- 責任開始期前にすでに発病していた疾病により高度障害状態に該当した場合でも、当社が、ご 契約の締結または復活の際に、告知などにより知っていたその疾病に関する事実を用いて承諾 したときは、責任開始期以後に発病した疾病により高度障害状態に該当したものとみなして取 り扱います。
- (※1)対象となる高度障害状態はつぎのとおりです。
 - ■高度障害状態の例





言語またはそしゃくの 機能を 永久に 喪失



中枢神経系・精神または 胸腹部臓器に著しい 障害を残し、終身常に 介護を要するもの



両腕について、 手首を切断、 または機能を 永久に喪失 🥒



両足について、 足首を切断、 または機能を 永久に喪失



片方の手首を切断、かつ、 片方の足首を切断 または片方の足の 機能を永久に喪失

片方の腕の機能を 永久に喪失 かつ片方の 足首を切断



■約款抜粋

【5年ごと配当付定期保険 表 1、5年ごと配当付逓増定期保険 表 1、5年ごと配当付生存給付金付定期保険 表 1、5年ごと配当付定期保険特約 表 1、5年ごと配当付特定疾病保障定期保険特約 表 2、5年ごと配当付指定・特定疾病診断保障付死亡保障特約 表 2、災害割増特約 2 表 1 】

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

対象となる高度障害状態	
7 555 = 5 5 7 522, 7 = 7 7 5.	備考
両眼の視力を全く永久に失ったもの	(1) 視力は、万国式試視力表により、1眼ずつ、矯正視
	力について測定します。
	(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02
	以下になって回復の見込のない場合をいいます。
	(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を
	失ったものとはみなしません。
言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎ
	のいずれかの場合をいいます。
	① 語音構成機能障害で、つぎの(ア)から(エ)までのう
	ち3つ以上の状態に該当し、その回復の見込がない
	場合
	(ア) いずれの口唇音についても発音ができない状態 (イ) いずれの歯舌音についても発音ができない状態
	(f) いずれの口蓋音についても発音ができない状態 (I) いずれの喉頭音についても発音ができない状態
	(1) いりものが映頭目に りいて も光目がてきない休息
	□唇音 ま行音、ぱ行音、ば行音、わ行音、
	31 Strat Killer Killer (1911)
	さ行音、しゅ、し、ざ行音、じゅ
	□蓋音 か行音、が行音、や行音、ひ、にゆ、
	ぎゅ、ん
	喉頭音 は行音
	② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語によ
	る意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がな
	い場合
	③ 声帯全部の摘出により発音ができない場合
	(2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、
	口腔(舌を含みます。)の運動障害または欠損により、
	流動食以外のものは摂取できない状態(流動食を摂取
	できない状態も含みます。)で、その回復の見込のない
	場合をいいます。

対象となる高度障害状態			
	EAST NO.	備考	
中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残り、		「護を要するもの」とは、つぎの1から8ま	
し、終身常に介護を要するもの	での項目すべてについて、それぞれつぎに定める行為か 自分ではできず、常に他人の介護を要する状態で、その		
		9、吊に他人の力護を安する仏態で、その一)ない場合をいいます。	
		が& (1 1 m 回 で () () な y 。	
	項目	行為	
	1. 食物	はし、スプーン、フォーク等を使用して	
	の摂取	食物を口の中に運ぶこと	
	2. 排便	洋式便器に座った状態で排便すること	
		(便器に座るまでの行為は含みません。)	
	3. 排尿	洋式便器に座った状態で排尿すること	
		(便器に座るまでの行為は含みません。)	
	4. 排便	排便および排尿後に身体の汚れたところ	
	および	を拭き取ること	
	排尿の		
	後始末		
	5. 衣服	ボタンのない肌着および下着を着たり脱し、ボタンのない肌着および下着を着たり脱し、	
	の着脱 6. 起居	いだりすること	
		傾になりた状態から起き上がり、座位を 保つこと	
	7. 歩行	立った状態から歩くこと	
	8. 入浴	一般家庭浴槽に出入りすること	
両上肢を手関節以上で失ったもの	(1) 「上肢の	運動機能を全く永久に失ったもの」とは、	
	つぎのいす	ずれかの場合をいいます。	
両上肢の運動機能を全く永久に失ったもの	① 上肢を	自分の力では全く動かすことができない状	
		の回復の見込のない場合	
1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の運動		3大関節(肩関節、肘関節および手関節)	
機能を全く永久に失ったもの		こついて、自分の力では全く動かすことがで	
両下肢を足関節以上で失ったもの)つ、他人の力を借りても全く動かすことが)状態で、その回復の見込のない場合	
)運動機能を全く永久に失ったもの」とは、	
両下肢の運動機能を全く永久に失ったもの		が出れかの場合をいいます。	
 1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の運動		自分の力では全く動かすことができない状	
「下放を定検的以上で大い、かり、他の「下放の運動」 機能を全く永久に失ったもの		の回復の見込のない場合	
1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以)3大関節(股関節、膝関節および足関節)	
上で失ったもの	すべてに	こついて、自分の力では全く動かすことがで	
1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の運動機能		つ、他人の力を借りても全く動かすことが	
を全く永久に失ったもの	できない	状態で、その回復の見込のない場合	
1上肢の運動機能を全く永久に失い、かつ、1下肢を	1		
足関節以上で失ったもの			

(※2)対象となる不慮の事故はつぎのとおりです。

■約款抜粋

【5年ごと配当付定期保険 別表2、5年ごと配当付逓増定期保険 別表2、5年ごと配当付生存給付金付定期保険 別表2、5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約 別表2、5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約 別表7、傷害特約D 別表2、新総合医療特約D(H22) 別表2、入院一時給付特約D 別表2、特定損傷特約D 別表2、災害割増特約D 別表2】

対象となる不慮の事故とは表Aの定義による急激かつ偶発的な外来の事故とします。ただし、表Aの定義を すべて満たす場合であっても、表Bに掲げるものは対象となる不慮の事故に該当しません。

表A 急激・偶発・外来の定義

急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性または
	持続性が認められるものは該当しません。)
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者の故意にもとづかず、かつ、被保険者にとって予
	見できないことをいいます。
外来	事故および事故の原因が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(疾病や疾病に起因する
	外因等身体の内部に原因があるものは該当しません。)

表B 不慮の事故に該当しないもの

4 + + 1	
1. 軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪した
	場合における、その軽微な外因
2. 疾病の診断、治	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、処置および医薬品等の使用による有害作用
療を目的としたも	(いずれも患者の行った場合を含みます。)
の	
3. 疾病による障害	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体
の状態にある者の	の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
窒息等	
4. 気象条件による	つぎに掲げるもの
過度の高温、気圧	(1) 気象条件による過度の高温(熱中症(日射病、熱射病)等の原因となったもの)
の変化等および環	(2) 高圧、低圧および気圧の変化(高山病、航空病、潜水病等の原因となったもの)
境的要因によるも	(3) 食料、水分の不足(飢餓、脱水症等の原因となったもの)
0	(4) 身体の動揺(乗り物酔い等の原因となったもの)、騒音、振動
5. 過度の肉体行使、	過度の肉体行使、レクリエーションその他の活動における過度の運動
運動	
6. 化学物質、薬物	つぎに掲げるもの
の作用、飲食物の	(1)接触皮膚炎の原因となった洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質の作用
摂取等	(2) アレルギー、皮膚炎等の原因となった外用薬の作用または薬物接触
	(3) 細菌性の食中毒またはアレルギー性、中毒性の胃腸炎もしくは大腸炎等の原因となっ
	た飲食物等の摂取
7. 処刑	司法当局の命令により執行されたすべての処刑

備考

該当例	非該当例
つぎのようなものは、表Aの定義をすべて満たす場合に、	つぎのようなものは、表Aの定義のいずれかを満たさな
急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。	いため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。
• 交通事故	• 公害
• 転落、転倒	・ 職業病の原因となったもの
・火災	・自殺および自傷行為
弱水	• 感染症
• 窒息	・疾病の症状に起因する入浴中の溺水

(※3)対象となる身体障害の状態はつぎのとおりです。

■約款抜粋

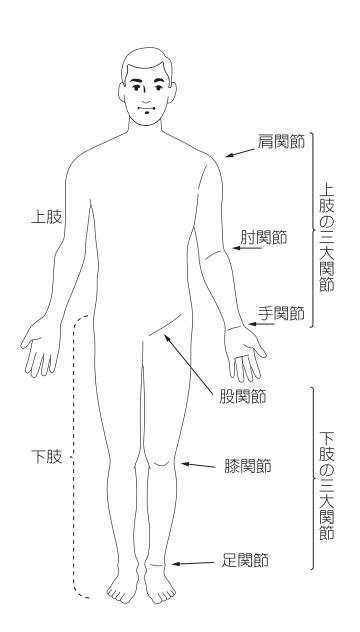
【5年ごと配当付定期保険 表2、5年ごと配当付逓増定期保険 表2、5年ごと配当付生存給付金付定期保険 表2】

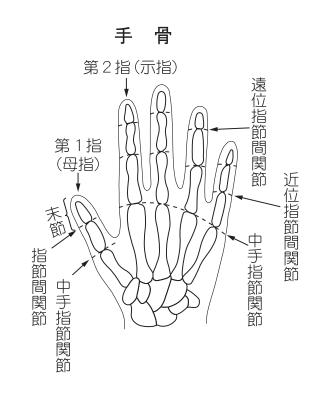
対象となる身体障害の状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

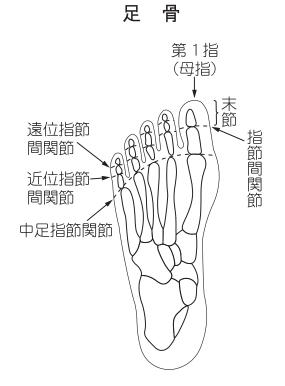
対象となる身体障害の状態	
刈家となる身体障害の状態	備考
1 眼の視力を全く永久に失ったもの	(1) 視力は、万国式試視力表により、1 眼ずつ、矯正視力について測定します。
	(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。 (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

対象となる身体障害の状態	備考
ー 一両耳の聴力を全く永久に失ったもの	(1) 聴力の測定は、日本工業規格(昭和57年8月14日改定)に準拠した
714 946/3 GE (3.9 (1.5 (5.7 C G S	オージオメータで行います。
	(2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000
	へルツにおける聴力レベルをそれぞれ a・b・c デシベルとしたとき、
	1 (a+2b+c) の値が90デシベル以上 (耳介に接しても大声語を
	理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。
 	(1) 「脊柱に著しい奇形を永久に残すもの」とは、脊柱の奇形が通常の
害を永久に残すもの	衣服を着用しても外部から見て明らかにわかる程度以上で回復の見 込のない場合をいいます。
	の場合をいいます。
	① 頸椎について、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他
	人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見
	込のない場合
	② 胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の
	うち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された状
	態で、その回復の見込のない場合
1 上肢を手関節以上で失ったもの	(1) 「上肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれか
	の場合をいいます。
	① 上肢を自分の力では全く動かすことができない状態で、その回復
1上肢の運動機能を全く永久に失った	の見込のない場合
もの	② 上肢の3大関節(肩関節、肘関節および手関節)すべてについて、 自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても
	全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合
1上肢の3大関節中の2関節の用を全	(2) 「下肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれか
く永久に失ったもの	の場合をいいます。
	① 下肢を自分の力では全く動かすことができない状態で、その回復
1 下肢を足関節以上で失ったもの	の見込のない場合
	② 下肢の3大関節 (股関節、膝関節および足関節) すべてについて、
	自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても
 1 下肢の運動機能を全く永久に失った	全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合
もの	(3) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合
	をいいます。
 1下肢の3大関節中の2関節の用を全	① 関節について、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他
「下版の3人関助中の2関助の用を主 く永久に失ったもの	人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見
	込のない場合
4. T.O.C.T.K.+. + + + -	② 人工骨頭または人工関節を挿入置換した場合
1手の5手指を失ったもの	「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、そ の他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
1手の第1指(母指)および第2指(示	
指)を含んで4手指を失ったもの	
10手指の用を全く永久に失ったもの	「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をい
	います。
	① 手指の末節の2分の1以上を失った場合
	② 手指の中手指節関節または近位指節間関節(第1指(母指)におい
	ては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復 の見込のない場合
10足指を失ったもの	「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。







5年ごと配当付逓増定期保険「TOP PLAN マジェスティリ」【主契約】

死亡されたときまたは所定の高度障害状態になられたときに保険金をお支払いします。また、不慮の事故により所定の身体障害の状態になられたときに、以後の保険料のお払い込みを免除します。

お支払いする保険金・ 保険料払込の免除	保険金をお支払いする場合 保険料のお払い込みを免除する場合	お支払額 (※ 1)	受取人
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	死亡された時 における保険 金額	死亡保険金受 取人
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、保険期間中に対象となる高度障害状態 [©] に該当されたとき	高度障害状態 に該当された 時における保 険金額	被保険者(*)
保険料払込の免除	被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故®による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内、かつ、保険料払込期間中に、対象となる身体障害の状態®に該当されたとき	I	_

- (*)ご契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人がご契約者である場合には、ご契約者とします。
- ●主契約の保険料のお払い込みが免除された場合、付加されている特約の保険料のお払い込みも免除されます。



- 対象となる高度障害状態および身体障害の状態は、公的な身体障害者認定基準などとは要件が異なります。
- 高度障害状態に複数該当した場合でも、高度障害保険金は重複してはお支払いしません。
- 高度障害保険金をお支払いした場合、ご契約は高度障害状態に該当した時に消滅したものとします。
- 死亡保険金と高度障害保険金は重複してはお支払いしません。
- 保険料のお払い込みが免除された場合、基本保険金額の減額や転換などはお取り扱いできません。
- 死亡保険金のお支払いについて、重大事故で将来失踪宣告が認められることが確実な場合などには、死亡されたものと認めて死亡保険金をお支払いする場合があります。
- 責任開始期前にすでに発病していた疾病により高度障害状態に該当した場合でも、当社が、ご契約の締結または復活の際に、告知などにより知っていたその疾病に関する事実を用いて承諾したときは、責任開始期以後に発病した疾病により高度障害状態に該当したものとみなして取り扱います。
- (※1)・この保険の保険金額は逓増します。死亡・高度障害保険金のお支払額は、死亡・高度障害状態になられた時の保険金額となります。くわしくは、「保険のしくみ」[@]をご参照ください。
 - ・特別保険料領収法による特別条件が付加されているご契約については、支払事由に該当した時における保険 金額が解約返還金額を下回ることがあります。この場合、解約返還金と同額を保険金としてお支払いします。

① 対象となる高度障害状態については、「5年ごと配当付定期保険「TOP PLAN サクセスU」【主契約】」の(※1) (33ページ)をご参照ください。

② 不慮の事故については、「5年ごと配当付定期保険「TOP PLAN サクセスU」【主契約】」の(※2)(35ページ)をご参照ください。

③ 対象となる身体障害の状態については、「5年ごと配当付定期保険「TOP PLAN サクセスU」【主契約】」の(※3)(36ページ)をご参照ください。

④ 「保険のしくみ」については、23ページをご参照ください。

5年ごと配当付生存給付金付定期保険「Skip・U」「なないろSkip」【主契約】

死亡されたときまたは所定の高度障害状態になられたときに保険金をお支払いし、3年ごとに生存されているときに生存給付金をお支払いします。また、不慮の事故により所定の身体障害の状態になられたときに、以後の保険料のお払い込みを免除します。

お支払いする保険金・給付金・ 保険料払込の免除	保険金・給付金をお支払いする場合 保険料のお払い込みを免除する場合	お支払額	受取人
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	甘士归除合始	死亡保険金受取人
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後の傷害または 疾病を原因として、保険期間中に対象と なる高度障害状態 [®] に該当されたとき	基本保険金額	被保険者(*)
生存給付金	被保険者が保険期間中に到来する3年ご との年単位の契約応当日の前日の満了時 に生存されているとき(保険期間満了時 を除きます)	基本保険金額の3%	ご契約者
	被保険者が保険期間満了時に生存されているとき	基本保険金額 の30%	
保険料払込の免除	被保険者が責任開始期以後に発生した不 慮の事故®による傷害を直接の原因とし て、その事故の日からその日を含めて180 日以内、かつ、保険料払込期間中に、対 象となる身体障害の状態®に該当された とき	_	_

- (*)ご契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人がご契約者である場合には、ご契約者とします。
- ●生存給付金は当社所定の利率(金利水準などにより変更することがあります。利率については当社ホームページ (http://www.dai-ichi-life.co.jp/)をご覧ください)による利息をつけて自動的にすえ置きます。また、お申し 出により生存給付金をすえ置かずにお支払いすることもできます。なお、立替金や貸付金がある場合には、生存給付金からそれらの額を差し引いた金額をすえ置きます。保険金のお支払いによりご契約が消滅するときは、すえ置かれた生存給付金を、その保険金の受取人にお支払いします。
- ●主契約の保険料のお払い込みが免除された場合、付加されている特約の保険料のお払い込みも免除されます。



- 対象となる高度障害状態および身体障害の状態は、公的な身体障害者認定基準などとは要件が異なります。
- 高度障害状態に複数該当した場合でも、高度障害保険金は重複してはお支払いしません。
- 高度障害保険金をお支払いした場合、ご契約は高度障害状態に該当した時に消滅したものとします。
- 死亡保険金と高度障害保険金は重複してはお支払いしません。
- ・ 保険料のお払い込みが免除された場合、基本保険金額の減額や転換などはお取り扱いできません。
- 死亡保険金のお支払いについて、重大事故で将来失踪宣告が認められることが確実な場合などには、死亡されたものと認めて死亡保険金をお支払いする場合があります。
- 責任開始期前にすでに発病していた疾病により高度障害状態に該当した場合でも、当社が、ご契約の締結または復活の際に、告知などにより知っていたその疾病に関する事実を用いて承諾したときは、責任開始期以後に発病した疾病により高度障害状態に該当したものとみなして取り扱います。

① 対象となる高度障害状態については、「5年ごと配当付定期保険「TOP PLAN サクセスU」【主契約】」の(※1)(33ページ)をご参照ください。

② 不慮の事故については、「5年ごと配当付定期保険「TOP PLAN サクセスU」【主契約】」の(※2) (35ページ)をご参照ください。

③ 対象となる身体障害の状態については、「5年ごと配当付定期保険「TOP PLAN サクセスU」【主契約】」の(※3)(36ページ)をご参照ください。

5年ごと配当付定期保険特約

死亡されたときまたは所定の高度障害状態になられたときに保険金をお支払いします。

お支払いする保険金	お支払いする場合	お支払額	受取人
特約死亡保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡されたとき	杜奶 瓜哈 <u></u>	主契約の死亡保険 金受取人
特約高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に対象となる高度障害状態 [©] に該当されたとき	特約保険金額 	被保険者(*)

(*)ご契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人がご契約者である場合には、ご契約者とします。



- 対象となる高度障害状態は、公的な身体障害者認定基準などとは要件が異なります。
- 高度障害状態に複数該当した場合でも、特約高度障害保険金は重複してはお支払いしません。
- 特約高度障害保険金をお支払いした場合、この特約は高度障害状態に該当した時に消滅したものとします。
- 特約死亡保険金と特約高度障害保険金は重複してはお支払いしません。
- 責任開始期前にすでに発病していた疾病により高度障害状態に該当した場合でも、当社が、この特約の締結または復活の際に、告知などにより知っていたその疾病に関する事実を用いて承諾したときは、責任開始期以後に発病した疾病により高度障害状態に該当したものとみなして取り扱います。

5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約「アシストセブン」

つぎの<mark>1</mark>から<mark>4</mark>までの場合に保険金をお支払いします。

- 1 所定のがん、急性心筋梗塞、脳卒中により所定の状態になられたとき
- 2 所定の身体障害の状態(主契約の高度障害状態を含みます)になられたとき
- 3 所定の要介護状態になられたとき
- 4 死亡されたとき

1 所定のがん、急性心筋梗塞、脳卒中により所定の状態になられたとき

お支払いする保険金		お支払いする場合	お支払額	受取人
特約特定疾病保険金	悪性新生物(がん)	被保険者が責任開始期以後、この特約の保険期間中に、生まれて初めて悪性新生物(※1)に罹患し、かつ、医師により病理組織学的所見(生検)によって診断確定(病理組織学的所見が得られないときは、他の所見による診断確定も認めることがあります)されたとき・上皮内がん(非浸潤がん、大腸の粘膜がんを含みます)、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを除きます。 ・責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に罹患した乳房の悪性新生物については、お支払いしません。ただし、その後(乳房の悪性新生物については責任開始期の属する日からその乳房の悪性新生物と因果関係のない悪性新生物にできぬて90日経過後)、被保険者がその乳房の悪性新生物と因果関係のない悪性新生物に罹患し、医師により診断確定されたときはお支払いします。		
	急性心筋梗塞	被保険者が責任開始期以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中に、急性心筋梗塞(※1)を発病し、その急性心筋梗塞の初診日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき・急性心筋梗塞には再発性心筋梗塞を含みます。狭心症などは含まれません。・「労働の制限を必要とする状態」とは、「軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態」をいいます。	特約保険 金額	被保険者(*)
	脳卒中	被保険者が責任開始期以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中に、脳卒中(※1)を発病し、その脳卒中の初診日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき		

^{・(*)}ご契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人がご契約者である場合には、ご契約者とします。



- 責任開始期前にすでにがんに罹患していたときは、責任開始期以後に新たにがんに罹患しても特約特定疾病保険金をお支払いしません。
- 上皮内がん(非浸潤がん、大腸の粘膜がんを含みます)、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんについては、特約特定疾病保険金をお支払いしません。
- 責任開始期の属する日から90日以内に罹患した乳がんについては、特約特定疾病保険金をお支払いしません。
- 急性心筋梗塞は「初診日から60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたこと」が特約特定疾病保険金のお支払いの要件です。
- 脳卒中は「初診日から60日以上、言語障害、運動失調、麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたこと」が特約特定疾病保険金のお支払いの要件です。
- 特約特定疾病保険金の支払事由に複数該当した場合でも、特約特定疾病保険金は重複してはお支払いしません。
- 特約特定疾病保険金をお支払いした場合、この特約は特約特定疾病保険金の支払事由に該当した時に消滅したものとします。
- 特約特定疾病保険金、特約障害保険金、特約介護保険金、特約死亡保険金は重複してはお支払いしません。
- 責任開始期前にすでに発病していた疾病により急性心筋梗塞または脳卒中による所定の状態に該当した場合でも、当社が、この特約の締結または復活の際に、告知などにより知っていたその疾病に関する事実を用いて承諾したときは、責任開始期以後に発病した疾病により急性心筋梗塞または脳卒中による所定の状態に該当したものとみなして取り扱います。
- (※1)対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中はつぎのとおりです。

【5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約 表1、保険料払込免除特約(H25)表1】

対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中とは、次表によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

疾病名	疾病の定義	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、	□唇、□腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
	組織への無制限かつ 浸潤破壊的増殖で特 徴付けられる疾病。た だし、上皮内癌(D00 - D09)、および皮膚 の悪性黒色腫以外の 皮膚癌(C44)を除く。	 ・□唇の悪性新生物 ・舌根〈基底〉部の悪性新生物 ・舌のその他および部位不明の悪性新生物 ・歯肉の悪性新生物 ・□蓋の悪性新生物 ・己の他および部位不明の□腔の悪性新生物 ・耳下腺の悪性新生物 ・その他および部位不明の大唾液腺の悪性新生物 ・再味の悪性新生物 ・その他および部位不明の大唾液腺の悪性新生物 ・扁桃の悪性新生物 ・中咽頭の悪性新生物 ・卑く上>咽頭の悪性新生物 ・梨状陥凹〈洞〉の悪性新生物 ・乳状陥凹〈洞〉の悪性新生物 ・不咽頭の悪性新生物 ・その他および部位不明確の□唇、□腔および咽頭の悪性新生物 ・その他および部位不明確の□唇、□腔および咽頭の悪性新生物 	C 00 C 01 C 02 C 03 C 04 C 05 C 06 C 07 C 08 C 09 C 10 C 11 C 12 C 13

疾病名	疾病の定義	分類項目	基本分類コード
		消化器の悪性新生物	C15-C26
		・ 食道の悪性新生物	C15
		・胃の悪性新生物	C16
		・ 小腸の悪性新生物	C17
		• 結腸の悪性新生物	C18
		・直腸S状結腸移行部の悪性新生物	C19
		・直腸の悪性新生物	C 20
		・肛門および肛門管の悪性新生物	C21
		・肝および肝内胆管の悪性新生物 ・胆のう<嚢>の悪性新生物	C22 C23
		・その他および部位不明の胆道の悪性新生物	C23
		・膵の悪性新生物	C 25
		・その他および部位不明確の消化器の悪性新生物	C26
			C30-C39
		・鼻腔および中耳の悪性新生物	C30
		・副鼻腔の悪性新生物	C31
		・喉頭の悪性新生物	C32
		・気管の悪性新生物 ・気管支および肺の悪性新生物	C33 C34
		・胸腺の悪性新生物	C34
		・心臓、縦隔および胸膜の悪性新生物	C38
		・その他および部位不明確の呼吸器系および胸腔内臓器	
		の悪性新生物	C39
		骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
		・(四)肢の骨および関節軟骨の悪性新生物 ・その他および部位不明の骨および関節軟骨の悪性新生	C40
		物	C41
		皮膚の悪性黒色腫	C 43
		中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
		• 中皮腫	C 45
		・カポジ肉腫 ・末梢神経および自律神経系の悪性新生物	C 46 C 47
		・後腹膜および腹膜の悪性新生物	C47
		・その他の結合組織および軟部組織の悪性新生物	C 49
		乳房の悪性新生物	C50
		女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
		・外陰(部)の悪性新生物	C51
		・腟の悪性新生物	C52
		・子宮頚部の悪性新生物	C 53
		・子宮体部の悪性新生物・子宮の悪性新生物、部位不明	C54 C55
		・卵巣の悪性新生物、部位が明	C 56
		・その他および部位不明の女性生殖器の悪性新生物	C57
		・胎盤の悪性新生物	C58
		男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
		・陰茎の悪性新生物・前立腺の悪性新生物	C60 C61
		• 間立脉の悪性利生物 • 精巣<睾丸>の悪性新生物	C62
		・その他および部位不明の男性生殖器の悪性新生物	C 63
		腎尿路の悪性新生物	C64-C68
		・腎盂を除く腎の悪性新生物	C 64
		・腎盂の悪性新生物	C65
		・尿管の悪性新生物	C66
		・膀胱の悪性新生物 ・その他および部位不明の尿路の悪性新生物	C67 C68
		・ていにのより回ば小児の水路の赤は村土物	C00

疾病名	疾病の定義	分類項目	基本分類コード
		眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
		・眼および付属器の悪性新生物・髄膜の悪性新生物・脳の悪性新生物・脊髄、脳神経およびその他の中枢神経系の部位の悪性	C69 C70 C71
		新生物	C72
		甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
		・甲状腺の悪性新生物	C73
		 副腎の悪性新生物 スの他の内へ込みによってが思える場合の悪性がたけ物 	C74
		・その他の内分泌腺および関連組織の悪性新生物	C75
		部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
		│ ・その他および部位不明確の悪性新生物 ・リンパ節の続発性および部位不明の悪性新生物	C76 C77
		・呼吸器および消化器の続発性悪性新生物	C78
		・その他の部位の続発性悪性新生物	C79
		・部位の明示されない悪性新生物	C80
		リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81 – C96
		│ │ ・ホジキン病 │ │ ・ろ<濾>胞性 [結節性] 非ホジキンリンパ腫	C81 C82
		・びまん性非ホジキンリンパ腫	C83
		• 末梢性および皮膚T細胞リンパ腫	C84
		・非ホジキンリンパ腫のその他および詳細不明の型	C85 C88
		◆悪性免疫増殖性疾患◆多発性骨髄腫および悪性形質細胞性新生物	C 90
		・リンパ性白血病	C91
		• 骨髓性白血病	C92
		・単球性白血病 ・細胞型の明示されたその他の白血病	C 93 C 94
		・細胞型不明の白血病	C95
		・リンパ組織、造血組織および関連組織のその他および	
		詳細不明の悪性新生物	C96
会性 心体压密		独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞また は急激な血液供給の	虚血性心疾患(I20-I25)のうち、 ・急性心筋梗塞	I 21
	減少により、その関連 部分の心筋が壊死に 陥った疾病であり、原		I 22
	則として以下の3項 目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛 の病歴		
	(2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵		
脳卒中	素の一時的上昇 脳血管の異常(脳組 織の梗塞、出血、なら	脳血管疾患 (I60-I69) のうち、 ・くも膜下出血	I 60
	びに頭蓋外部からの 塞栓が含まれる)に より脳の血液の循環 が急激に障害される ことによって、24時間 以上持続する中枢神 経系の脱落症状を引 き起こした疾病	・脳内出血・脳梗塞	I 61 I 63

所定の身体障害の状態(主契約の高度障害状態を含みます)になられたとき

お支払いする保険金	お支払いする場合		受取人
特約障害保険金	被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に対象となる身体障害の状態(※1)に該当されたとき		
	被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故 [®] による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内、かつ、この特約の保険期間中に、対象となる身体障害の状態(※2)に該当されたとき	特約保険 金額	被保険者(*)

(*)ご契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人がご契約者である場合には、ご契約者とします。



2

- 対象となる身体障害の状態は、公的な身体障害者認定基準などとは要件が異なります。
- 身体障害の状態に複数該当した場合でも、特約障害保険金は重複してはお支払いしません。
- 特約障害保険金をお支払いした場合、この特約は特約障害保険金の支払事由に該当した時に消滅したものとします。
- 特約特定疾病保険金、特約障害保険金、特約介護保険金、特約死亡保険金は重複してはお支払いしません。
- 責任開始期前に生じた傷害または疾病により、対象となる身体障害の状態(※ 1)に該当した場合でも、その傷害または疾病に関して告知義務違反がないときは、その傷害または疾病は責任開始期以後に生じたものとみなします。
- 医療技術の変化が、特約障害保険金の支払事由に関する規定に影響を及ぼすと当社が認めたときは、主務官庁の認可を得て、この特約の保険料および特約保険金額を変更することなく支払事由に関する規定を変更することがあります。この場合、変更日の2か月前までにご契約者にその旨をお知らせします。
- (※1)対象となる身体障害の状態はつぎのとおりです。

■約款抜粋

【5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約 表2、5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約 表2】

対象となる身体障害の状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

が色と	なる身体障害の状態	
XI家C	- はの分体性合い小忠	備考
目・耳・言語・そしやくの障害	両眼の視力を全く永久に失ったもの	(1) 視力は、万国式試視力表により、1 眼ずつ、矯正視力について測定します。(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
	両耳の聴力を全く永久に失ったもの	(1) 聴力の測定は、日本工業規格(昭和57年8月14日改定) に準拠したオージオメータで行います。 (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、 1/4 (a+2b+c) の値が90デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。ただし、器質性難聴に限ります。

対象と	こなる身体障害の状態			I++ -+y			
	===+===================================	備考					
言語またはそしやくの機能を全く			(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの				
永久に失ったもの			いずれかの場合をいいます。				
				① 語音構成機能障害で、つぎの(?)から(I)までのうち 3つ以上の状態に該当し、その回復の見込がない場合			
				の口唇音についても発音ができない状態			
				の歯舌音についても発音ができない状態			
		(ウ) いずれの口蓋音についても発音ができな					
		(]	I) いずれの	の喉頭音についても発音ができない状態			
			□唇音	ま行音、ぱ行音、ば行音、わ行音、			
			歯舌音	な行音、た行音、だ行音、ら行音、			
				さ行音、しゅ、し、ざ行音、じゅ			
			□蓋音	か行音、が行音、や行音、ひ、にゅ、			
				ぎゅ、ん			
			喉頭音	は行音			
		_		図の損傷による失語症で、音声言語による が不可能となり、その回復の見込がない場			
				がい可能になり、との回復の光点がない物			
		3	声帯全部の	の摘出により発音ができない場合			
				の機能を全く永久に失ったもの」とは、口			
				ます。)の運動障害または欠損により、流し			
				のは摂取できない状態 (流動食を摂取でき みます。) で、その回復の見込のない場合			
			小感で占い います。	があず。)で、この日後の元だのない場合			
上・下肢の障害	1上肢を手関節以上で失ったもの			動機能を全く永久に失ったもの」とは、つ			
				の場合をいいます。			
		_		分の力では全く動かすことができない状 回復の見込のない場合			
	1上肢の運動機能を全く永久に失			当後の兄丛のかない場合 大関節(肩関節、肘関節および手関節)す			
	ったもの			て、自分の力では全く動かすことができ			
				也人の力を借りても全く動かすことができ			
	1上肢の3大関節中の2関節の用	ħ	い状態で、	その回復の見込のない場合			
	を全く永久に失ったもの			動機能を全く永久に失ったもの」とは、つ			
				の場合をいいます。			
	1 下吐を口即答い トボケッちょの	_		分の力では全く動かすことができない状 回復の見込のない場合			
	1 下肢を足関節以上で失ったもの			当後の見込めない場合 大関節(股関節、膝関節および足関節)す			
				へ関節(放展節、旅展節のより定展節)9 て、自分の力では全く動かすことができ			
				也人の力を借りても全く動かすことができ			
	1下肢の運動機能を全く永久に失			その回復の見込のない場合			
	ったもの			を全く永久に失ったもの」とは、つぎのい			
				をいいます。			
	1下肢の3大関節中の2関節の用	① 関節について、自分の力では全く動かすことができ					
を全く永久に失ったもの				也人の力を借りても全く動かすことができ その回復の目3.のない場合			
		ない状態で、その回復の見込のない場合 ② 人工骨頭または人工関節を挿入置換した場合					
		$ \checkmark $	八上月頭	ろには八上財却で押八旦没しに场口			

対象となる身体障害の状態					
		備考			
	中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの	の項目すべて ではできず、	譲を要するもの」とは、つぎの1から8までについて、それぞれつぎに定める行為が自分常に他人の介護を要する状態で、その回復の合をいいます。		
		項目1.の1.の2.3. 排よ尿始衣着起5.の6. 歩入7. 8.	行為 はし、スプーン、フォーク等を使用して食物を口の中に運ぶこと 洋式便器に座った状態で排便すること(便器に座るまでの行為は含みません。) 洋式便器に座った状態で排尿すること(便器に座るまでの行為は含みません。) 排便および排尿後に身体の汚れたところを拭き取ること ボタンのない肌着および下着を着たり脱いだりすること 横になった状態から起き上がり、座位を保つこと 立った状態から歩くこと 一般家庭浴槽に出入りすること		
内臓の障害	呼吸器の機能に著しい障害を永久 に残し、酸素療法を受けたもの	測肺活量 50Torr以下 のない場合 (2) 「酸素療 行うことか	の機能に著しい障害を永久に残し」とは、予 1 秒率が20%以下または動脈血酸素分圧がで、歩行動作が著しく制限され、回復の見込まいいます。 憲法を受けたもの」とは、日常的かつ継続的に が必要と医師が認める酸素療法を、その開始日 日を含めて180日間継続して受けたものをいい		
	恒久的心臓ペースメーカーを装着 したもの 心臓に人工弁を置換したもの	ません。 (2) すでに参 の付属品を (1) 「人工弁 ます。 (2) 人工弁を	-スメーカーを一時的に装着した場合は含み 装着した恒久的心臓ペースメーカーまたはそ 交換する場合を除きます。 全を置換したもの」には、生体弁の移植を含み を再置換する場合およびすでに人工弁を置換 には異なる部位に人工弁を置換する場合を除		

対象となる身体障害の状態		備考			
5	肝臓の機能に著しい障害を永久に 残したものまたは肝移植を受けた もの	「肝臓の機能に著しい障害を永久にずれかの臨床所見が得られ、かつ、 基準をすべて満たす、回復の見込の いいます。	表Bの検査所見の判定		
		表 A 臨床所見			
		検査項目	判定基準		
		1. 血清アルブミン	3.5g/dl以下		
1		2. 血小板	10万/μℓ以下		
		3. I C G 試験15分血中停滞率	20%以上		
1		(注)ICG試験が実施されない。			
		CG試験15分血中停滞率が の項目のうち1項目以上の			
		合に、表Bの3のICG試験			
		判定基準を満たしたものとし			
		項目	判定基準		
		血清総ビリルビン値	2.0mg/de以上		
		プロトロンビン活性値	70%以下		
		肝性脳症	昏睡度 以上		
	腎臓の機能を全く永久に失い、人	(1) 「腎臓の機能を全く永久に失い)」とは、腎機能検査に		
	工透析療法または腎移植を受け	おいて内因性クレアチニンクリ			
	たもの	未満または血清クレアチニン濃			
		復の見込のない場合をいいます。 の結果は、人工透析療法または腎			
		が相来は、人工処間原因などは自よります。			
		(2)「人工透析療法」とは、血液透	5析法または腹膜灌流法		
		により血液浄化を行う療法をいし	ハます。ただし、一時的		
		な人工透析療法および腎移植後	の人工透析療法を除き		
		ます。	÷		
_		(3) 自家腎移植および再移植を除る			
	ぼうこうを全摘出し、かつ、人工	「人工ぼうこう」とは、空置した服	30.1-13.10 0 20 0 1 0		
	ぼうこうを造設したもの	の腸管を体外に開放し、ぼうこうのを代行するものをいいます。)		
	直腸を切断し、かつ、人工肛門を	(1) 「直腸を切断し」とは、直腸は	ぶよび肛門を一塊として		
	造設したもの	摘出した場合をいいます。			
		(2) 「人工肛門」とは、腸管を体外り腸内容を体外に排出するものな			

(※2)対象となる身体障害の状態はつぎのとおりです。

■約款抜粋

【5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約 表3、5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約 表3】

対象となる身体障害の状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

サタレかった 上空中の 単数	
対象となる身体障害の状態	備考
1 眼の視力を全く永久に失ったもの	(1) 視力は、万国式試視力表により、1眼ずつ、矯正視力について測定します。(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
脊柱に著しい奇形または著しい運動障 害を永久に残すもの	(1) 「脊柱に著しい奇形を永久に残すもの」とは、脊柱の奇形が通常の 衣服を着用しても外部から見て明らかにわかる程度以上で回復の見込 のない場合をいいます。 (2) 「脊柱に著しい運動障害を永久に残すもの」とは、つぎのいずれか の場合をいいます。 ① 頸椎について、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他 人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見 込のない場合 ② 胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の うち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された状 態で、その回復の見込のない場合
1手の5手指を失ったもの	「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
1手の第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの	
10手指の用を全く永久に失ったもの	「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 手指の末節の2分の1以上を失った場合 ② 手指の中手指節関節または近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合
10足指を失ったもの	「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

所定の要介護状態になられたとき

お支払いする保険金	お支払いする場合	お支払額	受取人
特約介護保険金	被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に、つぎの(1)または(2)のいずれかの要介護状態に該当されたとき (1)公的介護保険制度(※1)における要介護2以上の状態(※2)に該当され、要介護認定(※3)において要介護2以上との認定を受けたもの (2)対象となる要介護状態(※4)に該当され、その状態が、該当された日からその日を含めて180日間継続したもの	特約保険 金額	被保険者(*)

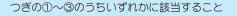
(*)ご契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人がご契約者である場合には、ご契約者とします。



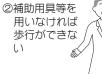
- 要介護状態に複数該当した場合でも、特約介護保険金は重複してはお支払いしません。
- 特約介護保険金をお支払いした場合、この特約は特約介護保険金の支払事由に該当した時に消滅したものとします。
- 特約特定疾病保険金、特約障害保険金、特約介護保険金、特約死亡保険金は重複してはお支払いしません。
- 責任開始期前にすでに発病していた疾病により要介護状態に該当した場合でも、当社が、この 特約の締結または復活の際に、告知などにより知っていたその疾病に関する事実を用いて承諾 したときは、責任開始期以後に発病した疾病により要介護状態に該当したものとみなして取り 扱います。
- 法令などの改正が、特約介護保険金の支払事由に関する規定に影響を及ぼすと当社が認めたときは、主務官庁の認可を得て、この特約の保険料および特約保険金額を変更することなく支払事由に関する規定を変更することがあります。この場合、変更日の2か月前までにご契約者にその旨をお知らせします。
- (※1)「公的介護保険制度」とは、介護保険法にもとづく介護保険制度をいいます。満40歳以上の方が、公的介護保険制度の被保険者となります(2016年10月現在)。
- (※2)「要介護2以上の状態」とは、平成11年4月30日厚生省令第58号「要介護認定等に係る介護認定審査会による 審査及び判定の基準等に関する省令」に定める要介護2から要介護5までのいずれかの状態をいいます。
- (※3)「要介護認定」とは、介護保険法に定める要介護認定をいいます(同法に定める要介護状態区分の変更の認定を含みます)。公的介護保険制度の被保険者でない場合、要介護認定を受けることはできません。
- (※4)対象となる要介護状態はつぎのとおりです。

■対象となる要介護状態の例

つぎの「I」と「Ⅱ」の双方に該当する要介護状態が180日間継続した場合に対象となります。









③器質性認知症を 原因とした、見当 識障害と、所定の 問題行動(→表C) が5つ以上ある





つぎの①~④のうち2項目に該当し、かつ、うち1項目はアの「全面的な介護を要する」状態にあること



ア: 全面的な介護を要するイ: 部分的な介護を要する



ア:全面的な介護を要する



ア:全面的な介護を要するイ:部分的な介護を要する



ア:全面的な介護を要するイ:部分的な介護を要する

【5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約 表4(2)、5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約表4(2)、保険料払込免除特約(H25)表3(2)】

つぎのア. またはイ. のいずれかの状態に該当し、その状態が、該当した日からその日を含めて180日間継続したもの

- ア. つぎの(ア)および(イ)のいずれにも該当する状態
 - (ア) 寝返りまたは歩行の際に、それぞれ表Aに規定する介護を要する状態
 - (イ)表Bの1から4までの項目に規定するいずれかの行為の際に、それぞれ表Bに規定する全面的な介護を要する状態であり、かつ、その他1項目以上の行為の際に、それぞれ表Bに規定する全面的な介護を要する状態または部分的な介護を要する状態
- イ. つぎの(ア)および(イ)のいずれにも該当する状態
 - (ア) 器質性認知症を原因として、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、表Cに規定する 問題行動が5項目以上みられる状態
 - (イ) 表Bの1から4までの項目に規定するいずれかの行為の際に、それぞれ表Bに規定する全面的な介護を要する状態であり、かつ、その他1項目以上の行為の際に、それぞれ表Bに規定する全面的な介護を要する状態または部分的な介護を要する状態

表Α

127	
	介護を要する状態
寝返り (身体にふとん等をかけない状態で 横たわったまま左右のどちらかに向 きを変えること)	つぎのいずれかに該当する状態 (1) ベッド柵、ひも、バー、サイドレールにつかまっても、他人の介助なしでは寝返りができない。 (2) ベッド柵、ひも、バー、サイドレールにつかまらなければ、1人で寝返りができない。
歩行 (歩幅や速度は問わず立った状態から5m以上歩くこと)	つぎのいずれかに該当する状態 (1) 杖、義手、義足、歩行器等の補助用具、装具を用いても、歩行ができない。 (2) 杖、義手、義足、歩行器等の補助用具、装具を用いたり、壁で手を支えたりしなければ歩行ができない。
(注) 上記について、時間帯等によって します。	て状況が異なる場合は、より頻回にみられる状況や日頃の状況にもとづくものと

表B

項目	全面的な介護を要する状態	部分的な介護を要する状態
1. 入浴	つぎのいずれかに該当する状態 (1) 介護者に抱えられなければ、一般家庭 浴槽の出入りをすることができない。 (2) 自分では全く洗身(浴室内でスポンジ やタオルなどに石鹸等を付けて全身を洗 うこと)を行うことができない。	つぎのいずれかに該当する状態 (1) 1人では一般家庭浴槽の出入りをすることができず、介護者が支える、手を貸すなど部分的に介助が必要である。 (2) 洗身において、身体の一部を洗う、石鹸等を付けるなど部分的に介助が必要である。
2. 排せつ	つぎのいずれかに該当する状態 (1) かなりの頻度で失禁してしまうので、おむつまたは特別な器具を使用している。 (2) 自分では排尿、排便後に身体の汚れたところの拭き取り始末ができない。 (3) 排尿、排便時に便器のまわり等を汚してしまうため、介護者が掃除をする必要がある。	
3. 清潔・整容	つぎのいずれかに該当する状態 (1) 自分では全く口腔清潔(はみがき・うがい等)を行うことができない。 (2) 自分では全く洗顔を行うことができない。 い。 (3) 自分では全く整髪を行うことができな	つぎのいずれかに該当する状態 (1) 口腔清潔において、歯ブラシやうがいの水の用意、歯磨き粉を歯ブラシに付けるなど部分的に介助が必要である。 (2) 洗顔において、タオルを用意する、衣服が濡れていないかの確認など部分的に介助

項目	全面的な介護を要する状態	部分的な介護を要する状態
	い。 (4) 自分では全くつめ切りを行うことができない。	が必要である。 (3) 整髪において、くしやブラシの用意など 部分的に介助が必要である。 (4) つめ切りにおいて、右手のつめは自分で 切れない、足のつめは自分で切れないなど 部分的に介助が必要である。
4. 衣服の着脱	つぎのいずれかに該当する状態 (1) 自分では全くボタンのかけはずしができない。 (2) 自分では全く上衣の着脱ができない。 (3) 自分では全くズボン、パンツ等の着脱ができない。 (4) 自分では全く靴下の着脱ができない。	つぎのいずれかに該当する状態 (1) ボタンのかけはずしの一部は自分で行っているが、部分的に介助が必要である。 (2) 上衣の着脱の一部は自分で行っているが、上衣を常に持っている、麻ひがある側の腕のみ着せるなど部分的に介助が必要である。 (3) ズボン、パンツ等の着脱の一部は自分で行っているが、最後に上まで上げるなど部分的に介助が必要である。 (4) 靴下の着脱の一部は自分で行っているが、靴下を丸める、つま先だけはかせるなど部分的に介助が必要である。

(注)上記について、時間帯等によって状況が異なる場合は、より頻回にみられる状況や日頃の状況にもとづく ものとします。また、上記に規定する全面的な介護を要する状態および部分的な介護を要する状態には、 運動機能の有無にかかわらず、器質性認知症により該当する状態を含むものとします。

表C

問	題	行	動

- (1) ひどい物忘れがある。
- (2) まわりのことに関心がない。
- (3) 物を盗られたなど被害的になることがある。
- (4) 作話をし周囲に言いふらすことがある。
- (5) 実際にないものが見えたり、聞こえることがある。
- (6) 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。
- (7) 夜間不眠あるいは昼夜の逆転がある。
- (8) 暴言や暴行を行うことがある。
- (9) 絶えず独話や同じ話をくり返したり、口や物を使って周囲に不快な音をたてる。
- (10) 周囲に迷惑となるような大声をだすことがある。
- (11) 助言や介護に抵抗することがある。
- (12) 目的もなく動き回ることがある。
- (13) 自分がどこにいるか分からず、「家に帰る」等と言い落ち着きがないことがある。
- (14) 外出すると迷子になることがある。
- (15) 徘徊をすることがある。
- (16) むやみに物を集めることがある。
- (17) 火の始末や火元の管理ができないことがある。
- (18) むやみに物や衣類を壊したり、破いたりすることがある。
- (19) 所かまわず排せつをする、または、弄便等の不潔行為をすることがある。
- (20) 異食行為がある。
- (21) 周囲が迷惑している性的行動がある。
- (注)上記に規定する問題行動がみられる状態とは、それぞれについて少なくとも1週間に1回以上の頻度でみられる状態をいいます。

【5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約 備考、5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約 備考、保険料払込免除特約(H25)備考】

器質性認知症

- (1) 「器質性認知症」とは、つぎの①から③のすべてに該当する場合をいいます。
 - ① 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
 - ② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
 - ③ 平成21年3月23日総務省告示第176号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」(平成18年1月10日発行)に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるもの

分 類 項 目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F00
血管性認知症	F 01
ピック病の認知症	F02.0
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F02.1
ハンチントン病の認知症	F02.2
パーキンソン病の認知症	F02.3
ヒト免疫不全ウイルス [HIV] 病の認知症	F02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F02.8
詳細不明の認知症	F03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの(F05)	
中のせん妄、認知症に重なったもの	F05.1

厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」 (平成18年1月10日発行)以後に改訂された厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

(2) 前(1)の「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

意識障害

「意識障害」とは、つぎのようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠(うとうとしているが、刺激により覚醒する状態)、中度の場合、昏眠(覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態)、高度の場合、昏睡(精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態)にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア(意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態)、せん妄(比較的高度の意識混濁ー意識の程度は動揺しやすいーに加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態)およびもうろう状態(意識混濁の程度は軽いが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態)などがあります。

見当識障害

「見当識障害」とは、つぎのいずれかに該当する場合をいいます。

- (1) 時間の見当識障害
 - 季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
- (2) 場所の見当識障害
 - 今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
- (3) 人物の見当識障害
 - 日頃接している周囲の人の認識ができない。

4 死亡されたとき

お支払いする保険金	お支払いする場合	お支払額	受取人
特約死亡保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡されたとき	特約保険 金額	主契約の死亡 保険金受取人



• 特約特定疾病保険金、特約障害保険金、特約介護保険金、特約死亡保険金は重複してはお支払いしません。

5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約「アシストセブンプラス」

5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約「アシストセブン」の保険金をお支払いする場合^①に加えて、 上皮内がん等と診断されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中により入院されたとき、身体障害者福祉法にもと づき障害の級別が1級から4級までである身体障害者手帳の交付を受けられたとき、公的介護保険制度に おける要介護認定において要介護1との認定を受けられたときに保険金をお支払いします。

お支払いする保険金		お支払いする場合	お支払額	受取人
特約特定状態充実保障保険金	上皮内新生物 等(上皮内が ん等)	被保険者が責任開始期前に悪性新生物(※1)および上皮内新生物等(※1)のいずれにも罹患したことがなく、かつ、責任開始期以後、この特約の保険期間中に、上皮内新生物等(※1)に罹患し、医師により病理組織学的所見(生検)によって診断確定(病理組織学的所見が得られないときは、他の所見による診断確定も認めることがあります)されたとき・責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に罹患した乳房の上皮内がんについてはお支払いしません。(※2)	特額保険	
	急性心筋梗塞	被保険者が責任開始期以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中に、急性心筋梗塞(※1)を発病し、その治療を目的として1日以上入院されたとき(※3)・急性心筋梗塞には再発性心筋梗塞を含みます。狭心症などは含まれません。		
	脳卒中	被保険者が責任開始期以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中に、脳卒中(※1)を発病し、その治療を目的として1日以上入院されたとき(※3)		被保険者(*)
	身体障害状態	被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に、身体障害者福祉法にもとづき定められた身体障害者障害程度等級表(以下「身体障害者障害程度等級表」といいます)に定める障害の級別の1級から4級までの障害に該当され(※4)、同法にもとづき障害の級別が1級から4級までである身体障害者手帳の交付があったとき		
	要介護状態	被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に、公的介護保険制度(※5)における要介護1の状態(※6)に該当され、要介護認定(※7)において要介護1との認定を受けられたとき		
特約特定疾病保険金				
特約障害保険金		†特定状態保障定期保険特約「アシストセブン」		
特約介護保険金	の保険金をおす	z払いする場合 [©] と同じ		
特約死亡保険金				主契約の死亡 保険金受取人

^(*)ご契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人がご契約者である場合には、ご契約者とします。



- ・責任開始期前にすでにがんまたは上皮内がん等(※1)に罹患していたときは、責任開始期以後に新たに上皮内がん等に罹患しても特約特定状態充実保障保険金をお支払いしません。
- 責任開始期前にすでにがんに罹患していたときは、責任開始期以後に新たにがんに罹患しても特約特定疾病保険金をお支払いしません。
- 責任開始期の属する日から90日以内に罹患した乳房の上皮内がんおよび乳がんについては、特約特定状態充実保障保険金および特約特定疾病保険金をお支払いしません。
- 身体障害者障害程度等級表に定める障害の級別の1級から4級までの障害に該当した場合でも、その障害に対する身体障害者手帳の交付がないときは、特約特定状態充実保障保険金はお支払いしません。
- 特約特定状態充実保障保険金の支払事由に複数該当した場合でも、特約特定状態充実保障保険金は重複してはお支払いしません。
- 特約特定疾病保険金の支払事由に複数該当した場合でも、特約特定疾病保険金は重複してはお 支払いしません。
- ・身体障害の状態に複数該当した場合でも、特約障害保険金は重複してはお支払いしません。
- 要介護状態に複数該当した場合でも、特約介護保険金は重複してはお支払いしません。
- 特約特定状態充実保障保険金をお支払いした場合、この特約は特約特定状態充実保障保険金の 支払事由に該当した時に消滅したものとします。
- 特約特定疾病保険金をお支払いした場合、この特約は特約特定疾病保険金の支払事由に該当した時に消滅したものとします。
- 特約障害保険金をお支払いした場合、この特約は特約障害保険金の支払事由に該当した時に消滅したものとします。
- ・特約介護保険金をお支払いした場合、この特約は特約介護保険金の支払事由に該当した時に消滅したものとします。
- 特約特定状態充実保障保険金、特約特定疾病保険金、特約障害保険金、特約介護保険金、特約 死亡保険金は重複してはお支払いしません。
- ・責任開始期前にすでに発病していた疾病を原因として、急性心筋梗塞・脳卒中により入院した 場合もしくは所定の状態に該当した場合、特約特定状態充実保障保険金のお支払いの対象とな る身体障害状態に該当した場合、または要介護状態に該当した場合でも、当社が、この特約の 締結または復活の際に、告知などにより知っていたその疾病に関する事実を用いて承諾したと きは、責任開始期以後に発病した疾病により、入院したまたはそれらの状態に該当したものと みなして取り扱います。
- 責任開始期前に生じた傷害または疾病により、特約障害保険金のお支払いの対象となる5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約の表2の身体障害の状態[®]に該当した場合でも、その傷害または疾病に関して告知義務違反がないときは、その傷害または疾病は責任開始期以後に生じたものとみなします。
- ・この特約は5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約とあわせて付加することを要します。5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約を解約される場合には、この特約もあわせて解約してください。
- 法令などの改正が特約特定状態充実保障保険金もしくは特約介護保険金の支払事由に関する規定に影響を及ぼすと当社が認めたとき、または医療技術の変化が特約障害保険金の支払事由に関する規定に影響を及ぼすと当社が認めたときは、主務官庁の認可を得て、この特約の保険料および特約保険金額を変更することなく支払事由に関する規定を変更することがあります。この場合、変更日の2か月前までにご契約者にその旨をお知らせします。
- (※1)・対象となる悪性新生物、上皮内新生物等、急性心筋梗塞、脳卒中はつぎのとおりです。

【5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約 表1】

対象となる悪性新生物、上皮内新生物等、急性心筋梗塞、脳卒中とは、次表によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10 (2003年版) 準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

① 5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約の表2の身体障害の状態については、「5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約「アシストセブン」」の「2 所定の身体障害の状態(主契約の高度障害状態を含みます)になられたとき」の(※1)(46ページ)をご参照ください。

疾病名	疾病の定義	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存	□唇、□腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
	在、組織への無制	• □唇の悪性新生物	C00
	限かつ浸潤破壊的	• 舌根<基底>部の悪性新生物	C01
	増殖で特徴付けら	• 舌のその他および部位不明の悪性新生物	C02
	れる疾病。ただし、 上皮内癌 (D00 -	• 歯肉の悪性新生物	C 03
	L及内温(D00	•□(腔)底の悪性新生物	C 04
	の悪性黒色腫以外	□蓋の悪性新生物スの(kt) トズボガケス限の口腔の悪性が生物	C05
	の皮膚癌 (C44)	│ ・その他および部位不明の□腔の悪性新生物 │ ・耳下腺の悪性新生物	C06 C07
	を除く。	・その他および部位不明の大唾液腺の悪性新生物	C07
		•扁桃の悪性新生物	C 09
		・中咽頭の悪性新生物	C10
		鼻<上>咽頭の悪性新生物	C11
		• 梨状陥凹<洞>の悪性新生物	C12
		・ 下咽頭の悪性新生物	C13
		• その他および部位不明確の口唇、口腔および咽頭の悪	
		性新生物	C14
		消化器の悪性新生物	C15-C26
		・ 食道の悪性新生物 ・胃の悪性新生物	C15 C16
		・ 小腸の悪性新生物	C10
		・結腸の悪性新生物	C18
		• 直腸S状結腸移行部の悪性新生物	C19
		• 直腸の悪性新生物	C20
		・肛門および肛門管の悪性新生物	C21
		・ 肝および肝内胆管の悪性新生物	C 22
		・胆のうく嚢〉の悪性新生物	C23
		・その他および部位不明の胆道の悪性新生物 ・膵の悪性新生物	C 24 C 25
		・その他および部位不明確の消化器の悪性新生物	C25
		呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
		鼻腔および中耳の悪性新生物	C30
		• 副鼻腔の悪性新生物	C31
		・ 喉頭の悪性新生物	C32
		・ 気管の悪性新生物	C33
		・気管支および肺の悪性新生物	C34
		・胸腺の悪性新生物	C37
		│ ・心臓、縦隔および胸膜の悪性新生物 ・その他および部位不明確の呼吸器系および胸腔内臓器	C38
		の悪性新生物	C39
		骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
		・(四)肢の骨および関節軟骨の悪性新生物	C40
		- その他および部位不明の骨および関節軟骨の悪性新生 - 物	C41
		皮膚の悪性黒色腫	C43
		中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
		• 中皮腫	C45
		カポジ肉腫	C46
		• 末梢神経および自律神経系の悪性新生物	C 47
		・後腹膜および腹膜の悪性新生物	C 48
		・その他の結合組織および軟部組織の悪性新生物	C49
		乳房の悪性新生物	C50

		コード
女性	生生殖器の悪性新生物	C51-C58
	・外陰(部)の悪性新生物	C51
	・ 腟の悪性新生物	C52
	・子宮頚部の悪性新生物	C 53
	・子宮体部の悪性新生物	C 54
	• 子宮の悪性新生物、部位不明	C 55 C 56
	卵巣の悪性新生物その他および部位不明の女性生殖器の悪性新生物	C56 C57
	・胎盤の悪性新生物	C 58
男性	生生殖器の悪性新生物	C60-C63
	・ 陰茎の悪性新生物	C60
	・前立腺の悪性新生物	C61
	• 精巣〈睾丸〉の悪性新生物	C 62
	・その他および部位不明の男性生殖器の悪性新生物	C 63
	では、1000円である。	C64-C68
	• 腎盂を除く腎の悪性新生物 • 腎盂の悪性新生物	C 64 C 65
	• 同画の悪性和生物 • 尿管の悪性新生物	C 65
	• 膀胱の悪性新生物	C67
	・その他および部位不明の尿路の悪性新生物	C68
眼、	脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
	・眼および付属器の悪性新生物	C69
	・髄膜の悪性新生物	C70
	 脳の悪性新生物 添り、Water Part 2 の # の 中枢 2 の 部 位 の 事件 	C71
	・ 脊髄、脳神経およびその他の中枢神経系の部位の悪性 新生物	C72
甲物	 状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
	・甲状腺の悪性新生物	C73
	・副腎の悪性新生物	C74
	・その他の内分泌腺および関連組織の悪性新生物	C75
	江不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
	・その他および部位不明確の悪性新生物	C76
	・リンパ節の続発性および部位不明の悪性新生物	C77
	・呼吸器および消化器の続発性悪性新生物・その他の部位の続発性悪性新生物	C78 C79
	・部位の明示されない悪性新生物	C 79
	パ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
	・ ホジキン病	C81
	・ろ<濾>胞性 [結節性] 非ホジキンリンパ腫	C82
	・びまん性非ホジキンリンパ腫	C83
	末梢性および皮膚T細胞リンパ腫	C84
	・非ホジキンリンパ腫のその他および詳細不明の型	C85
	• 悪性免疫増殖性疾患 - 名系性母騎馬力 とび悪性形質細胞性新生物	C88
	多発性骨髄腫および悪性形質細胞性新生物リンパ性白血病	C90 C91
	・ 骨髄性白血病	C91
	• 单球性白血病	C93
	・細胞型の明示されたその他の白血病	C94
	・細胞型不明の白血病	C95
	・リンパ組織、造血組織および関連組織のその他および	
	詳細不明の悪性新生物	C96
独立	Zした(原発性)多部位の悪性新生物	C97

疾病名	疾病の定義	分類項目	基本分類コード
上皮内新生物	悪性腫瘍細胞が存	上皮内新生物	D00-D09
等	在するが、上皮内に限局しており、 組織への浸潤的な 増殖がないことで 特徴付けられる疾 病および皮膚の悪 性黒色腫以外の皮 膚癌(C44)	・口腔、食道および胃の上皮内癌 ・その他および部位不明の消化器の上皮内癌 ・中耳および呼吸器系の上皮内癌 ・上皮内黒色腫 ・皮膚の上皮内癌 ・乳房の上皮内癌 ・乳房の上皮内癌 ・子宮頚(部)の上皮内癌 ・その他および部位不明の性器の上皮内癌 ・その他および部位不明の上皮内癌 ・その他および部位不明の上皮内癌 ・その他および部位不明の上皮内癌 ・である。	D00 D01 D02 D03 D04 D05 D06 D07 D09
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉血を には一次の関連を には一次のでは の関連を の関連を の関連を の関連を のでは のでは のでは のでは のでは のでは のでは のでは	虚血性心疾患(I20-I25)のうち、 ・急性心筋梗塞 ・再発性心筋梗塞	I 21 I 22
脳卒中	脳血管の異常(脳 組織の梗塞、出血、 ならの梗塞、出血、 ならのを基性が からのに を がいる。 は を は は が いる。 の 循環 が る。 に は は り に る。 に る。 た る。 た る。 た る。 た る。 た る。 た る。	脳血管疾患(I60-I69)のうち、 ・くも膜下出血 ・脳内出血 ・脳梗塞	I 60 I 61 I 63

- 上皮内新生物等には、子宮頚部の高度異形成を含みます。
- ・境界悪性腫瘍および良性腫瘍は、悪性新生物、上皮内新生物等に含まれません。
- (※2)・責任開始期の属する日から90日以内に乳房の悪性新生物(乳がん)に罹患した場合はお支払いしません。
 - 責任開始期の属する日から 90 日以内に乳がんまたは乳房の上皮内がんに罹患した場合でも、その後(乳房の上皮内がんについては責任開始期の属する日から 90 日経過後)、新たに上皮内がん等に罹患し、医師により診断確定された場合にはお支払いします。
- (※3)・「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所(*) に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。この「入院」に該当するかどうかは、 主治医の診断だけでなく、当社において治療内容、検査結果およびその推移、他覚的所見の有無、外泊・外 出状況等を確認のうえ、入院当時の医学的水準・常識等に照らして判断します。この「入院」に該当しない ときは、特約特定状態充実保障保険金をお支払いできません。
 - (*) 「病院または診療所」とは、医療法に定める日本国内にある病院もしくは患者を収容する施設を有する診療所またはこれと同等の日本国外にある医療施設をいいます。
 - ・治療処置を伴わない検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。
 - 「入院の日数が1日となる入院」とは、入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。
- (※4)・身体障害者障害程度等級表に定める障害に2つ以上該当し、その2つ以上の障害(以下「複数障害」といいます)について、それぞれの障害の該当する級別以上の級別に認定され、その複数障害が1級から4級

までの障害に該当した場合を含みます。

- (※5) •「公的介護保険制度」とは、介護保険法にもとづく介護保険制度をいいます。満40歳以上の方が、公的介護保険制度の被保険者となります(2016年10月現在)。
- (※6) 「要介護 1 の状態」とは、平成11年4月30日厚生省令第58号「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」に定める要介護 1 の状態をいいます。
- (※7) 「要介護認定」とは、介護保険法に定める要介護認定をいいます。公的介護保険制度の被保険者でない場合、 要介護認定を受けることはできません。

5年ごと配当付特定疾病保障定期保険特約「シールド特約」

所定のがん・急性心筋梗塞・脳卒中により所定の状態になられたとき、所定の高度障害状態になられたとき、または死亡されたときに保険金をお支払いします。

お支払いする保険金		お支払いする場合	お支払額	受取人
	悪性新生物(がん)	被保険者が責任開始期以後、この特約の保険期間中に、生まれて初めて悪性新生物(※1)に罹患し、かつ、医師により病理組織学的所見(生検)によって診断確定(病理組織学的所見が得られないときは、他の所見による診断確定も認めることがあります)されたとき・上皮内がん(非浸潤がん、大腸の粘膜がんを含みます)、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを除きます。・責任開始期の属する日からそのの悪性新生物(乳がん)については、お支払いしません。ただし、その後(乳房の悪性新生物については責任開始期の属する日からその日を含めて90日経過でいては責任開始期の属する日からその日を含めて90日経過である。		
特約特定疾病保険金	急性心筋梗塞	被保険者が責任開始期以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中に、急性心筋梗塞(※1)を発病し、その急性心筋梗塞の初診日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき・急性心筋梗塞には再発性心筋梗塞を含みます。狭心症などは含まれません。・「労働の制限を必要とする状態」とは、「軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態」をいいます。	特約保険金額	被保険者(*)
	脳卒中	被保険者が責任開始期以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中に、脳卒中(※1)を発病し、その脳卒中の初診日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき		
特約高度障害保険金		開始期以後の傷害または疾病を原因とし 保険期間中に対象となる高度障害状態 [®] に		
特約死亡保険金	被保険者がこの	特約の保険期間中に死亡されたとき		主契約の死亡 保険金受取人

^(*)ご契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人がご契約者である場合には、ご契約者とします。



- 責任開始期前にすでにがんに罹患していたときは、責任開始期以後に新たにがんに罹患しても特約特定疾病保険金をお支払いしません。
- 上皮内がん(非浸潤がん、大腸の粘膜がんを含みます)、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんについては、特約特定疾病保険金をお支払いしません。
- 責任開始期の属する日から90日以内に罹患した乳がんについては、特約特定疾病保険金をお支払いしません。
- 急性心筋梗塞は「初診日から60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたこと」が特約特定疾病保険金のお支払いの要件です。
- 脳卒中は「初診日から60日以上、言語障害、運動失調、麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたこと」が特約特定疾病保険金のお支払いの要件です。
- 特約特定疾病保険金の支払事由に複数該当した場合でも、特約特定疾病保険金は重複してはお 支払いしません。
- 対象となる高度障害状態は、公的な身体障害者認定基準などとは要件が異なります。
- 高度障害状態に複数該当した場合でも、特約高度障害保険金は重複してはお支払いしません。
- 特約特定疾病保険金をお支払いした場合、この特約は特約特定疾病保険金の支払事由に該当した時に消滅したものとします。
- 特約高度障害保険金をお支払いした場合、この特約は高度障害状態に該当した時に消滅したものとします。
- 特約特定疾病保険金、特約高度障害保険金、特約死亡保険金は重複してはお支払いしません。
- 責任開始期前にすでに発病していた疾病により、急性心筋梗塞もしくは脳卒中による所定の状態、または高度障害状態に該当した場合でも、当社が、この特約の締結または復活の際に、告知などにより知っていたその疾病に関する事実を用いて承諾したときは、責任開始期以後に発病した疾病により、急性心筋梗塞もしくは脳卒中による所定の状態、または高度障害状態に該当したものとみなして取り扱います。
- (※1)対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中はつぎのとおりです。

【5年ごと配当付特定疾病保障定期保険特約 表1】

対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中とは、次表によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

疾病名	疾病の定義	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、	□唇、□腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
	組織への無制限かつ 浸潤破壊的増殖で特 徴付けられる疾病。た だし、上皮内癌(D00 -D09)、および皮膚 の悪性黒色腫以外の 皮膚癌(C44)を除く。	・□唇の悪性新生物 ・舌根<基底>部の悪性新生物 ・舌のその他および部位不明の悪性新生物 ・歯肉の悪性新生物 ・□(腔)底の悪性新生物 ・□蓋の悪性新生物 ・ 己の他および部位不明の□腔の悪性新生物 ・耳下腺の悪性新生物 ・ 子の他および部位不明の大唾液腺の悪性新生物 ・ 神咽頭の悪性新生物 ・ 中咽頭の悪性新生物 ・ 神咽頭の悪性新生物 ・ や咽頭の悪性新生物 ・ や咽頭の悪性新生物 ・ や咽頭の悪性新生物 ・ その他および部位不明確の□唇、□腔および咽頭の悪性新生物	C 00 C 01 C 02 C 03 C 04 C 05 C 06 C 07 C 08 C 09 C 10 C 11 C 12 C 13

疾病名疾	病 の 定 義	分類項目	基本分類コード
		消化器の悪性新生物	C15-C26
		• 食道の悪性新生物	C15
		・胃の悪性新生物	C16
		・ 小腸の悪性新生物	C17
		・結腸の悪性新生物	C18
		• 直腸S状結腸移行部の悪性新生物	C10
		・直腸の悪性新生物	C20
		・肛門および肛門管の悪性新生物	C20
			C21
		・肝および肝内胆管の悪性新生物	
		・胆のうく嚢>の悪性新生物	C23
		・その他および部位不明の胆道の悪性新生物	C24
		・膵の悪性新生物	C25
	-	・その他および部位不明確の消化器の悪性新生物	C26
		呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
		・鼻腔および中耳の悪性新生物	C30
		・副鼻腔の悪性新生物	C31
		・喉頭の悪性新生物	C32
		・気管の悪性新生物	C33
		・気管支および肺の悪性新生物	C34
		・胸腺の悪性新生物	C37
		・心臓、縦隔および胸膜の悪性新生物	C38
		・その他および部位不明確の呼吸器系および胸腔内臓器 の悪性新生物	C39
		骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
		・(四) 肢の骨および関節軟骨の悪性新生物	C40
		・その他および部位不明の骨および関節軟骨の悪性新生 物	C41
	-	170 皮膚の悪性黒色腫	C43
		中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
		・中皮腫	C45
		・カポジ肉腫	C 46
		・末梢神経および自律神経系の悪性新生物	C47
		・後腹膜および腹膜の悪性新生物	C 48
		・その他の結合組織および軟部組織の悪性新生物	C 49
		乳房の悪性新生物	C50
		女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
		・外陰(部)の悪性新生物	C51
		• 腟の悪性新生物	C 52
		・子宮頚部の悪性新生物	C 53
		・子宮体部の悪性新生物	C 54
		・子宮の悪性新生物、部位不明	C 55
		・卵巣の悪性新生物	C 56
		・その他および部位不明の女性生殖器の悪性新生物	C57
		・胎盤の悪性新生物	C 58
		男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
		・陰茎の悪性新生物	C60
		・前立腺の悪性新生物	C61
		• 精巣<睾丸>の悪性新生物 • その他および部位不明の男性生殖器の悪性新生物	C62 C63
		腎尿路の悪性新生物	C64-C68
		・腎盂を除く腎の悪性新生物	C 64
		・ 腎盂の悪性新生物	C 65
		・尿管の悪性新生物	C66
		• 膀胱の悪性新生物	C67
		・その他および部位不明の尿路の悪性新生物	C 68
		こうこうしょう ロー・ディー・ディー・ディー・ディー・ディー・ディー・ディー・ディー・ディー・ディ	0.00

疾病名	疾病の定義	分類項目	基本分類コード
		 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
		 ・眼および付属器の悪性新生物 ・髄膜の悪性新生物 ・脳の悪性新生物 ・脊髄、脳神経およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 	C 69 C 70 C 71
		 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
		・甲状腺の悪性新生物・副腎の悪性新生物・その他の内分泌腺および関連組織の悪性新生物	C73 C74 C75
		部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
		・その他および部位不明確の悪性新生物 ・リンパ節の続発性および部位不明の悪性新生物 ・呼吸器および消化器の続発性悪性新生物 ・その他の部位の続発性悪性新生物 ・部位の明示されない悪性新生物	C76 C77 C78 C79 C80
		リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
		・ホジキン病 ・ろ<濾>胞性 [結節性] 非ホジキンリンパ腫 ・びまん性非ホジキンリンパ腫 ・末梢性および皮膚T細胞リンパ腫 ・非ホジキンリンパ腫のその他および詳細不明の型 ・悪性免疫増殖性疾患 ・多発性骨髄腫および悪性形質細胞性新生物 ・リンパ性白血病 ・骨髄性白血病 ・細胞型の明示されたその他の白血病 ・細胞型不明の白血病 ・細胞型不明の白血病 ・リンパ組織、造血組織および関連組織のその他および 詳細不明の悪性新生物	C81 C82 C83 C84 C85 C88 C90 C91 C92 C93 C94 C95
		独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞また は急激より、その 減少にかがあり、がある いの心疾病で下病 りたででですが 間としてすが 目を満型では の病歴 (2) 新たに心 型的な変化 (3) 心の一時的上昇	虚血性心疾患(I20-I25)のうち、 ・急性心筋梗塞 ・再発性心筋梗塞	I 21 I 22
脳卒中	脳血管の異常(脳組 織の梗塞、出血、ならの 頭蓋外れるのの 塞栓がの血液をはいるのに が急激にゆって、24時間 が急波にかってるが ことに持続する 以上持続落症状を引 き起こした疾病	脳血管疾患(I60-I69)のうち、 ・くも膜下出血 ・脳内出血 ・脳梗塞	I 60 I 61 I 63

5年ごと配当付指定・特定疾病診断保障付死亡保障特約「シールドプラス特約」

5年ごと配当付特定疾病保障定期保険特約「シールド特約」の保険金をお支払いする場合[©]に加えて、上皮内がん等と診断されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中により入院されたときに保険金をお支払いします。

お支払いする保険金		お支払いする場合	お支払額	受取人			
特約指定疾病保険金	上皮内新生物 等(上皮内が ん等)	被保険者が責任開始期前に悪性新生物(※1) および上皮内新生物等(※1)のいずれにも罹患したことがなく、かつ、責任開始期以後、この特約の保険期間中に、上皮内新生物等(※1)に罹患し、医師により病理組織学的所見(生検)によって診断確定(病理組織学的所見が得られないときは、他の所見による診断確定も認めることがあります)されたとき・責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に罹患した乳房の上皮内がんについてはお支払いしません。(※2)					
	急性心筋梗塞	被保険者が責任開始期以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中に、急性心筋梗塞(※1)を発病し、その治療を目的として1日以上入院されたとき(※3)・急性心筋梗塞には再発性心筋梗塞を含みます。狭心症などは含まれません。	特約保険 金額	被保険者(*)			
	脳卒中	被保険者が責任開始期以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中に、脳卒中(※1)を発病し、その治療を目的として1日以上入院されたとき(※3)					
特約特定疾病保険金							
特約高度障害保険金		対特定疾病保障定期保険特約「シールド特約」の いする場合 [©] と同じ					
特約死亡保険金				主契約の死亡 保険金受取人			

^(*)ご契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人がご契約者である場合には、ご契約者とします。

① 5年ごと配当付特定疾病保障定期保険特約「シールド特約」の保険金をお支払いする場合については、「5年ごと配当付特定疾病保障定期保険特約「シールド特約」」(62ページ)をご参照ください。



- 責任開始期前にすでにがんまたは上皮内がん等(※1)に罹患していたときは、責任開始期以後に新たに上皮内がん等に罹患しても特約指定疾病保険金をお支払いしません。
- 責任開始期前にすでにがんに罹患していたときは、責任開始期以後に新たにがんに罹患しても特約特定疾病保険金をお支払いしません。
- 責任開始期の属する日から90日以内に罹患した乳房の上皮内がんおよび乳がんについては、特 約指定疾病保険金および特約特定疾病保険金をお支払いしません。
- ・ 特約指定疾病保険金の支払事由に複数該当した場合でも、特約指定疾病保険金は重複してはお 支払いしません。
- 特約特定疾病保険金の支払事由に複数該当した場合でも、特約特定疾病保険金は重複してはお 支払いしません。
- ・ 対象となる高度障害状態は、公的な身体障害者認定基準などとは要件が異なります。
- ・ 高度障害状態に複数該当した場合でも、特約高度障害保険金は重複してはお支払いしません。
- 特約指定疾病保険金をお支払いした場合、この特約は特約指定疾病保険金の支払事由に該当した時に消滅したものとします。
- 特約特定疾病保険金をお支払いした場合、この特約は特約特定疾病保険金の支払事由に該当した時に消滅したものとします。
- 特約高度障害保険金をお支払いした場合、この特約は高度障害状態に該当した時に消滅したものとします。
- ・ 特約指定疾病保険金、特約特定疾病保険金、特約高度障害保険金、特約死亡保険金は重複して はお支払いしません。
- ・ 責任開始期前にすでに発病していた疾病を原因として、急性心筋梗塞・脳卒中により入院した 場合もしくは所定の状態に該当した場合、または高度障害状態に該当した場合でも、当社が、 この特約の締結または復活の際に、告知などにより知っていたその疾病に関する事実を用いて 承諾したときは、責任開始期以後に発病した疾病により、入院したまたはそれらの状態に該当 したものとみなして取り扱います。
- ・ この特約は5年ごと配当付特定疾病保障定期保険特約とあわせて付加することを要します。5 年ごと配当付特定疾病保障定期保険特約を解約される場合には、この特約もあわせて解約して ください。
- (※1)・対象となる悪性新生物、上皮内新生物等、急性心筋梗塞、脳卒中はつぎのとおりです。

【5年ごと配当付指定・特定疾病診断保障付死亡保障特約 表1】

対象となる悪性新生物、上皮内新生物等、急性心筋梗塞、脳卒中とは、次表によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10 (2003年版) 準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

疾病名	疾病の定義	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存	□唇、□腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
	在、組織への無制	・□唇の悪性新生物	C00
	限かつ浸潤破壊的	• 舌根<基底>部の悪性新生物	C01
	増殖で特徴付けら	• 舌のその他および部位不明の悪性新生物	C02
	れる疾病。ただし、	・ 歯肉の悪性新生物	C 03
	上皮内癌(D00-	・□(腔)底の悪性新生物	C 04
	D09)、および皮膚	• □蓋の悪性新生物	C 05
	の悪性黒色腫以外の悪疹原(これ)	・その他および部位不明の口腔の悪性新生物	C06
	の皮膚癌(C44) を除く。	・耳下腺の悪性新生物	C07
	で味く。	・その他および部位不明の大唾液腺の悪性新生物	C 08
		・扁桃の悪性新生物	C 09
		・中咽頭の悪性新生物	C10
		• 鼻<上>咽頭の悪性新生物	C11
		・梨状陥凹<洞>の悪性新生物	C12
		・ 下咽頭の悪性新生物	C13
		• その他および部位不明確の口唇、口腔および咽頭の悪	
		性新生物	C14

疾病名	疾病の定義	分類項目	基本分類コード
		消化器の悪性新生物	C15-C26
		• 食道の悪性新生物	C15
		•胃の悪性新生物	C16
		・ 小腸の悪性新生物	C17
		• 結腸の悪性新生物	C18
		• 直腸S状結腸移行部の悪性新生物	C19
		• 直腸の悪性新生物	C20
		• 肛門および肛門管の悪性新生物	C21
		・肝および肝内胆管の悪性新生物	C 22
		胆のう<嚢>の悪性新生物	C23
		・その他および部位不明の胆道の悪性新生物	C 24 C 25
		・膵の悪性新生物 ・その他および部位不明確の消化器の悪性新生物	C 25
		呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
		・鼻腔および中耳の悪性新生物	C30
		・副鼻腔の悪性新生物	C31
		・ 喉頭の悪性新生物	C32
		• 気管の悪性新生物	C33
		・気管支および肺の悪性新生物	C34
		・胸腺の悪性新生物	C37
		・心臓、縦隔および胸膜の悪性新生物	C38
		・その他および部位不明確の呼吸器系および胸腔内臓器 の悪性新生物	C39
		骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
		・(四) 肢の骨および関節軟骨の悪性新生物	C40
		・その他および部位不明の骨および関節軟骨の悪性新生物	C41
		皮膚の悪性黒色腫	C43
		中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
		・中皮腫	C45
		カポジ肉腫	C 46
		・末梢神経および自律神経系の悪性新生物	C47
		・後腹膜および腹膜の悪性新生物	C 48 C 49
		・その他の結合組織および軟部組織の悪性新生物	
		乳房の悪性新生物 女性生殖器の悪性新生物	C50 C51 – C58
		・外陰(部)の悪性新生物 ・腟の悪性新生物	C51 C52
		・子宮頚部の悪性新生物	C 52
		・子宮体部の悪性新生物	C 54
		・子宮の悪性新生物、部位不明	C 55
		卵巣の悪性新生物	C56
		• その他および部位不明の女性生殖器の悪性新生物	C57
		・胎盤の悪性新生物	C 58
		男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
		・陰茎の悪性新生物	C60
		・前立腺の悪性新生物 ・精巣<睾丸>の悪性新生物	C61 C62
		・その他および部位不明の男性生殖器の悪性新生物	C 63
		腎尿路の悪性新生物	C64-C68
		• 腎盂を除く腎の悪性新生物	C 64
		・腎盂の悪性新生物	C 65
		・尿管の悪性新生物	C66
		・膀胱の悪性新生物	C67
		・その他および部位不明の尿路の悪性新生物	C 68

		眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 ・眼および付属器の悪性新生物 ・髄膜の悪性新生物 ・脳の悪性新生物 ・腎髄、脳神経およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 ・ 平状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物 ・ 甲状腺の悪性新生物 ・ 副腎の悪性新生物 ・ その他の内分泌腺および関連組織の悪性新生物 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	□-ド C69-C72 C69 C70 C71 C72 C73-C75 C73 C74
		 ・眼および付属器の悪性新生物 ・髄膜の悪性新生物 ・脳の悪性新生物 ・脊髄、脳神経およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物 ・甲状腺の悪性新生物 ・副腎の悪性新生物 ・その他の内分泌腺および関連組織の悪性新生物 	C69 C70 C71 C72 C73 - C75 C73 C74
		・甲状腺の悪性新生物・副腎の悪性新生物・その他の内分泌腺および関連組織の悪性新生物	C73 C74
		・甲状腺の悪性新生物・副腎の悪性新生物・その他の内分泌腺および関連組織の悪性新生物	C73 C74
		部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C75
			C76-C80
		・その他および部位不明確の悪性新生物 ・リンパ節の続発性および部位不明の悪性新生物 ・呼吸器および消化器の続発性悪性新生物 ・その他の部位の続発性悪性新生物 ・部位の明示されない悪性新生物	C76 C77 C78 C79 C80
		リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
		・ホジキン病 ・ろ<濾>胞性 [結節性] 非ホジキンリンパ腫 ・びまん性非ホジキンリンパ腫 ・末梢性および皮膚 T 細胞リンパ腫 ・非ホジキンリンパ腫のその他および詳細不明の型 ・悪性免疫増殖性疾患 ・多発性骨髄腫および悪性形質細胞性新生物 ・リンパ性白血病 ・骨髄性白血病 ・増球性白血病 ・細胞型の明示されたその他の白血病 ・細胞型不明の白血病 ・知りれ組織、造血組織および関連組織のその他および 詳細不明の悪性新生物	C81 C82 C83 C84 C85 C88 C90 C91 C92 C93 C94 C95
		独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
等 在に組 増 特 病 性	悪性腫瘍細胞が存 Eするが、上皮内 に限局のしており、 組織へのは過難がない。 計算がはいられるで 時間がはいいれるで 対けが皮膚の皮 性には、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	上皮内新生物 ・口腔、食道および胃の上皮内癌 ・その他および部位不明の消化器の上皮内癌 ・中耳および呼吸器系の上皮内癌 ・上皮内黒色腫 ・皮膚の上皮内癌 ・乳房の上皮内癌 ・乳房の上皮内癌 ・子宮頚(部)の上皮内癌 ・その他および部位不明の性器の上皮内癌 ・その他および部位不明の性器の上皮内癌 ・その他および部位不明の上皮内癌 ・その他および部位不明の上皮内癌	D00 - D09 D00 D01 D02 D03 D04 D05 D06 D07 D09

疾病名	疾病の定義	分類項目	基本分類コード
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞 を紹介を を紹介を を紹介を を紹介を を記述する を記述する を記述する を記述する を記述する のでででは のでででででででででででででででできる。 のでででででででできる。 のでででででできる。 のででででできる。 のででででできる。 のでででできる。 のでででできる。 のでででできる。 のでででできる。 のででできる。 のでででできる。 のでででできる。 のででできる。 のででできる。 のででできる。 のでででできる。 のでできる。 のででできる。 のででできる。 のででできる。 のででできる。 のででできる。 のででできる。 のででできる。 のででできる。 のででできる。 のででできる。 のででできる。 のででできる。 のででできる。 のででできる。 のででできる。 のででできる。 のででできる。 のででできる。 のでででできる。 のででできる。 のでででできる。 のでででできる。 のでででできる。 のででででででできる。 のででででできる。 のでででできる。 のででででできる。 のでででででででででででできる。 のでででででででででででできる。 のでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	虚血性心疾患(I20-I25)のうち、 ・急性心筋梗塞 ・再発性心筋梗塞	I 21 I 22
脳卒中	脳血管の異常(脳 組織の梗塞、出血、 ならびの悪性がりがある) のでをはよりがある。 によりがることによりがある。 によりがあるとによりがある。 によりがあるといるがある。 は、24時間以上持続の脱さによりを引きたが、 神経系記した疾 病		I 60 I 61 I 63

- 上皮内新生物等には、子宮頚部の高度異形成を含みます。
- ・境界悪性腫瘍および良性腫瘍は、悪性新生物、上皮内新生物等に含まれません。
- (※2)・責任開始期の属する日から90日以内に乳房の悪性新生物(乳がん)に罹患した場合はお支払いしません。
 - 責任開始期の属する日から 90 日以内に乳がんまたは乳房の上皮内がんに罹患した場合でも、その後(乳房の上皮内がんについては責任開始期の属する日から 90 日経過後)、新たに上皮内がん等に罹患し、医師により診断確定された場合にはお支払いします。
- (※3)・「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所(*) に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。この「入院」に該当するかどうかは、 主治医の診断だけでなく、当社において治療内容、検査結果およびその推移、他覚的所見の有無、外泊・外 出状況等を確認のうえ、入院当時の医学的水準・常識等に照らして判断します。この「入院」に該当しない ときは、特約指定疾病保険金をお支払いできません。
 - (*) 「病院または診療所」とは、医療法に定める日本国内にある病院もしくは患者を収容する施設を有する診療所またはこれと同等の日本国外にある医療施設をいいます。
 - ・治療処置を伴わない検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。
 - 「入院の日数が1日となる入院」とは、入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。

保険料払込免除特約(H25)

所定のがん・急性心筋梗塞・脳卒中により所定の状態になられたとき、所定の身体障害の状態になられたとき、または所定の要介護状態になられたときに、以後の保険料のお払い込みを免除します。

		保険料のお払い込みを免除する場合
右記の疾病による所定の状態	悪性新生物(がん)	被保険者が責任開始期以後、主契約の保険料払込期間中に、生まれて初めて悪性新生物©に罹患し、かつ、医師により病理組織学的所見(生検)によって診断確定(病理組織学的所見が得られないときは、他の所見による診断確定も認めることがあります)されたとき・上皮内がん(非浸潤がん、大腸の粘膜がんを含みます)、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを除きます。 ・責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に罹患した乳房の悪性新生物(乳がん)については、対象となりません。ただし、その後(乳房の悪性新生物については責任開始期の属する日からその日を含めて90日経過後)、被保険者がその乳房の悪性新生物と因果関係のない悪性新生物に罹患し、医師により診断確定されたときは保険料のお払い込みを免除します。
	急性心筋梗塞	被保険者が責任開始期以後の疾病を原因として、主契約の保険料払込期間中に、急性心筋梗塞 [®] を発病し、その急性心筋梗塞の初診日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき・急性心筋梗塞には再発性心筋梗塞を含みます。狭心症などは含まれません。・「労働の制限を必要とする状態」とは、「軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態」をいいます。
	脳卒中	被保険者が責任開始期以後の疾病を原因として、主契約の保険料払込期間中に、 <mark>脳卒中®</mark> を発病し、その脳卒中の初診日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき
所定の身体障害の状態		被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、主契約の保険料払込期間中に、対象となる身体障害の状態(※1)に該当されたとき
所定の要介護状態		被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、主契約の保険料払込期間中に、つぎの(1)または(2)のいずれかの要介護状態に該当されたとき(1)公的介護保険制度(※2)における要介護2以上の状態(※3)に該当され、要介護認定(※4)において要介護2以上との認定を受けたもの(2)対象となる要介護状態®に該当され、その状態が、該当された日からその日を含めて180日間継続したもの

① 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中については、「5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約「アシストセブン」」の「1 所定のがん、急性心筋梗塞、脳卒中により所定の状態になられたとき」の(※1)(43ページ)をご参照ください。

② 対象となる要介護状態については、「5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約「アシストセブン」」の「3 所定の要介護状態になられたとき」の(※4)(51ページ)をご参照ください。



- 責任開始期前にすでにがんに罹患していたときは、責任開始期以後に新たにがんに罹患しても保険料のお払い込みを免除しません。
- 上皮内がん(非浸潤がん、大腸の粘膜がんを含みます)、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんについては、保険料のお払い込みを免除しません。
- 責任開始期の属する日から90日以内に罹患した乳がんについては、保険料のお払い込みを免除しません。
- ・ 急性心筋梗塞は「初診日から60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたこと」が保険料のお払い込みの免除の要件です。
- 脳卒中は「初診日から60日以上、言語障害、運動失調、麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたこと」が保険料のお払い込みの免除の要件です。
- 対象となる身体障害の状態は、公的な身体障害者認定基準などとは要件が異なります。
- この特約が付加された場合、この特約による保険料払込の免除に加えて、主契約に定める保険料払込の免除も行います。なお、主契約および主契約に付加するその他の特約には、この特約を付加した場合の保険料率を適用しますので、付加しない場合に比べ、保険料は高くなります。
- 責任開始期前に生じた傷害または疾病により、身体障害の状態(※1)に該当した場合でも、 その傷害または疾病に関して告知義務違反がないときは、その傷害または疾病は責任開始期以 後に生じたものとみなします。
- 責任開始期前にすでに発病していた疾病により、急性心筋梗塞もしくは脳卒中による所定の状態、または要介護状態に該当した場合でも、当社が、この特約の締結または復活の際に、告知などにより知っていたその疾病に関する事実を用いて承諾したときは、責任開始期以後に発病した疾病により、急性心筋梗塞もしくは脳卒中による所定の状態、または要介護状態に該当したものとみなして取り扱います。
- 医療技術の変化が所定の身体障害の状態による保険料払込の免除事由に関する規定に影響を 及ぼすと当社が認めたとき、または法令などの改正が所定の要介護状態による保険料払込の免 除事由に関する規定に影響を及ぼすと当社が認めたときは、主務官庁の認可を得て、この特約 を付加した場合に使用する保険料率を変更することなく保険料払込の免除事由に関する規定 を変更することがあります。この場合、変更日の2か月前までにご契約者にその旨をお知らせ します。
- 保険料のお払い込みが免除された場合、保険金額の減額などのご契約内容の変更や転換などは お取り扱いできません。

(※1)対象となる身体障害の状態はつぎのとおりです。

■約款抜粋

【保険料払込免除特約(H25)表2】

対象となる身体障害の状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

対争と	対象となる身体障害の状態				
対象になる対体性の外が		備考			
耳の障害	両耳の聴力を全く永久に失ったもの	(1) 聴力の測定は、日本工業規格(昭和57年8月14日改定)に準拠したオージオメータで行います。 (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、1/4 (a+2b+c)の値が90デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。ただし、器質性難聴に限ります。			
上・下肢の障害	1上肢を手関節以上で失ったもの 1上肢の運動機能を全く永久に失ったもの	(1) 「上肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 上肢を自分の力では全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合 ② 上肢の3大関節(肩関節、肘関節および手関節)すべてについて、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復			
	1上肢の3大関節中の2関 節の用を全く永久に失った もの	の見込のない場合 (2)「下肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのい ずれかの場合をいいます。			

対象と	なる身体障害の状態	/## atv		
		備考		
	1下肢を足関節以上で失ったもの 1下肢の運動機能を全く永久に失ったもの	の力を借りても全く動かすこ の見込のない場合 (3)「関節の用を全く永久に失った。	漆関節および足関節)すべてに かすことができず、かつ、他人 とができない状態で、その回復	
	1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	(永久に失った)① 関節について、自分の力では全く動かすことができず、つ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態その回復の見込のない場合② 人工骨頭または人工関節を挿入置換した場合		
内臓の障害 呼吸器の機能に著しい障害 を永久に残し、酸素療法を受けたもの はたもの (1)「呼吸器の機能に著しい障害を永久に残し」とは、予測 量 1 秒率が20%以下または動脈血酸素分圧が50Torr以下 行動作が著しく制限され、回復の見込のない場合をいい (2)「酸素療法を受けたもの」とは、日常的かつ継続的に行とが必要と医師が認める酸素療法を、その開始日からその含めて180日間継続して受けたものをいいます。				
	恒久的心臓ペースメーカー を装着したもの	(1) 心臓ペースメーカーを一時的に装着した場合は含みません。(2) すでに装着した恒久的心臓ペースメーカーまたはその付属品を交換する場合を除きます。		
	心臓に人工弁を置換したもの	(1) 「人工弁を置換したもの」に (2) 人工弁を再置換する場合およ 位とは異なる部位に人工弁を置	びすでに人工弁を置換した部	
	肝臓の機能に著しい障害を 永久に残したものまたは肝 移植を受けたもの	「肝臓の機能に著しい障害を永久」 の臨床所見が得られ、かつ、表Bの満たす、回復の見込のない肝臓の	の検査所見の判定基準をすべて	
		表 A 臨床所見 ・腹水貯留 ・食道静脈瘤 表 B 検査所見		
		検 査 項 目	判定基準	
		1. 血清アルブミン	3.5g/de以下	
		2. 血小板 3. I C G 試験15分血中停滞率	10万/μℓ以下 20%以上	
(注) I C G 試験が実施されないことで表 B の 3 の I C G 試験が実施されないことで表 B の 3 の I C G 試験 15 分血中停滞率が不明なときは、つぎの項目のうち 1 項目以上の判定基準を満たす場合に、表 B の 3 の I C G 試験 15 分血中停滞率の判定基準を満たしたものとします。 項目 判定基準を満たしたものとします。 項目 判定基準 血清総ビリルビン値 2.0 mg/d l 以上プロトロンビン活性値 70%以下 肝性脳症 唇睡度 I 以上				

対争と	たる自体陪実の代能	
対象となる身体障害の状態		備考
	腎臓の機能を全く永久に失い、人工透析療法または腎移植を受けたもの	(1)「腎臓の機能を全く永久に失い」とは、腎機能検査において 内因性クレアチニンクリアランス値が30me/分未満または血 清クレアチニン濃度が3.0mg/de以上で回復の見込のない場合 をいいます。この場合、腎機能検査の結果は、人工透析療法ま たは腎移植の実施前のものによります。 (2)「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により 血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療 法および腎移植後の人工透析療法を除きます。 (3) 自家腎移植および再移植を除きます。
	ぼうこうを全摘出し、かつ、 人工ぼうこうを造設したも の	「人工ぼうこう」とは、空置した腸管に尿管を吻合し、その腸管 を体外に開放し、ぼうこうの蓄尿および排尿の機能を代行するも のをいいます。
	直腸を切断し、かつ、人工肛門を造設したもの	(1)「直腸を切断し」とは、直腸および肛門を一塊として摘出した場合をいいます。(2)「人工肛門」とは、腸管を体外に開放し、その腸管より腸内容を体外に排出するものをいいます。

- (※2)「公的介護保険制度」とは、介護保険法にもとづく介護保険制度をいいます。満40歳以上の方が、公的介護保険制度の被保険者となります(2016年10月現在)。
- (※3)「要介護2以上の状態」とは、平成11年4月30日厚生省令第58号「要介護認定等に係る介護認定審査会による 審査及び判定の基準等に関する省令」に定める要介護2から要介護5までのいずれかの状態をいいます。
- (※4)「要介護認定」とは、介護保険法に定める要介護認定をいいます(同法に定める要介護状態区分の変更の認定を含みます)。公的介護保険制度の被保険者でない場合、要介護認定を受けることはできません。

不慮の事故または所定の感染症により死亡されたときに災害保険金を、不慮の事故により所定の身体障害の状態になられたときに障害給付金をお支払いします。

お支払いする 保険金・給付金	お支払いする場合	お支払額	お支払限度	受取人	
災害保険金	被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故 [®] による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内、かつ、この特約の保険期間中に死亡されたとき	災害保険金額	l	主契約の死亡 保険金受取人	
	被保険者が責任開始期以後に発病した所定 の感染症(※1)を直接の原因として、こ の特約の保険期間中に死亡されたとき				
障害給付金	被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故 [®] による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内、かつ、この特約の保険期間中に、身体障害の種目および給付割合表(※2)のいずれかの身体障害の状態に該当されたとき	身体障害の状態に応じて災害保険金額の10%~100% (※3)	支払割合を 通 算 し て 100%	被保険者(*)	

(*)ご契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人がご契約者である場合には、ご契約者とします。



- 対象となる身体障害の状態は、公的な身体障害者認定基準などとは要件が異なります。
- 災害保険金をお支払いする場合に、災害保険金のお支払い原因となった不慮の事故と同一の不 慮の事故による障害給付金をすでにお支払いしているときは、災害保険金からその障害給付金 の額を差し引きます。
- 災害保険金をお支払いした場合には、そのお支払い後に、災害保険金のお支払い原因となった不慮の事故と同一の不慮の事故による障害給付金の請求をいただいても、お支払いしません。
- (※1)対象となる感染症はつぎのとおりです。
 - ■約款抜粋

【傷害特約D 別表3、災害割増特約D 別表3】

対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10 (2003年版) 準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分 類 項 目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A 20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ出血熱	A98.0
マールブルグウイルス病	A98.3
エボラウイルス病	A 98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群 [SARS]	∪04
(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	

① 不慮の事故については、「5年ごと配当付定期保険「TOP PLAN サクセスU」【主契約】」の(※2)(35ページ)をご参照ください。

(※2) 身体障害の種目および給付割合表はつぎのとおりです。

■約款抜粋

【傷害特約D 表1】

等級		身体障害の種目		給付割合	
第	1	両眼の視力を全く永久に失ったもの	⇒備考1		
1 級	2	言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	⇒備考4		
1IVX	3	中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの	⇒備考6		
	4	からの	→ 備考7		
	-	つとのいずれがには当ずるもの (1) 両上肢を手関節以上で失ったもの	, nm 2 ,		
		(2) 両上肢の運動機能を全く永久に失ったもの			
		(3) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の運動機能を全く永久に失			
		ったもの			
	5	つぎのいずれかに該当するもの	⇒備考7	100%	
		(1) 両下肢を足関節以上で失ったもの			
		(2) 両下肢の運動機能を全く永久に失ったもの			
		(3) 1 下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1 下肢の運動機能を全く永久に失			
		ったもの	→/ # #		
	6	つぎのいずれかに該当するもの	⇒備考7		
		(1) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの (2) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の運動機能を全く永久に失った			
		(2) 「工放を予用的以上で入い、かり、」「放り運動機能を呈く小人に入りた」			
	7	1上肢の運動機能を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	→備考7	-	
笋	8	1上肢および1下肢の運動機能を全く永久に失ったもの	→備考7		
第 2 級	9	つぎのいずれかに該当するもの	⇒備考8	-	
級		(1) 10手指を失ったもの			
		(2) 10手指の用を全く永久に失ったもの		70%	
	10	1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に	_	1070	
		第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生			
	4.4	じたもの	\##O		
	11	両耳の聴力を全く永久に失ったもの	⇒備考2		
第 3 級	12	1 眼の視力を全く永久に失ったもの つぎのいずれかに該当するもの	→備考1 →備考7		
級	13	うさのい9年かに該当するもの (1) 1 上肢を手関節以上で失ったもの			
		(1) 1 上版で子園即成工で入りたらの (2) 1 上肢の運動機能を全く永久に失ったもの			
		(3) 1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの			
	14	つぎのいずれかに該当するもの	⇒備考7	-	
		(1)1下肢を足関節以上で失ったもの		50%	
		(2) 1 下肢の運動機能を全く永久に失ったもの		30%	
		(3) 1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの			
	15	つぎのいずれかに該当するもの	⇒備考8		
		(1) 1手の5手指を失ったもの			
	1.6	(2) 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの	→備考9		
	16 17	10足指を失ったもの	→備考5 →備考5	-	
44	18	特性に省しい可形よたは者しい連動桿音を永久に残すもの	→ 備名 3 ⇒備考 1		
第 4	19	言語またはそしやくの機能に著しい障害を永久に残するの	→備考4	-	
級	20	中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動	→備考6	1	
		作が著しく制限されるもの	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	30%	
	21	⇒備考7	1		
	22	1 上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 1 下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの	⇒備考7	1	
	23	1 下肢が永久に5 cm以上短縮したもの		<u> </u>	
		·			

等 級	身体障害の種目			
	24	つぎのいずれかに該当するもの (1) 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったもの (2) 1手の第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの	⇒備考8	
	25	つぎのいずれかに該当するもの (1) 1手の5手指の用を全く永久に失ったもの (2) 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全 く永久に失ったもの	⇒備考8	30%
	26	10足指の用を全く永久に失ったもの	⇒備考9	
	27	1足の5足指を失ったもの	⇒備考9	
第	28	1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの	⇒備考7	
第 5 級	29	1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの	⇒備考7	
1192	30	つぎのいずれかに該当するもの (1) 1手の第1指(母指) または第2指(示指) を失ったもの	⇒備考8	
		(2) 1手の第1指(母指)または第2指(示指)を含んで2手指を失ったもの (3) 1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの)## ## O	15%
	31	1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの	⇒備考8	
	32	1足の5足指の用を全く永久に失ったもの	⇒備考9	
	33	両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの	⇒備考2	
	34	1耳の聴力を全く永久に失ったもの	⇒備考2	
	35	鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの	⇒備考3	
	36	脊柱 (頸椎を除く) に運動障害を永久に残すもの	⇒備考5	
第 6 級	37	1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの	⇒備考7	
級	38	1 下肢の3大関節中の1 関節の機能に著しい障害を永久に残すもの	⇒備考7	
1,24	39	1 下肢が永久に3cm以上短縮したもの		
	40	つぎのいずれかに該当するもの	⇒備考8	
		(1) 1手の第1指(母指)または第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの		
		(2) 1手の第1指(母指)または第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全		100/
		く永久に失ったもの (3)1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指または3手指の		10%
		(3) 「子の弟「疳(は疳)のよび弟と疳(水疳)以外のと子疳よには3子疳の 用を全く永久に失ったもの		
	41	1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失っ	⇒備考8	
		たもの		
	42	1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの	⇒備考9	
	43	1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	⇒備考9	
(帯支				

備考

1. 眼の障害(視力障害)

- (1) 視力は、万国式試視力表により、1眼ずつ、矯正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 「視力に著しい障害を永久に残すもの」とは、視力が0.06以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (4) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

2. 耳の障害 (聴力障害)

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格(昭和57年8月14日改定)に準拠したオージオメータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・c デシベルとしたとき、 $\frac{1}{4}$ (a+2b+c)の値が90デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 「聴力に著しい障害を永久に残すもの」とは、上記(2)の $\frac{1}{4}$ (a+2b+c) の値が70デシベル以上 (40cm をこえると話声語を理解しえないもの) で回復の見込のない場合をいいます。

3. 鼻の障害

- (1) 「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。
- (2) 「鼻の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難または嗅覚脱失で回復の見込のない場合をいいます。

4. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、つぎの(ア)から(I)までのうち3つ以上の状態に該当し、その回復の見込がない場合
 - (ア) いずれの口唇音についても発音ができない状態
 - (イ) いずれの歯舌音についても発音ができない状態
 - (ウ) いずれの口蓋音についても発音ができない状態
 - (I) いずれの喉頭音についても発音ができない状態

□唇音	ま行音、ぱ行音、は行音、わ行音、ふ
歯舌音	な行音、た行音、だ行音、ら行音、さ行音、しゅ、し、ざ行音、じゅ
□蓋音	か行音、が行音、や行音、ひ、にゅ、ぎゅ、ん
喉頭音	は行音

- ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
- ③ 声帯全部の摘出により発音ができない場合
- (2) 「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意思の疎通が困難となり、その回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、口腔(舌を含みます。)の運動障害または欠損により、 流動食以外のものは摂取できない状態(流動食を摂取できない状態も含みます。)で、その回復の見込のない 場合をいいます。
- (4) 「そしやくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、口腔(舌を含みます。)の運動障害または欠損により、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込がない場合をいいます。

5. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱に著しい奇形を永久に残すもの」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部から見て明らかにわかる程度以上で回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「脊柱に著しい運動障害を永久に残すもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。
 - ① 頸椎について、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合
 - ② 胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2 分の1以下に制限された状態で、その回復の見込のない場合
- (3) 「脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの」とは、胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回 旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の3分の2以下に制限された状態で、その回復の見込のな い場合をいいます。

6. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器の障害

- (1) 「終身常に介護を要するもの」とは、つぎの1から8までの項目すべてについて、それぞれつぎに定める行為が自分ではできず、常に他人の介護を要する状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、つぎの1から8までの項目のほとんどについて、それぞれつぎに定める行為が自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

項目	行為
1. 食物の摂取	はし、スプーン、フォーク等を使用して食物を口の中に運ぶこと
2. 排便	洋式便器に座った状態で排便すること(便器に座るまでの行為は含み
	ません。)
3. 排尿	洋式便器に座った状態で排尿すること(便器に座るまでの行為は含み
	ません。)
4. 排便および排尿の後始末	排便および排尿後に身体の汚れたところを拭き取ること
5. 衣服の着脱	ボタンのない肌着および下着を着たり脱いだりすること
6. 起居	横になった状態から起き上がり、座位を保つこと
7. 歩行	立った状態から歩くこと
8. 入浴	一般家庭浴槽に出入りすること

7. 上・下肢の障害

- (1) 「上肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。
 - ① 上肢を自分の力では全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合
 - ② 上肢の3大関節(肩関節、肘関節および手関節)すべてについて、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合
- (2) 「下肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。
 - ① 下肢を自分の力では全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合
 - ② 下肢の3大関節(股関節、膝関節および足関節)すべてについて、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合
- (3) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。
 - ① 関節について、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合
 - ② 人工骨頭または人工関節を挿入置換した場合
- (4) 「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

8. 手指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の指の障害につき、それぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。
 - ① 手指の末節の2分の1以上を失った場合
 - ② 手指の中手指節関節または近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的 運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合

9. 足指の障害

- (1) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
- (2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。
 - ① 第1指(母指)は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合
 - ② 中足指節関節または近位指節間関節(第1指(母指)にあっては指節間関節)のいずれかについて、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合
- (※3)・身体障害の状態が身体障害の種目および給付割合表(※2)のいずれか1種目のみに該当する場合は[災害保険金額]×[その該当する種目に対応する給付割合]とし、2種目以上に該当する場合は、その該当する各種目ごと(身体の同一部位(*)に生じた2種目以上の障害については、そのうち最も上位の種目のみとします)に計算した金額を合計します。
 - すでに身体障害の種目および給付割合表(※2)に該当する身体障害のあった身体の同一部位(*)に新たな身体障害が生じたときは、すでにあった身体障害を含めた新たな身体障害の状態が該当する最も上位の種目に対応する給付割合から、すでにあった身体障害の状態に対応する給付割合(2種目以上に該当する場合には、最も上位の種目に対応する給付割合)を差し引いた割合を、その新たに生じた身体障害についての給付割合とし、お支払額を計算します。
 - (*)身体の同一部位についてはつぎのとおりです。

■約款抜粋

【傷害特約D 表2】

- (1) 1上肢については、肩関節以下すべて同一部位とします。
- (2) 1下肢については、股関節以下すべて同一部位とします。
- (3) 眼については、両眼を同一部位とします。
- (4) 耳については、両耳を同一部位とします。
- (5) 脊柱については、頸椎以下をすべて同一部位とします。
- (6) 表1の第1級の4の障害に該当する場合には、両上肢を同一部位とします。
- (7) 表1の第1級の5の障害に該当する場合には、両下肢を同一部位とします。
- (8) 表 1 の第 1 級の 6 もしくは 7 または第 2 級の 8 の障害に該当する場合には、 1 上肢と 1 下肢を同一部位とします。
- (9) 表1の第2級の9の障害に該当する場合には、10手指を同一部位とします。
- (10) 表 1 の第2級の10の障害に該当する場合には、両上肢、両下肢または 1 上肢と 1 下肢をそれぞれ同一部位とします。
- (11)表1の第3級の16または第4級の26の障害に該当する場合には、10足指を同一部位とします。

新総合医療特約D(H22)「医のいちばんNEO」

傷害もしくは疾病により入院されたとき、手術を受けられたとき、または放射線治療を受けられたときに 給付金をお支払いします。また、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取術を受けられたときに給付金をお 支払いします。

お支払いする給付金	お支払いする場合	お支払額	お支払限度	受取人
災害入院給付金	被保険者が責任開始期以後に発生した不 慮の事故 [®] による傷害の治療を目的とし て、その事故の日からその日を含めて180 日以内に入院を開始し、かつ、この特約 の保険期間中に1日以上入院されたとき (※1)	入院給付金日額 × 入院日数	1回の入院に ついて60日、 120日または 240日、通算 1,095日(※ 3)	
疾病入院給付金	被保険者が責任開始期以後に発病した疾病の治療を目的として、この特約の保険期間中に1日以上入院されたとき(※1)	入院給付金日額 × 入院日数	1回の入院に ついて60日、 120日または 240日、通算 1,095日(※ 3)	
手術給付金	被疾病の保(2)た診療を科対為い挙。 きをしいまで、療と科対為い挙。 きをしいまで、療と利対為のではたける質が無いにないまで、病のしたには、病のしたには、病のしたには、病のしたには、病のしたには、病のしたには、病のしたには、病のしたには、病のしたには、病のしたには、病のしたには、病のしたには、病のしたには、病のしたには、病のしたには、病のしたには、の、の、の・手では、、病の、の・手では、、病の、の・手では、、病の、の・手では、、病の、の・手では、、病の、の・手では、、病の、の・手では、、病の、の・手では、、病の、の・手では、、病の、の・手では、、病の、の・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・ 受ま給れけ 入の 災ま給れにき 入の (、 と	通算限度なし	被保険者(*)

① 不慮の事故については、「5年ごと配当付定期保険「TOP PLAN サクセスU」【主契約】」の(※2)(35ページ)をご参照ください。

お支払いする給付金	お支払いする場合	お支払額	お支払限度	受取人
放射線治療給付金	被保険者が責任開始期以後の傷害または 疾病の治療を直接の目的として、この特 約の保険期間中に、病院または診療所(※ 2)においてつぎの(1)または(2)の いずれかに該当する放射線治療を受けら れたとき (1)公的医療保険制度における医科診療 報酬点数表に放射線治療料の算定 対象として列挙されている診療行 為(※7) (2)先進医療に該当する放射線照射また は温熱療法による診療行為(※5)	入院給付金日額の 10倍(※8)	通算限度なし	被保険者
骨髄ドナー給付金	被保険者が責任開始期の属する日からその日を含めて1年を経過した日以後、この特約の保険期間中に、病院または診療所(※2)において組織の機能に障害のある者に移植することを目的として骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取術を受けられたとき。(※9)ただし、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる場合(自家移植)を除きます。	入院給付金日額の 20倍	1回のみ	(*)

(*)ご契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人がご契約者である場合には、ご契約者とします。



- 手術給付金および放射線治療給付金の対象となる先進医療については、厚生労働大臣が定める 先進医療のうち手術または放射線治療に該当するものに限るなどの制限があります(※5)。
- 責任開始期前に生じた傷害もしくは疾病により、入院、手術または放射線治療をした場合でも、 責任開始期の属する日から2年を経過した後に開始した入院、手術または放射線治療は、責任 開始期以後の原因によるものとみなします。
- 責任開始期前にすでに発病していた疾病により、入院、手術または放射線治療をした場合でも、 当社が、この特約の締結または復活の際に、告知などにより知っていたその疾病に関する事実 を用いて承諾したときは、責任開始期以後に発病した疾病により、入院、手術または放射線治 療をしたものとみなして取り扱います。
- 法令などの改正または医療技術の変化が、手術給付金、放射線治療給付金または骨髄ドナー給付金の支払事由に関する規定に影響を及ぼすと当社が認めたときは、主務官庁の認可を得て、この特約の保険料および給付金額を変更することなく支払事由に関する規定を変更することがあります。この場合、変更日の2か月前までにご契約者にその旨をお知らせします。
- 責任開始期の属する日から1年以内に受けられた骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取術については、骨髄ドナー給付金をお支払いしません。
- (※1)・「入院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます)による治療(柔道整復師による施術を 含みます)が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所(※2)に入り、常に医 師の管理下において治療に専念することをいいます。この「入院」に該当するかどうかは、主治医の診断だ けでなく、当社において治療内容、検査結果およびその推移、他覚的所見の有無、外泊・外出状況等を確認 のうえ、入院当時の医学的水準・常識等に照らして判断します。この「入院」に該当しないときは、災害入 院給付金および疾病入院給付金をお支払いできません。
 - 美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のため の入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。
 - 骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取術を受けるための入院は、災害入院給付金および疾病入院給付金のお支払いの対象となりません。
 - 「入院の日数が1日となる入院」とは、入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。
 - 災害入院給付金および疾病入院給付金の支払事由が重複した場合は、災害入院給付金を優先してお支払いします(疾病入院給付金は重複してお支払いしません)。

- ・疾病入院給付金については、不慮の事故以外の外因による入院、不慮の事故の日から 180 日を経過した後に 開始された入院および異常分娩(*)のための入院を疾病の治療を目的とする入院に含みます。
 - (*) 平成6年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容のもので、かつ、分娩によるものをいいます。

分 類 項 目	基本分類コード
妊娠、分娩および産じょく<褥>における浮腫、たんぱく<蛋白>尿およ	
び高血圧性障害	010~016
主として妊娠に関連するその他の母体障害	020~029
胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	○30~○48
分娩の合併症	060~075
分娩(単胎自然分娩(○80)は除く)	○81~○84
主として産じょく<褥>に関連する合併症	○85~○92
その他の産科的病態、他に分類されないもの	094~099

- ・災害入院給付金については、2以上の不慮の事故により災害入院給付金の支払事由に該当する入院を開始した場合、または災害入院給付金の支払事由に該当する入院中に異なる不慮の事故により災害入院給付金の支払事由に該当した場合は、入院開始の直接の原因となった不慮の事故により継続して入院したものとみなします。
- ・疾病入院給付金については、疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を開始したときに、異なる疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった疾病により継続して入院したものとみなします。
- (※2)・「病院または診療所」とは、医療法に定める日本国内にある病院もしくは患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます)またはこれと同等の日本国外にある医療施設をいいます。ただし、手術給付金、放射線治療給付金および骨髄ドナー給付金については患者を収容する施設を有しない診療所を含みます。
- (※3)・お支払限度については、この特約の締結の際、ご契約者が指定された入院給付金の支払限度の型によりつぎのとおりとなります。なお、指定された入院給付金の支払限度の型を変更することはできません。

入院給付金の支払限度の型	入院給付金の種類	1回の入院についての お支払限度	通算お支払限度
60日型	災害入院給付金	60⊟	1,095⊟
00日空	疾病入院給付金	60⊟	1,095⊟
120日型	災害入院給付金	120⊟	1,095⊟
120日至	疾病入院給付金	120⊟	1,095⊟
240日型	災害入院給付金	240⊟	1,095⊟
240日空	疾病入院給付金	240⊟	1,095⊟

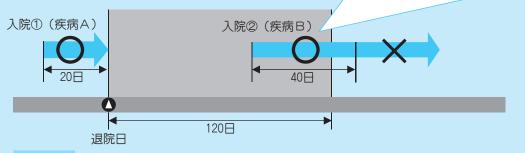
- ・災害入院給付金については、不慮の事故により、1日以上の入院を2回以上した場合には、それらの入院が同一の不慮の事故によるものであるか否かにかかわらず、各入院について日数を合算し1回の入院とみなします。ただし、災害入院給付金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて120日を経過して開始した入院については新たな入院とします。
- ・疾病入院給付金については、疾病により、1日以上の入院を2回以上した場合には、それらの入院が同一の疾病によるものであるか否かにかかわらず、各入院について日数を合算し1回の入院とみなします。ただし、疾病入院給付金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて120日を経過して開始した入院については新たな入院とします。

■疾病による複数回入院の例(60日型の場合)

ケース1

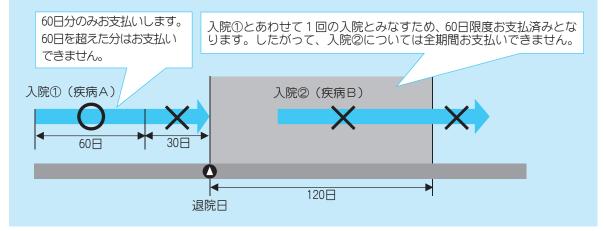
疾病Aにより20日入院後、退院日の翌日から数えて120日以内に、疾病Bで入院した場合

入院①とあわせて1回の入院とみなすため、入院①と入院②について日数を合算して60日がお支払限度となります。したがって、入院②については40日分のみお支払いの対象となります。



ケース2

疾病Aにより90日入院後、退院日の翌日から数えて120日以内に、疾病Bで入院した場合



- (※4)・「公的医療保険制度」とは、健康保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法、船員保険法または高齢者の医療の確保に関する法律にもとづく医療保険制度をいいます。
 - 「医科診療報酬点数表」「歯科診療報酬点数表」とは、手術を受けられた時点において、厚生労働省告示にも とづき定められているものをいいます。
 - ・レーザー屈折矯正手術(レーシック)などについては医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術ではないため、手術給付金のお支払いの対象となりません。(2016 年 10 月現在)
 - ・輸血、造血幹細胞移植、術中術後自己血回収術などについては医科診療報酬点数表において輸血料の算定対象となるため、手術給付金のお支払いの対象となりません。(2016年10月現在)
 - ・臓器穿刺および組織採取などについては医科診療報酬点数表において検査料の算定対象となるため、手術給付金のお支払いの対象となりません。(2016 年 10 月現在)
 - ・持続的胸腔ドレナージおよび留置カテーテル設置などについては医科診療報酬点数表において処置料の算定 対象となるため、手術給付金のお支払いの対象となりません。(2016年10月現在)
- (※5)・「先進医療」とは、手術または放射線治療を受けられた時点において、平成18年9月12日厚生労働省告示第 495号「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養」第1条第1号の規定にもとづき、厚生労働大臣が定め る先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われる ものに限ります)をいいます。
 - ・先進医療は、その医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状など)があらかじめ決められています。
 - お支払いの対象となる先進医療については、当社ホームページ (http://www.dai-ichi-life.co.jp/) でご覧いただけます。
- (※6)・災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる入院には、1回の入院についての支払限度または通算支 払限度を超えて入院したことにより、災害入院給付金および疾病入院給付金が支払われない入院を含みます。
 - ・手術後に休憩室・回復室・診察ベッド等で安静を取られたなどの場合でも外来扱いの場合は、災害入院給付金および疾病入院給付金のお支払いの対象とならないため、お支払額は入院給付金日額の5倍となります。
 - お支払いの対象となる手術を同じ日に2以上受けられた場合は、手術給付金の金額の高いいずれか1つの手術についてのみ手術給付金をお支払いします。

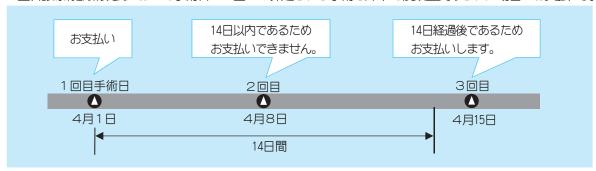
- 「医科診療報酬点数表において手術料が1日につき算定されるものとして定められている診療行為(*)」を 受けられた場合、初日に受けられた診療行為のみが手術に該当し、お支払いの対象となります。
 - (*) 手術を受けられた時点の医科診療報酬点数表が適用されます。 最新の内容については、当社ホームページ(http://www.dai-ichi-life.co.jp/)でご覧いただけます。 なお、2016年10月現在の医科診療報酬点数表において、該当となる手術はつぎのとおりです(医科診療報酬点数表の改定により変更されることがあります)。

大動脈バルーンパンピング法(IABP法)、人工心肺、経皮的心肺補助法、補助人工心臓、小児補助人工心臓、植込型補助人工心臓(非拍動流型)

- 「医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けられた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術(*)」を複数回受けられた場合、手術を受けられた日から14日間については、手術給付金の金額の高いいずれか1回の手術についてのみ手術給付金をお支払いします。
 - (*) 手術を受けられた時点の医科診療報酬点数表が適用されます。 最新の内容については、当社ホームページ(http://www.dai-ichi-life.co.jp/)でご覧いただけます。 なお、2016年10月現在の医科診療報酬点数表において、該当となる手術はつぎのとおりです(医科診療報酬点数表の改定により変更されることがあります)。

皮膚腫瘍冷凍凝固摘出術、組織拡張器による再建手術、難治性骨折電磁波電気治療法、難治性骨折超音波治療法、超音波骨折治療法、体外衝撃波疼痛治療術、自家培養軟骨組織採取術、網膜光凝固術、鼓膜穿孔閉鎖術、唾石摘出術、乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術、食道・胃静脈瘤硬化療法、内視鏡的食道・胃静脈瘤結紮術、下肢静脈瘤手術(硬化療法)、胸水・腹水濾過濃縮再静注法、体外衝撃波胆石破砕術、肝悪性腫瘍マイクロ波凝固法、肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法、体外衝撃波膵石破砕術、体外衝撃波腎・尿管結石破砕術、尿失禁又は膀胱尿管逆流現象コラーゲン注入手術、膀胱尿管逆流症手術(治療用注入材によるもの)、経尿道的前立腺高温度治療、焦点式高エネルギー超音波療法、胎児胸腔・羊水腔シャント術

■医科診療・・ といて手術料が1回のみ算定される手術を外来で複数回受けられた場合のお支払い例



- 手術給付金の支払事由に該当する同一の手術を複数回受けられた場合で、かつ、その手術が先進医療に該当する診療行為であるときは、手術を受けられた日から 14 日間については、手術給付金の金額の高いいずれか1回の手術についてのみ手術給付金をお支払いします。
- (※7)・「公的医療保険制度」とは、健康保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法、船員保険法または高齢者の医療の確保に関する法律にもとづく医療保険制度をいいます。
 - 「医科診療報酬点数表」とは、放射線治療を受けられた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められているものをいいます。
 - ・血液照射は放射線治療料の算定対象となりますが、被保険者が受ける放射線治療ではない(輸血用血液に対して放射線照射を行う)ため、放射線治療給付金のお支払いの対象となりません。
- (※8)・お支払いの対象となる放射線治療を同じ日に2以上受けられた場合は、1つの放射線治療についてのみ放射線治療給付金をお支払いします。
 - ・お支払いの対象となる放射線治療を受けられた場合で、その放射線治療が、放射線を常時照射する治療(放射性物質の体内への埋込、投与等により、放射線を絶えず照射し続ける治療をいいます)であり、かつ、その治療を2日以上にわたって継続して受けられたときは、その治療の開始から終了までを1回の放射線治療として放射線治療給付金をお支払いします。この場合、その1回の放射線治療については、その放射線治療の開始日に受けたものとみなします。
 - ・お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けられた場合、放射線治療給付金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けられた日から 60 日間については、放射線治療給付金をお支払いしません。
- (※9)・臍帯血幹細胞の採取は、骨髄ドナー給付金のお支払いの対象となりません。
 - 骨髄ドナー給付金は、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞を提供される方(ドナー)にお支払いするものであり、 移植を受けられる方にお支払いするものではありません。

入院一時給付特約D

傷害または疾病により入院されたときに給付金をお支払いします。

お支払いする給付金	お支払いする場合	お支払額	お支払限度	受取人
入院一時給付金	被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故 [®] による傷害または発病した疾病の治療を目的として、この特約の保険期間中に、新総合医療特約D(H22)の災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる入院 [®] をされたとき	入院一時給付金額	1回の入院に ついて1回、 通算30回(※ 1)	被保険者(*)

(*)ご契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人がご契約者である場合には、ご契約者とします。



- 責任開始期前に生じた傷害または疾病により入院した場合でも、責任開始期の属する日から2 年を経過した後に開始した入院は、責任開始期以後の原因によるものとみなします。
- 責任開始期前にすでに発病していた疾病により入院した場合でも、当社が、この特約の締結または復活の際に、告知などにより知っていたその疾病に関する事実を用いて承諾したときは、 責任開始期以後に発病した疾病により入院したものとみなして取り扱います。
- 新総合医療特約D(H22)が解約その他の事由によって消滅したときは、この特約も消滅します。
- (※1) つぎの場合についても入院一時給付金のお支払いは1回限りとします。
 - ・入院を2回以上した場合で、新総合医療特約D(H22)において1回の入院とみなされるとき
 - 2以上の不慮の事故による傷害の治療を目的とする入院を開始した場合、または不慮の事故による傷害の治療を目的とする入院中に異なる不慮の事故による傷害の治療を開始した場合で、新総合医療特約D(H22)において入院開始の直接の原因となった不慮の事故により継続して入院したものとみなされるとき
 - •疾病の治療を目的とする入院を開始したときに、異なる疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる疾病を併発した場合で、新総合医療特約D(H22)においてその入院開始の直接の原因となった疾病により継続して入院したものとみなされるとき

① 不慮の事故については、「5年ごと配当付定期保険「TOP PLAN サクセスU」【主契約】」の(※2)(35ページ)をご参照ください。

② 新総合医療特約D(H22)の災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる入院については、「新総合医療特約D(H22)「医のいちばんNEO」」(80ページ)をご参照ください。

8大生活習慣病入院特約D

所定の生活習慣病(悪性新生物(がん)、糖尿病、心・血管疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患、肝疾患、 膵疾患または腎疾患)(※1)により入院されたときに給付金をお支払いします。

お支払いする給付金	お支払いする場合	お支払額	お支払限度	受取人
入院給付金	被保険者が責任開始期以後に発病した対象となる生活習慣病(※1)の治療を目的として、この特約の保険期間中に1日以上入院されたとき(※2)	入院給付金日額 × 入院日数	1回の入院について60日、120日または240日、通 算1,095日(※3)	

(*)ご契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人がご契約者である場合には、ご契約者とします。



- 責任開始期前に発病した対象となる生活習慣病により入院した場合でも、責任開始期の属する 日から2年を経過した後に開始した入院は、責任開始期以後の原因によるものとみなします。
- 責任開始期前にすでに発病していた対象となる生活習慣病により入院した場合でも、当社が、この特約の締結または復活の際に、告知などにより知っていたその生活習慣病に関する事実を用いて承諾したときは、責任開始期以後に発病した生活習慣病により入院したものとみなして取り扱います。
- ・ 急性腎不全、腎のう胞、肝臓・膵臓・腎臓の良性腫瘍など、対象となる生活習慣病(※ 1)に 含まれない疾病があります。
- (※1)対象となる生活習慣病はつぎのとおりです。

■約款抜粋

【8大生活習慣病入院特約D 別表2】

対象となる生活習慣病とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

生活習慣病の種類	分 類 項 目	基本分類コード
悪性新生物	○□唇、□腔および咽頭の悪性新生物 ○消化器の悪性新生物 ○呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 ○骨および関節軟骨の悪性新生物 ○中皮および軟部組織の悪性新生物 ○中皮および軟部組織の悪性新生物 ○乳房の悪性新生物 ○乳房の悪性新生物 ○腎尿路の悪性新生物 ○腎尿路の悪性新生物 ○町、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 ○甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物 ○甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物 ○可以が組織、造血組織および関連組織の悪性新生物 ○リンバ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物 ○上皮内新生物 ○性状不詳または不明の新生物(D37 – D48)中の ・真正赤血球増加症 < 多血症 > ・骨髄異形成症候群 ・リンバ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明の その他の新生物(D47)中の ・慢性骨髄増殖性疾患 ・本態性(出血性)血小板血症	C00 - C14 C15 - C26 C30 - C39 C40 - C41 C43 - C44 C45 - C49 C50 C51 - C58 C60 - C63 C64 - C68 C69 - C72 C73 - C75 C76 - C80 C81 - C96 C97 D00 - D09 D45 D46 D47.1 D47.3
糖尿病	○糖尿病	E10-E14
心・血管疾患	○慢性リウマチ性心疾患 ○虚血性心疾患 ○肺性心疾患および肺循環疾患 ○その他の型の心疾患 ○動脈、細動脈および毛細血管の疾患(I70-I79)中の ・大動脈瘤および解離 ○循環器系のその他および詳細不明の障害(I95-I99)中の ・循環器系の処置後障害、他に分類されないもの(I97)中の ・心(臓)切開後症候群 ・心臓手術に続発するその他の機能障害	I 05 — I 09 I 20 — I 25 I 26 — I 28 I 30 — I 52 I 71 I 97.0 I 97.1
高血圧性疾患	○高血圧性疾患	I 10— I 15

生活習慣病の種類	分 類 項 目	基本分類コード
脳血管疾患	○脳血管疾患 ○挿間性および発作性障害(G40-G47)中の ・一過性脳虚血発作および関連症候群(G45)中の ・椎骨脳底面系が症候群	I 60 — I 69 G45.0
	・ 頚動脈症候群(半球性)・ 多発性および両側性脳(実質)外動脈症候群・ 一過性全健忘・ その他の一過性脳虚血発作および関連症候群・ 一過性脳虚血発作、詳細不明	G45.1 G45.2 G45.4 G45.8 G45.9
肝疾患	〇ウイルス肝炎 〇肝疾患	B15-B19 K70-K77
膵疾患	○胆のう<嚢>、胆管および膵の障害(K80-K87)中の ・急性膵炎 ・その他の膵疾患	K85 K86
腎疾患	○糸球体疾患○腎尿細管間質性疾患○腎不足(N17-N19) 中の	N00 - N08 N10 - N16
	・慢性腎不全○尿路結石症(N20-N23)中の・腎結石および尿管結石・下部尿路結石・他に分類される疾患における尿路結石	N18 N20 N21 N22

- (※2)・「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所(*) に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。この「入院」に該当するかどうかは、 主治医の診断だけでなく、当社において治療内容、検査結果およびその推移、他覚的所見の有無、外泊・外 出状況等を確認のうえ、入院当時の医学的水準・常識等に照らして判断します。この「入院」に該当しない ときは、入院給付金をお支払いできません。
 - (*) 「病院または診療所」とは、医療法に定める日本国内にある病院もしくは患者を収容する施設を有する診療所またはこれと同等の日本国外にある医療施設をいいます。
 - 治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。
 - •「入院の日数が1日となる入院」とは、入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。
 - 入院給付金の支払事由に該当する入院を開始したときに、異なる生活習慣病を併発していた場合、またはその入院中に異なる生活習慣病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった生活習慣病により継続して入院したものとみなします。
- (※3)・お支払限度については、この特約の締結の際、ご契約者が指定された入院給付金の支払限度の型(同時に付加する新総合医療特約D(H22)と同一またはそれよりも長期の型とします)によりつぎのとおりとなります。なお、指定された入院給付金の支払限度の型を変更することはできません。

入院給付金の支払限度の型	1回の入院についてのお支払限度	通算お支払限度
60日型	60⊟	1,095⊟
120日型	120⊟	1,095⊟
240日型	240⊟	1,095⊟

・生活習慣病により、1日以上の入院を2回以上した場合には、それらの入院が同一の生活習慣病によるものであるか否かにかかわらず、各入院について日数を合算し1回の入院とみなします。ただし、入院給付金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて120日を経過して開始した入院については新たな入院とします。

女性特定疾病入院特約D(H22)

悪性新生物(がん)や子宮筋腫などの特定の疾病により入院されたときに給付金をお支払いします。

お支払いする給付金	お支払いする場合	お支払額	お支払限度	受取人
入院給付金	被保険者が責任開始期以後に発病した対象となる特定疾病(※ 1)の治療を目的として、この特約の保険期間中に1日以上入院されたとき(※2)	入院給付金日額 × 入院日数	1回の入院につ いて60日、120 日または240日、 通算1,095日(※ 3)	被保険者(*)

(*)ご契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人がご契約者である場合には、ご契約者とします。



- 責任開始期前に発病した対象となる特定疾病により入院した場合でも、責任開始期の属する日から2年を経過した後に開始した入院は、責任開始期以後の原因によるものとみなします。
- 責任開始期前にすでに発病していた対象となる特定疾病により入院した場合でも、当社が、この特約の締結または復活の際に、告知などにより知っていたその特定疾病に関する事実を用いて承諾したときは、責任開始期以後に発病した特定疾病により入院したものとみなして取り扱います。

(※1)対象となる特定疾病はつぎのとおりです。

■約款抜粋

【女性特定疾病入院特約D(H22)別表2】

対象となる特定疾病とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

特定疾病の種類	分 類 項 目	基本分類コード
悪性新生物	○□唇、□腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
	○消化器の悪性新生物	C15-C26
	○呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
	○骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
	○皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43-C44
	○中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
	○乳房の悪性新生物	C 50
	○女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
	○腎尿路の悪性新生物	C64-C68
	○眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
	○甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
	○部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
	○リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
	○独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
	○上皮内新生物 (D00-D09) 中の	
	・口腔、食道および胃の上皮内癌	D00
	・その他および部位不明の消化器の上皮内癌	D01
	・中耳および呼吸器系の上皮内癌	D02
	• 上皮内黒色腫	D03
	・皮膚の上皮内癌	D04
	・乳房の上皮内癌	D05
	・子宮頚(部)の上皮内癌	D06
	• その他および部位不明の生殖器の上皮内癌(D07)中の	
	• 子宮内膜	D07.0
	外陰部	D07.1
	• <u>膣</u>	D07.2
	• その他および部位不明の女性生殖器	D07.3
	・その他および部位不明の上皮内癌	D09
	○性状不詳または不明の新生物(D37-D48)中の	
	• 真正赤血球増加症<多血症>	D45
	• 骨髄異形成症候群	D46
	・リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の	
	新生物(D47)中の	
	• 慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
	・本態性(出血性)血小板血症	D47.3

特定疾病の種類	分 類 項 目	基本分類コード
良性新生物および性状不詳または不明の新生物	○良性新生物(D10-D36)中の ・乳房の良性新生物 ・子宮平滑筋腫 ・子宮のその他の良性新生物 ・卵巣の良性新生物 ・の側の良性新生物 ・その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物 ・腎尿路の良性新生物 ・甲状腺の良性新生物 ・世状腺の良性新生物 ○性状不詳または不明の新生物(D37-D48)中の ・女性生殖器の性状不詳または不明の新生物 ・腎尿路の性状不詳または不明の新生物 ・腎尿路の性状不詳または不明の新生物 ・その他および部位不明の性状不詳または不明の新生物(D48)中の ・乳房	D24 D25 D26 D27 D28 D30 D34 D39 D41
血液および造血器の疾患	○栄養性貧血 ○溶血性貧血(D55-D59)中の ・後天性溶血性貧血 ○無形成性貧血およびその他の貧血 ○凝固障害、紫斑病およびその他の出血性病態(D65-D69)中の ・紫斑病およびその他の出血性病態(D69)中の ・アレルギー性紫斑病 ・血小板機能異常症 ・その他の血小板非減少性紫斑病 ・特発性血小板減少性紫斑病 ・その他の原発性血小板減少症 ・続発性血小板減少症 ・・血小板減少症、詳細不明	D50 — D53 D59 D60 — D64 D69.0 D69.1 D69.2 D69.3 D69.4 D69.5 D69.6
内分泌、栄養および代謝疾患	○甲状腺障害(E00-E07)中の ・ヨード欠乏による甲状腺障害および類縁病態 ・無症候性ヨード欠乏性甲状腺機能低下症 ・その他の甲状腺機能低下症(E03)中の ・びまん性甲状腺腫を伴う先天性甲状腺機能低下症 ・薬剤およびその他の外因性物質による甲状腺機能低下症 ・感染後甲状腺機能低下症 ・甲状腺萎縮(後天性) ・粘液水腫性昏睡 ・その他の明示された甲状腺機能低下症 ・甲状腺機能低下症、詳細不明 ・その他の非中毒性甲状腺腫 ・甲状腺中毒症[甲状腺機能亢進症] ・甲状腺炎 ・その他の甲状腺障害 ○その他の内分泌腺障害(E20-E35)中の ・クッシング症候群 ・卵巣機能障害 ○代謝障害(E70-E90)中の ・治療後内分泌および代謝障害、他に分類されないもの(E89)中の ・治療後内分泌および代謝障害、他に分類されないもの(E89)中の ・治療後の分泌および代謝障害、他に分類されないもの(E89)中の ・治療後の対験機能低下症 ・治療後卵巣機能不全(症)	E01 E02 E03.0 E03.2 E03.3 E03.4 E03.5 E03.8 E03.9 E04 E05 E06 E07 E24 E28
循環器系の疾患	○慢性リウマチ性心疾患 ○静脈、リンパ管およびリンパ節の疾患、他に分類されないもの(I 80- I 89)中の ・その他の部位の静脈瘤(I 86)中の ・外陰静脈瘤 ○循環器系のその他および詳細不明の障害(I 95- I 99)中の ・低血圧(症) ・循環器系の処置後障害、他に分類されないもの(I 97)中の ・乳房切断後リンパ浮腫症候群	I 05 — I 09 I 86.3 I 95 I 97.2
消化器系の疾患	○胆のうく嚢>、胆管および膵の障害(K80-K87)中の ・胆石症 ・胆のうく嚢>炎 ・胆のうく嚢>のその他の疾患 ・胆道のその他の疾患 ・胆道のその他の疾患 ○消化器系のその他の疾患(K90-K93)中の ・消化器系の処置後障害、他に分類されないもの(K91)中の ・胆のうく嚢>摘出く除>後症候群	K80 K81 K82 K83

特定疾病の種類	分 類 項 目	基本分類コード
筋骨格系およ び結合組織の 疾患	○炎症性多発性関節障害(M05−M14)中の ・血清反応陽性関節リウマチ ・その他の関節リウマチ ・若年性関節炎	M05 M06 M08
	・他に分類される疾患における若年性関節炎・その他の明示された関節障害(M12)中の・リウマチ熱後慢性関節障害[ジャクー病]○全身性結合組織障害(M30-M36)中の	M09 M12.0
	・その他のえく壊>死性血管障害(M31)中の・大動脈弓症候群[高安病]・全身性エリテマトーデスく紅斑性狼瘡><sle></sle>・皮膚(多発性)筋炎・全身性硬化症	M31.4 M32 M33 M34
	・その他の全身性結合組織疾患(M35)中の ・乾燥症候群[シェーグレン症候群] ・その他の重複症候群 ・リウマチ性多発筋痛症 ・その他の明示された全身性結合組織疾患 ・全身性結合組織疾患、詳細不明	M35. 0 M35. 1 M35. 3 M35. 8 M35. 9
腎尿路生殖器 系の疾患	○糸球体疾患○腎尿細管間質性疾患○腎不全(N17-N19)中の	N00 - N08 N10 - N16
	・慢性腎不全 ○尿路結石症(N20-N23)中の・腎結石および尿管結石・下部尿路結石・他に分類される疾患における尿路結石	N 18 N 20 N 21 N 22
	○腎および尿管のその他の障害(N25-N29)中の ・腎および尿管のその他の障害、他に分類されないもの ・他に分類される疾患における腎および尿管のその他の障害 ○尿路系のその他の疾患 (馬尾症候群(G83.4)中の馬尾症候群による神経因性膀胱(機能障害)およびその他の明示された脊髄疾患(G95.8)中の脊髄(性)膀胱(機能	N28 N29 N30—N39
	障害) NOSを含む。) ○乳房の障害 ○女性骨盤臓器の炎症性疾患 ○女性生殖器の非炎症性障害(N80-N98)中の	N60 — N64 N70 — N77
	・子宮内膜症・女性性器脱・女性性器を含む瘻・卵巣、卵管および子宮広間膜の非炎症性障害・女性性器のポリープ	N80 N81 N82 N83 N84
	・子宮のその他の非炎症性障害、子宮頚(部)を除く・子宮頚(部)のびらんおよび外反(症)・子宮頚(部)の異形成・子宮頚(部)のその他の非炎症性障害	N85 N86 N87 N88
	・腟のその他の非炎症性障害・外陰および会陰のその他の非炎症性障害・無月経、過少月経および希発月経・過多月経、頻発月経および月経不順・子宮および腟のその他の異常出血・女性生殖器および月経周期に関連する疼痛およびその他の病態	N89 N90 N91 N92 N93 N94
	・閉経期およびその他の閉経周辺期障害 ・習慣流産 ・女性不妊症 ○腎尿路生殖器系のその他の障害	N95 N96 N97 N99
妊娠、分娩および産じょく<褥>	○流産に終わった妊娠○妊娠、分娩および産じょく<褥>における浮腫、たんぱく<蛋白>尿および高血圧性障害○主として妊娠に関連するその他の母体障害○胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題○分娩の合併症	000-008 010-016 020-029 030-048 060-075
	 ○分娩(○80-○84)中の ・鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩 ・帝王切開による単胎分娩 ・その他の介助単胎分娩 ・多胎分娩 ○主として産じょく<褥>に関連する合併症 	081 082 083 084 085 – 092
	○その他の産科的病態、他に分類されないもの ○その他の細菌性疾患(A30-A49)中の ・産科的破傷風	○94 – ○99 A 34

- (※2)・「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所(*) に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。この「入院」に該当するかどうかは、 主治医の診断だけでなく、当社において治療内容、検査結果およびその推移、他覚的所見の有無、外泊・外 出状況等を確認のうえ、入院当時の医学的水準・常識等に照らして判断します。この「入院」に該当しない ときは、入院給付金をお支払いできません。
 - (*) 「病院または診療所」とは、医療法に定める日本国内にある病院もしくは患者を収容する施設を有する診療所またはこれと同等の日本国外にある医療施設をいいます。
 - 美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。
 - 「入院の日数が1日となる入院」とは、入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。
 - 入院給付金の支払事由に該当する入院を開始したときに、異なる特定疾病を併発していた場合、またはその 入院中に異なる特定疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった特定疾病により継続して 入院したものとみなします。
- (※3)・お支払限度については、この特約の締結の際、ご契約者が指定された入院給付金の支払限度の型(同時に付加する新総合医療特約D(H22)と同一の型とします)によりつぎのとおりとなります。なお、指定された入院給付金の支払限度の型を変更することはできません。

入院給付金の支払限度の型	1回の入院についてのお支払限度	通算お支払限度
60日型	60⊟	1,095⊟
120日型	120⊟	1,095⊟
240日型	240⊟	1,095⊟

・特定疾病により、1日以上の入院を2回以上した場合には、それらの入院が同一の特定疾病によるものであるか否かにかかわらず、各入院について日数を合算し1回の入院とみなします。ただし、入院給付金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて120日を経過して開始した入院については新たな入院とします。

無配当先進医療特約

疾病または傷害により先進医療による療養を受けられたときに給付金をお支払いします。

お支払いする給付金	お支払いする場合	お支払額	お支払限度	受取人
先進医療給付金	被保険者が責任開始期以後の疾病 または傷害を直接の原因として、 この特約の保険期間中に、公的医 療保険制度(※1)における先進 医療による療養(※2)を受けら れたとき	先進医療にかかる 技術料と同額(※ 3)	通算2,000万円	被保険者(*)
先進医療一時給付金	この特約より先進医療給付金が支 払われるとき	2万円	同一の先進医療による療養について1回、 通算限度なし (※4)	

- (*)ご契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人がご契約者である場合には、ご契約者とします。
- (※1)・「公的医療保険制度」とは、健康保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法、船員保険法または高齢者の医療の確保に関する法律にもとづく医療保険制度をいいます。
- (※2) 「先進医療」とは、療養(*)を受けられた時点において、平成18年9月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養」第1条第1号の規定にもとづき、厚生労働大臣が定める先進医療をいい、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。
 - (*) 「療養」とは、診察、薬剤もしくは治療材料の支給または処置・手術その他の治療のいずれかに該当するものをいいます。
 - ・先進医療は、その医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状など)があらかじめ決められています。
 - ・先進医療に該当する医療技術やその適応症、実施している病院等は、変更されることがあります。最新の内容については、当社ホームページ(http://www.dai-ichi-life.co.jp/)でご覧いただけます。
 - ・先進医療による療養には、新総合医療特約D(H22)の手術給付金または放射線治療給付金のお支払いの対象とならない検査・診断・投薬なども含まれます。
- (※3) 「先進医療にかかる技術料」とは、先進医療技術に対するお支払額(患者の自己負担分)として、病院または診療所によって定められた額をいい、公的医療保険制度の保険給付の対象となる部分の費用、先進医療以外の評価療養のための費用、選定療養のための費用、食事療養のための費用および生活療養のための費用などは含みません。患者申出療養のための費用も含みません。
- (※4) 同一の先進医療による療養を複数回にわたって受けられた場合は、その一連の先進医療による療養を開始したときを療養を受けたときとみなします。



- この特約は無配当です。
- この特約の付加は、ご契約が複数ある場合でも、被保険者お1人につき1契約に限ります。
- 療養を受けられた時点において、一般の保険診療に導入されている場合(公的医療保険制度の 給付対象となっている場合)や承認取消などの事由によって先進医療でなくなっている場合 は、先進医療給付金および先進医療一時給付金をお支払いしません。
- 先進医療と名称が同一の医療技術であっても、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しない病院等で受けられた場合や、定められた適応症に合致しない場合は先進医療には該当せず、先進医療給付金および先進医療一時給付金をお支払いしません。
- 責任開始期前に生じた疾病または傷害により先進医療による療養を受けた場合でも、責任開始期の属する日から2年を経過した後に開始した先進医療による療養は、責任開始期以後の原因によるものとみなします。
- 責任開始期前にすでに発病していた疾病により先進医療による療養を受けた場合でも、当社が、この特約の締結または復活の際に、告知などにより知っていたその疾病に関する事実を用いて承諾したときは、責任開始期以後に発病した疾病により先進医療による療養を受けたものとみなして取り扱います。
- この特約は新総合医療特約D(H22)とあわせて付加することを要します。新総合医療特約D(H22)を解約される場合には、この特約もあわせて解約してください。
- 法令などの改正または医療技術の変化が、先進医療給付金および先進医療一時給付金の支払事由に関する規定に影響を及ぼすと当社が認めたときは、主務官庁の認可を得て、この特約の保険料および給付金額を変更することなく支払事由に関する規定を変更することがあります。この場合、変更日の2か月前までにご契約者にその旨をお知らせします。
- 特定の先進医療による療養(「重粒子線治療」または「陽子線治療」)を当社所定の医療機関で受けられる場合に、先進医療給付金を当社が医療機関に直接お支払いする「特定先進医療ダイレクト支払サービス」があります。「特定先進医療ダイレクト支払サービス」は、治療開始前に先進医療給付金をご請求いただいた場合に、お支払いできるかをご請求いただいた方に事前にお知らせし、治療開始後に先進医療給付金を当社が医療機関に直接お支払いするサービスです。ご利用に際しては、当社所定の要件を満たすことが必要ですので、必ず、治療開始前に当社の担当者またはコンタクトセンターまでお問い合わせください。なお、ご利用は任意となりますので、被保険者が先進医療給付金をお受け取りいただく方法もお選びいただけます。(2017年3月現在のお取り扱いであり、将来的に変更・終了することもあります。)

無配当女性特定治療特約(2015)「レディエールモア」

乳房、子宮または子宮附属器(卵巣および卵管をいいます)の所定の手術を受けられたとき、および、その手術を受けた乳房について乳房再建手術を受けられたときに給付金をお支払いします。

お支払いする給付金	お支払いする場合	お支払額	お支払限度	受取人
女性特定	被保険者が責任開始期前に乳房の悪性新生物(※1)に罹患したことがなく、かつ、つぎのいずれにも該当したとき (1)責任開始期の属する日からその日を含めて90日を経過した後、この特約の保険期間中に、乳房の悪性新生物に罹患し、医師により病理組織学的所見(生検)によって診断確定(病理組織学的所見が得られないことがあります)されたこと (2)その乳房の悪性新生物の治療を直接の目的として、この特約の保険期間中に、病院または診療所(※2)において乳房の観血切除術(※3)を受けられたこと 被保険者が責任開始期前に乳房の悪性新生物および乳房の上皮内がん(※1)のいずれにも譲出したとき (1)責任開始期の属する日からその日を含めて90日を経過した後、この特約の保険期間中に、乳房の上皮内がんに罹患し、医師により診断確定されたこと (2)その乳房の上皮内がんの治療を直接の目的として、この特約の保険期間中に、病院または診療所(※2)において乳房の観血切除術(※3)を受けられたこと	乳房の観血切除術を 受けた各乳房につき、 特約基準給付金額の 100%	一乳房につき 1回のみ	被保険者
手術給付金	被保険者が責任開始期以後の疾病または傷害を直接の原因として、この特約の保険期間中に、病院または診療所(※2)において子宮摘出術(※4)を受けられたとき	特約基準給付金額の 50%	1回のみ	· (*)
	被保険者が責任開始期以後の疾病または傷害を 直接の原因として、この特約の保険期間中に、病 院または診療所(※2)において卵巣摘出術(※ 5)を受けられたとき	卵巣摘出術を受けた 各卵巣につき、 特約基準給付金額の 25%	一卵巣につき 1回のみ	
	被保険者が責任開始期以後の疾病または傷害を直接の原因として、この特約の保険期間中に、病院または診療所(※2)において、入院中につぎのいずれかに該当する子宮または子宮附属器にかかわる手術(子宮摘出術および卵巣摘出術を除きます)を受けられたとき(※6)(1)公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、子宮または子宮附属器に分類される手術料の算定対象として列挙されている診療行為(※7)(2)子宮または子宮附属器に対し直接的に行われる先進医療に該当する診療行為(異常妊娠および異常分娩にかかわる診療行為、診断および検査を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます)(※8)(※9)	特約基準給付金額の 10%	1 回のみ	

お支払い する給付金	お支払いする場合	お支払額	お支払限度	受取人
乳房再建 給付金	被保険者が乳房の悪性新生物または乳房の上皮内がんについての女性特定手術給付金の支払事由に該当し、かつ、上記の観血切除術を受けた乳房について、この特約の保険期間中に、病院または診療所(※2)において乳房再建手術(※10)を受けられたとき	乳房再建手術を受けた各乳房につき、 特約基準給付金額の 20%	一乳房につき 1 回のみ	被保険者(*)

(*)ご契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人がご契約者である場合には、ご契約者とします。



- この特約は無配当です。
- この特約の付加は、ご契約が複数ある場合でも、被保険者お1人につき1契約に限ります。
- 責任開始期前にすでに乳房の悪性新生物(乳がん)に罹患していたときは、責任開始期以後に新たに乳がんに罹患してもお支払いしません。
- 責任開始期前にすでに乳がんまたは乳房の上皮内がんに罹患していたときは、責任開始期以後に新たに乳房の上皮内がんに罹患してもお支払いしません。
- 乳房の皮膚がんおよび乳房の皮膚の上皮内がんについては、お支払いしません。
- 責任開始期の属する日から90日以内に罹患した乳がんおよび乳房の上皮内がんについては、お支払いしません。
- 責任開始期前にすでに発病していた疾病により「子宮摘出術」「卵巣摘出術」または「子宮または子宮附属器にかかわる手術」を受けた場合でも、当社が、この特約の締結または復活の際に、告知などにより知っていたその疾病に関する事実を用いて承諾したときは、責任開始期以後に発病した疾病によりそれらの手術を受けたものとみなして取り扱います。
- 法令などの改正または医療技術の変化が、女性特定手術給付金または乳房再建給付金の支払事由に関する規定に影響を及ぼすと当社が認めたときは、主務官庁の認可を得て、この特約の保険料および特約基準給付金額を変更することなく支払事由に関する規定を変更することがあります。この場合、変更日の2か月前までにご契約者にその旨をお知らせします。
- (※1)・対象となる「乳房の悪性新生物」および「乳房の上皮内がん」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I CD-10 (2003年版)準拠」に記載された分類項目中、「乳房の悪性新生物(基本分類コードC50)」および「乳房の上皮内癌(基本分類コードD05)」に規定される内容によるものをいいます。なお、「乳房の悪性新生物(基本分類コードC50)」および「乳房の上皮内癌(基本分類コードD05)」には、乳房の皮膚がんおよび乳房の皮膚の上皮内がんは含まれません。
- (※2) 「病院または診療所」とは、医療法に定める日本国内にある病院もしくは患者を入院させるための施設を有する診療所またはこれと同等の日本国外にある医療施設をいいます。ただし、乳房の観血切除術、子宮摘出術、卵巣摘出術および乳房再建手術については患者を入院させるための施設を有しない診療所を含みます。
- (※3) •「観血切除術」とは、皮膚を切開し、病変部を切除する手術をいいます。ただし、診断および生検等の検査 のための手術を除きます。
- (※4) 「子宮摘出術」とは、子宮体部全体を摘出する手術をいいます。ただし、疾病を直接の原因としない不妊手術を除きます。
- (※5)・「卵巣摘出術」とは、片側卵巣全体または両側卵巣全体を摘出する手術をいいます。ただし、疾病を直接の原因としない不妊手術を除きます。
- (※6)・「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所(※2)に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。入院日と退院日が同一の日である場合には、入院基本料の支払いの有無などを参考にして、「入院」かどうかを判断します。この「入院」に該当しないときは、子宮摘出術および卵巣摘出術を除く子宮または子宮附属器にかかわる手術については女性特定手術給付金をお支払いできません。
- (※7) 「公的医療保険制度」とは、健康保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法、船員保険法または高齢者の医療の確保に関する法律にもとづく医療保険制度をいいます。
 - 「医科診療報酬点数表」とは、手術を受けられた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められているものをいいます。
 - 「子宮または子宮附属器にかかわる手術」には、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表において産 科手術に分類される診療行為は含みません。また、疾病を直接の原因としない不妊手術を除きます。
- (※8) 「先進医療」とは、手術を受けられた時点において、平成18年9月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養」第1条第1号の規定にもとづき、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります)をいいます。

- 先進医療は、その医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状など)があらかじめ決められています。
- お支払いの対象となる先進医療については、当社ホームページ(http://www.dai-ichi-life.co.jp/)でご覧いただけます。
- 「異常妊娠および異常分娩」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
流産に終わった妊娠	000~008
妊娠、分娩および産じょく<褥>における浮腫、たんぱく<蛋白>尿および高血	
圧性障害	010~016
主として妊娠に関連するその他の母体障害	○20~○29
胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	○30~○48
分娩の合併症	060~075
分娩(単胎自然分娩(○80)は除く)	○81~○84
主として産じょく<褥>に関連する合併症	○85~○92
その他の産科的病態、他に分類されないもの	○94~○99

- (※9) 「子宮摘出術」および「子宮または子宮附属器にかかわる手術」を同一の日に受けた場合には「子宮摘出術」について、「卵巣摘出術」および「子宮または子宮附属器にかかわる手術」を同一の日に受けた場合には「卵巣摘出術」について、「子宮摘出術」「卵巣摘出術」および「子宮または子宮附属器にかかわる手術」を同一の日に受けた場合には「子宮摘出術」および「卵巣摘出術」についてのみ、女性特定手術給付金をお支払いします。
- (※10) ・「乳房再建手術」とは、乳房の観血切除術により喪失された乳房の形態を皮膚弁(皮膚の欠損部を被覆する ための植皮術は含みません)または人工物を用いて正常に近い形態に戻すことを目的とする観血手術をいい ます。

特定損傷特約D「アクセル」

不慮の事故による骨折、関節脱臼または腱の断裂に対する治療を受けられたときに給付金をお支払いします。

お支払いする 給付金	お支払いする場合	お支払額	お支払限度	受取人
特定損傷給付金	被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故®により、その事故の日からその日を含めて180日以内、かつ、この特約の保険期間中に、特定損傷(骨折、関節脱臼または腱の断裂)に対して、病院または診療所において治療を受けられたとき(※1)	基準特定損傷給付金額	通算10回	被保険者(*)

(*)ご契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人がご契約者である場合には、ご契約者とします。



- 同一の不慮の事故による特定損傷に対してのお支払いは1回限りです。
- 病的骨折、特発骨折、先天性脱臼、病的脱臼、反復性脱臼および疾病を原因とする腱の断裂の場合には、お支払いしません。
- (※1)・特定損傷についてはつぎのとおりです。
 - ■約款抜粋

【特定損傷特約D 表1】

「特定損傷」とは、つぎのいずれかの損傷をいいます。

13/23/1993 - 10.1	
骨折	骨の構造上の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、病的骨折お
	よび特発骨折を除きます。
関節脱臼	関節を構成する骨が、正常な解剖学的位置関係から偏位した状態をいいます。ただし、先
	天性脱臼、病的脱臼および反復性脱臼を除きます。
腱の断裂	腱の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、疾病を原因とする腱
	の断裂を除きます。

- 「病院または診療所」とは、医療法に定める日本国内にある病院もしくは診療所(四肢における骨折または 関節脱臼に関し施術を受ける場合に限り、柔道整復師法に定める施術所を含みます)またはこれと同等の日 本国外にある医療施設をいいます。
- 「治療」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます)による治療(柔道整復師による施術を含みます)をいいます。

① 不慮の事故については、「5年ごと配当付定期保険「TOP PLAN サクセスU」【主契約】」の(※2)(35ページ)をご参照ください。

災害割増特約D

不慮の事故もしくは所定の感染症により、死亡されたときまたは所定の高度障害状態になられたときに保険金をお支払いします。

お支払いする保険金	お支払いする場合	お支払額	受取人
被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故 [®] による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内、かつ、この特約の保険期間中に死亡されたとき			主契約の死亡保険
火杏制垣休陜並	被保険者が責任開始期以後に発病した所定の感染症 ^② を直接の原因として、この特約の保険期間中に死亡されたとき		
高度障害による	被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故 [®] による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内、かつ、この特約の保険期間中に対象となる高度障害状態 [®] に該当されたとき	災害割増保険金額	被保険者(*)
災害割増保険金	被保険者が責任開始期以後に発病した所定の感染症®を直接の原因として、この特約の保険期間中に対象となる高度障害状態®に該当されたとき		

(*)ご契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人がご契約者である場合には、ご契約者とします。



- 対象となる高度障害状態は、公的な身体障害者認定基準などとは要件が異なります。
- 高度障害状態に複数該当した場合でも、災害割増保険金は重複してはお支払いしません。
- 死亡による災害割増保険金をお支払いした場合には、そのお支払い後に高度障害による災害割増保険金の請求をいただいても、お支払いしません。

① 不慮の事故については、「5年ごと配当付定期保険「TOP PLAN サクセスU」【主契約】」の(※2)(35ページ) をご参照ください。

② 所定の感染症については「傷害特約D」の(※1)(75ページ)をご参照ください。

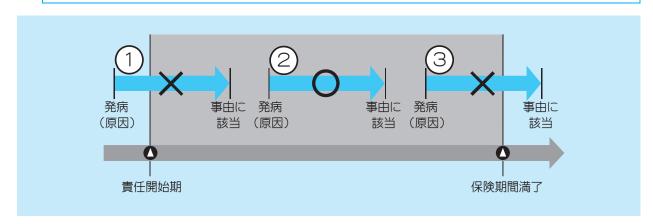
③ 対象となる高度障害状態については、「5年ごと配当付定期保険「TOP PLAN サクセスU」【主契約】」の(※1)(33ページ)をご参照ください。

保険金などをお支払いできない場合

保険金・給付金(以下「保険金など」といいます)をお支払いできない場合、保険料のお払い込みを免除できない場合があります。保険金などをお支払いできない場合の具体的な事例については、ご契約のお申し込み時に別途お渡ししている「保険金などのご請求手続きとお支払事例」をご参照ください。

支払事由、保険料払込の免除事由に該当しない場合の例 責任開始期前の傷害や疾病を原因とする場合

- ●保険金などのお支払いについては、その要件を「支払事由[®]」として約款に定めています。したがって、要件を満たさず、支払事由に該当しない場合には、保険金などのお支払いはできません。また、保険料のお払い込みの免除についても、その要件である「保険料払込の免除事由[®]」に該当しない場合には、保険料のお払い込みの免除はできません。
- ●保険金など(死亡保険金などを除きます)のお支払いおよび保険料のお払い込みの免除は、その原因となる傷害または疾病がご契約または特約の責任開始期^②(復活が行われたご契約においては、最後の復活の際の責任開始期をいいます)以後に生じたことが、その要件となっています。したがって、責任開始期より前にすでに発生していた傷害または発病していた疾病(*)を原因とする場合(下図の①)には、保険金などのお支払いおよび保険料のお払い込みの免除はできません。
 - (*)「責任開始期より前にすでに発病していた疾病」とは、その疾病およびその疾病と医学上重要な関係にある疾病について、責任開始期より前につぎのいずれかに該当するものをいいます。
 - ・医師の診療を受けたことがある。
 - 健康診断等において異常の指摘(要経過観察の指摘を含みます)を受けたことがある。
 - ・被保険者が自覚可能な身体の異常が存在した、またはご契約者が認識可能な被保険者の身体の異常が存在した。



上図の①は原因が責任開始期前に生じているため、また③は保険期間中に事由に該当していないため、いずれも保険金などのお支払いおよび保険料のお払い込みの免除の対象とはなりません。したがって、保険金などのお支払いおよび保険料のお払い込みの免除の対象となるのは②のみです。

なお、死亡保険金などについては、責任開始期以後の傷害や疾病を原因とすることがお支払いの要件とはなっていないため、死亡の原因が責任開始期前に生じていた場合でもお支払いの対象となります。ただし、告知義務違反によりご契約(特約)が解除されたり、免責事由に該当した場合などには、お支払いできません。

① 支払事由、保険料払込の免除事由については、33ページ~98ページをご参照ください。

② 責任開始期については、「ご契約の成立と保障の責任開始期」(20ページ)をご参照ください。

具体的に対象となるものはつぎのとおりです。

主契約・特約	保険金など・ 保険料払込の免除
5年ごと配当付定期保険 5年ごと配当付逓増定期保 険	高度障害保険金(※1)
5年ごと配当付生存給付金 付定期保険	保険料払込の免除
5年ごと配当付定期保険特 約	特約高度障害保険金(※1)
5年ごと配当付特定状態保	特約特定疾病保険金(※2) (※3)
障定期保険特約	特約障害保険金(※4)
	特約介護保険金(※5)
5年ごと配当付特定状態充 実保障付死亡保障特約	特約特定状態充実保障保険 金(※5)(※6)(※7) (※8) 特約特定疾病保険金(※2) (※3) 特約障害保険金(※4)
	特約介護保険金(※5)
5年ごと配当付特定疾病保 障定期保険特約	特約高度障害保険金(※1) 特約特定疾病保険金(※2) (※3)
5年ごと配当付指定・特定疾 病診断保障付死亡保障特約	特約高度障害保険金(※1) 特約指定疾病保険金(※6) (※7) 特約特定疾病保険金(※2) (※3)

	(550.0.1.1.1)
主契約•特約	保険金など・
	保険料払込の免除
保険料払込免除特約	保険料払込の免除(※2)(※
(H25)	3)(%5)(%9)
 傷害特約D	災害保険金
	障害給付金
	災害入院給付金
	疾病入院給付金(※10)(※
新総合医療特約D(H	11)
22)	手術給付金(※10)(※11)
	放射線治療給付金(※10)(※
	11)
入院一時給付特約D	入院一時給付金(※10)(※
7 (176 = 54.2 5 54.5	11)
8 大生活習慣病入院 特約D	入院給付金(※10)(※11)
女性特定疾病入院特 約D (H22)	入院給付金(※10)(※11)
	先進医療給付金(※12)(※
(T)	13)
無配当先進医療特約 	先進医療一時給付金(※12)
	(%13)
	女性特定手術給付金(※14)
無配当女性特定治療	(%15) (%16)
特約 (2015)	乳房再建給付金(※14)(※
	15)
特定損傷特約D	特定損傷給付金
災害割増特約D	災害割増保険金

- (※1) 責任開始期前にすでに発病していた疾病により高度障害状態に該当した場合でも、当社が、ご契約もしくは特約の締結または復活の際に、告知などにより知っていたその疾病に関する事実を用いて承諾したときは、責任開始期以後に発病した疾病により高度障害状態に該当したものとみなして取り扱います。
- (※2) 責任開始期前にすでに別の悪性新生物(がん)に罹患していたとき、および責任開始期の属する日から90日以内に乳房の悪性新生物(乳がん)に罹患したときについても、保険金などのお支払いおよび保険料のお払い込みの免除はできません。
- (※3) 責任開始期前にすでに発病していた疾病により急性心筋梗塞または脳卒中による所定の状態に該当した場合でも、当社が、特約の締結または復活の際に、告知などにより知っていたその疾病に関する事実を用いて承諾したときは、責任開始期以後に発病した疾病により急性心筋梗塞または脳卒中による所定の状態に該当したものとみなして取り扱います。
- (※4)原因となる傷害や疾病に関して告知義務違反がないときは、その傷害または疾病は責任開始期以後に生じたものとみなす場合があります。
- (※5)責任開始期前にすでに発病していた疾病により要介護状態に該当した場合でも、当社が、特約の締結または復活の際に、告知などにより知っていたその疾病に関する事実を用いて承諾したときは、責任開始期以後に発病した疾病により要介護状態に該当したものとみなして取り扱います。
- (※6) 責任開始期前にすでに別の悪性新生物(がん)または別の上皮内新生物(上皮内がん)等に罹患していたとき、および責任開始期の属する日から90日以内に乳房の悪性新生物(乳がん)または乳房の上皮内がんに罹患したときについても、保険金のお支払いはできません。
- (※7) 責任開始期前にすでに発病していた疾病により急性心筋梗塞または脳卒中による入院をした場合でも、当社が、 特約の締結または復活の際に、告知などにより知っていたその疾病に関する事実を用いて承諾したときは、責 任開始期以後に発病した疾病により入院したものとみなして取り扱います。
- (※8) 責任開始期前にすでに発病していた疾病により特約特定状態充実保障保険金のお支払いの対象となる身体障害 状態に該当した場合でも、当社が、特約の締結または復活の際に、告知などにより知っていたその疾病に関す る事実を用いて承諾したときは、責任開始期以後に発病した疾病によりその状態に該当したものとみなして取 い扱います。
- (※9)原因となる傷害や疾病に関して告知義務違反がないときは、その傷害または疾病は責任開始期以後に生じたものとみなします(所定の身体障害の状態による場合)。
- (※10) 責任開始期の属する日から2年を経過した後に開始した入院や手術などについては、責任開始期以後の原因に

よるものとみなします。

- (※11) 責任開始期前にすでに発病していた疾病により入院や手術などをした場合でも、当社が、特約の締結または復活の際に、告知などにより知っていたその疾病に関する事実を用いて承諾したときは、責任開始期以後に発病した疾病により入院や手術などをしたものとみなして取り扱います。
- (※12) 責任開始期の属する日から2年を経過した後に開始した先進医療による療養については、責任開始期以後の原因によるものとみなします。
- (※13) 責任開始期前にすでに発病していた疾病により先進医療による療養を受けた場合でも、当社が、特約の締結ま たは復活の際に、告知などにより知っていたその疾病に関する事実を用いて承諾したときは、責任開始期以後 に発病した疾病により先進医療による療養を受けたものとみなして取り扱います。
- (※14) 乳房の悪性新生物(乳がん)による「乳房の観血切除術」については、責任開始期前にすでに乳がんに罹患していたとき、および責任開始期の属する日から90日以内に乳がんに罹患したときも、お支払いできません。
- (※15) 乳房の上皮内がんによる「乳房の観血切除術」については、責任開始期前にすでに乳房の悪性新生物(乳がん)または乳房の上皮内がんに罹患していたとき、および責任開始期の属する日から90日以内に乳房の悪性新生物(乳がん)または乳房の上皮内がんに罹患したときも、お支払いできません。
- (※16) 責任開始期前にすでに発病していた疾病により「子宮摘出術」「卵巣摘出術」または「子宮または子宮附属器にかかわる手術」を受けた場合でも、当社が、特約の締結または復活の際に、告知などにより知っていたその疾病に関する事実を用いて承諾したときは、責任開始期以後に発病した疾病によりそれらの手術を受けたものとみなして取り扱います。

2 免責事由に該当する場合

●支払事由や保険料のお払い込みの免除事由に該当する場合であっても、約款に定める免責事由に該当する場合には、 保険金などのお支払いおよび保険料のお払い込みの免除はできません。具体的な免責事由はつぎのとおりです。

木灰並はこのの文はいのより木灰件ののはいたのの元例はてきません。 具体的は尤其争由はフさのこのタモす。			
主契約・特約	保険金など・ 保険料払込の免除	免責事由 (保険金などをお支払いできない事由・ 保険料のお払い込みを免除できない事由)	
	死亡保険金	・ご契約の責任開始期(復活が行われたご契約においては、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ)の属する日からその日を含めて3年以内の自殺(※1)・ご契約者または死亡保険金受取人の故意(※2)・戦争その他の変乱(※3)	
5年でと配当は守田/保険	高度障害保険金	・ご契約者または被保険者の故意 ・戦争その他の変乱(※3)	
5年ごと配当付定期保険 5年ごと配当付逓増定期保険 5年ごと配当付生存給付金付 定期保険	保険料払込の免除	 ご契約者または被保険者の故意または重大な過失 被保険者の犯罪行為 被保険者の精神障害を原因とする事故 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 地震、噴火または津波(※3) 戦争その他の変乱(※3) 	
5年ごと配当付定期保険特約 5年ごと配当付特定疾病保障 定期保険特約 5年ごと配当付指定・特定疾 病診断保障付死亡保障特約	特約死亡保険金	・この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の自殺(※1) ・ご契約者または特約死亡保険金受取人の故意(※2) ・戦争その他の変乱(※3)	
	特約高度障害保険金	・ご契約者または被保険者の故意 ・戦争その他の変乱(※3)	

	保険金など・	免責事由
主契約・特約	保険料払込の免除	(保険金などをお支払いできない事由・ 保険料のお払い込みを免除できない事由)
5年ごと配当付特定状態保障 定期保険特約	特約死亡保険金	・この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて 3年以内の自殺(※1) ・ご契約者または特約死亡保険金受取人の故意(※2) ・戦争その他の変乱(※3)
	特約障害保険金(※4)	ご契約者または被保険者の故意または重大な過失被保険者の犯罪行為被保険者の精神障害を原因とする事故被保険者の泥酔の状態を原因とする事故被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
	特約介護保険金	・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故・被保険者の薬物依存(※5)・地震、噴火または津波(※3)・戦争その他の変乱(※3)
	特約死亡保険金	・この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて 3年以内の自殺(※1) ・ご契約者または特約死亡保険金受取人の故意(※2) ・戦争その他の変乱(※3)
5年ごと配当付特定状態充実	特約特定状態充実保障保険金(※6)(※7)	・ご契約者または被保険者の故意または重大な過失 ・被保険者の犯罪行為 ・被保険者の精神障害を原因とする事故
保障付死亡保障特約	特約障害保険金(※4)	・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相
	特約介護保険金	当する運転をしている間に生じた事故 ・被保険者の薬物依存(※5) ・地震、噴火または津波(※3) ・戦争その他の変乱(※3)
保険料払込免除特約(H25)	保険料払込の免除	・ご契約者または被保険者の故意または重大な過失 ・被保険者の犯罪行為
入院一時給付特約D	入院一時給付金	・被保険者の精神障害を原因とする事故 ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
無配当先進医療特約	先進医療給付金	・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
杰·比·马·凡·连达·康·何利	先進医療一時給付金	・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相
無配当女性特定治療特約	女性特定手術給付金	当する運転をしている間に生じた事故 ・被保険者の薬物依存(※5)
(2015)	乳房再建給付金	・地震、噴火または津波(※3) ・戦争その他の変乱(※3)
傷害特約D	災害保険金	・ご契約者または被保険者の故意または重大な過失 ・災害保険金の受取人の故意または重大な過失(災害保 険金の場合のみ)(※2)
<u>場寄</u> 特約ロ	障害給付金	・災害割増保険金の受取人の故意または重大な過失(災害割増保険金の場合のみ)(※2) ・被保険者の犯罪行為
特定損傷特約D	特定損傷給付金	・被保険者の精神障害を原因とする事故 ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
災害割増特約D	死亡による 災害割増保険金	・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相
火石町は付売り	高度障害による 災害割増保険金	当する運転をしている間に生じた事故 ・地震、噴火または津波(※3) ・戦争その他の変乱(※3)

主契約•特約	保険金など・ 保険料払込の免除	免責事由 (保険金などをお支払いできない事由・ 保険料のお払い込みを免除できない事由)
	災害入院給付金	・ご契約者または被保険者の故意または重大な過失 ・被保険者の犯罪行為 ・被保険者の精神障害を原因とする事故 ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ・地震、噴火または津波(※3) ・戦争その他の変乱(※3)
新総合医療特約D(H22)	疾病入院給付金	・ご契約者または被保険者の故意または重大な過失 ・被保険者の犯罪行為 ・被保険者の精神障害を原因とする事故 ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
	手術給付金	被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相
	放射線治療給付金	当する運転をしている間に生じた事故 ・被保険者の薬物依存(※5) ・地震、噴火または津波(※3) ・戦争その他の変乱(※3)

- (※1) 自殺に際して心神喪失ないしこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときは、死亡保険金などをお支払いする場合があります。
- (※2) 一部の受取人によるときは、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額をその受取人以外の受取人 にお支払いします。
- (※3) 該当する被保険者の数の増加が、主契約・特約の計算基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めた場合には、 その程度に応じ、保険金などの全額もしくは一部をお支払いし、または、保険料のお払い込みを免除します。
- (※4) 主契約に定める高度障害状態に該当した場合、特約障害保険金の免責事由は適用せず、ご契約者または被保険者の故意および戦争その他の変乱(※3)を免責事由とします。
- (※5) 「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号(平成6年10月12日総務庁告示第75号)に定められ た分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される 内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。
- (※6) 上皮内がん等と診断された場合および急性心筋梗塞・脳卒中により入院された場合は、特約特定状態充実保障保険金の免責事由は適用しません。
- (※7) 複数障害により対象となる身体障害状態に該当した場合で、その複数障害のうち一部の障害が免責事由により生じたものであるときは、免責事由により生じた障害以外の障害が支払事由に該当する障害と同等の障害であると当社が認めた場合は、特約特定状態充実保障保険金をお支払いします。

3 告知義務違反による解除の場合

●ご加入(復活)に際して、故意または重大な過失によって事実を告知®しなかったり事実と異なることを告知したりしたために、告知義務違反®によりご契約(特約)が解除された場合は、保険金などのお支払いや保険料のお払い込みの免除はできません。すでに保険金などをお支払いしている場合には、その金額を当社にお返しいただき、また、すでに保険料のお払い込みを免除していた場合には、保険料のお払い込みを免除しなかったものとして取り扱います。ただし、保険金などの支払事由や保険料のお払い込みの免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらない場合には、保険金などをお支払いし、または保険料のお払い込みを免除します。

4 重大事由による解除の場合

- ●つぎのような重大な事由に該当し、ご契約(特約)が解除された場合で、重大な事由の発生時以後に、保険金などの支払事由または保険料のお払い込みの免除事由が生じていたときは、保険金などのお支払いや保険料のお払い込みの免除す由により保険金などをお支払いしている場合には、その金額を当社にお返しいただき、また、すでにその保険料払込の免除事由により保険料のお払い込みを免除していた場合には、保険料のお払い込みを免除しなかったものとして取り扱います。
 - ・ご契約者または死亡保険金受取人が死亡保険金(他のご契約の死亡保険金を含み、保険種類および死亡保険金の名称を問いません)を詐取する目的もしくは第三者に詐取させる目的で事故を起こしたとき(未遂を含みます)
 - ご契約者、被保険者または保険金などの受取人がこのご契約の死亡保険金以外の保険金など(保険料のお払い込みの免除を含みます)を詐取する目的もしくは第三者に詐取させる目的で事故を起こしたとき(未遂を含みます)
 - このご契約の保険金などの請求に関して保険金などの受取人(保険料のお払い込みの免除の請求についてはご契約者)に詐欺行為があったとき(未遂を含みます)
 - ・他のご契約との重複により給付金額などの合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - ご契約者、被保険者または保険金などの受取人が、反社会的勢力(※1)に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき等(※2) (この事由にのみ該当した場合で、該当したのが一部の保険金などの受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき保険金などをお支払いしません)
 - このご契約に付加されている特約または他のご契約が重大事由によって解除されることにより、当社のご契約者、 被保険者または保険金などの受取人に対する信頼を損ない、このご契約を継続することを期待しえない上記と同等 の事由があるとき
 - ・当社のご契約者、被保険者または保険金などの受取人に対する信頼を損ない、このご契約の存続を困難とする上記と同等の重大な事由があるとき
 - (※1)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力のことをいいます。
 - (※2) 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与するなどの関与をしていると認められること、反社会的勢力を不当に利用していると認められること、ご契約者または保険金などの受取人が法人である場合に反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められることをいいます。

5 詐欺による取消の場合

●ご加入(復活)に際して、ご契約者、被保険者または保険金などの受取人の詐欺が行われたものと認められるために、 ご契約(特約)が取消となった場合は、保険金などのお支払いや保険料のお払い込みの免除はできません。この場合、 すでにお払い込みいただいた保険料は払い戻しません。

6 不法取得目的による無効の場合

●ご契約締結の状況、ご契約の成立後の保険金などの請求の状況などから、ご契約者が保険金などを不法に取得する目的または第三者に保険金などを不法に取得させる目的でご加入(復活)されたものと認められるためにご契約(特約)が無効となった場合は、保険金などのお支払いはできません。この場合、すでにお払い込みいただいた保険料は払い戻しません。

7 ご契約が失効した場合

●保険料のお払い込みがなかったためご契約が失効した後に、保険金などの支払事由に該当された場合は、保険金などのお支払いはできません。

保険料について

■保障充実割引	106
■保険料のお払い込み	107
■保険料をまとめて払い込む方法	109
■払込猶予期間とご契約の効力	110
■効力を失ったご契約の復活	111
■お払い込みが困難なときの継続方法	112
■保険金などのお支払いの際の保険料精算	115

保障充実割引

所定の条件を満たすご契約については、保険料率に保障充実割引が適用されます。

1 対象となる保険金額

- ●主契約の保険金額(※1)および主契約に付加されている5年ごと配当付定期保険特約などの死亡保障特約(※2) の保険金額の合計額(総保険金額といいます)が2,500万円以上の場合には、主契約および死亡保障特約の保険料率に 保障充実割引が適用され、総保険金額が3,500万円以上の場合には、さらに保険料率が割引となります。(※3)
- ●99歳満期タイプの5年ごと配当付定期保険(「TOP PLAN サクセスU EX99」)については、総保険金額が2,500万円以上の場合には、主契約の保険料率に保障充実割引が適用され、総保険金額が3,500万円以上、5,000万円以上、10,000万円以上の場合には、さらに保険料率が割引となります。
 - (※1)5年ごと配当付逓増定期保険については、保険期間を通じた所定の平均保険金額に換算した額
 - (※2)5年ごと配当付定期保険特約、5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約、5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約、5年ごと配当付特定疾病保障定期保険特約、5年ごと配当付指定・特定疾病診断保障付死亡保障特約の各特約
 - (※3)5年ごと配当付定期保険および5年ごと配当付逓増定期保険については、保障充実割引の適用の有無にかかわらず、総保険金額が2,000万円以上の場合、2,000万円未満の場合と比べて割引となった保険料率が適用されます。

2 保険金額などが変更された場合の取り扱い

- ●ご契約内容の見直しなどにより保険金額が変更され(※1)、変更後の総保険金額が上記基準を下回った際には、保険料率に適用される割引が変更されるか、もしくは保険料率にその割引が適用されなくなります。
- ●総保険金額が5,000万円以上の「TOP PLAN サクセスU EX99」にご加入の場合で、保険期間を短縮したときは、短縮後のご契約の保険料率には総保険金額が3,500万円以上の場合の割引が適用されます。

(※1)保険金額の変更の例

- ・主契約、死亡保障特約(1(※2)参照)の保険金額を減額した場合
- 5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約を付加した場合で、特約特定疾病保険金、特約障害保険金または 特約介護保険金のお支払いにより5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約が消滅した場合
- 5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約を付加した場合で、特約特定状態充実保障保険金、特約 特定疾病保険金、特約障害保険金または特約介護保険金のお支払いにより5年ごと配当付特定状態充実保障 付死亡保障特約が消滅した場合
- 5年ごと配当付特定疾病保障定期保険特約を付加した場合で、特約特定疾病保険金のお支払いにより5年ごと配当付特定疾病保障定期保険特約が消滅した場合
- 5年ごと配当付指定・特定疾病診断保障付死亡保障特約を付加した場合で、特約指定疾病保険金または特約 特定疾病保険金のお支払いにより5年ごと配当付指定・特定疾病診断保障付死亡保障特約が消滅した場合 など

保険料のお払い込み

(5年ごと配当付定期保険普通保険約款第10条、第11条、5年ごと配当付逓増定期保険普通保険約款第11条、第12条、5年ごと配当付生存給付金付定期保険普通保険約款第11条、第12条)

保険料の払込方法(経路)について

保険料の払込方法(経路)にはつぎの方法があります。

1 口座振替によるお払い込み

(保険料口座振替特約条項)

- ●当社と提携している金融機関などの指定された□座から、保険料が振替日に自動的に振り替えられます。保険料は振替日の前日までにご準備ください(同一□座から、複数の保険料または他の料金等の振り替えを行う場合には、振替順序の指定はできません)。
- ●振り替えられた保険料については領収証を発行しませんので、振替結果につきましては、通帳等でご確認ください。
- ●振替日に残高不足で保険料が振り替えられなかった場合、通知でお知らせのうえ、月払契約においては、翌月の振替日に前月と当月の2か月分の保険料の□座振替を行い、年一括払契約および半年一括払契約においては、翌月の振替日に再度□座振替を行います。

2 団体を通じてのお払い込み

(各種団体取扱特約条項)

- ●所属する会社や官公署などの団体を経由して保険料をお払い込みいただきます。
- ●この場合、領収証は個々のご契約者にではなく、団体代表者にまとめて1枚お渡しします。
- ●団体が当社に保険料を払い込んだ日をもって個々のご契約の保険料の払い込みがあった日とします。
- ●月払・半年一括払契約の場合、団体の加入者数が20名以上と20名未満では、適用される保険料率が異なります。
- ●所定の人数を下回る場合など、この団体を通じての払込方法をお取り扱いできなくなる場合があります。

3 送金によるお払い込み

- ●払込期月ごとの払込取扱票をお送りしますので、郵便局または払込取扱票に記載された銀行窓口などでお払い込みく ださい。
- ●受領証は保険料領収証の代わりになりますので、大切に保管してください。
- ●ご契約のお申し込み手続き時に送金扱月払によるお払い込みを指定することはできません。
- ●万一、払込取扱票が届かなかった場合などには、コンタクトセンターまでご連絡ください。



- 払込方法(経路)の変更により、保険料が変更されることがあります。
- 払込方法(経路)の変更をご希望の場合、転居の場合、または勤務先団体からの退社などによる脱退の場合も、すみやかに、当社の担当者またはコンタクトセンターまでお申し出ください。この場合、新たな払込方法に変更されるまでの間の保険料は、別途お払い込みいただく必要があります。
- ・いずれの場合でも、当社の担当者に直接保険料をお払い込みいただく際には、必ず引き換えに当社所定の領収証(社名・社印が印刷されたもの)をお受け取りください。

保険料の払込方法(回数)について

保険料の払込方法(回数)にはつぎの方法があります。払込方法(回数)の変更をご希望の場合は、コンタクトセンターまでご連絡ください。

- ●月払……毎月1回お払い込みいただく方法です。
- ●半年一括払……年2回の所定の期間内にお払い込みいただく方法です。
- ●年一括払……年1回の所定の期間内にお払い込みいただく方法です。

保険料の払込期月について

保険料は、保険料の払込方法(回数)に応じてつぎの期間内にお払い込みください。

- ●月払………月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
- ●半年一括払……半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
- ●年一括払……年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで

保険料が充当される期間(保険料期間)について

保険料の払込方法(回数)に応じて、つぎのとおりです。

- ●月払………月単位の契約応当日からつぎの月単位の契約応当日の前日まで
- ●半年一括払……半年単位の契約応当日からつぎの半年単位の契約応当日の前日まで
- ●年一括払……年単位の契約応当日からつぎの年単位の契約応当日の前日まで

保険料のお払い込みが不要となった場合の取り扱い

保険料の払込方法(回数)が年一括払・半年一括払のご契約の場合、保険料のお払い込みが不要となったときの取り扱いはつぎのとおりです。

- ●保険料をお払い込みいただいた後に、ご契約の消滅、保険金額などの減額、保険料のお払い込みの免除などにより、 保険料のお払い込みが不要となった場合は、すでに払い込まれた保険料のうち、保険料のお払い込みが不要となった 日の翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日からその保険料期間の末日までの月数に応じた保険料の残額に相当 する金額の返還金をお支払いします。なお、保険金のお支払いによりご契約が消滅するときは、保険料の残額に相当 する金額の返還金を、その保険金の受取人にお支払いします。
- ●保険金額などの減額などにより保険料の一部のお払い込みを要しなくなった場合は、そのお払い込みを要しなくなった部分に限ります。

■年一括払の例

・年単位の契約応当日が1月1日で1月20日に年一括払保険料を払い込んだ後、5月10日にご契約を解約した場合、保険料のお払い込みを要しなくなったのはご契約を解約した5月10日であり、その翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日は6月1日となります。したがって、6月1日から12月31日までの7か月分に対応する保険料の残額に相当する金額の返還金をお支払いします。





保険料の払込方法(回数)が月払のご契約については、保険料のお払い込みが不要となった場合の取り扱いはありません。

保険料をまとめて払い込む方法

(5年ごと配当付定期保険普通保険約款第12条、第13条、5年ごと配当付逓増定期保険普通保険約款第13条、 第14条、5年ごと配当付生存給付金付定期保険普通保険約款第13条、第14条)

ボーナス、預貯金、退職金などお手持ちの余裕資金を活用し、保険料をまとめて払い込むことにより、割引を受けることができます。保険料をまとめてお払い込みになる場合は、コンタクトセンターまでご連絡ください。

1 保険料の一括払(月払契約の場合)

- ●当月分以後の保険料を3か月分以上まとめてお払い込みいただくお取り扱いがあります。
 - ・この場合、割引があります。割引額は、「□座振替によるお払い込み」「団体を通じてのお払い込み」などの払込方法(経路)により異なることがあります。
 - ・保険料のお払い込みを要しなくなった場合に一括払された保険料に残額があるときは払い戻します(お申し出による一括払された保険料の残額の払い戻しはできません)。なお、保険金のお支払いによりご契約が消滅するときは、 一括払された保険料の残額を、その保険金の受取人にお支払いします。

2 保険料の前納(年一括払契約の場合)

- ●将来の保険料を2年分以上まとめてお払い込みいただくお取り扱いがあります。
 - ・この場合、当社所定の利率(金利水準などにより変更することがあります)で割り引いて計算した保険料前納金をお払い込みいただきます。
 - ・この保険料前納金は、当社所定の利率(金利水準などにより変更することがあります)による利息をつけて積み立てておき、年単位の契約応当日ごとに年一括払保険料のお払い込みにあてられます。
 - 前納期間が満了した場合に保険料前納金の残額があるときは、次期以後の年単位の契約応当日ごとに、年一括払保険料のお払い込みに順次あてられます。
 - ・保険料のお払い込みを要しなくなった場合に保険料前納金の残額があるときは払い戻します。なお、保険金のお支払いによりご契約が消滅するときは、保険料前納金の残額を、その保険金の受取人にお支払いします。
 - ・月払・半年一括払のご契約は払込方法(回数)を年一括払に変更のうえ、前納のお取り扱いをします。



- お申し出による保険料前納金の残額の払い戻しはできません。
- 契約者貸付制度をご利用の場合(「Skip・U」「なないろSkip」にご加入の場合にご利用いただけます)、貸付金の限度額は、解約返還金の一定範囲となります。保険料前納金の残額からのお貸し付けは、お取り扱いできません。
- 前納期間中途での保険金額の減額などのご契約内容の変更はお取り扱いできません。また、新たな保険料のお払い込みを要しない「指定代理請求特約」などを除き、特約の中途付加もお取り扱いできません。

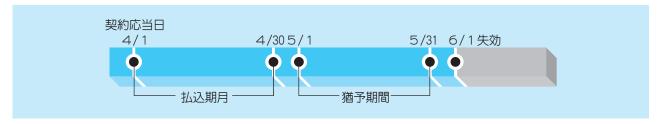
払込猶予期間とご契約の効力

(5年ごと配当付定期保険普通保険約款第14条、5年ごと配当付逓増定期保険普通保険約款第15条、5年ごと配当付生存給付金付定期保険普通保険約款第15条)

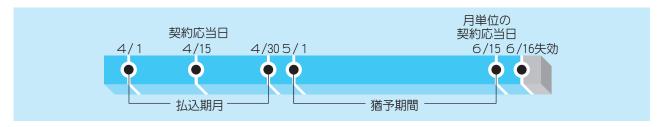
保険料のお払い込みには、猶予期間があります。保険料の払込方法(回数)に応じて、つぎのとおりです。

- ●月払の場合……払込期月の翌月初日から末日まで
- ●年一括払・半年一括払の場合……払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで(払込期月の契約応当日 が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで)

■月払の例



■年一括払・半年一括払の例



- ●猶予期間内にお払い込みがない場合、ご契約は効力がなくなります。これを失効といいます。
- ●ただし、猶予期間内にお払い込みがない場合でも保険料の自動貸付(立て替え)[®]が可能な場合は、あらかじめお申し出のない限り自動的に当社が保険料をお立て替えしてご契約を有効に継続させます(「Skip・U」「なないろSkip」でお取り扱いできます。「TOP PLAN サクセスU」「TOP PLAN マジェスティU」では、お取り扱いできません)。
- ●なお、失効日から3年以内であれば、ご契約の復活^②を申し込むことができます。



- ご契約が失効すると、保障がない状態になり、保険金などを受け取れないことになります。
- 失効したご契約に解約返還金がある場合には、ご契約者は解約返還金と同額の返還金を請求することができます。

効力を失ったご契約の復活

(5年ごと配当付定期保険普通保険約款第15条、5年ごと配当付逓増定期保険普通保険約款第16条、5年ごと配当付生存給付金付定期保険普通保険約款第18条)

保険料のお払い込みがなく効力がなくなったご契約を、有効な状態に戻すことを復活といいます。失効日から3年以内であれば、ご契約の復活を申し込むことができます。ご契約を復活される場合は、当社の担当者またはコンタクトセンターまでご連絡ください。

1 必要なお手続き

- ●あらためて告知または診査[®]をしていただきます。健康状態などによっては、復活できないこともあります。
- ●当社が復活を承諾したときは、お払い込みを中止された時から復活する時までの保険料(復活保険料)を一括して払い込んでいただきます。



• 解約返還金と同額の返還金を請求された後は復活のお取り扱いはしません。

2

責任開始期

●お申し込みをいただいた復活を当社が承諾した場合には、復活保険料を当社が受け取った時(告知の前に受け取った場合は告知の時)からご契約上の保障が開始されます。



- 復活時の告知義務違反による解除、復活日から3年以内の自殺、復活前の発病などがある場合には、保険金などのお支払いや保険料のお払い込みの免除のお取り扱いができないことがあります。
- 告知義務違反があった場合で、その内容が特に重大な場合は、詐欺による取消を理由として、 保険金などのお支払いや保険料のお払い込みの免除のお取り扱いができないことがあります。

お払い込みが困難なときの継続方法

(5年ごと配当付定期保険普通保険約款第24条、5年ごと配当付逓増定期保険普通保険約款第25条、5年ごと配当付生存給付金付定期保険普通保険約款第16条、第17条、第27条、各特約条項)

保険料のご都合がつかないときでも、ご契約ができるだけ有効に継続するように、つぎのような制度が設けられています。くわしくは、当社の担当者またはコンタクトセンターまでご連絡ください。

一時的に保険料のご都合がつかないとき =当社が保険料をお立て替えし継続させる制度(保険料の自動貸付)

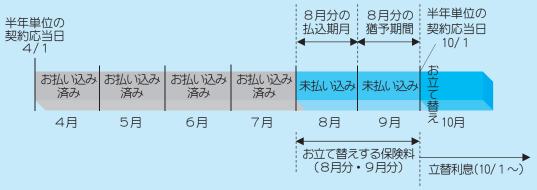
- ●5年ごと配当付生存給付金付定期保険「Skip・U」または5年ごと配当付生存給付金付定期保険「なないろSkip」にご加入の場合、お払い込みがないまま猶予期間[®]を過ぎた場合でも、所定の解約返還金があるときはその範囲内で、あらかじめお申し出がない限り、当社が自動的に保険料をお立て替えします。
- ●お立て替えとなった場合には、保険料□座振替特約および各種団体取扱特約は消滅します。特約の消滅後は、個人扱いの保険料を基準としてお立て替えします。
- ●保険料がお立て替えとなった場合でも、保険料払込の猶予期間の満了日の翌日からその日を含めて3か月以内に、解約の請求があったときは、保険料のお立て替えを行わなかったものとしてお取り扱いします。
- ●お立て替えする期間および保険料はつぎのとおりとなります。
 - ・月払の場合

半年単位の契約応当日を基準とし、未払い込みの月からつぎの半年単位の契約応当日の前日までの期間に対応する保険料に相当する額(最大6か月分)を保険料払込の猶予期間満了時にお立て替えします。ただし、この期間全体についてのお立て替えができないときは、できるところまでの月数分の保険料に相当する額をお立て替えします。

■月払の場合の例

ケース1

・半年単位の契約応当日が4月1日で8月分の保険料が払込猶予期間内にお払い込みがない場合 半年単位の契約応当日が10月1日のため8月分・9月分の2か月分の保険料をお立て替えします。 立替利息は立替保険料に対し10月1日から計算されます。



ケース2

・半年単位の契約応当日が4月1日で4月分の保険料が払込猶予期間内にお払い込みがない場合 半年単位の契約応当日が10月1日のため4月分から9月分までの6か月分の保険料をお立て替えします。 立替利息は立替保険料に対し6月1日から計算されます。



・半年一括払の場合

保険料払込の猶予期間満了時に半年一括払保険料に相当する額をお立て替えします。半年一括払保険料に相当する 額のお立て替えができない場合は猶予期間経過後に失効します。

• 年一括払の場合

保険料払込の猶予期間満了時に年一括払保険料に相当する額をお立て替えします。ただし、年一括払保険料に相当 する額のお立て替えができない場合で、半年一括払保険料に相当する額のお立て替えができるときは、あらかじめ お申し出がない限り保険料の払込方法を半年一括払に変更したうえで半年一括払保険料に相当する額をお立て替え します。半年一括払保険料に相当する額のお立て替えができない場合は猶予期間経過後に失効します。

- ●立替利息の元金への繰り入れはつぎのとおりとなります。
 - ・月払の場合

立替利息は、半年単位の契約応当日の属する払込期月に対応する猶予期間の満了日ごとに元金に繰り入れます。た だし、つぎの半年単位の契約応当日の前日までの期間に対応する保険料相当額のお立て替えができなかった場合は、 立て替えられた保険料に相当する額が充当された期間の直後の払込期月に対応する猶予期間が満了する日に元金に 繰り入れます。

■月払の場合の例 ケース1 の場合

立替保険料(8月分・9月分)に対する立替利息は、次期の半年単位の契約応当日(10月1日)の属する払込期 月に対応する猶予期間の満了日(11月30日)に元金に繰り入れられます。

■月払の場合の例 ケース2 の場合

立替保険料(4月分~9月分)に対する立替利息は、次期の半年単位の契約応当日(10月1日)の属する払込期 月に対応する猶予期間の満了日(11月30日)に元金に繰り入れられます。

- ・半年一括払の場合
 - 立替利息は次期以後の保険料払込の猶予期間が満了する日ごとに元金に繰り入れます。
- 年一括払の場合
 - 立替利息は次期以後の保険料払込の猶予期間が満了する日ごとに元金に繰り入れます。
- D立替利息は当社所定の利率(当社ホームページ(http://www.dai-ichi-life.co.jp/)をご覧ください)により複利で計 算します。この利率は毎年2回、1月および7月の最初の営業日に見直しを行い、直前の利率変更後の金融情勢の変 化およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。この場合、変更後の利率の適用はつぎのとおり とします。なお、利率は8%を超えることはありません。
 - 新たにお立て替えを行うとき
 - 1月見直しの場合は4月1日から、7月見直しの場合は10月1日から変更後の利率を適用します。
 - すでにお立て替えを行っているとき
 - 1月見直しの場合は4月1日以後、直後に到来する利息繰入日の翌日から変更後の利率を適用します。 7月見直しの場合は10月1日以後、直後に到来する利息繰入日の翌日から変更後の利率を適用します。
- ■利率が変更される場合の例



しを行い、「10/1~翌年3/31」までの立替利率を決定しますので、上記の場合、10/1~翌 年3/31までB率が適用されることになります。

- ●上記の立替利率の取り扱いについては、金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には変更することがあり ます。
- ●立替元利金は、全額返済のほか、一部を返済いただくこともできます。
- ●保険金・生存給付金などをお支払いする場合、ご契約の消滅やご契約内容の変更により当社からの支払金がある場合 には、立替元利金が差し引かれて精算されます。



- ご返済がありませんと、立替元利金が増えて解約返還金額を上回り、ご契約の効力を失うこと もありますので、計画的なお早めのご返済をおすすめします。
- 「TOP PLAN サクセスU」「TOP PLAN マジェスティU」は保険料の自動貸付の お取り扱いはありません。

2 保険料の負担を軽くしたいとき =保険金額などを減額して払込保険料を少なくする制度[®]

●保険金額などを減らすことによりお払い込みいただく保険料が少なくなります。

保険金などのお支払いの際の保険料精算

(5年ごと配当付定期保険普通保険約款第10条、第14条、5年ごと配当付逓増定期保険普通保険約款第11条、第15条、5年ごと配当付生存給付金付定期保険普通保険約款第11条、第15条、各特約条項)

保険料は毎回の払込期月の契約応当日からつぎの払込期月の契約応当日の前日までの期間に充当され、払 込期月中の契約応当日に払い込まれるものとして計算されています。

■月払の例

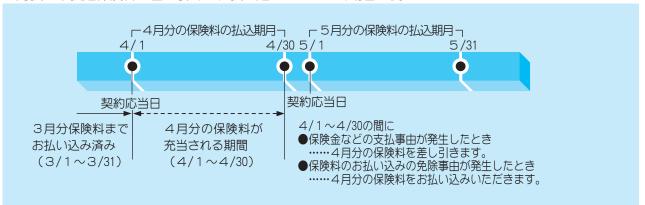


したがって、保険金などの支払事由または保険料のお払い込みの免除事由が発生した日を含む期間に充当されるべき保険料が払い込まれていない場合は、つぎのように取り扱います。

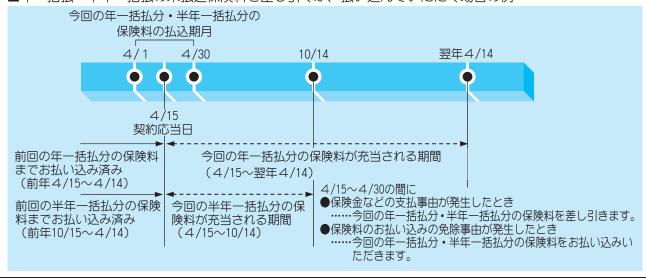
1 未払込保険料の精算

事由別につぎのとおり取り扱います。

- ●保険金などをお支払いするとき・・・・・・・・・ 未払込保険料を保険金などから差し引きます。 (保険金などが未払込保険料より少ないときは、猶予期間^①内に未払込保険料をお払い込みいただきます)
- ●保険料のお払い込みを免除するとき・・・・・ 猶予期間内に未払込保険料をお払い込みいただきます。
- ■月払の未払込保険料を差し引くか、払い込んでいただく場合の例

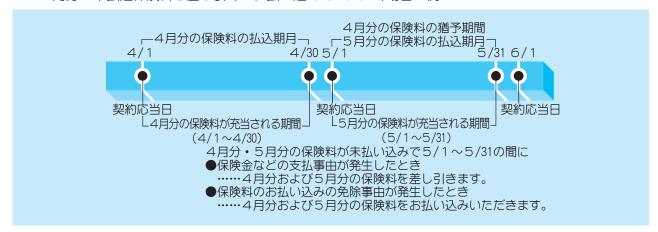


■年一括払・半年一括払の未払込保険料を差し引くか、払い込んでいただく場合の例

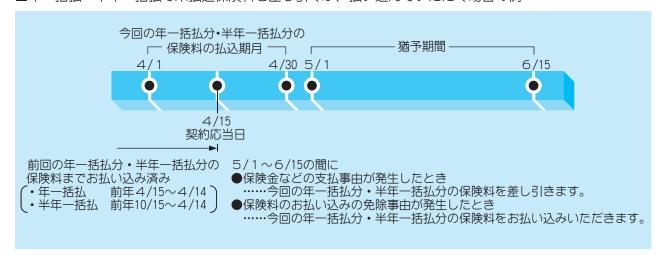


2 保険料払込の猶予期間中の場合の未払込保険料の精算

- ●月払契約で猶予期間中の契約応当日以降に保険金などの支払事由または保険料のお払い込みの免除事由が発生した場合は、2か月分の保険料を保険金などから差し引くか、払い込んでいただきます。
- ■2か月分の未払込保険料を差し引くか、払い込んでいただく場合の例



- ●年一括払・半年一括払契約で猶予期間中に保険金などの支払事由または保険料のお払い込みの免除事由が発生した場合は、今回の年一括払分・半年一括払分の保険料を保険金などから差し引くか、払い込んでいただきます。
- ■年一括払・半年一括払で未払込保険料を差し引くか、払い込んでいただく場合の例



ご契約後について

■保障内容を見直す諸制度	18
■解約と解約返還金	19
■保険金額などの減額	22
■保険期間の短縮 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
■契約者貸付制度	23
■保険契約者・死亡保険金受取人の変更	24
■通信先変更などの場合	25
■契約者配当金	25
■ 税務·経理処理 ··································	26
■生命保険料控除	28
■保険金などの税法上の取り扱い	29
■保険証券の紛失または盗難の場合	30

保障内容を見直す諸制度

現在のご契約の保障内容を見直したいときには、つぎのような方法がご利用いただけます。ご利用に際しては、所定の条件を満たすことが必要です。くわしくは、当社の担当者またはコンタクトセンターまでご連絡ください。

※2017年3月現在のお取り扱いをご説明しており、将来的に変更されることもあります。ご加入後、保障内容の見直しを検討される場合は、その時点での最新の制度をご案内しますので、当社の担当者またはコンタクトセンターまでご連絡ください。

転換制度 (転換特約条項)

- ●現在のご契約の責任準備金や配当金などを新しいご契約の一部に充当する方法です。保険の種類、保障額、期間、付加する特約などを総合的に変更することができます。
- ●この制度をご利用いただく際には、あらためて診査(または告知)が必要です。健康状態などによってはご利用いた だけない場合があります。
- ●新しいご契約の保険料は、この制度のご利用時の契約年齢・保険料率により計算します。保険料の基礎となる予定利率などは、現在のご契約と新しいご契約で異なることがあります。たとえば、新しいご契約の予定利率が現在のご契約の予定利率より低い場合、主契約などの保険料が高くなることがあります。
- ●現在のご契約は消滅します。現在のご契約の配当金・すえ置金は、新しいご契約の一部に充当されますので、お引き出しはできなくなります。

2 部分保障変更制度「安心リレープラン」(部分保障変更特約条項) 現在のご契約の一部を活用し、保障内容を見直す制度

- ●現在のご契約の一部の責任準備金などを新しいご契約の一部に充当する方法です。必要な保障は継続しつつ、保険の 種類、保障額、期間、付加する特約などを総合的に変更することができます。
- ●この制度をご利用いただく際には、あらためて診査(または告知)が必要です。健康状態などによってはご利用いた だけない場合があります。
- ●新しいご契約の保険料は、この制度のご利用時の契約年齢・保険料率により計算します。保険料の基礎となる予定利率などは、現在のご契約と新しいご契約で異なることがあります。たとえば、新しいご契約の予定利率が現在のご契約の予定利率より低い場合、主契約などの保険料が高くなることがあります。

3 医療保障変更制度「メディカルスイッチ」(医療保障変更特約条項)

- ●現在のご契約に付加されている入院関係特約(同一のご契約に複数の特約が付加されている場合は、そのすべての特約)の責任準備金などを新しいご契約の終身医療保険の一部に充当する方法です。
- ●この制度をご利用いただく場合、診査(または告知)は不要です。
- ●新しいご契約の保険料は、この制度のご利用時の契約年齢・保険料率により計算します。保険料の基礎となる予定利率などは、現在のご契約に付加されている入院関係特約と新しいご契約で異なることがあります。

4 特約の中途付加

- ●現在のご契約に特約を新たに付加する方法です。現在のご契約の保障内容や保険期間を変えずに、災害・疾病関係特約等を中途付加することができます。付加する特約の保険料は、現在のご契約の保険料に加えてお払い込みいただきます。
- ●中途付加のお取り扱いに際しては、あらためて診査(または告知)が必要です。健康状態などによってはご利用いただけない場合があります。
- ●付加する特約の保険料は、付加時の保険年齢・保険料率により計算します。

家族内保障承継制度「バトンタッチプラン」(家族内保障承継特約条項) 現在のご契約をご家族の新たなご契約に活用する制度

- ●現在のご契約の責任準備金などを、ご家族を被保険者とする新しいご契約の一部に充当する方法です。現在のご契約 内容を見直して、新たに加入されるご家族のご契約に承継することができます。
- ●この制度をご利用いただく際には、診査(または告知)が必要です。新しい被保険者の健康状態などによってはご利用いただけない場合があります。
- ●新しいご契約の保険料は、この制度のご利用時の新しい被保険者の契約年齢・保険料率により計算します。
- ●現在のご契約が法人をご契約者とするご契約の場合には、この制度をご利用いただけません。
- ●「TOP PLAN マジェスティU」にご加入の場合は、この制度をご利用いただけません。

解約と解約返還金

(5年ごと配当付定期保険普通保険約款第22条、第23条、5年ごと配当付逓増定期保険普通保険約款第23条、第24条、5年ごと配当付生存給付金付定期保険普通保険約款第25条、第26条、各特約条項)

ご契約の解約はいつでもできます。また、特約のみを解約することもできます。ご契約(特約)を解約された場合には解約返還金をお支払いしますが、ご契約後短期間で解約されたときや、ご契約内容によっては、解約返還金がない場合があります。

1 解約と解約返還金

- ●解約はいつでもできますが、解約された時点でご契約(特約)は消滅し、以後の保障はなくなります。
- ●生命保険は、多くの人々が保険料を出しあってお互いを保障しあう助けあいの制度です。したがって、お払い込みいただく保険料は、預貯金のようにそのまま積み立てられるのではなく、その一部は年々の死亡保険金などのお支払いに、また他の一部は、ご契約の締結・維持に必要な経費にあてられます。
- ●解約された際には、お払い込みいただいた保険料からそれらを除いた残額を解約返還金としてお支払いするため、多くの場合、お払い込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額になります。
- ●特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返還金は、まったくないか、あってもごくわずかです。

■債権者等によりご契約が解約される場合の取り扱い

差押債権者、破産管財人等(以下「債権者等」といいます)によるご契約の解約は、解約の通知が当社に到着した時から1か月を経過した日に効力を生じます。ただし、つぎの条件をいずれも満たす保険金などの受取人が、ご契約者の同意を得て、解約の効力が生じるまでの間に、解約の通知が当社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、当社にその旨を通知したときは、解約の効力は生じません。

- ご契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
- ご契約者でないこと

■被保険者によるご契約者への解除の請求

被保険者とご契約者が異なるご契約の場合、つぎの事由に該当するときは、被保険者はご契約者に対し、ご契約の解除を請求することができます。この場合、被保険者から解除の請求を受けたご契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

- ご契約者または保険金などの受取人が、当社に保険給付を行わせることを目的として保険金などの支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
- ・保険金などの受取人が、このご契約にもとづく保険給付の請求について詐欺を行った、または行おうとした場合
- ・上記のほか、被保険者のご契約者または保険金などの受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者がご契約のお申し込みの同意をするに あたって基礎とした事情が著しく変化した場合



- 現在ご加入のご契約を解約された場合は、新たなご契約のお取り扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約を元に戻すことはできません。
- 新たなご契約に加入しようとしても、健康状態などによってはお引き受けできない場合もあります。
- 保険料のご都合がつかないときでも、解約以外に、ご契約を有効に継続させる制度^①があります。

2 解約返還金と払込保険料累計額

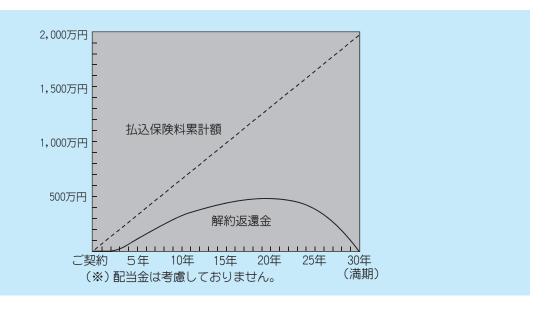
- ●解約返還金の額は、年齢・性別・経過年月数・払込年月数などによって異なります。
- ●解約返還金は年々増加するものとは限りません。ご契約によっては減少することがあります。
- ●効力のなくなったご契約についても解約返還金と同額の返還金をお支払いできる場合があります。

■ご契約例

5年ごと配当付定期保険「TOP PLAN サクセスU」

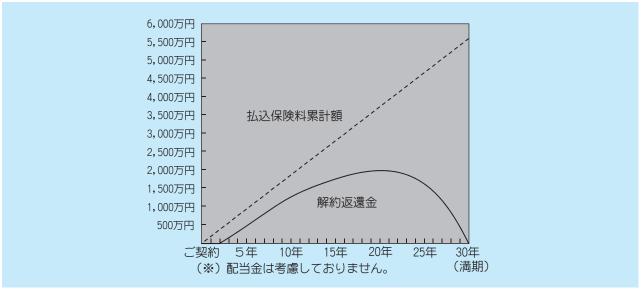
• 45歳契約

- 月払(口座振替扱)
- 男性
- •保険金額 5,000万円
- 75歳満期



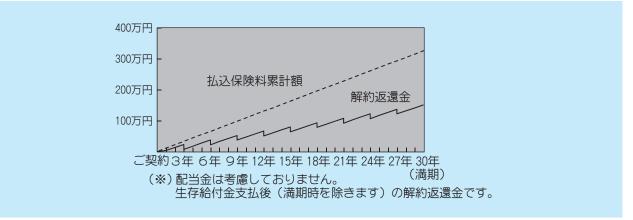
5年ごと配当付逓増定期保険「TOP PLAN マジェスティリ」(10%単利型)

- 45歳契約
- 月払(口座振替扱)
- 男性
- •基本保険金額 5,000万円
- 75歳満期



5年ごと配当付生存給付金付定期保険「Skip・U」

- 20歳契約
- 月払(口座振替扱)
- 男性
- •基本保険金額 500万円
- 30年満期



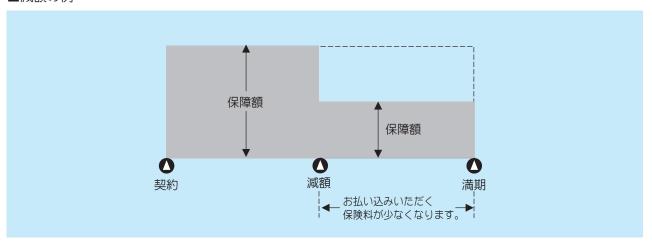
保険金額などの減額

(5年ごと配当付定期保険普通保険約款第24条、5年ごと配当付逓増定期保険普通保険約款第25条、5年ごと配当付生存給付金付定期保険普通保険約款第27条、各特約条項)

ご契約後に保険金額を減額することができます。また、特約についても減額することができます。

- ●お申し出により所定の取扱範囲内で主契約の保険金額を減額することができます。また、特約の保険金額・給付金日額などについても減額することができます。
- ●減額分は解約したものとして取り扱います。
- ●減額後に元のご契約に戻す(復旧する)お取り扱いはできません。

■減額の例





保険料率に保障充実割引などが適用されている場合、その割引が変更されるか、もしくは適用 されなくなることがあります。

保険期間の短縮

(5年ごと配当付定期保険普通保険約款第25条)

5年ごと配当付定期保険「TOP PLAN サクセスU」にご加入の場合、ご契約後に保険期間を短縮することができます。保険期間を短縮される場合は、当社の担当者またはコンタクトセンターまでご連絡ください。

- ●お申し出により所定の取扱範囲内で主契約の保険期間を短縮することができます。この場合、同時に保険料払込期間が変更されます。なお、保険料払込期間のみの変更はお取り扱いしません。
- ●主契約の保険期間の短縮に伴い、付加されている特約の保険期間および保険料払込期間が変更されます。
- ●保険期間の短縮は、契約日または直前の更新日後2年以上経過している場合に限りお取り扱いします。
- ●保険料払込期間が保険期間より短いご契約については、保険期間の短縮はお取り扱いしません。
- ●保険期間を短縮するときは、所定の方法で計算した差額金をお払い込みいただくか、もしくはお支払いします。また、その後の保険料を改めます。



- 99歳満期タイプの5年ごと配当付定期保険(「TOP PLAN サクセスU EX99」)で総保険金額が5,000万円以上のご契約の場合、保険期間の短縮に伴い、保険料率に適用される割引が変更され、保険料の割引額が小さくなります。
- 「TOP PLAN マジェスティU」「Skip•U」「なないろSkip」は保険期間の短縮のお取り扱いはありません。

(5年ごと配当付生存給付金付定期保険普通保険約款第28条)

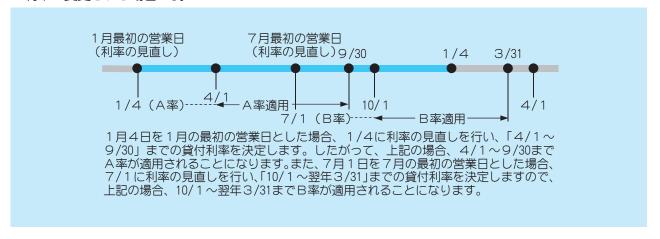
5年ごと配当付生存給付金付定期保険「Skip・U」または5年ごと配当付生存給付金付定期保険「ないろSkip」にご加入の場合で、一時的に資金がご入用のときに、所定の範囲内で必要な資金を貸し付けする制度です。この制度を利用されるときは、コンタクトセンターまでご連絡ください。貸し付けできる金額は、ご契約内容、ご契約年数などにより異なります。特に、ご契約後短期間の場合などは貸し付けできないこともあります。

1 貸付金の限度額

●貸付金の限度額は、解約返還金の一定範囲となります。

2 貸付金の利息

- ●貸付金の利息は、当社所定の貸付利率 (当社ホームページ(http://www.dai-ichi-life.co.jp/)をご覧ください) により複利で計算します。
- ●この利率は毎年2回、1月および7月の最初の営業日に見直しを行い、直前の利率変更後の金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。利率を変更する場合は、1月見直しのときは4月1日から、7月見直しのときは10月1日から、すでに貸し付けしている貸付金および新たな貸付金に対して変更後の利率を適用します。
- ■利率が変更される場合の例



●上記の貸付利率のお取り扱いについては、金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には変更することがあ ります。

3 貸付金の返済

●全額返済のほか、貸付元利金の一部を返済いただくこともできます。

4 貸付金の精算

●保険金・生存給付金などをお支払いする場合、ご契約の消滅やご契約内容の変更により当社からの支払金がある場合には、貸付元利金が差し引かれて精算されます。



- 貸付日から1年を経過するごとに利息が貸付金に繰り入れられます。また、追加して貸し付けを利用された場合には、追加貸付日時点の利息が貸付金に繰り入れられます。 したがって、貸し付けが長期にわたりますと、貸付元利金が増えて解約返還金額を上回り、ご契約の効力を失うこともありますので、計画的なお早めのご返済をおすすめします。
- 「 $TOP\ PLAN\$ サクセスU」「 $TOP\ PLAN\$ マジェスティU」にご加入の場合は、契約者貸付制度はご利用いただけません。

保険契約者・死亡保険金受取人の変更

(5年ごと配当付定期保険普通保険約款第3条、第27条、第28条、第30条、5年ごと配当付逓増定期保険普通保険 約款第4条、第27条、第28条、第30条、5年ごと配当付生存給付金付定期保険普通保険約款第3条、第30条、 第31条、第33条)

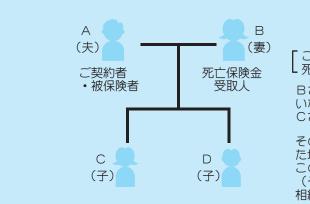
ご契約者・死亡保険金受取人はつぎのお取り扱いで変更できます。ご契約者や死亡保険金受取人を変更される場合は、コンタクトセンターまでご連絡ください。

1 保険契約者の変更

- ●ご契約者は、被保険者と当社の同意を得て、ご契約者を変更することができます。
- ●ご契約者を変更しますと、保険契約上の権利義務(受取人を変更する権利、保険料を払い込む義務など)はすべて新たなご契約者に引き継がれます。

2 死亡保険金受取人の変更

- ●ご契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、死亡保険金受取人を変更することができます。死亡保険金受取人を変更される場合は、当社へご通知ください。
- ●ご契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。この場合、被保険者の同意がなければ、受取人変更の効力を生じません。
- ●遺言により死亡保険金受取人を変更される場合は、ご契約者が亡くなられた後、すみやかにご契約者の相続人から当 社へご通知ください。
- ●死亡保険金受取人が死亡されたときは、すみやかにコンタクトセンターまでご連絡ください。
 - ・新しい死亡保険金受取人に変更するお手続きをしていただきます。
 - 死亡保険金の支払事由の発生以前に死亡保険金受取人が死亡され、死亡保険金受取人の変更手続きをされていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人とします。死亡保険金受取人となった方が2人以上いる場合は、死亡保険金の受取割合は均等となります。
- ■死亡保険金受取人の変更をされる前に、被保険者が死亡された場合の例



[ご契約者・被保険者 A さん] 死亡保険金受取人 B さん]

Bさんが死亡し、死亡保険金受取人の変更手続きをされていない間は、Bさんの死亡時の法定相続人であるAさん、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。

その後、Aさんが死亡(死亡保険金の支払事由が発生)した場合は、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。この場合、CさんとDさんの死亡保険金の受取割合は均等(それぞれ5割ずつ)となります。(Aさんの死亡時の法定相続人がCさんとDさんのみの場合)



- 当社が通知を受ける前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金をお支払いしたときは、そのお支払い後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、当社は死亡保険金をお支払いしません。
- 死亡保険金受取人の範囲や受取割合は、ご契約の形態、ご親族の構成、死亡された順序などにより決まります。くわしくは、コンタクトセンターまでお問い合わせください。

3 保険金などの税法上の取り扱い

●生命保険金は、ご契約者(保険料負担者)・被保険者・受取人の関係によって税法上の取り扱いが異なります。ご契約者または受取人を変更される際は、税法上の取り扱いを十分ご確認のうえご請求ください。くわしくは、「保険金などの税法上の取り扱い」[®]をご参照ください。

通信先変更などの場合

(5年ごと配当付定期保険普通保険約款第31条、5年ごと配当付逓増定期保険普通保険約款第31条、5年ごと配当付生存給付金付定期保険普通保険約款第34条)

転居、住居表示の変更などによって、当社にお届けいただいている通信先を変更されるとき、またご契約者・被保険者・死亡保険金受取人が改姓または改名されたときは、コンタクトセンターまでご連絡ください。

1 当社にお届けいただいている通信先を変更されるとき

- ●ご連絡いただきたい事項
 - ・ 証券番号 (同時に変更すべき他のご契約もお知らせください)
 - ・ご契約者名
 - ・新住所と電話番号
 - 旧住所
- ●通信先の変更のご連絡がない場合、当社にお届けの通信先に送付した通知は、通常到達するために必要な期間を経過 した時に、ご契約者に到達したものとします。

2 ご契約者・被保険者・死亡保険金受取人が改姓または改名されたとき

●すみやかにコンタクトセンターまでご連絡ください。お手続きに必要な書類などについてご案内します。

契約者配当金

(5年ごと配当付定期保険普通保険約款第34条、第35条、5年ごと配当付逓増定期保険普通保険約款第34条、第35条、5年ごと配当付生存給付金付定期保険普通保険約款第37条、第38条)

契約者配当金は毎年の決算により積み立てた契約者配当準備金の中から、ご契約後6年目から5年ごとにお支払いします。ただし、毎年の決算の状況によっては契約者配当金が支払われないこともあります。

- ●契約者配当金は、当社所定の利率(金利水準などにより変更することがあります。利率については当社ホームページ (http://www.dai-ichi-life.co.jp/)をご覧ください)による利息をつけて積み立てておき、ご契約が消滅したとき、またはご契約者から請求があったときにお支払いします。なお、保険金のお支払いによりご契約が消滅するときは、契約者配当金をその保険金の受取人にお支払いします。
- ●つぎのような場合には、5年ごとのお支払時期に該当しないときでも、毎年の決算の状況に応じて契約者配当金をお 支払いします。
 - ・保険期間が満了する場合
 - ・ご契約を転換される場合
 - 保険金などの支払事由に該当したことにより主契約が消滅する場合
 - ・解約・減額などをされる場合
- ●ご加入から長期間継続したご契約に対して特別配当をお支払いすることがあります。



- ・ 契約日から2年以内に解約・減額などをされる場合、契約者配当金はありません。
- 解約・減額などをされる場合にお支払いする契約者配当金は、保険金などの支払事由に該当したことによりご契約が消滅する場合よりも少なくなります。

税務 • 経理処理 (2016年10月現在)

ご契約者が法人、被保険者が役員・従業員、死亡保険金受取人が法人の場合、保険料、保険金、配当金などについては、つぎのとおり税務・経理処理を行います。

1 保険料の経理処理

- ●5年ごと配当付定期保険「TOP PLAN サクセスU」および5年ごと配当付逓増定期保険「TOP PLAN マジェスティU」の場合、被保険者の契約時の年齢、保険期間満了時の被保険者の年齢および保険期間により、保険料の経理処理の取り扱いが異なります。
 - ①TOP PLAN サクセスUで保険期間満了時の被保険者の年齢が70歳を超え、かつ、被保険者の契約時の年齢+保険期間×2が105を超えるご契約の場合、またはTOP PLAN マジェスティリで保険期間満了時の被保険者の年齢が45歳を超えるご契約の場合(②または③に該当する場合を除きます)

〔保険料の経理処理(保険料払込期間が保険期間と同一の場合)〕

- ・保険期間の当初6割相当期間(1年未満の端数切り捨て)について、保険料の1/2を「保険料」として期間の経過に応じて損金算入し、残りを「前払保険料」として資産計上します。
- ・保険期間の残り4割相当期間について、保険料の全額を「保険料」として期間の経過に応じて損金算入し、あわせてそれまでに資産計上した「前払保険料」の累計額を残りの期間で均等に取り崩して「保険料」として損金算入します。

〔保険料の経理処理(保険料払込期間が保険期間より短い場合)〕

- ・保険料払込期間中について、経理処理上の当期分保険料(保険料×保険料払込期間÷保険期間で算出します)の 1/2を「保険料」として期間の経過に応じて損金算入、残りを「前払保険料」として資産計上(前払保険料①) し、保険料から経理処理上の当期分保険料を差し引いた金額を「前払保険料」として資産計上(前払保険料②) します。
- ・保険料払込期間満了から保険期間の当初6割相当期間(1年未満の端数切り捨て)経過までについて、経理処理 上の当期分保険料の1/2を「保険料」として期間の経過に応じて損金算入[前払保険料②からの取り崩しによる 処理]し、残りを「前払保険料」として資産計上(前払保険料①)[前払保険料②からの取り崩しによる処理]し ます。
- ・保険期間の残り4割相当期間について、経理処理上の当期分保険料の全額を「保険料」として期間の経過に応じて損金算入[前払保険料②からの取り崩しによる処理]し、あわせて前払保険料①の累計額を残りの期間で均等に取り崩して「保険料」として損金算入します。
- ②TOP PLAN マジェスティリで保険期間満了時の被保険者の年齢が70歳を超え、かつ、被保険者の契約時の年齢+保険期間×2が95を超えるご契約の場合(③に該当する場合を除きます)

[保険料の経理処理]

- ・保険期間の当初6割相当期間(1年未満の端数切り捨て)について、保険料の1/3を「保険料」として期間の経過に応じて損金算入し、残りを「前払保険料」として資産計上します。
- ・保険期間の残り4割相当期間について、保険料の全額を「保険料」として期間の経過に応じて損金算入し、あわせてそれまでに資産計上した「前払保険料」の累計額を残りの期間で均等に取り崩して「保険料」として損金算入します。
- ③TOP PLAN マジェスティリで保険期間満了時の被保険者の年齢が80歳を超え、かつ、被保険者の契約時の年齢+保険期間×2が120を超えるご契約の場合

[保険料の経理処理]

- ・保険期間の当初6割相当期間(1年未満の端数切り捨て)について、保険料の1/4を「保険料」として期間の経過に応じて損金算入し、残りを「前払保険料」として資産計上します。
- ・保険期間の残り4割相当期間について、保険料の全額を「保険料」として期間の経過に応じて損金算入し、あわせてそれまでに資産計上した「前払保険料」の累計額を残りの期間で均等に取り崩して「保険料」として損金算入します。
- ④上記①~③以外のご契約の場合

[保険料の経理処理]

・保険料は保険期間すべてを通じ全額を「保険料」として期間の経過に応じて損金算入します。

●①~③それぞれのお取り扱いの対象となる保険種目および契約年齢範囲はつぎのとおりとなります。

[TOP PLAN サクセスU]

	被保険者の契約時の年齢の範囲			
保険種目	①保険期間の当初6割相当期間に保険料(*)			
	を 1 / 2 損金算入する場合			
75歳満期	20歳~44歳			
80歳満期	20歳~54歳			
85歳満期	20歳~64歳			
90歳満期	20歳~74歳			
95歳満期	20歳~80歳			
99歳満期	20歳~80歳			

(*)保険料払込期間が保険期間より短い場合は、経理処理上の当期分保険料となります。

[TOP PLAN マジェスティU]

	被保険者の契約時の年齢の範囲			
保険種目	①保険期間の当初6割相当期間 に保険料を1/2損金算入す る場合	②保険期間の当初6割相当期間 に保険料を1/3損金算入する場合	③保険期間の当初6割相当期間 に保険料を1/4損金算入す る場合	
55歳満期	20歳~45歳	_	_	
60歳満期	20歳~50歳	_	_	
65歳満期	20歳~55歳		_	
70歳満期	20歳~60歳		_	
75歳満期	55歳~65歳	20歳~54歳	_	
80歳満期	65歳~70歳	20歳~64歳	_	
85歳満期	75歳	50歳~74歳	20歳~49歳	
90歳満期		60歳~80歳	20歳~59歳	
95歳満期		70歳~80歳	20歳~69歳	
99歳満期	_	78歳~80歳	20歳~77歳	

(法人税基本通達9-3-5、国税庁個別通達・昭和62年6月16日直法2-2(例規)、平成8年7月4日課法2-3(例規)により改正、平成20年2月28日課法2-3、課審5-18により改正)

2 保険金の経理処理

- ●死亡保険金を受け取られた場合、その時点での資産計上額を取り崩し、死亡時受取額との差額は益金に算入します。
- ●受け取った保険金を死亡退職金・弔慰金として支払った場合、損金として処理します。ただし、役員(または役員と特殊関係にある従業員等)の場合、不相当に高額な部分の金額は損金として処理できません。

(法人税法第34条、同法施行令第70条、法人税法第36条)

3 配当金の経理処理

●配当金はその通知を受けた日の属する事業年度の益金に算入します。

(法人税基本通達9-3-8)



- ・ 保険料を前納した場合、ご契約者・死亡保険金受取人の名義を変更した場合などは、経理処理 が異なります。
- ・ 税務の取り扱いについては、2016年10月現在の法令等にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。変更された場合には、変更後の取り扱いが適用されますのでご注意ください。詳細については、税理士や所轄の税務署等にご確認ください。

生命保険料控除(2016年10月現在)

当年中(1月から12月まで)にお払い込みの保険料に応じた額がその年の所得から控除されますので、所得税と住民税が軽減されます。

1 所得控除の取り扱い

- ●受取人すべてが、保険料のお払い込みをする方または、その配偶者、その他の親族となっているご契約に限ります。
- ●控除の対象となる正味払込保険料は、1月から12月までにお払い込みいただいた保険料から、その年に受け取られた配当金(その年に新たに積み立てられた配当金を含みます)を差し引いたものです。
- ●年末調整または確定申告のときに、お忘れなくご申告ください。
- ●「生命保険料控除証明書」は毎年10月以降に当社からお送りします。ただし、団体扱契約は所属の団体で証明しますので、「生命保険料控除証明書」の発行はしません。なお、「生命保険料控除証明書」の発行の時期や方法等については、変更する場合があります。

2 所得税の所得控除額

●一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料それぞれについて最高40,000円、あわせて120,000円までの所得控除を受けられます。

年間正味払込保険料	控除額
20,000円以下	全額
20,000円超40,000円以下	年間正味払込保険料×1/2+10,000円
40,000円超80,000円以下	年間正味払込保険料×1/4+20,000円
80,000円超	一律 40,000円

3 住民税の所得控除額

●一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料それぞれについて最高28,000円、あわせて70,000円までの所得控 除を受けられます。

年間正味払込保険料	控除額
12,000円以下	全額
12,000円超32,000円以下	年間正味払込保険料×1/2+6,000円
32,000円超56,000円以下	年間正味払込保険料×1/4+14,000円
56,000円超	一律 28,000円



- ・2012年1月1日より前にご加入のご契約についてはお取り扱いが異なります。
- 税務の取り扱いについては、2016年10月現在の法令等にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。変更された場合には、変更後の取り扱いが適用されますのでご注意ください。詳細については、税理士や所轄の税務署等にご確認ください。

保険金などの税法上の取り扱い (2016年10月現在)

保険金などを受け取る際には、所得税・相続税・贈与税のいずれかの税金がかかるもの、また非課税となるものがあります。課税される税金は、ご契約者(保険料負担者)・被保険者・受取人の関係で決まります。(ご契約者が個人の場合の取り扱いです。ご契約者が法人の場合は126ページをご覧ください。)

1 死亡保険金、生存給付金お受け取り時の課税取り扱い

●ご契約者(保険料負担者)・被保険者・受取人の関係によって、つぎのとおり保険金などに対する税金が異なります。

	ご 契 約 形 態	Ĩ	契 約	例	課税の種類
		ご契約者	被保険者	受取人	赤竹ツが生共
	ご契約者と被保険者が同一人	夫	美	妻	相続税(※1)
死亡保険金	ご契約者と受取人が同一人	夫	妻	夫	所得税(一時所得) (※2)
	ご契約者、被保険者、受取人が それぞれ別人	夫	妻	子	贈与税(※3)
生存給付金	受取人は約款で ご契約者に指定されています。	夫	夫	夫	所得税(一時所得) (※2)

- (※1) 保険料のご負担者である方(ご契約者)が死亡されたことにより死亡保険金をお受け取りになるため、相続税の対象となります。
- (※2) 保険料のご負担者である方(ご契約者) ご自身が死亡保険金・生存給付金をお受け取りになるため、所得税の対象となります。
- (※3) 保険料のご負担者である方(ご契約者)の生存中に別の方(上記のご契約例では子)が死亡保険金をお受け取りになるため、贈与税の対象となります。

2 死亡保険金の非課税扱い

●ご契約者(保険料負担者)と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が被保険者の相続人の場合、死亡保険金(ご契約が2件以上の場合は合計します)について相続税法上一定の範囲内で非課税扱いを受けることができます。

3 高度障害保険金や入院給付金などの非課税扱い

●傷害や疾病を原因として支払われる保険金(高度障害保険金や入院給付金など)については、その受取人が被保険者、 その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族の場合には、非課税扱いになります。



- 所得税の課税の対象となるものについては住民税が課税されます。
- ご契約者が法人の場合の税法上の取り扱いについては、コンタクトセンターにご照会ください。
- 税務の取り扱いについては、2016年10月現在の法令等にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。変更された場合には、変更後の取り扱いが適用されますのでご注意ください。詳細については、税理士や所轄の税務署等にご確認ください。

保険証券の紛失または盗難の場合

保険証券を紛失された場合や盗難に遭われた場合には、すみやかにコンタクトセンターまでご連絡ください。お手続きに必要な書類などについてご案内します。



• 保険証券は大切に保管してください。

会社・制度のご案内

■当社の組織形態について	132
■個人情報のお取り扱いについて	132
■本人特定事項等の確認について	132
■米国法「FATCA」について ····································	132
■居住地国(納税義務国)等の届出について	132
■契約内容登録制度·契約内容照会制度 ····································	133
■支払査定時照会制度	134
■保険金額などの削減	135
■生命保険契約者保護機構	135

当社の組織形態について

保険会社には「相互会社」と「株式会社」がありますが、当社は「株式会社」です。株式会社は、株主の 出資により運営されるものであり、株式会社の保険契約者は、相互会社の保険契約者のように「社員」(構 成員)として会社の運営に参加することはできません。

個人情報のお取り扱いについて

当社では、お客さまの個人情報を以下の利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

- ●各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ●関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・ご提供、ご契約の維持管理
- ●当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ●その他保険に関連・付随する業務

※個人情報保護方針については、当社ホームページ (http://www.dai-ichi-life.co.jp/) でご覧いただけます。

本人特定事項等の確認について

当社では、犯罪による収益の移転防止に関する法律にもとづき、保険契約締結等の際、お客さまの本人特定事項(氏名、住所、生年月日等)、取引を行う目的、職業または事業の内容等の確認を行っております。これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関等がテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。なお、本人特定事項等を変更されたときは、コンタクトセンターまでご連絡ください。

米国法「FATCA」について

当社では、米国法「FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)」実施に関する日米関係官庁間の声明にもとづき、保険契約締結等の際、お客さまが所定の米国納税義務者であるかを確認し、該当する場合には米国内国歳入庁あてにご契約情報等の報告を行っております。なお、渡米等の環境の変化等によって、所定の米国納税義務者に該当することとなった場合は、コンタクトセンターまでご連絡ください。

※「FATCA」とは、米国納税義務者による米国外の金融口座等を利用した租税回避を防ぐ目的で、米国外の金融機関に対し、顧客が米国納税義務者であるかを確認すること等を求める法律です。くわしくは、当社ホームページ(http://www.dai-ichi-life.co.jp/)でご確認ください。

居住地国(納税義務国)等の届出について

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律にもとづき、保険契約締結等の際、お客さまには居住地国(納税義務国)等を届け出ていただく義務があります。当社は、その届出の内容にもとづき、国税庁(所轄の税務署長)あてに一定のご契約情報等の報告を行うことがあります。報告したご契約情報等は、租税条約等の情報交換規定にもとづき、各国の税務当局と自動的に交換されることになります。なお、居住地国に異動があった場合は、コンタクトセンターまでご連絡ください。

契約内容登録制度 • 契約内容照会制度

お客さまのご契約内容が登録されることがあります。

- ●当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます)とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加(以下「保険契約等」といいます)のお引き受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等(以下「保険金等」といいます)のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」(全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます)にもとづき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。
- ●保険契約等のお申し込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項 の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引き受けできなかったときは、その登録事項は消去されま す。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申し込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引き受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間ならびにお引き受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日(以下「契約日等」といいます)から5年間(被保険者が満15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が満15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間)とします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引き受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

●当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。保険契約者または被保険者は、当社の 定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができ ます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取り扱われている場合、当社の定める手続きに従い、 利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、お近くの当社窓 口にお問い合わせください。

つぎの事項が登録されます。

①保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別ならびに住所(市・区・郡までとします)

②死亡保険金額および災害死亡保険金額

③入院給付金の種類および日額

④契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日

⑤取扱会社名

その他、正確な情報の把握のため、ご契約およびお申し込みの状態に関して相互に照会することがあります。

※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(http://www.seiho.or.jp/)の「加盟会社」をご参照ください。

支払査定時照会制度

保険金、年金または給付金(以下「保険金等」といいます)のご請求に際し、お客さまのご契約内容等を 照会させていただくことがあります。

- ●当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます)とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等(以下「保険契約等」といいます)の解除、取消もしくは無効の判断(以下「お支払い等の判断」といいます)の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。
- ●保険金等のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」にもとづき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会をなし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること(以下「相互照会」といいます)があります。相互照会される情報は下記の相互照会事項に限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会にもとづき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。
- ●当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または死亡保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、「個人情報の保護に関する法律」に違反して相互照会事項記載の情報が取り扱われている場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、お近くの当社窓口にお問い合わせください。

つぎの事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- ①被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡までとします)
- ②保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(左記の事項は、照会を受けた日から5年以 内のものとします)
- ③保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名 および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と 読み替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ (http://www.seiho.or.jp/) の「加盟会社」をご参照ください。

相互照会事

保険金額などの削減

- ●生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額 などが削減されることがあります。
- ●保険業法にもとづき設立された生命保険契約者保護機構により、会員である生命保険会社(当社は会員として加入しています)が万一経営破綻に陥った場合に、保険契約者保護の措置が図られますが、この場合でも、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等の削減など、契約条件が変更されることがあります。

生命保険契約者保護機構(2016年10月現在)

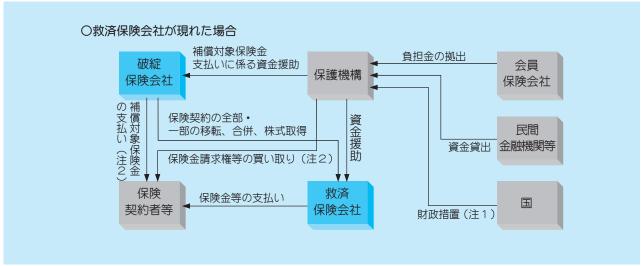
当社は、「生命保険契約者保護機構」(以下「保護機構」といいます)に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

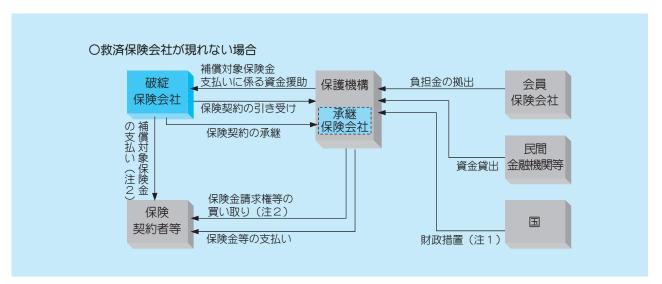
- ●保護機構は、保険業法にもとづき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引き受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助および保険金請求権等の買い取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- ●保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- ●保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定(※1)に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約(※2)を除き、責任準備金等(※3)の90%とすることが、保険業法等で定められています(保険金・年金等の90%が補償されるものではありません(※4))。
- ●なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度(保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度)が設けられる可能性もあります。
 - (※1)特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証(最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等)のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続きにおいては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です(実際に削減しないか否かは、個別の更生手続きの中で確定することとなります)。
 - (※2) 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率(*1)を超えていた契約を指します(*2)。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率=90% - {(過去5年間における各年の予定利率 - 基準利率)の総和 ÷2}

- (*1) 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社または保護機構のホームページで確認できます。
- (*2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者ごとに予定利率が異なる場合には、被保険者ごとに独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者ごとに高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。
- (※3) 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金等をいいます。
- (※4)個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

■しくみの概略図





- (注1)上記の「財政措置」は、2022年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の 拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われ るものです。
- (注2) 破綻処理中の保険事故にもとづく補償対象契約の保険金等の支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります(高予定利率契約については、(※2)に記載の率となります)。



補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて2016年10月現在の 法令にもとづいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

・生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取り扱いに関するお問い合わせ先 生命保険契約者保護機構 電話 03-3286-2820

受付時間 9:00~12:00、13:00~17:00(土・日・祝日・年末年始を除く) ホームページアドレス http://www.seihohogo.jp/

約款

「ご契約についてのとりきめ」を記載したもので、普通保険約款と特約条項があります。

「約款」の構成

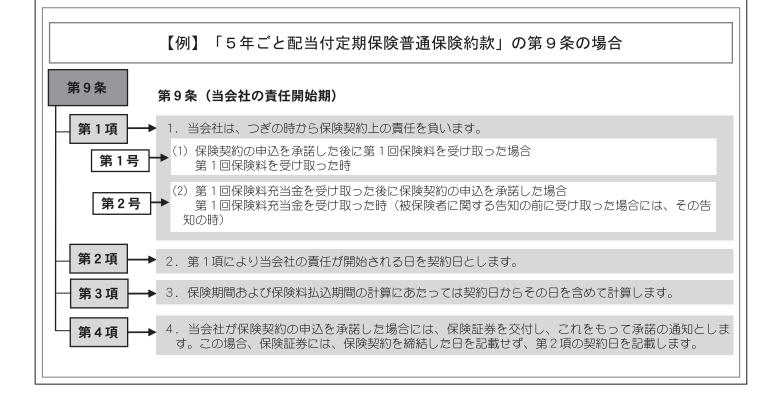
「約款」は、基本的にはつぎのような構成になっています。条文によっては「項」や「号」がない場合もあります。

条 … 「第X条」と表記されています。「第X条」の右には、「条」の内容を簡潔に表現した「条題」が記載されています。

項 …「X.」と表記されています。

号 … 「(X)」と表記されています。「条」や「項」の中で、列挙することがらがある場合に「号」を設けて記載します。

※文中のXは数字です。



5年ごと配当付定期保険普通保険約款 目次

この保険の概要

1. 用語の意義

第1条 用語の意義

2. 保険金の支払

第2条 保険金の支払

第3条 保険金の支払に関する補則

第4条 保険金の免責事由に該当した場合の取扱

第5条 保険金支払方法の選択

第6条 保険金の請求、支払時期および支払場所

3. 保険料払込の免除

第7条 保険料払込の免除

第8条 保険料払込免除の請求

4. 当会社の責任開始期

第9条 当会社の責任開始期

5. 保険料の払込

第10条 保険料の払込

第11条 保険料の払込方法(経路)

第12条 年一括払保険料の前納

第13条 月払保険料の一括払

6. 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

第14条 猶予期間および保険契約の失効

7. 保険契約の復活

第15条 保険契約の復活

8. 保険契約の無効および取消

第16条 保険金不法取得目的による無効

第17条 詐欺による取消

9. 告知義務および保険契約の解除

第18条 告知義務

第19条 告知義務違反による解除 第20条 保険契約を解除できない場合

第21条 重大事由による解除

10. 解約および解約返還金

第22条 解約および解約返還金

第23条 債権者等により保険契約が解約される場合の 取扱

11. 契約内容の変更

第24条 保険金額の減額 第25条 保険期間の短縮

12. 保険金の受取人

第26条 保険金の受取人の代表者

第27条 当会社への通知による死亡保険金受取人の変

更

第28条 遺言による死亡保険金受取人の変更

13. 保険契約者

第29条 保険契約者の代表者

第30条 保険契約者の変更

第31条 保険契約者の住所の変更

14. 年齢の計算その他の取扱

第32条 年齢の計算

第33条 契約年齢または性別に誤りがあった場合の取

扱

15. 契約者配当金の割当および支払

第34条 契約者配当金の割当

第35条 契約者配当金の支払

16. 時効

第36条 時効

|17. 被保険者の業務、転居および旅行|

第37条 被保険者の業務、転居および旅行

18. 保険契約の更新

第38条 保険契約の更新

19. 管轄裁判所

第39条 管轄裁判所

20. 契約内容の登録

第40条 契約内容の登録

21. 死亡保険金受取人を団体とする保険契約に関する特

第41条 死亡保険金受取人を団体とする保険契約の請求書類に関する特則

22. 第1回保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の特則

第42条 第1回保険料等をクレジットカード等により 払い込む場合の特則

23. 契約日が平成22年3月1日以前の保険契約が更新された場合の特則

第43条 契約日が平成22年3月1日以前の保険契約が 更新された場合の特則

24. 契約日が平成24年10月1日以前の保険契約における 高度障害保険金の代理請求

第44条 契約日が平成24年10月1日以前の保険契約に おける高度障害保険金の代理請求

25. 電磁的方法による保険契約の申込手続き等に関する 特則

第45条 電磁的方法による保険契約の申込手続き等に 関する特則

(ご参考)

ご契約者の便宜のため、各条文の下に主な参照 条文をかかげてあります。

5年ごと配当付定期保険普通保険約款

(2015年5月21日改正)

(この保険の概要)

この保険は定期保険であって、つぎの給付を行うことを主な内容とするものです。なお、死亡保険金額および高度障害保険金額は同額です。

	給付の内容
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡したときに支払います。
高度障害保険金	被保険者が保険期間中に所定の高度障害状態に該当したときに支払います。
保険料払込の免除	被保険者が保険料払込期間中に不慮の事故によって所定の身体障害の状態に該当したときに その後の保険料の払込を免除します。

1. 用語の意義

第1条 (用語の意義)

この普通保険約款において使用されるつぎの用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

	用語の意義		
保険金	死亡保険金および高度障害保険金をいいます。		
責任開始期	保険契約の締結または復活に際して、当会社の保険契約上の責任が開始される時をいいます。なお、		
	復活の取扱が行われた保険契約においては最後の復活の際の責任開始期をいうものとします。		
契約応当日	毎月、半年ごとまたは毎年の契約日に対応する日をいい、毎月の契約日に対応する日を「月単位の契		
	約応当日」、半年ごとの契約日に対応する日を「半年単位の契約応当日」、毎年の契約日に対応する日		
	を「年単位の契約応当日」といいます。なお、契約日に対応する日のない月の場合は、その月の末日		
	をいうものとします。		

⇒●責任開始期──第9条 ●復活──第15条

2. 保険金の支払

第2条 (保険金の支払)

この保険契約において支払う保険金はつぎのとおりです。

	保険金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	支払額	受取人	支払事由に該当しても保険金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	保	死亡保険金受取人	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1)責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の自殺 (2)保険契約者または死亡保険金受取人の故意 (3)戦争その他の変乱
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後の傷害また は疾病を原因として保険期間中に高度 障害状態(表 1)に該当したとき。 この場合、責任開始期前にすでに生じて いた障害状態に、その障害状態の原因と なった傷害または疾病と因果関係のな い責任開始期以後の傷害または疾病を 原因とする障害状態が新たに加わって 高度障害状態に該当したときを含みま す。	険 金額	被保険者	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき(1)保険契約者または被保険者の故意(2)戦争その他の変乱

⇒●責任開始期──第1条

表 1 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

対象となる高度障害状態	備考
両眼の視力を全く永久に失ったもの	(1) 視力は、万国式試視力表により、1眼ずつ、矯正視力につ
	いて測定します。 (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。 (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 語音構成機能障害で、つぎの(ア)から(I)までのうち3つ以上の状態に該当し、その回復の見込がない場合 (ア) いずれの口唇音についても発音ができない状態 (イ) いずれの口蓋音についても発音ができない状態 (ウ) いずれの口蓋音についても発音ができない状態 (I) いずれの喉頭音についても発音ができない状態
	□唇音 ま行音、ぱ行音、ぱ行音、わ行音、ふ歯舌音 な行音、た行音、だ行音、ら行音、さ行音、しゅ、し、ざ行音、じゅ□蓋音 か行音、が行音、や行音、ひ、にゅ、ぎゅ、ん喉頭音 は行音
	② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合 ③ 声帯全部の摘出により発音ができない場合 (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、口腔(舌を含みます。)の運動障害または欠損により、流動食以外のものは摂取できない状態(流動食を摂取できない状態も含みます。)で、その回復の見込のない場合をいいます。
中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を 残し、終身常に介護を要するもの	「終身常に介護を要するもの」とは、つぎの1から8までの項目すべてについて、それぞれつぎに定める行為が自分ではできず、常に他人の介護を要する状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
	項目 行為
	1. 食物 はし、スプーン、フォーク等を使用して食物を の摂取 口の中に運ぶこと
	2. 排便 洋式便器に座った状態で排便すること (便器に 座るまでの行為は含みません。)
	3. 排尿 洋式便器に座った状態で排尿すること(便器に 座るまでの行為は含みません。)
	4. 排便 排便および排尿後に身体の汚れたところを拭
	まよび き取ること 排尿の また
	排成の
	5. 衣服 ボタンのない肌着および下着を着たり脱いだ
	の着脱 りすること 6. 起居 横になった状態から起き上がり、座位を保つこ と
	7. 歩行 立った状態から歩くこと
	8. 入浴 一般家庭浴槽に出入りすること

対象となる高度障害状態	
73家である同文1年日77版	備考
両上肢を手関節以上で失ったもの	(1)「上肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの
	いずれかの場合をいいます。
両上肢の運動機能を全く永久に失ったもの	① 上肢を自分の力では全く動かすことができない状態で、
	その回復の見込のない場合
1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の運	② 上肢の3大関節(肩関節、肘関節および手関節)すべて
動機能を全く永久に失ったもの	について、自分の力では全く動かすことができず、かつ、
両下肢を足関節以上で失ったもの	他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、そ
	の回復の見込のない場合
両下肢の運動機能を全く永久に失ったもの	(2) 「下肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの
	いずれかの場合をいいます。
1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の運	① 下肢を自分の力では全く動かすことができない状態で、
動機能を全く永久に失ったもの	その回復の見込のない場合
1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節	② 下肢の3大関節(股関節、膝関節および足関節)すべて
以上で失ったもの	について、自分の力では全く動かすことができず、かつ、
1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の運動機	他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、そ
能を全く永久に失ったもの	の回復の見込のない場合
1上肢の運動機能を全く永久に失い、かつ、1下肢	
を足関節以上で失ったもの	

第3条(保険金の支払に関する補則)

- 1. 被保険者の生死が不明の場合でも、当会社が死亡したものと認めたときは、死亡保険金を支払います。
- 2. 保険契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人(死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。)が保険契約者である場合には、第2条(保険金の支払)の規定にかかわらず、高度障害保険金の受取人は保険契約者とします。
- 3. 高度障害保険金の受取人を被保険者(第2項の規定が適用される場合には、保険契約者)以外の者に変更することはできません。
- 4. 死亡保険金の支払事由の発生以前に死亡保険金受取人が死亡し、死亡保険金受取人の変更が行われていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- 5. 第4項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、第4項の 規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
- 6. 第4項および第5項により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- 7. 当会社が高度障害保険金を支払った場合には、保険契約は、被保険者が高度障害状態(表 1)に該当した時に消滅したものとみなします。
- 8. 死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に高度障害保険金の請求を受けても、当会社は、これを支払いません。
- 9. 被保険者が責任開始期前にすでに発病していた疾病を原因として責任開始期以後に高度障害状態(表 1)に該当した場合でも、当会社が、保険契約の締結または復活の際に、告知等により知っていたその疾病に関する事実(第20条(保険契約を解除できない場合)に規定する保険媒介者のみが知っていた事実は含みません。)を用いて承諾したときは、責任開始期以後に発病した疾病を原因として高度障害状態に該当したものとみなして、第2条の高度障害保険金の支払に関する規定を適用します。ただし、保険契約者または被保険者がその疾病に関する事実の一部のみを告げたことにより、当会社が重大な過失なくその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
- 10. 保険期間の満了日(更新限度となる最後の保険期間の満了日をいいます。以下本項において同じ。)に、高度障害状態 (表 1)のうち回復の見込がないことのみが明らかでない場合でも、その後もその障害の状態が継続し、回復の見込が ないことが明らかになったときは、保険期間の満了日に高度障害状態に該当したものとみなして第2条の規定を適用します。ただし、保険期間の満了日後に新たに生じた原因により、回復の見込がないこととなった場合を除きます。
- 11. 第10項の規定により高度障害保険金が支払われる場合で、保険期間の満了に伴う契約者配当金の支払がすでに行われているときは、当会社は、支払うべき高度障害保険金からその金額を差し引くものとします。

⇒●保険金の支払、高度障害状態――第2条 ●保険金の請求――第6条

第4条(保険金の免責事由に該当した場合の取扱)

- 1. つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、死亡保険金が支払われないときは、当会社は、責任準備金を保険契約者に支払います。
 - (1) 責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき
 - (2) 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき(ただし、第2項の場合を除きます。)
 - (3) 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき
- 2. 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、死亡保険金が支払われないときは、責任準備金その他の返還金の払戻はありません。
- 3. 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡保険金受取人に支払います。この場合、保険契約のうち支払われない死亡保険金に対応する部分については第1項の規定を適用し、その部分の責任準備金を保険契約者に支払います。

4. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態(表 1)に該当した場合には、当会社は、死亡保険金または高度障害保険金を支払いません。ただし、その原因によって死亡し、または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、当会社は、その程度に応じ、死亡保険金または高度障害保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

⇒●保険金の支払、保険金の免責事由、高度障害状態――第2条 ●責任開始期――第1条

第5条(保険金支払方法の選択)

保険契約者(保険金の支払事由発生後はその保険金の受取人)は、保険金の一時支払にかえて、当会社の定める取扱にもとづき、すえ置支払または年金支払を選択することができます。

第6条(保険金の請求、支払時期および支払場所)

- 1. 保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその保険金の受取人は、すみやかに当会社に通知してください。
- 2. 支払事由の生じた保険金の受取人は、当会社に、請求に必要な書類(別表 1)を提出して、その保険金を請求してください。
- 3. 本条の規定により保険金の請求を受けた場合、保険金は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日(当会社に到着した日が営業日でない場合は翌営業日。以下本条において同じ。)の翌日からその日を含めて5営業日以内に、当会社の本店で支払います。
- 4. 保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時までに当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(当会社の指定した医師による診断を含みます。)を行います。この場合には、第3項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。
 - (1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合 第2条(保険金の支払)に定める支払事由発生の有無
 - (2) 保険金の免責事由に該当する可能性がある場合 保険金の支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合 当会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 - (4) この普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合 第2号および第3号に定める事項、第21条(重大事由による解除)第1項第4号の事由に該当する事実の有無また は保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約 の締結時から保険金請求時までにおける事実
- 5. 第4項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第3項および第4項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合でも180日)を経過する日とします。
 - (1) 第4項第1号から第4号までに定める事項についての弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180
 - (2) 第4項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
 - (3) 第4項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、第4項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 - (4) 第4項第1号から第4号までに定める事項についての日本国外における調査 180日
- 6. 第4項および第5項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由 がなく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったとき を含みます。)は、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払 いません。
- 7. 第4項または第5項に掲げる必要な事項の確認を行うときは、当会社は、保険金を請求した者にその旨を通知します。

⇒●保険金の支払事由――第2条

3. 保険料払込の免除

第7条 (保険料払込の免除)

1. 次表の保険料の払込を免除する場合に該当したときは、当会社は、つぎに到来する第10条(保険料の払込)第2項の保険料期間以降の保険料の払込を免除します。ただし、次表の保険料払込の免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合のいずれかに該当するときは保険料の払込を免除しません。

保険料の払込を免除する場合(以下「保険料払込の免除事由」といいます。)

被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故(別表2)による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に身体障害の状態(表2)に該当したとき。

この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって、身体障害の状態に該当したときを含みます。

保険料払込の免除事由に該当しても保険料の払込を免除 しない場合

- つぎのいずれかにより左記の保険料払込の免除事由が生 じたとき
- (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- (2) 被保険者の犯罪行為
- (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故
- (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転 している間に生じた事故
- (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに 相当する運転をしている間に生じた事故
- (7) 地震、噴火または津波
- (8) 戦争その他の変乱
- 2. 被保険者が地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって身体障害の状態(表 2)に該当した場合には、 当会社は、保険料の払込を免除しません。ただし、その原因によって身体障害の状態に該当した被保険者の数の増加が、 この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、当会社は、保険料の払込を免除します。
- 3. 保険料の払込が免除された場合には、当会社は、以後第10条に定める払込方法(回数)に応じ、それぞれの契約応当日ごとに所定の保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
- 4. 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料払込の免除事由の発生時以後、つぎの各号の取扱に関する規定は適用しません。
 - (1) 保険金額の減額
 - (2) 保険期間の短縮
 - ⇒●責任開始期、契約応当日――第1条 ●保険金額の減額――第24条
 - ●保険期間の短縮――第25条

表2 対象となる身体障害の状態

対象となる身体障害の状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

対象となる身体障害の状態	
	備考
1眼の視力を全く永久に失ったもの	(1) 視力は、万国式試視力表により、1眼ずつ、矯正視力について測定します。
	(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の 見込のない場合をいいます。
	(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみ なしません。
両耳の聴力を全く永久に失ったもの	(1) 聴力の測定は、日本工業規格(昭和57年8月14日改定)に準拠したオージオメータで行います。
	(2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、
	- (a+2b+c)の値が90デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。
脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	(1) 「脊柱に著しい奇形を永久に残すもの」とは、脊柱の奇形が通常の衣服 を着用しても外部から見て明らかにわかる程度以上で回復の見込のない
	場合をいいます。 (2) 「脊柱に著しい運動障害を永久に残すもの」とは、つぎのいずれかの場
	合をいいます。① 頸椎について、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の
	力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない 場合
	② 胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された状態で、その回復の見込のない場合
1上肢を手関節以上で失ったもの	(1) 「上肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。
1上肢の運動機能を全く永久に失った	① 上肢を自分の力では全く動かすことができない状態で、その回復の見 込のない場合
もの	② 上肢の3大関節(肩関節、肘関節および手関節)すべてについて、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合
1上肢の3大関節中の2関節の用を全 <永久に失ったもの	(2) 「下肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。
1下肢を足関節以上で失ったもの	① 下肢を自分の力では全く動かすことができない状態で、その回復の見 込のない場合
	② 下肢の3大関節(股関節、膝関節および足関節)すべてについて、自 分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動
1下肢の運動機能を全く永久に失ったもの	かすことができない状態で、その回復の見込のない場合 (3) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をい
	います。 ① 関節について、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の
1下肢の3大関節中の2関節の用を全 <永久に失ったもの	力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合
1705744 440	② 人工骨頭または人工関節を挿入置換した場合
1手の5手指を失ったもの	「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他 の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
1手の第1指(母指) および第2指(示指) を含んで4手指を失ったもの	
10手指の用を全く永久に失ったもの	「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。
	① 手指の末節の2分の1以上を失った場合 ② 手指の中手指節関節または近位指節間関節(第1指(母指)においては
	指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込の ない場合
10足指を失ったもの	「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

第8条(保険料払込免除の請求)

- 1. 保険料払込の免除事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに当会社に通知してください。
- 2. 保険契約者は、当会社に、請求に必要な書類(別表1)を提出して、保険料払込の免除を請求してください。
- 3. 保険料払込の免除の請求については、第6条(保険金の請求、支払時期および支払場所)第3項から第7項までの規定を準用します。

⇒●保険料払込の免除事由――第7条

4. 当会社の責任開始期

第9条(当会社の責任開始期)

- 1. 当会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。
 - (1) 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
 - 第1回保険料を受け取った時
 - (2) 第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
 - 第1回保険料充当金を受け取った時(被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時)
- 2. 第1項により当会社の責任が開始される日を契約日とします。
- 3.保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては契約日からその日を含めて計算します。
- 4. 当会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を交付し、これをもって承諾の通知とします。この場合、保険証券には、保険契約を締結した日を記載せず、第2項の契約日を記載します。

⇒●告知---第18条

5. 保険料の払込

第10条 (保険料の払込)

1. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回次表の保険料の払込方法(回数)にしたがい、第11条(保険料の払込方法(経路))第1項に定める保険料の払込方法(経路)により、保険料の払込方法(回数)ごとにつぎに定める期間(以下「払込期月」といいます。)内に払い込んでください。

保険料の払込方法(回数)	払込期月
月払	月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
半年一括払	半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
年一括払	年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで

- 2. 第1項で払い込むべき保険料は、保険料の払込方法(回数)に応じ、それぞれの契約応当日から翌契約応当日の前日までの期間(以下「保険料期間」といいます。)に対応する保険料とします。
- 3. 第1項の保険料が第1項の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅したとき、または保険料の払込を要しなくなったときは、当会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者(保険金を支払うときは保険金の受取人)に払い戻します。
- 4. 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後その契約応当日の属する月の末日までに保険金の支払事由が生じたときは、当会社は、未払込保険料を支払うべき保険金から差し引きます。
- 5. 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後その契約応当日の属する月の末日までに保険料払込の免除事由が生じたときは、保険契約者は、第14条(猶予期間および保険契約の失効)に定める猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、保険料払込の免除事由の発生により免除すべき保険料の払込を免除しません。
- 6. 保険契約者は、当会社の定める取扱にもとづき、保険料の払込方法(回数)を変更することができます。
- 7. 月払の保険契約が保険金額の減額等によって当会社の定める月払取扱の範囲外となったときは、当会社の定める取扱 にもとづき、保険料の払込方法(回数)を年一括払または半年一括払に変更します。
- 8. 年一括払契約または半年一括払契約の場合で、すでに保険料が払い込まれている保険料期間の中途でつぎの各号のいずれかの事由が生じたときは、当会社は、その事由が生じた日の直後に到来する月単位の契約応当日からその保険料期間の末日までの月数に応じた保険料の残額に相当する金額の返還金を保険契約者(保険金を支払うときは保険金の受取人)に支払います。
 - (1) 保険契約の消滅。ただし、第4条(保険金の免責事由に該当した場合の取扱)第2項、第16条(保険金不法取得目的による無効)または第17条(詐欺による取消)に該当する場合を除きます。
 - (2) 保険金額の減額
 - (3) 保険料払込の免除事由
- 9. 第8項の規定は、年一括払契約および半年一括払契約の第1回保険料について準用します。
- 10. 保険料の払込が免除されている保険契約については、第8項の規定は適用しません。
- 11. 月払契約の場合、すでに保険料が払い込まれている保険料期間の中途で第8項各号の事由が生じたときであっても、 当会社は、その保険料期間に対応する保険料を払い戻しません。
- 12. 第11項の規定は、月払契約の第1回保険料について準用します。

参考

たとえば、契約日が2015年5月1日の保険契約の場合、第2回目および第3回目の保険料の払込期月は保険料の払込方法(回数)ごとにそれぞれ次表のとおりとなります。

保険料の払込方法(回数)	第2回目の保険料の払込期月	第3回目の保険料の払込期月	
月払	2015年6月1日~2015年6月30日	2015年7月1日~2015年7月31日	
半年一括払	2015年11月1日~2015年11月30日	2016年5月1日~2016年5月31日	
年一括払	2016年5月1日~2016年5月31日	2017年5月1日~2017年5月31日	

⇒●契約応当日――第1条 ●保険契約の消滅――第2条、第22条

●保険金の支払事由――第2条 ●保険料払込の免除事由――第7条

第11条 (保険料の払込方法 (経路))

- 1. 保険契約者は、当会社の定める取扱範囲で、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法(経路)を選択することができます。
 - (1) 当会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 - (2) 金融機関等の当会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 - (3) 所属団体または集団を通じ払い込む方法(所属団体または集団と当会社との間に団体取扱契約または集団取扱契約が締結されている場合に限ります。)
 - (4) 当会社の本店または当会社の指定した場所に持参して払い込む方法
- 2. 保険契約者は、当会社の定める取扱にもとづき、第1項各号の保険料の払込方法(経路)の範囲内で、保険料の払込 方法(経路)を変更することができます。
- 3. 保険料の払込方法(経路)が第1項第1号または第3号である保険契約において、その保険契約が当会社の取扱範囲外となったときまたは当会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、第2項の規定により保険料の払込方法(経路)を他の払込方法(経路)に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法(経路)の変更を行うまでの間の保険料については、当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んでください。

第12条 (年一括払保険料の前納)

- 1. 年一括払契約の場合、保険契約者は、将来の年一括払保険料2年分以上を前納することができます。この場合には、 当会社所定の利率で割り引いて計算した保険料前納金を払い込んでください。
- 2. 第1項の保険料前納金は、当会社所定の利率による複利計算の利息をつけて当会社に積み立てて置き、年単位の契約 応当日ごとに年一括払保険料の払込に充当します。
- 3. 前納期間が満了した場合に保険料前納金の残額があるときは、あらかじめ保険契約者から別段の申出がない限り、当会社の定める取扱にもとづき、次期(保険契約が更新される場合には更新時を含みます。)以後の年単位の契約応当日ごとに、その残額を年一括払保険料の払込に順次充当します。
- 4. 保険料の払込を要しなくなった場合に保険料前納金の残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときはその保険金の受取人に払い戻します。

⇒●契約応当日——第1条

第13条 (月払保険料の一括払)

- 1. 月払契約の場合、保険契約者は、当月分以後の保険料を一括払することができます。この場合、一括払される保険料が3か月分以上あるときは、当会社所定の割引率で保険料を割引します。
- 2. 保険料の払込を要しなくなった場合に、一括払された保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときはその保険金の受取人に払い戻します。

6. 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

第14条(猶予期間および保険契約の失効)

1.第2回以後の保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。

保険料の払込方法(回数)	猶予期間					
月払	払込期月の翌月初日から末日まで					
半年一括払	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで(払込期月の契約応当日が					
年一括払	2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで)					

- 2. 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。この場合には、保険契約者は、解約返還金と同額の返還金を請求することができます。
- 3. 猶予期間中に保険金の支払事由が生じたときは、当会社は、未払込保険料を保険金から差し引きます。
- 4. 猶予期間中に保険料払込の免除事由が生じたときは、保険契約者は、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、保険料払込の免除事由の発生により免除

参考

たとえば、契約日が2015年5月1日の保険契約の場合、第2回目の保険料の払込期月と猶予期間は保険料の払込方法(回数)ごとにそれぞれ次表のとおりとなります。

保険料の払込方法(回数) 第2回目の保険料の払込期月		第2回目の保険料の払込の猶予期間		
月払 2015年6月1日~2015年6月30日		2015年7月1日~2015年7月31日		
半年一括払 2015年11月1日~2015年11月30日		2015年12月1日~2016年1月1日		
年一括払	2016年5月1日~2016年5月31日	2016年6月1日~2016年7月1日		

⇒●払込期月──第10条 ●契約応当日──第1条 ●解約返還金──第22条

●保険金の支払事由――第2条 ●保険料払込の免除事由――第7条

7. 保険契約の復活

第15条 (保険契約の復活)

- 1. 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて3年以内は、保険契約の復活を請求することができます。
- 2. 保険契約の復活を請求するときは、当会社所定の書類(別表1)を提出してください。
- 3. 保険契約の復活を当会社が承諾したときは、保険契約者は、当会社の指定した日までに、保険料期間がすでに到来している未払込保険料を当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んでください。
- 4. 保険契約の復活を行う場合、当会社は第3項に定める未払込保険料を受け取った時(被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時)から復活後の保険契約上の責任を負います。
- 5. 保険契約の復活を行う場合、当会社は、新たな保険証券を交付しません。

⇒●保険契約の失効──第14条

8. 保険契約の無効および取消

第16条 (保険金不法取得目的による無効)

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結または復活をしたときは、保険契約を無効とし、当会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

第17条 (詐欺による取消)

保険契約の締結または復活に際して、保険契約者、被保険者または保険金の受取人に詐欺の行為があったときは、当会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、当会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

9. 告知義務および保険契約の解除

第18条(告知義務)

当会社が、保険契約の締結または復活の際、保険金の支払事由または保険料払込の免除事由の発生の可能性に関する 重要な事項のうち書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要 します。ただし、当会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要し ます。

⇒●責任開始期——第9条 ●復活——第15条

第19条(告知義務違反による解除)

- 1. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第18条(告知義務)の規定により当会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
- 2. 当会社は、保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、保険金を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、すでに保険金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
- 3. 第2項の規定にかかわらず、被保険者の死亡、高度障害状態(表1)または身体障害の状態(表2)が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、保険金を支払い、または保険料の払込を免除します。
- 4. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。

- 5. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、当会社は、解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。
 - ⇒●保険金の支払事由、高度障害状態――第2条
 - ●保険料払込の免除事由、身体障害の状態――第7条 ●解約返還金――第22条

第20条 (保険契約を解除できない場合)

当会社は、つぎのいずれかの場合には第19条(告知義務違反による解除)の規定による保険契約の解除をすることができません。ただし、第4号または第5号に規定する行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第18条(告知義務)の規定により当会社が告知を求めた事項のうち解除の原因となる事実について、事実を告げなかったと認められる場合または事実でないことを告げたと認められる場合には、第4号および第5号の規定は適用しません。

- (1) 当会社が、保険契約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき
- (2) 当会社が、解除の原因があることを知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
- (3) 責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過したとき。ただし、責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じたときを除きます。
- (4) 当会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者(当会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第18条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
- (5) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第18条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - ⇒●責任開始期――第1条 ●保険金の支払事由――第2条 ●保険料払込の免除事由――第7条

第21条 (重大事由による解除)

- 1. 当会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向かって保険契約を解除することができます。
 - (1) 保険契約者または死亡保険金受取人が死亡保険金(他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および死亡保険金の名称の如何を問いません。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 - (2) 保険契約者、被保険者または高度障害保険金の受取人がこの保険契約の高度障害保険金(保険料払込の免除を含みます。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 - (3) この保険契約の保険金(保険料払込の免除を含みます。)の請求に関し、その受取人(保険料払込の免除の請求については保険契約者)に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (ア)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (I) 保険契約者または保険金の受取人が法人である場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、当会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から第4号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
 - (6) 当会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする第1号から第5号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 2. 当会社は、保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金(第1項第4号の事由にのみ該当した場合で、第1項第4号の事由に該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金。以下本号において同じ。)を支払いません。また、すでにその支払事由により保険金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求します。
 - (2) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険料払込の免除事由による保険料払込の免除を行いません。また、すでにその保険料払込の免除事由により保険料の払込を免除していたときは、当会社は、保険料の払込を免除しなかったものとします。
- 3. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。
- 4. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、当会社は、解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。
- 5. 第4項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人について第2項第1号の規定を適用し保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分の解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。

10. 解約および解約返還金

第22条 (解約および解約返還金)

- 1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約し、解約返還金を請求することができます。
- 2. 解約返還金は、経過年月数(保険料払込中の保険契約において経過年月数が保険料の払込年月数をこえている場合は 払込年月数)により計算します。
- 3. 第1項の請求をするときは、保険契約者は、当会社所定の書類(別表1)を提出してください。
- 4. 解約返還金は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日(当会社に到着した日が営業日でない場合は翌営業日) の翌日からその日を含めて5営業日以内に、当会社の本店で支払います。

第23条(債権者等により保険契約が解約される場合の取扱)

- 1. 差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)により保険契約が解約されるときは、解約する旨の通知が当会社に到着した時から1か月を経過した日にその効力が生じます。
- 2. 第1項の解約が通知された場合でも、通知の時においてつぎの各号のすべてを満たす保険金の受取人が、保険契約者の同意を得て、第1項の解約の効力が生じるまでの間に、第1項の解約の通知が当会社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、当会社にその旨を通知したときは、第1項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
- 3. 第2項の通知をするときは、保険金の受取人は、当会社所定の書類(別表1)を提出してください。
- 4. 第1項の解約の通知が当会社に到着した時から、その解約の効力が生じるまでまたは第2項の規定により解約の効力が生じなくなるまでに、保険金の支払事由が生じ、当会社が保険金を支払うべきときは、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 当会社は、第1項の解約の通知が当会社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払います。ただし、保険金の支払事由の発生により支払うべき金額を限度とします。
 - (2) 当会社は、保険金の支払事由の発生により支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を保険金の受取人に支払います。

⇒●解約——第22条 ●保険金の支払事由——第2条

11. 契約内容の変更

第24条 (保険金額の減額)

- 1. 保険契約者は、保険金額を減額することができます。ただし、減額後の保険金額は、当会社の定める金額以上であることを要します。
- 2. 保険金額の減額をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類(別表1)を提出してください。
- 3. 保険金額の減額をしたときは、減額分は解約したものとして取り扱います。

⇒●解約---第22条

第25条 (保険期間の短縮)

- 1. 保険契約者は、保険期間と保険料払込期間が同一の保険契約について、当会社の定める取扱にもとづき、保険期間を 短縮することができます。
- 2. 保険期間の短縮をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類(別表1)を提出してください。
- 3. 保険期間の短縮をするときは、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の保険料を改めます。
- 4. 契約日または直前の更新日後2年未満のときは、保険期間の短縮は取り扱いません。

⇒●契約日——第9条 ●更新日——第38条

12. 保険金の受取人

第26条 (保険金の受取人の代表者)

- 1. 保険金の受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は他の保険金の受取人を代理するものとします。
- 2. 第1項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときは、当会社が保険金の受取人の1人に対してした行為は、他の保険金の受取人に対しても効力を生じます。

第27条 (当会社への通知による死亡保険金受取人の変更)

- 1. 保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、当会社に対する通知により、死亡 保険金受取人を変更することができます。
- 2. 第1項の通知をするときは、保険契約者は、当会社所定の書類(別表1)を提出してください。
- 3. 第1項の通知が当会社に到着したときは、死亡保険金受取人の変更の効力は、その通知を発した時にさかのぼって生しるものとします。
- 4. 第3項の規定にかかわらず、第1項の通知が当会社に到着する前に、変更前の死亡保険金受取人に対して死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、当会社は、これを支払いません。

第28条 (遺言による死亡保険金受取人の変更)

- 1. 第27条(当会社への通知による死亡保険金受取人の変更)の規定によるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2. 第1項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 3. 遺言による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人(遺言執行者が指定されているときは遺言執行者を含みます。以下本条において同じ。)が、その旨を当会社に通知しなければ、当会社に対抗することができません。
- 4. 第3項の通知をするときは、保険契約者の相続人は、当会社所定の書類(別表1)を提出してください。

13. 保険契約者

第29条 (保険契約者の代表者)

- 1. 保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は他の保険契約者を代理するものとします。
- 2. 第1項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときは、当会社が保険契約者の1人に対してした行為は、 他の保険契約者に対しても効力を生じます。
- 3. 保険契約者が2人以上の場合には、その責任は連帯とします。

第30条 (保険契約者の変更)

- 1. 保険契約者は、被保険者および当会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
- 2. 保険契約者の変更をするときは、保険契約者は、当会社所定の書類(別表1)を提出してください。
- 3. 本条の規定により保険契約者の変更が行われたときは、保険証券に表示します。

第31条 (保険契約者の住所の変更)

- 1. 保険契約者が住所(通信先を含みます。)を変更したときは、すみやかに当会社の本店または当会社の指定した場所に通知してください。
- 2. 保険契約者が第1項の通知をしなかったときは、当会社の知った最終の住所(通信先を含みます。)に発した通知は、 通常到達するために要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

14. 年齢の計算その他の取扱

第32条 (年齢の計算)

- 1. 被保険者の契約年齢は、契約日現在の満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月をこえるものは1年とします。
- 2. 保険契約締結後の被保険者の年齢は、第1項の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

⇒●契約日——第9条 ●契約応当日——第1条

第33条 (契約年齢または性別に誤りがあった場合の取扱)

- 1. 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合は、つぎの方法により取り扱います。
 - (1) 契約日における実際の契約年齢が、当会社の定める契約年齢の範囲内であったときは、つぎのとおり取り扱います。
 - (7) 実際の契約年齢にもとづいて保険料を改め、すでに払い込まれた保険料の超過分があるときは、当会社は、これを保険契約者に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者はこれを当会社に払い込んでください。
 - (4) 前(7)の規定にかかわらず、保険金の支払事由の発生後で、保険金が支払われる場合、保険金の受取人に保険料の超過分を支払い、または支払うべき保険金から保険料の不足分を差し引きます。
 - (2) 契約日における実際の契約年齢が、当会社の定める契約年齢の範囲外であったときは、つぎのとおり取り扱います。
 - (7) 保険契約を無効とし、当会社は、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。この場合、当会社からの支払金があるときは、すでに払い込まれた保険料からその金額を差し引きます。
 - (4) 前(7)の規定にかかわらず、契約日においては最低契約年齢に足りなかったものの、その事実が発見された日においてすでに最低契約年齢に達していたときは、最低契約年齢に達した日に契約したものとして、第1号と同様に取り扱います。

2. 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別にもとづいて保険料を改め、第1項第1号の規定を準用して取り扱います。

⇒●契約年齢——第32条 ●契約日——第9条

15. 契約者配当金の割当および支払

第34条(契約者配当金の割当)

- 1. 当会社は、当会社の定める方法により積み立てた契約者配当準備金のうちから、毎事業年度末に、つぎの保険契約に対して、契約者配当金を割り当てます。
 - (1) つぎの事業年度中に、つぎの(7) または(1) のいずれかの日(以下「5年ごとの契約応当日等」といいます。)が到来する保険契約。ただし、5年ごとの契約応当日等が保険契約の有効中に到来する場合に限ります。
 - (7) 契約日(保険契約が更新された場合には更新日)から5年ごとに到来する年単位の契約応当日
 - (1) 更新日
 - (2) つぎの事業年度中に、保険期間の満了日の翌日が到来する保険契約。ただし、保険契約が更新される場合を除きます。
 - (3) つぎの事業年度中に消滅(保険期間が満了して消滅する場合を除きます。以下本項において同じ。) するつぎの保険契約。この場合、消滅の事由が(4)に該当するときは、(7)に該当するときよりも下回る金額を割り当てるものとします。
 - (7) 死亡保険金または高度障害保険金の支払によって消滅する場合には、契約日および直前の5年ごとの契約応当日 等からその日を含めて1年以上経過して消滅する保険契約
 - (4) 死亡保険金または高度障害保険金の支払以外の事由によって消滅する場合には、契約日からその日を含めて2年以上経過して消滅(直前の5年ごとの契約応当日等からその日を含めて1年以内に消滅する場合を除きます。)する保険契約。ただし、保険金額の減額により保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。
- 2. 第1項のほか、契約日(保険契約が更新された場合には直前の更新日)から所定年数を経過し、かつ、所定の条件を満たす保険契約に対しても契約者配当金を割り当てることがあります。
 - ⇒●契約応当日---第1条 ●契約日---第9条
 - ●保険契約の更新、更新日――第38条 ●保険契約の消滅――第2条、第22条
 - ●死亡保険金・高度障害保険金の支払――第2条

第35条(契約者配当金の支払)

- 1. 第34条(契約者配当金の割当)第1項第1号の規定によって割り当てた契約者配当金は、つぎの事業年度に到来する5年ごとの契約応当日等の前日までの保険料が払い込まれている場合に限り、つぎの各号のとおり支払います。
 - (1) つぎの事業年度に到来する5年ごとの契約応当日等から当会社所定の利率による複利計算の利息をつけて当会社に積み立てて置いて、保険契約が消滅したとき、または保険契約者から請求があったときに支払います。
 - (2) 第1号の規定によって支払う契約者配当金は、死亡保険金または高度障害保険金を支払うときはその保険金の受取人に、その他のときは保険契約者に支払います。
- 2. 第34条第1項第2号の規定によって割り当てた契約者配当金は、保険期間の満了時に保険契約者に支払います。ただし、保険期間の満了日までの保険料が払い込まれていることを要します。
- 3. 第34条第1項第3号の規定によって割り当てた契約者配当金は、死亡保険金または高度障害保険金を支払うときは保険金とともにその受取人に、その他のときは保険契約者に支払います。ただし、保険料払込中の保険契約にあっては、消滅する直前の年単位の契約応当日の前日までの保険料が払い込まれていることを要します。
- 4. 第34条第2項の規定によって割り当てた契約者配当金は、当会社の定める取扱にもとづき支払います。
- 5. 契約者配当金の支払時期および支払場所については、第6条(保険金の請求、支払時期および支払場所)の規定を準用します。
 - ⇒●契約応当日---第1条 ●保険契約の消滅---第2条、第22条
 - ●死亡保険金・高度障害保険金の支払――第2条

16. 時効

第36条 (時効)

保険金、解約返還金、契約者配当金その他この保険契約にもとづく諸支払金の支払または保険料払込の免除を請求する権利は、3年間請求がない場合には消滅します。

17. 被保険者の業務、転居および旅行

第37条(被保険者の業務、転居および旅行)

保険契約の継続中に、被保険者がどのような業務に従事し、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、当会社は、保険契約の解除も保険料の変更もしないで、保険契約上の責任を負います。

18. 保険契約の更新

第38条 (保険契約の更新)

- 1. この保険契約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了の日の2か月前までに保険契約を継続しない旨を通知しない限り、保険契約(保険期間の満了日までの保険料が払い込まれているものに限ります。)は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続されるものとし、この日を更新日とします。
- 2. 第1項の規定にかかわらず、つぎのいずれかに該当する場合は更新できません。
 - (1) 契約日から保険期間の満了日までの期間が30年のとき
 - (2) 保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が75歳のとき
 - (3) 保険期間を歳満期で定めたとき
- 3. 更新後の保険契約の保険期間は、更新前の保険契約の保険期間と同一とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、保険契約は、当会社の定める取扱にもとづき、短期の保険期間に変更して更新します。
 - (1) 契約日から更新後の保険期間の満了日までの期間が30年をこえるとき
 - (2) 更新後の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が75歳をこえるとき
- 4. 第3項の規定により更新後の保険契約の保険期間が5年未満となる場合には、保険契約の更新は取り扱いません。
- 5. 更新後の保険契約の第1回保険料の払込については、第10条(保険料の払込)ならびに第14条(猶予期間および保険契約の失効)第1項、第3項および第4項の規定を準用します。この場合、更新後の保険契約の第1回保険料が猶予期間中に払い込まれなかったときは、保険契約の更新はなかったものとし、保険契約は更新前の保険契約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
- 6. 保険契約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。
 - (1) 更新された保険契約の保険期間の計算にあたっては更新日からその日を含めて計算するものとし、保険料は更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。
 - (2) 更新後の保険契約には、更新日における普通保険約款および保険料率が適用されます。
 - (3) 第2条(保険金の支払)、第7条(保険料払込の免除)および第20条(保険契約を解除できない場合)に関しては、 更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとします。
 - (4) 更新前の保険契約において告知義務違反による解除の事由があるときは、当会社は、更新後の保険契約を解除することができます。
 - (5) 当会社は、新たな保険証券を交付しません。

⇒●契約日---第9条 ●年齢の計算---第32条

| 19. 管轄裁判所|

第39条(管轄裁判所)

- 1. この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、つぎのいずれかの裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。
 - (1) 当会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所
 - (2) 保険金の受取人(保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者)の住所地と同一の都道府県内にある当会社の支社(同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社)の所在地を管轄する地方裁判所
- 2. この保険契約における保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、第1項の規定を準用します。

20. 契約内容の登録

第40条 (契約内容の登録)

- 1. 当会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会(以下「協会」といいます。)に登録します。
 - (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)
 - (2) 死亡保険金の金額
 - (3) 契約日(復活が行われた場合は、最後の復活の日。以下第2項において同じ。)
 - (4) 当会社名
- 2. 第1項の登録の期間は、契約日から5年(契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、5年と契約日から被保険者が満15歳に達する日までの期間のいずれか長い期間)以内とします。
- 3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます。)は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約(死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下本条において同じ。)の申込(復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。)を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- 4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、第3項によって連絡された内容を保険契約の承諾(復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。)の判断の参考とすることができるものとします。
- 5. 各生命保険会社等は、契約日(復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、

復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日。以下本項において同じ。)から5年(契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、5年と契約日から被保険者が満15歳に達する日までの期間のいずれか長い期間)以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

- 6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、当会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9. 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法にもとづく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

21. 死亡保険金受取人を団体とする保険契約に関する特則

第41条(死亡保険金受取人を団体とする保険契約の請求書類に関する特則)

- 1. 官公署、会社、組合、工場その他の団体(個人事業主を含み、以下「団体」といいます。)を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約において、保険契約者である団体が当該保険契約の死亡保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等にもとづく死亡退職金または弔慰金等(以下「死亡退職金等」といいます。)として死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡保険金の請求の際、請求に必要な書類(別表 1)に加え、つぎの各号の書類を必要とします。
 - (1) 死亡退職金等の受給者が死亡保険金の請求内容を了知していることがわかる書類(死亡退職金等の受給者が2人以上であるときは、そのうち1人からの請求内容を了知していることがわかる書類の提出で足りるものとします。)
 - (2) 保険契約者である団体が第1号の死亡退職金等の受給者について受給者本人であることを確認した書類
- 2. 団体を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約において、保険契約者である団体が当該保険契約の高度障害保険金の全部またはその相当部分を弔慰金等として被保険者に支払うときは、高度障害保険金の請求の際、請求に必要な書類(別表 1)に加え、被保険者が高度障害保険金の請求内容を3知していることがわかる書類を必要とします。

22. 第1回保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の特則

第42条 (第1回保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の特則)

- 1. 保険契約の締結の際、第1回保険料または第1回保険料充当金(以下「第1回保険料等」といいます。)をつぎの各号のいずれかの方法により払い込む場合、それぞれつぎに定める時に当会社が第1回保険料等を受け取ったものとします。
 - (1) 当会社の指定するクレジットカード(以下「クレジットカード」といいます。)により払い込む場合 当会社が、クレジットカードの有効性および第1回保険料等が利用限度額内であること等の確認を行った時(当会 社所定の利用票(以下「利用票」といいます。)を使用するときは、利用票を作成した時)
 - (2) 当会社の指定するデビットカード(以下「デビットカード」といいます。)により払い込む場合 当会社所定の端末機(以下「端末機」といいます。)にデビットカードを読み取らせ、端末機に当該カードの暗証番 号を入力した際に、口座引落確認を表す電文が表示された時
- 2. 第1項第1号の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれにも該当するときは、第1回保険料等の払込はなかったものとします。
 - (1) 当会社がクレジットカード発行会社から保険料相当額を受け取ることができないこと
 - (2) クレジットカード発行会社が、クレジットカードの名義人(クレジットカード発行会社の会員規約等により、クレジットカード利用にもとづく支払債務を負う者を含みます。)から保険料相当額を受け取ることができないこと
- 3. 第1項第1号に定める方法により第1回保険料等が払い込まれた場合で、当会社が保険契約の申込を承諾したときは、当会社が責任を開始する日を保険契約者に通知します。ただし、利用票を作成した場合を除きます。
- 4. 保険契約に特約を中途付加する場合または保険契約に付加されている特約について当会社所定の金額の払込を要する 変更を行う場合で、その際に払い込むべき金額を、クレジットカードまたはデビットカードにより払い込むときは、そ の払込について、第1項から第3項までの規定を準用します。

⇒●責任開始期──第1条、第9条

23. 契約日が平成22年3月1日以前の保険契約が更新された場合の特則

第43条 (契約日が平成22年3月1日以前の保険契約が更新された場合の特則)

契約日が平成22年3月1日以前の保険契約が更新された場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 本普通保険約款中「年一括払」とあるのは「年払」と、「半年一括払」とあるのは「半年払」と読み替えます。
- (2) 第10条(保険料の払込)第8項から第10項までの規定は適用しません。
- (3) 第10条第11項および第12項の規定は、年払契約および半年払契約について準用します。
- (4) 第22条(解約および解約返還金)第2項の規定にかかわらず、解約返還金は、保険料の払込年月数により計算します。

⇒●保険契約の更新──第38条

24. 契約日が平成24年10月1日以前の保険契約における高度障害保険金の代理請求

第44条(契約日が平成24年10月1日以前の保険契約における高度障害保険金の代理請求)

契約日が平成24年10月1日以前の保険契約における高度障害保険金の代理請求については、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 高度障害保険金の受取人が高度障害保険金を自ら請求できないつぎのいずれかに該当する特別な事情があるときは、第2号に定める者が、請求に必要な書類(別表1)および特別な事情を示す書類(別表1)を提出して、高度障害保険金の受取人の代理人として高度障害保険金を請求することができます。ただし、高度障害保険金の受取人が法人である場合を除きます。
 - (7) 高度障害保険金の請求を行う意思表示が困難であると当会社が認めた場合
 - (1) その他前(7)に準じる状態であると当会社が認めた場合
- (2) 第1号の規定により高度障害保険金の受取人の代理人として高度障害保険金を請求することができる者はつぎの者とします。ただし、故意に高度障害保険金の支払事由を生じさせた者または故意に高度障害保険金の受取人を第1号 (ア)または(イ)に定める状態に該当させた者を除きます。
 - (7) この保険契約に付加されている特約において指定代理請求人があらかじめ指定されているときは、その者。ただし、請求時において、被保険者と同居しまたは生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者または3親等内の親族に限ります。
 - (4) 前(7)に該当する者がいない場合には、請求時において、被保険者と同居しまたは生計を一にしている死亡保険金 受取人(第3条(保険金の支払に関する補則)第4項および第5項の規定により死亡保険金受取人となった者を除 きます。)
- (3) 指定代理請求人の指定もしくは変更または死亡保険金受取人の変更が行われた場合には、つぎのとおりとします。
 - (7) 指定代理請求人の指定または変更が行われた場合、指定または変更前に支払事由が生じた高度障害保険金については、第1号および第2号の規定による請求は取り扱いません。
 - (イ) 死亡保険金受取人の変更が行われた場合、変更前に支払事由が生じた高度障害保険金については、変更後の死亡 保険金受取人による高度障害保険金の受取人の代理人としての請求は取り扱いません。
- (4) 本条の規定により高度障害保険金を請求する場合、第2号(1)に該当する死亡保険金受取人が2人以上のときは、当該受取人は共同して請求してください。
- (5) 本条の規定により高度障害保険金を請求する場合には、高度障害保険金のすえ置支払または年金支払は取り扱いません。
- (6) 本条の規定により当会社が高度障害保険金を高度障害保険金の受取人の代理人に支払ったときは、その後高度障害保険金の請求を受けても、当会社は、これを支払いません。
- (7) 本条の規定により高度障害保険金の請求を受けた場合、高度障害保険金の支払時期および支払場所については、第6条(保険金の請求、支払時期および支払場所)の規定を準用します。
- (8) すえ置かれた高度障害保険金については本条の規定は適用しません。

25. 電磁的方法による保険契約の申込手続き等に関する特則

第45条(電磁的方法による保険契約の申込手続き等に関する特則)

- 1. 保険契約者または被保険者は、当会社の承諾を得て、書面に代えて電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法)により、保険契約の申込および告知をすることができるものとします。
- 2. 第1項のほか、当会社は、別表1に定める請求書類について、書面に代えて電磁的方法により提出することを認めることがあります。
- 3. 保険契約に特約を中途付加する場合または保険契約に付加されている特約について請求書類を提出する場合、第1項 および第2項の規定を準用します。

別表 1 請求書類

(1) 保険金、保険料払込の免除の請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	死亡保険金	 (1) 当会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書(ただし、当会社が必要と認めた場合は当会社所定の様式による医師の死亡証明書) (3) 被保険者の死亡事実が記載された住民票(ただし、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (4) 死亡保険金受取人の戸籍抄本 (5) 死亡保険金受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
2	高度障害保険金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票(ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (4) 高度障害保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 最終の保険料払込を証する書類 (6) 保険証券
3	保険料払込の免除	(1) 当会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 当会社所定の様式による医師の診断書 (4) 最終の保険料払込を証する書類 (5) 保険証券
4	高度障害保険金の代理請求	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 高度障害保険金の受取人が高度障害保険金を自ら請求できない特別な事情を示す書類 (4) 被保険者および代理人の戸籍抄本 (5) 代理人の住民票と印鑑証明書 (6) 被保険者または代理人の健康保険証の写し (7) 最終の保険料払込を証する書類 (8) 保険証券
()-	主)当会社は、上記以外の書類	頁の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

(2) その他の請求書類

	項目	必 要 書 類
1		(1) 当会社所定の復活請求書
'	体例を認め扱品	(2) 被保険者についての当会社所定の告知書
		(1)当会社所定の解約および解約返還金請求書
2	解約および解約返還金	(2) 保険契約者の印鑑証明書
	所が30760所が3区尾並	(3) 最終の保険料払込を証する書類
		(4) 保険証券
		(1) 当会社所定の保険契約存続通知書
		(2) 保険契約者の印鑑証明書
	保険金の受取人による 保険契約の存続	(3) 保険契約の存続を申し出る保険金の受取人が保険契約者または被保険者の親族
3		であることを証する書類(ただし、保険契約の存続を申し出る者が被保険者本人
3		である場合は不要)
		(4) 保険契約の存続を申し出る保険金の受取人の印鑑証明書(ただし、保険契約の存
		続を申し出る者が被保険者本人である場合は被保険者の印鑑証明書)
		(5) 債権者等に所定の金額を支払ったことを証する書類
	初始中容の亦再	(1) 当会社所定の保険契約内容変更請求書
4	契約内容の変更	(2) 保険契約者の印鑑証明書
4	・保険金額の減額	(3) 最終の保険料払込を証する書類
	• 保険期間の短縮	(4)保険証券
	<u> </u>	(1) 当会社所定の名義変更請求書
5	当会社への通知による 死亡保険金受取人の変更	(2) 保険契約者の印鑑証明書
		(3)保険証券

	項 目	必 要 書 類
6	遺言による死亡保険金 受取人の変更	(1) 当会社所定の名義変更請求書(2) 保険契約者の死亡事実が記載された住民票(ただし、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本)(3) 遺言書の写しおよびその有効性を証する書類(4) 保険契約者の相続人であることを証する書類と印鑑証明書(ただし、遺言執行者からの通知のときは遺言執行者であることを証する書類と印鑑証明書)(5) 保険証券
7	保険契約者の変更	(1) 当会社所定の名義変更請求書(2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書(3) 保険証券
8	積み立てた契約者配当金	(1) 当会社所定の支払請求書(2) 保険契約者の印鑑証明書(3) 保険証券

⁽注) 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、 1の請求については、当会社の指定した医師に被保険者の診断を行わせることがあります。

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは表Aの定義による急激かつ偶発的な外来の事故とします。ただし、表Aの定義をすべて満たす場合であっても、表Bに掲げるものは対象となる不慮の事故に該当しません。

表A 急激・偶発・外来の定義

急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性または持続性
	が認められるものは該当しません。)
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者の故意にもとづかず、かつ、被保険者にとって予見できな
	いことをいいます。
外来	事故および事故の原因が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(疾病や疾病に起因する外因等
	身体の内部に原因があるものは該当しません。)

表B 不慮の事故に該当しないもの

次日 小恩の事故に該当しないもの					
1. 軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪した場合				
	における、その軽微な外因				
2. 疾病の診断、治療	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、処置および医薬品等の使用による有害作用(い				
を目的としたもの	ずれも患者の行った場合を含みます。)				
3. 疾病による障害の	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸				
状態にある者の窒息	入または嚥下による気道閉塞または窒息				
等					
4. 気象条件による過	つぎに掲げるもの				
度の高温、気圧の変	(1)気象条件による過度の高温(熱中症(日射病、熱射病)等の原因となったもの)				
化等および環境的要 (2) 高圧、低圧および気圧の変化(高山病、航空病、潜水病等の原因となったもの)					
因によるもの	因によるもの (3) 食料、水分の不足(飢餓、脱水症等の原因となったもの)				
	(4) 身体の動揺(乗り物酔い等の原因となったもの)、騒音、振動				
5. 過度の肉体行使、	過度の肉体行使、レクリエーションその他の活動における過度の運動				
運動					
6. 化学物質、薬物の	つぎに掲げるもの				
作用、飲食物の摂取	(1) 接触皮膚炎の原因となった洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質の作用				
等	(2) アレルギー、皮膚炎等の原因となった外用薬の作用または薬物接触				
	(3) 細菌性の食中毒またはアレルギー性、中毒性の胃腸炎もしくは大腸炎等の原因となった飲				
	食物等の摂取				
7. 処刑	司法当局の命令により執行されたすべての処刑				
了,処刑	司法当局の命令により執行されたすべての処刑				

備 考

NH , C	
該当例	非該当例
つぎのようなものは、表Aの定義をすべて満たす場合に、	つぎのようなものは、表Aの定義のいずれかを満たさない
急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。	ため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。
• 交通事故	・公害
・転落、転倒	・職業病の原因となったもの
・火災	・自殺および自傷行為
・溺水	・感染症
· 窒息	・疾病の症状に起因する入浴中の溺水

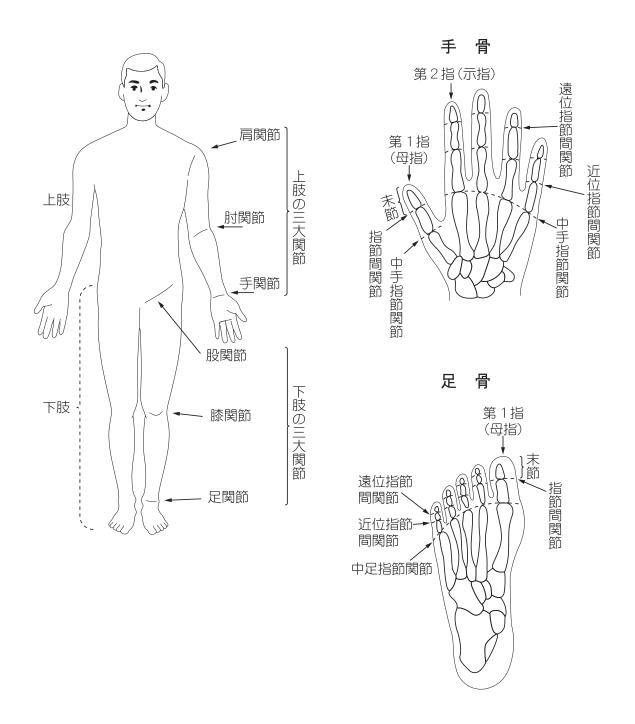
備 考

責任開始期以後の疾病

「責任開始期以後の疾病」とは、その疾病(医学上重要な関係にある疾病を含みます。)について、責任開始期前につぎのいずれにも該当しない場合をいいます。

- (1) 被保険者が医師の診療を受けたことがある場合
- (2) 被保険者が健康診断等において異常の指摘(要経過観察の指摘を含みます。) を受けたことがある場合
- (3) 被保険者が自覚可能な身体の異常が存在した場合または保険契約者が認識可能な被保険者の身体の異常が存在した場合

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。



特別条件付保険特約条項 (5年ごと配当付定期保険)

(平成24年3月2日改正)

第1条(特約条項の適用)

保険契約申込の際、被保険者の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合しないときは、普通保険約款のほか、この特約条項を適用します。

第2条(特別条件)

この特約により保険契約に付ける特別条件は、その危険の程度に応じて、つぎの各号のうちいずれか1つまたは2つの方法によります。

(1) 保険金額削減支払法

契約日からその日を含めて当会社の定める削減期間内に被保険者が死亡し、または高度障害状態(普通保険約款表 1)に該当したときは、保険金額につぎの割合を乗じて得た金額を死亡保険金または高度障害保険金の支払額として普通保険約款の規定を適用します。ただし、災害または所定の感染症(別表 1)による場合には、保険金額と同額を死亡保険金または高度障害保険金の支払額として普通保険約款の規定を適用します。

死亡日または高度障害状態		削	減 期	間	
該当日の属する保険年度	1年	2年	3年	4年	5年
第 1 年 度	50%	30%	25%	20%	15%
第 2 年 度		60%	50%	40%	30%
第 3 年 度			75%	60%	45%
第 4 年 度				80%	60%
第 5 年 度					80%

(2) 特別保険料領収法

- (7) 普通保険料に当会社の定める特別保険料を加算した金額を払い込むべき保険料とします。
- (イ) 普通保険約款の規定によって普通保険料の払込が免除された場合には、同時に特別保険料の払込を免除します。
- (ウ) 特別保険料に対する解約返還金については、普通保険約款の規定を適用します。

第3条(普通保険約款の規定の適用除外)

この特約付契約については、普通保険約款に定めるつぎの各号の取扱は行いません。

- (1) 保険期間の変更
- (2) 保険契約の更新。ただし、保険金額削減支払法の場合には、保険契約の更新を取り扱います。この場合、更新後の 保険契約には更新前の保険金額削減支払法は適用しません。

別表1 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成 6 年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害 および死因統計分類提要 I C D - 10(2003年版)準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A 20
ジフテリア	A 36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A 80
ラッサ熱	A 96. 2
クリミヤ・コンゴ出血熱	A 98. 0
マールブルグウイルス病	A 98. 3
エボラウイルス病	A 98. 4
痘瘡	B 03
重症急性呼吸器症候群 [SARS]	∪04
(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	

5年ごと配当付逓増定期保険普通保険約款 目次

この保険の概要

1. 用語の意義

第1条 用語の意義

2. 保険契約の型

第2条 保険契約の型

3. 保険金の支払

第3条 保険金の支払

第4条 保険金の支払に関する補則

第5条 保険金の免責事由に該当した場合の取扱

第6条 保険金支払方法の選択

第7条 保険金の請求、支払時期および支払場所

4. 保険料払込の免除

第8条 保険料払込の免除

第9条 保険料払込免除の請求

5. 当会社の責任開始期

第10条 当会社の責任開始期

6. 保険料の払込

第11条 保険料の払込

第12条 保険料の払込方法 (経路)

第13条 年一括払保険料の前納

第14条 月払保険料の一括払

7. 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

第15条 猶予期間および保険契約の失効

8. 保険契約の復活

第16条 保険契約の復活

9. 保険契約の無効および取消

第17条 保険金不法取得目的による無効

第18条 詐欺による取消

10. 告知義務および保険契約の解除

第19条 告知義務

第20条 告知義務違反による解除

第21条 保険契約を解除できない場合

第22条 重大事由による解除

11. 解約および解約返還金

第23条 解約および解約返還金

第24条 債権者等により保険契約が解約される場合の

取扱

12. 契約内容の変更

第25条 基本保険金額の減額

13. 保険金の受取人

第26条 保険金の受取人の代表者

第27条 当会社への通知による死亡保険金受取人の変

更

第28条 遺言による死亡保険金受取人の変更

14. 保険契約者

第29条 保険契約者の代表者第30条 保険契約者の変更

第31条 保険契約者の住所の変更

15. 年齢の計算その他の取扱

第32条 年齢の計算

第33条 契約年齢または性別に誤りがあった場合の取扱

16. 契約者配当金の割当および支払

第34条 契約者配当金の割当 第35条 契約者配当金の支払

17. 時効

第36条 時効

18. 被保険者の業務、転居および旅行

第37条 被保険者の業務、転居および旅行

19. 管轄裁判所

第38条 管轄裁判所

20. 契約内容の登録

第39条 契約内容の登録

21. 死亡保険金受取人を団体とする保険契約に関する特 則

第40条 死亡保険金受取人を団体とする保険契約の請求書類に関する特則

22. 第1回保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の特則

第41条 第1回保険料等をクレジットカード等により 払い込む場合の特則

23. 電磁的方法による保険契約の申込手続き等に関する 特則

第42条 電磁的方法による保険契約の申込手続き等に 関する特則

(ご参考)

ご契約者の便宜のため、各条文の下に主な参照 条文をかかげてあります。

5年ごと配当付逓増定期保険普通保険約款

(2015年5月21日改正)

(この保険の概要)

この保険は、保険金額が所定の期間、毎年逓増する定期保険であって、つぎの給付を行うことを主な内容とするものです。なお、死亡保険金額および高度障害保険金額は同額です。

	給付の内容	
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡したときに支払います。	
高度障害保険金	被保険者が保険期間中に所定の高度障害状態に該当したときに支払います。	
保険料払込の免除	被保険者が保険料払込期間中に不慮の事故によって所定の身体障害の状態に該当したときに	
	その後の保険料の払込を免除します。	

1. 用語の意義

第1条(用語の意義)

この普通保険約款において使用されるつぎの用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

	用語の意義
基本保険金額	保険契約締結の際、当会社の定める取扱範囲で、保険契約者の申出によって定めた金額をいいます。
	ただし、保険契約締結後にその金額が変更されたときは、変更後の金額をいいます。
保険年度	契約日から直後の年単位の契約応当日の前日までを第1保険年度とし、以後、年単位の契約応当日ご
	とに 1年を加えて計算したものをいいます。
保険金	死亡保険金および高度障害保険金をいいます。
保険金額	第2条(保険契約の型)に定めるこの保険契約の型および保険年度に応じて、基本保険金額に次表の
	率を乗じて得られる金額をいいます。この場合、その保険金額に100円未満の端数が生じたときは、10
	円の位を四捨五入して100円単位とします。
責任開始期	保険契約の締結または復活に際して、当会社の保険契約上の責任が開始される時をいいます。なお、
	復活の取扱が行われた保険契約においては最後の復活の際の責任開始期をいうものとします。
契約応当日	毎月、半年ごとまたは毎年の契約日に対応する日をいい、毎月の契約日に対応する日を「月単位の契
	約応当日」、半年ごとの契約日に対応する日を「半年単位の契約応当日」、毎年の契約日に対応する日
	を「年単位の契約応当日」といいます。なお、契約日に対応する日のない月の場合は、その月の末日
	をいうものとします。

保 険 年 度	5 %複利型	10%単利型
第1保険年度	1. 000	1. 000
第2保険年度	1. 050	1. 100
第3保険年度	1. 103	1. 200
第4保険年度	1. 158	1. 300
第5保険年度	1. 216	1. 400
第6保険年度	1. 276	1. 500
第7保険年度	1. 340	1. 600
第8保険年度	1. 407	1. 700
第9保険年度	1. 477	1. 800
第10保険年度	1. 551	1. 900
第11保険年度	1. 629	2. 000
第12保険年度	1. 710	2. 100
第13保険年度	1. 796	2. 200
第14保険年度	1. 886	2. 300
第15保険年度	1. 980	2. 400
第16保険年度	2. 079	2. 500
第17保険年度	2. 183	2. 600
第18保険年度	2. 292	2. 700
第19保険年度	2. 407	2. 800
第20保険年度	2. 527	2. 900
第21保険年度	2. 653	3. 000

保 険 年 度	5%複利型	10%単利型
第22保険年度	2. 786	3. 100
第23保険年度	2. 925	3. 200
第24保険年度	3. 072	3. 300
第25保険年度	3. 225	3. 400
第26保険年度	3. 386	3. 500
第27保険年度	3. 556	3. 600
第28保険年度	3. 733	3. 700
第29保険年度	3. 920	3. 800
第30保険年度	4. 116	3. 900
第31保険年度	4. 322	4. 000
第32保険年度	4. 538	4. 100
第33保険年度	4. 765	4. 200
第34保険年度	5. 000	4. 300
第35保険年度	5. 000	4. 400
第36保険年度	5. 000	4. 500
第37保険年度	5. 000	4. 600
第38保険年度	5. 000	4. 700
第39保険年度	5. 000	4. 800
第40保険年度	5. 000	4. 900
第41保険年度以降	5. 000	5. 000

⇒●責任開始期——第10条 ●復活——第16条

2. 保険契約の型

第2条 (保険契約の型)

この保険契約の型はつぎのとおりとし、保険契約の締結の際、保険契約者が指定するものとします。

- (1) 5%複利型
- (2) 10%単利型

3. 保険金の支払

第3条 (保険金の支払)

この保険契約において支払う保険金はつぎのとおりです。

	保険金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	支払額	受取人	支払事由に該当しても保険金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	被保険者が死亡しる保険金額	死亡保険金受取人	つぎのいずれかにより左記の支払事由が 生じたとき (1) 責任開始期の属する日からその日を 含めて3年以内の自殺 (2) 保険契約者または死亡保険金受取人 の故意 (3) 戦争その他の変乱
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後の傷害また は疾病を原因として保険期間中に高度 障害状態(表 1)に該当したとき。 この場合、責任開始期前にすでに生じて いた障害状態にその障害状態の原因と なった傷害または疾病と因果関係のな い責任開始期以後の傷害または疾病を 原因とする障害状態が新たに加わって 高度障害状態に該当したときを含みま す。	被高度 (では で で で で で き で き き き き き き き き き り き り り り り	被保険者	つぎのいずれかにより左記の支払事由が 生じたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意 (2) 戦争その他の変乱

⇒●責任開始期、保険金額——第1条

表 1 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

対象となる高度障害状態
いて測定します。 (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以なって回復の見込のない場合をいいます。 (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ものとはみなしません。 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのれかの場合をいいます。 ① 語音構成機能障害で、つぎの(ア)から(エ)までのうち以上の状態に該当し、その回復の見込がない場合 (ア) いずれの口唇音についても発音ができない状態 (イ) いずれの口蓋音についても発音ができない状態 (ヴ) いずれの口蓋音についても発音ができない状態 (ガ) いずれの回蓋音についても発音ができない状態 (ガ) いずれの回蓋音についても発音ができない状態 (ガ) いずれの喉頭音についても発音ができない状態
言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのれかの場合をいいます。 ① 語音構成機能障害で、つぎの(ア)から(エ)までのうち以上の状態に該当し、その回復の見込がない場合(ア)いずれの口唇音についても発音ができない状態(イ)いずれの四蓋音についても発音ができない状態(ウ)いずれの口蓋音についても発音ができない状態(エ)いずれの喉頭音についても発音ができない状態(エ)いずれの喉頭音についても発音ができない状態
歯舌音 な行音、だ行音、だ行音、ら行音、さ行音
しゅ、し、ざ行音、じゅ
② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語によるの疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合 ③ 声帯全部の摘出により発音ができない場合 (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、口腔を含みます。) の運動障害または欠損により、流動食以外のは摂取できない状態(流動食を摂取できない状態も含す。) で、その回復の見込のない場合をいいます。
中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を 残し、終身常に介護を要するもの 目すべてについて、それぞれつぎに定める行為が自分では ず、常に他人の介護を要する状態で、その回復の見込のな 合をいいます。
項目
1. 食物 はし、スプーン、フォーク等を使用して食物 の摂取 口の中に運ぶこと
2. 排便 洋式便器に座った状態で排便すること(便器 座るまでの行為は含みません。)
3. 排尿 洋式便器に座った状態で排尿すること(便器 座るまでの行為は含みません。)
4. 排便 排便および排尿後に身体の汚れたところを
および き取ること 排尿の
後始末
の着脱 りすること
6. 起居 横になった状態から起き上がり、座位を保っ と と
7. 歩行 立った状態から歩くこと
8. 入浴 一般家庭浴槽に出入りすること

対象となる高度障害状態 備考 (1) 「上肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの 両上肢を手関節以上で失ったもの いずれかの場合をいいます。 ① 上肢を自分の力では全く動かすことができない状態で、 両上肢の運動機能を全く永久に失ったもの その回復の見込のない場合 1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の運 ② 上肢の3大関節(肩関節、肘関節および手関節)すべて について、自分の力では全く動かすことができず、かつ、 動機能を全く永久に失ったもの 他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、そ 両下肢を足関節以上で失ったもの の回復の見込のない場合 (2) 「下肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの 両下肢の運動機能を全く永久に失ったもの いずれかの場合をいいます。 ① 下肢を自分の力では全く動かすことができない状態で、 1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の運 その回復の見込のない場合 動機能を全く永久に失ったもの ② 下肢の3大関節(股関節、膝関節および足関節)すべて 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節 について、自分の力では全く動かすことができず、かつ、 以上で失ったもの 他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、そ 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の運動機 の回復の見込のない場合 能を全く永久に失ったもの 1上肢の運動機能を全く永久に失い、かつ、1下肢 を足関節以上で失ったもの

第4条(保険金の支払に関する補則)

- 1. 被保険者の生死が不明の場合でも、当会社が死亡したものと認めたときは、死亡保険金を支払います。
- 2. 保険契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人(死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。)が保険契約者である場合には、第3条(保険金の支払)の規定にかかわらず、高度障害保険金の受取人は保険契約者とします。
- 3. 高度障害保険金の受取人を被保険者(第2項の規定が適用される場合には、保険契約者)以外の者に変更することはできません。
- 4. 死亡保険金の支払事由の発生以前に死亡保険金受取人が死亡し、死亡保険金受取人の変更が行われていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- 5. 第4項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、第4項の 規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
- 6. 第4項および第5項により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- 7. 当会社が高度障害保険金を支払った場合には、保険契約は、被保険者が高度障害状態(表 1)に該当した時に消滅したものとみなします。
- 8. 死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に高度障害保険金の請求を受けても、当会社は、これを支払いません。
- 9. 被保険者が責任開始期前にすでに発病していた疾病を原因として責任開始期以後に高度障害状態(表 1)に該当した場合でも、当会社が、保険契約の締結または復活の際に、告知等により知っていたその疾病に関する事実(第21条(保険契約を解除できない場合)に規定する保険媒介者のみが知っていた事実は含みません。)を用いて承諾したときは、責任開始期以後に発病した疾病を原因として高度障害状態に該当したものとみなして、第3条の高度障害保険金の支払に関する規定を適用します。ただし、保険契約者または被保険者がその疾病に関する事実の一部のみを告げたことにより、当会社が重大な過失なくその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
- 10. 保険期間の満了日に、高度障害状態(表 1)のうち回復の見込がないことのみが明らかでない場合でも、その後もその障害の状態が継続し、回復の見込がないことが明らかになったときは、保険期間の満了日に高度障害状態に該当したものとみなして第3条の規定を適用します。ただし、保険期間の満了日後に新たに生じた原因により、回復の見込がないこととなった場合を除きます。
- 11. 第10項の規定により高度障害保険金が支払われる場合で、保険期間の満了に伴う契約者配当金の支払がすでに行われているときは、当会社は、支払うべき高度障害保険金からその金額を差し引くものとします。
- 12. 保険金が支払われる場合で、支払事由に該当した時における保険金額が解約返還金額(支払事由に該当した時に未払 込保険料があるときはその未払込保険料が払い込まれたものとして計算します。)を下回るときは、第3条の規定にかか わらず、解約返還金と同額を保険金として支払います。

⇒●保険金の支払、高度障害状態――第3条 ●保険金の請求――第7条

第5条(保険金の免責事由に該当した場合の取扱)

- 1. つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、死亡保険金が支払われないときは、当会社は、責任準備金を保険契約者に支払います。
 - (1) 責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき
 - (2) 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき(ただし、第2項の場合を除きます。)
 - (3) 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき
- 2. 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、死亡保険金が支払われないときは、責任準備金その他の返還金の払戻はありません。
- 3. 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死

亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡保険金受取人に支払います。この場合、保険契約のうち支払われない死亡保険金に対応する部分については第1項の規定を適用し、その部分の責任準備金を保険契約者に支払います。

4. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態(表 1)に該当した場合には、当会社は、死亡保険金または高度障害保険金を支払いません。ただし、その原因によって死亡し、または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、当会社は、その程度に応じ、死亡保険金または高度障害保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

⇒●保険金の支払、保険金の免責事由、高度障害状態――第3条

●責任開始期——第1条

第6条(保険金支払方法の選択)

保険契約者(保険金の支払事由発生後はその保険金の受取人)は、保険金の一時支払にかえて、当会社の定める取扱にもとづき、すえ置支払または年金支払を選択することができます。

第7条(保険金の請求、支払時期および支払場所)

- 1. 保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその保険金の受取人は、すみやかに当会社に通知してください。
- 2. 支払事由の生じた保険金の受取人は、当会社に、請求に必要な書類(別表 1)を提出して、その保険金を請求してください。
- 3. 本条の規定により保険金の請求を受けた場合、保険金は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日(当会社に到着した日が営業日でない場合は翌営業日。以下本条において同じ。)の翌日からその日を含めて5営業日以内に、当会社の本店で支払います。
- 4. 保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時までに当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(当会社の指定した医師による診断を含みます。)を行います。この場合には、第3項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。
 - (1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合 第3条(保険金の支払)に定める支払事由発生の有無
 - (2) 保険金の免責事由に該当する可能性がある場合 保険金の支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合 当会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 - (4) この普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合 第2号および第3号に定める事項、第22条(重大事由による解除)第1項第4号の事由に該当する事実の有無また は保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約 の締結時から保険金請求時までにおける事実
- 5. 第4項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第3項および 第4項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその 日を含めて当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合でも180日)を経過する日とします。
 - (1) 第 4 項第 1 号から第 4 号までに定める事項についての弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180 日
 - (2) 第4項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
 - (3) 第4項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、第4項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 - (4) 第4項第1号から第4号までに定める事項についての日本国外における調査 180日
- 6. 第4項および第5項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由 がなく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったとき を含みます。)は、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払 いません。
- 7. 第4項または第5項に掲げる必要な事項の確認を行うときは、当会社は、保険金を請求した者にその旨を通知します。

⇒●保険金の支払事由――第3条

4. 保険料払込の免除

第8条 (保険料払込の免除)

1. 次表の保険料の払込を免除する場合に該当したときは、当会社は、つぎに到来する第11条(保険料の払込)第2項の保険料期間以降の保険料の払込を免除します。ただし、次表の保険料払込の免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合のいずれかに該当するときは保険料の払込を免除しません。

保険料の払込を免除する場合(以下「保険料払込の免除事由」といいます。)

被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故(別表2)による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に身体障害の状態(表2)に該当したとき。

この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって、身体障害の状態に該当したときを含みます。

保険料払込の免除事由に該当しても保険料の払込を免除し ない場合

つぎのいずれかにより左記の保険料払込の免除事由が生じ たとき

- (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- (2) 被保険者の犯罪行為
- (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故
- (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- (7) 地震、噴火または津波
- (8) 戦争その他の変乱
- 2. 被保険者が地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって身体障害の状態(表 2)に該当した場合には、 当会社は、保険料の払込を免除しません。ただし、その原因によって身体障害の状態に該当した被保険者の数の増加が、 この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、当会社は、保険料の払込を免除します。
- 3. 保険料の払込が免除された場合には、当会社は、以後第11条に定める払込方法(回数)に応じ、それぞれの契約応当日ごとに所定の保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
- 4. 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料払込の免除事由の発生時以後、基本保険金額の減額に関する規定は適用しません。

⇒●責任開始期、契約応当日---第1条 ●基本保険金額の減額---第25条

表2 対象となる身体障害の状態

対象となる身体障害の状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

対象となる身体障害の状態	
対象になる対性性古の小説	備考
1眼の視力を全く永久に失ったもの	(1) 視力は、万国式試視力表により、1眼ずつ、矯正視力について測定します。
	9。 (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の 見込のない場合をいいます。 (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみ
	(の) 税封狭さくのよび吸吸下垂による税力障害は税力を大力だものとはあ なしません。
両耳の聴力を全く永久に失ったもの	(1) 聴力の測定は、日本工業規格(昭和57年8月14日改定)に準拠したオージオメータで行います。
	(2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000へルッにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、
	→ (a+2b+c)の値が90デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。
脊柱に著しい奇形または著しい運動障	(1) 「脊柱に著しい奇形を永久に残すもの」とは、脊柱の奇形が通常の衣服
害を永久に残すもの	を着用しても外部から見て明らかにわかる程度以上で回復の見込のない
	場合をいいます。 (2)「脊柱に著しい運動障害を永久に残すもの」とは、つぎのいずれかの場
	合をいいます。 ① 頸椎について、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の
	力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない
	場合 場合 ② 胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のう
	ち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された状態で、 その回復の見込のない場合
1上肢を手関節以上で失ったもの	(1) 「上肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場
	合をいいます。
1上肢の運動機能を全く永久に失った	① 上肢を自分の力では全く動かすことができない状態で、その回復の見
1 工放の建勤機能を主く水人に失うだもの	② 上肢の3大関節(肩関節、肘関節および手関節)すべてについて、自 分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動 かすことができない状態で、その回復の見込のない場合
1上肢の3大関節中の2関節の用を全 <永久に失ったもの	(2) 「下肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。
1下肢を足関節以上で失ったもの	① 下肢を自分の力では全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合
	② 下肢の3大関節(股関節、膝関節および足関節)すべてについて、自
1下肢の運動機能を全く永久に失った	分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動 かすことができない状態で、その回復の見込のない場合
もの	(3) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。
1下肢の3大関節中の2関節の用を全	① 関節について、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の
マネ久に失ったもの マネ久に失ったもの	力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない 場合
1手の5手指を失ったもの	② 人工骨頭または人工関節を挿入置換した場合 「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他 の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
1手の第1指(母指)および第2指(示 指)を含んで4手指を失ったもの	
10手指の用を全く永久に失ったもの	「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいま
	す。 ① 手指の末節の2分の1以上を失った場合
	② 手指の中手指節関節または近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込の
1000154	ない場合
10足指を失ったもの	「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

第9条 (保険料払込免除の請求)

- 1. 保険料払込の免除事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに当会社に通知してください。
- 2.保険契約者は、当会社に、請求に必要な書類(別表1)を提出して、保険料払込の免除を請求してください。
- 3. 保険料払込の免除の請求については、第7条(保険金の請求、支払時期および支払場所)第3項から第7項までの規定を準用します。

⇒●保険料払込の免除事由――第8条

5. 当会社の責任開始期

第10条(当会社の責任開始期)

- 1. 当会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。
 - (1) 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
 - 第1回保険料を受け取った時
 - (2) 第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
 - 第1回保険料充当金を受け取った時(被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時)
- 2. 第1項により当会社の責任が開始される日を契約日とします。
- 3. 保険期間の計算にあたっては契約日からその日を含めて計算します。
- 4. 当会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を交付し、これをもって承諾の通知とします。この場合、保険証券には、保険契約を締結した日を記載せず、第2項の契約日を記載します。

⇒●告知——第19条

6. 保険料の払込

第11条 (保険料の払込)

1. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回次表の保険料の払込方法(回数)にしたがい、第12条(保険料の払 込方法(経路))第1項に定める保険料の払込方法(経路)により、保険料の払込方法(回数)ごとにつぎに定める期間 (以下「払込期月」といいます。)内に払い込んでください。

保険料の払込方法(回数)	払込期月
月払	月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
半年一括払	半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
年一括払	年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで

- 2. 第1項で払い込むべき保険料は、保険料の払込方法(回数)に応じ、それぞれの契約応当日から翌契約応当日の前日までの期間(以下「保険料期間」といいます。)に対応する保険料とします。
- 3. 第1項の保険料が第1項の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅したとき、または保険料の払込を要しなくなったときは、当会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者(保険金を支払うときは保険金の受取人)に払い戻します。
- 4. 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後その契約応当日の属する月の末日までに保険金の支払事由が生じたときは、当会社は、未払込保険料を支払うべき保険金から差し引きます。
- 5. 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後その契約応当日の属する月の末日までに保険料払込の免除事由が生じたときは、保険契約者は、第15条(猶予期間および保険契約の失効)に定める猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、保険料払込の免除事由の発生により免除すべき保険料の払込を免除しません。
- 6. 保険契約者は、当会社の定める取扱にもとづき、保険料の払込方法(回数)を変更することができます。
- 7. 月払の保険契約が基本保険金額の減額等によって当会社の定める月払取扱の範囲外となったときは、当会社の定める取扱にもとづき、保険料の払込方法(回数)を年一括払または半年一括払に変更します。
- 8. 年一括払契約または半年一括払契約の場合で、すでに保険料が払い込まれている保険料期間の中途でつぎの各号のいずれかの事由が生じたときは、当会社は、その事由が生じた日の直後に到来する月単位の契約応当日からその保険料期間の末日までの月数に応じた保険料の残額に相当する金額の返還金を保険契約者(保険金を支払うときは保険金の受取人)に支払います。
 - (1) 保険契約の消滅。ただし、第5条(保険金の免責事由に該当した場合の取扱)第2項、第17条(保険金不法取得目的による無効)または第18条(詐欺による取消)に該当する場合を除きます。
 - (2) 基本保険金額の減額
 - (3) 保険料払込の免除事由
- 9. 第8項の規定は、年一括払契約および半年一括払契約の第1回保険料について準用します。
- 10. 保険料の払込が免除されている保険契約については、第8項の規定は適用しません。
- 11. 月払契約の場合、すでに保険料が払い込まれている保険料期間の中途で第8項各号の事由が生じたときであっても、 当会社は、その保険料期間に対応する保険料を払い戻しません。
- 12. 第11項の規定は、月払契約の第1回保険料について準用します。

参考

たとえば、契約日が2015年5月1日の保険契約の場合、第2回目および第3回目の保険料の払込期月は保険料の払込方法(回数)ごとにそれぞれ次表のとおりとなります。

保険料の払込方法(回数)	第2回目の保険料の払込期月	第3回目の保険料の払込期月
月払	2015年6月1日~2015年6月30日	2015年7月1日~2015年7月31日
半年一括払	2015年11月1日~2015年11月30日	2016年5月1日~2016年5月31日
年一括払	2016年5月1日~2016年5月31日	2017年5月1日~2017年5月31日

- ⇒●契約応当日、基本保険金額――第1条 ●保険契約の消滅――第3条、第23条
 - ●保険金の支払事由――第3条 ●保険料払込の免除事由――第8条

第12条 (保険料の払込方法 (経路))

- 1. 保険契約者は、当会社の定める取扱範囲で、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法(経路)を選択することができます。
 - (1) 当会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 - (2) 金融機関等の当会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 - (3) 所属団体または集団を通じ払い込む方法(所属団体または集団と当会社との間に団体取扱契約または集団取扱契約が締結されている場合に限ります。)
 - (4) 当会社の本店または当会社の指定した場所に持参して払い込む方法
- 2. 保険契約者は、当会社の定める取扱にもとづき、第1項各号の保険料の払込方法(経路)の範囲内で、保険料の払込 方法(経路)を変更することができます。
- 3. 保険料の払込方法(経路)が第1項第1号または第3号である保険契約において、その保険契約が当会社の取扱範囲外となったときまたは当会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、第2項の規定により保険料の払込方法(経路)を他の払込方法(経路)に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法(経路)の変更を行うまでの間の保険料については、当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んでください。

第13条 (年一括払保険料の前納)

- 1. 年一括払契約の場合、保険契約者は、将来の年一括払保険料2年分以上を前納することができます。この場合には、 当会社所定の利率で割り引いて計算した保険料前納金を払い込んでください。
- 2. 第1項の保険料前納金は、当会社所定の利率による複利計算の利息をつけて当会社に積み立てて置き、年単位の契約 応当日ごとに年一括払保険料の払込に充当します。
- 3. 前納期間が満了した場合に保険料前納金の残額があるときは、あらかじめ保険契約者から別段の申出がない限り、当会社の定める取扱にもとづき、次期以後の年単位の契約応当日ごとに、その残額を年一括払保険料の払込に順次充当します。
- 4. 保険料の払込を要しなくなった場合に保険料前納金の残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときはその保険金の受取人に払い戻します。

⇒●契約応当日——第1条

第14条 (月払保険料の一括払)

- 1. 月払契約の場合、保険契約者は、当月分以後の保険料を一括払することができます。この場合、一括払される保険料が3か月分以上あるときは、当会社所定の割引率で保険料を割引します。
- 2. 保険料の払込を要しなくなった場合に、一括払された保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときはその保険金の受取人に払い戻します。

7. 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

第15条(猶予期間および保険契約の失効)

1.第2回以後の保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。

保険料の払込方法(回数)	猶予期間
月払	払込期月の翌月初日から末日まで
半年一括払	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで(払込期月の契約応当日が
年一括払	2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで)

- 2. 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。この場合には、保険契約者は、解約返還金と同額の返還金を請求することができます。
- 3. 猶予期間中に保険金の支払事由が生じたときは、当会社は、未払込保険料を保険金から差し引きます。
- 4. 猶予期間中に保険料払込の免除事由が生じたときは、保険契約者は、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、保険料払込の免除事由の発生により免除

参老

たとえば、契約日が2015年5月1日の保険契約の場合、第2回目の保険料の払込期月と猶予期間は保険料の払込方法(回数)ごとにそれぞれ次表のとおりとなります。

保険料の払込方法 (回数)	第2回目の保険料の払込期月	第2回目の保険料の払込の猶予期間
月払	2015年6月1日~2015年6月30日	2015年7月1日~2015年7月31日
半年一括払	2015年11月1日~2015年11月30日	2015年12月1日~2016年1月1日
年一括払	2016年5月1日~2016年5月31日	2016年6月1日~2016年7月1日

⇒●払込期月——第11条 ●契約応当日——第1条 ●解約返還金——第23条

●保険金の支払事由――第3条 ●保険料払込の免除事由――第8条

8. 保険契約の復活

第16条 (保険契約の復活)

- 1. 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて3年以内は、保険契約の復活を請求することができます。
- 2. 保険契約の復活を請求するときは、当会社所定の書類(別表1)を提出してください。
- 3. 保険契約の復活を当会社が承諾したときは、保険契約者は、当会社の指定した日までに、保険料期間がすでに到来している未払込保険料を当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んでください。
- 4. 保険契約の復活を行う場合、当会社は第3項に定める未払込保険料を受け取った時(被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時)から復活後の保険契約上の責任を負います。
- 5. 保険契約の復活を行う場合、当会社は、新たな保険証券を交付しません。

⇒●保険契約の失効──第15条

9. 保険契約の無効および取消

第17条 (保険金不法取得目的による無効)

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結または復活をしたときは、保険契約を無効とし、当会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

第18条 (詐欺による取消)

保険契約の締結または復活に際して、保険契約者、被保険者または保険金の受取人に詐欺の行為があったときは、当会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、当会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

10. 告知義務および保険契約の解除

第19条(告知義務)

当会社が、保険契約の締結または復活の際、保険金の支払事由または保険料払込の免除事由の発生の可能性に関する 重要な事項のうち書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要 します。ただし、当会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要し ます。

⇒●責任開始期——第10条 ●復活——第16条

第20条 (告知義務違反による解除)

- 1. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第19条(告知義務)の規定により当会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
- 2. 当会社は、保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、保険金を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、すでに保険金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
- 3. 第2項の規定にかかわらず、被保険者の死亡、高度障害状態(表1)または身体障害の状態(表2)が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、保険金を支払い、または保険料の払込を免除します。
- 4. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。

- 5. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、当会社は、解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。
 - ⇒●保険金の支払事由、高度障害状態――第3条
 - ●保険料払込の免除事由、身体障害の状態――第8条 ●解約返還金――第23条

第21条 (保険契約を解除できない場合)

当会社は、つぎのいずれかの場合には第20条(告知義務違反による解除)の規定による保険契約の解除をすることができません。ただし、第4号または第5号に規定する行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第19条(告知義務)の規定により当会社が告知を求めた事項のうち解除の原因となる事実について、事実を告げなかったと認められる場合または事実でないことを告げたと認められる場合には、第4号および第5号の規定は適用しません。

- (1) 当会社が、保険契約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき
- (2) 当会社が、解除の原因があることを知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
- (3) 責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過したとき。ただし、責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じたときを除きます。
- (4) 当会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者(当会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第19条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
- (5) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第19条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - ⇒●責任開始期――第1条 ●保険金の支払事由――第3条 ●保険料払込の免除事由――第8条

第22条 (重大事由による解除)

- 1. 当会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向かって保険契約を解除することができます。
 - (1) 保険契約者または死亡保険金受取人が死亡保険金(他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および死亡保険金の名称の如何を問いません。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 - (2) 保険契約者、被保険者または高度障害保険金の受取人がこの保険契約の高度障害保険金(保険料払込の免除を含みます。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 - (3) この保険契約の保険金(保険料払込の免除を含みます。)の請求に関し、その受取人(保険料払込の免除の請求については保険契約者)に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (7) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (I) 保険契約者または保険金の受取人が法人である場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、当会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から第4号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
 - (6) 当会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする第1号から第5号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 2. 当会社は、保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金(第1項第4号の事由にのみ該当した場合で、第1項第4号の事由に該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金。以下本号において同じ。)を支払いません。また、すでにその支払事由により保険金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求します。
 - (2) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険料払込の免除事由による保険料払込の免除を行いません。また、すでにその保険料払込の免除事由により保険料の払込を免除していたときは、当会社は、保険料の払込を免除しなかったものとします。
- 3. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。
- 4. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、当会社は、解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。
- 5. 第4項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人について第2項第1号の規定を適用し保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分の解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。

11. 解約および解約返還金

第23条 (解約および解約返還金)

- 1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約し、解約返還金を請求することができます。
- 2. 解約返還金は、経過年月数(経過年月数が保険料の払込年月数をこえている場合は払込年月数)により計算します。
- 3. 第1項の請求をするときは、保険契約者は、当会社所定の書類(別表1)を提出してください。
- 4. 解約返還金は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日(当会社に到着した日が営業日でない場合は翌営業日) の翌日からその日を含めて5営業日以内に、当会社の本店で支払います。

第24条(債権者等により保険契約が解約される場合の取扱)

- 1. 差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)により保険契約が解約されるときは、解約する旨の通知が当会社に到着した時から1か月を経過した日にその効力が生じます。
- 2. 第1項の解約が通知された場合でも、通知の時においてつぎの各号のすべてを満たす保険金の受取人が、保険契約者の同意を得て、第1項の解約の効力が生じるまでの間に、第1項の解約の通知が当会社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、当会社にその旨を通知したときは、第1項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
- 3. 第2項の通知をするときは、保険金の受取人は、当会社所定の書類(別表1)を提出してください。
- 4. 第1項の解約の通知が当会社に到着した時から、その解約の効力が生じるまでまたは第2項の規定により解約の効力が生じなくなるまでに、保険金の支払事由が生じ、当会社が保険金を支払うべきときは、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 当会社は、第1項の解約の通知が当会社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払います。ただし、保険金の支払事由の発生により支払うべき金額を限度とします。
 - (2) 当会社は、保険金の支払事由の発生により支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を保険金の受取人に支払います。

⇒●解約――第23条 ●保険金の支払事由――第3条

| 12. 契約内容の変更

第25条 (基本保険金額の減額)

- 1. 保険契約者は、基本保険金額を減額することができます。ただし、減額後の基本保険金額は、当会社の定める金額以上であることを要します。
- 2. 基本保険金額の減額をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類(別表 1)を提出してください。
- 3. 基本保険金額の減額をしたときは、減額分は解約したものとして取り扱います。
- 4. 基本保険金額の減額をしたときは、その後の保険料を改めます。

⇒●基本保険金額---第1条 ●解約---第23条

13. 保険金の受取人

第26条 (保険金の受取人の代表者)

- 1. 保険金の受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は他の保険金の受取人を代理するものとします。
- 2. 第1項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときは、当会社が保険金の受取人の1人に対してした行為は、他の保険金の受取人に対しても効力を生じます。

第27条 (当会社への通知による死亡保険金受取人の変更)

- 1. 保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、当会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2. 第1項の通知をするときは、保険契約者は、当会社所定の書類(別表1)を提出してください。
- 3. 第1項の通知が当会社に到着したときは、死亡保険金受取人の変更の効力は、その通知を発した時にさかのぼって生じるものとします。
- 4. 第3項の規定にかかわらず、第1項の通知が当会社に到着する前に、変更前の死亡保険金受取人に対して死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、当会社は、これを支払いません。

第28条 (遺言による死亡保険金受取人の変更)

1. 第27条(当会社への通知による死亡保険金受取人の変更)の規定によるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由

が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。

- 2. 第1項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 3. 遺言による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人(遺言執行者が指定されているときは遺言執行者を含みます。以下本条において同じ。)が、その旨を当会社に通知しなければ、当会社に対抗することができません。
- 4. 第3項の通知をするときは、保険契約者の相続人は、当会社所定の書類(別表1)を提出してください。

14. 保険契約者

第29条 (保険契約者の代表者)

- 1. 保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は他の保険契約者を代理するものとします。
- 2. 第1項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときは、当会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
- 3. 保険契約者が2人以上の場合には、その責任は連帯とします。

第30条 (保険契約者の変更)

- 1. 保険契約者は、被保険者および当会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
- 2. 保険契約者の変更をするときは、保険契約者は、当会社所定の書類(別表 1)を提出してください。
- 3. 本条の規定により保険契約者の変更が行われたときは、保険証券に表示します。

第31条 (保険契約者の住所の変更)

- 1. 保険契約者が住所(通信先を含みます。)を変更したときは、すみやかに当会社の本店または当会社の指定した場所に通知してください。
- 2. 保険契約者が第1項の通知をしなかったときは、当会社の知った最終の住所(通信先を含みます。)に発した通知は、 通常到達するために要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

15. 年齢の計算その他の取扱

第32条 (年齢の計算)

- 1. 被保険者の契約年齢は、契約日現在の満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月をこえるものは1年とします。
- 2. 保険契約締結後の被保険者の年齢は、第1項の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

⇒●契約日——第10条 ●契約応当日——第1条

第33条 (契約年齢または性別に誤りがあった場合の取扱)

- 1. 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合は、つぎの方法により取り扱います。
 - (1) 契約日における実際の契約年齢が、当会社の定める契約年齢の範囲内であったときは、つぎのとおり取り扱います。
 - (7) 実際の契約年齢にもとづいて保険料を改め、すでに払い込まれた保険料の超過分があるときは、当会社は、これを保険契約者に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者はこれを当会社に払い込んでください。
 - (イ) 前(ア)の規定にかかわらず、保険金の支払事由の発生後で、保険金が支払われる場合、保険金の受取人に保険料の超過分を支払い、または支払うべき保険金から保険料の不足分を差し引きます。
 - (2) 契約日における実際の契約年齢が、当会社の定める契約年齢の範囲外であったときは、つぎのとおり取り扱います。
 - (7) 保険契約を無効とし、当会社は、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。この場合、当会社からの支払金があるときは、すでに払い込まれた保険料からその金額を差し引きます。
 - (4) 前(7)の規定にかかわらず、契約日においては最低契約年齢に足りなかったものの、その事実が発見された日においてすでに最低契約年齢に達していたときは、最低契約年齢に達した日に契約したものとして、第1号と同様に取り扱います。
- 2. 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別にもとづいて保険料を改め、第 1 項第 1 号の規定を準用して取り扱います。

⇒●契約年齢——第32条 ●契約日——第10条

16. 契約者配当金の割当および支払

第34条 (契約者配当金の割当)

- 1. 当会社は、当会社の定める方法により積み立てた契約者配当準備金のうちから、毎事業年度末に、つぎの保険契約に対して、契約者配当金を割り当てます。
 - (1) つぎの事業年度中に、契約日から5年ごとに到来する年単位の契約応当日(以下「5年ごとの契約応当日」といいます。)が到来する保険契約。ただし、5年ごとの契約応当日が保険契約の有効中に到来する場合に限ります。

- (2) つぎの事業年度中に、保険期間の満了日の翌日が到来する保険契約
- (3) つぎの事業年度中に消滅(保険期間が満了して消滅する場合を除きます。以下本項において同じ。) するつぎの保険契約。この場合、消滅の事由が(4)に該当するときは、(7)に該当するときよりも下回る金額を割り当てるものとします。
 - (7) 死亡保険金または高度障害保険金の支払によって消滅する場合には、契約日および直前の5年ごとの契約応当日からその日を含めて1年以上経過して消滅する保険契約
 - (4) 死亡保険金または高度障害保険金の支払以外の事由によって消滅する場合には、契約日からその日を含めて2年以上経過して消滅(直前の5年ごとの契約応当日からその日を含めて1年以内に消滅する場合を除きます。)する保険契約。ただし、基本保険金額の減額により保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。
- 2. 第1項のほか、契約日から所定年数を経過し、かつ、所定の条件を満たす保険契約に対しても契約者配当金を割り当てることがあります。
 - ⇒●契約日——第10条 ●契約応当日、基本保険金額——第1条
 - ●死亡保険金・高度障害保険金の支払――第3条 ●保険契約の消滅――第3条、第23条

第35条 (契約者配当金の支払)

- 1. 第34条(契約者配当金の割当)第1項第1号の規定によって割り当てた契約者配当金は、つぎの事業年度に到来する 5年ごとの契約応当日の前日までの保険料が払い込まれている場合に限り、つぎの各号のとおり支払います。
 - (1) つぎの事業年度に到来する5年ごとの契約応当日から当会社所定の利率による複利計算の利息をつけて当会社に積み立てて置いて、保険契約が消滅したとき、または保険契約者から請求があったときに支払います。
 - (2) 第1号の規定によって支払う契約者配当金は、死亡保険金または高度障害保険金を支払うときはその保険金の受取人に、その他のときは保険契約者に支払います。
- 2. 第34条第1項第2号の規定によって割り当てた契約者配当金は、保険期間の満了時に保険契約者に支払います。ただし、保険期間の満了日までの保険料が払い込まれていることを要します。
- 3. 第34条第1項第3号の規定によって割り当てた契約者配当金は、死亡保険金または高度障害保険金を支払うときは保険金とともにその受取人に、その他のときは保険契約者に支払います。ただし、消滅する直前の年単位の契約応当日の前日までの保険料が払い込まれていることを要します。
- 4. 第34条第2項の規定によって割り当てた契約者配当金は、当会社の定める取扱にもとづき支払います。
- 5. 契約者配当金の支払時期および支払場所については、第7条(保険金の請求、支払時期および支払場所)の規定を準用します。
 - **⇒●契約応当日――第1条 ●保険契約の消滅――第3条、第23条**
 - ●死亡保険金・高度障害保険金の支払――第3条

17. 時効

第36条 (時効)

保険金、解約返還金、契約者配当金その他この保険契約にもとづく諸支払金の支払または保険料払込の免除を請求する権利は、3年間請求がない場合には消滅します。

18. 被保険者の業務、転居および旅行

第37条(被保険者の業務、転居および旅行)

保険契約の継続中に、被保険者がどのような業務に従事し、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、 当会社は、保険契約の解除も保険料の変更もしないで、保険契約上の責任を負います。

19. 管轄裁判所

第38条(管轄裁判所)

- 1. この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、つぎのいずれかの裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。
 - (1) 当会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所
 - (2) 保険金の受取人(保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者)の住所地と同一の都道府県内にある当会社の支社(同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社)の所在地を管轄する地方裁判所
- 2. この保険契約における保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、第1項の規定を準用します。

20. 契約内容の登録

第39条 (契約内容の登録)

- 1. 当会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会(以下「協会」といいます。)に登録します。
 - (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)

- (2) 死亡保険金の金額
- (3) 契約日(復活が行われた場合は、最後の復活の日。以下第2項において同じ。)
- (4) 当会社名
- 2. 第1項の登録の期間は、契約日から5年(契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、5年と契約日から被保険者が満15歳に達する日までの期間のいずれか長い期間)以内とします。
- 3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます。)は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約(死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下本条において同じ。)の申込(復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。)を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- 4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、第3項によって連絡された内容を保険契約の承諾(復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。)の判断の参考とすることができるものとします。
- 5. 各生命保険会社等は、契約日(復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日。以下本項において同じ。)から5年(契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、5年と契約日から被保険者が満15歳に達する日までの期間のいずれか長い期間)以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- 6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、当会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9. 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法にもとづく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

21. 死亡保険金受取人を団体とする保険契約に関する特則

第40条 (死亡保険金受取人を団体とする保険契約の請求書類に関する特則)

- 1. 官公署、会社、組合、工場その他の団体(個人事業主を含み、以下「団体」といいます。)を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約において、保険契約者である団体が当該保険契約の死亡保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等にもとづく死亡退職金または弔慰金等(以下「死亡退職金等」といいます。)として死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡保険金の請求の際、請求に必要な書類(別表 1)に加え、つぎの各号の書類を必要とします。
 - (1) 死亡退職金等の受給者が死亡保険金の請求内容を了知していることがわかる書類(死亡退職金等の受給者が2人以上であるときは、そのうち1人からの請求内容を了知していることがわかる書類の提出で足りるものとします。)
 - (2) 保険契約者である団体が第1号の死亡退職金等の受給者について受給者本人であることを確認した書類
- 2. 団体を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約において、保険契約者である団体が当該保険契約の高度障害保険金の全部またはその相当部分を弔慰金等として被保険者に支払うときは、高度障害保険金の請求の際、請求に必要な書類(別表 1)に加え、被保険者が高度障害保険金の請求内容を3知していることがわかる書類を必要とします。

22. 第1回保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の特則

第41条 (第1回保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の特則)

- 1. 保険契約の締結の際、第1回保険料または第1回保険料充当金(以下「第1回保険料等」といいます。)をつぎの各号のいずれかの方法により払い込む場合、それぞれつぎに定める時に当会社が第1回保険料等を受け取ったものとします。
 - (1) 当会社の指定するクレジットカード(以下「クレジットカード」といいます。)により払い込む場合 当会社が、クレジットカードの有効性および第 1 回保険料等が利用限度額内であること等の確認を行った時(当会 社所定の利用票(以下「利用票」といいます。)を使用するときは、利用票を作成した時)
 - (2) 当会社の指定するデビットカード(以下「デビットカード」といいます。)により払い込む場合 当会社所定の端末機(以下「端末機」といいます。)にデビットカードを読み取らせ、端末機に当該カードの暗証番 号を入力した際に、口座引落確認を表す電文が表示された時
- 2. 第1項第1号の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれにも該当するときは、第1回保険料等の払込はなかったものとします。
 - (1) 当会社がクレジットカード発行会社から保険料相当額を受け取ることができないこと
 - (2) クレジットカード発行会社が、クレジットカードの名義人(クレジットカード発行会社の会員規約等により、クレジットカード利用にもとづく支払債務を負う者を含みます。) から保険料相当額を受け取ることができないこと
- 3. 第1項第1号に定める方法により第1回保険料等が払い込まれた場合で、当会社が保険契約の申込を承諾したときは、当会社が責任を開始する日を保険契約者に通知します。ただし、利用票を作成した場合を除きます。
- 4. 保険契約に特約を中途付加する場合または保険契約に付加されている特約について当会社所定の金額の払込を要する

変更を行う場合で、その際に払い込むべき金額を、クレジットカードまたはデビットカードにより払い込むときは、その払込について、第1項から第3項までの規定を準用します。

⇒●責任開始期──第1条、第10条

23. 電磁的方法による保険契約の申込手続き等に関する特則

第42条 (電磁的方法による保険契約の申込手続き等に関する特則)

- 1. 保険契約者または被保険者は、当会社の承諾を得て、書面に代えて電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法)により、保険契約の申込および告知をすることができるものとします。
- 2. 第1項のほか、当会社は、別表1に定める請求書類について、書面に代えて電磁的方法により提出することを認めることがあります。
- 3. 保険契約に特約を中途付加する場合または保険契約に付加されている特約について請求書類を提出する場合、第1項 および第2項の規定を準用します。

別表 1 請求書類

(1) 保険金、保険料払込の免除の請求書類

	項目	必 要 書 類	
		(1) 当会社所定の請求書	
		(2) 医師の死亡診断書または死体検案書(ただし、当会社が必要と認めた場合は当会	
		社所定の様式による医師の死亡証明書)	
		(3) 被保険者の死亡事実が記載された住民票(ただし、当会社が必要と認めた場合は	
1	死亡保険金	戸籍抄本)	
		(4) 死亡保険金受取人の戸籍抄本	
		(5) 死亡保険金受取人の印鑑証明書	
		(6) 最終の保険料払込を証する書類	
		(7)保険証券	
		(1) 当会社所定の請求書	
		(2) 当会社所定の様式による医師の診断書	
		(3) 被保険者の住民票(ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当会社が必要と	
2	高度障害保険金	認めた場合は戸籍抄本)	
		(4) 高度障害保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書	
		(5) 最終の保険料払込を証する書類	
		(6)保険証券	
		(1) 当会社所定の請求書	
		(2) 不慮の事故であることを証する書類	
3	保険料払込の免除	(3) 当会社所定の様式による医師の診断書	
		(4) 最終の保険料払込を証する書類	
		(5)保険証券	
()	(注) 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。		

(2) その他の請求書類

	項目	必 要 書 類
1	保険契約の復活	(1) 当会社所定の復活請求書
'	体例交換の後位	(2) 被保険者についての当会社所定の告知書
		(1) 当会社所定の解約および解約返還金請求書
2	解約および解約返還金	(2) 保険契約者の印鑑証明書
	所が20060 所が2020	(3) 最終の保険料払込を証する書類
		(4) 保険証券
		(1) 当会社所定の保険契約存続通知書
		(2) 保険契約者の印鑑証明書
		(3) 保険契約の存続を申し出る保険金の受取人が保険契約者または被保険者の親族で
3	保険金の受取人による	あることを証する書類(ただし、保険契約の存続を申し出る者が被保険者本人で
5	保険契約の存続	ある場合は不要)
		(4)保険契約の存続を申し出る保険金の受取人の印鑑証明書(ただし、保険契約の存
		続を申し出る者が被保険者本人である場合は被保険者の印鑑証明書)
		(5) 債権者等に所定の金額を支払ったことを証する書類
		(1) 当会社所定の請求書
4	基本保険金額の減額	(2) 保険契約者の印鑑証明書
4		(3) 最終の保険料払込を証する書類
		(4) 保険証券
	当会社への通知による	(1) 当会社所定の名義変更請求書
5	死亡保険金受取人の変更	(2) 保険契約者の印鑑証明書
	死亡体険並受取人の支史	(3)保険証券
		(1) 当会社所定の名義変更請求書
		(2) 保険契約者の死亡事実が記載された住民票(ただし、当会社が必要と認めた場合
	遺言による死亡保険金	は戸籍抄本)
6	週目による外に休険並 受取人の変更	(3) 遺言書の写しおよびその有効性を証する書類
		(4) 保険契約者の相続人であることを証する書類と印鑑証明書(ただし、遺言執行者
		からの通知のときは遺言執行者であることを証する書類と印鑑証明書)
		(5)保険証券

	項 目	必 要 書 類
		(1) 当会社所定の名義変更請求書
7	保険契約者の変更	(2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書
		(3) 保険証券
		(1) 当会社所定の支払請求書
8	積み立てた契約者配当金	(2) 保険契約者の印鑑証明書
		(3) 保険証券

(注) 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、 1の請求については、当会社の指定した医師に被保険者の診断を行わせることがあります。

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは表Aの定義による急激かつ偶発的な外来の事故とします。ただし、表Aの定義をすべて満たす場合であっても、表Bに掲げるものは対象となる不慮の事故に該当しません。

表A 急激・偶発・外来の定義

急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性または持続性
	が認められるものは該当しません。)
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者の故意にもとづかず、かつ、被保険者にとって予見できな
	いことをいいます。
外来	事故および事故の原因が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(疾病や疾病に起因する外因等
	身体の内部に原因があるものは該当しません。)

表B 不慮の事故に該当しないもの

疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪した場合
における、その軽微な外因
疾病の診断または治療を目的とした医療行為、処置および医薬品等の使用による有害作用(い
ずれも患者の行った場合を含みます。)
疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸
入または嚥下による気道閉塞または窒息
つぎに掲げるもの
(1) 気象条件による過度の高温(熱中症(日射病、熱射病)等の原因となったもの)
(2) 高圧、低圧および気圧の変化(高山病、航空病、潜水病等の原因となったもの)
(3) 食料、水分の不足(飢餓、脱水症等の原因となったもの)
(4) 身体の動揺(乗り物酔い等の原因となったもの)、騒音、振動
過度の肉体行使、レクリエーションその他の活動における過度の運動
つぎに掲げるもの
(1) 接触皮膚炎の原因となった洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質の作用
(2) アレルギー、皮膚炎等の原因となった外用薬の作用または薬物接触
(3) 細菌性の食中毒またはアレルギー性、中毒性の胃腸炎もしくは大腸炎等の原因となった飲
食物等の摂取
司法当局の命令により執行されたすべての処刑

備 考

כי הוע	
該当例	非該当例
つぎのようなものは、表Aの定義をすべて満たす場合に、	つぎのようなものは、表Aの定義のいずれかを満たさない
急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。	ため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。
・交通事故	・公害
・転落、転倒	・職業病の原因となったもの
・火災	・自殺および自傷行為
・溺水	・感染症
・窒息	・疾病の症状に起因する入浴中の溺水

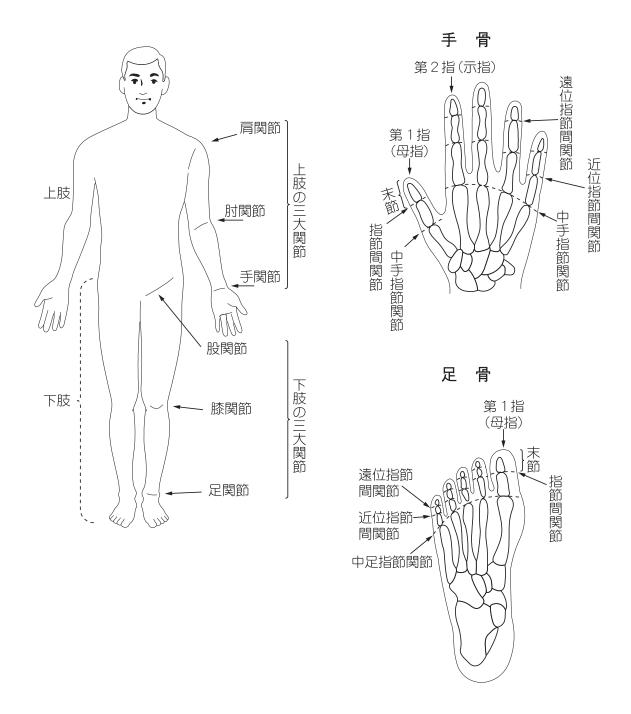
備 考

責任開始期以後の疾病

「責任開始期以後の疾病」とは、その疾病(医学上重要な関係にある疾病を含みます。)について、責任開始期前につぎのいずれにも該当しない場合をいいます。

- (1) 被保険者が医師の診療を受けたことがある場合
- (2) 被保険者が健康診断等において異常の指摘(要経過観察の指摘を含みます。) を受けたことがある場合
- (3) 被保険者が自覚可能な身体の異常が存在した場合または保険契約者が認識可能な被保険者の身体の異常が存在した場合

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。



特別条件付保険特約条項 (5年ごと配当付逓増定期保険)

(平成24年3月2日改正)

第1条(特約条項の適用)

保険契約申込の際、被保険者の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合しないときは、普通保険約款のほか、この特約条項を適用します。

第2条(特別条件)

この特約により保険契約に付ける特別条件は、その危険の程度に応じて、つぎの各号のうちいずれか1つまたは2つの方法によります。

(1) 保険金額削減支払法

契約日からその日を含めて当会社の定める削減期間内に被保険者が死亡し、または高度障害状態(普通保険約款表 1)に該当したときは、被保険者が死亡した時または高度障害状態に該当した時における保険金額につぎの割合を乗じて得た金額を死亡保険金または高度障害保険金の支払額として普通保険約款の規定を適用します。ただし、災害または所定の感染症(別表 1)による場合には、被保険者が死亡した時または高度障害状態に該当した時における保険金額と同額を死亡保険金または高度障害保険金の支払額として普通保険約款の規定を適用します。

死亡日または高度障害状態		削	減 期	間	
該当日の属する保険年度	1年	2年	3年	4年	5年
第 1 年 度	50%	30%	25%	20%	15%
第 2 年 度		60%	50%	40%	30%
第 3 年 度			75%	60%	45%
第 4 年 度				80%	60%
第 5 年 度					80%

(2) 特別保険料領収法

- (7) 普通保険料に当会社の定める特別保険料を加算した金額を払い込むべき保険料とします。
- (イ) 普通保険約款の規定によって普通保険料の払込が免除された場合には、同時に特別保険料の払込を免除します。
- (ウ) 特別保険料に対する解約返還金については、普通保険約款の規定を適用します。

別表1 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10 (2003年版) 準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A 20
ジフテリア	A 36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A 80
ラッサ熱	A 96. 2
クリミヤ・コンゴ出血熱	A 98. 0
マールブルグウイルス病	A 98. 3
エボラウイルス病	A 98. 4
痘瘡	B 03
重症急性呼吸器症候群 [SARS]	∪04
(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	

5年ごと配当付生存給付金付定期保険普通保険約款 目次

この保険の概要

1. 用語の意義

第1条 用語の意義

2. 保険金および生存給付金の支払

第2条 保険金および生存給付金の支払

第3条 保険金および生存給付金の支払に関する補則

第4条 保険金の免責事由に該当した場合の取扱

第5条 生存給付金の自動すえ置

第6条 保険金および生存給付金の支払方法の選択

第7条 保険金および生存給付金の請求、支払時期お

よび支払場所

3. 保険料払込の免除

第8条 保険料払込の免除

第9条 保険料払込免除の請求

4. 当会社の責任開始期

第10条 当会社の責任開始期

5. 保険料の払込

第11条 保険料の払込

第12条 保険料の払込方法(経路)

第13条 年一括払保険料の前納

第14条 月払保険料の一括払

6. 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

第15条 猶予期間および保険契約の失効

7. 保険料の自動貸付

第16条 保険料の自動貸付

第17条 保険料の自動貸付の取消

8. 保険契約の復活

第18条 保険契約の復活

9. 保険契約の無効および取消

第19条 保険金不法取得目的による無効

第20条 詐欺による取消

10. 告知義務および保険契約の解除

第21条 告知義務

第22条 告知義務違反による解除

第23条 保険契約を解除できない場合

第24条 重大事中による解除

11. 解約および解約返還金

第25条 解約および解約返還金

第26条 債権者等により保険契約が解約される場合の

取扱

12. 基本保険金額の減額

第27条 基本保険金額の減額

13. 契約者貸付

第28条 契約者貸付

14. 保険金の受取人

第29条 保険金の受取人の代表者

第30条 当会社への通知による死亡保険金受取人の変

更

第31条 遺言による死亡保険金受取人の変更

15. 保険契約者

第32条 保険契約者の代表者第33条 保険契約者の変更

第34条 保険契約者の住所の変更

16. 年齢の計算その他の取扱

第35条 年齢の計算

第36条 契約年齢または性別に誤りがあった場合の取

扨

17. 契約者配当金の割当および支払

第37条 契約者配当金の割当

第38条 契約者配当金の支払

18. 時効

第39条 時効

19. 被保険者の業務、転居および旅行

第40条 被保険者の業務、転居および旅行

20. 保険契約の更新

第41条 保険契約の更新

21. 管轄裁判所

第42条 管轄裁判所

22. 契約内容の登録

第43条 契約内容の登録

第44条 死亡保険金受取人を団体とする保険契約の請求書類に関する特則

24. 第1回保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の特則

第45条 第1回保険料等をクレジットカード等により 払い込む場合の特則

25. 契約日が平成22年3月1日以前の保険契約が更新された場合の特別

第46条 契約日が平成22年3月1日以前の保険契約が 更新された場合の特則

26. 契約日が平成24年10月1日以前の保険契約における 高度障害保険金の代理請求

第47条 契約日が平成24年10月1日以前の保険契約に あける高度障害保険金の代理請求

27. 電磁的方法による保険契約の申込手続き等に関する 特則

第48条 電磁的方法による保険契約の申込手続き等に 関する特則

(ご参考)

ご契約者の便宜のため、各条文の下に主な参照 条文をかかげてあります。

5年ごと配当付生存給付金付定期保険普通保険約款

(2015年5月21日改正)

(この保険の概要)

この保険は、生存給付金付定期保険であって、つぎの給付を行うことを主な内容とするものです。

	給付の内容		
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡したときに支払います。なお、支払われる金額は、基本保険金額		
	と同額とします。		
高度障害保険金	被保険者が保険期間中に所定の高度障害状態に該当したときに支払います。なお、支払われる		
金額は、基本保険金額と同額とします。			
生存給付金	被保険者が保険期間中に到来する2年または3年ごとの年単位の契約応当日の前日の満了時		
(保険期間満了時を除きます。) に生存しているときに、そのつど基本保険金額の			
い、また、被保険者が保険期間満了時に生存しているときに、基本保険金額の			
	す。なお、2年ごとに支払うものを「A型」、3年ごとに支払うものを「B型」といいます。		
保険料払込の免除	被保険者が保険料払込期間中に不慮の事故によって所定の身体障害の状態に該当したときに		
	その後の保険料の払込を免除します。		

1. 用語の意義

第1条 (用語の意義)

この普通保険約款において使用されるつぎの用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

	用語の意義		
基本保険金額	死亡保険金、高度障害保険金および生存給付金を支払う場合に基準となる金額として、保険契約締結		
	の際、当会社の定める取扱範囲で、保険契約者の申出によって定めた金額をいいます。ただし、保険		
	契約の締結後にその金額が変更されたときは、変更後の金額をいいます。		
保険金	死亡保険金および高度障害保険金をいいます。		
責任開始期	保険契約の締結または復活に際して、当会社の保険契約上の責任が開始される時をいいます。なお、		
	復活の取扱が行われた保険契約においては最後の復活の際の責任開始期をいうものとします。		
契約応当日	毎月、半年ごとまたは毎年の契約日に対応する日をいい、毎月の契約日に対応する日を「月単位の契		
約応当日」、半年ごとの契約日に対応する日を「半年単位の契約応当日」、毎年の契約日に対			
	を「年単位の契約応当日」といいます。なお、契約日に対応する日のない月の場合は、その月の末E		
	をいうものとします。		

⇒●責任開始期——第10条 ●復活——第18条

2. 保険金および生存給付金の支払

第2条(保険金および生存給付金の支払)

この保険契約において支払う保険金および生存給付金はつぎのとおりです。

	保険金・生存給付金を支払う場合(以下 「支払事由」といいます。)	支払額	受取人	支払事由に該当しても保険金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	基本	死亡保険金受取人	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1)責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の自殺 (2)保険契約者または死亡保険金受取人の故意 (3)戦争その他の変乱
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後の傷害また は疾病を原因として保険期間中に高度 障害状態(表 1)に該当したとき。 この場合、責任開始期前にすでに生じて いた障害状態に、その障害状態の原因と なった傷害または疾病と因果関係のな い責任開始期以後の傷害または疾病を 原因とする障害状態が新たに加わって 高度障害状態に該当したときを含みま す。	保険金額	被保険者	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき(1)保険契約者または被保険者の故意(2)戦争その他の変乱
生存給付金	この保険契約の型に応じて、つぎのとおりとします。 (A型) 被保険者が保険期間中に到来する2年ごとの年単位の契約応当日の前日の満了時に生存しているとき。ただし、保険期間満了時を除きます。 (B型) 被保険者が保険期間中に到来する3年ごとの年単位の契約応当日の前日の満了時に生存しているとき。ただし、保険期間満了時を除きます。 被保険者が保険期間満了時に生存しているとき	基本保険金額の3% 基本保険金額の3%	保険契約者	

^{⇒●}基本保険金額、責任開始期、契約応当日——第1条

表 1 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

対のしたフ京府陪守仏能				
対象となる高度障害状態	備考			
両眼の視力を全く永久に失ったもの	(1) 視力は、万国式試視力表により、1眼ずつ、矯正視力について測定します。			
	(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下に			
	なって回復の見込のない場合をいいます。 (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失った			
	ものとはみなしません。			
言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいず れかの場合をいいます。			
	1 語音構成機能障害で、つぎの(7)から(I)までのうち3つ			
	以上の状態に該当し、その回復の見込がない場合			
	(7) いずれの□唇音についても発音ができない状態 (1) いずれの歯舌音についても発音ができない状態			
	(1) いずれの図音音についても発音ができない状態			
	(I) いずれの喉頭音についても発音ができない状態			
	□唇音 ま行音、ぱ行音、ぱ行音、わ行音、ふ			
	歯舌音 な行音、た行音、だ行音、ら行音、さ行音、しゅ、し、ざ行音、じゅ			
	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □			
	h			
	喉頭音 は行音			
	 ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思			
	の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合			
	③ 声帯全部の摘出により発音ができない場合			
	(2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、口腔(舌 を含みます。)の運動障害または欠損により、流動食以外のも			
	のは摂取できない状態(流動食を摂取できない状態も含みま			
	す。)で、その回復の見込のない場合をいいます。			
中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を	「終身常に介護を要するもの」とは、つぎの1から8までの項			
残し、終身常に介護を要するもの	目すべてについて、それぞれつぎに定める行為が自分ではできず、常に他人の介護を要する状態で、その回復の見込のない場			
	合をいいます。			
	項目			
	1. 展物 はし、スノーフ、フォーフ寺を使用して展物を の摂取 口の中に運ぶこと			
	2. 排便 洋式便器に座った状態で排便すること(便器に			
	座るまでの行為は含みません。)			
	3. 排尿 洋式便器に座った状態で排尿すること(便器に 座るまでの行為は含みません。)			
	4. 排便 排便および排尿後に身体の汚れたところを拭			
	および き取ること			
	排尿の			
	後始末			
	の着脱しりすること			
	6. 起居 横になった状態から起き上がり、座位を保つこ			
	7 11/2 7 + 11/2 1			
	7. 歩行 立った状態から歩くこと 8. 入浴 一般家庭浴槽に出入りすること			
	, / VU			

対象となる高度障害状態	
NSC O DIDE TO THE	備考
両上肢を手関節以上で失ったもの	(1) 「上肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの
	いずれかの場合をいいます。
両上肢の運動機能を全く永久に失ったもの	① 上肢を自分の力では全く動かすことができない状態で、
	その回復の見込のない場合
1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の運	② 上肢の3大関節(肩関節、肘関節および手関節)すべて
動機能を全く永久に失ったもの	について、自分の力では全く動かすことができず、かつ、
両下肢を足関節以上で失ったもの	他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、そ
	の回復の見込のない場合
両下肢の運動機能を全く永久に失ったもの	(2) 「下肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの
131 1300 1233 1333 22 130 (12) (370 23)	いずれかの場合をいいます。
1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の運	① 下肢を自分の力では全く動かすことができない状態で、
動機能を全く永久に失ったもの	その回復の見込のない場合
1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節	② 下肢の3大関節(股関節、膝関節および足関節)すべて
以上で失ったもの	について、自分の力では全く動かすことができず、かつ、
1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の運動機	他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、そ
能を全く永久に失ったもの	の回復の見込のない場合
1 ト肢の運動機能を全く永久に失い、かつ、1下肢	· - · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
を足関節以上で失ったもの	
とた因別以上に入りたりの	

- 1. 被保険者の生死が不明の場合でも、当会社が死亡したものと認めたときは、死亡保険金を支払います。
- 2.保険契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人(死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。)が保険契約者で ある場合には、第2条(保険金および生存給付金の支払)の規定にかかわらず、高度障害保険金の受取人は保険契約者 とします。
- 3.高度障害保険金の受取人を被保険者(第2項の規定が適用される場合には、保険契約者)以外の者に変更することは
- 4. 生存給付金の受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。
- 5. 死亡保険金の支払事由の発生以前に死亡保険金受取人が死亡し、死亡保険金受取人の変更が行われていない間は、死 亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- 6. 第5項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、第5項の 規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
- 7. 第5項および第6項により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- 8. 当会社が高度障害保険金を支払った場合には、保険契約は、被保険者が高度障害状態(表 1)に該当した時に消滅し たものとみなします。
- 9. 死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に高度障害保険金の請求を受けても、当会社は、これを支払いません。
- 10. 被保険者が責任開始期前にすでに発病していた疾病を原因として責任開始期以後に高度障害状態(表 1)に該当した 場合でも、当会社が、保険契約の締結または復活の際に、告知等により知っていたその疾病に関する事実(第23条(保 険契約を解除できない場合) に規定する保険媒介者のみが知っていた事実は含みません。) を用いて承諾したときは、責 任開始期以後に発病した疾病を原因として高度障害状態に該当したものとみなして、第2条の高度障害保険金の支払に 関する規定を適用します。ただし、保険契約者または被保険者がその疾病に関する事実の一部のみを告げたことにより、 当会社が重大な過失なくその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
- 11. 保険金または生存給付金を支払うときに、保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、当会社は、支払うべき 金額(第11条(保険料の払込)第8項または第9項の規定により支払われる返還金を含みます。)からそれらの元利金を 差し引きます。
- 12. 保険期間の満了日(更新限度となる最後の保険期間の満了日をいいます。以下本項において同じ。)に、高度障害状態 (表 1)のうち回復の見込がないことのみが明らかでない場合でも、その後もその障害の状態が継続し、回復の見込が ないことが明らかになったときは、保険期間の満了日に高度障害状態に該当したものとみなして第2条の規定を適用し ます。ただし、保険期間の満了日後に新たに生じた原因により、回復の見込がないこととなった場合を除きます。
- 13. 第12項の規定により高度障害保険金が支払われる場合で、保険期間の満了に伴う生存給付金および契約者配当金の支 払がすでに行われているときは、当会社は、支払うべき高度障害保険金からその金額を差し引くものとします。
 - ⇒●保険金・生存給付金の支払、高度障害状態――第2条
 - ●保険金・生存給付金の請求――第7条

第4条(保険金の免責事由に該当した場合の取扱)

- 1. つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、死亡保険金が支払われないときは、当会社は、責任準備金を保 険契約者に支払います。
- (1) 責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき
- (2) 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき(ただし、第2項の場合を除きます。)
- (3) 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき

- 2. 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、死亡保険金が支払われないときは、責任準備金その他の返還金の払戻はありません。
- 3. 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡保険金受取人に支払います。この場合、保険契約のうち支払われない死亡保険金に対応する部分については第1項の規定を適用し、その部分の責任準備金を保険契約者に支払います。
- 4. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態(表 1)に該当した場合には、当会社は、死亡保険金または高度障害保険金を支払いません。ただし、その原因によって死亡し、または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、当会社は、その程度に応じ、死亡保険金または高度障害保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。
 - ⇒●保険金の支払、保険金の免責事由、高度障害状態――第2条 ●責任開始期――第1条

第5条(生存給付金の自動すえ置)

- 1. 生存給付金については、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 生存給付金は、支払事由が生じたときから、当会社所定の利率による利息をつけて自動的にすえ置きます。
 - (2) 第1号の規定によりすえ置いた生存給付金は、保険契約者から請求があったとき、または保険契約が消滅したとき (保険契約が更新される場合を除きます。)に保険契約者に支払います。ただし、保険金の支払により保険契約が消滅 するときは、保険金とともにその保険金の受取人に支払います。
 - (3) 生存給付金の支払事由が生じたときに、保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、当会社は、生存給付金からそれらの元利金を差し引き、その残額をすえ置きます。
- 2. 第1項の規定にかかわらず、保険契約者から申出があった場合は、すえ置かずに支払うものとします。
 - ⇒●生存給付金の支払――第2条 ●保険契約の消滅――第2条、第25条

第6条(保険金および生存給付金の支払方法の選択)

保険契約者(保険金の支払事由発生後はその保険金の受取人)は、保険金および保険期間の満了時(保険契約が更新される場合を除きます。)に支払われる生存給付金の一時支払にかえて、当会社の定める取扱にもとづき、すえ置支払または年金支払を選択することができます。

第7条(保険金および生存給付金の請求、支払時期および支払場所)

- 1. 保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその保険金の受取人は、すみやかに当会社に通知してください。
- 2. 支払事由の生じた保険金の受取人は、当会社に、請求に必要な書類(別表 1)を提出して、その保険金を請求してください。
- 3. 生存給付金を請求するときは、保険契約者は、当会社に、請求に必要な書類(別表 1)を提出してください。
- 4. 本条の規定により保険金または生存給付金の請求を受けた場合、保険金または生存給付金は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日(当会社に到着した日が営業日でない場合は翌営業日。以下本条において同じ。)の翌日からその日を含めて5営業日以内に、当会社の本店で支払います。
- 5. 保険金または生存給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金または生存給付金の請求時までに当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(当会社の指定した医師による診断を含みます。)を行います。この場合には、第4項の規定にかかわらず、保険金または生存給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。
 - (1) 保険金または生存給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合 第2条(保険金および生存給付金の支払)に定める支払事由発生の有無
 - (2) 保険金の免責事由に該当する可能性がある場合
 - 保険金の支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合 当会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 - (4) この普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
 - (ア) 第2号および第3号に定める事項
 - (イ) 第24条 (重大事由による解除) 第1項第4号の事由に該当する事実の有無
 - (ウ) 保険契約者、被保険者、保険金の受取人または生存給付金の受取人の保険契約締結の目的
 - (I) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人の保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実
- 6. 第5項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第4項および 第5項の規定にかかわらず、保険金または生存給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当会社に到着した 日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合でも180日)を経過する日とします。
 - (1) 第5項第1号から第4号までに定める事項についての弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180 日
 - (2) 第5項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日

- (3) 第5項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者、保険金の受取人または生存給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、第5項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
- (4) 第5項第1号から第4号までに定める事項についての日本国外における調査 180日
- 7. 第5項および第6項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、保険金の受取人または生存給付金の受取人が、正当な理由がなく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)は、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金または生存給付金を支払いません。
- 8. 第5項または第6項に掲げる必要な事項の確認を行うときは、当会社は、保険金または生存給付金を請求した者にその旨を通知します。

⇒●保険金の支払事由――第2条

3. 保険料払込の免除

第8条 (保険料払込の免除)

1. 次表の保険料の払込を免除する場合に該当したときは、当会社は、つぎに到来する第11条(保険料の払込)第2項の保険料期間以降の保険料の払込を免除します。ただし、次表の保険料払込の免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合のいずれかに該当するときは保険料の払込を免除しません。

保険料の払込を免除する場合(以下「保険料払込の免除 保険料払込の免除事由に該当しても保険料の払込を免除 事由」といいます。) しない場合 被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故(別 つぎのいずれかにより左記の保険料払込の免除事由が生 表2)による傷害を直接の原因として、その事故の日か じたとき らその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に身体 (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 障害の状態(表2)に該当したとき。 (2) 被保険者の犯罪行為 この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態 (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故 に、責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新た (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 に加わって、身体障害の状態に該当したときを含みま (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転 している間に生じた事故 す。 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに 相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 地震、噴火または津波 (8) 戦争その他の変乱

- 2. 被保険者が地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって身体障害の状態(表 2)に該当した場合には、 当会社は、保険料の払込を免除しません。ただし、その原因によって身体障害の状態に該当した被保険者の数の増加が、 この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、当会社は、保険料の払込を免除します。
- 3. 保険料の払込が免除された場合には、当会社は、以後第11条に定める払込方法(回数)に応じ、それぞれの契約応当日ごとに所定の保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
- 4. 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料払込の免除事由の発生時以後、つぎの各号の取扱に関する規定は適用しません。
 - (1) 基本保険金額の減額
 - (2) 保険契約の更新
 - ⇒●責任開始期、契約応当日――第1条 ●基本保険金額の減額――第27条
 - ●保険契約の更新――第41条

表2 対象となる身体障害の状態

対象となる身体障害の状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

対象となる身体障害の状態	備考
1眼の視力を全く永久に失ったもの	(1) 視力は、万国式試視力表により、1眼ずつ、矯正視力について測定します。
	(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
	(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
両耳の聴力を全く永久に失ったもの	(1)聴力の測定は、日本工業規格(昭和57年8月14日改定)に準拠したオ
	ージオメータで行います。 (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘル
	ツにおける聴力レベルをそれぞれ a · b · c デシベルとしたとき、
	解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。
脊柱に著しい奇形または著しい運動障害	(1) 「脊柱に著しい奇形を永久に残すもの」とは、脊柱の奇形が通常の衣
を永久に残すもの	服を着用しても外部から見て明らかにわかる程度以上で回復の見込のない場合をいいます。
	(2) 「脊柱に著しい運動障害を永久に残すもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。
	① 頸椎について、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人
	の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込の ない場合
	② 胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のう
	ち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された状態で、 その回復の見込のない場合
1上肢を手関節以上で失ったもの	(1) 「上肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。
	① 上肢を自分の力では全く動かすことができない状態で、その回復の 見込のない場合
1上肢の運動機能を全く永久に失ったもの	② 上肢の3大関節(肩関節、肘関節および手関節)すべてについて、
	自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全 く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合
1上肢の3大関節中の2関節の用を全く 永久に失ったもの	(2) 「下肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。
1 下肢を足関節以上で失ったもの	① 下肢を自分の力では全く動かすことができない状態で、その回復の 見込のない場合
	② 下肢の3大関節(股関節、膝関節および足関節)すべてについて、
1 下肢の運動機能を全く永久に失ったも	自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全 く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合
Ø	(3) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合を いいます。
1 下肢の3 大関節中の2 関節の用を全く	① 関節について、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込の
永久に失ったもの	ない場合
1手の5手指を失ったもの	② 人工骨頭または人工関節を挿入置換した場合 「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その
 1手の第1指(母指)および第2指(示	他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
指)を含んで4手指を失ったもの	
10手指の用を全く永久に失ったもの	「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいい ます。
	① 手指の末節の2分の1以上を失った場合
	② 手指の中手指節関節または近位指節間関節(第1指(母指)においては北笠間開発)の深熱策層が共用的深熱策層の200の1以下不同復の目
	は指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見 込のない場合
10足指を失ったもの	「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

第9条(保険料払込免除の請求)

- 1. 保険料払込の免除事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに当会社に通知してください。
- 2. 保険契約者は、当会社に、請求に必要な書類(別表 1)を提出して、保険料払込の免除を請求してください。
- 3. 保険料払込の免除の請求については、第7条(保険金および生存給付金の請求、支払時期および支払場所)第4項から第8項までの規定を準用します。

⇒●保険料払込の免除事由――第8条

4. 当会社の責任開始期

第10条(当会社の責任開始期)

- 1. 当会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。
 - (1) 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
 - 第1回保険料を受け取った時
 - (2) 第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
 - 第1回保険料充当金を受け取った時(被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時)
- 2. 第1項により当会社の責任が開始される日を契約日とします。
- 3. 保険期間の計算にあたっては契約日からその日を含めて計算します。
- 4. 当会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を交付し、これをもって承諾の通知とします。この場合、保険証券には、保険契約を締結した日を記載せず、第2項の契約日を記載します。

⇒●告知——第21条

5. 保険料の払込

第11条 (保険料の払込)

1. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回次表の保険料の払込方法(回数)にしたがい、第12条(保険料の払 込方法(経路))第1項に定める保険料の払込方法(経路)により、保険料の払込方法(回数)ごとにつぎに定める期間 (以下「払込期月」といいます。)内に払い込んでください。

保険料の払込方法(回数)	払込期月
月払	月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
半年一括払	半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
年一括払	年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで

- 2. 第1項で払い込むべき保険料は、保険料の払込方法(回数)に応じ、それぞれの契約応当日から翌契約応当日の前日までの期間(以下「保険料期間」といいます。)に対応する保険料とします。
- 3. 第1項の保険料が第1項の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅したとき、または保険料の払込を要しなくなったときは、当会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者(保険金を支払うときは保険金の受取人)に払い戻します。
- 4. 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後その契約応当日の属する月の末日までに保険金の支払事由が生じたときは、当会社は、未払込保険料を支払うべき保険金から差し引きます。
- 5. 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後その契約応当日の属する月の末日までに保険料払込の免除事由が生じたときは、保険契約者は、第15条(猶予期間および保険契約の失効)に定める猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、保険料払込の免除事由の発生により免除すべき保険料の払込を免除しません。
- 6. 保険契約者は、当会社の定める取扱にもとづき、保険料の払込方法(回数)を変更することができます。
- 7. 月払の保険契約が基本保険金額の減額等によって当会社の定める月払取扱の範囲外となったときは、当会社の定める取扱にもとづき、保険料の払込方法(回数)を年一括払または半年一括払に変更します。
- 8. 年一括払契約または半年一括払契約の場合で、すでに保険料が払い込まれている保険料期間の中途でつぎの各号のいずれかの事由が生じたときは、当会社は、その事由が生じた日の直後に到来する月単位の契約応当日からその保険料期間の末日までの月数に応じた保険料の残額に相当する金額の返還金を保険契約者(保険金を支払うときは保険金の受取人)に支払います。
 - (1) 保険契約の消滅。ただし、第4条(保険金の免責事由に該当した場合の取扱)第2項、第19条(保険金不法取得目的による無効)または第20条(詐欺による取消)に該当する場合を除きます。
 - (2) 基本保険金額の減額
 - (3) 保険料払込の免除事由
- 9. 第8項の規定は、年一括払契約および半年一括払契約の第1回保険料について準用します。
- 10. 保険料の払込が免除されている保険契約については、第8項の規定は適用しません。
- 11. 月払契約の場合、すでに保険料が払い込まれている保険料期間の中途で第8項各号の事由が生じたときであっても、 当会社は、その保険料期間に対応する保険料を払い戻しません。
- 12. 第11項の規定は、月払契約の第1回保険料について準用します。

参考

たとえば、契約日が2015年5月1日の保険契約の場合、第2回目および第3回目の保険料の払込期月は保険料の払込方法(回数)ごとにそれぞれ次表のとおりとなります。

保険料の払込方法 (回数)	第2回目の保険料の払込期月	第3回目の保険料の払込期月
月払	2015年6月1日~2015年6月30日	2015年7月1日~2015年7月31日
半年一括払	2015年11月1日~2015年11月30日	2016年5月1日~2016年5月31日
年一括払	2016年5月1日~2016年5月31日	2017年5月1日~2017年5月31日

- ⇒●契約応当日、基本保険金額――第1条 ●保険契約の消滅――第2条、第25条
 - ●保険金の支払事由――第2条 ●保険料払込の免除事由――第8条

第12条 (保険料の払込方法 (経路))

- 1. 保険契約者は、当会社の定める取扱範囲で、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法(経路)を選択することができます。
 - (1) 当会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 - (2) 金融機関等の当会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 - (3) 所属団体または集団を通じ払い込む方法(所属団体または集団と当会社との間に団体取扱契約または集団取扱契約が締結されている場合に限ります。)
 - (4) 当会社の本店または当会社の指定した場所に持参して払い込む方法
- 2. 保険契約者は、当会社の定める取扱にもとづき、第1項各号の保険料の払込方法(経路)の範囲内で、保険料の払込 方法(経路)を変更することができます。
- 3. 保険料の払込方法(経路)が第1項第1号または第3号である保険契約において、その保険契約が当会社の取扱範囲外となったときまたは当会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、第2項の規定により保険料の払込方法(経路)を他の払込方法(経路)に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法(経路)の変更を行うまでの間の保険料については、当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んでください。

第13条 (年一括払保険料の前納)

- 1. 年一括払契約の場合、保険契約者は、将来の年一括払保険料2年分以上を前納することができます。この場合には、 当会社所定の利率で割り引いて計算した保険料前納金を払い込んでください。
- 2. 第1項の保険料前納金は、当会社所定の利率による複利計算の利息をつけて当会社に積み立てて置き、年単位の契約 応当日ごとに年一括払保険料の払込に充当します。
- 3. 前納期間が満了した場合に保険料前納金の残額があるときは、あらかじめ保険契約者から別段の申出がない限り、当会社の定める取扱にもとづき、次期(保険契約が更新される場合には更新時を含みます。)以後の年単位の契約応当日ごとに、その残額を年一括払保険料の払込に順次充当します。
- 4. 保険料の払込を要しなくなった場合に保険料前納金の残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときはその保険金の受取人に払い戻します。

⇒●契約応当日——第1条

第14条 (月払保険料の一括払)

- 1. 月払契約の場合、保険契約者は、当月分以後の保険料を一括払することができます。この場合、一括払される保険料が3か月分以上あるときは、当会社所定の割引率で保険料を割引します。
- 2. 保険料の払込を要しなくなった場合に、一括払された保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときはその保険金の受取人に払い戻します。

6. 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

第15条(猶予期間および保険契約の失効)

1.第2回以後の保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。

保険料の払込方法(回数)	猶予期間
月払	払込期月の翌月初日から末日まで
半年一括払	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで(払込期月の契約応当日が
年一括払	2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで)

- 2. 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。この場合には、保険契約者は、解約返還金と同額の返還金を請求することができます。
- 3. 猶予期間中に保険金または生存給付金の支払事由が生じたときは、当会社は、保険金または生存給付金から未払込保 険料を差し引きます。ただし、生存給付金が未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了日ま でに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、生存給付金

を支払いません。

4. 猶予期間中に保険料払込の免除事由が生じたときは、保険契約者は、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、保険料払込の免除事由の発生により免除すべき保険料の払込を免除しません。

参考

たとえば、契約日が2015年5月1日の保険契約の場合、第2回目の保険料の払込期月と猶予期間は保険料の払込方法(回数)ごとにそれぞれ次表のとおりとなります。

保険料の払込方法 (回数)	第2回目の保険料の払込期月	第2回目の保険料の払込の猶予期間
月払	2015年6月1日~2015年6月30日	2015年7月1日~2015年7月31日
半年一括払	2015年11月1日~2015年11月30日	2015年12月1日~2016年1月1日
年一括払	2016年5月1日~2016年5月31日	2016年6月1日~2016年7月1日

⇒●払込期月——第11条 ●契約応当日——第1条 ●解約返還金——第25条

●保険金・生存給付金の支払事由――第2条 ●保険料払込の免除事由――第8条

7. 保険料の自動貸付

第16条 (保険料の自動貸付)

- 1. 保険料の払込がないままで、猶予期間を過ぎた場合でも、この保険契約に解約返還金があるときは、あらかじめ保険 契約者から別段の申出がない限り、当会社は、自動的に保険料相当額を貸し付けて保険料の払込に充当し、保険契約を 有効に継続させます。
- 2. 本条の貸付は貸し付ける保険料相当額とその利息の合計額が、解約返還金額(その保険料の払込があったものとして払込年月数により計算し、本条の貸付または契約者貸付があるときはそれらの元利金を差し引きます。)をこえない間、行われるものとします。
- 3. 本条により貸し付ける保険料相当額は、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 月払契約の場合

半年単位の契約応当日を基準とし、払い込むべき月からつぎの半年単位の契約応当日の前日までの期間に対応する保険料に相当する額。ただし、この期間全体についての貸付ができないときは、できるところまでの月数分の保険料に相当する額とします。

(2) 年一括払契約または半年一括払契約の場合

払い込むべき保険料に相当する額。ただし、年一括払契約の場合で、解約返還金額が年一括払保険料とその利息の合計額には満たないものの、半年一括払保険料とその利息の合計額を上回るときは、あらかじめ保険契約者から別段の申出がない限り、保険料の払込方法(回数)を半年一括払に変更したうえで、半年一括払保険料に相当する額を貸し付けます。

- 4. 本条の貸付は、猶予期間満了時に貸し付けたものとします。
- 5. 本条の貸付金の利息は、当会社所定の利率(年一括払契約においては年8%以下、半年一括払契約においては半年4%以下、月払契約においては月8/12%以下で定めます。)で計算し、保険料の払込方法(回数)に応じ、つぎのとおり元金に繰り入れます。
 - (1) 年一括払契約または半年一括払契約の場合 次期以後の保険料払込の猶予期間が満了する日ごとに元金に繰り入れます。
 - (2) 月払契約の場合

半年単位の契約応当日の属する払込期月に対応する猶予期間の満了日ごとに元金に繰り入れます。ただし、つぎの半年単位の契約応当日の前日までの期間に対応する保険料相当額の貸付ができなかった場合は、貸し付けられた保険料相当額が充当された期間の直後の払込期月に対応する猶予期間が満了する日に元金に繰り入れます。

6. 第5項第2号の規定にかかわらず、月払契約の場合で、新たに保険料相当額の貸付が行われない場合の本条の貸付金の利息は、直前に利息を元金に繰り入れた日の半年単位の応当日ごとに元金に繰り入れます。ただし、その後、新たに本条による貸付が行われる場合は、本条の貸付金の利息は、その貸付が行われるときに元金に繰り入れます。

⇒●猶予期間——第15条 ●解約返還金——第25条●契約者貸付——第28条 ●契約応当日——第1条

第17条 (保険料の自動貸付の取消)

保険料の自動貸付が行われた場合でも、猶予期間の満了日の翌日からその日を含めて3か月以内に、保険契約者から 保険契約の解約の請求があったときは、当会社は、保険料の自動貸付を行わなかったものとして、その請求による取扱 をします。

⇒●保険料の自動貸付――第16条 ●猶予期間――第15条

●解約——第25条

8. 保険契約の復活

第18条 (保険契約の復活)

- 1. 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて3年以内は、保険契約の復活を請求することができます。
- 2. 保険契約の復活を請求するときは、当会社所定の書類(別表1)を提出してください。
- 3. 保険契約の復活を当会社が承諾したときは、保険契約者は、当会社の指定した日までに、保険料期間がすでに到来している未払込保険料(第28条(契約者貸付)第6項の規定により保険契約が効力を失った場合には、あわせて払い込むべき金額を含みます。)を当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んでください。
- 4. 保険契約の復活を行う場合、当会社は第3項に定める金額を受け取った時(被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時)から復活後の保険契約上の責任を負います。
- 5. 保険契約の復活を行う場合、当会社は、新たな保険証券を交付しません。

⇒●保険契約の失効──第15条

9. 保険契約の無効および取消

第19条(保険金不法取得目的による無効)

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結または復活をしたときは、保険契約を無効とし、当会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

第20条 (詐欺による取消)

保険契約の締結または復活に際して、保険契約者、被保険者、保険金の受取人または生存給付金の受取人に詐欺の行為があったときは、当会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、当会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

10. 告知義務および保険契約の解除

第21条(告知義務)

当会社が、保険契約の締結または復活の際、保険金の支払事由または保険料払込の免除事由の発生の可能性に関する 重要な事項のうち書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要 します。ただし、当会社の指定する医師が□頭で質問した事項については、その医師に□頭により告知することを要し ます。

⇒●責任開始期──第10条 ●復活──第18条

第22条(告知義務違反による解除)

- 1. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第21条(告知義務)の規定により当会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
- 2. 当会社は、保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、保険金を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、すでに保険金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
- 3. 第2項の規定にかかわらず、被保険者の死亡、高度障害状態(表1)または身体障害の状態(表2)が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、保険金を支払い、または保険料の払込を免除します。
- 4. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。
- 5. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、当会社は、解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。
 - ⇒●保険金の支払事由、高度障害状態――第2条
 - ●保険料払込の免除事由、身体障害の状態――第8条
 - ●解約返還金——第25条

第23条 (保険契約を解除できない場合)

当会社は、つぎのいずれかの場合には第22条(告知義務違反による解除)の規定による保険契約の解除をすることができません。ただし、第4号または第5号に規定する行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第21条(告知義務)の規定により当会社が告知を求めた事項のうち解除の原因となる事実について、事実を告げなかったと認められる場合または事実でないことを告げたと認められる場合には、第4号および第5号の規定は適用しません。

(1) 当会社が、保険契約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなか

ったとき

- (2) 当会社が、解除の原因があることを知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
- (3) 責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過したとき。ただし、責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じたときを除きます。
- (4) 当会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者(当会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第21条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
- (5) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第21条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき

⇒●責任開始期――第1条 ●保険金の支払事由――第2条

●保険料払込の免除事由――第8条

第24条 (重大事由による解除)

- 1. 当会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向かって保険契約を解除することができます。
 - (1) 保険契約者または死亡保険金受取人が死亡保険金(他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および死亡保険金の名称の如何を問いません。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 - (2) 保険契約者、被保険者または高度障害保険金の受取人がこの保険契約の高度障害保険金(保険料払込の免除を含みます。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 - (3) この保険契約の保険金(保険料払込の免除を含みます。)の請求に関し、その受取人(保険料払込の免除の請求については保険契約者)に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 - (4) 保険契約者、被保険者、保険金の受取人または生存給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (7) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (I) 保険契約者、保険金の受取人または生存給付金の受取人が法人である場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、当会社の保険契約者、被保険者、保険金の受取人または生存給付金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から第4号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
 - (6) 当会社の保険契約者、被保険者、保険金の受取人または生存給付金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする第1号から第5号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 2. 当会社は、保険金もしくは生存給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金(第1項第4号の事由にのみ該当した場合で、第1項第4号の事由に該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金。以下本号において同じ。) または生存給付金を支払いません。また、すでにその支払事由により保険金または生存給付金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求します。
 - (2) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険料払込の免除事由による保険料払込の免除を行いません。また、 すでにその保険料払込の免除事由により保険料の払込を免除していたときは、当会社は、保険料の払込を免除しなか ったものとします。
- 3. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。
- 4. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、当会社は、解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。
- 5. 第4項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人について第2項第1号の規定を適用し保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分の解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。

⇒●保険金の支払事由――第2条 ●保険料払込の免除事由――第8条

●解約返還金——第25条

11. 解約および解約返還金

第25条 (解約および解約返還金)

- 1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約し、解約返還金を請求することができます。
- 2. 解約返還金は、経過年月数(経過年月数が保険料の払込年月数をこえている場合は払込年月数)により計算します。

- 3. 第1項の請求をするときは、保険契約者は、当会社所定の書類(別表1)を提出してください。
- 4. 解約返還金は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日(当会社に到着した日が営業日でない場合は翌営業日) の翌日からその日を含めて5営業日以内に、当会社の本店で支払います。

第26条(債権者等により保険契約が解約される場合の取扱)

- 1. 差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)により保険契約が解約されるときは、解約する旨の通知が当会社に到着した時から1か月を経過した日にその効力が生じます。
- 2. 第1項の解約が通知された場合でも、通知の時においてつぎの各号のすべてを満たす保険金の受取人が、保険契約者の同意を得て、第1項の解約の効力が生じるまでの間に、第1項の解約の通知が当会社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、当会社にその旨を通知したときは、第1項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
- 3.第2項の通知をするときは、保険金の受取人は、当会社所定の書類(別表1)を提出してください。
- 4. 第1項の解約の通知が当会社に到着した時から、その解約の効力が生じるまでまたは第2項の規定により解約の効力が生じなくなるまでに、保険金の支払事由が生じ、当会社が保険金を支払うべきときは、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 当会社は、第1項の解約の通知が当会社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払います。ただし、保険金の支払事由の発生により支払うべき金額を限度とします。
 - (2) 当会社は、保険金の支払事由の発生により支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を保険金の受取人に支払います。
- 5. 第1項の解約の通知が当会社に到着した時から、その解約の効力が生じるまでまたは第2項の規定により解約の効力が生じなくなるまでに、生存給付金の支払事由が生じたときは、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 当会社は、第1項の解約の通知が当会社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払います。ただし、生存給付金の支払事由の発生により支払うべき金額を限度とします。
 - (2) 当会社は、生存給付金の支払事由の発生により支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を生存給付金の受取人に支払います。

⇒●解約――第25条 ●保険金・生存給付金の支払事由――第2条

12. 基本保険金額の減額

第27条(基本保険金額の減額)

- 1. 保険契約者は、基本保険金額を減額することができます。ただし、減額後の基本保険金額は、当会社の定める金額以上であることを要します。
- 2.基本保険金額の減額をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類(別表 1)を提出してください。
- 3. 基本保険金額の減額をしたときは、減額分は解約したものとして取り扱います。
- 4. 基本保険金額の減額をした場合に、保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、この場合の返還金をそれらの元利金の返済にあてます。

⇒●基本保険金額---第1条 ●解約---第25条

13. 契約者貸付

第28条(契約者貸付)

- 1. 保険契約者は、解約返還金額の所定の範囲内(保険料の自動貸付または本条の貸付があるときは、それらの元利金を 差し引きます。)で、貸付を受けることができます。ただし、貸付金が当会社の定めた金額に満たない場合には、貸付を 取り扱いません。
- 2. 本条の貸付を受けるときは、保険契約者は、貸付に必要な書類(別表1)を提出してください。
- 3. 本条の貸付金の利息は、当会社所定の利率で計算します。
- 4. 保険契約が消滅した場合に、本条の貸付または保険料の自動貸付があるときは、当会社は、支払うべき金額からそれらの元利金を差し引きます。
- 5. 本条の貸付および保険料の自動貸付の元利金が解約返還金額をこえたときは、保険契約者は、当会社所定の金額を払い込むことを要します。この場合、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。
- 6. 当会社が第5項の通知を発した日の属する月の翌月末日までに、当会社所定の金額が払い込まれない場合には、保険契約は、この期日の翌日から効力を失います。

⇒●解約返還金額——第25条 ●保険料の自動貸付——第16条

●保険契約の消滅――第2条、第25条

14. 保険金の受取人

第29条 (保険金の受取人の代表者)

- 1. 保険金の受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は他の保険金の受取人を代理するものとします。
- 2. 第1項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときは、当会社が保険金の受取人の1人に対してした行為は、他の保険金の受取人に対しても効力を生じます。

第30条(当会社への通知による死亡保険金受取人の変更)

- 1. 保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、当会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2. 第1項の通知をするときは、保険契約者は、当会社所定の書類(別表1)を提出してください。
- 3. 第1項の通知が当会社に到着したときは、死亡保険金受取人の変更の効力は、その通知を発した時にさかのぼって生じるものとします。
- 4. 第3項の規定にかかわらず、第1項の通知が当会社に到着する前に、変更前の死亡保険金受取人に対して死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、当会社は、これを支払いません。

第31条(遺言による死亡保険金受取人の変更)

- 1. 第30条(当会社への通知による死亡保険金受取人の変更)の規定によるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2. 第1項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 3. 遺言による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人(遺言執行者が指定されているときは遺言執行者を含みます。以下本条において同じ。)が、その旨を当会社に通知しなければ、当会社に対抗することができません。
- 4. 第3項の通知をするときは、保険契約者の相続人は、当会社所定の書類(別表1)を提出してください。

15. 保険契約者

第32条 (保険契約者の代表者)

- 1. 保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は他の保険契約者を代理するものとします。
- 2. 第1項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときは、当会社が保険契約者の1人に対してした行為は、 他の保険契約者に対しても効力を生じます。
- 3. 保険契約者が2人以上の場合には、その責任は連帯とします。

第33条 (保険契約者の変更)

- 1. 保険契約者は、被保険者および当会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
- 2. 保険契約者の変更をするときは、保険契約者は、当会社所定の書類(別表1)を提出してください。
- 3. 本条の規定により保険契約者の変更が行われたときは、保険証券に表示します。

第34条 (保険契約者の住所の変更)

- 1. 保険契約者が住所(通信先を含みます。)を変更したときは、すみやかに当会社の本店または当会社の指定した場所に 通知してください。
- 2. 保険契約者が第1項の通知をしなかったときは、当会社の知った最終の住所(通信先を含みます。)に発した通知は、 通常到達するために要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

16. 年齢の計算その他の取扱

第35条 (年齢の計算)

- 1. 被保険者の契約年齢は、契約日現在の満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月をこえるものは1年とします。
- 2. 保険契約締結後の被保険者の年齢は、第1項の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

⇒●契約日——第10条 ●契約応当日——第1条

第36条(契約年齢または性別に誤りがあった場合の取扱)

- 1. 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合は、つぎの方法により取り扱います。
 - (1) 契約日における実際の契約年齢が、当会社の定める契約年齢の範囲内であったときは、つぎのとおり取り扱います。
 - (7) 実際の契約年齢にもとづいて保険料を改め、すでに払い込まれた保険料の超過分があるときは、当会社は、これを保険契約者に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者はこれを当会社に払い込んでください。

- (イ) 前(ア)の規定にかかわらず、保険金または生存給付金の支払事由の発生後で、これらが支払われる場合、その受取人に保険料の超過分を支払い、または支払うべき保険金もしくは生存給付金から保険料の不足分を差し引きます。
- (2) 契約日における実際の契約年齢が、当会社の定める契約年齢の範囲外であったときは、つぎのとおり取り扱います。
 - (7) 保険契約を無効とし、当会社は、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。この場合、生存給付金その他当会社からの支払金があるときは、すでに払い込まれた保険料からその金額を差し引きます。
 - (4) 前(7)の規定にかかわらず、契約日においては最低契約年齢に足りなかったものの、その事実が発見された日においてすでに最低契約年齢に達していたときは、最低契約年齢に達した日に契約したものとして、第1号と同様に取り扱います。
- 2. 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別にもとづいて保険料を改め、第1項第1号の規定を準用して取り扱います。
 - ⇒●契約年齢——第35条 ●契約日——第10条

17. 契約者配当金の割当および支払

第37条 (契約者配当金の割当)

- 1. 当会社は、当会社の定める方法により積み立てた契約者配当準備金のうちから、毎事業年度末に、つぎの保険契約に対して、契約者配当金を割り当てます。
 - (1) つぎの事業年度中に、つぎの(ア)または(イ)のいずれかの日(以下「5年ごとの契約応当日等」といいます。)が到来する保険契約。ただし、5年ごとの契約応当日等が保険契約の有効中に到来する場合に限ります。
 - (7) 契約日(保険契約が更新された場合には更新日)から5年ごとに到来する年単位の契約応当日
 - (1) 更新日
 - (2) つぎの事業年度中に、保険期間の満了日の翌日が到来する保険契約。ただし、保険契約が更新される場合を除きます。
 - (3) つぎの事業年度中に消滅(保険期間が満了して消滅する場合を除きます。以下本項において同じ。) するつぎの保険契約。この場合、消滅の事由が(4)に該当するときは、(7)に該当するときよりも下回る金額を割り当てるものとします。
 - (7) 死亡保険金または高度障害保険金の支払によって消滅する場合には、契約日および直前の5年ごとの契約応当日等からその日を含めて1年以上経過して消滅する保険契約
 - (4) 死亡保険金または高度障害保険金の支払以外の事由によって消滅する場合には、契約日からその日を含めて2年以上経過して消滅(直前の5年ごとの契約応当日等からその日を含めて1年以内に消滅する場合を除きます。)する保険契約。ただし、基本保険金額の減額により保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。
- 2. 第1項のほか、契約日(保険契約が更新された場合には直前の更新日)から所定年数を経過し、かつ、所定の条件を満たす保険契約に対しても契約者配当金を割り当てることがあります。
 - ⇒●契約応当日、基本保険金額——第1条 ●契約日——第10条
 - ●保険契約の更新、更新日――第41条 ●保険契約の消滅――第2条、第25条
 - ●死亡保険金・高度障害保険金の支払――第2条

第38条 (契約者配当金の支払)

- 1. 第37条(契約者配当金の割当)第1項第1号の規定によって割り当てた契約者配当金は、つぎの事業年度に到来する5年ごとの契約応当日等の前日までの保険料が払い込まれている場合に限り、つぎの各号のとおり支払います。
 - (1) つぎの事業年度に到来する5年ごとの契約応当日等から当会社所定の利率による複利計算の利息をつけて当会社に 積み立てて置いて、保険契約が消滅したとき、または保険契約者から請求があったときに支払います。
 - (2) 第1号の規定によって支払う契約者配当金は、死亡保険金または高度障害保険金を支払うときはその保険金の受取人に、その他のときは保険契約者に支払います。
- 2. 第37条第1項第2号の規定によって割り当てた契約者配当金は、保険期間の満了時に保険契約者に支払います。ただし、保険期間の満了日までの保険料が払い込まれていることを要します。
- 3. 第37条第1項第3号の規定によって割り当てた契約者配当金は、死亡保険金または高度障害保険金を支払うときは保険金とともにその受取人に、その他のときは保険契約者に支払います。ただし、消滅する直前の年単位の契約応当日の前日までの保険料が払い込まれていることを要します。
- 4. 第37条第2項の規定によって割り当てた契約者配当金は、当会社の定める取扱にもとづき支払います。
- 5. 契約者配当金の支払時期および支払場所については、第7条(保険金および生存給付金の請求、支払時期および支払場所)の規定を準用します。
 - ⇒●契約応当日——第1条 ●保険契約の消滅——第2条、第25条
 - ●死亡保険金・高度障害保険金の支払――第2条

18. 時効

第39条 (時効)

保険金、生存給付金、解約返還金、契約者配当金その他この保険契約にもとづく諸支払金の支払または保険料払込の

19. 被保険者の業務、転居および旅行

第40条(被保険者の業務、転居および旅行)

保険契約の継続中に、被保険者がどのような業務に従事し、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、当会社は、保険契約の解除も保険料の変更もしないで、保険契約上の責任を負います。

20. 保険契約の更新

第41条 (保険契約の更新)

- 1. この保険契約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了の日の2か月前までに保険契約を継続しない旨を通知しない限り、保険契約(保険期間の満了日までの保険料が払い込まれている場合に限ります。)は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続されるものとし、この日を更新日とします。この場合、更新後の保険契約の型および保険期間は、更新前の保険契約の型および保険期間と同一とします。
- 2. 第1項の規定にかかわらず、つぎのいずれかに該当する場合は更新できません。
 - (1) 契約日から更新後の保険期間の満了日までの期間がこの保険契約の型に応じて、つぎの(7)または(4)の期間をこえるとき
 - (7) この保険契約の型がA型の場合には40年
 - (イ) この保険契約の型がB型の場合には30年
 - (2) 更新後の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が80歳をこえるとき
- 3. 更新後の保険契約の第1回保険料の払込については、第11条(保険料の払込)ならびに第15条(猶予期間および保険契約の失効)第1項、第3項および第4項の規定を準用します。この場合、更新後の保険契約の第1回保険料が猶予期間中に払い込まれなかったときは、保険契約の更新はなかったものとし、保険契約は更新前の保険契約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
- 4. 保険契約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。
 - (1) 更新された保険契約の保険期間の計算にあたっては更新日からその日を含めて計算するものとし、保険料は更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。
 - (2) 更新後の保険契約には、更新日における普通保険約款および保険料率が適用されます。
 - (3) 第2条(保険金および生存給付金の支払)、第8条(保険料払込の免除)および第23条(保険契約を解除できない場合)に関しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとします。
 - (4) 更新前の保険契約において告知義務違反による解除の事由があるときは、当会社は、更新後の保険契約を解除することができます。
 - (5) 当会社は、新たな保険証券を交付しません。
- 5. 更新日に当会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないときは、この保険契約にかえて、当会社所定の保険契約により、更新とみなして取り扱うことがあります。

⇒●契約日---第10条 ●年齢の計算---第35条

21. 管轄裁判所

第42条(管轄裁判所)

- 1. この保険契約における保険金または生存給付金の請求に関する訴訟については、つぎのいずれかの裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。
 - (1) 当会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所
 - (2) 保険金の受取人または生存給付金の受取人(保険金または生存給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者) の住所地と同一の都道府県内にある当会社の支社(同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社)の所在地 を管轄する地方裁判所
- 2. この保険契約における保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、第1項の規定を準用します。

22. 契約内容の登録

第43条 (契約内容の登録)

- 1. 当会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会(以下「協会」といいます。)に登録します。
 - (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)
 - (2) 死亡保険金の金額
 - (3) 契約日(復活が行われた場合は、最後の復活の日。以下第2項において同じ。)
 - (4) 当会社名
- 2. 第1項の登録の期間は、契約日から5年(契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、5年と契約日から被保険者が満15歳に達する日までの期間のいずれか長い期間)以内とします。
- 3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます。)は、第1項

の規定により登録された被保険者について、保険契約(死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下本条において同じ。)の申込(復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。)を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

- 4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、第3項によって連絡された内容を保険契約の承諾(復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。)の判断の参考とすることができるものとします。
- 5. 各生命保険会社等は、契約日(復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日。以下本項において同じ。)から5年(契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、5年と契約日から被保険者が満15歳に達する日までの期間のいずれか長い期間)以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- 6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、当会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9. 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法にもとづく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

23. 死亡保険金受取人を団体とする保険契約に関する特則

第44条(死亡保険金受取人を団体とする保険契約の請求書類に関する特則)

- 1. 官公署、会社、組合、工場その他の団体(個人事業主を含み、以下「団体」といいます。)を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約において、保険契約者である団体が当該保険契約の死亡保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等にもとづく死亡退職金または弔慰金等(以下「死亡退職金等」といいます。)として死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡保険金の請求の際、請求に必要な書類(別表 1)に加え、つぎの各号の書類を必要とします。
 - (1) 死亡退職金等の受給者が死亡保険金の請求内容を了知していることがわかる書類(死亡退職金等の受給者が2人以上であるときは、そのうち1人からの請求内容を了知していることがわかる書類の提出で足りるものとします。)
 - (2) 保険契約者である団体が第1号の死亡退職金等の受給者について受給者本人であることを確認した書類
- 2. 団体を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約において、保険契約者である団体が当該保険契約の高度障害保険金の全部またはその相当部分を弔慰金等として被保険者に支払うときは、高度障害保険金の請求の際、請求に必要な書類(別表 1)に加え、被保険者が高度障害保険金の請求内容を3知していることがわかる書類を必要とします。

24. 第1回保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の特則

第45条(第1回保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の特則)

- 1. 保険契約の締結の際、第1回保険料または第1回保険料充当金(以下「第1回保険料等」といいます。)をつぎの各号のいずれかの方法により払い込む場合、それぞれつぎに定める時に当会社が第1回保険料等を受け取ったものとします。
 - (1) 当会社の指定するクレジットカード(以下「クレジットカード」といいます。)により払い込む場合 当会社が、クレジットカードの有効性および第1回保険料等が利用限度額内であること等の確認を行った時(当会 社所定の利用票(以下「利用票」といいます。)を使用するときは、利用票を作成した時)
 - (2) 当会社の指定するデビットカード(以下「デビットカード」といいます。)により払い込む場合 当会社所定の端末機(以下「端末機」といいます。)にデビットカードを読み取らせ、端末機に当該カードの暗証番 号を入力した際に、口座引落確認を表す電文が表示された時
- 2. 第1項第1号の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれにも該当するときは、第1回保険料等の払込はなかったものとします。
 - (1) 当会社がクレジットカード発行会社から保険料相当額を受け取ることができないこと
 - (2) クレジットカード発行会社が、クレジットカードの名義人(クレジットカード発行会社の会員規約等により、クレジットカード利用にもとづく支払債務を負う者を含みます。)から保険料相当額を受け取ることができないこと
- 3. 第1項第1号に定める方法により第1回保険料等が払い込まれた場合で、当会社が保険契約の申込を承諾したときは、 当会社が責任を開始する日を保険契約者に通知します。ただし、利用票を作成した場合を除きます。
- 4. 保険契約に特約を中途付加する場合または保険契約に付加されている特約について当会社所定の金額の払込を要する 変更を行う場合で、その際に払い込むべき金額を、クレジットカードまたはデビットカードにより払い込むときは、そ の払込について、第1項から第3項までの規定を準用します。

⇒●責任開始期一第1条、第10条

25. 契約日が平成22年3月1日以前の保険契約が更新された場合の特則

第46条(契約日が平成22年3月1日以前の保険契約が更新された場合の特則)

契約日が平成22年3月1日以前の保険契約が更新された場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 本普通保険約款中「年一括払」とあるのは「年払」と、「半年一括払」とあるのは「半年払」と読み替えます。
- (2) 第11条(保険料の払込)第8項から第10項までの規定は適用しません。
- (3) 第11条第11項および第12項の規定は、年払契約および半年払契約について準用します。
- (4) 第25条(解約あよび解約返還金)第2項の規定にかかわらず、解約返還金は、保険料の払込年月数により計算します。

⇒●保険契約の更新――第41条

26. 契約日が平成24年10月1日以前の保険契約における高度障害保険金の代理請求

第47条 (契約日が平成24年10月1日以前の保険契約における高度障害保険金の代理請求)

契約日が平成24年10月1日以前の保険契約における高度障害保険金の代理請求については、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 高度障害保険金の受取人が高度障害保険金を自ら請求できないつぎのいずれかに該当する特別な事情があるときは、第2号に定める者が、請求に必要な書類(別表1) および特別な事情を示す書類(別表1) を提出して、高度障害保険金の受取人の代理人として高度障害保険金を請求することができます。ただし、高度障害保険金の受取人が法人である場合を除きます。
 - (7) 高度障害保険金の請求を行う意思表示が困難であると当会社が認めた場合
 - (イ) その他前(ア)に準じる状態であると当会社が認めた場合
- (2) 第1号の規定により高度障害保険金の受取人の代理人として高度障害保険金を請求することができる者はつぎの者とします。ただし、故意に高度障害保険金の支払事由を生じさせた者または故意に高度障害保険金の受取人を第1号 (ア)または(イ)に定める状態に該当させた者を除きます。
 - (7) この保険契約に付加されている特約において指定代理請求人があらかじめ指定されているときは、その者。ただし、請求時において、被保険者と同居しまたは生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者または3親等内の親族に限ります。
 - (4) 前(7)に該当する者がいない場合には、請求時において、被保険者と同居しまたは生計を一にしている死亡保険金 受取人(第3条(保険金および生存給付金の支払に関する補則)第5項および第6項の規定により死亡保険金受取 人となった者を除きます。)
- (3) 指定代理請求人の指定もしくは変更または死亡保険金受取人の変更が行われた場合には、つぎのとおりとします。
 - (7) 指定代理請求人の指定または変更が行われた場合、指定または変更前に支払事由が生じた高度障害保険金については、第1号および第2号の規定による請求は取り扱いません。
 - (イ) 死亡保険金受取人の変更が行われた場合、変更前に支払事由が生じた高度障害保険金については、変更後の死亡 保険金受取人による高度障害保険金の受取人の代理人としての請求は取り扱いません。
- (4) 本条の規定により高度障害保険金を請求する場合、第2号(1)に該当する死亡保険金受取人が2人以上のときは、当該受取人は共同して請求してください。
- (5) 本条の規定により高度障害保険金を請求する場合には、高度障害保険金のすえ置支払または年金支払は取り扱いません。
- (6) 本条の規定により当会社が高度障害保険金を高度障害保険金の受取人の代理人に支払ったときは、その後高度障害保険金の請求を受けても、当会社は、これを支払いません。
- (7) 本条の規定により高度障害保険金の請求を受けた場合、高度障害保険金の支払時期および支払場所については、第 7条(保険金および生存給付金の請求、支払時期および支払場所)の規定を準用します。
- (8) すえ置かれた高度障害保険金については本条の規定は適用しません。

27. 電磁的方法による保険契約の申込手続き等に関する特則

第48条 (電磁的方法による保険契約の申込手続き等に関する特則)

- 1. 保険契約者または被保険者は、当会社の承諾を得て、書面に代えて電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法)により、保険契約の申込および告知をすることができるものとします。
- 2. 第1項のほか、当会社は、別表1に定める請求書類について、書面に代えて電磁的方法により提出することを認めることがあります。
- 3. 保険契約に特約を中途付加する場合または保険契約に付加されている特約について請求書類を提出する場合、第1項 あよび第2項の規定を準用します。

別表 1 請求書類

(1) 保険金、保険料払込の免除の請求書類

	項目	必 要 書 類
1	死亡保険金	 (1) 当会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書(ただし、当会社が必要と認めた場合は当会社所定の様式による医師の死亡証明書) (3) 被保険者の死亡事実が記載された住民票(ただし、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (4) 死亡保険金受取人の戸籍抄本 (5) 死亡保険金受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
2	高度障害保険金	 (1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票(ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (4) 高度障害保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 最終の保険料払込を証する書類 (6) 保険証券
3	生存給付金	(1) 当会社所定の請求書(2) 被保険者の住民票(ただし、保険契約者と同一の場合は不要。また、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本)(3) 保険契約者の戸籍抄本と印鑑証明書(4) 最終の保険料払込を証する書類(5) 保険証券
4	保険料払込の免除	(1) 当会社所定の請求書(2) 不慮の事故であることを証する書類(3) 当会社所定の様式による医師の診断書(4) 最終の保険料払込を証する書類(5) 保険証券
5	高度障害保険金の 代理請求	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 高度障害保険金の受取人が高度障害保険金を自ら請求できない特別な事情を示す書類 (4) 被保険者および代理人の戸籍抄本 (5) 代理人の住民票と印鑑証明書 (6) 被保険者または代理人の健康保険証の写し (7) 最終の保険料払込を証する書類 (8) 保険証券
()-	主)当会社は、上記以外の書類	領の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

(2) その他の請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	保険契約の復活	(1) 当会社所定の復活請求書
'		(2) 被保険者についての当会社所定の告知書
		(1) 当会社所定の解約および解約返還金請求書
2	紹始本 F バ船物にごそ	(2) 保険契約者の印鑑証明書
	2 解約および解約返還金	(3) 最終の保険料払込を証する書類
		(4)保険証券
		(1) 当会社所定の保険契約存続通知書
		(2) 保険契約者の印鑑証明書
		(3) 保険契約の存続を申し出る保険金の受取人が保険契約者または被保険者の親族で
3	保険金の受取人による	あることを証する書類(ただし、保険契約の存続を申し出る者が被保険者本人で
3	保険契約の存続	ある場合は不要)
		(4) 保険契約の存続を申し出る保険金の受取人の印鑑証明書(ただし、保険契約の存
		続を申し出る者が被保険者本人である場合は被保険者の印鑑証明書)
		(5) 債権者等に所定の金額を支払ったことを証する書類

	項目	必 要 書 類
		(1) 当会社所定の請求書
4	基本保険金額の減額	(2) 保険契約者の印鑑証明書
-	至个体队业员少规语	(3) 最終の保険料払込を証する書類
		(4)保険証券
		(1) 当会社所定の請求書
5	契約者貸付	(2) 保険契約者の印鑑証明書
5	大小り石貝り	(3) 最終の保険料払込を証する書類
		(4) 保険証券
	当会社への通知による	(1) 当会社所定の名義変更請求書
6	死亡保険金受取人の変更	(2) 保険契約者の印鑑証明書
	3.6CK快亚文取八000至史	(3)保険証券
		(1) 当会社所定の名義変更請求書
		(2) 保険契約者の死亡事実が記載された住民票(ただし、当会社が必要と認めた場合
	遺言による死亡保険金	は戸籍抄本)
7	受取人の変更	(3) 遺言書の写しおよびその有効性を証する書類
	支収八の女子	(4) 保険契約者の相続人であることを証する書類と印鑑証明書(ただし、遺言執行者
		からの通知のときは遺言執行者であることを証する書類と印鑑証明書)
		(5)保険証券
		(1) 当会社所定の名義変更請求書
8	保険契約者の変更	(2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書
		(3)保険証券
		(1) 当会社所定の支払請求書
9	積み立てた契約者配当金	(2) 保険契約者の印鑑証明書
		(3)保険証券

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは表Aの定義による急激かつ偶発的な外来の事故とします。ただし、表Aの定義をすべて満たす場合であっても、表Bに掲げるものは対象となる不慮の事故に該当しません。

表A 急激・偶発・外来の定義

急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性または持続性
	が認められるものは該当しません。)
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者の故意にもとづかず、かつ、被保険者にとって予見できな
	いことをいいます。
外来	事故および事故の原因が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(疾病や疾病に起因する外因等
	身体の内部に原因があるものは該当しません。)

表B 不慮の事故に該当しないもの

衣 B		
1. 軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪した場合	
	における、その軽微な外因	
2. 疾病の診断、治療	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、処置および医薬品等の使用による有害作用(い	
を目的としたもの	ずれも患者の行った場合を含みます。)	
3. 疾病による障害の	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸	
状態にある者の窒息	入または嚥下による気道閉塞または窒息	
等		
4. 気象条件による過	つぎに掲げるもの	
度の高温、気圧の変	(1)気象条件による過度の高温(熱中症(日射病、熱射病)等の原因となったもの)	
化等および環境的要	(2) 高圧、低圧および気圧の変化(高山病、航空病、潜水病等の原因となったもの)	
因によるもの	(3) 食料、水分の不足(飢餓、脱水症等の原因となったもの)	
	(4) 身体の動揺(乗り物酔い等の原因となったもの)、騒音、振動	
5. 過度の肉体行使、	過度の肉体行使、レクリエーションその他の活動における過度の運動	
運動		
6. 化学物質、薬物の	つぎに掲げるもの	
作用、飲食物の摂取	(1) 接触皮膚炎の原因となった洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質の作用	
等	(2) アレルギー、皮膚炎等の原因となった外用薬の作用または薬物接触	
	(3) 細菌性の食中毒またはアレルギー性、中毒性の胃腸炎もしくは大腸炎等の原因となった飲	
	食物等の摂取	
7. 処刑	司法当局の命令により執行されたすべての処刑	

備考

C, mu			
該当例	非該当例		
つぎのようなものは、表Aの定義をすべて満たす場合に、	つぎのようなものは、表Aの定義のいずれかを満たさない		
急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。	ため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。		
・交通事故	・公害		
・転落、転倒	・職業病の原因となったもの		
・火災	・自殺および自傷行為		
・溺水	・感染症		
・窒息	・疾病の症状に起因する入浴中の溺水		

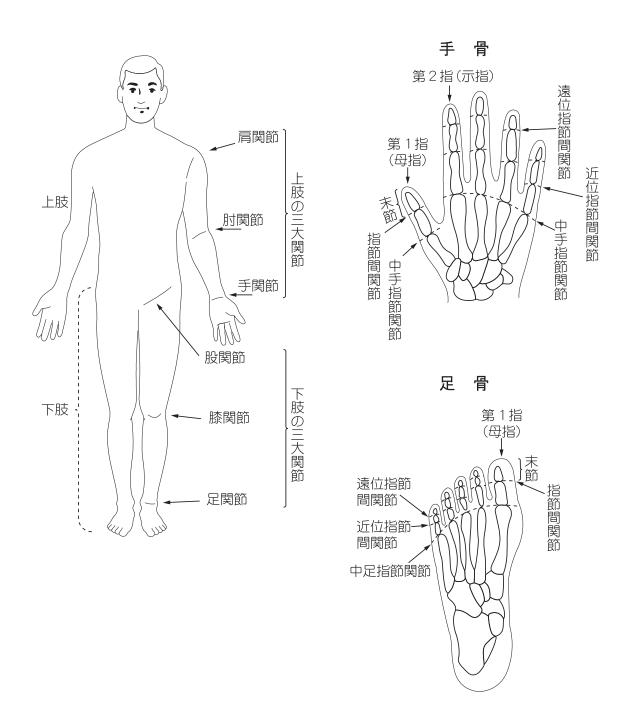
備 考

責任開始期以後の疾病

「責任開始期以後の疾病」とは、その疾病(医学上重要な関係にある疾病を含みます。)について、責任開始期前につぎのいずれにも該当しない場合をいいます。

- (1) 被保険者が医師の診療を受けたことがある場合
- (2) 被保険者が健康診断等において異常の指摘(要経過観察の指摘を含みます。) を受けたことがある場合
- (3) 被保険者が自覚可能な身体の異常が存在した場合または保険契約者が認識可能な被保険者の身体の異常が存在した場合

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。



特別条件付保険特約条項 (5年ごと配当付生存給付金付定期保険)

(平成24年3月2日改正)

第1条(特約条項の適用)

保険契約申込の際、被保険者の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合しないときは、普通保険約款のほか、この特約条項を適用します。

第2条(特別条件)

この特約により保険契約に付ける特別条件は、その危険の程度に応じて、つぎの各号のうちいずれか1つまたは2つの方法によります。

(1) 保険金額削減支払法

契約日からその日を含めて当会社の定める削減期間内に被保険者が死亡し、または高度障害状態(普通保険約款表 1)に該当したときは、基本保険金額につぎの割合を乗じて得た金額を死亡保険金または高度障害保険金の支払額として普通保険約款の規定を適用します。ただし、災害または所定の感染症(別表 1)による場合には、基本保険金額と同額を死亡保険金または高度障害保険金の支払額として普通保険約款の規定を適用します。

死亡日または高度障害状態		削	減 期	間	
該当日の属する保険年度	1年	2年	3年	4年	5年
第 1 年 度	50%	30%	25%	20%	15%
第 2 年 度		60%	50%	40%	30%
第 3 年 度			75%	60%	45%
第 4 年 度				80%	60%
第 5 年 度					80%

(2) 特別保険料領収法

- (7) 普通保険料に当会社の定める特別保険料を加算した金額を払い込むべき保険料とします。
- (イ) 普通保険約款の規定によって普通保険料の払込が免除された場合には、同時に特別保険料の払込を免除します。
- (ウ) 特別保険料に対する解約返還金については、普通保険約款の規定を適用します。

第3条(普通保険約款の規定の適用除外)

この特約付契約については、普通保険約款に定める保険契約の更新は取り扱いません。ただし、保険金額削減支払法の場合には、保険契約の更新を取り扱います。この場合、更新後の保険契約には更新前の保険金額削減支払法は適用しません。

別表1 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A 00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A 03
腸管出血性大腸菌感染症	A 04. 3
ペスト	A 20
ジフテリア	A 36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A 80
ラッサ熱	A 96. 2
クリミヤ・コンゴ出血熱	A 98. 0
マールブルグウイルス病	A 98. 3
エボラウイルス病	A 98. 4
痘瘡	B 03
重症急性呼吸器症候群 [SARS]	∪04
(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	

5年ごと配当付定期保険特約条項 目次

この特約の概要

笙	1	条	特約保険金の支払
カ	- 1	杰	

第2条 特約保険金の支払に関する補則

第3条 特約保険金の免責事由に該当した場合の取扱

第4条 特約保険金の請求、支払時期および支払場所

第5条 特約の保険料払込の免除

第6条 特約の締結

第7条 特約の責任開始期

第8条 特約の保険期間および保険料払込期間

第9条 特約の保険料の払込

第10条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱

第11条 特約の失効 第12条 特約の復活

第13条 告知義務

第14条 告知義務違反による解除 第15条 特約を解除できない場合 第16条 重大事由による解除

第17条 特約の解約

第18条 特約の返還金

第19条 特約の消滅とみなす場合

第20条 債権者等により特約が解約される場合の取扱

第21条 特約保険金額の減額

第22条 特約の更新

第23条 特約の契約者配当金

第24条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱

第25条 主契約について保険料の自動貸付の規定を適用

する場合の取扱

第26条 主契約を払済保険に変更する場合の取扱

第27条 5年ごと配当付養老保険特約または5年ごと配

当付終身保険特約への変更

第28条 5年ごと配当付逓減定期保険特約への変更

第29条 5年ごと配当付年金払定期保険特約への変更

第30条 5年ごと配当付逓減定期保険特約からこの特約

への変更

第31条 管轄裁判所

第32条 契約内容の登録

第33条 主約款の規定の準用

第34条 特約保険料の一部一時払の特則

第35条 5年ごと配当付養老保険に付加した場合の特則

第36条 保険料の払込方法(回数)が一時払の5年ごと 配当付終身保険に付加した場合の特則

第37条 保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保 除に付加した場合の特別

険に付加した場合の特則

第38条 5年ごと配当付生存給付金付定期保険に付加し た場合の特則

第39条 5年ごと配当付更新型終身移行保険に付加した

場合の特則

第40条 5年ごと配当付介護年金終身保障保険に付加し

た場合の特則

第41条 5年ごと配当付終身医療保険に付加した場合の

特則

第42条 5年ごと配当付介護年金保険(解約返還金なし

型)に付加した場合の特則

第43条 転換特約、部分保障変更特約または家族内保障

承継特約を付加した場合の特則

第44条 特別条件を付けた場合の特則

第45条 契約日が平成22年3月1日以前の主契約に付加

した場合の特則

第46条 契約日が平成24年10月1日以前の5年ごと配当

付介護年金終身保障保険または5年ごと配当付終身医療保険に付加した場合の特約高度障害保

険金の代理請求

5年ごと配当付定期保険特約条項

(2015年5月21日改正)

(この特約の概要)

この特約は、つぎの給付を行うことを主な内容とするものです。なお、特約死亡保険金額および特約高度障害保険金額は同額です。

	給付の内容		
特約死亡保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したときに支払います。		
特約高度障害保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に所定の高度障害状態に該当したときに支払います。		

第1条(特約保険金の支払)

この特約において支払う特約保険金はつぎのとおりです。

	特約保険金を支払う場合(以下「支払事由」 といいます。)	支払額	受取人	支払事由に該当しても特約保険金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
特約死亡保険金特約高	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき 被保険者がこの特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に高度障害状態(表 1)に該当し	特 約 保 険 金	特約死亡保険金受取人特約高度	つぎのいずれかにより左記の支払事由が 生じたとき (1) この特約の責任開始期(復活の取扱が 行われた後は最後の復活の際の責任開 始期。以下同じ。)の属する日からその 日を含めて3年以内の自殺 (2) 保険契約者または特約死亡保険金受 取人の故意 (3) 戦争その他の変乱 つぎのいずれかにより左記の支払事由が 生じたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意
度障害保険金	たとき。 この場合、責任開始期前にすでに生じてい た障害状態に、その障害状態の原因となっ た傷害または疾病と因果関係のない責任開 始期以後の傷害または疾病を原因とする障 害状態が新たに加わって高度障害状態に該 当したときを含みます。	額	特約高度障害保険金受取人	(2) 戦争その他の変乱

表 1 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

対象となる高度障害状態	備考
両眼の視力を全く永久に失ったもの 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	(1) 視力は、万国式試視力表により、1眼ずつ、矯正視力について測定します。(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいず
	れかの場合をいいます。 ① 語音構成機能障害で、つぎの(ア)から(I)までのうち3つ以上の状態に該当し、その回復の見込がない場合 (ア)いずれの口唇音についても発音ができない状態 (イ)いずれの四蓋音についても発音ができない状態 (ウ)いずれの口蓋音についても発音ができない状態 (I)いずれの喉頭音についても発音ができない状態
	□唇音 ま行音、ぱ行音、ぱ行音、わ行音、ふ歯舌音 な行音、た行音、だ行音、ら行音、さ行音、しゅ、し、ざ行音、じゅ□蓋音 か行音、が行音、や行音、ひ、にゅ、ぎゅ、ん・ 収頭音 は行音
	② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合 ③ 声帯全部の摘出により発音ができない場合 (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、口腔(舌を含みます。)の運動障害または欠損により、流動食以外のものは摂取できない状態(流動食を摂取できない状態も含みます。)で、その回復の見込のない場合をいいます。
中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの	「終身常に介護を要するもの」とは、つぎの1から8までの項目すべてについて、それぞれつぎに定める行為が自分ではできず、常に他人の介護を要する状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
	項目 行為
	1. 食物 はし、スプーン、フォーク等を使用して食物 の摂取 を口の中に運ぶこと
	2. 排便 洋式便器に座った状態で排便すること (便器 に座るまでの行為は含みません。)
	3. 排尿 洋式便器に座った状態で排尿すること(便器 に座るまでの行為は含みません。)
	4. 排便 排便および排尿後に身体の汚れたところを
	および 拭き取ること 排尿の
	後始末
	5. 衣服 ボタンのない肌着および下着を着たり脱い の着脱 だりすること
	6. 起居 横になった状態から起き上がり、座位を保つ こと
	7. 歩行 立った状態から歩くこと
	8. 入浴 一般家庭浴槽に出入りすること

対象となる高度障害状態 備考 (1) 「上肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの 両上肢を手関節以上で失ったもの いずれかの場合をいいます。 ① 上肢を自分の力では全く動かすことができない状態で、 両上肢の運動機能を全く永久に失ったもの その回復の見込のない場合 1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の運 ② 上肢の3大関節(肩関節、肘関節および手関節)すべて について、自分の力では全く動かすことができず、かつ、 動機能を全く永久に失ったもの 両下肢を足関節以上で失ったもの 他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、そ の回復の見込のない場合 (2) 「下肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの 両下肢の運動機能を全く永久に失ったもの いずれかの場合をいいます。 ① 下肢を自分の力では全く動かすことができない状態で、 1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の運 その回復の見込のない場合 動機能を全く永久に失ったもの ② 下肢の3大関節(股関節、膝関節および足関節)すべて 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節 について、自分の力では全く動かすことができず、かつ、 以上で失ったもの 他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、そ 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の運動機 の回復の見込のない場合 能を全く永久に失ったもの 1上肢の運動機能を全く永久に失い、かつ、1下肢 を足関節以上で失ったもの

第2条(特約保険金の支払に関する補則)

- 1. 特約死亡保険金受取人は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の死亡保険金受取人とし、それ以外の者に変更することはできません。
- 2. 特約高度障害保険金受取人は、主契約の高度障害保険金の受取人とし、それ以外の者に変更することはできません。
- 3. 被保険者の生死が不明の場合でも、当会社が死亡したものと認めたときは、特約死亡保険金を支払います。
- 4. 当会社が特約高度障害保険金を支払った場合には、この特約は、被保険者が高度障害状態(表 1)に該当した時に消滅したものとみなします。
- 5. 特約死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に特約高度障害保険金の請求を受けても、当会社はこれを支払いません。
- 6. 主契約の締結後にこの特約を付加したときで、主契約の高度障害保険金が支払われる場合でも、その支払事由の原因の発生が、この特約の責任開始期前であるときは、この特約の特約高度障害保険金は支払わず、被保険者が高度障害状態(表 1)に該当した時に消滅したものとみなして、当会社は、この特約の責任準備金を特約高度障害保険金受取人に支払います。この場合、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、この特約の責任準備金(第9条(特約の保険料の払込)第5項の規定により支払われる返還金を含みます。)からそれらの元利金を差し引きます。
- 7. 被保険者がこの特約の責任開始期前にすでに発病していた疾病を原因としてこの特約の責任開始期以後に高度障害状態(表1)に該当した場合でも、当会社が、この特約の締結または復活の際に、告知等により知っていたその疾病に関する事実(第15条(特約を解除できない場合)に規定する保険媒介者のみが知っていた事実は含みません。)を用いて承諾したときは、この特約の責任開始期以後に発病した疾病を原因として高度障害状態に該当したものとみなして、第1条(特約保険金の支払)の特約高度障害保険金の支払に関する規定を適用します。ただし、保険契約者または被保険者がその疾病に関する事実の一部のみを告げたことにより、当会社が重大な過失なくその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
- 8. 特約保険金を支払うときに主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、当会社は、特約保険金(第9条第5項の規定により支払われる返還金を含みます。)からそれらの元利金を差し引きます。
- 9. この特約の保険期間の満了日(更新限度となる最後の保険期間の満了日をいいます。以下本項において同じ。)に、高度障害状態(表 1)のうち回復の見込がないことのみが明らかでない場合でも、その後もその障害の状態が継続し、回復の見込がないことが明らかになったときは、保険期間の満了日に高度障害状態に該当したものとみなして第1条の規定を適用します。ただし、保険期間の満了日後に新たに生じた原因により、回復の見込がないこととなった場合を除きます。
- 10. 第9項の規定により特約高度障害保険金が支払われる場合で、この特約の保険期間の満了に伴う契約者配当金の支払がすでに行われているときは、当会社は、支払うべき特約高度障害保険金からその金額を差し引くものとします。

第3条(特約保険金の免責事由に該当した場合の取扱)

- 1. つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、当会社は、この特約の責任準備金を保険契約者に支払います。
 - (1) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき
 - (2) 特約死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき(ただし、第2項の場合を除きます。)
 - (3) 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき
- 2. 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、責任準備金その他の返還金の払戻はありません。

- 3. 特約死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人がこの特約死亡保険金の一部の受取人であるときは、特約死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の特約死亡保険金受取人に支払います。この場合、この特約のうち支払われない特約死亡保険金に対応する部分については第1項の規定を適用し、その部分の責任準備金を保険契約者に支払います。
- 4. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態(表 1)に該当した場合には、当会社は、特約死亡保険金または特約高度障害保険金を支払いません。ただし、その原因によって死亡し、または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、当会社は、その程度に応じ、特約死亡保険金または特約高度障害保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

第4条(特約保険金の請求、支払時期および支払場所)

- 1. 特約保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または特約保険金の受取人は、すみやかに当会社に通知してください。
- 2. 支払事由の生じた特約保険金の受取人は、当会社に、請求に必要な書類(別表 1)を提出して、特約保険金を請求してください。
- 3. 特約保険金の支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

第5条(特約の保険料払込の免除)

- 1. 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。
- 2. 第1項のほか、主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合にも、主約款の保険料払込の免除に関する規定を 準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

第6条(特約の締結)

- 1. 保険契約者は、主契約の契約日以後、当会社の定める取扱にもとづき、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。
- 2. 主契約の契約日後にこの特約を付加する場合、当会社は、保険証券を交付しません。

第7条(特約の責任開始期)

この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、当会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、当会社所定の金額を受け取った時(告知の前に受け取った場合には、告知の時)からこの特約上の責任を負います。

第8条(特約の保険期間および保険料払込期間)

この特約の保険期間および保険料払込期間は、第7条(特約の責任開始期)に規定する責任開始期から主契約の保険料払込期間の満了日を限度とし、当会社所定の範囲内で定めます。

第9条(特約の保険料の払込)

- 1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
- 2. 主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
- 3. 第1項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める契約応当日(月払契約の場合は月単位の契約応当日、半年一括払契約の場合は半年単位の契約応当日、年一括払契約の場合は年単位の契約応当日)以後その契約応当日の属する月の末日までに特約保険金の支払事由が生じた場合には、当会社は、特約保険金から未払込保険料を差し引きます。
- 4. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- 5. 主約款の保険契約の消滅等における保険料の残額に相当する金額の支払に関する規定は、この特約の年一括払保険料 および半年一括払保険料について準用します。
- 6. 主契約の保険料の払込方法(回数)が月払の場合で、すでにこの特約の保険料が払い込まれている主約款に定める保険料期間の中途でつぎの各号のいずれかの事由が生じたときであっても、当会社は、その保険料期間に対応するこの特約の保険料を払い戻しません。
 - (1) この特約の消滅
 - (2) 特約保険金額の減額
 - (3) この特約の保険料払込の免除
- 7. 第6項の規定は、主契約の保険料の払込方法(回数)が月払の場合のこの特約の第1回保険料について準用します。

第10条 (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

主約款に定める保険料払込の猶予期間中に、特約保険金の支払事由が生じた場合には、当会社は、特約保険金から未払込保険料を差し引きます。

第11条(特約の失効)

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第12条 (特約の復活)

- 1. 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2. 当会社は、第1項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の復活の取扱をします。この場合、主約款の復活の規定を準用します。

第13条(告知義務)

当会社が、この特約の締結または復活の際、特約保険金の支払事由または保険料払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、当会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

第14条(告知義務違反による解除)

- 1. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第13条(告知義務)の規定により当会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- 2. 当会社は、特約保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、特約保険金の支払または保険料払込の免除を行いません。また、すでに特約保険金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
- 3. 第2項の規定にかかわらず、特約保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が証明したときは、特約保険金を支払い、または保険料の払込を免除します。
- 4. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者または特約保険金の受取人に通知します。
- 5. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、当会社は、解約返還金があるときは、これと同額の返還金を保険契約者に支払います。

第15条(特約を解除できない場合)

当会社は、つぎのいずれかの場合には、第14条(告知義務違反による解除)の規定によるこの特約の解除をすることができません。ただし、第4号または第5号に規定する行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第13条(告知義務)の規定により当会社が告知を求めた事項のうち解除の原因となる事実について、事実を告げなかったと認められる場合または事実でないことを告げたと認められる場合には、第4号および第5号の規定は適用しません。

- (1) 当会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき
- (2) 当会社が、解除の原因があることを知った日の翌日からその日を含めて 1 か月を経過したとき
- (3) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、特約保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じたときを除きます。
- (4) 当会社のためにこの特約の締結の媒介を行うことができる者(当会社のためにこの特約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第13条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
- (5) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第13条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき

第16条 (重大事由による解除)

- 1. 当会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者または特約死亡保険金受取人が特約死亡保険金(他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および死亡保険金の名称の如何を問いません。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 - (2) 保険契約者、被保険者または特約高度障害保険金受取人がこの特約の特約高度障害保険金(保険料払込の免除を含みます。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 - (3) この特約の特約保険金(保険料払込の免除を含みます。)の請求に関し、その受取人(保険料払込の免除の請求については保険契約者)に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (7) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (I) 保険契約者または特約保険金の受取人が法人である場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

- (5) 当会社の保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする第 1号から第4号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 2. 当会社は、特約保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。 この場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による特約保険金(第1項第4号の事由にのみ該当した場合で、第1項第4号の事由に該当したのが特約保険金の受取人のみであり、その特約保険金の受取人が特約保険金の一部の受取人であるときは、特約保険金のうち、その受取人に支払われるべき特約保険金。以下本号において同じ。)を支払いません。また、すでにその支払事由により特約保険金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求します。
 - (2) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険料払込の免除事由による保険料払込の免除を行いません。また、 すでにその保険料払込の免除事由により保険料の払込を免除していたときは、当会社は、保険料の払込を免除しなか ったものとします。
- 3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者または特約保険金の受取人に通知します。
- 4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、当会社は、解約返還金があるときは、これと同額の返還金を保険契約者に支払います。
- 5. 第4項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によってこの特約を解除した場合で、特約保険金の一部の受取人について第2項第1号の規定を適用し特約保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない特約保険金に対応する部分の解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。

第17条 (特約の解約)

保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

第18条 (特約の返還金)

- 1. この特約の解約返還金は、経過年月数(保険料払込中の特約において経過年月数が保険料の払込年月数をこえている場合は払込年月数)により計算します。
- 2. この特約が解約または解除されたときは、当会社は、この特約の解約返還金を保険契約者に払い戻します。ただし、 主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返還金(第9条(特約の保険料 の払込)第5項の規定により支払われる返還金を含みます。)をそれらの元利金の返済にあてます。
- 3. この特約が第19条(特約の消滅とみなす場合)第1号の規定によって消滅した場合には、第2項の規定を準用します。 ただし、第2条(特約保険金の支払に関する補則)第6項ならびに第3条(特約保険金の免責事由に該当した場合の取 扱)第1項および第2項の場合は除きます。
- 4. 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返還金は、主契約の解約返還金に加えません。

第19条(特約の消滅とみなす場合)

つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 主契約が払済保険に変更されたとき

第20条 (債権者等により特約が解約される場合の取扱)

差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者によりこの特約が解約される場合のつぎの各号の取扱については、主約款の規定を準用します。

- (1) 解約の効力の発生
- (2) 特約の存続
- (3) 第1号により解約の効力が生じるまでまたは第2号により解約の効力が生じなくなるまでに、特約保険金の支払事由が生じた場合の取扱

第21条(特約保険金額の減額)

- 1. 保険契約者は、いつでも、当会社の定める取扱にもとづき、特約保険金額を減額することができます。ただし、減額後の特約保険金額は、当会社の定める金額以上であることを要します。
- 2.第1項の規定によって、この特約の保険金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

第22条 (特約の更新)

- 1. この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とします。
- 2. 第1項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、当会社は、第1項の更新を取り扱いません。
 - (1) この特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳のとき
 - (2) この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日と同一のとき
 - (3) 主契約の保険料の払込方法(回数) が一時払のとき
- 3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該

- 当する場合には、この特約は、当会社の定める取扱にもとづき、保険期間を変更して更新します。
- (1) 更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳をこえるとき
- (2) 更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえるとき
- (3) 主契約の締結後にこの特約を付加した場合で、この特約の更新日が、主契約に付加されている他の特約の更新日と同一であるとき
- 4. 保険契約者から申出があったときは、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の保険期間を変更して更新することができます。
- 5. 更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた主約款に定める保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条(特約の保険料の払込)第4項の規定を準用します。
- 6. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、主約款に定める保険料の自動貸付の規定を準用します。
- 7. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了日までにつぎの各号のいずれかの事由が生じたときは、第9条第3項および第10条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。
 - (1) この特約の特約保険金の支払事由
 - (2) 主契約の保険料払込の免除事由
 - (3) 主契約に付加されている特約の保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付の支払事由
- 8. この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。
 - (1) 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日からその日を含めて計算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の保険年齢によって計算します。
 - (2) 更新後のこの特約には、更新日における特約条項および保険料率が適用されます。
 - (3) 第1条(特約保険金の支払)および第15条(特約を解除できない場合)に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。
 - (4) 更新前のこの特約において告知義務違反による解除の事由があるときは、当会社は、更新後のこの特約を解除することができます。
 - (5) 当会社は、新たな保険証券を交付しません。

第23条 (特約の契約者配当金)

- 1. この特約の契約者配当金の割当および支払方法は、主契約に準じます。
- 2. この特約の保険期間が満了する場合には、つぎに定めるところによります。
 - (1) この特約の保険期間の満了日の翌日が到来する事業年度の直前の事業年度末に、主約款に定める契約者配当金の割当の規定に準じて、この特約の契約者配当金を割り当てます。
- (2) 第1号の規定によって割り当てられた契約者配当金は、主契約の契約者配当金の支払方法に準じて取り扱います。
- 3. 主契約の締結後に付加された特約、第22条(特約の更新)の規定により更新された特約または第30条(5年ごと配当付逓減定期保険特約からこの特約への変更)の規定により変更された特約については、主約款に定める契約者配当金の割当の規定によるほか、つぎのとおりとします。
 - (1) 特約付加後、更新後または変更後この特約の保険期間中に、主約款に定める5年ごとの契約応当日等が到来するときは、その到来する事業年度の直前の事業年度末に、この特約の契約者配当金を割り当てます。
 - (2) 特約付加の日、直前の更新日または変更の日からその日を含めて1年以内にこの特約が消滅するときは、その消滅する事業年度の直前の事業年度末におけるこの特約の契約者配当金の割当は行いません。
 - (3) 特約付加の日、直前の更新日または変更の日から所定年数を経過し、かつ、所定の条件を満たすこの特約に対しても、契約者配当金を割り当てることがあります。

第24条(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)

- 1. 主契約の死亡保険金額を減額した場合(主契約に付加されている他の特約が消滅した場合またはそれらの特約の保険金額を減額した場合を含みます。)でも、この特約はそのまま有効に継続します。
- 2. 主契約の保険料払込期間を短縮した場合、この特約の保険期間の満了日が、主契約の保険料払込期間の満了日をこえることとなるときは、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の保険期間を短縮することがあります。
- 3. この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日と同一の場合で、主契約の保険料払込期間を延長したときは、この特約の保険期間もこれにあわせて延長します。
- 4. 第2項または第3項の規定により、この特約の保険期間が変更された場合には、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、返還金をそれらの元利金の返済にあてます。

第25条(主契約について保険料の自動貸付の規定を適用する場合の取扱)

- 1. 主契約について主約款の保険料の自動貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返還金を、主契約の解約返還金に加えて取り扱います。
- 2. 第1項の保険料の自動貸付は、主契約の保険料とこの特約(更新後のこの特約を含みます。)の保険料との合計額について行うものとします。

第26条(主契約を払済保険に変更する場合の取扱)

主約款の規定により主契約を払済保険に変更する場合には、この特約の解約返還金を、主契約の解約返還金に加えて取り扱います。

第27条 (5年ごと配当付養老保険特約または5年ごと配当付終身保険特約への変更)

- 1. 保険契約者は、被保険者の同意を得て、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の全部または一部をつぎの各号のいずれかの特約(以下本条において「変更後特約」といいます。)へ変更することができます。
 - (1) 5年ごと配当付養老保険特約
 - (2) 5年ごと配当付終身保険特約
- 2. 本条の変更は、主契約の契約応当日(月払契約の場合は月単位の契約応当日、半年一括払契約の場合は半年単位の契約応当日、年一括払契約の場合は年単位の契約応当日)を変更日とし、変更日の前日までのこの特約および主契約の保険料が有効に払い込まれている場合に限り取り扱います。この場合、この特約の特約保険金額(この特約の一部を変更するときは、その部分に対応する特約保険金額)と変更後特約の特約保険金額は同額とします。
- 3. 変更後特約の保険料は、当会社の定める取扱にもとづき、変更日現在の被保険者の保険年齢を基準として計算します。
- 4. 本条の変更の際には、保険契約者は、当会社所定の金額を変更日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じて、主約款の保険料払込の猶予期間の規定を準用します。
- 5. 当会社は、第4項に定める当会社所定の金額を受け取ったときに、変更日から変更後特約上の責任を負います。
- 6. 本条の変更が行われた場合には、この特約(この特約の一部を変更するときは、その部分)は、変更日の前日に解約されたものとします。ただし、変更日が更新日の場合には、この特約は、更新日の前日にこの特約の保険期間が満了して消滅したものとします。
- 7. つぎの各号の場合には、本条の変更はなかったものとします。
 - (1) 第4項に定める当会社所定の金額が払い込まれないまま、変更日以後猶予期間の満了日までに、つぎのいずれかの事由が生じたとき
 - (7) 変更後特約の特約保険金の支払事由
 - (イ) 主契約の保険料払込の免除事由
 - (ウ) 主契約に付加されている特約の保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付の支払事由
 - (2) 第4項に定める当会社所定の金額が猶予期間の満了日までに払い込まれなかったとき
- 8. この特約が変更後特約に変更された場合、その変更後特約には変更日における特約条項および特約保険料率が適用されます。

第28条 (5年ごと配当付逓減定期保険特約への変更)

- 1. この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者は、被保険者の同意を得て、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の全部または一部を5年ごと配当付逓減定期保険特約へ変更することができます。
- 2. 本条の変更の場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を変更日とし、変更後の5年ごと配当付逓減定期保険特約の特約基本保険金額は、この特約の特約保険金額(この特約の一部を変更するときは、その部分に対応する特約保険金額)と同額とします。
- 3. 変更後の5年ごと配当付逓減定期保険特約の保険料は、変更日現在の被保険者の保険年齢によって計算します。
- 4. 本条の変更の際には、保険契約者は、変更後の5年ごと配当付逓減定期保険特約の第1回保険料を変更日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じて、主約款の保険料払込の猶予期間の規定を準用します。
- 5. 当会社は、変更後の5年ごと配当付逓減定期保険特約の第1回保険料を受け取ったときに、変更日から変更後の5年ごと配当付逓減定期保険特約上の責任を負います。
- 6. つぎの各号の場合には、本条の変更はなかったものとします。
 - (1) 変更後の5年ごと配当付逓減定期保険特約の第1回保険料が払い込まれないまま、変更日以後猶予期間の満了日までに、つぎのいずれかの事由が生じたとき
 - (7) 変更後の5年ごと配当付逓減定期保険特約の特約保険金の支払事由
 - (1) 主契約の保険料払込の免除事由
 - (ウ) 主契約に付加されている特約の保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付の支払事由
 - (2) 変更後の5年ごと配当付逓減定期保険特約の第1回保険料が猶予期間の満了日までに払い込まれなかったとき
- 7. この特約が5年ごと配当付逓減定期保険特約に変更された場合、変更後の5年ごと配当付逓減定期保険特約には変更日における特約条項および特約保険料率が適用されます。

第29条 (5年ごと配当付年金払定期保険特約への変更)

- 1. この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者は、被保険者の同意を得て、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の全部または一部を5年ごと配当付年金払定期保険特約へ変更することができます。
- 2. 本条の変更の場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を変更日とし、変更後の5年ごと配当付年金払定期保険特約の特約基本年金額は、当会社の定めた方法により計算します。
- 3. 変更後の5年ごと配当付年金払定期保険特約の保険料は、変更日現在の被保険者の保険年齢によって計算します。
- 4. 本条の変更の際には、保険契約者は、変更後の5年ごと配当付年金払定期保険特約の第1回保険料を変更日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じて、主約款の保険料払込の猶予期間の規定を準用します。
- 5. 当会社は、変更後の5年ごと配当付年金払定期保険特約の第1回保険料を受け取ったときに、変更日から変更後の5

年ごと配当付年金払定期保険特約上の責任を負います。

- 6. つぎの各号の場合には、本条の変更はなかったものとします。
- (1) 変更後の5年ごと配当付年金払定期保険特約の第1回保険料が払い込まれないまま、変更日以後猶予期間の満了日までに、つぎのいずれかの事由が生じたとき
 - (7) 変更後の5年ごと配当付年金払定期保険特約の特約年金の支払事由
 - (イ) 主契約の保険料払込の免除事由
 - (ウ) 主契約に付加されている特約の保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付の支払事由
- (2) 変更後の5年ごと配当付年金払定期保険特約の第1回保険料が猶予期間の満3日までに払い込まれなかったとき
- 7. この特約が5年ごと配当付年金払定期保険特約に変更された場合、変更後の5年ごと配当付年金払定期保険特約には変更日における特約条項および特約保険料率が適用されます。
- 8. この特約を5年ごと配当付遺族収入保障特約とあわせて主契約に付加した場合、第1項から第7項までの規定にかかわらず、5年ごと配当付年金払定期保険特約への変更は取り扱いません。

第30条 (5年ごと配当付逓減定期保険特約からこの特約への変更)

5年ごと配当付逓減定期保険特約条項に定めるところにより、5年ごと配当付逓減定期保険特約からこの特約に変更された場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 本条の変更が行われた場合は、第7条(特約の責任開始期)の規定にかかわらず、変更前の5年ごと配当付逓減定期保険特約の特約条項に定める変更日からこの特約上の責任を負います。
- (2) 第1条(特約保険金の支払)および第15条(特約を解除できない場合)に関しては、変更前の5年ごと配当付逓減 定期保険特約の保険期間と変更後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
- (3) 変更前の5年ごと配当付逓減定期保険特約において告知義務違反による解除の事由があるときは、当会社は、変更後のこの特約を解除することができます。
- (4) 当会社は、新たな保険証券を交付しません。

第31条(管轄裁判所)

この特約における特約保険金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を 準用します。

第32条 (契約内容の登録)

- 1. 当会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会(以下「協会」といいます。)に登録します。
 - (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)
 - (2) 特約死亡保険金の金額
 - (3) 契約日(復活が行われた場合は、最後の復活の日。また、主契約の契約日後にこの特約を付加した場合は、この特約の付加の日。以下第2項において同じ。)
 - (4) 当会社名
- 2. 第1項の登録の期間は、契約日から5年(契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、5年と契約日から被保険者が満15歳に達する日までの期間のいずれか長い期間)以内とします。
- 3.協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます。)は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約(死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下本条において同じ。)の申込(復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。)を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- 4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、第3項によって連絡された内容を保険契約の承諾(復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。)の判断の参考とすることができるものとします。
- 5. 各生命保険会社等は、契約日(復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日。以下本項において同じ。)から5年(契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、5年と契約日から被保険者が満15歳に達する日までの期間のいずれか長い期間)以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- 6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、当会社または協会に照会することができます。 また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9. この特約を主契約の契約日後付加した場合は、主契約、特約死亡保険金のある特約または災害保険金もしくは災害割増保険金のある特約の契約内容の登録の期間は、主約款、特約死亡保険金のある特約または災害保険金もしくは災害割増保険金のある特約の規定にかかわらず、この特約の付加の日から5年(この特約の付加の日において被保険者が満15歳未満の場合は、5年とこの特約の付加の日から被保険者が満15歳に達する日までの期間のいずれか長い期間)以内とします。
- 10. 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金と

あるのは、農業協同組合法にもとづく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第33条(主約款の規定の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第34条(特約保険料の一部一時払の特則)

- 1. 保険契約者は、この特約の締結(5年ごと配当付逓減定期保険特約からこの特約に変更される場合を含みます。)または更新の際、この特約の一部について、当会社の定める取扱にもとづき、特約保険料の払込方法を一時払とすることができます。この場合のこの特約は、つぎの各号の部分から構成されます。
 - (1) 特約保険料の一時払に対応する部分(以下「一時払特約保険部分」といいます。)
 - (2) 特約保険料の年一括払、半年一括払および月払に対応する部分(以下「分割払特約保険部分」といいます。)
- 2. 一時払特約保険部分があるこの特約については、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 第5条(特約の保険料払込の免除)の規定は、一時払特約保険部分には適用しません。
 - (2) 一時払特約保険部分または分割払特約保険部分のみの解約は取り扱いません。
 - (3) 第24条(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)第4項の規定により、この特約の保険期間を変更する場合、当会社の定める取扱にもとづき、一時払特約保険部分と分割払特約保険部分との構成比率を改めます。
 - (4) 第27条(5年ごと配当付養老保険特約または5年ごと配当付終身保険特約への変更)の規定により、この特約の一部を変更する場合、分割払特約保険部分の一部についてのみ当会社の定める取扱にもとづき取り扱います。
- 3. 一時払特約保険部分があるこの特約の更新の際に、保険契約者から、更新後のこの特約の一部について、特約保険料の払込方法を一時払とする旨の申出がないときは、この特約の全部について、更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数) は、主契約の保険料の払込方法(回数)と同一とします。
- 4. 第3項の場合で、一時払特約保険部分があるこの特約の保険料の払込が免除されているときは、この特約の全部について、更新後のこの特約の保険料の払込を免除します。
- 5. 第3項および第4項の規定にかかわらず、保険料の払込が免除された後に更新された場合で、かつ、その更新時に一時払特約保険部分の保険料を一時払で払い込んでいる場合に、この特約を更新するときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 更新後のこの特約の保険金額は、更新前の分割払特約保険部分の保険金額と同額とします。
 - (2) 第1号の規定にかかわらず、保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までに更新前の一時払特約保険部分に対応する保険金額について、更新の請求を行ったときは、一時払特約保険部分の更新も取り扱います。この場合、第22条(特約の更新)の規定を準用するほか、つぎのとおりとします。
 - (7) 更新後の一時払特約保険部分の保険金額は、更新前の一時払特約保険部分の保険金額を限度とします。
 - (イ) 更新後の一時払特約保険部分の保険料は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。
 - (ウ) 更新後のこの特約については、本特則に定めるところによります。

第35条(5年ごと配当付養老保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間は、第8条(特約の保険期間および保険料払込期間)の規定にかかわらず、主契約の保険期間を限度とし、当会社所定の範囲内で定めます。ただし、主契約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳をこえることとなる場合には、この特約の保険期間は、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。
- (2) この特約の保険期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い 込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法(回数)にかかわらず年一括払保険料とし、当会社の定め る取扱にもとづき、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
- (3) 第2号の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
- (4) 第2号に規定する前納が行われなかった場合には、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。
- (5) この特約の保険期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合、主契約の保険料払込期間経過後においても、この特約の保険料について主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用します。
- (6) 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間の満了日が、主契約の保険期間の満了日をこえることとなるときは、その限度までこの特約の保険期間を短縮します。
- (7) この特約の保険期間の満了日が主契約の保険期間の満了日と同一の場合で、主契約の保険期間を延長したときは、 当会社の定める取扱にもとづき、この特約の保険期間を延長することがあります。
- (8) 第6号または第7号の規定により、この特約の保険期間が変更された場合には、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、返還金をそれらの元利金の返済にあてます。
- (9) 第23条(特約の契約者配当金)第3項第1号中「主約款に定める5年ごとの契約応当日等」とあるのは「主約款に 定める5年ごとの契約応当日」と読み替えます。

第36条(保険料の払込方法(回数)が一時払の5年ごと配当付終身保険に付加した場合の特則)

この特約を保険料の払込方法(回数)が一時払の5年ごと配当付終身保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間は、第8条(特約の保険期間および保険料払込期間)の規定にかかわらず、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。
- (2) この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加したときは、つぎのとおりとします。
 - (7) 主契約の全部について5年ごと配当付年金支払移行特約条項を適用した場合には、この特約の保険期間は、5年ごと配当付年金支払移行特約の締結日の前日までとします。この場合、この特約は、5年ごと配当付年金支払移行特約の締結日の前日に保険期間が満了して消滅したものとして、その解約返還金を主契約の責任準備金に加えて、5年ごと配当付年金支払移行特約条項に定める特約基本年金額の計算をします。
 - (イ) 主契約の一部について5年ごと配当付年金支払移行特約条項を適用した場合、5年ごと配当付年金支払移行特約条項を適用しない終身保険部分(残存する死亡保障部分をいいます。以下同じ。)が解約その他の事由によって消滅したときは、第19条(特約の消滅とみなす場合)の規定によるほか、この特約は消滅します。
 - (ウ) 主契約の一部について5年ごと配当付年金支払移行特約条項を適用した場合、「主契約の死亡保険金額」とあるのは「5年ごと配当付年金支払移行特約条項を適用しない終身保険部分の死亡保険金額」と読み替えて第24条(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)第1項の規定を適用します。
- (3) この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加したときは、第2号中「5年ごと配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約」と、「5年ごと配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項」と読み替えて第2号(7)から(か)までの規定を適用します。
- (4) この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと配当付介護割増年金移行特約を付加したときは、第2号中「5年ごと配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付介護割増年金移行特約」と、「5年ごと配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付介護割増年金移行特約条項」と読み替えて第2号(7)から(ウ)までの規定を適用します。
- (5) この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約を付加したときは、第2号中「5年ごと配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約」と、「5年ごと配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項」と読み替えて第2号(7)から(ウ)までの規定を適用します。

第37条(保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険に付加した場合の特則)

この特約を保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間は、第8条(特約の保険期間および保険料払込期間)の規定にかかわらず、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。
- (2) この特約の保険期間中に、保険契約者が主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了するときは、第1号の規定にかかわらず、この特約の保険期間は、保険料の払込完了日の前日までとします。この場合、この特約は、保険料の払込完了日の前日に保険期間が満了して消滅したものとして、その解約返還金を保険契約者に支払います。
- (3) この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の全部について5年ごと配当付年金支払移行特約条項を適用したときは、第1号の規定にかかわらず、この特約の保険期間は、5年ごと配当付年金支払移行特約の締結日の前日までとします。この場合、この特約は、5年ごと配当付年金支払移行特約の締結日の前日に保険期間が満了して消滅したものとして、その解約返還金を主契約の責任準備金に加えて、5年ごと配当付年金支払移行特約条項に定める特約基本年金額の計算をします。
- (4) この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加し、主契約の全部について5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項を適用したときは、第3号中「5年ごと配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約」と、「5年ごと配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項」と読み替えて第3号の規定を適用します。

第38条 (5年ごと配当付生存給付金付定期保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付生存給付金付定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者は、第6条(特約の締結)の規定によるほか、主契約更新の際にも被保険者の同意を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、当会社がこの特約付加の申込を承諾したときは、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
 - (7) この特約の第1回保険料を受け取った時(告知の前に受け取った場合には、告知の時)
 - (イ)更新前にこの特約の第1回保険料を受け取り、かつ、告知を受けた場合には、更新の時
- (2) この特約の保険期間の満了日は、第8条(特約の保険期間および保険料払込期間)の規定にかかわらず、主契約の保険期間の満了日と同一とします。
- (3) この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主契約と同時に更新されます。この場合にはつぎのとおりとします。
 - (7) 第22条 (特約の更新) の規定は適用せず、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (ウ) 特約保険金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (4) 第3号の規定により、この特約が更新される場合で、更新日に当会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約にかえて、当会社所定の特約により、更新とみなして取り扱うことがあります。

第39条(5年ごと配当付更新型終身移行保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付更新型終身移行保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第6条(特約の締結)中「主契約の契約日以後」とあるのは「主契約の契約日後」と読み替えます。
- (2) 第24条(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)第1項中「死亡保険金額」とあるのは「保険金額(逓減基本保険金額および基本年金額を含みます。)」と読み替えます。
- (3) 保険契約者は、第6条の規定によるほか、主契約更新の際にも被保険者の同意を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、当会社がこの特約付加の申込を承諾したときは、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
 - (7) この特約の第1回保険料を受け取った時(告知の前に受け取った場合には、告知の時)
 - (イ)更新前にこの特約の第1回保険料を受け取り、かつ、告知を受けた場合には、更新の時
- (4) この特約の保険期間の満了日は、第8条(特約の保険期間および保険料払込期間)の規定にかかわらず、主契約の 保険期間の満了日と同一とします。
- (5) この特約の保険期間が満了する場合で、かつ、主約款の規定により主契約が更新される場合には、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主契約と同時に更新されます。この場合にはつぎのとおりとします。
 - (7) 第22条(特約の更新)の規定は適用せず、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (ウ) 特約保険金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間 とは継続されたものとして取り扱います。
- (6) 第5号の規定により、この特約が更新される場合で、更新日に当会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、 この特約にかえて、当会社所定の特約により、更新とみなして取り扱うことがあります。
- (7) この特約の保険期間の満了日の翌日が主契約の指定年齢到達日である場合には、第22条の規定にかかわらず、この特約の更新は取り扱いません。

第40条 (5年ごと配当付介護年金終身保障保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付介護年金終身保障保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条(特約保険金の支払に関する補則)第1項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。
- (2) 第2条第2項中「高度障害保険金の受取人」とあるのは「介護年金の受取人」と読み替えます。
- (3) 特約高度障害保険金については、主約款に定める死亡給付金支払方法の選択の規定を準用して、一時支払にかえて、当会社の定める取扱にもとづき、すえ置支払または年金支払を選択することができます。
- (4) この特約の契約者配当金の割当および支払方法は、第23条(特約の契約者配当金)の規定によるほか、つぎのとおり取り扱います。この場合、割り当てられたこの特約の契約者配当金は、特約高度障害保険金を支払うときはその保険金の受取人に支払い、特約死亡保険金を支払うときは主契約の契約者配当金に加えて支払います。
 - (7) 主契約の第1回の介護年金の支払日前において特約高度障害保険金が支払われるときは、主契約の死亡給付金が 支払われるときに準じて取り扱います。
 - (イ) 主契約の第1回の介護年金の支払日以後において特約死亡保険金または特約高度障害保険金が支払われるときは、被保険者が死亡したときに準じて取り扱います。
- (5) 第24条(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)第1項中「死亡保険金額」とあるのは「基本介護年金額」と読み替えます。
- (6) 保険料の払込方法(回数)が一時払の5年ごと配当付終身保険特約への変更を除き、第27条(5年ごと配当付養老保険特約または5年ごと配当付終身保険特約への変更)および第29条(5年ごと配当付年金払定期保険特約への変更)の規定は適用しません。
- (7) 第34条(特約保険料の一部一時払の特則)第5項の規定は適用しません。
- (8) 主契約の保険料の払込方法(回数) が一時払の場合には、つぎのとおりとします。
 - (7) この特約の保険期間は、第8条(特約の保険期間および保険料払込期間)の規定にかかわらず、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。
 - (4) この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加したときは、前(?)の規定にかかわらず、この特約の保険期間は、5年ごと配当付年金支払移行特約の締結日の前日までとします。この場合、この特約は、5年ごと配当付年金支払移行特約の締結日の前日に保険契約が満了して消滅したものとして、その解約返還金を主契約の責任準備金に加えて、5年ごと配当付年金支払移行特約条項に定める特約基本年金額の計算をします。
 - (ウ) この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加したときは、前(イ)中「5年ごと配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約」と、「5年ごと配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項」と読み替えて前(イ)の規定を適用します。
- (9) 主契約の保険料払込期間が終身の場合には、つぎのとおりとします。
 - (7) この特約の保険期間は、第8条の規定にかかわらず、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。
 - (4) この特約の保険期間中に、保険契約者が主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了するときは、前(7)の規定にかかわらず、この特約の保険期間は、保険料の払込完了日の前日までとします。この場合、この特約は、保険料の払込完了日の前日に保険期間が満了して消滅したものとして、その解約返還金を保険契約者に支払います。

- (ウ) この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加したときは、前(ア)の規定にかかわらず、この特約の保険期間は、5年ごと配当付年金支払移行特約の締結日の前日までとします。この場合、この特約は、5年ごと配当付年金支払移行特約の締結日の前日に保険期間が満了して消滅したものとして、その解約返還金を主契約の責任準備金に加えて、5年ごと配当付年金支払移行特約条項に定める特約基本年金額の計算をします。
- (I) この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加したときは、前(ウ)中「5年ごと配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約」と、「5年ごと配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項」と読み替えて前(ウ)の規定を適用します。

第41条(5年ごと配当付終身医療保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付終身医療保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条(特約保険金の支払に関する補則)第1項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。
- (2) 第2条第2項中「高度障害保険金の受取人」とあるのは「災害入院給付金および疾病入院給付金の受取人」と読み替えます。
- (3) 特約高度障害保険金については、主約款に定める死亡給付金支払方法の選択の規定を準用して、一時支払にかえて、 当会社の定める取扱にもとづき、すえ置支払または年金支払を選択することができます。
- (4) この特約の契約者配当金の割当および支払方法は、第23条(特約の契約者配当金)の規定によるほか、特約高度障害保険金が支払われるときは、主契約の死亡給付金が支払われるときに準じて取り扱います。この場合、割り当てられたこの特約の契約者配当金は、特約高度障害保険金とともにその保険金の受取人に支払います。
- (5) 第24条(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)第1項中「死亡保険金額」とあるのは「入院給付金日額」と読み替えます。
- (6) 第25条(主契約について保険料の自動貸付の規定を適用する場合の取扱)第1項の規定にかかわらず、主契約について主約款の保険料の自動貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返還金を、保険料の自動貸付の限度として主約款に定める額に加えて取り扱います。
- (7) 保険料の払込方法(回数)が一時払の5年ごと配当付終身保険特約への変更を除き、第27条(5年ごと配当付養老保険特約または5年ごと配当付終身保険特約への変更)の規定は適用しません。
- (8) 第34条(特約保険料の一部一時払の特則)第5項の規定は適用しません。
- (9) 主契約の保険料払込期間が終身の場合には、この特約の保険期間は、第8条(特約の保険期間および保険料払込期間)の規定にかかわらず、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。

第42条(5年ごと配当付介護年金保険(解約返還金なし型)に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付介護年金保険(解約返還金なし型)に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条(特約保険金の支払に関する補則)第1項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。
- (2) 第2条第2項中「高度障害保険金の受取人」とあるのは「介護年金の受取人」と読み替えます。
- (3) 特約高度障害保険金については、主約款に定める死亡給付金支払方法の選択の規定を準用して、一時支払にかえて、当会社の定める取扱にもとづき、すえ置支払を選択することができます。
- (4) この特約の保険期間は、第8条(特約の保険期間および保険料払込期間)の規定にかかわらず、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。
- (5) この特約の契約者配当金の割当および支払方法は、第23条(特約の契約者配当金)の規定によるほか、つぎのとおり取り扱います。この場合、割り当てられたこの特約の契約者配当金は、特約高度障害保険金を支払うときはその保険金の受取人に支払い、特約死亡保険金を支払うときは主契約の契約者配当金に加えて支払います。
 - (7) 主契約の第1回の介護年金の支払日前において特約高度障害保険金が支払われるときは、主契約の死亡給付金が 支払われるときに準じて取り扱います。
 - (イ) 主契約の第1回の介護年金の支払日以後において特約死亡保険金または特約高度障害保険金が支払われるときは、被保険者が死亡したときに準じて取り扱います。
- (6) 第24条 (主契約の内容変更に伴う特約の取扱) 第 1 項中「死亡保険金額」とあるのは「基本介護年金額」と読み替えます。
- (7) 第27条(5年ごと配当付養老保険特約または5年ごと配当付終身保険特約への変更)および第29条(5年ごと配当付年金払定期保険特約への変更)の規定は適用しません。

第43条 (転換特約、部分保障変更特約または家族内保障承継特約を付加した場合の特則)

- 1. 転換特約条項の規定を適用して、転換価格を充当したこの特約については、「一時払特約保険部分」とあるのは「転換部分」と、「分割払特約保険部分」とあるのは「保険料払込部分」と読み替えて第34条(特約保険料の一部一時払の特則)第2項から第5項までの規定を適用します。
- 2. 部分保障変更特約条項の規定を適用して、変更価格を充当したこの特約については、「一時払特約保険部分」とあるのは「変更部分」と、「分割払特約保険部分」とあるのは「保険料払込部分」と読み替えて第34条第2項から第5項までの規定を適用します。
- 3. 家族内保障承継特約条項の規定を適用して、承継価格を充当したこの特約については、「一時払特約保険部分」とあるのは「承継部分」と、「分割払特約保険部分」とあるのは「保険料払込部分」と読み替えて第34条第2項から第5項まで

第44条(特別条件を付けた場合の特則)

- 1. この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合しない場合には、その危険の種類および程度に応じて、つぎの各号のうちいずれか1つまたは2つの方法によって取り扱います。
 - (1) 特約保険金額削減支払法

契約日からその日を含めて当会社の定める削減期間内に被保険者が死亡し、または高度障害状態(表 1)に該当したときは、特約保険金額につぎの割合を乗じて得た金額を特約死亡保険金または特約高度障害保険金の支払額として第 1条(特約保険金の支払)の規定を適用します。ただし、災害または所定の感染症(別表 2)による場合には、特約保険金額と同額を特約死亡保険金または特約高度障害保険金の支払額として第 1条の規定を適用します。

死亡日または高度障害状態				削	減 期	間		
該当日の属する保険年度			1年	2年	3年	4年	5年	
第	1	年	度	50%	30%	25%	20%	15%
第	2	年	度		60%	50%	40%	30%
第	3	年	度			75%	60%	45%
第	4	年	度				80%	60%
第	5	年	度					80%

(2) 特別保険料領収法

- (7) 当会社の定める特別保険料を加算した金額をこの特約の保険料とします。
- (イ) 第5条(特約の保険料払込の免除)の規定によってこの特約の保険料の払込が免除された場合には、同時に特別 保険料の払込を免除します。
- 2. 本条の規定により特別条件が付けられた場合には、つぎの各号の取扱は行いません。
 - (1) この特約の更新。ただし、特約保険金額削減支払法の場合には、この特約の更新を取り扱います。この場合、更新後のこの特約には更新前の特約保険金額削減支払法は適用しません。
 - (2) この特約の保険期間の変更を伴う、主契約の保険期間または保険料払込期間の変更
 - (3) 主契約の払済保険への変更。ただし、特約保険金額削減支払法の場合、削減期間経過後は、主契約の払済保険への変更を取り扱います。
 - (4) 5年ごと配当付養老保険特約または5年ごと配当付終身保険特約への変更。ただし、特約保険金額削減支払法の場合、削減期間経過後は、5年ごと配当付養老保険特約または5年ごと配当付終身保険特約への変更を取り扱います。
 - (5) 5年ごと配当付逓減定期保険特約または5年ごと配当付年金払定期保険特約への変更。ただし、特約保険金額削減 支払法の場合は、5年ごと配当付逓減定期保険特約または5年ごと配当付年金払定期保険特約への変更を取り扱いま す。

第45条 (契約日が平成22年3月1日以前の主契約に付加した場合の特則)

この特約を契約日が平成22年3月1日以前の主契約に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「半年一括払」とあるのは「半年払」と、「年一括払」とあるのは「年払」と読み替えます。
- (2) 第9条(特約の保険料の払込)第5項の規定は適用しません。
- (3) 第9条第6項および第7項の規定は、この特約の年払保険料および半年払保険料について準用します。
- (4) 第18条(特約の返還金)第1項の規定にかかわらず、この特約の解約返還金は、保険料の払込年月数により計算します。

第46条(契約日が平成24年10月1日以前の5年ごと配当付介護年金終身保障保険または5年ごと配当付終身医療保険に付加した場合の特約高度障害保険金の代理請求)

この特約を契約日が平成24年10月1日以前の5年ごと配当付介護年金終身保障保険または5年ごと配当付終身医療保険に付加した場合の特約高度障害保険金の代理請求については、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 特約高度障害保険金受取人が特約高度障害保険金を自ら請求できないつぎのいずれかに該当する特別な事情があるときは、第2号に定める者が、請求に必要な書類(別表1) および特別な事情を示す書類(別表1) を提出して、特約高度障害保険金受取人の代理人として特約高度障害保険金を請求することができます。ただし、特約高度障害保険金受取人が法人である場合を除きます。
 - (7) 特約高度障害保険金の請求を行う意思表示が困難であると当会社が認めた場合
 - (イ) その他前(ア)に準じる状態であると当会社が認めた場合
- (2) 第1号の規定により特約高度障害保険金受取人の代理人として特約高度障害保険金を請求することができる者はつぎの者とします。ただし、故意に特約高度障害保険金の支払事由を生じさせた者または故意に特約高度障害保険金受取人を第1号(7)または(分に定める状態に該当させた者を除きます。
 - (7) 指定代理請求人があらかじめ指定されているときは、その者。ただし、請求時において、被保険者と同居しまた は生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者または3親等内の親族に限ります。
 - (イ) 前(ア)に該当する者がいない場合には、請求時において、被保険者と同居しまたは生計を一にしている主契約の死亡給付金受取人(主契約の死亡給付金受取人が死亡したことにより、主約款の規定にもとづき、主契約の死亡給付金受取人となった者を除きます。)
- (3) 指定代理請求人の指定もしくは変更または主契約の死亡給付金受取人の変更が行われた場合には、つぎのとおりと

します。

- (7) 指定代理請求人の指定または変更が行われた場合、指定または変更前に支払事由が生じた特約高度障害保険金については、第1号および第2号の規定による請求は取り扱いません。
- (イ) 主契約の死亡給付金受取人の変更が行われた場合、変更前に支払事由が生じた特約高度障害保険金については、変更後の主契約の死亡給付金受取人による特約高度障害保険金受取人の代理人としての請求は取り扱いません。
- (4) 本条の規定により特約高度障害保険金を請求する場合、第2号(イ)に該当する主契約の死亡給付金受取人が2人以上のときは、当該受取人は共同して請求してください。
- (5) 本条の規定により特約高度障害保険金を請求する場合には、特約高度障害保険金のすえ置支払または年金支払は取り扱いません。
- (6) 本条の規定により当会社が特約高度障害保険金を特約高度障害保険金受取人の代理人に支払ったときは、その後特約高度障害保険金の請求を受けても、当会社はこれを支払いません。
- (7) 本条の規定により特約高度障害保険金を請求する場合で、第4条(特約保険金の請求、支払時期および支払場所) 第3項の規定にもとづき必要な事項の確認を行う際、本条に定める代理人が、正当な理由がなく当該確認を妨げ、ま たはこれに応じなかったとき(当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)は、当会社 は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約高度障害保険金を支払いません。
- (8) すえ置かれた特約高度障害保険金については本条の規定は適用しません。

別表 1 請求書類

	項 目	必 要 書 類			
1	特約死亡保険金	当会社所定の請求書			
2	特約高度障害保険金	当会社所定の請求書			
3	特約高度障害保険金の 代理請求	 (1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 特約高度障害保険金受取人が特約高度障害保険金を自ら請求できない特別な事情を示す書類 (4) 被保険者および代理人の戸籍抄本 (5) 代理人の住民票と印鑑証明書 (6) 被保険者または代理人の健康保険証の写し (7) 最終の保険料払込を証する書類 (8) 保険証券 			
()=	(注) 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。				

別表2 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害 あよび死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内 容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A 04. 3
ペスト	A 20
ジフテリア	A 36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A 96. 2
クリミヤ・コンゴ出血熱	A 98. 0
マールブルグウイルス病	A 98. 3
エボラウイルス病	A 98. 4
痘瘡	B 03
重症急性呼吸器症候群 [SARS]	∪04
(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	

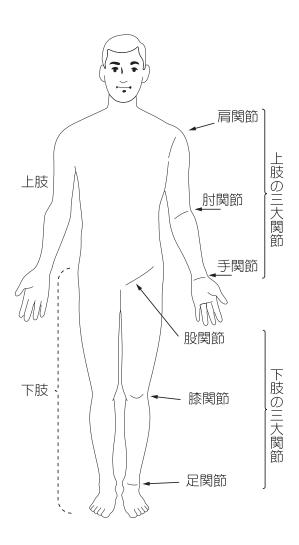
備 考

責任開始期以後の疾病

「責任開始期以後の疾病」とは、その疾病(医学上重要な関係にある疾病を含みます。)について、責任開始期前につぎのいずれにも該当しない場合をいいます。

- (1) 被保険者が医師の診療を受けたことがある場合
- (2) 被保険者が健康診断等において異常の指摘(要経過観察の指摘を含みます。) を受けたことがある場合
- (3) 被保険者が自覚可能な身体の異常が存在した場合または保険契約者が認識可能な被保険者の身体の異常が存在した場合

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。



5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約条項 目次

この特	約の概要
第1条	特約保険金の支払
第2条	特約保険金の支払に関する補則
第3条	特約保険金の免責事由に該当した場合の取扱
第4条	特約保険金の請求、支払時期および支払場所
第5条	特約の保険料払込の免除
第6条	特約の締結
第7条	特約の責任開始期
第8条	特約の保険期間および保険料払込期間
第9条	特約の保険料の払込
第10条	猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
第11条	特約の失効
第12条	特約の復活
第13条	告知義務
第14条	告知義務違反による解除
第15条	特約を解除できない場合
第16条	重大事由による解除
第17条	特約の解約
第18条	特約の返還金
第19条	特約の消滅とみなす場合

第20条 債権者等により特約が解約される場合の取扱

第21条 特約保険金額の減額 第22条 特約の更新

第23条 特約の契約者配当金

第24条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱

第25条 主契約について保険料の自動貸付の規定を適用 する場合の取扱

第26条 主契約を払済保険に変更する場合の取扱

第27条 法令等の改正等に伴う特約障害保険金および特 約介護保険金の支払事由に関する規定の変更

第28条 管轄裁判所 第29条 契約内容の登録 第30条 主約款の規定の準用

第31条 5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配 当付定期保険に付加した場合の特則

第32条 5年ごと配当付生存給付金付定期保険または5 年ごと利差配当付生存給付金付定期保険に付加 した場合の特則

第33条 5年ごと配当付逓増定期保険または5年ごと利 差配当付逓増定期保険に付加した場合の特則

5年ごと配当付養老保険または5年ごと利差配 第34条 当付養老保険に付加した場合の特則

5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金 第35条 支払移行特約等を付加した場合または5年ごと 利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付年金 支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱

第36条 保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保 険または保険料払込期間が終身の5年ごと利差 配当付終身保険に付加した場合の特則

第37条 5年ごと配当付更新型終身移行保険または5年 ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した 場合の特則

5年ごと配当付更新型終身移行保険または5年 第38条 ごと利差配当付更新型終身移行保険に5年ごと 配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特 約の取扱

第39条 5年ごと配当付介護年金終身保障保険または5 年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加 した場合の特則

第40条 5年ごと配当付終身医療保険または5年ごと利 差配当付終身医療保険に付加した場合の特則

第41条 5年ごと配当付介護年金保険(解約返還金なし 型)に付加した場合の特則

第42条 転換後契約または変更後契約に付加した場合の 特則

第43条 転換特約、部分保障変更特約または家族内保障 承継特約を付加した場合の特則

第44条 特別条件を付けた場合の特則

契約日が平成22年3月1日以前の主契約に付加 第45条 した場合の特則

契約日が平成24年10月1日以前の主契約に付加 第46条 した場合の特約特定疾病保険金、特約障害保険 金および特約介護保険金の代理請求

5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約条項

(2015年5月21日改正)

(この特約の概要)

この特約は、つぎの給付を行うことを主な内容とするものです。なお、特約死亡保険金額、特約特定疾病保険金額、特 約障害保険金額および特約介護保険金額は同額です。

	給付の内容
特約死亡保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したときに支払います。
特約特定疾病保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に特定の疾病(悪性新生物(がん)、急性心筋梗塞または脳
	卒中)により所定の状態に該当したときに支払います。
特約障害保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に傷害もしくは疾病により所定の身体障害の状態に該当し
	たとき、または不慮の事故により所定の身体障害の状態に該当したときに支払います。
特約介護保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に傷害または疾病により所定の要介護状態に該当したとき
	に支払います。

第1条(特約保険金の支払)

1. この特約において支払う特約保険金はつぎのとおりです。

	特約保険金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	支払額	受取人	支払事由に該当しても特約保険金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
特約死亡保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき		特約死亡保険金受取人	つぎのいずれかにより左記の支払事由が 生じたとき (1) この特約の責任開始期(復活の取扱が 行われた後は、最後の復活の際の責任開 始期。以下同じ。)の属する日からその 日を含めて3年以内の自殺 (2) 保険契約者または特約死亡保険金受 取人の故意 (3) 戦争その他の変乱
特約特定疾病保険金	(1) 被保険者がこの特約の責任開始期以後、この特約の保険期間中に、生まれて、初めて悪性新生物(表 1)に罹患し、にとは、の特別では、他の時間では、他のは、他の時間では、他のは、他のは、他のは、他のは、他のは、他のは、他のは、他のは、他のは、他の	特約保険金額	特約特定疾病保険金受取人	
特約障害保険金	(1) 被保険者がこの特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に身体障害の状態(表2)に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、その障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない責任開始期以後の傷害または疾病を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態に該当したときを含みます。(2) 被保険者がこの特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故(別表2)になる傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内のこの特約の保険期間中に身体障害の状態(表3)に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態に該当したときを含みます。		特約障害保険金受取人	つぎのいずれかにより左記の支払事由が 生じたとき。ただし、主たる保険契約の普 通保険約款に定める高度障害状態に該当 した場合には、主たる保険契約の高度障害 保険金の免責事由により左記の支払事由 が生じたときとします。 (1) 保険契約者または被保険者の故意ま たは重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持 たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転 またはこれに相当する運転をしている間 に生じた事故 (7) 被保険者の薬物依存 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

	支払事由	支払額	受取人	免責事由
特約介護保険金	被保険者がこの特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に要介護状態(表4)に該当したとき	特約保険金額	特約介護保険金受取人	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 被保険者の薬物依存 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

2. 第1項の特約特定疾病保険金の支払事由の(1)に該当した場合でも、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に乳房の悪性新生物(表1中、基本分類コードC50の悪性新生物。以下同じ。)に罹患し、医師により診断確定されたときは、当会社は、特約特定疾病保険金を支払いません。ただし、その後(乳房の悪性新生物についてはこの特約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日経過後)、この特約の保険期間中に、被保険者がその乳房の悪性新生物と因果関係のない悪性新生物(表1)に罹患し、医師により診断確定されたときは、特約特定疾病保険金を支払います。

表 1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中とは、次表によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

疾病名	疾病の定義	分類項目	基本分類 コード
悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への	□唇、□腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
	無制限かつ浸潤破壊的増殖で	・□唇の悪性新生物	C 00
	特徴付けられる疾病。ただし、	・舌根<基底>部の悪性新生物	C 01
	上皮内癌 (D00-D09)、およ	・舌のその他および部位不明の悪性新生物	C 02
	び皮膚の悪性黒色腫以外の皮	・歯肉の悪性新生物	C 03
	膚癌(C44)を除く。	・□(腔)底の悪性新生物	C 04
		・□蓋の悪性新生物	C 05
		・その他および部位不明の口腔の悪性新生物	C 06
		・耳下腺の悪性新生物	C 07
		・その他および部位不明の大唾液腺の悪性新生物	C 08
		・扁桃の悪性新生物	C 09
		・中咽頭の悪性新生物	C 10
		・鼻<上>咽頭の悪性新生物	C11
		・梨状陥凹<洞>の悪性新生物	C 12
		・下咽頭の悪性新生物	C 13
		・その他および部位不明確の口唇、口腔および咽	
		頭の悪性新生物	C 14

疾病名 疾病の定義	分類項目	基本分類コード
		C15-C26
	・食道の悪性新生物	C 15
	・胃の悪性新生物	C 16
	・小腸の悪性新生物	C 17
	・結腸の悪性新生物	C 18
	・直腸S状結腸移行部の悪性新生物	C 19
	・直腸の悪性新生物	C 20
	・肛門および肛門管の悪性新生物	C 21
	・肝および肝内胆管の悪性新生物	C 22
	・胆のうく嚢>の悪性新生物	C 23
	・その他および部位不明の胆道の悪性新生物	C 24
	・膵の悪性新生物	C 25
	・その他および部位不明確の消化器の悪性新生物	C 26
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30 - C39
	・鼻腔および中耳の悪性新生物	C 30
	・副鼻腔の悪性新生物	C 31
	・喉頭の悪性新生物	C 32
	・気管の悪性新生物	C 33
	・気管支および肺の悪性新生物	C 34
	・胸腺の悪性新生物	C 37
	・心臓、縦隔および胸膜の悪性新生物	C 38
	・その他および部位不明確の呼吸器系および胸腔	0.00
	内臓器の悪性新生物	C 39
	骨あよび関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
	・(四) 肢の骨および関節軟骨の悪性新生物	C 40
	・その他および部位不明の骨および関節軟骨の悪	
	性新生物	C 41
	皮膚の悪性黒色腫	C 43
	中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
	・中皮腫	C 45
	・カポジ肉腫	C 46
	・末梢神経および自律神経系の悪性新生物	C 47
	・後腹膜および腹膜の悪性新生物	C 48
	・その他の結合組織および軟部組織の悪性新生物	C 49
	乳房の悪性新生物	C 50
	女性生殖器の悪性新生物	C 51 — C 58
	・外陰(部)の悪性新生物	C 51
	・腟の悪性新生物	C 52
	・子宮頚部の悪性新生物	C 53
	・子宮体部の悪性新生物	C 54
	・子宮の悪性新生物、部位不明	C 55
	・卵巣の悪性新生物・その他あよび部位不明の女性生殖器の悪性新生	C 56
	物	C 57
	・胎盤の悪性新生物	C 58
	男性生殖器の悪性新生物	C 60 - C 63
	・陰茎の悪性新生物	C 60
	・前立腺の悪性新生物	C 61
	・精巣<睾丸>の悪性新生物	C 62
	・その他および部位不明の男性生殖器の悪性新生	0.00
	物	C 63
	腎尿路の悪性新生物	C 64 - C 68
	・腎盂を除く腎の悪性新生物	C 64
	・腎盂の悪性新生物	C 65
	・尿管の悪性新生物	C 66
	・膀胱の悪性新生物	C 67
	・その他および部位不明の尿路の悪性新生物	C 68

 ・眼および付属器の悪性新生物 ・髄膜の悪性新生物 ・脳の悪性新生物 ・脊髄、脳神経およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 	- C72 - C72 - C70 - C71 - C72 - C75
 ・髄膜の悪性新生物 ・脳の悪性新生物 ・脊髄、脳神経およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 	C70 C71 C72
・脳の悪性新生物・脊髄、脳神経およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C71 C72
・ 脊髄、脳神経およびその他の中枢神経系の部位 の悪性新生物	C 72
の悪性新生物	
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物 C73	
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	273
	C 74
	C 75
	- C 80
	C 76
・リンパ節の続発性および部位不明の悪性新生物	C 77
・呼吸器および消化器の続発性悪性新生物	C 78
・その他の部位の続発性悪性新生物	79
	080
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物 C81	— С 96
	281
	82
	83
	C 84
・非ホジキンリンパ腫のその他および詳細不明の	
	C 85
	C 88 C 90
	290 291
	C 92
	093
	C 94
	095
・リンパ組織、造血組織および関連組織のその他	
	96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C 97
生心筋梗塞 冠状動脈の閉塞または急激な 虚血性心疾患(I20-I25)のうち、	
血液供給の減少により、その関 ・急性心筋梗塞 1	21
	22
疾病であり、原則として以下の	
3項目を満たす疾病	
(1) 典型的な胸部痛の病歴	
(2) 新たに生じた典型的な心	
電図の梗塞性変化	
(3) 心筋細胞逸脱酵素の一時	
	60
	. 60 [61
	[63
ことによって、24時間以上持続	
する中枢神経系の脱落症状を	
引き起こした疾病	

表 2 対象となる身体障害の状態 (特約障害保険金の支払事由の(1)の場合)

対象となる身体障害の状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

対象となる身体障害の状態		
2000年	オ体障舌の仏態	備考
目・耳・言語・	両眼の視力を全く永久に	(1) 視力は、万国式試視力表により、1眼ずつ、矯正視力につ
そしゃくの障害	失ったもの	いて測定します。
		(2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が 0.02 以下に
		なって回復の見込のない場合をいいます。
		(3)視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失った
		ものとはみなしません。
	両耳の聴力を全く永久に	(1)聴力の測定は、日本工業規格(昭和57年8月14日改定)に
	失ったもの	準拠したオージオメータで行います。
		(2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数 500・1,000・
		2,000 ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ a・b・c デシベ
		ルとしたとき、 $\frac{1}{4}$ (a + 2 b + c) の値が 90 デシベル以上 (耳
		介に接しても大声語を理解しえないもの)で回復の見込のな
		い場合をいいます。ただし、器質性難聴に限ります。
	言語またはそしゃくの機	(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいず
	能を全く永久に失ったも	れかの場合をいいます。
	0	① 語音構成機能障害で、つぎの(7)から(I)までのうち3つ
		以上の状態に該当し、その回復の見込がない場合
		(7) いずれの口唇音についても発音ができない状態
		(1) いずれの歯舌音についても発音ができない状態
		(ウ) いずれの口蓋音についても発音ができない状態
		(I) いずれの喉頭音についても発音ができない状態
		□唇音 ま行音、ば行音、ば行音、わ行音、ふ
		歯舌音 な行音、た行音、だ行音、ら行音、さ行音、
		しゅ、し、ざ行音、じゅ
		□蓋音 か行音、が行音、や行音、ひ、にゅ、ぎゅ、
		h
		喉頭音 は行音
		② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思
		の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
		③ 声帯全部の摘出により発音ができない場合
		(2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、口腔(舌
		を含みます。)の運動障害または欠損により、流動食以外のも
		のは摂取できない状態(流動食を摂取できない状態も含みま
		す。)で、その回復の見込のない場合をいいます。

おめ レヤマ	は時中の比較				
対象となる5	骨体障害の状態	備考			
上・下肢の障害	1上肢を手関節以上で失ったもの	いずれかの	運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの場合をいいます。 :自分の力では全く動かすことができない状態で、		
	1上肢の運動機能を全く	その回復の見込のない場合 ② 上肢の3大関節(肩関節、肘関節および手関節)すべて について、自分の力では全く動かすことができず、かつ、			
	大阪の運動機能を主く 永久に失ったもの				
	1上肢の3大関節中の2		を借りても全く動かすことができない状態で、そ 見込のない場合		
	関節の用を全く永久に失ったもの	(2) 「下肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎいずれかの場合をいいます。			
	1 下肢を足関節以上で失	1	自分の力では全く動かすことができない状態で、 の見込のない場合		
	ったもの		3大関節(股関節、膝関節および足関節)すべて、自分の力では全く動かすことができず、かつ、		
	1下肢の運動機能を全く	他人のた	を借りても全く動かすことができない状態で、そ 見込のない場合		
	永久に失ったもの		用を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれ		
	1 下肢の3 大関節中の2 関節の用を全く永久に失 かつ、他人の力を借りても全く				
	対象の方と主へ永久に入ったもの	で、その回復の見込のない場合 ② 人工骨頭または人工関節を挿入置換した場合			
中枢神経系・精神・胸腹	中枢神経系・精神または				
部臓器の障害	胸腹部臓器に著しい障害		いて、それぞれつぎに定める行為が自分ではでき		
	を残し、終身常に介護を 要するもの	ず、常に他人 合をいいます	の介護を要する状態で、その回復の見込のない場。 。		
		項目	行為		
		1. 食物 の摂取	はし、スプーン、フォーク等を使用して食物 を口の中に運ぶこと		
		2. 排便	洋式便器に座った状態で排便すること(便器		
		371,22	に座るまでの行為は含みません。)		
		3. 排尿	洋式便器に座った状態で排尿すること(便器		
			に座るまでの行為は含みません。)		
		4. 排便	排便および排尿後に身体の汚れたところを拭		
		および	き取ること		
		排尿の 後始末			
		5. 衣服	ボタンのない肌着および下着を着たり脱いだ		
		の着脱	りすること		
		6. 起居	横になった状態から起き上がり、座位を保つ こと		
		7. 歩行	立った状態から歩くこと		
		8. 入浴	一般家庭浴槽に出入りすること		

対色とかる	急体陪実の状態				
対象となる身体障害の状態		備考			
内臓の障害	呼吸器の機能に著しい障害を永久に残し、酸素療法を受けたもの	活量 1 秒率が 20%以下または動脈血酸素分圧が 50Torr 以下で、歩行動作が著しく制限され、回復の見込のない場合をいいます。 (2) 「酸素療法を受けたもの」とは、日常的かつ継続的に行うことが必要と医師が認める酸素療法を、その開始日からその			
	1= 0 4b > 0** 0° - 1	日を含めて 180 日間継続して受けたものをいいます。			
	恒久的心臓ペースメーカ 一を装着したもの	(1) 心臓ペースメーカーを一時的に装着した場合は含みません。 (2) すでに装着した恒久的心臓ペースメーカーまたはその付属品を交換する場合を除きます。			
	心臓に人工弁を置換した	(1) 「人工弁を置換したもの」には、生体弁の移植を含みます。			
	もの	(1) 「人工弁を直換したもの」には、生体弁の移植を含みます。 (2) 人工弁を再置換する場合およびすでに人工弁を置換した部位とは異なる部位に人工弁を置換する場合を除きます。			
	肝臓の機能に著しい障害 を永久に残したものまた は肝移植を受けたもの	「肝臓の機能に著しい障害を永久に残し」とは、表Aのいずれ かの臨床所見が得られ、かつ、表Bの検査所見の判定基準をす べて満たす、回復の見込のない肝臓の機能低下をいいます。			
		表 A 臨床所見 ・腹水貯留 ・食道静脈瘤			
		表 B 検査所見 検 査 項 目 判 定 基 準			
		血清総ビリルビン値 2.0mg/dl以上 プロトロンビン活性値 70%以下 肝性脳症 昏睡度 以上			
	腎臓の機能を全く永久に 失い、人工透析療法また は腎移植を受けたもの	(1) 「腎臓の機能を全く永久に失い」とは、腎機能検査において内因性クレアチニンクリアランス値が30ml/分未満または血清クレアチニン濃度が3.0mg/dl以上で回復の見込のない場合をいいます。この場合、腎機能検査の結果は、人工透析療法または腎移植の実施前のものによります。 (2) 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法および腎移植後の人工透析療法を除きます。 (3) 自家腎移植および再移植を除きます。			
	ぼうこうを全摘出し、かつ、人工ぼうこうを造設したもの 直勝を切断し、かつ、人	「人工ぼうこう」とは、空置した腸管に尿管を吻合し、その腸管を体外に開放し、ほうこうの蓄尿および排尿の機能を代行するものをいいます。 (1) 「直腸を切断し」とは、直腸および肛門を一塊として摘出			
	工肛門を造設したもの	した場合をいいます。 (2) 「人工肛門」とは、腸管を体外に開放し、その腸管より腸 内容を体外に排出するものをいいます。			

表3 対象となる身体障害の状態 (特約障害保険金の支払事由の(2)の場合)

対象となる身体障害の状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

1眼の視力を全く永久に失ったもの					
(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が 0.02 以下になって回復の見込のない場合をいいます。 (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。 育柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残 すもの (1) 「育柱に著しいる形を永久に残すもの」とは、育柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部から見て明らかにわかる程度以上で回復の見込のない場合をいいます。 (2) 「育柱に著しい運動障害を永久に残すもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 (2) 「育柱に著しい運動障害を永久に残すもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 (2) 「育性に著しい運動障害を永久に残すもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 (3) 頸椎について、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合 (2) 胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された状態で、その回復の見込のない場合 (3) 手指の用を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 (3) 手指の用を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 (3) 手指の用を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 (3) 手指の用を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 (3) 手指の用を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 (3) 東部では、日間に関節が、の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合	対象となる身体障害の状態	備考			
(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が 0.02 以下に なって回復の見込のない場合をいいます。 (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失った ものとはみなしません。 育柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残 (1) 「脊柱に著しい奇形を永久に残すもの」とは、脊柱の奇形 が通常の衣服を着用しても外部から見て明らかにわかる程度 以上で回復の見込のない場合をいいます。 (2) 「脊柱に著しい運動障害を永久に残すもの」とは、つぎの いずれかの場合をいいます。 (2) 「脊柱にといて、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合 (2) 胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種 の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された状態で、その回復の見込のない場合 (3) 下と制限された状態で、その回復の見込のない場合 (3) 下を含く永久に失ったもの 「手指を失ったもの」とは、第 1 指 (母指) においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。 (5) 手指の用を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 (5) 手指の中手指節関節または近位指節間関節(第 1 指 (母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合	1眼の視力を全く永久に失ったもの				
(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失った ものとはみなしません。 育柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残 (1) 「育柱に著しい奇形を永久に残すもの」とは、育柱の奇形 が通常の衣服を着用しても外部から見て明らかにわかる程度 以上で回復の見込のない場合をいいます。 (2) 「育柱に著しい運動障害を永久に残すもの」とは、つぎの いずれかの場合をいいます。 ① 頭椎について、自分の力では全く動かすことができず、 かつ、他人の力を借りても全く動かすことができず、 かつ、他人の力を借りても全く動かすことができず、 かつ、他人の力を借りても全く動かすことができず、 かつ、他人の力を借りても全く動かすことができず、 かつ、他人の力を信りても全く動かすことができず、 かつ、他人の力を信りても全く動かすことができず、 かつ、他人の力を信りても全く動かすことができず、 かつ、他人の力を信りても全へ動かすことができず、 かつ、他人の力を信りても全へ動かすことができず、 かつ、他人の力を信りても全く動かすことができず、 かつ、他人の力を信りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合 1手の5手指を失ったもの 「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいするようとは、つぎのいずれかの 場合をいいます。 ① 手指の用を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの 場合をいいます。 ② 手指の末節の2分の1以上を失った場合 ② 手指の末節の2分の1以上を失った場合 ② 手指の末節の2分の1以上を失った場合 ② 手指の末節の2分の1以上を失った場合 ② 手指の末節の2分の1以上を失った場合 ② 手指の末節の2分の1以上を失った場合					
ちのとはみなしません。 1)「脊柱に著しい奇形を永久に残すもの」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部から見て明らかにわかる程度以上で回復の見込のない場合をいいます。		なって回復の見込のない場合をいいます。			
育柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの (1) 「脊柱に著しい奇形を永久に残すもの」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部から見て明らかにわかる程度以上で回復の見込のない場合をいいます。 (2) 「脊柱に著しい運動障害を永久に残すもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 頸椎について、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合で、その回復の見込のない場合で、その回復の見込のない場合で、その回復の見込のない場合で、その回復の見込のない場合では制限された状態で、その回復の見込のない場合では事態である。 1手の第1指(母指) および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。 10手指の用を全く永久に失ったもの 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 1手的木節の2分の1以上を失った場合である。 ・手指の末節の2分の1以上を失った場合 2 手指の中手指節関節または近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合					
が通常の衣服を着用しても外部から見て明らかにわかる程度 以上で回復の見込のない場合をいいます。					
以上で回復の見込のない場合をいいます。 (2) 「脊柱に著しい運動障害を永久に残すもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 頸椎について、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合 ② 胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された状態で、その回復の見込のない場合 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。 10手指の用を全く永久に失ったもの 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 手指の末節の2分の1以上を失った場合 ② 手指の中手指節関節または近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合					
(2) 「脊柱に著しい運動障害を永久に残すもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 頸椎について、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合 ② 胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された状態で、その回復の見込のない場合 1手の5手指を失ったもの 「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。 ① 手指の用を全く永久に失ったもの 「「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 手指の末節の2分の1以上を失った場合 ② 手指の中手指節関節または近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合	960				
いずれかの場合をいいます。 ① 頸椎について、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合 ② 胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された状態で、その回復の見込のない場合 「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 手指の用を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 手指の末節の2分の1以上を失った場合 ② 手指の中手指節関節または近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合					
① 頸椎について、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合 ② 胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された状態で、その回復の見込のない場合 「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。 で4手指を失ったもの 10手指の用を全く永久に失ったもの 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 手指の未節の2分の1以上を失った場合 ② 手指の中手指節関節または近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合					
で、その回復の見込のない場合 ② 胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種 の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以 下に制限された状態で、その回復の見込のない場合 「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間 関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいい ます。 で4手指を失ったもの 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの 場合をいいます。 ① 手指の末節の2分の1以上を失った場合 ② 手指の中手指節関節または近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合					
② 胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された状態で、その回復の見込のない場合 1手の5手指を失ったもの 「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。 10手指の用を全く永久に失ったもの 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 手指の末節の2分の1以上を失った場合 ② 手指の中手指節関節または近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合		かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態			
の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された状態で、その回復の見込のない場合 1手の5手指を失ったもの 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 10手指の用を全く永久に失ったもの 「手指の用を全く永久に失ったもの 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ()手指の末節の2分の1以上を失った場合 ② 手指の中手指節関節または近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合		で、その回復の見込のない場合			
下に制限された状態で、その回復の見込のない場合 1手の5手指を失ったもの 「手指を失ったもの」とは、第 1 指 (母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。 10手指の用を全く永久に失ったもの 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 手指の末節の2分の1以上を失った場合 ② 手指の中手指節関節または近位指節間関節(第 1 指 (母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合					
1手の5手指を失ったもの					
関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいい ます。 で4手指を失ったもの 「手指の用を全く永久に失ったもの 「手指の用を全く永久に失ったもの 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの 場合をいいます。					
1手の第 1指 (母指) および第 2 指 (示指) を含んで 4 手指を失ったものます。10手指の用を全く永久に失ったもの「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 手指の末節の 2 分の 1 以上を失った場合 ② 手指の中手指節関節または近位指節間関節 (第 1 指 (母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の 2 分の 1 以下で回復の見込のない場合	1手の5手指を失ったもの				
で4手指を失ったもの 10手指の用を全く永久に失ったもの 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 手指の末節の2分の1以上を失った場合 ② 手指の中手指節関節または近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合					
10手指の用を全く永久に失ったもの 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの 場合をいいます。 ① 手指の末節の2分の1以上を失った場合 ② 手指の中手指節関節または近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合		ます。			
場合をいいます。 ① 手指の末節の2分の1以上を失った場合 ② 手指の中手指節関節または近位指節間関節(第1指(母指) においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分 の1以下で回復の見込のない場合					
① 手指の末節の2分の1以上を失った場合 ② 手指の中手指節関節または近位指節間関節(第1指(母指) においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分 の1以下で回復の見込のない場合	10手指の用を全く永久に失ったもの				
② 手指の中手指節関節または近位指節間関節(第 1 指(母指) においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の 2 分 の 1 以下で回復の見込のない場合					
においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分 の1以下で回復の見込のない場合					
の1以下で回復の見込のない場合					
- IULE1ログ A JA IULI	10足指を失ったもの	「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。			

表4 対象となる要介護状態

対象となる要介護状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

対象となる要介護状態

- (1) 別表3に定める公的介護保険制度における別表4に定める要介護2以上の状態に該当し、別表5に定める要介護認定において要介護2以上との認定を受けたもの
- (2) つぎのア. またはイ. のいずれかの状態に該当し、その状態が、該当した日からその日を含めて180日間継続したもの
 - ア. つぎの(ア)および(イ)のいずれにも該当する状態
 - (7) 寝返りまたは歩行の際に、それぞれ表 A に規定する介護を要する状態
 - (イ)表Bの1から4までの項目に規定するいずれかの行為の際に、それぞれ表Bに規定する全面的な介護を要する 状態であり、かつ、その他1項目以上の行為の際に、それぞれ表Bに規定する全面的な介護を要する状態または 部分的な介護を要する状態
 - イ. つぎの(ア)および(イ)のいずれにも該当する状態
 - (7) 器質性認知症を原因として、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、表Cに規定する問題行動が5項目以上みられる状態
 - (イ)表Bの1から4までの項目に規定するいずれかの行為の際に、それぞれ表Bに規定する全面的な介護を要する 状態であり、かつ、その他1項目以上の行為の際に、それぞれ表Bに規定する全面的な介護を要する状態または 部分的な介護を要する状態

表Α

	介護を要する状態		
寝返り	つぎのいずれかに該当する状態		
(身体にふとん等をかけない状態	(1) ベッド柵、ひも、バー、サイドレールにつかまっても、他人の介助なしでは		
で横たわったまま左右のどちらか	寝返りができない。		
に向きを変えること)	(2) ベッド柵、ひも、バー、サイドレールにつかまらなければ、1人で寝返りが		
	できない。		
歩行	つぎのいずれかに該当する状態		
(歩幅や速度は問わず立った状態	(1) 杖、義手、義足、歩行器等の補助用具、装具を用いても、歩行ができない。		
から 5 m以上歩くこと)	(2) 杖、義手、義足、歩行器等の補助用具、装具を用いたり、壁で手を支えたり		
しなければ歩行ができない。			
(注)上記について、時間帯等によって状況が異なる場合は、より頻回にみられる状況や日頃の状況にもとづくものと			
し、ます。			

表Β

衣口				
項目	全面的な介護を要する状態	部分的な介護を要する状態		
1. 入浴	つぎのいずれかに該当する状態	つぎのいずれかに該当する状態		
	(1) 介護者に抱えられなければ、一般家庭浴槽の出	(1) 1人では一般家庭浴槽の出入りをすることが		
	入りをすることができない。	できず、介護者が支える、手を貸すなど部分的に		
	(2) 自分では全く洗身(浴室内でスポンジやタオル	介助が必要である。		
	などに石鹸等を付けて全身を洗うこと)を行うこ	(2) 洗身において、身体の一部を洗う、石鹸等を付		
	とができない。	けるなど部分的に介助が必要である。		
2. 排せつ	つぎのいずれかに該当する状態			
	(1) かなりの頻度で失禁してしまうので、おむつま			
	たは特別な器具を使用している。			
	(2) 自分では排尿、排便後に身体の汚れたところの			
	拭き取り始末ができない。			
	(3) 排尿、排便時に便器のまわり等を汚してしまう			
	ため、介護者が掃除をする必要がある。			

項目	全面的な介護を要する状態	部分的な介護を要する状態			
3. 清潔	つぎのいずれかに該当する状態	つぎのいずれかに該当する状態			
• 整容	(1) 自分では全く口腔清潔(はみがき・うがい等)	(1) 口腔清潔において、歯ブラシやうがいの水の用			
-E-C	を行うことができない。	(1) 口匠角条とのいて、歯グラグやうがいの小の用 意、歯磨き粉を歯ブラシに付けるなど部分的に介			
	(2) 自分では全く洗顔を行うことができない。	思常さ材を困ノノシに刊けるなと部分的に打しまた。			
	(3) 自分では全く整髪を行うことができない。				
	(3) 自分では主く登髪で1) プことができない。 (4) 自分では全くつめ切りを行うことができない。				
	(4) 日分では主く 200切りを11 7ことができない。	ていないかの確認など部分的に介助が必要である。			
		く。 (3)整髪において、くしやブラシの用意など部分的			
		に介助が必要である。			
		に対助が必要である。 (4) つめ切りにおいて、右手のつめは自分で切れな!			
		(1) 211 /3 3 12 3 12 3 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 1			
		い、足のつめは自分で切れないなど部分的に介良 が必要である。			
4	_ ** ^ \ _ ** ^ \ \ - * * \ \ - * * \ \ \ - * \ \ \ \ \	10,221,030			
4. 衣服	つぎのいずれかに該当する状態	つぎのいずれかに該当する状態			
の着脱	(1) 自分では全くボタンのかけはずしができない。	(1) ボタンのかけはずしの一部は自分で行ってい			
	(2) 自分では全く上衣の着脱ができない。	るが、部分的に介助が必要である。			
	(3) 自分では全くズボン、パンツ等の着脱ができな	(2) 上衣の着脱の一部は自分で行っているが、上衣			
	し \₀	を常に持っている、麻ひがある側の腕のみ着せる			
	(4) 自分では全く靴下の着脱ができない。	など部分的に介助が必要である。			
		(3)ズボン、パンツ等の着脱の一部は自分で行って			
		いるが、最後に上まで上げるなど部分的に介助が			
		必要である。			
		(4) 靴下の着脱の一部は自分で行っているが、靴下			
	を丸める、つま先だけはかせるなど部分的に介				
		が必要である。			
(注)上記について、時間帯等によって状況が異なる場合は、より頻回にみられる状況や日頃の状況にもとづくものと					

します。また、上記に規定する全面的な介護を要する状態および部分的な介護を要する状態には、運動機能の有

無にかかわらず、器質性認知症により該当する状態を含むものとします。

表C
問 題 行 動
(1) ひどい物忘れがある。
(2) まわりのことに関心がない。
(3) 物を盗られたなど被害的になることがある。
(4) 作話をし周囲に言いふらすことがある。
(5) 実際にないものが見えたり、聞こえることがある。
(6) 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。
(7) 夜間不眠あるいは昼夜の逆転がある。
(8) 暴言や暴行を行うことがある。
(9) 絶えず独話や同じ話をくり返したり、口や物を使って周囲に不快な音をたてる。
(10)周囲に迷惑となるような大声をだすことがある。
(11)助言や介護に抵抗することがある。
(12) 目的もなく動き回ることがある。
(13) 自分がどこにいるか分からず、「家に帰る」等と言い落ち着きがないことがある。
(14) 外出すると迷子になることがある。
(15) 徘徊をすることがある。
(16) むやみに物を集めることがある。
(17) 火の始末や火元の管理ができないことがある。
(18) むやみに物や衣類を壊したり、破いたりすることがある。
(19)所かまわず排せつをする、または、弄便等の不潔行為をすることがある。
(20) 異食行為がある。
(21) 周囲が迷惑している性的行動がある。

第2条(特約保険金の支払に関する補則)

状態をいいます。

1. 特約死亡保険金受取人は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の死亡保険金受取人とし、それ以外の者に 変更することはできません。

(注)上記に規定する問題行動がみられる状態とは、それぞれについて少なくとも1週間に1回以上の頻度でみられる

2. 特約特定疾病保険金受取人、特約障害保険金受取人および特約介護保険金受取人は、主契約の高度障害保険金の受取 人とし、それ以外の者に変更することはできません。

- 3. 被保険者の生死が不明の場合でも、当会社が死亡したものと認めたときは、特約死亡保険金を支払います。
- 4. 当会社が特約特定疾病保険金を支払った場合には、この特約は、被保険者が特約特定疾病保険金の支払事由に該当した時に消滅したものとみなします。
- 5. 当会社が特約障害保険金を支払った場合には、この特約は、被保険者が特約障害保険金の支払事由に該当した時に消滅したものとみなします。
- 6. 当会社が特約介護保険金を支払った場合には、この特約は、被保険者が特約介護保険金の支払事由に該当した時に消滅したものとみなします。
- 7. 特約死亡保険金を支払う前に特約特定疾病保険金、特約障害保険金または特約介護保険金の請求を受け、特約特定疾病保険金、特約障害保険金または特約介護保険金が支払われるときは、当会社は、特約死亡保険金を支払いません。
- 8. 特約死亡保険金、特約特定疾病保険金、特約障害保険金または特約介護保険金のいずれかが支払われた場合には、その支払後に他の特約保険金の請求を受けても、当会社はこれを支払いません。
- 9. 主契約の締結後にこの特約を付加したときで、主契約の高度障害保険金が支払われる場合でも、その支払事由の原因の発生が、この特約の責任開始期前であるときは、この特約の特約障害保険金は支払わず、被保険者が主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める高度障害状態に該当した時に消滅したものとみなして、当会社は、この特約の責任準備金を特約障害保険金受取人に支払います。この場合、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、この特約の責任準備金(第9条(特約の保険料の払込)第8項の規定により支払われる返還金を含みます。)からそれらの元利金を差し引きます。
- 10. 被保険者がこの特約の責任開始期前に生じた傷害または疾病を原因として身体障害の状態(表2)に該当した場合でも、その傷害または疾病に関して第14条(告知義務違反による解除)に定める告知義務違反がないときは、その傷害または疾病はこの特約の責任開始期以後に生じたものとみなします。
- 11. 被保険者がこの特約の責任開始期前にすでに発病していた疾病を原因としてこの特約の責任開始期以後に第1条(特約保険金の支払)の特約特定疾病保険金の支払事由の(2)に定める状態または要介護状態(表4)に該当した場合でも、当会社が、この特約の締結または復活の際に、告知等により知っていたその疾病に関する事実(第15条(特約を解除できない場合)に規定する保険媒介者のみが知っていた事実は含みません。)を用いて承諾したときは、この特約の責任開始期以後に発病した疾病を原因として第1条の特約特定疾病保険金の支払事由の(2)に定める状態または要介護状態に該当したものとみなして、第1条の特約特定疾病保険金および特約介護保険金の支払に関する規定を適用します。ただし、保険契約者または被保険者がその疾病に関する事実の一部のみを告げたことにより、当会社が重大な過失なくその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
- 12. 特約保険金を支払うときに主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、当会社は、特約保険金(第9条第8項の規定により支払われる返還金を含みます。)からそれらの元利金を差し引きます。
- 13. この特約の保険期間の満了日(更新限度となる最後の保険期間の満了日をいいます。以下本条において同じ。)からその日を含めて60日以内に、被保険者が第1条に定める特約特定疾病保険金の支払事由の(2)に該当した場合には、保険期間の満了日に該当したものとみなして第1条の規定を適用します。
- 14. この特約の保険期間の満了日に、身体障害の状態(表2)のうち回復の見込がないことのみが明らかでない場合でも、その後もその障害の状態が継続し、回復の見込がないことが明らかになったときは、保険期間の満了日に身体障害の状態に該当したものとみなして第1条の規定を適用します。ただし、この特約の保険期間の満了日後に新たに生じた原因により、回復の見込がないこととなった場合を除きます。
- 15. この特約の保険期間の満了日に、身体障害の状態(表3)のうち回復の見込がないことのみが明らかでない場合でも、その後もその障害の状態が継続し、かつ、その原因となった不慮の事故(別表2)の日からその日を含めて180日以内に回復の見込がないことが明らかになったときは、保険期間の満了日に身体障害の状態に該当したものとみなして第1条の規定を適用します。ただし、この特約の保険期間の満了日後に新たに生じた原因により、回復の見込がないこととなった場合を除きます。
- 16. この特約の保険期間の満了日に、要介護状態(表4)の(2)に定める状態に該当しているものの、その状態が180日間継続していない場合において、その後もその状態が継続し、その該当した日からその日を含めて180日間継続したときは、保険期間の満了日に要介護状態に該当したものとみなして第1条の規定を適用します。
- 17. 第13項から第16項までの規定により特約特定疾病保険金、特約障害保険金または特約介護保険金が支払われる場合で、この特約の保険期間の満了に伴う契約者配当金の支払がすでに行われているときは、当会社は、支払うべき特約特定疾病保険金、特約障害保険金または特約介護保険金からその金額を差し引くものとします。

第3条(特約保険金の免責事由に該当した場合の取扱)

- 1. つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、当会社は、この特約の責任準備金を保険契約者に支払います。
 - (1) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき
 - (2) 特約死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき(ただし、第2項の場合を除きます。)
 - (3) 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき
- 2. 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、責任準備金その他の返還金の払戻はありません。
- 3. 特約死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人がこの特約死亡保険金の一部の受取人であるときは、特約死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の特約死亡保険金受取人に支払います。この場合、この特約のうち支払われない特約死亡保険金に対応する部分については第1項の規定を適用し、その部分の責任準備金を保険契約者に支払います。
- 4. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡した場合には、当会社は、特約死亡保険金を支払いません。ただし、その

原因によって死亡した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、当会社は、 その影響の程度に応じ、特約死亡保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

5. 被保険者が地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって特約障害保険金または特約介護保険金の支払事由に該当した場合(特約障害保険金の支払事由に該当した場合については、被保険者が地震、噴火または津波によって主約款に定める高度障害状態に該当した場合を除きます。)には、当会社は、特約障害保険金または特約介護保険金を支払いません。ただし、その原因によって特約障害保険金または特約介護保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、当会社は、その影響の程度に応じ、特約障害保険金または特約介護保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

第4条(特約保険金の請求、支払時期および支払場所)

- 1. 特約保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または特約保険金の受取人は、すみやかに当会社に通知してください。
- 2. 支払事由の生じた特約保険金の受取人は、当会社に、請求に必要な書類(別表 1)を提出して、特約保険金を請求してください。
- 3. 保険契約者(特約特定疾病保険金、特約障害保険金または特約介護保険金の支払事由発生後は、その受取人)は、特約特定疾病保険金、特約障害保険金または特約介護保険金の一時支払にかえて、当会社の定める取扱にもとづき、すえ置支払を選択することができます。ただし、特約死亡保険金および主契約の高度障害保険金とともに支払われる特約障害保険金については、主約款の保険金支払方法の選択の規定を準用します。
- 4. 第3項の規定によりすえ置かれた特約保険金は、その受取人から請求があったとき、または当会社の定めるすえ置期間の限度に達したときに、その受取人(受取人が死亡したことにより主契約が消滅した場合は、その受取人の法定相続人)に支払います。
- 5. 本条の規定により特約保険金の請求を受けた場合、特約保険金の支払時期および支払場所については、主約款の規定 を準用します。

第5条(特約の保険料払込の免除)

- 1. 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。
- 2. 第1項のほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (1) 主契約の保険料の払込方法(回数) が一時払のとき
 - (2) この特約の保険期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき

第6条(特約の締結)

- 1. 保険契約者は、主契約の契約日以後、当会社の定める取扱にもとづき、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。
- 2. 主契約の契約日後にこの特約を付加する場合、当会社は、保険証券を交付しません。

第7条(特約の責任開始期)

この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、当会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、当会社所定の金額を受け取った時(告知の前に受け取った場合には、告知の時)からこの特約上の責任を負います。

第8条(特約の保険期間および保険料払込期間)

この特約の保険期間および保険料払込期間は、第7条(特約の責任開始期)に規定する責任開始期から被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とし、当会社所定の範囲内で定めます。

第9条(特約の保険料の払込)

- 1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
- 2.主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
- 3. 第1項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める契約応当日(月払契約の場合は 月単位の契約応当日、半年一括払契約の場合は半年単位の契約応当日、年一括払契約の場合は年単位の契約応当日)以 後その契約応当日の属する月の末日までに特約保険金の支払事由が生じた場合には、当会社は、特約保険金から未払込 保険料を差し引きます。
- 4. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払 込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- 5. この特約の保険期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法(回数)にかかわらず年一括払保険料とし、当会社の定める取扱にもとづき、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
- 6. 第5項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
- 7. 第5項に規定する前納が行われなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。
- 8. 主約款の保険契約の消滅等における保険料の残額に相当する金額の支払に関する規定は、この特約の年一括払保険料

および半年一括払保険料について準用します。

- 9. 主契約の保険料の払込方法(回数)が月払の場合で、すでにこの特約の保険料が払い込まれている主約款に定める保険料期間の中途でつぎの各号のいずれかの事由が生じたときであっても、当会社は、その保険料期間に対応するこの特約の保険料を払い戻しません。
 - (1) この特約の消滅
 - (2) 特約保険金額の減額
 - (3) この特約の保険料払込の免除
- 10. 第9項の規定は、主契約の保険料の払込方法(回数)が月払の場合のこの特約の第1回保険料について準用します。

第10条 (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

主約款に定める保険料払込の猶予期間中に、特約保険金の支払事由が生じた場合には、当会社は、特約保険金から未払込保険料を差し引きます。

第11条 (特約の失効)

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第12条 (特約の復活)

- 1. 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2. 当会社は、第1項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の復活の取扱をします。この場合、主約款の復活の規定を準用します。

第13条(告知義務)

当会社が、この特約の締結または復活の際、特約保険金の支払事由または保険料払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、当会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

第14条(告知義務違反による解除)

- 1. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第13条(告知義務)の規定により当会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- 2. 当会社は、特約保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、特約保険金の支払または保険料払込の免除を行いません。また、すでに特約保険金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
- 3. 第2項の規定にかかわらず、特約保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が証明したときは、特約保険金を支払い、または保険料の払込を免除します。
- 4. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または特約保険金の受取人に通知します。
- 5. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、当会社は、解約返還金があるときは、これと同額の返還金を保険契約者に支払います。

第15条(特約を解除できない場合)

当会社は、つぎのいずれかの場合には、第14条(告知義務違反による解除)の規定によるこの特約の解除をすることができません。ただし、第4号または第5号に規定する行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第13条(告知義務)の規定により当会社が告知を求めた事項のうち解除の原因となる事実について、事実を告げなかったと認められる場合または事実でないことを告げたと認められる場合には、第4号および第5号の規定は適用しません。

- (1) 当会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき
- (2)当会社が、解除の原因があることを知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
- (3) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、特約保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じたときを除きます。
- (4) 当会社のためにこの特約の締結の媒介を行うことができる者(当会社のためにこの特約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第13条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
- (5) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第13条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき

第16条 (重大事由による解除)

1. 当会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができま

す。

- (1) 保険契約者または特約死亡保険金受取人が特約死亡保険金(他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および死亡保険金の名称の如何を問いません。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。) をした場合
- (2) 保険契約者、被保険者、特約特定疾病保険金受取人、特約障害保険金受取人または特約介護保険金受取人がこの特約の特約特定疾病保険金、特約障害保険金もしくは特約介護保険金(保険料払込の免除を含みます。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
- (3) この特約の特約保険金(保険料払込の免除を含みます。)の請求に関し、その受取人(保険料払込の免除の請求については保険契約者)に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
- (4) 保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。) に該当すると認められること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (I) 保険契約者または特約保険金の受取人が法人である場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその 法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 当会社の保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする第1号から第4号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 2. 当会社は、特約保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。 この場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による特約保険金(第1項第4号の事由にのみ該当した場合で、第1項第4号の事由に該当したのが特約保険金の受取人のみであり、その特約保険金の受取人が特約保険金の一部の受取人であるときは、特約保険金のうち、その受取人に支払われるべき特約保険金。以下本号において同じ。)を支払いません。また、すでにその支払事由により特約保険金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求します。
 - (2) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険料払込の免除事由による保険料払込の免除を行いません。また、 すでにその保険料払込の免除事由により保険料の払込を免除していたときは、当会社は、保険料の払込を免除しなか ったものとします。
- 3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または特約保険金の受取人に通知します。
- 4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、当会社は、解約返還金があるときは、これと同額の返還金を保険契約者に支払います。
- 5. 第4項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によってこの特約を解除した場合で、特約保険金の一部の受取人について第2項第1号の規定を適用し特約保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない特約保険金に対応する部分の解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。

第17条 (特約の解約)

保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

第18条(特約の返還金)

- 1. この特約の解約返還金は、経過年月数(保険料払込中の特約において経過年月数が保険料の払込年月数をこえている場合は払込年月数)により計算します。
- 2. この特約が解約または解除されたときは、当会社は、この特約の解約返還金を保険契約者に払い戻します。ただし、 主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返還金(第9条(特約の保険料 の払込)第8項の規定により支払われる返還金を含みます。)をそれらの元利金の返済にあてます。
- 3. この特約が第19条(特約の消滅とみなす場合)第1号の規定によって消滅した場合には、第2項の規定を準用します。 ただし、第2条(特約保険金の支払に関する補則)第9項ならびに第3条(特約保険金の免責事由に該当した場合の取 扱)第1項および第2項の場合は除きます。
- 4. 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返還金は、主契約の解約返還金に加えません。

第19条(特約の消滅とみなす場合)

つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 主契約が払済保険に変更されたとき

第20条 (債権者等により特約が解約される場合の取扱)

差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者によりこの特約が解約される場合のつぎの各号の取扱については、主約款の規定を準用します。

- (1) 解約の効力の発生
- (2) 特約の存続

(3) 第1号により解約の効力が生じるまでまたは第2号により解約の効力が生じなくなるまでに、特約保険金の支払事由が生じた場合の取扱

第21条 (特約保険金額の減額)

- 1. 保険契約者は、いつでも、特約保険金額を減額することができます。ただし、減額後の特約保険金額は、当会社の定める金額以上であることを要します。
- 2. 第1項の規定によって、この特約の保険金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

第22条 (特約の更新)

- 1. この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とします。
- 2. 第1項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、当会社は、第1項の更新を取り扱いません。
 - (1) この特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳のとき
 - (2) この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえているとき
 - (3) 主契約の保険料の払込方法(回数) が一時払のとき
- 3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、この特約は、当会社の定める取扱にもとづき、保険期間を変更して更新します。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳をこえるとき
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえるとき
 - (3) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新するとき
 - (4) 主契約の締結後にこの特約を付加した場合で、この特約の更新日が、主契約に付加されている他の特約の更新日と同一であるとき
- 4. 保険契約者から申出があったときは、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の保険期間を変更して更新することができます。
- 5. 更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた主約款に定める保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条(特約の保険料の払込)第4項の規定を準用します。
- 6. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、 主約款に定める保険料の自動貸付の規定を準用します。
- 7. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了日までにつぎの各号のいずれかの事由が生じたときは、第9条第3項および第10条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。
 - (1) この特約の特約保険金の支払事由
 - (2) 主契約の保険料払込の免除事由
 - (3) 主契約に付加されている特約の保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付の支払事由
- 8. 第5項から第7項までの規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、つぎの各 号のとおりとします。
 - (1) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法(回数) にかかわらず年一括払保険料とし、当会社の定める取扱にもとづき、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに第7項の規定を準用します。
 - (2) 更新日以後、猶予期間の満了日までに、第1号に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
- 9. この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。
 - (1) 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日からその日を含めて計算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の保険年齢によって計算します。
 - (2) 更新後のこの特約には、更新日における特約条項および保険料率が適用されます。
 - (3) 第1条(特約保険金の支払)および第15条(特約を解除できない場合)に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。
 - (4) 更新前のこの特約において告知義務違反による解除の事由があるときは、当会社は、更新後のこの特約を解除することができます。
 - (5) 当会社は、新たな保険証券を交付しません。
- 10. 更新日に当会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約にかえて、当会社所定の特約により、更新とみなして取り扱うことがあります。

第23条 (特約の契約者配当金)

- 1. この特約の契約者配当金の割当および支払方法は、主契約に準じます。
- 2. 第1項のほか、特約特定疾病保険金、特約障害保険金または特約介護保険金が支払われるときは、主契約の死亡保険金が支払われるときに準じて取り扱い、割り当てられたこの特約の契約者配当金は、特約特定疾病保険金、特約障害保険金または特約介護保険金とともにその受取人に支払います。
- 3. この特約の保険期間が満了する場合には、つぎに定めるところによります。

- (1) この特約の保険期間の満了日の翌日が到来する事業年度の直前の事業年度末に、主約款に定める契約者配当金の割当の規定に準じて、この特約の契約者配当金を割り当てます。
- (2) 第1号の規定によって割り当てられた契約者配当金は、主契約の契約者配当金の支払方法に準じて取り扱います。
- 4. 主契約の締結後に付加された特約または第22条(特約の更新)の規定により更新された特約については、主約款に定める契約者配当金の割当の規定によるほか、つぎのとおりとします。
 - (1) 特約付加後または更新後この特約の保険期間中に、主約款に定める5年ごとの契約応当日等が到来するときは、その到来する事業年度の直前の事業年度末に、この特約の契約者配当金を割り当てます。
 - (2) 特約付加の日または直前の更新日からその日を含めて1年以内にこの特約が消滅するときは、その消滅する事業年度の直前の事業年度末におけるこの特約の契約者配当金の割当は行いません。
 - (3) 特約付加の日または直前の更新日から所定年数を経過し、かつ、所定の条件を満たすこの特約に対しても、契約者配当金を割り当てることがあります。

第24条(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)

- 1. 主契約の保険料払込期間を短縮した場合、この特約の保険期間の満了日が、主契約の保険料払込期間の満了日をこえることとなるときは、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の保険期間を短縮することがあります。
- 2. この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日と同一の場合で、主契約の保険料払込期間を延長したときは、この特約の保険期間もこれにあわせて延長します。
- 3. 第1項または第2項の規定により、この特約の保険期間が変更された場合には、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、返還金をそれらの元利金の返済にあてます。

第25条 (主契約について保険料の自動貸付の規定を適用する場合の取扱)

- 1. 主契約について主約款の保険料の自動貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返還金を、主契約の解約返還金に加えて取り扱います。
- 2. 第1項の保険料の自動貸付は、主契約の保険料とこの特約(更新後のこの特約を含みます。)の保険料との合計額について行うものとします。

第26条(主契約を払済保険に変更する場合の取扱)

主約款の規定により主契約を払済保険に変更する場合には、この特約の解約返還金を、主契約の解約返還金に加えて取り扱います。

第27条(法令等の改正等に伴う特約障害保険金および特約介護保険金の支払事由に関する規定の変更)

- 1. 当会社は、特約障害保険金の支払事由に関する規定にかかわる医療技術の変化があり、その変化が特約障害保険金の支払事由に関する規定に影響を及ぼすと認めたときは、主務官庁の認可を得て、この特約の保険料および特約保険金額を変更することなく特約障害保険金の支払事由に関する規定を変更することがあります。
- 2. 当会社は、特約介護保険金の支払事由に関する規定にかかわる法令等の改正があり、その改正が特約介護保険金の支払事由に関する規定に影響を及ぼすと認めたときは、主務官庁の認可を得て、この特約の保険料および特約保険金額を変更することなく特約介護保険金の支払事由に関する規定を変更することがあります。
- 3. 第1項または第2項の規定により、特約障害保険金または特約介護保険金の支払事由に関する規定を変更するときは、 当会社は、特約障害保険金または特約介護保険金の支払事由に関する規定を変更する日の2か月前までに保険契約者に その旨を通知します。

第28条(管轄裁判所)

この特約における特約保険金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を 準用します。

第29条 (契約内容の登録)

- 1. 当会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会(以下「協会」といいます。)に登録します。
 - (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)
 - (2) 特約死亡保険金の金額
 - (3) 契約日(復活が行われた場合は、最後の復活の日。また、主契約の契約日後にこの特約を付加した場合は、この特約の付加の日。以下第2項において同じ。)
 - (4) 当会社名
- 2. 第1項の登録の期間は、契約日から5年(契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、5年と契約日から被保険者が満15歳に達する日までの期間のいずれか長い期間)以内とします。
- 3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます。)は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約(死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下本条において同じ。)の申込(復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。)を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

- 4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、第3項によって連絡された内容を保険契約の承諾(復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。)の判断の参考とすることができるものとします。
- 5. 各生命保険会社等は、契約日(復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日。以下本項において同じ。)から5年(契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、5年と契約日から被保険者が満15歳に達する日までの期間のいずれか長い期間)以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- 6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、当会社または協会に照会することができます。 また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9. この特約を主契約の契約日後付加した場合は、主契約、特約死亡保険金のある特約または災害保険金もしくは災害割増保険金のある特約の契約内容の登録の期間は、主約款、特約死亡保険金のある特約または災害保険金もしくは災害割増保険金のある特約の規定にかかわらず、この特約の付加の日から5年(この特約の付加の日において被保険者が満15歳未満の場合は、5年とこの特約の付加の日から被保険者が満15歳に達する日までの期間のいずれか長い期間)以内とします。
- 10. 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法にもとづく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第30条(主約款の規定の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第31条 (5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者は、第6条(特約の締結)の規定によるほか、主契約更新の際にも被保険者の同意を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、当会社がこの特約付加の申込を承諾したときは、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
 - (7) この特約の第1回保険料を受け取った時(告知の前に受け取った場合には、告知の時)
 - (イ) 更新前にこの特約の第1回保険料を受け取り、かつ、告知を受けた場合には、更新の時
- (2) この特約の保険期間の満了日は、第8条(特約の保険期間および保険料払込期間)の規定にかかわらず、主契約の保険期間の満了日と同一とします。
- (3) 第2号の規定にかかわらず、主契約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳をこえることと なる場合には、この特約の保険期間の満了日は、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日とします。
- (4) この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主契約と同時に更新されます。この場合にはつぎのとおりとします。
 - (7) 第22条(特約の更新)の規定は適用せず、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (ウ) 特約保険金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (5) 第4号の規定により、この特約が更新される場合で、更新日に当会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約にかえて、当会社所定の特約により、更新とみなして取り扱うことがあります。
- (6) 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間の満了日が、主契約の保険期間の満了日をこえることとなるときは、その限度までこの特約の保険期間を短縮します。
- (7) 第6号の規定により、この特約の保険期間が短縮された場合には、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、返還金をそれらの元利金の返済にあてます。

第32条(5年ごと配当付生存給付金付定期保険または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付生存給付金付定期保険または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険に付加した場合には、第31条(5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合の特則)第1号、第2号、第4号および第5号の規定を適用します。

第33条 (5年ごと配当付逓増定期保険または5年ごと利差配当付逓増定期保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付逓増定期保険または5年ごと利差配当付逓増定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第23条(特約の契約者配当金)第4項第1号中「主約款に定める5年ごとの契約応当日等」とあるのは「主約款に 定める5年ごとの契約応当日」と読み替えます。
- (2) 第31条(5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合の特則)第2号および第3号

第34条 (5年ごと配当付養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間は、第8条(特約の保険期間および保険料払込期間)の規定にかかわらず、主契約の保険期間を限度とし、当会社所定の範囲内で定めます。ただし、主契約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳をこえることとなる場合には、この特約の保険期間は、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。
- (2) この特約の保険期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法(回数)にかかわらず年一括払保険料とし、当会社の定める取扱にもとづき、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
- (3) 第2号の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
- (4) 第2号に規定する前納が行われなかった場合には、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。
- (5) この特約の保険期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合、主契約の保険料払込期間経過後においても、この特約の保険料について主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用します。
- (6) 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間の満了日が、主契約の保険期間の満了日をこえることとなるときは、その限度までこの特約の保険期間を短縮します。
- (7) この特約の保険期間の満了日が主契約の保険期間の満了日と同一の場合で、主契約の保険期間を延長したときは、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の保険期間を延長することがあります。
- (8) 第6号または第7号の規定により、この特約の保険期間が変更された場合には、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、返還金をそれらの元利金の返済にあてます。
- (9) 第23条(特約の契約者配当金)第4項第1号中「主約款に定める5年ごとの契約応当日等」とあるのは「主約款に 定める5年ごとの契約応当日」と読み替えます。

第35条(5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱)

- 1. 5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 主契約の全部について5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用した場合には、この特約の保険期間は、5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日の前日までとします。この場合、この特約は、5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日の前日に保険期間が満了して消滅したものとして、その解約返還金を主契約の責任準備金に加えて、5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項に定める特約基本年金額の計算をします。
 - (2) 主契約の一部について5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用した場合、5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用しない終身保険部分(残存する死亡保障部分をいいます。)が解約その他の事由によって消滅したときは、第19条(特約の消滅とみなす場合)の規定によるほか、この特約は消滅します。
- 2. 5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約」と、「5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項」と読み替えて第1項第1号および第2号の規定を適用します。
- 3. 5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付介護割増年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約(H13)を付加した場合には、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付介護割増年金移行特約または5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約(H13)」と、「5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約条項(H13)」と読み替えて第1項第1号および第2号の規定を適用します。
- 4. 5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約(H13)を付加した場合には、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約(H13)」と、「5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項(H13)」と読み替えて第1項第1号および第2号の規定を適用します。

第36条 (保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則)

- 1. 5年ごと配当付終身保険または5年ごと利差配当付終身保険の主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約の保険期間の満了日が、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日以外のときは、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日まで、この特約の保険期間を延長します。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (2) 第1号の規定にかかわらず、この特約の更新日と保険料の払込完了日が同一の場合、第22条(特約の更新)第2項 および第3項中「主契約の保険料払込期間の満3日」とあるのは「保険料の払込完了日の前日」と読み替えて、第22 条第1項から第3項まで、第9項および第10項の規定を適用します。
 - (3) 保険料の払込完了日以後において払い込むべきこの特約の保険料は、当会社の定める取扱にもとづき、保険料の払 込完了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
 - (4) 第3号に定める金額の払込については、保険料の払込完3特則適用前の主契約の保険料の払込方法(回数)に応じて、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
- (5) 第3号に定める金額が払い込まれなかったときは、この特約は、主約款に定める猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- 2. 第5条(特約の保険料払込の免除)の規定によるほか、主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了した場合で、保険料の払込完了日以後のときにも、主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

第37条 (5年ごと配当付更新型終身移行保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付更新型終身移行保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合には、 つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約が主契約の終身保障への移行と同時に更新された場合で、更新日以後のときにも、主約款の保険料払込の 免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
- (2) 保険契約者は、第6条(特約の締結)の規定によるほか、主契約更新の際にも被保険者の同意を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、当会社がこの特約付加の申込を承諾したときは、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
 - (7) この特約の第1回保険料を受け取った時(告知の前に受け取った場合には、告知の時)
 - (イ) 更新前にこの特約の第1回保険料を受け取り、かつ、告知を受けた場合には、更新の時
- (3) この特約の保険期間の満了日は、第8条(特約の保険期間および保険料払込期間)の規定にかかわらず、主契約の 保険期間の満了日と同一とします。
- (4) この特約の保険期間が満了する場合で、かつ、主約款の規定により主契約が更新される場合には、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主契約と同時に更新されます。この場合にはつぎのとおりとします。
 - (7) 第22条(特約の更新)の規定は適用せず、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (ウ) 特約保険金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (5) この特約の保険期間が満了する場合で、かつ、主約款の規定により主契約が終身保障に移行される場合には、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主契約の終身保障への移行と同時に更新されます。この場合にはつぎのとおりとします。
 - (7) この特約の保険期間は、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までとします。
 - (4) この特約の保険料は、年一括払保険料とし、当会社の定める取扱にもとづき、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに第22条第7項の規定を準用します。
 - (ウ) 更新日以後、猶予期間の満了日までに、前(イ)に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
- (6) 第4号または第5号の規定により、この特約が更新される場合で、更新日に当会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約にかえて、当会社所定の特約により、更新とみなして取り扱うことがあります。

第38条 (5年ごと配当付更新型終身移行保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に5年ごと配当付年金支払移 行特約等を付加した場合の特約の取扱)

5年ごと配当付更新型終身移行保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険につぎの各号のいずれかの特約を付加した場合には、第22条(特約の更新)の規定にかかわらず、この特約の更新は取り扱いません。

- (1) 5年ごと配当付年金支払移行特約
- (2) 5年ごと配当付夫婦年金移行特約
- (3) 5年ごと配当付介護割増年金移行特約
- (4) 5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約
- (5) 5年ごと利差配当付年金支払移行特約
- (6) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
- (7) 5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約(H13)

第39条 (5年ごと配当付介護年金終身保障保険または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付介護年金終身保障保険または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1条(特約保険金の支払)の特約障害保険金の免責事由の規定中「主たる保険契約の高度障害保険金の免責事由により左記の支払事由が生じたとき」とあるのは「保険契約者もしくは被保険者の故意または戦争その他の変乱により左記の支払事由が生じたとき」と読み替えます。
- (2) 第2条(特約保険金の支払に関する補則)第1項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。
- (3) 第2条第2項中「高度障害保険金の受取人」とあるのは「介護年金の受取人」と読み替えます。
- (4) 特約障害保険金については、主約款に定める死亡給付金支払方法の選択の規定を準用して、一時支払にかえて、当会社の定める取扱にもとづき、すえ置支払または年金支払を選択することができます。
- (5) この特約の特約介護保険金および主契約の第1回の介護年金を支払う場合に、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、当会社は、第2条第12項の規定による貸付金の元利金の差引を行い、差し引けない残額があるときは、その残額について主約款の規定を適用します。
- (6) 第23条(特約の契約者配当金)第2項の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。この場合、割り当てられたこの特約の契約者配当金は、特約特定疾病保険金、特約障害保険金または特約介護保険金を支払うときはその受取人に支払い、特約死亡保険金を支払うときは主契約の契約者配当金に加えて支払います。
 - (7) 主契約の第1回の介護年金の支払日前において特約特定疾病保険金、特約障害保険金または特約介護保険金が支払われるときは、主契約の死亡給付金が支払われるときに準じて取り扱います。
 - (イ) 主契約の第1回の介護年金の支払日以後において特約死亡保険金、特約特定疾病保険金、特約障害保険金または 特約介護保険金が支払われるときは、被保険者が死亡したときに準じて取り扱います。
- (7) 主契約の保険料払込期間が終身の場合には、つぎのとおりとします。
 - (7) 主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了する場合には、第36条(保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則)第1項第1号から第5号までの規定を適用します。
 - (4) 第5条(特約の保険料払込の免除)の規定によるほか、主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了した場合で、保険料の払込完了日以後の場合にも、主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
- (8) 5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合には、この特約の保険期間は、5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日の前日までとします。この場合、この特約は、5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日の前日に保険期間が満了して消滅したものとして、その解約返還金を主契約の責任準備金に加えて、5年ごと配当付年金支払移行特約条項に定める特約基本年金額の計算をします。
- (9) 5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、第8号中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約」と、「5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項」と読み替えて第8号の規定を適用します。

第40条 (5年ごと配当付終身医療保険または5年ごと利差配当付終身医療保険に付加した場合の特則)

- 1. この特約を5年ごと配当付終身医療保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 第1条(特約保険金の支払)の特約障害保険金の免責事由の規定中「主たる保険契約の高度障害保険金の免責事由により左記の支払事由が生じたとき」とあるのは「保険契約者もしくは被保険者の故意または戦争その他の変乱により左記の支払事由が生じたとき」と読み替えます。
 - (2) 第2条(特約保険金の支払に関する補則)第1項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。
 - (3) 第2条第2項中「高度障害保険金の受取人」とあるのは「災害入院給付金および疾病入院給付金の受取人」と読み替えます。
 - (4) 特約障害保険金については、主約款に定める死亡給付金支払方法の選択の規定を準用して、一時支払にかえて、当会社の定める取扱にもとづき、すえ置支払または年金支払を選択することができます。
 - (5) この特約の契約者配当金の割当および支払方法は、第23条(特約の契約者配当金)の規定によるほか、特約特定疾病保険金、特約障害保険金または特約介護保険金が支払われるときは、主契約の死亡給付金が支払われるときに準じて取り扱います。この場合、割り当てられたこの特約の契約者配当金は、特約特定疾病保険金、特約障害保険金または特約介護保険金とともにその受取人に支払います。
 - (6) 第25条(主契約について保険料の自動貸付の規定を適用する場合の取扱)第1項の規定にかかわらず、主契約について主約款の保険料の自動貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返還金を、保険料の自動貸付の限度として主約款に定める額に加えて取り扱います。
- 2. この特約を5年ごと利差配当付終身医療保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条第2項中「高度障害保険金の受取人」とあるのは「入院給付金の受取人」と読み替えます。
- (2) 第1項第1号、第2号および第4号から第6号までの規定は、本項の場合に適用します。

第41条(5年ごと配当付介護年金保険(解約返還金なし型)に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付介護年金保険(解約返還金なし型)に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 特約障害保険金については、主約款に定める死亡給付金支払方法の選択の規定を準用して、一時支払にかえて、当会社の定める取扱にもとづき、すえ置支払を選択することができます。
- (2) 第39条(5年ごと配当付介護年金終身保障保険または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合の特則)第1号から第3号までおよび第6号の規定は、本条の場合に適用します。

第42条 (転換後契約または変更後契約に付加した場合の特則)

- 1. 転換特約が付加された保険契約の締結の際にこの特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。ただし、その保険契約において、この特約の復活の取扱が行われているときを除きます。
 - (1) この特約のうち、被転換契約の特定疾病保険金(特約の特定疾病保険金を含みます。)の額と同額までの特約保険金額の部分については、第1条(特約保険金の支払)第2項の規定を適用しません。
 - (2) 第1号の規定により特約特定疾病保険金の支払が行われるときは、その支払われる特約保険金額の部分について第2条(特約保険金の支払に関する補則)の規定を適用するものとします。
- 2. 部分保障変更特約が付加された保険契約の締結の際にこの特約を付加した場合には、第1項中「被転換契約」とあるのは「被変更部分」と読み替えて第1項各号の規定を適用します。ただし、その保険契約において、この特約の復活の取扱が行われているときを除きます。

第43条 (転換特約、部分保障変更特約または家族内保障承継特約を付加した場合の特則)

- 1. 転換特約条項の規定を適用して、転換価格を充当したこの特約については、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 第5条(特約の保険料払込の免除)の規定は、転換部分には適用しません。
 - (2) 転換部分または保険料払込部分のみの解約は取り扱いません。
 - (3) 第24条(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)の規定により、この特約の保険期間を変更する場合、当会社の定める取扱にもとづき、転換部分と保険料払込部分との構成比率を改めます。
- 2. 転換部分があるこの特約を更新するときは、更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は、この特約の全部について、主契約の保険料の払込方法(回数)と同一とします。
- 3. 第2項の場合で、転換部分があるこの特約の保険料の払込が免除されているときは、この特約の全部について、更新 後のこの特約の保険料の払込を免除します。
- 4. 第2項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に転換部分のあるこの特約を更新する場合のこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法(回数)にかかわらず年一括払保険料とし、特約の保険料の払込が免除されている場合を除き、当会社の定める取扱にもとづき、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
- 5. 部分保障変更特約条項の規定を適用して、変更価格を充当したこの特約については、第1項から第4項中「転換部分」 とあるのは「変更部分」と読み替えて第1項各号および第2項から第4項までの規定を適用します。
- 6. 家族内保障承継特約条項の規定を適用して、承継価格を充当したこの特約については、第1項から第4項中「転換部分」とあるのは「承継部分」と読み替えて第1項各号および第2項から第4項までの規定を適用します。

第44条(特別条件を付けた場合の特則)

- 1. この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合しない場合には、その危険の種類および程度に応じて、つぎの各号のうちいずれか1つまたは2つの方法によって取り扱います。
 - (1) 特約保険金額削減支払法

契約日からその日を含めて当会社の定める削減期間内に被保険者が死亡し、または身体障害の状態(表 2)に該当したときは、特約保険金額につぎの割合を乗じて得た金額を特約死亡保険金または特約障害保険金の支払額として第1条(特約保険金の支払)の規定を適用します。ただし、災害または所定の感染症(別表 6)による場合には、特約保険金額と同額を特約死亡保険金または特約障害保険金の支払額として第1条の規定を適用します。

死亡日または身体障害の状		削	減 期	間	
態該当日の属する保険年度	1年	2年	3年	4年	5年
第 1 年 度	50%	30%	25%	20%	15%
第 2 年 度		60%	50%	40%	30%
第 3 年 度			75%	60%	45%
第 4 年 度				80%	60%
第 5 年 度					80%

(2) 特別保険料領収法

- (7) 当会社の定める特別保険料を加算した金額をこの特約の保険料とします。
- (イ) 第5条(特約の保険料払込の免除)の規定によってこの特約の保険料の払込が免除された場合には、同時に特別保険料の払込を免除します。

- 2. 本条の規定により特別条件が付けられた場合には、つぎの各号の取扱は行いません。
 - (1) この特約の更新。ただし、特約保険金額削減支払法の場合には、この特約の更新を取り扱います。この場合、更新後のこの特約には更新前の特約保険金額削減支払法は適用しません。
 - (2) この特約の保険期間の変更を伴う、主契約の保険期間または保険料払込期間の変更
 - (3) 主契約の払済保険への変更。ただし、特約保険金額削減支払法の場合、削減期間経過後は、主契約の払済保険への変更を取り扱います。

第45条(契約日が平成22年3月1日以前の主契約に付加した場合の特則)

この特約を契約日が平成22年3月1日以前の主契約に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1)本特約条項中「半年一括払」とあるのは「半年払」と、「年一括払」とあるのは「年払」と読み替えます。
- (2) 第9条(特約の保険料の払込)第8項の規定は適用しません。
- (3) 第9条第9項および第10項の規定は、この特約の年払保険料および半年払保険料について準用します。
- (4) 第18条(特約の返還金)第1項の規定にかかわらず、この特約の解約返還金は、保険料の払込年月数により計算します。

第46条(契約日が平成24年10月1日以前の主契約に付加した場合の特約特定疾病保険金、特約障害保険金および特約介護 保険金の代理請求)

この特約を契約日が平成24年10月1日以前の主契約に付加した場合の特約特定疾病保険金、特約障害保険金および特約介護保険金の代理請求については、特約特定疾病保険金については主契約に付加されている特約の特約条項の特定疾病年金の代理請求の規定を、特約障害保険金については主契約に付加されている特約の特約条項の障害年金の代理請求の規定を、特約介護保険金については主約款または主契約に付加されている特約の特約条項の介護年金の代理請求の規定を準用します。

別表 1 請求書類

	項 目	必 要 書 類
		(1) 当会社所定の請求書
		(2) 医師の死亡診断書または死体検案書(ただし、当会社が必要と認めた場合は当会社
		所定の様式による医師の死亡証明書)
		(3) 被保険者の死亡事実が記載された住民票(ただし、当会社が必要と認めた場合は戸
1	特約死亡保険金	籍抄本)
		(4) 特約死亡保険金受取人の戸籍抄本
		(5) 特約死亡保険金受取人の印鑑証明書
		(6) 最終の保険料払込を証する書類
		(7)保険証券
		(1) 当会社所定の請求書
		(2) 当会社所定の様式による医師の診断書
		(3) 被保険者の住民票(ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当会社が必要と認
2	特約特定疾病保険金	めた場合は戸籍抄本)
		(4) 特約特定疾病保険金受取人の戸籍抄本と印鑑証明書
		(5) 最終の保険料払込を証する書類
		(6) 保険証券
	(2 (3 特約障害保険金 (5 (6 (7	(1) 当会社所定の請求書
		(2) 不慮の事故であることを証する書類(不慮の事故により支払事由に該当した場合)
		(3) 当会社所定の様式による医師の診断書
3		(4) 被保険者の住民票(ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当会社が必要と認
		めた場合は戸籍抄本)
		(5) 特約障害保険金受取人の戸籍抄本と印鑑証明書
		(6) 最終の保険料払込を証する書類
		(7)保険証券
		(1) 当会社所定の請求書
		(2) 当会社所定の様式による医師の診断書
		(3) 公的介護保険制度における要介護認定の結果を証する書類(公的介護保険制度にお
		ける要介護認定を受けた場合)
4	特約介護保険金	(4) 被保険者の住民票(ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当会社が必要と認
	· ·	めた場合は戸籍抄本)
		(5) 特約介護保険金受取人の戸籍抄本と印鑑証明書
		(6) 最終の保険料払込を証する書類
		(7) 保険証券
()=	È)当会社は、上記以外のi	書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは表Aの定義による急激かつ偶発的な外来の事故とします。ただし、表Aの定義をすべて満たす場合であっても、表Bに掲げるものは対象となる不慮の事故に該当しません。

表A 急激・偶発・外来の定義

急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性または持続性
	が認められるものは該当しません。)
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者の故意にもとづかず、かつ、被保険者にとって予見できな
	いことをいいます。
外来	事故および事故の原因が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(疾病や疾病に起因する外因等
	身体の内部に原因があるものは該当しません。)

表B 不慮の事故に該当しないもの

衣り 个思り争以に該ヨ	0.41.00
1. 軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪した場合
	における、その軽微な外因
2. 疾病の診断、治療	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、処置および医薬品等の使用による有害作用(い
を目的としたもの	ずれも患者の行った場合を含みます。)
3. 疾病による障害の	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸
状態にある者の窒息	入または嚥下による気道閉塞または窒息
等	
4. 気象条件による過	つぎに掲げるもの
度の高温、気圧の変	(1) 気象条件による過度の高温(熱中症(日射病、熱射病)等の原因となったもの)
化等および環境的要	(2) 高圧、低圧および気圧の変化(高山病、航空病、潜水病等の原因となったもの)
因によるもの	(3)食料、水分の不足(飢餓、脱水症等の原因となったもの)
	(4) 身体の動揺(乗り物酔い等の原因となったもの)、騒音、振動
5. 過度の肉体行使、	過度の肉体行使、レクリエーションその他の活動における過度の運動
運動	
6. 化学物質、薬物の	つぎに掲げるもの
作用、飲食物の摂取	(1) 接触皮膚炎の原因となった洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質の作用
等	(2) アレルギー、皮膚炎等の原因となった外用薬の作用または薬物接触
	(3) 細菌性の食中毒またはアレルギー性、中毒性の胃腸炎もしくは大腸炎等の原因となった飲
	食物等の摂取
7. 処刑	司法当局の命令により執行されたすべての処刑

備考

ρ ι -	
該当例	非該当例
つぎのようなものは、表Aの定義をすべて満たす場合に、	つぎのようなものは、表Aの定義のいずれかを満たさない
急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。	ため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。
・交通事故	・公害
・転落、転倒	・職業病の原因となったもの
・火災	・自殺および自傷行為
・溺水	・感染症
・窒息	・疾病の症状に起因する入浴中の溺水

別表3 公的介護保険制度

「公的介護保険制度」とは、介護保険法にもとづく介護保険制度をいいます。

別表 4 要介護 2 以上の状態

「要介護2以上の状態」とは、平成11年4月30日厚生省令第58号「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」に定める要介護2から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

別表 5 要介護認定

「要介護認定」とは、介護保険法に定める要介護認定をいい、同法に定める要介護状態区分の変更の認定のうち、要介護2以上の状態以外の要介護状態区分からの変更の認定を含みます。

別表6 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成21年3月23日総務省告示第176号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10 (2003年版) 準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A 03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A 20
ジフテリア	A 36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A 80
ラッサ熱	A 96. 2
クリミヤ・コンゴ出血熱	A 98. 0
マールブルグウイルス病	A 98. 3
エボラウイルス病	A 98. 4
痘瘡	B 03
重症急性呼吸器症候群 [SARS]	∪04
(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	

備 考

1. 責任開始期以後の疾病

「責任開始期以後の疾病」とは、その疾病(医学上重要な関係にある疾病を含みます。)について、責任開始期前につぎのいずれにも該当しない場合をいいます。

- (1) 被保険者が医師の診療を受けたことがある場合
- (2) 被保険者が健康診断等において異常の指摘(要経過観察の指摘を含みます。)を受けたことがある場合
- (3) 被保険者が自覚可能な身体の異常が存在した場合または保険契約者が認識可能な被保険者の身体の異常が存在した場合

2. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中の分類番号 F 11. 2、 F 12. 2、 F 13. 2、 F 14. 2、 F 15. 2、 F 16. 2、 F 18. 2、 F 19. 2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

3. 器質性認知症

- (1) 「器質性認知症」とは、つぎの①から③のすべてに該当する場合をいいます。
 - ① 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
 - ② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
 - ③ 平成21年3月23日総務省告示第176号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D 10(2003年版) 準拠」(平成18年1月10日発行) に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるもの

分 類 項 目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F 00
血管性認知症	F 01
ピック病の認知症	F 02. 0
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F 02. 1
ハンチントン病の認知症	F 02. 2
パーキンソン病の認知症	F 02. 3
ヒト免疫不全ウイルス [H I V] 病の認知症	F 02. 4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F 02.8
詳細不明の認知症	F 03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの(F05)中のせん妄、認知症に重	
なったもの	F 05. 1

厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10 (2003年版) 準拠」(平成18年1月10日発行)以後に改訂された厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

(2) 前(1)の「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学

的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

4. 意識障害

「意識障害」とは、つぎのようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠(うとうとしているが、刺激により覚醒する状態)、中度の場合、昏眠(覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態)、高度の場合、昏睡(精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態)にわけられます。

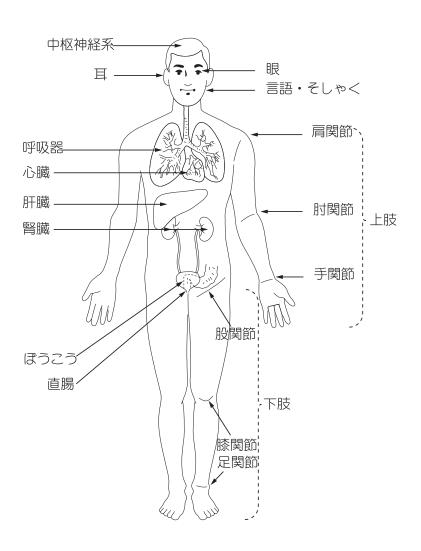
意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア(意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態)、せん妄(比較的高度の意識混濁 - 意識の程度は動揺しやすい - に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態)およびもうろう状態(意識混濁の程度は軽いが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態)などがあります。

5. 見当識障害

「見当識障害」とは、つぎのいずれかに該当する場合をいいます。

- (1) 時間の見当識障害 季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
- (2) 場所の見当識障害 今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
- (3) 人物の見当識障害 日頃接している周囲の人の認識ができない。

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。



5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約条項 目次

この特約の概要				
第1条	特約保険金の支払			
第2条	特約保険金の支払に関する補則			
第3条	特約保険金の免責事由に該当した場合の取扱			
第4条	特約保険金の請求、支払時期および支払場所			
第5条	特約の保険料払込の免除			
第6条	特約の締結			
第7条	特約の責任開始期			
第8条	特約の保険期間および保険料払込期間			
第9条	特約の保険料の払込			
第10条	猶予期間中の保険事故と保険料の取扱			
第11条	特約の失効			
第12条	特約の復活			
第13条	告知義務			
第14条	告知義務違反による解除			
第15条	特約を解除できない場合			
第16条	重大事由による解除			
第17条	特約の解約			
第18条	特約の返還金			

第19条 特約の消滅とみなす場合 第20条 債権者等により特約が解約される場合の取扱

第21条 特約保険金額の減額

第22条 特約の更新

第23条 特約の契約者配当金

第24条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱

第25条 主契約について保険料の自動貸付の規定を適用 する場合の取扱

第26条 主契約を払済保険に変更する場合の取扱

第27条 法令等の改正等に伴う特約特定状態充実保障保 険金等の支払事由に関する規定の変更

第28条 管轄裁判所

第29条 契約内容の登録

第30条 主約款の規定の準用

第31条 5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配 当付定期保険に付加した場合の特則

第32条 5年ごと配当付生存給付金付定期保険または5 年ごと利差配当付生存給付金付定期保険に付加 した場合の特則

第33条 5年ごと配当付逓増定期保険または5年ごと利 差配当付逓増定期保険に付加した場合の特則

第34条 5年ごと配当付養老保険または5年ごと利差配 当付養老保険に付加した場合の特則

第35条 5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金 支払移行特約等を付加した場合または5年ごと 利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付年金 支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱

第36条 保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保 険または保険料払込期間が終身の5年ごと利差 配当付終身保険に付加した場合の特則

第37条 5年ごと配当付更新型終身移行保険または5年 ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した 場合の特則

第38条 5年ごと配当付更新型終身移行保険または5年 ごと利差配当付更新型終身移行保険に5年ごと 配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特 約の取扱

第39条 5年ごと配当付介護年金終身保障保険または5 年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加 した場合の特則

第40条 5年ごと配当付終身医療保険または5年ごと利 差配当付終身医療保険に付加した場合の特則

第41条 5年ごと配当付介護年金保険(解約返還金なし 型)に付加した場合の特則

第42条 転換後契約または変更後契約に付加した場合の 特則

第43条 特別条件を付けた場合の特則

契約日が平成22年3月1日以前の主契約に付加 第44条 した場合の特則

第45条 契約日が平成24年10月1日以前の主契約に付加 した場合の特約特定疾病保険金、特約障害保険 金および特約介護保険金の代理請求

5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約条項

(2015年5月21日改正)

(この特約の概要)

この特約は、つぎの給付を行うことを主な内容とするものです。なお、特約死亡保険金額、特約特定状態充実保障保険金額、特約特定疾病保険金額、特約障害保険金額あよび特約介護保険金額は同額です。

	給付の内容
特約死亡保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したときに支払います。
特約特定状態充実保	被保険者がこの特約の保険期間中に上皮内新生物等と診断されたとき、急性心筋梗塞もしくは
障保険金	脳卒中の治療を目的として入院したとき、または傷害もしくは疾病により身体障害者福祉法に
	もとづき定められた身体障害者障害程度等級表に定める障害の級別の1級から4級までの障
	害もしくは公的介護保険制度における要介護 1 の状態に該当したときに支払います。
特約特定疾病保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に悪性新生物と診断されたとき、または急性心筋梗塞もしく
	は脳卒中により所定の状態に該当したときに支払います。
特約障害保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に傷害もしくは疾病により所定の身体障害の状態に該当し
	たとき、または不慮の事故により所定の身体障害の状態に該当したときに支払います。
特約介護保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に傷害または疾病により所定の要介護状態に該当したとき
	に支払います。

第1条(特約保険金の支払)

1. この特約において支払う特約保険金はつぎのとおりです。

	特約保険金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	支払額	受取人	支払事由に該当しても特約保険金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
特約死亡保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	特約保険金額	特約死亡保険金受取人	つぎのいずれかにより左記の支払事由が 生じたとき (1) この特約の責任開始期(復活の取扱が 行われた後は、最後の復活の際の責任開 始期。以下同じ。)の属する日からその 日を含めて3年以内の自殺 (2) 保険契約者または特約死亡保険金受 取人の故意 (3) 戦争その他の変乱

	支払事由	支払額	受取人	免責事由
特約特定状態充実保障保険金	(1) 被保財物(よいいも) おいらい に悪い とき でといい (2) の疾のと (3) の傷のと (2) する (2) で (2) で (3) のののと (4) ののの (4) を (4) ののの (5) を (5) の (6) を (6) の (7) の (6) を (7) の (特約保険金額	特約特定状態充実保障保険金受取人	つぎのいずれかにより左記の(3)または (4)の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意また は重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (5) 被保険者が法令に定める酒気帯びる間に生じた事故 (6) 被保険者が強やでに変める酒気帯でいる間に生じた事故 (7) 被保険者の薬物依存 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

	支払事由	支払額	受取人	免責事由
特約特定疾病保険金	(1) 被保険者がこの特約の責任開始期以後、この特約の保険期間中に、生まれて初めて悪性新生物(表 1) に罹患し、医師により診断確定されたとき(2) 被保険者がこの特約の責任開始期以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中につぎのいずれかの状態に該当したとき(7) 急性心筋梗塞(表 1)を発病したとき(7) 急性心筋梗塞(表 1)を発病したの日を含めて60日以上、家事等の軽労働や事務等のは制限を必要とする状態(軽いできる状態)が継続したと医師によって診断されたとき(4) 脳卒中(表 1)を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語により初めて医師の診療を受けた同じより初めて医師の診療を受けた同じよって診断されたとき		特約特定疾病保険金受取人	
特約障害保険金	(1) 被保険者がこの特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に身体障害の状態(表2)に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、その障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない責任開始期以後の傷害または疾病を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態に該当したときを含みます。 (2) 被保険者がこの特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故(別表7)による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内のこの特約の保険期間中に身体障害の状態(表3)に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態に該当したときを含みます。	特約保険金額	特約障害保険金受取人	つぎのいずれかにより左記の支払事由が 生じたとき。ただし、主たる保険契約の普 通保険約款に定める高度障害状態に該当 した場合には、主たる保険契約の高度障害 保険金の免責事由により左記の支払事由 が生じたときとします。 (1) 保険契約者または被保険者の故意また は重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持 たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転 またはこれに相当する運転をしている間 に生じた事故 (7) 被保険者の薬物依存 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱
特約介護保険金	被保険者がこの特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に要介護状態(表4)に該当したとき		特約介護保険金受取人	つぎのいずれかにより左記の支払事由が 生じたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意また は重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (4) 被保険者が法令に定める運転資格を持 たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転 またはこれに相当する運転をしている間 に生じた事故 (7) 被保険者の薬物依存 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

- 2. 第1項の特約特定状態充実保障保険金の支払事由の(1)に該当した場合でも、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に乳房の上皮内癌(表1中、基本分類コードD05の上皮内新生物。以下同じ。)に罹患し、医師により診断確定されたときは、当会社は、特約特定状態充実保障保険金を支払いません。ただし、その後(乳房の上皮内癌についてはこの特約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日経過後)、この特約の保険期間中に、被保険者がその乳房の上皮内癌と因果関係のない上皮内新生物等(表1)に罹患し、医師により診断確定されたときは、特約特定状態充実保障保険金を支払います。
- 3. 第1項の特約特定状態充実保障保険金の支払事由の(1)または特約特定疾病保険金の支払事由の(1)に該当した場合でも、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に乳房の悪性新生物(表1中、基本分類コードC50の悪性新生物。以下同じ。)に罹患し、医師により診断確定されたときは、当会社は、特約特定状態充実保障保険金および特約特定疾病保険金を支払いません。ただし、その後(乳房の上皮内癌および乳房の悪性新生物についてはこの特約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日経過後)、この特約の保険期間中に、被保険者がその乳房の悪性新生物と因果関係のない上皮内新生物等(表1)または悪性新生物(表1)に罹患し、医師により診断確定されたときは、特約特定状態充実保障保険金または特約特定疾病保険金を支払います。
- 4. 特約特定状態充実保障保険金の支払事由に該当した場合で、かつ、その該当時に特約特定疾病保険金、特約障害保険金または特約介護保険金の支払事由にも該当しているときは、特約特定状態充実保障保険金の支払に関する規定は適用せず、特約特定疾病保険金、特約障害保険金または特約介護保険金の支払に関する規定を適用します。

表1 対象となる悪性新生物、上皮内新生物等、急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる悪性新生物、上皮内新生物等、急性心筋梗塞、脳卒中とは、次表によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10(2003年版)準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

疾病名	疾病の定義	分類項目	基本分類 コード
悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への	□唇、□腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
	無制限かつ浸潤破壊的増殖で	・□唇の悪性新生物	C 00
	特徴付けられる疾病。ただし、	・舌根<基底>部の悪性新生物	C 01
	上皮内癌 (D00-D09)、およ	・舌のその他および部位不明の悪性新生物	C 02
	び皮膚の悪性黒色腫以外の皮	・歯肉の悪性新生物	C 03
	膚癌(C44)を除<。	・□(腔)底の悪性新生物	C 04
		・□蓋の悪性新生物	C 05
		・その他および部位不明の口腔の悪性新生物	C 06
		・耳下腺の悪性新生物	C 07
		・その他および部位不明の大唾液腺の悪性新生物	C 08
		・扁桃の悪性新生物	C 09
		・中咽頭の悪性新生物	C 10
		・鼻<上>咽頭の悪性新生物	C11
		・梨状陥凹<洞>の悪性新生物	C 12
		・下咽頭の悪性新生物	C 13
		・その他および部位不明確の口唇、口腔および咽	
		頭の悪性新生物	C 14
		消化器の悪性新生物	C15-C26
		・食道の悪性新生物	C 15
		・胃の悪性新生物	C 16
		・小腸の悪性新生物	C 17
		・結腸の悪性新生物	C 18
		・直腸S状結腸移行部の悪性新生物	C 19
		・直腸の悪性新生物	C 20
		・肛門および肛門管の悪性新生物	C 21
		・肝および肝内胆管の悪性新生物	C 22
		・胆のう〈囊〉の悪性新生物	C 23
		・その他および部位不明の胆道の悪性新生物	C 24
		・膵の悪性新生物	C 25
		・その他および部位不明確の消化器の悪性新生物	C 26

疾病名疾病	の定義	分類項目	基本分類コード
		 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30 - C39
		・鼻腔および中耳の悪性新生物	C 30
		・副鼻腔の悪性新生物	C 31
		・喉頭の悪性新生物	C 32
		・気管の悪性新生物	C 33
		・気管支および肺の悪性新生物	C 34
		・胸腺の悪性新生物	C 37
		・心臓、縦隔および胸膜の悪性新生物	C 38
		・その他および部位不明確の呼吸器系および胸腔	C 30
		内臓器の悪性新生物	C 39
		骨および関節軟骨の悪性新生物	C 40 — C 41
		・(四)肢の骨および関節軟骨の悪性新生物	C 40
		・その他および部位不明の骨および関節軟骨の悪	C 40
		性新生物	C 41
		皮膚の悪性黒色腫	C 43
			C 45 — C 49
		中皮および軟部組織の悪性新生物 ・中皮腫	C45 — C49 C45
		・ 中皮腫 ・ カポジ肉腫	
			C 46 C 47
		・末梢神経および自律神経系の悪性新生物	C 47
		・後腹膜および腹膜の悪性新生物 ・その他の結合組織および軟部組織の悪性新生物	C 48 C 49
		乳房の悪性新生物	C 50
		女性生殖器の悪性新生物	C 51 — C 58
		・外陰(部)の悪性新生物	C 51
		・腟の悪性新生物	C 52
		・子宮頚部の悪性新生物	C 53
		・子宮体部の悪性新生物	C 54
		・子宮の悪性新生物、部位不明	C 55
		・卵巣の悪性新生物	C 56
		・その他および部位不明の女性生殖器の悪性新生	0.57
		物	C 57
		・胎盤の悪性新生物	C 58
		男性生殖器の悪性新生物	C 60 - C 63
		・陰茎の悪性新生物	C 60
		・前立腺の悪性新生物	C 61
		・精巣〈睾丸〉の悪性新生物	C 62
		・その他および部位不明の男性生殖器の悪性新生	0.00
		物	C 63
		野尿路の悪性新生物 	C 64 - C 68
		・腎盂を除く腎の悪性新生物	C 64
		・腎盂の悪性新生物	C 65
		・尿管の悪性新生物	C 66
		・膀胱の悪性新生物	C 67
		・その他および部位不明の尿路の悪性新生物	C 68
		眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C 69 - C 72
		・眼および付属器の悪性新生物	C 69
		・髄膜の悪性新生物	C 70
		・脳の悪性新生物	C71
		・ 脊髄、脳神経およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C 72
		甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
		・甲状腺の悪性新生物	C 73
		・副腎の悪性新生物	C 74
		・その他の内分泌腺および関連組織の悪性新生物	C 75

疾病名	疾病の定義	分類項目	基本分類コード
		部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
		・その他および部位不明確の悪性新生物	C 76
		・リンパ節の続発性および部位不明の悪性新生物	C 77
		・呼吸器および消化器の続発性悪性新生物	C 78
		・その他の部位の続発性悪性新生物	C 79
		・部位の明示されない悪性新生物	C 80
		リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81 — C96
		ホジキン病	C 81
		・ろ<濾>胞性 [結節性] 非ホジキンリンパ腫	C 82
		・びまん性非ホジキンリンパ腫	C 83
		・末梢性および皮膚T細胞リンパ腫	C 84
		・非ホジキンリンパ腫のその他および詳細不明の	
		型	C 85
		• 悪性免疫増殖性疾患	C 88
		・多発性骨髄腫および悪性形質細胞性新生物	C 90
		・リンパ性白血病	C 91
		・骨髄性白血病	C 92
		・単球性白血病	C 93
		・細胞型の明示されたその他の白血病	C 94
		・細胞型不明の白血病	C 95
		・リンパ組織、造血組織および関連組織のその他	
		および詳細不明の悪性新生物	C 96
		独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C 97
上皮内新生物等	悪性腫瘍細胞が存在するが、上	上皮内新生物	D00-D09
	皮内に限局しており、組織への	・口腔、食道および胃の上皮内癌	D 00
	浸潤的な増殖がないことで特	・その他および部位不明の消化器の上皮内癌	D 01
	徴付けられる疾病および皮膚	・中耳および呼吸器系の上皮内癌	D 02
	の悪性黒色腫以外の皮膚癌(C	・上皮内黒色腫	D 03
	44)	・皮膚の上皮内癌	D 04
		・乳房の上皮内癌	D 05
		・子宮頚(部)の上皮内癌	D 06
		・その他および部位不明の性器の上皮内癌	D 07
		・その他および部位不明の上皮内癌	D 09
		皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物(C43-C	
		44) のうち、 ロボッスの // p の 天 // p の 天 // p の 天 // p の テ	0.44
4 14 2 放压密		・皮膚のその他の悪性新生物	C 44
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な	虚血性心疾患 (I 20 — I 25) のうち、	I 01
	血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った		I 21 I 22
		・再発性心筋梗塞	1 22
	疾病であり、原則として以下の 3項目を満たす疾病		
	3項目を洞だり疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴		
	(2) 新たに生じた典型的な心		
	電図の梗塞性変化		
	(3) 心筋細胞逸脱酵素の一時		
	的上昇		
脳卒中	脳血管の異常(脳組織の梗塞、	脳血管疾患(I60-I69)のうち、	
	出血、ならびに頭蓋外部からの	・<も膜下出血	I 60
	塞栓が含まれる)により脳の血	・脳内出血	I 61
	液の循環が急激に障害される	・脳梗塞	I 63
	ことによって、24時間以上持続		
	する中枢神経系の脱落症状を		
	引き起こした疾病		
L		i	

表 2 対象となる身体障害の状態 (特約障害保険金の支払事由の(1)の場合)

対象となる身体障害の状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

対象となる身体障害の状態		
対象となる身体障害の休息		備考
目・耳・言語・	両眼の視力を全く永久に	(1) 視力は、万国式試視力表により、1眼ずつ、矯正視力につ
そしゃくの障害	失ったもの	いて測定します。
		(2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下に
		なって回復の見込のない場合をいいます。
		(3)視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失った
		ものとはみなしません。
	両耳の聴力を全く永久に	(1)聴力の測定は、日本工業規格(昭和57年8月14日改定)に
	失ったもの	準拠したオージオメータで行います。
		(2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・
		2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ a ・ b ・ c デシベ
		ルとしたとき、 $\frac{1}{4}$ (a + 2 b + c) の値が 90 デシベル以上(耳
		介に接しても大声語を理解しえないもの)で回復の見込のな
		い場合をいいます。ただし、器質性難聴に限ります。
	言語またはそしゃくの機	(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいず
	能を全く永久に失ったも	れかの場合をいいます。
	0	① 語音構成機能障害で、つぎの(ア)から(I)までのうち3つ
		以上の状態に該当し、その回復の見込がない場合
		(7) いずれの口唇音についても発音ができない状態
		(イ) いずれの歯舌音についても発音ができない状態
		(ウ) いずれの口蓋音についても発音ができない状態 (I) いずれの喉頭音についても発音ができない状態
		(1) いりれの喉頭目についても発音ができない仏態
		□唇音 ま行音、ぱ行音、ば行音、わ行音、ふ
		歯舌音はな行音、た行音、だ行音、ら行音、さ行音、
		しゅ、し、ざ行音、じゅ
		□蓋音 か行音、が行音、や行音、ひ、にゅ、ぎゅ、
		h
		喉頭音 は行音
		② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思
		の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
		③ 声帯全部の摘出により発音ができない場合
		(2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、口腔(舌
		を含みます。)の運動障害または欠損により、流動食以外のも
		のは摂取できない状態(流動食を摂取できない状態も含みま
		す。)で、その回復の見込のない場合をいいます。

おめ レヤマ	は時中の比較			
対象となる5	骨体障害の状態		備考	
上・下肢の障害	1上肢を手関節以上で失ったもの	いずれかの	運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの場合をいいます。 :自分の力では全く動かすことができない状態で、	
	1上肢の運動機能を全く		の見込のない場合	
	大阪の運動機能を主く 永久に失ったもの	について	3 大関節(肩関節、肘関節および手関節)すべて、 自分の力では全く動かすことができず、かつ、	
	1上肢の3大関節中の2		を借りても全く動かすことができない状態で、そ 見込のない場合	
	関節の用を全く永久に失ったもの		運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの 場合をいいます。	
	1 下肢を足関節以上で失	1	自分の力では全く動かすことができない状態で、 の見込のない場合	
	ったもの	② 下肢の3大関節(股関節、膝関節および足関節)すべて について、自分の力では全く動かすことができず、かつ、		
	1下肢の運動機能を全く	他人のた	を借りても全く動かすことができない状態で、そ 見込のない場合	
	永久に失ったもの		用を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれ	
	1 下肢の3 大関節中の2 関節の用を全く永久に失	① 関節に	ついて、自分の力では全く動かすことができず、 人の力を借りても全く動かすことができない状態	
	対したと主へ永久に入ったもの	で、その	回復の見込のない場合 ・頭または人工関節を挿入置換した場合	
中枢神経系・精神・胸腹	中枢神経系・精神または		護を要するもの」とは、つぎの1から8までの項	
部臓器の障害	胸腹部臓器に著しい障害	目すべてについて、それぞれつぎに定める行為が自分ではでき		
	を残し、終身常に介護を 要するもの	ず、常に他人 合をいいます	の介護を要する状態で、その回復の見込のない場。 。	
		項目	行為	
		1. 食物 の摂取	はし、スプーン、フォーク等を使用して食物 を口の中に運ぶこと	
		2. 排便	洋式便器に座った状態で排便すること(便器	
		371,22	に座るまでの行為は含みません。)	
		3. 排尿	洋式便器に座った状態で排尿すること(便器	
			に座るまでの行為は含みません。)	
		4. 排便	排便および排尿後に身体の汚れたところを拭	
		および	き取ること	
		排尿の 後始末		
		5. 衣服	ボタンのない肌着および下着を着たり脱いだ	
		の着脱	りすること	
		6. 起居	横になった状態から起き上がり、座位を保つ こと	
		7. 歩行	立った状態から歩くこと	
		8. 入浴	一般家庭浴槽に出入りすること	

対免とかるほ		
		備考
内臓の障害	呼吸器の機能に著しい障害を永久に残し、酸素療法を受けたもの	(1) 「呼吸器の機能に著しい障害を永久に残し」とは、予測肺活量 1 秒率が20%以下または動脈血酸素分圧が50Torr以下で、歩行動作が著しく制限され、回復の見込のない場合をいいます。 (2) 「酸素療法を受けたもの」とは、日常的かつ継続的に行うことが必要と医師が認める酸素療法を、その開始日からその
		日を含めて180日間継続して受けたものをいいます。
	恒久的心臓ペースメーカ ーを装着したもの	ん。 (2)すでに装着した恒久的心臓ペースメーカーまたはその付属
	心臓に人工弁を置換した	品を交換する場合を除きます。 (1) 「人工弁を置換したもの」には、生体弁の移植を含みます。
	もの	(1) 「人工弁を直接したもの」には、主体弁の移植を含めます。 (2) 人工弁を再置換する場合およびすでに人工弁を置換した部位とは異なる部位に人工弁を置換する場合を除きます。
	肝臓の機能に著しい障害 を永久に残したものまた は肝移植を受けたもの	「肝臓の機能に著しい障害を永久に残し」とは、表Aのいずれ かの臨床所見が得られ、かつ、表Bの検査所見の判定基準をす べて満たす、回復の見込のない肝臓の機能低下をいいます。
		表 A 臨床所見 ・腹水貯留 ・食道静脈瘤
		表B 検査所見
		検査項目判定基準
		1. 血清アルブミン 3. 5g/dl以下
		2. 血小板 10万/µl以下
		3. I C G試験15分血中停滞率 20%以上
		(注) I C G試験が実施されないことで表 B の 3 の I C G試験15分血中停滞率が不明なときは、つぎの項目のうち 1 項目以上の判定基準を満たす場合に、表 B の 3 の I C G試験15分血中停滞率の判定基準を満たしたものとします。 項目 判定基準 項目 判定基準 血清総ビリルビン値 2.0mg/dl以上 プロトロンビン活性値 70%以下 肝性脳症 昏睡度 I 以上
	腎臓の機能を全く永久に 失い、人工透析療法また は腎移植を受けたもの	(1) 「腎臓の機能を全く永久に失い」とは、腎機能検査において内因性クレアチニンクリアランス値が30ml/分未満または血清クレアチニン濃度が3.0mg/dl以上で回復の見込のない場合をいいます。この場合、腎機能検査の結果は、人工透析療法または腎移植の実施前のものによります。 (2) 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法および腎移植後の人工透析療法を除きます。 (3) 自家腎移植および再移植を除きます。
	ぼうこうを全摘出し、か	
	つ、人工ぼうこうを造設	
	したもの	るものをいいます。
	直腸を切断し、かつ、人工肛門を造設したもの	(1) 「直腸を切断し」とは、直腸および肛門を一塊として摘出した場合をいいます。
		(2) 「人工肛門」とは、腸管を体外に開放し、その腸管より腸 内容を体外に排出するものをいいます。

表3 対象となる身体障害の状態(特約障害保険金の支払事由の(2)の場合)

対象となる身体障害の状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

サウムナンフ ウ. tr Pic 中の心能		
対象となる身体障害の状態	備考	
1眼の視力を全く永久に失ったもの	(1) 視力は、万国式試視力表により、1眼ずつ、矯正視力について測定します。 (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下に	
	なって回復の見込のない場合をいいます。	
	(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。	
育柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残 すもの	(1) 「脊柱に著しい奇形を永久に残すもの」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部から見て明らかにわかる程度以上で回復の見込のない場合をいいます。 (2) 「脊柱に著しい運動障害を永久に残すもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 頸椎について、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合 ② 胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された状態で、その回復の見込のない場合	
1手の5手指を失ったもの	「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間 関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいい	
1手の第1指(母指) および第2指(示指) を含んで4手指を失ったもの	ます。	
10手指の用を全く永久に失ったもの	「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 手指の末節の2分の1以上を失った場合 ② 手指の中手指節関節または近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合	
10足指を失ったもの	「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。	

表 4 対象となる要介護状態

対象となる要介護状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

対象となる要介護状態

- (1) 別表 4 に定める公的介護保険制度における別表 5 に定める要介護 2 以上の状態に該当し、別表 6 に定める要介護認定において要介護 2 以上との認定を受けたもの
- (2) つぎのア. またはイ. のいずれかの状態に該当し、その状態が、該当した日からその日を含めて180日間継続したもの
 - ア. つぎの(ア)および(イ)のいずれにも該当する状態
 - (7) 寝返りまたは歩行の際に、それぞれ表 A に規定する介護を要する状態
 - (イ) 表Bの1から4までの項目に規定するいずれかの行為の際に、それぞれ表Bに規定する全面的な介護を要する 状態であり、かつ、その他1項目以上の行為の際に、それぞれ表Bに規定する全面的な介護を要する状態または 部分的な介護を要する状態
 - イ. つぎの(ア)および(イ)のいずれにも該当する状態
 - (ア) 器質性認知症を原因として、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、表Cに規定する問題行動が5項目以上みられる状態
 - (4) 表Bの1から4までの項目に規定するいずれかの行為の際に、それぞれ表Bに規定する全面的な介護を要する 状態であり、かつ、その他1項目以上の行為の際に、それぞれ表Bに規定する全面的な介護を要する状態または 部分的な介護を要する状態

表Α

14 /		
	介護を要する状態	
寝返り	つぎのいずれかに該当する状態	
(身体にふとん等をかけない状態	(1)ベッド柵、ひも、バー、サイドレールにつかまっても、他人の介助なしでは	
で横たわったまま左右のどちらか	寝返りができない。	
に向きを変えること)	(2) ベッド柵、ひも、バー、サイドレールにつかまらなければ、1人で寝返りが	
	できない。	
歩行	つぎのいずれかに該当する状態	
(歩幅や速度は問わず立った状態	(1) 杖、義手、義足、歩行器等の補助用具、装具を用いても、歩行ができない。	
から 5 m以上歩くこと)	(2) 杖、義手、義足、歩行器等の補助用具、装具を用いたり、壁で手を支えたり	
	しなければ歩行ができない。	
(注)上記について、時間帯等によ	間帯等によって状況が異なる場合は、より頻回にみられる状況や日頃の状況にもとづくものと	
します。		

表Β

項目	全面的な介護を要する状態	部分的な介護を要する状態
1. 入浴	・ ・	つぎのいずれかに該当する状態
· · /\/d	フさのいすれかに該当する休息 (1) 介護者に抱えられなければ、一般家庭浴槽の出	Jeのい911月に該当9つ状態 (1) 1人では一般家庭浴槽の出入りをすることが
	(1) 万護省に抱えらればければ、 一般家庭沿僧の山 入りをすることができない。	できず、介護者が支える、手を貸すなど部分的に
	ハりとすることかできない。 (2) 自分では全く洗身(浴室内でスポンジやタオル	Cさ9、月護有ガ文人の、子を負9など部分的に 介助が必要である。
	(2) 自分では主く流身(冶室内でスポンジやタオル などに石鹸等を付けて全身を洗うこと)を行うこ	「ガ助が必要である。 (2)洗身において、身体の一部を洗う、石鹸等を付
0 ###	とができない。 つぎのいずれかに該当する状態	けるなど部分的に介助が必要である。
2. 排せつ		
	(1) かなりの頻度で失禁してしまうので、おむつま	
	たは特別な器具を使用している。	
	(2) 自分では排尿、排便後に身体の汚れたところの	
	拭き取り始末ができない。	
	(3) 排尿、排便時に便器のまわり等を汚してしまう	
0 /= /=	ため、介護者が掃除をする必要がある。	- + 0 - + 1 - = + 1 - + - 1 1 + 1
3. 清潔	つぎのいずれかに該当する状態	つぎのいずれかに該当する状態
• 整容	(1) 自分では全く口腔清潔(はみがき・うがい等)	(1) 口腔清潔において、歯ブラシやうがいの水の用
	を行うことができない。	意、歯磨き粉を歯ブラシに付けるなど部分的に介
	(2) 自分では全く洗顔を行うことができない。	助が必要である。
	(3) 自分では全く整髪を行うことができない。	(2) 洗顔において、タオルを用意する、衣服が濡れ
	(4) 自分では全くつめ切りを行うことができない。	ていないかの確認など部分的に介助が必要であ
		3.
		(3) 整髪において、くしやブラシの用意など部分的
		に介助が必要である。
		(4) つめ切りにおいて、右手のつめは自分で切れな
		い、足のつめは自分で切れないなど部分的に介助
		が必要である。
4. 衣服	つぎのいずれかに該当する状態	つぎのいずれかに該当する状態
の着脱	(1) 自分では全くボタンのかけはずしができない。	(1) ボタンのかけはずしの一部は自分で行ってい
	(2) 自分では全く上衣の着脱ができない。	るが、部分的に介助が必要である。
	(3) 自分では全くズボン、パンツ等の着脱ができな	(2) 上衣の着脱の一部は自分で行っているが、上衣
	<i>\</i> \ ₀	を常に持っている、麻ひがある側の腕のみ着せる
	(4) 自分では全く靴下の着脱ができない。	など部分的に介助が必要である。
		(3) ズボン、パンツ等の着脱の一部は自分で行って
		いるが、最後に上まで上げるなど部分的に介助が
		必要である。
		(4) 靴下の着脱の一部は自分で行っているが、靴下
		を丸める、つま先だけはかせるなど部分的に介助
		が必要である。

(注)上記について、時間帯等によって状況が異なる場合は、より頻回にみられる状況や日頃の状況にもとづくものとします。また、上記に規定する全面的な介護を要する状態および部分的な介護を要する状態には、運動機能の有無にかかわらず、器質性認知症により該当する状態を含むものとします。

表C

- 問 題 行
- (1) ひどい物忘れがある。
- (2) まわりのことに関心がない。
- (3) 物を盗られたなど被害的になることがある。
- (4) 作話をし周囲に言いふらすことがある。
- (5) 実際にないものが見えたり、聞こえることがある。
- (6) 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。
- (7) 夜間不眠あるいは昼夜の逆転がある。
- (8) 暴言や暴行を行うことがある。
- (9) 絶えず独話や同じ話をくり返したり、口や物を使って周囲に不快な音をたてる。
- (10) 周囲に迷惑となるような大声をだすことがある。
- (11) 助言や介護に抵抗することがある。
- (12) 目的もなく動き回ることがある。
- (13) 自分がどこにいるか分からず、「家に帰る」等と言い落ち着きがないことがある。
- (14) 外出すると迷子になることがある。
- (15) 徘徊をすることがある。
- (16) むやみに物を集めることがある。
- (17) 火の始末や火元の管理ができないことがある。
- (18) むやみに物や衣類を壊したり、破いたりすることがある。
- (19) 所かまわず排せつをする、または、弄便等の不潔行為をすることがある。
- (20) 異食行為がある。
- (21) 周囲が迷惑している性的行動がある。
- (注)上記に規定する問題行動がみられる状態とは、それぞれについて少なくとも1週間に1回以上の頻度でみられる 状態をいいます。

動

第2条(特約保険金の支払に関する補則)

- 1. 特約死亡保険金受取人は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の死亡保険金受取人とし、それ以外の者に変更することはできません。
- 2. 特約特定状態充実保障保険金受取人、特約特定疾病保険金受取人、特約障害保険金受取人および特約介護保険金受取人は、主契約の高度障害保険金の受取人とし、それ以外の者に変更することはできません。
- 3.被保険者の生死が不明の場合でも、当会社が死亡したものと認めたときは、特約死亡保険金を支払います。
- 4. 当会社が特約特定状態充実保障保険金を支払った場合には、この特約は、被保険者が特約特定状態充実保障保険金の支払事由に該当した時に消滅したものとみなします。
- 5. 当会社が特約特定疾病保険金を支払った場合には、この特約は、被保険者が特約特定疾病保険金の支払事由に該当した時に消滅したものとみなします。
- 6. 当会社が特約障害保険金を支払った場合には、この特約は、被保険者が特約障害保険金の支払事由に該当した時に消滅したものとみなします。
- 7. 当会社が特約介護保険金を支払った場合には、この特約は、被保険者が特約介護保険金の支払事由に該当した時に消滅したものとみなします。
- 8. 特約死亡保険金を支払う前に特約特定疾病保険金、特約障害保険金または特約介護保険金の請求を受け、特約特定疾病保険金、特約障害保険金または特約介護保険金が支払われるときは、当会社は、特約死亡保険金を支払いません。また、特約死亡保険金、特約特定疾病保険金、特約障害保険金または特約介護保険金を支払う前に特約特定状態充実保障保険金が支払われるときは、当会社は、特約死亡保険金、特約特定疾病保険金、特約障害保険金または特約介護保険金のいずれも支払いません。
- 9. 特約死亡保険金、特約特定状態充実保障保険金、特約特定疾病保険金、特約障害保険金または特約介護保険金のいず れかが支払われた場合には、その支払後に他の特約保険金の請求を受けても、当会社はこれを支払いません。
- 10. 主契約の締結後にこの特約を付加したときで、主契約の高度障害保険金が支払われる場合でも、その支払事由の原因の発生が、この特約の責任開始期前であるときは、この特約の特約障害保険金は支払わず、被保険者が主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める高度障害状態に該当した時に消滅したものとみなして、当会社は、この特約の責任準備金を特約障害保険金受取人に支払います。この場合、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、この特約の責任準備金(第9条(特約の保険料の払込)第8項の規定により支払われる返還金を含みます。)からそれらの元利金を差し引きます。
- 11. 被保険者がこの特約の責任開始期前に生じた傷害または疾病を原因として身体障害の状態(表2)に該当した場合でも、その傷害または疾病に関して第14条(告知義務違反による解除)に定める告知義務違反がないときは、その傷害または疾病はこの特約の責任開始期以後に生じたものとみなします。
- 12. 被保険者がこの特約の責任開始期前にすでに発病していた疾病を原因としてこの特約の責任開始期以後に第1条(特約保険金の支払)の特約特定状態充実保障保険金の支払事由の(2)に該当する入院をした場合または特約特定状態充実保障保険金の支払事由の(3)に定める障害、特約特定状態充実保障保険金の支払事由の(4)に定める状態、特約特定疾病保険金の支払事由の(2)に定める状態もしくは要介護状態(表4)に該当した場合でも、当会社が、この特約の締結または復活の際に、告知等により知っていたその疾病に関する事実(第15条(特約を解除できない場合)に規定する保険媒介

者のみが知っていた事実は含みません。)を用いて承諾したときは、この特約の責任開始期以後に発病した疾病を原因として第1条の特約特定状態充実保障保険金の支払事由の(2)に該当する入院をしたものまたは特約特定状態充実保障保険金の支払事由の(3)に定める障害、特約特定状態充実保障保険金の支払事由の(4)に定める状態、特約特定疾病保険金の支払事由の(2)に定める状態もしくは要介護状態に該当したものとみなして、第1条の特約特定状態充実保障保険金、特約特定疾病保険金あよび特約介護保険金の支払に関する規定を適用します。ただし、保険契約者または被保険者がその疾病に関する事実の一部のみを告げたことにより、当会社が重大な過失なくその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。

- 13. 特約死亡保険金、特約特定疾病保険金、特約障害保険金または特約介護保険金を支払うときに主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、当会社は、これらの特約保険金(第9条第8項の規定により支払われる返還金を含みます。)からそれらの元利金を差し引きます。
- 14. この特約の保険期間の満了日(更新限度となる最後の保険期間の満了日をいいます。以下本条において同じ。)後に身体障害者手帳の交付があった場合でも、保険期間の満了日までに身体障害者手帳の交付を申請していたときは、保険期間の満了日に身体障害者手帳の交付があったものとみなして第1条の規定を適用します。
- 15. この特約の保険期間の満了日からその日を含めて60日以内に、被保険者が第1条に定める特約特定疾病保険金の支払事由の(2)に該当した場合には、保険期間の満了日に該当したものとみなして第1条の規定を適用します。
- 16. この特約の保険期間の満了日に、身体障害の状態(表2)のうち回復の見込がないことのみが明らかでない場合でも、その後もその障害の状態が継続し、回復の見込がないことが明らかになったときは、保険期間の満了日に身体障害の状態に該当したものとみなして第1条の規定を適用します。ただし、この特約の保険期間の満了日後に新たに生じた原因により、回復の見込がないこととなった場合を除きます。
- 17. この特約の保険期間の満了日に、身体障害の状態(表3)のうち回復の見込がないことのみが明らかでない場合でも、その後もその障害の状態が継続し、かつ、その原因となった不慮の事故(別表7)の日からその日を含めて180日以内に回復の見込がないことが明らかになったときは、保険期間の満了日に身体障害の状態に該当したものとみなして第1条の規定を適用します。ただし、この特約の保険期間の満了日後に新たに生じた原因により、回復の見込がないこととなった場合を除きます。
- 18. この特約の保険期間の満了日に、要介護状態(表4)の(2)に定める状態に該当しているものの、その状態が180日間継続していない場合において、その後もその状態が継続し、その該当した日からその日を含めて180日間継続したときは、保険期間の満了日に要介護状態に該当したものとみなして第1条の規定を適用します。
- 19. 第14項から第18項までの規定により特約特定状態充実保障保険金、特約特定疾病保険金、特約障害保険金または特約介護保険金が支払われる場合で、この特約の保険期間の満了に伴う契約者配当金の支払がすでに行われているときは、当会社は、支払うべき特約特定状態充実保障保険金、特約特定疾病保険金、特約障害保険金または特約介護保険金からその金額を差し引くものとします。
- 20. 被保険者が複数障害により特約特定状態充実保障保険金の支払事由の(3)に該当した場合でも、その複数障害のうち一部の障害が免責事由により生じたものであるときは、免責事由により生じた障害以外の障害のみであったとしても特約特定状態充実保障保険金の支払事由に該当する障害と同等の障害であると当会社が認めた場合は、特約特定状態充実保障保険金を支払います。

第3条(特約保険金の免責事由に該当した場合の取扱)

- 1. つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、当会社は、この特約の責任準備金を保険契約者に支払います。
 - (1) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき
 - (2) 特約死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき(ただし、第2項の場合を除きます。)
 - (3) 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき
- 2. 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、責任準備金その他の返還金の払戻はありません。
- 3. 特約死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人がこの特約死亡保険金の一部の受取人であるときは、特約死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の特約死亡保険金受取人に支払います。この場合、この特約のうち支払われない特約死亡保険金に対応する部分については第1項の規定を適用し、その部分の責任準備金を保険契約者に支払います。
- 4. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡した場合には、当会社は、特約死亡保険金を支払いません。ただし、その原因によって死亡した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、当会社は、その影響の程度に応じ、特約死亡保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。
- 5. 被保険者が地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって特約特定状態充実保障保険金の支払事由の(3) もしくは(4)、特約障害保険金の支払事由または特約介護保険金の支払事由に該当した場合(特約障害保険金の支払事由に該当した場合については、被保険者が地震、噴火または津波によって主約款に定める高度障害状態に該当した場合を除きます。)には、当会社は、特約特定状態充実保障保険金、特約障害保険金または特約介護保険金を支払いません。ただし、その原因によって特約特定状態充実保障保険金、特約障害保険金または特約介護保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、当会社は、その影響の程度に応じ、特約特定状態充実保障保険金、特約障害保険金または特約介護保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

第4条(特約保険金の請求、支払時期および支払場所)

1. 特約保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または特約保険金の受取人は、すみやかに当会社に通知してくだ

さい。

- 2. 支払事由の生じた特約保険金の受取人は、当会社に、請求に必要な書類(別表 1)を提出して、特約保険金を請求してください。
- 3. この特約を5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約とあわせて付加した場合で、5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約の特約特定疾病保険金、特約障害保険金または特約介護保険金についてすえ置支払を選択したときは、ともに支払われるこの特約の特約特定疾病保険金、特約障害保険金または特約介護保険金を加えて取り扱います。ただし、特約死亡保険金および主契約の高度障害保険金とともに支払われる特約障害保険金については、主約款の保険金支払方法の選択の規定を準用します。
- 4. 第3項の規定によりすえ置かれた特約保険金は、その受取人から請求があったとき、または当会社の定めるすえ置期間の限度に達したときに、その受取人(受取人が死亡したことにより主契約が消滅した場合は、その受取人の法定相続人)に支払います。
- 5. 本条の規定により特約保険金の請求を受けた場合、特約保険金の支払時期および支払場所については、主約款の規定 を準用します。

第5条(特約の保険料払込の免除)

- 1. 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。
- 2. 第1項のほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (1) 主契約の保険料の払込方法(回数) が一時払のとき
 - (2) この特約の保険期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき

第6条(特約の締結)

- 1. 保険契約者は、主契約の契約日以後、当会社の定める取扱にもとづき、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。
- 2. 主契約の契約日後にこの特約を付加する場合、当会社は、保険証券を交付しません。

第7条(特約の責任開始期)

この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、当会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、当会社所定の金額を受け取った時(告知の前に受け取った場合には、告知の時)からこの特約上の責任を負います。

第8条(特約の保険期間および保険料払込期間)

この特約の保険期間および保険料払込期間は、第7条(特約の責任開始期)に規定する責任開始期から被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とし、当会社所定の範囲内で定めます。

第9条(特約の保険料の払込)

- 1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします
- 2. 主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
- 3. 第1項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める契約応当日(月払契約の場合は月単位の契約応当日、半年一括払契約の場合は半年単位の契約応当日、年一括払契約の場合は年単位の契約応当日)以後その契約応当日の属する月の末日までに特約保険金の支払事由が生じた場合には、当会社は、特約保険金から未払込保険料を差し引きます。
- 4. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払 込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- 5. この特約の保険期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法(回数)にかかわらず年一括払保険料とし、当会社の定める取扱にもとづき、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
- 6.第5項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
- 7. 第5項に規定する前納が行われなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。
- 8. 主約款の保険契約の消滅等における保険料の残額に相当する金額の支払に関する規定は、この特約の年一括払保険料 および半年一括払保険料について準用します。
- 9. 主契約の保険料の払込方法(回数)が月払の場合で、すでにこの特約の保険料が払い込まれている主約款に定める保険料期間の中途でつぎの各号のいずれかの事由が生じたときであっても、当会社は、その保険料期間に対応するこの特約の保険料を払い戻しません。
 - (1) この特約の消滅
 - (2) 特約保険金額の減額
 - (3) この特約の保険料払込の免除
- 10. 第9項の規定は、主契約の保険料の払込方法(回数)が月払の場合のこの特約の第1回保険料について準用します。

第10条 (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- 1. 主約款に定める保険料払込の猶予期間中に、特約保険金の支払事由が生じた場合には、当会社は、特約保険金から未払込保険料を差し引きます。
- 2. 特約保険金が第1項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する時までに、未払込保 険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、特約保険金を支払いません。

第11条 (特約の失効)

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第12条 (特約の復活)

- 1. 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2. 当会社は、第1項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の復活の取扱をします。この場合、主約款の復活の規定を準用します。

第13条(告知義務)

当会社が、この特約の締結または復活の際、特約保険金の支払事由または保険料払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、当会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

第14条(告知義務違反による解除)

- 1. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第13条(告知義務)の規定により当会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- 2. 当会社は、特約保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、特約保険金の支払または保険料払込の免除を行いません。また、すでに特約保険金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
- 3. 第2項の規定にかかわらず、特約保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が証明したときは、特約保険金を支払い、または保険料の払込を免除します。
- 4. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または特約保険金の受取人に通知します。
- 5. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、当会社は、解約返還金があるときは、これと同額の返還金を保険契約者に支払います。

第15条(特約を解除できない場合)

当会社は、つぎのいずれかの場合には、第14条(告知義務違反による解除)の規定によるこの特約の解除をすることができません。ただし、第4号または第5号に規定する行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第13条(告知義務)の規定により当会社が告知を求めた事項のうち解除の原因となる事実について、事実を告げなかったと認められる場合または事実でないことを告げたと認められる場合には、第4号および第5号の規定は適用しません。

- (1) 当会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき
- (2) 当会社が、解除の原因があることを知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
- (3) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、つぎのいずれかに該当した場合を除きます。
 - (7) 特約特定状態充実保障保険金の支払事由の(1)もしくは(2)、特約特定疾病保険金の支払事由、特約障害保険金の支払事由または特約介護保険金の支払事由が生じたとき
 - (イ) 特約特定状態充実保障保険金の支払事由の(3)に定める障害に該当したとき
 - (ウ) 特約特定状態充実保障保険金の支払事由の(4)に定める状態に該当したとき
 - (I) 保険料払込の免除事由が生じたとき
- (4) 当会社のためにこの特約の締結の媒介を行うことができる者(当会社のためにこの特約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第13条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
- (5) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第13条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき

第16条 (重大事由による解除)

- 1. 当会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者または特約死亡保険金受取人が特約死亡保険金(他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および死

亡保険金の名称の如何を問いません。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合

- (2) 保険契約者、被保険者、特約特定状態充実保障保険金受取人、特約特定疾病保険金受取人、特約障害保険金受取人 または特約介護保険金受取人がこの特約の特約特定状態充実保障保険金、特約特定疾病保険金、特約障害保険金もし くは特約介護保険金(保険料払込の免除を含みます。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂 を含みます。)をした場合
- (3) この特約の特約保険金(保険料払込の免除を含みます。)の請求に関し、その受取人(保険料払込の免除の請求については保険契約者)に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
- (4) 保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (7) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (I) 保険契約者または特約保険金の受取人が法人である場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 当会社の保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする第 1号から第4号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 2. 当会社は、特約保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。 この場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による特約保険金(第1項第4号の事由にのみ該当した場合で、第1項第4号の事由に該当したのが特約保険金の受取人のみであり、その特約保険金の受取人が特約保険金の一部の受取人であるときは、特約保険金のうち、その受取人に支払われるべき特約保険金。以下本号において同じ。)を支払いません。また、すでにその支払事由により特約保険金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求します。
 - (2) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険料払込の免除事由による保険料払込の免除を行いません。また、すでにその保険料払込の免除事由により保険料の払込を免除していたときは、当会社は、保険料の払込を免除しなかったものとします。
- 3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または特約保険金の受取人に通知します。
- 4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、当会社は、解約返還金があるときは、これと同額の返還金を保険契約者に支払います。
- 5. 第4項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によってこの特約を解除した場合で、特約保険金の一部の受取人について第2項第1号の規定を適用し特約保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない特約保険金に対応する部分の解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。

第17条(特約の解約)

保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

第18条 (特約の返還金)

- 1. この特約の解約返還金は、経過年月数(保険料払込中の特約において経過年月数が保険料の払込年月数をこえている場合は払込年月数)により計算します。
- 2. この特約が解約または解除されたときは、当会社は、この特約の解約返還金を保険契約者に払い戻します。ただし、 主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返還金(第9条(特約の保険料 の払込)第8項の規定により支払われる返還金を含みます。)をそれらの元利金の返済にあてます。
- 3. この特約が第19条(特約の消滅とみなす場合)第1号の規定によって消滅した場合には、第2項の規定を準用します。 ただし、第2条(特約保険金の支払に関する補則)第10項ならびに第3条(特約保険金の免責事由に該当した場合の取 扱)第1項および第2項の場合は除きます。
- 4. 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返還金は、主契約の解約返還金に加えません。

第19条(特約の消滅とみなす場合)

つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 主契約が払済保険に変更されたとき

第20条 (債権者等により特約が解約される場合の取扱)

差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者によりこの特約が解約される場合のつぎの各号の取扱については、主約款の規定を準用します。

- (1) 解約の効力の発生
- (2) 特約の存続
- (3) 第1号により解約の効力が生じるまでまたは第2号により解約の効力が生じなくなるまでに、特約保険金の支払事

第21条 (特約保険金額の減額)

- 1. 保険契約者は、いつでも、特約保険金額を減額することができます。ただし、減額後の特約保険金額は、当会社の定める金額以上であることを要します。
- 2. 第1項の規定によって、この特約の保険金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

第22条 (特約の更新)

- 1. この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とします。
- 2. 第1項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、当会社は、第1項の更新を取り扱いません。
 - (1) この特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳のとき
 - (2) この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえているとき
 - (3) 主契約の保険料の払込方法(回数) ガー時払のとき
- 3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、この特約は、当会社の定める取扱にもとづき、保険期間を変更して更新します。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳をこえるとき
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえるとき
 - (3) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新するとき
 - (4) 主契約の締結後にこの特約を付加した場合で、この特約の更新日が、主契約に付加されている他の特約の更新日と同一であるとき
- 4. 保険契約者から申出があったときは、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の保険期間を変更して更新することができます。
- 5. 更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた主約款に定める保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条(特約の保険料の払込)第4項の規定を準用します。
- 6. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、 主約款に定める保険料の自動貸付の規定を準用します。
- 7. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了日までにつぎの各号のいずれかの事由が生じたときは、第9条第3項および第10条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。
 - (1) この特約の特約保険金の支払事由
 - (2) 主契約の保険料払込の免除事由
 - (3) 主契約に付加されている特約の保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付の支払事由
- 8. 第5項から第7項までの規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、つぎの各 号のとおりとします。
 - (1) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法(回数) にかかわらず年一括払保険料とし、当会社の定める取扱にもとづき、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに第7項の規定を準用します。
 - (2) 更新日以後、猶予期間の満了日までに、第1号に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
- 9. この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。
 - (1) 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日からその日を含めて計算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の保険年齢によって計算します。
 - (2) 更新後のこの特約には、更新日における特約条項および保険料率が適用されます。
 - (3) 第1条(特約保険金の支払)および第15条(特約を解除できない場合)に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。
 - (4) 更新前のこの特約において告知義務違反による解除の事由があるときは、当会社は、更新後のこの特約を解除することができます。
 - (5) 当会社は、新たな保険証券を交付しません。
- 10. 更新日に当会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約にかえて、当会社所定の特約により、更新とみなして取り扱うことがあります。

第23条 (特約の契約者配当金)

- 1. この特約の契約者配当金の割当および支払方法は、主契約に準じます。
- 2. 第1項のほか、特約特定状態充実保障保険金、特約特定疾病保険金、特約障害保険金または特約介護保険金が支払われるときは、主契約の死亡保険金が支払われるときに準じて取り扱い、割り当てられたこの特約の契約者配当金は、特約特定状態充実保障保険金、特約特定疾病保険金、特約障害保険金または特約介護保険金とともにその受取人に支払います。
- 3. この特約の保険期間が満了する場合には、つぎに定めるところによります。

- (1) この特約の保険期間の満了日の翌日が到来する事業年度の直前の事業年度末に、主約款に定める契約者配当金の割当の規定に準じて、この特約の契約者配当金を割り当てます。
- (2) 第1号の規定によって割り当てられた契約者配当金は、主契約の契約者配当金の支払方法に準じて取り扱います。
- 4. 主契約の締結後に付加された特約または第22条(特約の更新)の規定により更新された特約については、主約款に定める契約者配当金の割当の規定によるほか、つぎのとおりとします。
 - (1) 特約付加後または更新後この特約の保険期間中に、主約款に定める5年ごとの契約応当日等が到来するときは、その到来する事業年度の直前の事業年度末に、この特約の契約者配当金を割り当てます。
 - (2) 特約付加の日または直前の更新日からその日を含めて1年以内にこの特約が消滅するときは、その消滅する事業年度の直前の事業年度末におけるこの特約の契約者配当金の割当は行いません。
 - (3) 特約付加の日または直前の更新日から所定年数を経過し、かつ、所定の条件を満たすこの特約に対しても、契約者配当金を割り当てることがあります。

第24条(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)

- 1. 主契約の保険料払込期間を短縮した場合、この特約の保険期間の満了日が、主契約の保険料払込期間の満了日をこえることとなるときは、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の保険期間を短縮することがあります。
- 2. この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日と同一の場合で、主契約の保険料払込期間を延長したときは、この特約の保険期間もこれにあわせて延長します。
- 3. 第1項または第2項の規定により、この特約の保険期間が変更された場合には、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、返還金をそれらの元利金の返済にあてます。

第25条 (主契約について保険料の自動貸付の規定を適用する場合の取扱)

- 1. 主契約について主約款の保険料の自動貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返還金を、主契約の解約返還金に加えて取り扱います。
- 2. 第1項の保険料の自動貸付は、主契約の保険料とこの特約(更新後のこの特約を含みます。)の保険料との合計額について行うものとします。

第26条(主契約を払済保険に変更する場合の取扱)

主約款の規定により主契約を払済保険に変更する場合には、この特約の解約返還金を、主契約の解約返還金に加えて取り扱います。

第27条 (法令等の改正等に伴う特約特定状態充実保障保険金等の支払事由に関する規定の変更)

- 1. 当会社は、特約特定状態充実保障保険金の支払事由の(3)もしくは(4)または特約介護保険金の支払事由に関する規定にかかわる法令等の改正があり、その改正が特約特定状態充実保障保険金の支払事由の(3)もしくは(4)または特約介護保険金の支払事由に関する規定に影響を及ぼすと認めたときは、主務官庁の認可を得て、この特約の保険料および特約保険金額を変更することなく特約特定状態充実保障保険金の支払事由の(3)もしくは(4)または特約介護保険金の支払事由に関する規定を変更することがあります。
- 2. 当会社は、特約障害保険金の支払事由に関する規定にかかわる医療技術の変化があり、その変化が特約障害保険金の支払事由に関する規定に影響を及ぼすと認めたときは、主務官庁の認可を得て、この特約の保険料あよび特約保険金額を変更することなく特約障害保険金の支払事由に関する規定を変更することがあります。
- 3. 第1項または第2項の規定により、特約特定状態充実保障保険金、特約障害保険金または特約介護保険金の支払事由 に関する規定を変更するときは、当会社は、特約特定状態充実保障保険金、特約障害保険金または特約介護保険金の支払事由に関する規定を変更する日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

第28条(管轄裁判所)

この特約における特約保険金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を 準用します。

第29条(契約内容の登録)

- 1. 当会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会(以下「協会」といいます。)に登録します。
 - (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)
 - (2) 特約死亡保険金の金額
 - (3) 契約日(復活が行われた場合は、最後の復活の日。また、主契約の契約日後にこの特約を付加した場合は、この特約の付加の日。以下第2項において同じ。)
 - (4) 当会社名
- 2. 第1項の登録の期間は、契約日から5年(契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、5年と契約日から被保険者が満15歳に達する日までの期間のいずれか長い期間)以内とします。
- 3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます。) は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約(死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下本条において同じ。)の申込(復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。)を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新される

ときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

- 4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、第3項によって連絡された内容を保険契約の承諾(復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。)の判断の参考とすることができるものとします。
- 5. 各生命保険会社等は、契約日(復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日。以下本項において同じ。)から5年(契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、5年と契約日から被保険者が満15歳に達する日までの期間のいずれか長い期間)以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- 6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、当会社または協会に照会することができます。 また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9. この特約を主契約の契約日後付加した場合は、主契約、特約死亡保険金のある特約または災害保険金もしくは災害割増保険金のある特約の契約内容の登録の期間は、主約款、特約死亡保険金のある特約または災害保険金もしくは災害割増保険金のある特約の規定にかかわらず、この特約の付加の日から5年(この特約の付加の日において被保険者が満15歳未満の場合は、5年とこの特約の付加の日から被保険者が満15歳に達する日までの期間のいずれか長い期間)以内とします。
- 10. 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法にもとづく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第30条(主約款の規定の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第31条 (5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者は、第6条(特約の締結)の規定によるほか、主契約更新の際にも被保険者の同意を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、当会社がこの特約付加の申込を承諾したときは、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
 - (7) この特約の第1回保険料を受け取った時(告知の前に受け取った場合には、告知の時)
 - (4) 更新前にこの特約の第1回保険料を受け取り、かつ、告知を受けた場合には、更新の時
- (2) この特約の保険期間の満了日は、第8条(特約の保険期間および保険料払込期間)の規定にかかわらず、主契約の保険期間の満了日と同一とします。
- (3) 第2号の規定にかかわらず、主契約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳をこえることと なる場合には、この特約の保険期間の満了日は、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日としま す。
- (4) この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主契約と同時に更新されます。この場合にはつぎのとおりとします。
 - (7) 第22条(特約の更新)の規定は適用せず、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (ウ) 特約保険金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (5) 第4号の規定により、この特約が更新される場合で、更新日に当会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約にかえて、当会社所定の特約により、更新とみなして取り扱うことがあります。
- (6) 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間の満了日が、主契約の保険期間の満了日をこえることとなるときは、その限度までこの特約の保険期間を短縮します。
- (7) 第6号の規定により、この特約の保険期間が短縮された場合には、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、返還金をそれらの元利金の返済にあてます。

第32条 (5年ごと配当付生存給付金付定期保険または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付生存給付金付定期保険または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険に付加した場合には、第31条(5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合の特則)第1号、第2号、第4号および第5号の規定を適用します。

第33条(5年ごと配当付逓増定期保険または5年ごと利差配当付逓増定期保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付逓増定期保険または5年ごと利差配当付逓増定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第23条(特約の契約者配当金)第4項第1号中「主約款に定める5年ごとの契約応当日等」とあるのは「主約款に

定める5年ごとの契約応当日」と読み替えます。

(2) 第31条(5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合の特則)第2号および第3号の規定は、本条の場合に適用します。

第34条 (5年ごと配当付養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間は、第8条(特約の保険期間および保険料払込期間)の規定にかかわらず、主契約の保険期間を限度とし、当会社所定の範囲内で定めます。ただし、主契約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳をこえることとなる場合には、この特約の保険期間は、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。
- (2) この特約の保険期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い 込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法(回数)にかかわらず年一括払保険料とし、当会社の定め る取扱にもとづき、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
- (3) 第2号の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
- (4) 第2号に規定する前納が行われなかった場合には、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。
- (5) この特約の保険期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合、主契約の保険料払込期間経過後においても、この 特約の保険料について主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用します。
- (6) 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間の満了日が、主契約の保険期間の満了日をこえることとなるときは、その限度までこの特約の保険期間を短縮します。
- (7) この特約の保険期間の満了日が主契約の保険期間の満了日と同一の場合で、主契約の保険期間を延長したときは、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の保険期間を延長することがあります。
- (8) 第6号または第7号の規定により、この特約の保険期間が変更された場合には、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、返還金をそれらの元利金の返済にあてます。
- (9) 第23条(特約の契約者配当金)第4項第1号中「主約款に定める5年ごとの契約応当日等」とあるのは「主約款に 定める5年ごとの契約応当日」と読み替えます。

第35条(5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱)

- 1. 5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 主契約の全部について5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用した場合には、この特約の保険期間は、5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日の前日までとします。この場合、この特約は、5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日の前日に保険期間が満了して消滅したものとして、その解約返還金を主契約の責任準備金に加えて、5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項に定める特約基本年金額の計算をします。
 - (2) 主契約の一部について5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用した場合、5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用しない終身保険部分(残存する死亡保障部分をいいます。)が解約その他の事由によって消滅したときは、第19条(特約の消滅とみなす場合)の規定によるほか、この特約は消滅します。
- 2. 5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項」と読み替えて第1項第1号および第2号の規定を適用します。
- 3. 5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付介護割増年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約(H13)を付加した場合には、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付介護割増年金移行特約または5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約(H13)」と、「5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約条項(H13)」と読み替えて第1項第1号および第2号の規定を適用します。
- 4. 5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約(H13)を付加した場合には、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約(H13)」と、「5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項(H13)」と読み替えて第1項第1号および第2号の規定を適用します。

第36条 (保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則)

- 1. 5年ごと配当付終身保険または5年ごと利差配当付終身保険の主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約の保険期間の満了日が、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日以外のときは、被保 険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日まで、この特約の保険期間を延長します。この場合、当会社 の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (2) 第1号の規定にかかわらず、この特約の更新日と保険料の払込完了日が同一の場合、第22条(特約の更新)第2項 および第3項中「主契約の保険料払込期間の満3日」とあるのは「保険料の払込完了日の前日」と読み替えて、第22 条第1項から第3項まで、第9項および第10項の規定を適用します。
 - (3) 保険料の払込完了日以後において払い込むべきこの特約の保険料は、当会社の定める取扱にもとづき、保険料の払 込完了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
 - (4) 第3号に定める金額の払込については、保険料の払込完了特則適用前の主契約の保険料の払込方法(回数)に応じて、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
 - (5) 第3号に定める金額が払い込まれなかったときは、この特約は、主約款に定める猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- 2. 第5条(特約の保険料払込の免除)の規定によるほか、主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了した場合で、保険料の払込完了日以後のときにも、主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

第37条 (5年ごと配当付更新型終身移行保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付更新型終身移行保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合には、 つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約が主契約の終身保障への移行と同時に更新された場合で、更新日以後のときにも、主約款の保険料払込の 免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
- (2) 保険契約者は、第6条(特約の締結)の規定によるほか、主契約更新の際にも被保険者の同意を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、当会社がこの特約付加の申込を承諾したときは、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
 - (7) この特約の第1回保険料を受け取った時(告知の前に受け取った場合には、告知の時)
 - (イ) 更新前にこの特約の第1回保険料を受け取り、かつ、告知を受けた場合には、更新の時
- (3) この特約の保険期間の満了日は、第8条(特約の保険期間および保険料払込期間)の規定にかかわらず、主契約の 保険期間の満了日と同一とします。
- (4) この特約の保険期間が満了する場合で、かつ、主約款の規定により主契約が更新される場合には、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主契約と同時に更新されます。この場合にはつぎのとおりとします。
 - (7) 第22条(特約の更新)の規定は適用せず、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (ウ) 特約保険金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (5) この特約の保険期間が満了する場合で、かつ、主約款の規定により主契約が終身保障に移行される場合には、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主契約の終身保障への移行と同時に更新されます。この場合にはつぎのとおりとします。
 - (7) この特約の保険期間は、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までとします。
 - (イ) この特約の保険料は、年一括払保険料とし、当会社の定める取扱にもとづき、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに第22条第7項の規定を準用します。
 - (ウ) 更新日以後、猶予期間の満了日までに、前(イ)に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
- (6) 第4号または第5号の規定により、この特約が更新される場合で、更新日に当会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約にかえて、当会社所定の特約により、更新とみなして取り扱うことがあります。

第38条 (5年ごと配当付更新型終身移行保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に5年ごと配当付年金支払移 行特約等を付加した場合の特約の取扱)

5年ごと配当付更新型終身移行保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険につぎの各号のいずれかの特約を付加した場合には、第22条(特約の更新)の規定にかかわらず、この特約の更新は取り扱いません。

- (1) 5年ごと配当付年金支払移行特約
- (2) 5年ごと配当付夫婦年金移行特約
- (3) 5年ごと配当付介護割増年金移行特約
- (4) 5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約
- (5) 5年ごと利差配当付年金支払移行特約
- (6) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
- (7) 5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約(H13)

第39条 (5年ごと配当付介護年金終身保障保険または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付介護年金終身保障保険または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第 1条(特約保険金の支払)の特約障害保険金の免責事由の規定中「主たる保険契約の高度障害保険金の免責事由により左記の支払事由が生じたとき」とあるのは「保険契約者もしくは被保険者の故意または戦争その他の変乱により左記の支払事由が生じたとき」と読み替えます。
- (2) 第2条(特約保険金の支払に関する補則)第1項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。
- (3) 第2条第2項中「高度障害保険金の受取人」とあるのは「介護年金の受取人」と読み替えます。
- (4) 特約障害保険金については、主約款に定める死亡給付金支払方法の選択の規定を準用して、一時支払にかえて、当会社の定める取扱にもとづき、すえ置支払または年金支払を選択することができます。
- (5) この特約の特約介護保険金および主契約の第1回の介護年金を支払う場合に、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、当会社は、第2条第13項の規定による貸付金の元利金の差引を行い、差し引けない残額があるときは、その残額について主約款の規定を適用します。
- (6) 第23条(特約の契約者配当金)第2項の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。この場合、割り当てられたこの特約の契約者配当金は、特約特定状態充実保障保険金、特約特定疾病保険金、特約障害保険金または特約介護保険金を支払うときはその受取人に支払い、特約死亡保険金を支払うときは主契約の契約者配当金に加えて支払います。
 - (7) 主契約の第1回の介護年金の支払日前において特約特定状態充実保障保険金、特約特定疾病保険金、特約障害保険金または特約介護保険金が支払われるときは、主契約の死亡給付金が支払われるときに準じて取り扱います。
 - (イ) 主契約の第1回の介護年金の支払日以後において特約死亡保険金、特約特定状態充実保障保険金、特約特定疾病 保険金、特約障害保険金または特約介護保険金が支払われるときは、被保険者が死亡したときに準じて取り扱いま す。
- (7) 主契約の保険料払込期間が終身の場合には、つぎのとおりとします。
 - (7) 主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了する場合には、第36条(保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則)第1項第1号から第5号までの規定を適用します。
 - (イ) 第5条(特約の保険料払込の免除)の規定によるほか、主約款に定める保険料の払込完了特別により保険料の払 込を完了した場合で、保険料の払込完了日以後の場合にも、主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、 この特約の保険料の払込を免除します。
- (8) 5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合には、この特約の保険期間は、5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日の前日までとします。この場合、この特約は、5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日の前日に保険期間が満了して消滅したものとして、その解約返還金を主契約の責任準備金に加えて、5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項に定める特約基本年金額の計算をします。
- (9) 5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、第8号中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約」と、「5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項」と読み替えて第8号の規定を適用します。

第40条 (5年ごと配当付終身医療保険または5年ごと利差配当付終身医療保険に付加した場合の特則)

- 1. この特約を5年ごと配当付終身医療保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 第 1条(特約保険金の支払)の特約障害保険金の免責事由の規定中「主たる保険契約の高度障害保険金の免責事由により左記の支払事由が生じたとき」とあるのは「保険契約者もしくは被保険者の故意または戦争その他の変乱により左記の支払事由が生じたとき」と読み替えます。
 - (2) 第2条(特約保険金の支払に関する補則)第1項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。
 - (3) 第2条第2項中「高度障害保険金の受取人」とあるのは「災害入院給付金および疾病入院給付金の受取人」と読み 替えます。
 - (4) 特約障害保険金については、主約款に定める死亡給付金支払方法の選択の規定を準用して、一時支払にかえて、当会社の定める取扱にもとづき、すえ置支払または年金支払を選択することができます。
 - (5) この特約の契約者配当金の割当および支払方法は、第23条(特約の契約者配当金)の規定によるほか、特約特定状態充実保障保険金、特約特定疾病保険金、特約障害保険金または特約介護保険金が支払われるときは、主契約の死亡給付金が支払われるときに準じて取り扱います。この場合、割り当てられたこの特約の契約者配当金は、特約特定状態充実保障保険金、特約特定疾病保険金、特約障害保険金または特約介護保険金とともにその受取人に支払います。
 - (6) 第25条(主契約について保険料の自動貸付の規定を適用する場合の取扱)第1項の規定にかかわらず、主契約について主約款の保険料の自動貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返還金を、保険料の自動貸付の限度として主約款に定める額に加えて取り扱います。

- 2. この特約を5年ごと利差配当付終身医療保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 第2条第2項中「高度障害保険金の受取人」とあるのは「入院給付金の受取人」と読み替えます。
 - (2) 第1項第1号、第2号および第4号から第6号までの規定は、本項の場合に適用します。

第41条(5年ごと配当付介護年金保険(解約返還金なし型)に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付介護年金保険(解約返還金なし型)に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱いま す。

- (1) 特約障害保険金については、主約款に定める死亡給付金支払方法の選択の規定を準用して、一時支払にかえて、当会社の定める取扱にもとづき、すえ置支払を選択することができます。
- (2) 第39条(5年ごと配当付介護年金終身保障保険または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合の特則)第1号から第3号までおよび第6号の規定は、本条の場合に適用します。

第42条 (転換後契約または変更後契約に付加した場合の特則)

- 1. 転換特約が付加された保険契約の締結の際にこの特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。ただし、その保険契約において、この特約の復活の取扱が行われているときを除きます。
 - (1) 第1条(特約保険金の支払)第1項の特約特定状態充実保障保険金の支払事由の(1)に該当した場合、この特約のうち、被転換契約において支払われるべき特約特定状態充実保障保険金および特約指定疾病保険金の額の合計額と同額までの特約保険金額の部分については、第1条第2項の規定を適用しません。
 - (2) 第1条第1項の特約特定疾病保険金の支払事由の(1)に該当した場合、この特約のうち、被転換契約において支払われるべき特定疾病保険金(特約の特定疾病保険金を含みます。)の額と同額までの特約保険金額の部分については、第1条第3項の規定を適用しません。
 - (3) 第1号または第2号の規定により特約特定状態充実保障保険金または特約特定疾病保険金の支払が行われるときは、その支払われる特約保険金額の部分について第2条(特約保険金の支払に関する補則)の規定を適用するものとします。
- 2. 部分保障変更特約が付加された保険契約の締結の際にこの特約を付加した場合には、第1項中「被転換契約」とあるのは「被変更部分」と読み替えて第1項各号の規定を適用します。ただし、その保険契約において、この特約の復活の取扱が行われているときを除きます。

第43条(特別条件を付けた場合の特則)

- 1. この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合しない場合には、その危険の種類および程度に応じて、つぎの各号のうちいずれか1つまたは2つの方法によって取り扱います。
 - (1) 特約保険金額削減支払法

契約日からその日を含めて当会社の定める削減期間内に被保険者が死亡し、または特約特定状態充実保障保険金の支払事由の(3)もしくは身体障害の状態(表2)に該当したときは、特約保険金額につぎの割合を乗じて得た金額を特約死亡保険金、特約特定状態充実保障保険金または特約障害保険金の支払額として第1条(特約保険金の支払)の規定を適用します。ただし、災害または所定の感染症(別表8)による場合には、特約保険金額と同額を特約死亡保険金、特約特定状態充実保障保険金または特約障害保険金の支払額として第1条の規定を適用します。

死亡日、特約特定状態充実保		削	減 期	間	
障保険金の支払事由の(3)に 該当した日または身体障害 の状態該当日の属する保険 年度	1年	2年	3年	4年	5年
第 1 年 度	50%	30%	25%	20%	15%
第 2 年 度		60%	50%	40%	30%
第 3 年 度			75%	60%	45%
第 4 年 度				80%	60%
第 5 年 度					80%

(2) 特別保険料領収法

- (7) 当会社の定める特別保険料を加算した金額をこの特約の保険料とします。
- (イ) 第5条(特約の保険料払込の免除)の規定によってこの特約の保険料の払込が免除された場合には、同時に特別保険料の払込を免除します。
- 2. 本条の規定により特別条件が付けられた場合には、つぎの各号の取扱は行いません。
 - (1) この特約の更新。ただし、特約保険金額削減支払法の場合には、この特約の更新を取り扱います。この場合、更新後のこの特約には更新前の特約保険金額削減支払法は適用しません。
 - (2) この特約の保険期間の変更を伴う、主契約の保険期間または保険料払込期間の変更
 - (3) 主契約の払済保険への変更。ただし、特約保険金額削減支払法の場合、削減期間経過後は、主契約の払済保険への変更を取り扱います。

第44条 (契約日が平成22年3月1日以前の主契約に付加した場合の特則)

この特約を契約日が平成22年3月1日以前の主契約に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「半年一括払」とあるのは「半年払」と、「年一括払」とあるのは「年払」と読み替えます。
- (2) 第9条(特約の保険料の払込)第8項の規定は適用しません。
- (3) 第9条第9項および第10項の規定は、この特約の年払保険料および半年払保険料について準用します。
- (4) 第18条(特約の返還金)第1項の規定にかかわらず、この特約の解約返還金は、保険料の払込年月数により計算します。

第45条(契約日が平成24年10月1日以前の主契約に付加した場合の特約特定疾病保険金、特約障害保険金および特約介護 保険金の代理請求)

この特約を契約日が平成24年10月1日以前の主契約に付加した場合の特約特定疾病保険金、特約障害保険金および特約介護保険金の代理請求については、特約特定疾病保険金については主契約に付加されている特約の特約条項の特定疾病年金の代理請求の規定を、特約障害保険金については主契約に付加されている特約の特約条項の障害年金の代理請求の規定を、特約介護保険金については主約款または主契約に付加されている特約の特約条項の介護年金の代理請求の規定を準用します。

別表 1 請求書類

	項 目	必 要 書 類
		(1) 当会社所定の請求書
		(2) 医師の死亡診断書または死体検案書(ただし、当会社が必要と認めた場合は当会社
		所定の様式による医師の死亡証明書)
		(3) 被保険者の死亡事実が記載された住民票(ただし、当会社が必要と認めた場合は戸
1	特約死亡保険金	籍抄本)
		(4) 特約死亡保険金受取人の戸籍抄本
		(5) 特約死亡保険金受取人の印鑑証明書
		(6) 最終の保険料払込を証する書類
		(7)保険証券
		(1) 当会社所定の請求書
		(2) 当会社所定の様式による医師の診断書
		(3) 被保険者の身体障害者手帳の写し(身体障害者手帳の交付があった場合)
		(4) 公的介護保険制度における要介護認定の結果を証する書類(公的介護保険制度にお
2	特約特定状態	ける要介護認定を受けた場合)
	充実保障保険金	(5) 被保険者の住民票(ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当会社が必要と認
		めた場合は戸籍抄本)
		(6) 特約特定状態充実保障保険金受取人の戸籍抄本と印鑑証明書
		(7) 最終の保険料払込を証する書類
		(8) 保険証券
		(1) 当会社所定の請求書
		(2) 当会社所定の様式による医師の診断書
		(3) 被保険者の住民票(ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当会社が必要と認
3	(5	めた場合は戸籍抄本)
		(4) 特約特定疾病保険金受取人の戸籍抄本と印鑑証明書
		(5) 最終の保険料払込を証する書類
		(6)保険証券
		(1) 当会社所定の請求書
		(2) 不慮の事故であることを証する書類(不慮の事故により支払事由に該当した場合)
		(3) 当会社所定の様式による医師の診断書
4	特約障害保険金	(4)被保険者の住民票(ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当会社が必要と認
	1949112121	めた場合は戸籍抄本)
		(5) 特約障害保険金受取人の戸籍抄本と印鑑証明書
		(6) 最終の保険料払込を証する書類
		(7) 保険証券
		(1) 当会社所定の請求書
		(2) 当会社所定の様式による医師の診断書
		(3) 公的介護保険制度における要介護認定の結果を証する書類(公的介護保険制度におした。 はる悪の義認定を受けた場合)
F	性如人类归ゆ今	ける要介護認定を受けた場合) ける要介護認定を受けた場合) かんない かんしょ ではない また かんない あしい かんしょ ひょうしょ ひょうしょ ひょうしょ ひょうしょ ひょうしょ ひょうしょ ひょうしょ ひょうしょうしょ しゅうしょ しゅうしゅう しゅうしゅう
5		(4)被保険者の住民票(ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当会社が必要と認
		めた場合は戸籍抄本) (5) 特約小藩保険全会取人の戸籍地本と印象証明書
		(5) 特約介護保険金受取人の戸籍抄本と印鑑証明書
		(6) 最終の保険料払込を証する書類
(>-	I) 쓰수차나 트리지까스=	(7) 保険証券
()=	こ 日云社は、上記以外の意	5規以使山で水砂、みだは上面以使山青規以一部以自畸を弧めることはめかます。

別表2 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

- 1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
- 2. 第1号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表3 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表2に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表 4 公的介護保険制度

「公的介護保険制度」とは、介護保険法にもとづく介護保険制度をいいます。

別表5 要介護1の状態、要介護2以上の状態

- 1. 「要介護1の状態」とは、平成11年4月30日厚生省令第58号「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」に定める要介護1の状態をいいます。
- 2.「要介護2以上の状態」とは、平成11年4月30日厚生省令第58号「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」に定める要介護2から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

別表6 要介護認定

「要介護認定」とは、介護保険法に定める要介護認定をいいます。

別表7 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは表Aの定義による急激かつ偶発的な外来の事故とします。ただし、表Aの定義をすべて満たす場合であっても、表Bに掲げるものは対象となる不慮の事故に該当しません。

表A 急激・偶発・外来の定義

急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性または持続性
	が認められるものは該当しません。)
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者の故意にもとづかず、かつ、被保険者にとって予見できな
	いことをいいます。
外来	事故および事故の原因が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(疾病や疾病に起因する外因等
	身体の内部に原因があるものは該当しません。)

表B 不慮の事故に該当しないもの

衣口 小徳の事成に該当	C40.400
1. 軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪した場合
	における、その軽微な外因
2. 疾病の診断、治療	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、処置および医薬品等の使用による有害作用(い)
を目的としたもの	ずれも患者の行った場合を含みます。)
3. 疾病による障害の	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸
状態にある者の窒息	入または嚥下による気道閉塞または窒息
等	
4. 気象条件による過	つぎに掲げるもの
度の高温、気圧の変	(1) 気象条件による過度の高温(熱中症(日射病、熱射病)等の原因となったもの)
化等および環境的要	(2) 高圧、低圧および気圧の変化(高山病、航空病、潜水病等の原因となったもの)
因によるもの	(3) 食料、水分の不足(飢餓、脱水症等の原因となったもの)
	(4) 身体の動揺(乗り物酔い等の原因となったもの)、騒音、振動
5. 過度の肉体行使、	過度の肉体行使、レクリエーションその他の活動における過度の運動
運動	
6. 化学物質、薬物の	つぎに掲げるもの
作用、飲食物の摂取	(1) 接触皮膚炎の原因となった洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質の作用
等	(2) アレルギー、皮膚炎等の原因となった外用薬の作用または薬物接触
	(3) 細菌性の食中毒またはアレルギー性、中毒性の胃腸炎もしくは大腸炎等の原因となった飲
	食物等の摂取
7. 処刑	司法当局の命令により執行されたすべての処刑

備 考

בי וווע		
該当例	非該当例	
つぎのようなものは、表Aの定義をすべて満たす場合に、	つぎのようなものは、表Aの定義のいずれかを満たさない	
急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。	ため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。	
・交通事故	・公害	
・転落、転倒	・職業病の原因となったもの	
・火災	・自殺および自傷行為	
・溺水	・感染症	
・窒息	・疾病の症状に起因する入浴中の溺水	

別表8 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成21年3月23日総務省告示第176号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10 (2003年版) 準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A 04. 3
ペスト	A 20
ジフテリア	A 36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A 96. 2
クリミヤ・コンゴ出血熱	A 98. 0
マールブルグウイルス病	A 98. 3
エボラウイルス病	A 98. 4
痘瘡	B 03
重症急性呼吸器症候群 [SARS]	U 04
(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	

備 考

1. 責任開始期以後の疾病

「責任開始期以後の疾病」とは、その疾病(医学上重要な関係にある疾病を含みます。)について、責任開始期前につぎのいずれにも該当しない場合をいいます。

- (1) 被保険者が医師の診療を受けたことがある場合
- (2) 被保険者が健康診断等において異常の指摘(要経過観察の指摘を含みます。) を受けたことがある場合
- (3) 被保険者が自覚可能な身体の異常が存在した場合または保険契約者が認識可能な被保険者の身体の異常が存在した場合

2. 治療を目的とした入院

治療処置を伴わない検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。

3. 入院の日数が1日となる入院

入院の日数が1日となる入院については、別表3に定める入院の入院日と退院日が同一の日である場合で、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

4. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中の分類番号 F 11. 2、 F 12. 2、 F 13. 2、 F 14. 2、 F 15. 2、 F 16. 2、 F 18. 2、 F 19. 2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

5. 器質性認知症

- (1) 「器質性認知症」とは、つぎの①から③のすべてに該当する場合をいいます。
 - ① 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
 - ② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
 - ③ 平成21年3月23日総務省告示第176号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D 10 (2003年版) 準拠」(平成18年1月10日発行) に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるもの

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F 00
血管性認知症	F 01
ピック病の認知症	F 02. 0
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F 02. 1
ハンチントン病の認知症	F 02. 2
パーキンソン病の認知症	F 02. 3
ヒト免疫不全ウイルス [H I V] 病の認知症	F 02. 4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F 02. 8
詳細不明の認知症	F 03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの (F05) 中のせん妄、認知症に重	
なったもの	F 05. 1

厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10 (2003年版) 準拠」(平成18年 1月10日発行)以後に改訂された厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

(2) 前(1)の「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

6. 意識障害

「意識障害」とは、つぎのようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠(うとうとしているが、刺激により覚醒する状態)、中度の場合、昏眠(覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態)、高度の場合、昏睡(精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態)にわけられます。

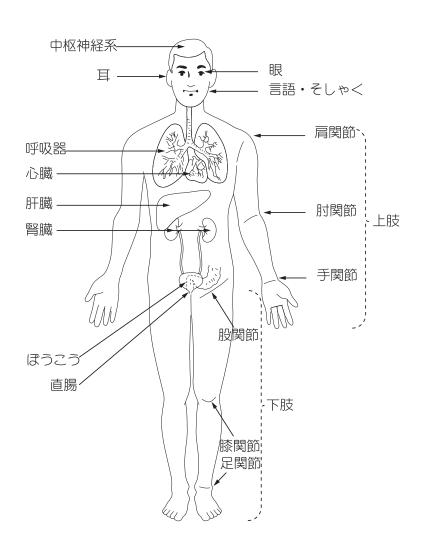
意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア(意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態)、せん妄(比較的高度の意識混濁 - 意識の程度は動揺しやすい - に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態)およびもうろう状態(意識混濁の程度は軽いが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態)などがあります。

7. 見当識障害

「見当識障害」とは、つぎのいずれかに該当する場合をいいます。

- (1) 時間の見当識障害
 - 季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
- (2) 場所の見当識障害
 - 今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
- (3) 人物の見当識障害
 - 日頃接している周囲の人の認識ができない。

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。



5年ごと配当付特定疾病保障定期保険特約条項 目次

_ cv 13 lb3 cv lb0 >		第30条	5年ごと配当付定期保険に付加した場合の特則
第1条	特約保険金の支払	第31条	5年ごと配当付生存給付金付定期保険に付加し た場合の特則
第2条	特約保険金の支払に関する補則	第32条	た場合の行列 5年ごと配当付逓増定期保険または5年ごと配
第3条	特約保険金の免責事由に該当した場合の取扱	为02不	当付新種逓増定期保険に付加した場合の特則
第4条	特約保険金の請求、支払時期および支払場所	第33条	5年ごと配当付養老保険に付加した場合の特則
第5条	特約の保険料払込の免除	第34条	5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金
第6条	特約の締結	カリス	支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱
第7条	特約の責任開始期	笙35条	保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保
第8条	特約の保険期間および保険料払込期間	NIOOK	険に付加した場合の特則
第9条	特約の保険料の払込	第36条	5年ごと配当付更新型終身移行保険に付加した
第10条	猶予期間中の保険事故と保険料の取扱	210210	場合の特則
第11条	特約の失効	第37条	5年ごと配当付更新型終身移行保険に5年ごと
第12条	特約の復活		配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特
第13条	告知義務		約の取扱
第14条	告知義務違反による解除	第38条	5年ごと配当付介護年金終身保障保険に付加し
第15条	特約を解除できない場合		た場合の特則
第16条	重大事由による解除	第39条	5年ごと配当付終身医療保険に付加した場合の
第17条	特約の解約		特則
第18条	特約の返還金	第40条	転換後契約または変更後契約に付加した場合の
第19条	特約の消滅とみなす場合		特則
第20条	債権者等により特約が解約される場合の取扱	第41条	転換特約、部分保障変更特約または家族内保障
第21条	特約保険金額の減額		承継特約を付加した場合の特則
第22条	特約の更新	第42条	13/33/11/ 6/3/2/3/6/3/6
第23条	特約の契約者配当金	第43条	
第24条	主契約の内容変更に伴う特約の取扱		した場合の特則
第25条	主契約について保険料の自動貸付の規定を適用	第44条	
++-aa+	する場合の取扱		した場合の特約特定疾病保険金の代理請求
	主契約を払済保険に変更する場合の取扱	第45条	契約日が平成24年10月1日以前の5年ごと配当
第27条	管轄裁判所		付介護年金終身保障保険または5年ごと配当付
第28条	契約内容の登録		終身医療保険に付加した場合の特約高度障害保
第29条	主約款の規定の準用		険金の代理請求

5年ごと配当付特定疾病保障定期保険特約条項

(2015年5月21日改正)

(この特約の概要)

この特約は、つぎの給付を行うことを主な内容とするものです。なお、特約死亡保険金額、特約特定疾病保険金額および特約高度障害保険金額は同額です。

	給付の内容		
特約死亡保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したときに支払います。		
特約特定疾病保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に特定の疾病(悪性新生物(がん)、急性心筋梗塞または脳		
	卒中)により所定の状態に該当したときに支払います。		
特約高度障害保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に所定の高度障害状態に該当したときに支払います。		

第1条(特約保険金の支払)

1. この特約において支払う特約保険金はつぎのとおりです。

	特約保険金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	支払額	受取人	支払事由に該当しても特約保険金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
特約死亡保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき		特約死亡保険金受取人	つぎのいずれかにより左記の支払事由が 生じたとき (1) この特約の責任開始期(復活の取扱が 行われた後は、最後の復活の際の責任開 始期。以下同じ。)の属する日からその 日を含めて3年以内の自殺 (2) 保険契約者または特約死亡保険金受 取人の故意 (3) 戦争その他の変乱
特約特定疾病保険金	(1) 被保険者がこの特約の責任開始期以後、特約の保険期間中に、生まし、医師では、大切の所見にとり病理組織学的所見(生検がの所見により病理組織学的所見には、他の所見によるでは、他の所見によがあるといます。)されたとき、(2) 被保険を原因いずれかの大態にはがあるといますが、この特別のこの状態に対したがあらいますが、この特別のこの状態に対したがあるというが、表したのでは、大切のでは、大りのでは、大切のでは、大りのは、大りのは、大りのは、大りのは、大りのは、大りのは、大りのは、大りの	特約保険金額	特約特定疾病保険金受取人	
特約高度障害保険金	被保険者がこの特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に高度障害状態(表 2)に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、その障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない責任開始期以後の傷害または疾病を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。		特約高度障害保険金受取人	つぎのいずれかにより左記の支払事由が 生じたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意 (2) 戦争その他の変乱

2. 第1項の特約特定疾病保険金の支払事由の(1)に該当した場合でも、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に乳房の悪性新生物(表1中、基本分類コードC50の悪性新生物。以下同じ。)に罹患し、医師により診断確定されたときは、当会社は、特約特定疾病保険金を支払いません。ただし、その後(乳房の悪性新生物についてはこの特約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日経過後)、特約の保険期間中に、被保険者が新たに悪性新生物(表1)に罹患し、医師により診断確定されたときは、特約特定疾病保険金を支払います。

表 1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中とは、次表によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10 (2003年版)準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

疾病名	疾病の定義	分 類 項 目	基本分類コード
悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への	□唇、□腔および咽頭の悪性新生物	C00 - C14
	無制限かつ浸潤破壊的増殖で	・□唇の悪性新生物	C 00
	特徴付けられる疾病。ただし、	・舌根<基底>部の悪性新生物	C 01
	上皮内癌 (D00-D09)、およ	・舌のその他および部位不明の悪性新生物	C 02
	び皮膚の悪性黒色腫以外の皮	・歯肉の悪性新生物	C 03
	膚癌(C44)を除<。	・□(腔)底の悪性新生物	C 04
		・□蓋の悪性新生物	C 05
		・その他および部位不明の口腔の悪性新生物	C 06
		・耳下腺の悪性新生物	C 07
		・その他および部位不明の大唾液腺の悪性新生物	C 08
		・扁桃の悪性新生物	C 09
		・中咽頭の悪性新生物	C 10
		・鼻<上>咽頭の悪性新生物	C 11
		・梨状陥凹<洞>の悪性新生物	C 12
		・下咽頭の悪性新生物	C 13
		・その他および部位不明確の口唇、口腔および咽	
		頭の悪性新生物	C 14
		消化器の悪性新生物	C15-C26
		・食道の悪性新生物	C 15
		・胃の悪性新生物	C 16
		・小腸の悪性新生物	C 17
		・結腸の悪性新生物	C 18
		・直腸S状結腸移行部の悪性新生物	C 19
		・直腸の悪性新生物	C 20
		・肛門および肛門管の悪性新生物	C 21
		・肝および肝内胆管の悪性新生物	C 22
		・胆のう〈囊〉の悪性新生物	C 23
		・その他および部位不明の胆道の悪性新生物	C 24
		・膵の悪性新生物	C 25
		・その他および部位不明確の消化器の悪性新生物 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C 26 C 30 — C 39
		・鼻腔および中耳の悪性新生物 ・副鼻腔の悪性新生物	C 30 C 31
		・喉頭の悪性新生物	C 32
		・気管の悪性新生物	C 32
		・気管支および肺の悪性新生物	C 34
		・胸腺の悪性新生物	C 37
		・心臓、縦隔および胸膜の悪性新生物	C 38
		・その他および部位不明確の呼吸器系および胸腔	0.00
		内臓器の悪性新生物	C 39
		骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
		・(四)肢の骨および関節軟骨の悪性新生物	C 40
		・その他および部位不明の骨および関節軟骨の悪	2 .3
		性新生物	C 41
		皮膚の悪性黒色腫	C 43
		中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
		・中皮腫	C 45
		・カポジ肉腫	C 46
		・末梢神経および自律神経系の悪性新生物	C 47
		・後腹膜および腹膜の悪性新生物	C 48
		・その他の結合組織および軟部組織の悪性新生物	C 49

疾病名 疾病の定義	分類項目	基本分類コード
	乳房の悪性新生物	C 50
	女性生殖器の悪性新生物	C51 — C58
	・外陰(部)の悪性新生物	C 51
	・腟の悪性新生物	C 52
	・子宮頚部の悪性新生物	C 53
	・子宮体部の悪性新生物	C 54
	・子宮の悪性新生物、部位不明	C 55
	・卵巣の悪性新生物	C 56
	・その他および部位不明の女性生殖器の悪性新生	
	物	C 57
	・胎盤の悪性新生物	C 58
	男性生殖器の悪性新生物	C60 - C63
	・陰茎の悪性新生物	C 60
	・前立腺の悪性新生物	C 61
	・精巣〈睾丸〉の悪性新生物	C 62
	・その他および部位不明の男性生殖器の悪性新生	
		C 63
	腎尿路の悪性新生物	C64-C68
	・腎盂を除く腎の悪性新生物	C 64
	・腎盂の悪性新生物	C 65
	・尿管の悪性新生物	C 66
	・膀胱の悪性新生物	C 67
	・その他および部位不明の尿路の悪性新生物	C 68
	眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 ・眼および付属器の悪性新生物	C69-C72
	・髄膜の悪性新生物	C 70
	・脳の悪性新生物	C70
	・脊髄、脳神経およびその他の中枢神経系の部位	CTI
	の悪性新生物	C72
	甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
	・甲状腺の悪性新生物	C 73
	・副腎の悪性新生物	C 74
	・その他の内分泌腺および関連組織の悪性新生物	C 75
	部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
	・その他および部位不明確の悪性新生物	C 76
	・リンパ節の続発性および部位不明の悪性新生物	C 77
	・呼吸器および消化器の続発性悪性新生物	C 78
	・その他の部位の続発性悪性新生物	C 79
	・部位の明示されない悪性新生物	C 80
	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81 — C96 C81
	・ホジキン病 ・ろ<濾>胞性 [結節性] 非ホジキンリンパ腫	C 82
	・びまん性非ホジキンリンパ腫	C 83
	・末梢性および皮膚T細胞リンパ腫	C 84
	・非ホジキンリンパ腫のその他および詳細不明の	0 04
	型	C 85
	・悪性免疫増殖性疾患	C 88
	・多発性骨髄腫および悪性形質細胞性新生物	C 90
	リンパ性白血病	C 91
	・骨髄性白血病	C 92
	・単球性白血病	C 93
	・細胞型の明示されたその他の白血病	C 94
	・細胞型不明の白血病	C 95
	・リンパ組織、造血組織および関連組織のその他	
	および詳細不明の悪性新生物	C 96
	独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C 97

疾病名	疾病の定義	分類項目	基本分類コード
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な 血液供給の減少により、その関 連部分の心筋が壊死に陥った 疾病であり、原則として以下の 3項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心		I 21 I 22
	電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時 的上昇		
脳卒中	脳血管の異常(脳組織の梗塞、 出血、ならびに頭蓋外部からの 塞栓が含まれる)により脳の血 液の循環が急激に障害される ことによって、24時間以上持続 する中枢神経系の脱落症状を 引き起こした疾病	脳血管疾患(I60-I69) のうち、 ・くも膜下出血 ・脳内出血 ・脳梗塞	I 60 I 61 I 63

表2 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

対象となる高度障害状態	供 字		
両眼の視力を全く永久に失ったもの	備考 (1) 視力は、万国式試視力表により、1眼ずつ、矯正視力につ		
	いて測定します。		
	(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下に		
	なって回復の見込のない場合をいいます。		
	(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失っ		
	たものとはみなしません。		
言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいず		
	れかの場合をいいます。		
	① 語音構成機能障害で、つぎの(ア)から(I)までのうち3つ		
	以上の状態に該当し、その回復の見込がない場合		
	(7) いずれの口唇音についても発音ができない状態		
	(イ) いずれの歯舌音についても発音ができない状態		
	(ウ) いずれの口蓋音についても発音ができない状態		
	(I) いずれの喉頭音についても発音ができない状態		
	□唇音 ま行音、ぱ行音、ば行音、わ行音、ふ		
	歯舌音 な行音、た行音、だ行音、ら行音、さ行音、		
	□蓋音 が行音、が行音、や行音、ひ、にゅ、ぎゅ、		
	② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思		
	の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合		
	③ 声帯全部の摘出により発音ができない場合		
	(2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、口腔(舌		
	を含みます。)の運動障害または欠損により、流動食以外の		
	ものは摂取できない状態(流動食を摂取できない状態も含み		
	ます。)で、その回復の見込のない場合をいいます。		

対象となる高度障害状態 備考 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残 「終身常に介護を要するもの」とは、つぎの 1 から 8 までの項 し、終身常に介護を要するもの 目すべてについて、それぞれつぎに定める行為が自分ではでき ず、常に他人の介護を要する状態で、その回復の見込のない場 合をいいます。 項目 行為 1. 食物 はし、スプーン、フォーク等を使用して食物 の摂取 を口の中に運ぶこと 2. 排便 洋式便器に座った状態で排便すること(便器 に座るまでの行為は含みません。) 洋式便器に座った状態で排尿すること(便器 3. 排尿 に座るまでの行為は含みません。) 4. 排便 排便および排尿後に身体の汚れたところを拭 および き取ること 排尿の 後始末 5. 衣服 ボタンのない肌着および下着を着たり脱いだ の着脱 りすること 横になった状態から起き上がり、座位を保つ 6. 起居 7. 歩行 立った状態から歩くこと 8. 入浴 一般家庭浴槽に出入りすること 両上肢を手関節以上で失ったもの (1) 「上肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの いずれかの場合をいいます。 両上肢の運動機能を全く永久に失ったもの ① 上肢を自分の力では全く動かすことができない状態で、 その回復の見込のない場合 ② 上肢の3大関節(肩関節、肘関節および手関節)すべて 1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の運動 機能を全く永久に失ったもの について、自分の力では全く動かすことができず、かつ、 他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、そ 両下肢を足関節以上で失ったもの の回復の見込のない場合 (2) 「下肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの 両下肢の運動機能を全く永久に失ったもの いずれかの場合をいいます。 ① 下肢を自分の力では全く動かすことができない状態で、 1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の運動 その回復の見込のない場合 機能を全く永久に失ったもの ② 下肢の3大関節(股関節、膝関節および足関節)すべて 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以 について、自分の力では全く動かすことができず、かつ、 上で失ったもの 他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、そ 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の運動機能 の回復の見込のない場合 を全く永久に失ったもの

第2条(特約保険金の支払に関する補則)

足関節以上で失ったもの

1上肢の運動機能を全く永久に失い、かつ、1下肢を

- 1. 特約死亡保険金受取人は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の死亡保険金受取人とし、それ以外の者に変更することはできません。
- 2. 特約特定疾病保険金受取人および特約高度障害保険金受取人は、主契約の高度障害保険金の受取人とし、それ以外の者に変更することはできません。
- 3. 被保険者の生死が不明の場合でも、当会社が死亡したものと認めたときは、特約死亡保険金を支払います。
- 4. 当会社が特約特定疾病保険金を支払った場合には、この特約は、被保険者が特約特定疾病保険金の支払事由に該当した時に消滅したものとみなします。
- 5. 当会社が特約高度障害保険金を支払った場合には、この特約は、被保険者が高度障害状態(表 2)に該当した時に消滅したものとみなします。
- 6. 特約死亡保険金を支払う前に特約高度障害保険金の請求を受け、特約高度障害保険金が支払われるときは、当会社は、 特約死亡保険金を支払いません。また、特約死亡保険金または特約高度障害保険金を支払う前に特約特定疾病保険金の 請求を受け、特約特定疾病保険金が支払われるときは、当会社は、特約死亡保険金または特約高度障害保険金のいずれ も支払いません。
- 7. 特約死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に特約高度障害保険金の請求を受けても、当会社はこれを支払いません。また、特約死亡保険金または特約高度障害保険金が支払われた場合には、その支払後に特約特定疾病保険金の請求を受けても、当会社はこれを支払いません。

- 8. 主契約の締結後にこの特約を付加したときで、主契約の高度障害保険金が支払われる場合でも、その支払事由の原因の発生が、この特約の責任開始期前であるときは、この特約の特約高度障害保険金は支払わず、被保険者が高度障害状態(表2)に該当した時に消滅したものとみなして、当会社は、この特約の責任準備金を特約高度障害保険金受取人に支払います。この場合、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、この特約の責任準備金(第9条(特約の保険料の払込)第8項の規定により支払われる返還金を含みます。)からそれらの元利金を差し引きます。
- 9. 被保険者がこの特約の責任開始期前にすでに発病していた疾病を原因としてこの特約の責任開始期以後に第1条(特約保険金の支払)の特約特定疾病保険金の支払事由の(2)に定める状態または高度障害状態(表2)に該当した場合でも、当会社が、この特約の締結または復活の際に、告知等により知っていたその疾病に関する事実(第15条(特約を解除できない場合)に規定する保険媒介者のみが知っていた事実は含みません。)を用いて承諾したときは、この特約の責任開始期以後に発病した疾病を原因として第1条の特約特定疾病保険金の支払事由の(2)に定める状態または高度障害状態に該当したものとみなして、第1条の特約特定疾病保険金および特約高度障害保険金の支払に関する規定を適用します。ただし、保険契約者または被保険者がその疾病に関する事実の一部のみを告げたことにより、当会社が重大な過失なくその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
- 10. 特約保険金を支払うときに主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、当会社は、特約保険金(第9条第8項の規定により支払われる返還金を含みます。)からそれらの元利金を差し引きます。
- 11. この特約の保険期間の満了日(更新限度となる最後の保険期間の満了日をいいます。以下本条において同じ。)からその日を含めて60日以内に、被保険者が第1条に定める特約特定疾病保険金の支払事由の(2)に該当した場合には、保険期間の満了日に該当したものとみなして第1条の規定を適用します。
- 12. この特約の保険期間の満了日に、高度障害状態(表 2)のうち回復の見込がないことのみが明らかでない場合でも、その後もその障害の状態が継続し、回復の見込がないことが明らかになったときは、保険期間の満了日に高度障害状態に該当したものとみなして第 1 条の規定を適用します。ただし、この特約の保険期間の満了日後に新たに生じた原因により、回復の見込がないこととなった場合を除きます。
- 13. 第11項の規定により特約特定疾病保険金が支払われる場合または第12項の規定により特約高度障害保険金が支払われる場合で、この特約の保険期間の満了に伴う契約者配当金の支払がすでに行われているときは、当会社は、支払うべき特約特定疾病保険金または特約高度障害保険金からその金額を差し引くものとします。

第3条(特約保険金の免責事由に該当した場合の取扱)

- 1. つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、当会社は、この特約の責任準備金を保険契約者に支払います。
 - (1) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき
 - (2) 特約死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき(ただし、第2項の場合を除きます。)
 - (3) 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき
- 2. 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、責任準備金その他の返還金の払戻はありません。
- 3. 特約死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人がこの特約死亡保険金の一部の受取人であるときは、特約死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の特約死亡保険金受取人に支払います。この場合、この特約のうち支払われない特約死亡保険金に対応する部分については第1項の規定を適用し、その部分の責任準備金を保険契約者に支払います。
- 4. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態(表 2)に該当した場合には、当会社は、特約死亡保険金または特約高度障害保険金を支払いません。ただし、その原因によって死亡し、または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、当会社は、その程度に応じ、特約死亡保険金または特約高度障害保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

第4条(特約保険金の請求、支払時期および支払場所)

- 1. 特約保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または特約保険金の受取人は、すみやかに当会社に通知してください。
- 2. 支払事由の生じた特約保険金の受取人は、当会社に、請求に必要な書類(別表 1)を提出して、特約保険金を請求してください。
- 3. 本条の規定により特約保険金の請求を受けた場合、特約保険金の支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

第5条(特約の保険料払込の免除)

- 1. 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。
- 2. 第1項のほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (1) 主契約の保険料の払込方法(回数) が一時払のとき
 - (2) この特約の保険期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき

第6条(特約の締結)

1. 保険契約者は、主契約の契約日以後、当会社の定める取扱にもとづき、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

2. 主契約の契約日後にこの特約を付加する場合、当会社は、保険証券を交付しません。

第7条(特約の責任開始期)

この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、当会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、当会社所定の金額を受け取った時(告知の前に受け取った場合には、告知の時)からこの特約上の責任を負います。

第8条(特約の保険期間および保険料払込期間)

この特約の保険期間および保険料払込期間は、第7条(特約の責任開始期)に規定する責任開始期から被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とし、当会社所定の範囲内で定めます。

第9条(特約の保険料の払込)

- 1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
- 2. 主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
- 3. 第1項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める契約応当日(月払契約の場合は 月単位の契約応当日、半年一括払契約の場合は半年単位の契約応当日、年一括払契約の場合は年単位の契約応当日)以 後その契約応当日の属する月の末日までに特約保険金の支払事由が生じた場合には、当会社は、特約保険金から未払込 保険料を差し引きます。
- 4. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払 込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- 5. この特約の保険期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法(回数)にかかわらず年一括払保険料とし、当会社の定める取扱にもとづき、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
- 6. 第5項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
- 7. 第5項に規定する前納が行われなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した時に解約された ものとします。
- 8. 主約款の保険契約の消滅等における保険料の残額に相当する金額の支払に関する規定は、この特約の年一括払保険料 および半年一括払保険料について準用します。
- 9. 主契約の保険料の払込方法(回数)が月払の場合で、すでにこの特約の保険料が払い込まれている主約款に定める保険料期間の中途でつぎの各号のいずれかの事由が生じたときであっても、当会社は、その保険料期間に対応するこの特約の保険料を払い戻しません。
 - (1) この特約の消滅
 - (2) 特約保険金額の減額
 - (3) この特約の保険料払込の免除
- 10. 第9項の規定は、主契約の保険料の払込方法(回数)が月払の場合のこの特約の第1回保険料について準用します。

第10条 (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

主約款に定める保険料払込の猶予期間中に、特約保険金の支払事由が生じた場合には、当会社は、特約保険金から未払込保険料を差し引きます。

第11条(特約の失効)

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第12条 (特約の復活)

- 1. 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2. 当会社は、第1項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の復活の取扱をします。この場合、主約款の復活の規定を準用します。

第13条(告知義務)

当会社が、この特約の締結または復活の際、特約保険金の支払事由または保険料払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、当会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

第14条(告知義務違反による解除)

- 1. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第13条(告知義務)の規定により当会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- 2. 当会社は、特約保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、特約保険金の支払または保険料払込の免除を行いません。また、すでに特約保険金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものと

して取り扱います。

- 3. 第2項の規定にかかわらず、特約保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が証明したときは、特約保険金を支払い、または保険料の払込を免除します。
- 4. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または特約保険金の受取人に通知します。
- 5. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、当会社は、解約返還金があるときは、これと同額の返還金を保険契約者に支払います。

第15条(特約を解除できない場合)

当会社は、つぎのいずれかの場合には、第14条(告知義務違反による解除)の規定によるこの特約の解除をすることができません。ただし、第4号または第5号に規定する行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第13条(告知義務)の規定により当会社が告知を求めた事項のうち解除の原因となる事実について、事実を告げなかったと認められる場合または事実でないことを告げたと認められる場合には、第4号および第5号の規定は適用しません。

- (1) 当会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき
- (2) 当会社が、解除の原因があることを知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
- (3) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、特約保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じたときを除きます。
- (4) 当会社のためにこの特約の締結の媒介を行うことができる者(当会社のためにこの特約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第13条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
- (5) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第13条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき

第16条 (重大事由による解除)

- 1. 当会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者または特約死亡保険金受取人が特約死亡保険金(他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および死亡保険金の名称の如何を問いません。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 - (2) 保険契約者、被保険者、特約特定疾病保険金受取人または特約高度障害保険金受取人がこの特約の特約特定疾病保険金もしくは特約高度障害保険金(保険料払込の免除を含みます。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 - (3) この特約の特約保険金(保険料払込の免除を含みます。)の請求に関し、その受取人(保険料払込の免除の請求については保険契約者)に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (7) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (I) 保険契約者または特約保険金の受取人が法人である場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその 法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 当会社の保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする第 1号から第4号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 2. 当会社は、特約保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。 この場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による特約保険金(第1項第4号の事由にのみ該当した場合で、第1項第4号の事由に該当したのが特約保険金の受取人のみであり、その特約保険金の受取人が特約保険金の一部の受取人であるときは、特約保険金のうち、その受取人に支払われるべき特約保険金。以下本号において同じ。)を支払いません。また、すでにその支払事由により特約保険金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求します。
 - (2) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険料払込の免除事由による保険料払込の免除を行いません。また、 すでにその保険料払込の免除事由により保険料の払込を免除していたときは、当会社は、保険料の払込を免除しなか ったものとします。
- 3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または特約保険金の受取人に通知します。
- 4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、当会社は、解約返還金があるときは、これと同額の返還金を保険契約者に支払います。

5. 第4項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によってこの特約を解除した場合で、特約保険金の一部の受取人について第2項第1号の規定を適用し特約保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない特約保険金に対応する部分の解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。

第17条 (特約の解約)

保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

第18条 (特約の返還金)

- 1. この特約の解約返還金は、経過年月数(保険料払込中の特約において経過年月数が保険料の払込年月数をこえている場合は払込年月数)により計算します。
- 2. この特約が解約または解除されたときは、当会社は、この特約の解約返還金を保険契約者に払い戻します。ただし、 主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返還金(第9条(特約の保険料 の払込)第8項の規定により支払われる返還金を含みます。)をそれらの元利金の返済にあてます。
- 3. この特約が第19条(特約の消滅とみなす場合)第1号の規定によって消滅した場合には、第2項の規定を準用します。 ただし、第2条(特約保険金の支払に関する補則)第8項ならびに第3条(特約保険金の免責事由に該当した場合の取 扱)第1項および第2項の場合は除きます。
- 4. 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返還金は、主契約の解約返還金に加えません。

第19条 (特約の消滅とみなす場合)

つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 主契約が払済保険に変更されたとき

第20条 (債権者等により特約が解約される場合の取扱)

差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者によりこの特約が解約される場合のつぎの各号の取扱については、主約款の規定を準用します。

- (1) 解約の効力の発生
- (2) 特約の存続
- (3) 第1号により解約の効力が生じるまでまたは第2号により解約の効力が生じなくなるまでに、特約保険金の支払事由が生じた場合の取扱

第21条 (特約保険金額の減額)

- 1. 保険契約者は、いつでも、特約保険金額を減額することができます。ただし、減額後の特約保険金額は、当会社の定める金額以上であることを要します。
- 2. 第1項の規定によって、この特約の保険金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

第22条 (特約の更新)

- 1. この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とします。
- 2. 第1項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、当会社は、第1項の更新を取り扱いません。
- (1) この特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳のとき
- (2) この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえているとき
- (3) 主契約の保険料の払込方法(回数) が一時払のとき
- 3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、この特約は、当会社の定める取扱にもとづき、保険期間を変更して更新します。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳をこえるとき
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえるとき
 - (3) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新するとき
 - (4) 主契約の締結後にこの特約を付加した場合で、この特約の更新日が、主契約に付加されている他の特約の更新日と同一であるとき
- 4. 保険契約者から申出があったときは、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の保険期間を変更して更新することができます。
- 5. 更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた主約款に定める保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条(特約の保険料の払込)第4項の規定を準用します。
- 6. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、 主約款に定める保険料の自動貸付の規定を準用します。
- 7. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了日までにつぎの各号のいずれかの事由が生じたときは、第9条第3項および第10条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。
 - (1) この特約の特約保険金の支払事由

- (2) 主契約の保険料払込の免除事由
- (3) 主契約に付加されている特約の保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付の支払事由
- 8. 第5項から第7項までの規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満3日の翌日に更新する場合には、つぎの各号のとありとします。
 - (1) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法(回数) にかかわらず年一括払保険料とし、当会社の定める取扱にもとづき、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに第7項の規定を準用します。
 - (2) 更新日以後、猶予期間の満了日までに、第1号に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
- 9. この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。
 - (1) 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日からその日を含めて計算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の保険年齢によって計算します。
 - (2) 更新後のこの特約には、更新日における特約条項および保険料率が適用されます。
 - (3) 第1条(特約保険金の支払)および第15条(特約を解除できない場合)に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。
 - (4) 更新前のこの特約において告知義務違反による解除の事由があるときは、当会社は、更新後のこの特約を解除することができます。
 - (5) 当会社は、新たな保険証券を交付しません。
- 10. 更新日に当会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約にかえて、当会社所定の特約により、更新とみなして取り扱うことがあります。

第23条 (特約の契約者配当金)

- 1. この特約の契約者配当金の割当および支払方法は、主契約に準じます。
- 2. 第1項のほか、特約特定疾病保険金が支払われるときは、主契約の死亡保険金が支払われるときに準じて取り扱い、 割り当てられたこの特約の契約者配当金は、特約特定疾病保険金とともにその保険金の受取人に支払います。
- 3. この特約の保険期間が満了する場合には、つぎに定めるところによります。
 - (1) この特約の保険期間の満了日の翌日が到来する事業年度の直前の事業年度末に、主約款に定める契約者配当金の割当の規定に準じて、この特約の契約者配当金を割り当てます。
 - (2) 第1号の規定によって割り当てられた契約者配当金は、主契約の契約者配当金の支払方法に準じて取り扱います。
- 4. 主契約の締結後に付加された特約または第22条(特約の更新)の規定により更新された特約については、主約款に定める契約者配当金の割当の規定によるほか、つぎのとおりとします。
 - (1) 特約付加後または更新後この特約の保険期間中に、主約款に定める5年ごとの契約応当日等が到来するときは、その到来する事業年度の直前の事業年度末に、この特約の契約者配当金を割り当てます。
 - (2) 特約付加の日または直前の更新日からその日を含めて1年以内にこの特約が消滅するときは、その消滅する事業年度の直前の事業年度末におけるこの特約の契約者配当金の割当は行いません。
 - (3) 特約付加の日または直前の更新日から所定年数を経過し、かつ、所定の条件を満たすこの特約に対しても、契約者配当金を割り当てることがあります。

第24条(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)

- 1. 主契約の死亡保険金額を減額した場合(主契約に付加されている他の特約が消滅した場合またはそれらの特約の保険金額を減額した場合を含みます。)でも、この特約はそのまま有効に継続します。
- 2. 主契約の保険料払込期間を短縮した場合、この特約の保険期間の満了日が、主契約の保険料払込期間の満了日をこえることとなるときは、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の保険期間を短縮することがあります。
- 3. この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日と同一の場合で、主契約の保険料払込期間を延長したときは、この特約の保険期間もこれにあわせて延長します。
- 4. 第2項または第3項の規定により、この特約の保険期間が変更された場合には、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、返還金をそれらの元利金の返済にあてます。

第25条(主契約について保険料の自動貸付の規定を適用する場合の取扱)

- 1. 主契約について主約款の保険料の自動貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返還金を、主契約の解約返還金に加えて取り扱います。
- 2. 第1項の保険料の自動貸付は、主契約の保険料とこの特約(更新後のこの特約を含みます。)の保険料との合計額について行うものとします。

第26条(主契約を払済保険に変更する場合の取扱)

主約款の規定により主契約を払済保険に変更する場合には、この特約の解約返還金を、主契約の解約返還金に加えて取り扱います。

第27条(管轄裁判所)

この特約における特約保険金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を

第28条 (契約内容の登録)

- 1. 当会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会(以下「協会」といいます。)に登録します。
 - (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)
 - (2) 特約死亡保険金の金額
 - (3) 契約日(復活が行われた場合は、最後の復活の日。また、主契約の契約日後にこの特約を付加した場合は、この特約の付加の日。以下第2項において同じ。)
 - (4) 当会社名
- 2. 第1項の登録の期間は、契約日から5年(契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、5年と契約日から被保険者が満15歳に達する日までの期間のいずれか長い期間)以内とします。
- 3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます。)は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約(死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下本条において同じ。)の申込(復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。)を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- 4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、第3項によって連絡された内容を保険契約の承諾(復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。)の判断の参考とすることができるものとします。
- 5. 各生命保険会社等は、契約日(復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日。以下本項において同じ。)から5年(契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、5年と契約日から被保険者が満15歳に達する日までの期間のいずれか長い期間)以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- 6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、当会社または協会に照会することができます。 また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9. この特約を主契約の契約日後付加した場合は、主契約、特約死亡保険金のある特約または災害保険金もしくは災害割増保険金のある特約の契約内容の登録の期間は、主約款、特約死亡保険金のある特約または災害保険金もしくは災害割増保険金のある特約の規定にかかわらず、この特約の付加の日から5年(この特約の付加の日において被保険者が満15歳未満の場合は、5年とこの特約の付加の日から被保険者が満15歳に達する日までの期間のいずれか長い期間)以内とします。
- 10. 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法にもとづく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第29条(主約款の規定の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第30条(5年ごと配当付定期保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者は、第6条(特約の締結)の規定によるほか、主契約更新の際にも被保険者の同意を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、当会社がこの特約付加の申込を承諾したときは、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
 - (ア) この特約の第1回保険料を受け取った時(告知の前に受け取った場合には、告知の時)
 - (イ)更新前にこの特約の第1回保険料を受け取り、かつ、告知を受けた場合には、更新の時
- (2) この特約の保険期間の満了日は、第8条(特約の保険期間および保険料払込期間)の規定にかかわらず、主契約の保険期間の満了日と同一とします。
- (3) 第2号の規定にかかわらず、主契約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳をこえることと なる場合には、この特約の保険期間の満了日は、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日とします。
- (4) この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主契約と同時に更新されます。この場合にはつぎのとおりとします。
 - (7) 第22条 (特約の更新) の規定は適用せず、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (ウ) 特約保険金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間 とは継続されたものとして取り扱います。
- (5) 第4号の規定により、この特約が更新される場合で、更新日に当会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約にかえて、当会社所定の特約により、更新とみなして取り扱うことがあります。

- (6) 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間の満了日が、主契約の保険期間の満了日をこえることとなるときは、その限度までこの特約の保険期間を短縮します。
- (7) 第6号の規定により、この特約の保険期間が短縮された場合には、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、返還金をそれらの元利金の返済にあてます。

第31条 (5年ごと配当付生存給付金付定期保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付生存給付金付定期保険に付加した場合には、第30条(5年ごと配当付定期保険に付加した場合の特則)第1号、第2号、第4号および第5号の規定を適用します。

第32条 (5年ごと配当付逓増定期保険または5年ごと配当付新種逓増定期保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付逓増定期保険または5年ごと配当付新種逓増定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「主契約の死亡保険金額」とあるのは「主契約の基本保険金額」と読み替えます。
- (2) 第23条(特約の契約者配当金)第4項第1号中「主約款に定める5年ごとの契約応当日等」とあるのは「主約款に 定める5年ごとの契約応当日」と読み替えます。
- (3) 第30条(5年ごと配当付定期保険に付加した場合の特則)第2号および第3号の規定は、本条の場合に適用します。

第33条(5年ごと配当付養老保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間は、第8条(特約の保険期間および保険料払込期間)の規定にかかわらず、主契約の保険期間を限度とし、当会社所定の範囲内で定めます。ただし、主契約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳をこえることとなる場合には、この特約の保険期間は、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。
- (2) この特約の保険期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法(回数)にかかわらず年一括払保険料とし、当会社の定める取扱にもとづき、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
- (3) 第2号の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
- (4) 第2号に規定する前納が行われなかった場合には、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。
- (5) この特約の保険期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合、主契約の保険料払込期間経過後においても、この 特約の保険料について主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用します。
- (6) 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間の満了日が、主契約の保険期間の満了日をこえることとなるときは、その限度までこの特約の保険期間を短縮します。
- (7) この特約の保険期間の満了日が主契約の保険期間の満了日と同一の場合で、主契約の保険期間を延長したときは、 当会社の定める取扱にもとづき、この特約の保険期間を延長することがあります。
- (8) 第6号または第7号の規定により、この特約の保険期間が変更された場合には、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、返還金をそれらの元利金の返済にあてます。
- (9) 第23条(特約の契約者配当金)第4項第1号中「主約款に定める5年ごとの契約応当日等」とあるのは「主約款に 定める5年ごとの契約応当日」と読み替えます。

第34条(5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱)

- 1. この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加したときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 主契約の全部について5年ごと配当付年金支払移行特約条項を適用した場合には、この特約の保険期間は、5年ごと配当付年金支払移行特約の締結日の前日までとします。この場合、この特約は、5年ごと配当付年金支払移行特約の締結日の前日に保険期間が満了して消滅したものとして、その解約返還金を主契約の責任準備金に加えて、5年ごと配当付年金支払移行特約条項に定める特約基本年金額の計算をします。
 - (2) 主契約の一部について5年ごと配当付年金支払移行特約条項を適用した場合、5年ごと配当付年金支払移行特約条項を適用しない終身保険部分(残存する死亡保障部分をいいます。)が解約その他の事由によって消滅したときは、第19条(特約の消滅とみなす場合)の規定によるほか、この特約は消滅します。
- 2. この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加したときは、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約」と、「5年ごと配当付年金支払移行特約条項」と読み替えて第1項第1号および第2号の規定を適用します。
- 3. この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと配当付介護割増年金移行特約を付加したときは、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付介護割増年金移行特約」と、「5年ごと配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付介護割増年金移行特約条項」と読み替えて第1項第1号および第2号の規定を適用します。
- 4. この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約を付加したときは、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約」と、「5年ごと配当

付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項」と読み替えて第1項第1号および第2号の規定を適用します。

第35条(保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険に付加した場合の特則)

- 1. 5年ごと配当付終身保険の主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約の保険期間の満了日が、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日以外のときは、被保 険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日まで、この特約の保険期間を延長します。この場合、当会社 の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (2) 第1号の規定にかかわらず、この特約の更新日と保険料の払込完了日が同一の場合、第22条(特約の更新)第2項 および第3項中「主契約の保険料払込期間の満3日」とあるのは「保険料の払込完了日の前日」と読み替えて、第22 条第1項から第3項まで、第9項および第10項の規定を適用します。
 - (3) 保険料の払込完了日以後において払い込むべきこの特約の保険料は、当会社の定める取扱にもとづき、保険料の払 込完了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
 - (4) 第3号に定める金額の払込については、保険料の払込完了特則適用前の主契約の保険料の払込方法(回数)に応じて、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
 - (5) 第3号に定める金額が払い込まれなかったときは、この特約は、主約款に定める猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- 2. 第5条(特約の保険料払込の免除)の規定によるほか、主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を 完了した場合で、保険料の払込完了日以後のときにも、主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約 の保険料の払込を免除します。

第36条(5年ごと配当付更新型終身移行保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付更新型終身移行保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第24条(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)第1項中「死亡保険金額」とあるのは「保険金額(逓減基本保険金額および基本年金額を含みます。)」と読み替えます。
- (2) この特約が主契約の終身保障への移行と同時に更新された場合で、更新日以後のときにも、主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
- (3) 保険契約者は、第6条(特約の締結)の規定によるほか、主契約更新の際にも被保険者の同意を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、当会社がこの特約付加の申込を承諾したときは、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
 - (7) この特約の第1回保険料を受け取った時(告知の前に受け取った場合には、告知の時)
 - (イ) 更新前にこの特約の第1回保険料を受け取り、かつ、告知を受けた場合には、更新の時
- (4) この特約の保険期間の満了日は、第8条(特約の保険期間および保険料払込期間)の規定にかかわらず、主契約の保険期間の満了日と同一とします。
- (5) この特約の保険期間が満了する場合で、かつ、主約款の規定により主契約が更新される場合には、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主契約と同時に更新されます。この場合にはつぎのとおりとします。
 - (7) 第22条(特約の更新)の規定は適用せず、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (ウ) 特約保険金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (6) この特約の保険期間が満了する場合で、かつ、主約款の規定により主契約が終身保障に移行される場合には、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主契約の終身保障への移行と同時に更新されます。 この場合にはつぎのとおりとします。
 - (7) この特約の保険期間は、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までとします。
 - (4) この特約の保険料は、年一括払保険料とし、当会社の定める取扱にもとづき、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに第22条第7項の規定を準用します。
 - (ウ) 更新日以後、猶予期間の満了日までに、前(イ)に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
- (7) 第5号または第6号の規定により、この特約が更新される場合で、更新日に当会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約にかえて、当会社所定の特約により、更新とみなして取り扱うことがあります。

第37条 (5年ごと配当付更新型終身移行保険に5年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱)

5年ごと配当付更新型終身移行保険につぎの各号のいずれかの特約を付加した場合には、第22条(特約の更新)の規定にかかわらず、この特約の更新は取り扱いません。

- (1) 5年ごと配当付年金支払移行特約
- (2) 5年ごと配当付夫婦年金移行特約
- (3) 5年ごと配当付介護割増年金移行特約
- (4) 5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約

第38条(5年ごと配当付介護年金終身保障保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付介護年金終身保障保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条(特約保険金の支払に関する補則)第1項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。
- (2) 第2条第2項中「高度障害保険金の受取人」とあるのは「介護年金の受取人」と読み替えます。
- (3) 特約高度障害保険金については、主約款に定める死亡給付金支払方法の選択の規定を準用して、一時支払にかえて、当会社の定める取扱にもとづき、すえ置支払または年金支払を選択することができます。
- (4) 第23条(特約の契約者配当金)第2項の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。この場合、割り当てられたこの特約の契約者配当金は、特約特定疾病保険金または特約高度障害保険金を支払うときはその保険金の受取人に支払い、特約死亡保険金を支払うときは主契約の契約者配当金に加えて支払います。
 - (7) 主契約の第1回の介護年金の支払日前において特約特定疾病保険金または特約高度障害保険金が支払われるときは、主契約の死亡給付金が支払われるときに準じて取り扱います。
 - (イ) 主契約の第1回の介護年金の支払日以後において特約死亡保険金、特約特定疾病保険金または特約高度障害保険金が支払われるときは、被保険者が死亡したときに準じて取り扱います。
- (5) 第24条(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)第1項中「死亡保険金額」とあるのは「基本介護年金額」と読み替えます。
- (6) 主契約の保険料払込期間が終身の場合には、つぎのとおりとします。
 - (7) 主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了する場合には、第35条(保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険に付加した場合の特則)第1項第1号から第5号までの規定を適用します。
 - (イ) 第5条(特約の保険料払込の免除)の規定によるほか、主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払 込を完了した場合で、保険料の払込完了日以後の場合にも、主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、 この特約の保険料の払込を免除します。
- (7) この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加したときは、この特約の保険期間は、5年ごと配当付年金支払移行特約の締結日の前日までとします。この場合、この特約は、5年ごと配当付年金支払移行特約の締結日の前日に保険期間が満了して消滅したものとして、その解約返還金を主契約の責任準備金に加えて、5年ごと配当付年金支払移行特約条項に定める特約基本年金額の計算をします。
- (8) この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、第7号中「5年ごと配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約」と、「5年ごと配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項」と読み替えて第7号の規定を適用します。
- (9) 第44条(契約日が平成24年10月 1 日以前の主契約に付加した場合の特約特定疾病保険金の代理請求)に規定する指定代理請求人は、主約款に規定する指定代理請求人と同一人とします。

第39条(5年ごと配当付終身医療保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付終身医療保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条(特約保険金の支払に関する補則)第1項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。
- (2) 第2条第2項中「高度障害保険金の受取人」とあるのは「災害入院給付金および疾病入院給付金の受取人」と読み替えます。
- (3) 特約高度障害保険金については、主約款に定める死亡給付金支払方法の選択の規定を準用して、一時支払にかえて、当会社の定める取扱にもとづき、すえ置支払または年金支払を選択することができます。
- (4) この特約の契約者配当金の割当および支払方法は、第23条(特約の契約者配当金)の規定によるほか、特約特定疾病保険金または特約高度障害保険金が支払われるときは、主契約の死亡給付金が支払われるときに準じて取り扱います。この場合、割り当てられたこの特約の契約者配当金は、特約特定疾病保険金または特約高度障害保険金とともにその保険金の受取人に支払います。
- (5) 第24条 (主契約の内容変更に伴う特約の取扱) 第 1 項中「死亡保険金額」とあるのは「入院給付金日額」と読み替えます。
- (6) 第25条(主契約について保険料の自動貸付の規定を適用する場合の取扱)第1項の規定にかかわらず、主契約について主約款の保険料の自動貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返還金を、保険料の自動貸付の限度として主約款に定める額に加えて取り扱います。

第40条(転換後契約または変更後契約に付加した場合の特則)

- 1. 転換特約が付加された保険契約の締結の際にこの特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。ただし、その保険契約において、この特約の復活の取扱が行われているときを除きます。
 - (1) この特約のうち、被転換契約の特定疾病保険金(特約の特定疾病保険金を含みます。) と同額までの特約保険金額の部分については、第1条(特約保険金の支払)第2項の規定を適用しません。
 - (2) 第1号の規定により特約特定疾病保険金の支払が行われるときは、その支払われる特約保険金額の部分について第2条(特約保険金の支払に関する補則)の規定を適用するものとします。
- 2. 部分保障変更特約が付加された保険契約の締結の際にこの特約を付加した場合には、第1項中「被転換契約」とあるのは「被変更部分」と読み替えて第1項各号の規定を適用します。ただし、その保険契約において、この特約の復活の取扱が行われているときを除きます。

第41条(転換特約、部分保障変更特約または家族内保障承継特約を付加した場合の特則)

- 1. 転換特約条項の規定を適用して、転換価格を充当したこの特約については、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 第5条(特約の保険料払込の免除)の規定は、転換部分には適用しません。
 - (2) 転換部分または保険料払込部分のみの解約は取り扱いません。
 - (3) 第24条(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)第4項の規定により、この特約の保険期間を変更する場合、当会社の定める取扱にもとづき、転換部分と保険料払込部分との構成比率を改めます。
- 2. 転換部分があるこの特約を更新するときは、更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は、この特約の全部について、主契約の保険料の払込方法(回数)と同一とします。
- 3. 第2項の場合で、転換部分があるこの特約の保険料の払込が免除されているときは、この特約の全部について、更新後のこの特約の保険料の払込を免除します。
- 4. 第2項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に転換部分のあるこの特約を更新する場合のこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法(回数)にかかわらず年一括払保険料とし、特約の保険料の払込が免除されている場合を除き、当会社の定める取扱にもとづき、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
- 5. 部分保障変更特約条項の規定を適用して、変更価格を充当したこの特約については、第1項から第4項中「転換部分」 とあるのは「変更部分」と読み替えて第1項各号および第2項から第4項までの規定を適用します。
- 6. 家族内保障承継特約条項の規定を適用して、承継価格を充当したこの特約については、第1項から第4項中「転換部分」とあるのは「承継部分」と読み替えて第1項各号および第2項から第4項までの規定を適用します。

第42条 (特別条件を付けた場合の特則)

- 1. この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合しない場合には、その危険の種類および程度に応じて、つぎの各号のうちいずれか1つまたは2つの方法によって取り扱います。
 - (1) 特約保険金額削減支払法

契約日からその日を含めて当会社の定める削減期間内に被保険者が死亡し、または高度障害状態(表 2)に該当したときは、特約保険金額につぎの割合を乗じて得た金額を特約死亡保険金または特約高度障害保険金の支払額として第 1条(特約保険金の支払)の規定を適用します。ただし、災害または所定の感染症(別表 2)による場合には、特約保険金額と同額を特約死亡保険金または特約高度障害保険金の支払額として第 1条の規定を適用します。

死亡日または高度障害状態		削	減 期	間	
該当日の属する保険年度	1年	2年	3年	4年	5年
第 1 年 度	50%	30%	25%	20%	15%
第 2 年 度		60%	50%	40%	30%
第 3 年 度			75%	60%	45%
第 4 年 度				80%	60%
第 5 年 度					80%

(2) 特別保険料領収法

- (ア) 当会社の定める特別保険料を加算した金額をこの特約の保険料とします。
- (1) 第5条(特約の保険料払込の免除)の規定によってこの特約の保険料の払込が免除された場合には、同時に特別保険料の払込を免除します。
- 2. 本条の規定により特別条件が付けられた場合には、つぎの各号の取扱は行いません。
 - (1) この特約の更新。ただし、特約保険金額削減支払法の場合には、この特約の更新を取り扱います。この場合、更新 後のこの特約には更新前の特約保険金額削減支払法は適用しません。
 - (2) この特約の保険期間の変更を伴う、主契約の保険期間または保険料払込期間の変更
 - (3) 主契約の払済保険への変更。ただし、特約保険金額削減支払法の場合、削減期間経過後は、主契約の払済保険への変更を取り扱います。

第43条(契約日が平成22年3月1日以前の主契約に付加した場合の特則)

この特約を契約日が平成22年3月1日以前の主契約に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1)本特約条項中「半年一括払」とあるのは「半年払」と、「年一括払」とあるのは「年払」と読み替えます。
- (2) 第9条(特約の保険料の払込)第8項の規定は適用しません。
- (3) 第9条第9項および第10項の規定は、この特約の年払保険料および半年払保険料について準用します。
- (4) 第18条(特約の返還金)第1項の規定にかかわらず、この特約の解約返還金は、保険料の払込年月数により計算します。

第44条 (契約日が平成24年10月1日以前の主契約に付加した場合の特約特定疾病保険金の代理請求)

- 1. この特約を契約日が平成24年10月1日以前の主契約に付加した場合の特約特定疾病保険金の代理請求については、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 特約特定疾病保険金受取人が特約特定疾病保険金を自ら請求できないつぎのいずれかに該当する特別な事情があるときは、第2号に定める者が、請求に必要な書類(別表 1) および特別な事情を示す書類(別表 1) を提出して、特約特定疾病保険金受取人の代理人として特約特定疾病保険金を請求することができます。ただし、特約特定疾病保険金受取人が法人である場合を除きます。

- (7) 特約特定疾病保険金の請求を行う意思表示が困難であると当会社が認めた場合
- (1) 悪性新生物(表1)との病名の告知を受けていない場合
- (ウ) その他前(ア)または(イ)に準じる状態であると当会社が認めた場合
- (2) 第1号の規定により特約特定疾病保険金受取人の代理人として特約特定疾病保険金を請求することができる者は保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または第2項の規定により変更したつぎの者(以下「指定代理請求人」といいます。)とします。ただし、故意に特約特定疾病保険金受取人を第1号に定める状態に該当させた者を除きます。
 - (7) 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 - (イ) 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- (3) 指定代理請求人の指定または変更が行われた場合、指定または変更前に支払事由が生じた特約特定疾病保険金については、第1号および第2号の規定による請求は取り扱いません。
- (4) 本項の規定により当会社が特約特定疾病保険金を指定代理請求人に支払ったときは、その後特約特定疾病保険金の請求を受けても、当会社はこれを支払いません。
- (5) 本項の規定により特約特定疾病保険金の請求を受けた場合、特約特定疾病保険金の支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。
- 2. この特約を契約日が平成24年10月1日以前の主契約に付加した場合の指定代理請求人については、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。ただし、変更後の指定代理請求人は、第1項第2号の規定の範囲内の者であることを要します。
 - (2) 指定代理請求人の変更をするときは、保険契約者は、当会社所定の書類(別表 1) を提出してください。
 - (3) 指定代理請求人の変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、当会社に対抗することができません。
 - (4) この特約をリビング・ニーズ特約または5年ごと配当付特定状態収入保障特約(以下本号において「リビング・ニーズ特約等」といいます。)とあわせて主契約に付加する場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) この特約とリビング・ニーズ特約等の指定代理請求人は、同一人であることを要します。
 - (イ) この特約とリビング・ニーズ特約等のいずれかにおいて、指定代理請求人の指定または変更(指定代理請求人を 指定しない場合を含みます。以下本号において同じ。)が行われたときは、他の特約についても同一の指定または変 更が行われたものとします。
 - (ウ) 5年ごと配当付特定状態収入保障特約の第1回の特約特定疾病年金、特約障害年金または特約介護年金の支払事由が生じた日以後においては、5年ごと配当付特定状態収入保障特約について、前(ア)および(イ)の規定を適用せず、この特約およびリビング・ニーズ特約についてのみ、前(ア)および(イ)の規定を適用します。
 - (5) 第14条(告知義務違反による解除) および第16条(重大事由による解除)の規定による解除の通知について、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。

第45条(契約日が平成24年10月1日以前の5年ごと配当付介護年金終身保障保険または5年ごと配当付終身医療保険に付加した場合の特約高度障害保険金の代理請求)

この特約を契約日が平成24年10月1日以前の5年ごと配当付介護年金終身保障保険または5年ごと配当付終身医療保険に付加した場合の特約高度障害保険金の代理請求については、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 特約高度障害保険金受取人が特約高度障害保険金を自ら請求できないつぎのいずれかに該当する特別な事情があるときは、第2号に定める者が、請求に必要な書類(別表1) および特別な事情を示す書類(別表1) を提出して、特約高度障害保険金受取人の代理人として特約高度障害保険金を請求することができます。ただし、特約高度障害保険金受取人が法人である場合を除きます。
 - (7) 特約高度障害保険金の請求を行う意思表示が困難であると当会社が認めた場合
 - (イ) その他前(ア)に準じる状態であると当会社が認めた場合
- (2) 第1号の規定により特約高度障害保険金受取人の代理人として特約高度障害保険金を請求することができる者はつぎの者とします。ただし、故意に特約高度障害保険金の支払事由を生じさせた者または故意に特約高度障害保険金受取人を第1号(ア)または(介に定める状態に該当させた者を除きます。
 - (7) 指定代理請求人があらかじめ指定されているときは、その者。ただし、請求時において、被保険者と同居しまたは生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者または3親等内の親族に限ります。
 - (4) 前(7)に該当する者がいない場合には、請求時において、被保険者と同居しまたは生計を一にしている主契約の死亡給付金受取人(主契約の死亡給付金受取人が死亡したことにより、主約款の規定にもとづき、主契約の死亡給付金受取人となった者を除きます。)
- (3) 指定代理請求人の指定もしくは変更または主契約の死亡給付金受取人の変更が行われた場合には、つぎのとおりとします。
 - (7) 指定代理請求人の指定または変更が行われた場合、指定または変更前に支払事由が生じた特約高度障害保険金については、第1号および第2号の規定による請求は取り扱いません。
 - (イ) 主契約の死亡給付金受取人の変更が行われた場合、変更前に支払事由が生じた特約高度障害保険金については、変更後の主契約の死亡給付金受取人による特約高度障害保険金受取人の代理人としての請求は取り扱いません。
- (4) 本条の規定により特約高度障害保険金を請求する場合、第2号(イ)に該当する主契約の死亡給付金受取人が2人以上のときは、当該受取人は共同して請求してください。
- (5) 本条の規定により特約高度障害保険金を請求する場合には、特約高度障害保険金のすえ置支払または年金支払は取り扱いません。

- (6) 本条の規定により当会社が特約高度障害保険金を特約高度障害保険金受取人の代理人に支払ったときは、その後特約高度障害保険金の請求を受けても、当会社はこれを支払いません。
- (7) 本条の規定により特約高度障害保険金を請求する場合で、第4条(特約保険金の請求、支払時期および支払場所) 第3項の規定にもとづき必要な事項の確認を行う際、本条に定める代理人が、正当な理由がなく当該確認を妨げ、ま たはこれに応じなかったとき(当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)は、当会社 は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約高度障害保険金を支払いません。
- (8) すえ置かれた特約高度障害保険金については本条の規定は適用しません。

別表 1 請求書類

(1) 特約保険金の請求書類

項目	
1 特約死亡保険到	(1) 当会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書(ただし、当会社が必要と認めた場合は当会社所定の様式による医師の死亡証明書) (3) 被保険者の死亡事実が記載された住民票(ただし、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (4) 特約死亡保険金受取人の戸籍抄本 (5) 特約死亡保険金受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
2 特約特定疾病保険	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票(ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当会社が必要と認
3 特約高度障害保険	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票(ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (4) 特約高度障害保険金受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 最終の保険料払込を証する書類 (6) 保険証券
特約特定疾病保険 4 代理請求	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 特約特定疾病保険金受取人が特約特定疾病保険金を自ら請求できない特別な事情を示す書類
特約高度障害保険 5 代理請求	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 特約高度障害保険金受取人が特約高度障害保険金を自ら請求できない特別な事情を示す書類 (4) 被保険者および代理人の戸籍抄本 (5) 代理人の住民票と印鑑証明書 (6) 被保険者または代理人の健康保険証の写し (7) 最終の保険料払込を証する書類 (8) 保険証券
(注) 当会社は、上記り	从外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

(2) その他の請求書類

項目	必 要 書 類	
指定代理請求人の変更	(1) 当会社所定の名義変更請求書(2) 保険契約者の印鑑証明書(3) 保険証券	
(注) 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。		

別表2 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10 (2003年版) 準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A 03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A 20
ジフテリア	A 36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A 96. 2
クリミヤ・コンゴ出血熱	A 98. 0
マールブルグウイルス病	A 98. 3
エボラウイルス病	A 98. 4
痘瘡	B 03
重症急性呼吸器症候群 [SARS]	U 04
(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	

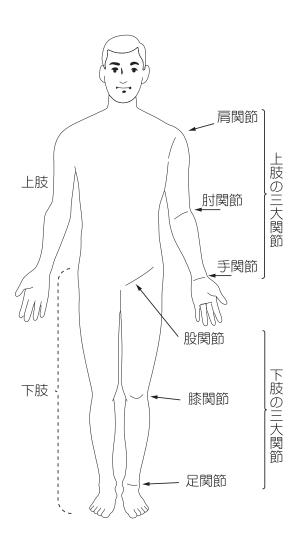
備考

責任開始期以後の疾病

「責任開始期以後の疾病」とは、その疾病(医学上重要な関係にある疾病を含みます。)について、責任開始期前につぎのいずれにも該当しない場合をいいます。

- (1) 被保険者が医師の診療を受けたことがある場合
- (2) 被保険者が健康診断等において異常の指摘(要経過観察の指摘を含みます。)を受けたことがある場合
- (3) 被保険者が自覚可能な身体の異常が存在した場合または保険契約者が認識可能な被保険者の身体の異常が存在した場合

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。



5年ごと配当付指定・特定疾病診断保障付死亡保障特約条項 目次

こ の 特約の概要 第32		第32条	5年ごと配当付逓増定期保険または5年ごと利
			差配当付逓増定期保険に付加した場合の特則
第1条	特約保険金の支払	第33条	5年ごと配当付特定疾病保障定期保険または5
第2条	特約保険金の支払に関する補則		年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険に付加
第3条	特約保険金の免責事由に該当した場合の取扱		した場合の特則
第4条	特約保険金の請求、支払時期および支払場所	第34条	5年ごと配当付養老保険または5年ごと利差配
第5条	特約の保険料払込の免除		当付養老保険に付加した場合の特則
第6条	特約の締結	第35条	5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金
第7条	特約の責任開始期		支払移行特約等を付加した場合または5年ごと
第8条	特約の保険期間および保険料払込期間		利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付年金
第9条	特約の保険料の払込		支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱
第10条	猶予期間中の保険事故と保険料の取扱	第36条	保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保
第11条	特約の失効		険、保険料払込期間が終身の5年ごと配当付特
第12条	特約の復活		定疾病保障終身保険、保険料払込期間が終身の
第13条	告知義務		5年ごと利差配当付終身保険または保険料払込
第14条	告知義務違反による解除		期間が終身の5年ごと利差配当付特定疾病保障
第15条	特約を解除できない場合		終身保険に付加した場合の特則
第16条	重大事由による解除	第37条	5年ごと配当付更新型終身移行保険または5年
第17条	特約の解約		ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した
第18条	特約の返還金		場合の特則
第19条	特約の消滅とみなす場合	第38条	5年ごと配当付更新型終身移行保険等に5年ご
第20条	債権者等により特約が解約される場合の取扱		と配当付年金支払移行特約等を付加した場合の
第21条	特約保険金額の減額		特約の取扱
第22条	特約の更新	第39条	5年ごと配当付介護年金終身保障保険または5
第23条	特約の契約者配当金		年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加
第24条	主契約の内容変更に伴う特約の取扱		した場合の特則
第25条	主契約について保険料の自動貸付の規定を適用	第40条	5年ごと配当付終身医療保険または5年ごと利
	する場合の取扱		差配当付終身医療保険に付加した場合の特則
第26条	主契約を払済保険に変更する場合の取扱	第41条	転換後契約または変更後契約に付加した場合の
第27条	管轄裁判所		特則
第28条	契約内容の登録	第42条	特別条件を付けた場合の特則
第29条	主約款の規定の準用	第43条	契約日が平成22年3月1日以前の主契約に付加
第30条	5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配		した場合の特則
	当付定期保険に付加した場合の特則	第44条	契約日が平成24年10月1日以前の主契約に付加
第31条	5年ごと配当付生存給付金付定期保険または5		した場合の特約指定疾病保険金、特約特定疾病
	年ごと利差配当付生存給付金付定期保険に付加		保険金および特約高度障害保険金の代理請求

5年ごと配当付指定・特定疾病診断保障付死亡保障特約条項

(2015年5月21日改正)

(この特約の概要)

した場合の特則

この特約は、つぎの給付を行うことを主な内容とするものです。なお、特約死亡保険金額、特約指定疾病保険金額、特約特定疾病保険金額および特約高度障害保険金額は同額です。

	給付の内容
特約死亡保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したときに支払います。
特約指定疾病保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に上皮内新生物等と診断されたときまたは急性心筋梗塞も
	しくは脳卒中の治療を目的として入院したときに支払います。
特約特定疾病保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に悪性新生物と診断されたときまたは急性心筋梗塞もしく
	は脳卒中により所定の状態に該当したときに支払います。
特約高度障害保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に所定の高度障害状態に該当したときに支払います。

第1条(特約保険金の支払)

1. この特約において支払う特約保険金はつぎのとおりです。

	特約保険金を支払う場合(以下「支払事由」	支払額	受取人	支払事由に該当しても特約保険金を支払
	といいます。)	XIABR	242/	わない場合(以下「免責事由」といいます。)
特約死亡保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき		特約死亡保険金受取人	つぎのいずれかにより左記の支払事由が 生じたとき (1) この特約の責任開始期(復活の取扱が 行われた後は、最後の復活の際の責任開 始期。以下同じ。)の属する日からその 日を含めて3年以内の自殺 (2) 保険契約者または特約死亡保険金受 取人の故意 (3) 戦争その他の変乱
特約指定疾病保険金	(1) 被保険者が、この特約の責任開始期前 に悪性新生物(表 1) および上皮内新生 物等(表 1) のいずれにも罹患したこと がなく、かつ、この特約の責任開始期的 後、かつ、この特約の保険期間中に、上より 後、の特約の保険期間中に、上より 生物等(表 1) に罹患し、によっに によるがにないないのでは 定(病理組織学的所見が得られないる は、他ののます。とき は、他のます。)されたとき (2) 被保険者がこの特約の最低に がありまたに は、でありまたに を の疾病を原因として、この特約の保険は の疾病を原因として、この特約の保険は の疾病を原因として、その疾病に を もして別表 2 に定める が 1 日以上となった とき とき	特約保険金額	特約指定疾病保険金受取人	
特約特定疾病保険金	(1) 被保険者がこの特約の責任開始期以後、この特約の保険期間中に、生まれて初めて悪性新生物(表1)に罹患し、医師により診断確定されたとき(2)被保険者がこの特約の責任開始期以後の疾病を原因として、この特約の保険制間中にでぎのいずれかの状態に該当したき(7)急性心筋梗塞(表1)を発病したきの時間ではいる状態があるが、その疾病を必要とする状態があるが、それ以上の活動では制限を必要等の軽労働や事務等では思いないが継続したとの日を含めて60日以上、家等のとより初めて医師の診療をとって診断されたとき(4)脳卒中(表1)を発病し、その疾病により初めて医師の診療をとうにより初めて医師の診療をとうにより初めて医師の診療をとうにより初めてときのでもの目といる。	ô Ħ	特約特定疾病保険金受取人	

	支払事由	支払額	受取人	免責事由
特約高度障害保険金	被保険者がこの特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に高度障害状態(表2)に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、その障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない責任開始期以後の傷害または疾病を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。	特約保険金額	特約高度障害保険金受取人	つぎのいずれかにより左記の支払事由が 生じたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意 (2) 戦争その他の変乱

- 2. 第1項の特約指定疾病保険金の支払事由の(1)に該当した場合でも、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に乳房の上皮内癌(表1中、基本分類コードD05の上皮内新生物。以下同じ。)に罹患し、医師により診断確定されたときは、当会社は、特約指定疾病保険金を支払いません。ただし、その後(乳房の上皮内癌についてはこの特約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日経過後)、この特約の保険期間中に、被保険者がその乳房の上皮内癌と因果関係のない上皮内新生物等(表1)に罹患し、医師により診断確定されたときは、特約指定疾病保険金を支払います。
- 3. 第1項の特約指定疾病保険金の支払事由の(1)または特約特定疾病保険金の支払事由の(1)に該当した場合でも、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に乳房の悪性新生物(表1中、基本分類コードC50の悪性新生物。以下同じ。)に罹患し、医師により診断確定されたときは、当会社は、特約指定疾病保険金および特約特定疾病保険金を支払いません。ただし、その後(乳房の上皮内癌および乳房の悪性新生物についてはこの特約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日経過後)、この特約の保険期間中に、被保険者がその乳房の悪性新生物と因果関係のない上皮内新生物等(表1)または悪性新生物(表1)に罹患し、医師により診断確定されたときは、特約指定疾病保険金または特約特定疾病保険金を支払います。

表 1 対象となる悪性新生物、上皮内新生物等、急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる悪性新生物、上皮内新生物等、急性心筋梗塞、脳卒中とは、次表によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10(2003年版)準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

疾病名	疾病の定義	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への	□唇、□腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
	無制限かつ浸潤破壊的増殖で	・□唇の悪性新生物	C 00
	特徴付けられる疾病。ただし、	・舌根<基底>部の悪性新生物	C 01
	上皮内癌 (D00-D09)、およ	・舌のその他および部位不明の悪性新生物	C 02
	び皮膚の悪性黒色腫以外の皮	・歯肉の悪性新生物	C 03
	膚癌 (C44) を除く。	・□(腔)底の悪性新生物	C 04
		・□蓋の悪性新生物	C 05
		・その他および部位不明の口腔の悪性新生物	C 06
		・耳下腺の悪性新生物	C 07
		・その他および部位不明の大唾液腺の悪性新生物	C 08
		・扁桃の悪性新生物	C 09
		・中咽頭の悪性新生物	C 10
		・鼻<上>咽頭の悪性新生物	C11
		・梨状陥凹<洞>の悪性新生物	C 12
		・下咽頭の悪性新生物	C 13
		・その他および部位不明確の口唇、口腔および咽	
		頭の悪性新生物	C 14

疾病名 疾病の定義	分類項目	基本分類コード
	消化器の悪性新生物	C15-C26
	・食道の悪性新生物	C 15
	・胃の悪性新生物	C 16
	・小腸の悪性新生物	C 17
	・結腸の悪性新生物	C 18
	・直腸S状結腸移行部の悪性新生物	C 19
	・直腸の悪性新生物	C 20
	・肛門および肛門管の悪性新生物	C 21
	・肝および肝内胆管の悪性新生物	C 22
	・胆のう〈囊〉の悪性新生物	C 23
	・その他および部位不明の胆道の悪性新生物	C 24
	・膵の悪性新生物	C 25
	・その他および部位不明確の消化器の悪性新生物	C 26
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
	・鼻腔および中耳の悪性新生物	C 30
	・副鼻腔の悪性新生物	C 31
	• 喉頭の悪性新生物	C 32
	・気管の悪性新生物	C 32
	・気管支および肺の悪性新生物	C 34
	・胸腺の悪性新生物	C 37
	・心臓、縦隔および胸膜の悪性新生物	C 38
	・その他および部位不明確の呼吸器系および胸腔	
	内臓器の悪性新生物	C 39
	骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
	・(四)肢の骨および関節軟骨の悪性新生物	C 40
	・その他および部位不明の骨および関節軟骨の悪	
	性新生物	C 41
	皮膚の悪性黒色腫	C 43
	中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
	・中皮腫	C45 C49
	・カポジ肉腫	C 46
	・末梢神経および自律神経系の悪性新生物	C 47
	・後腹膜および腹膜の悪性新生物	C 48
	・その他の結合組織および軟部組織の悪性新生物	C 49
	乳房の悪性新生物	C 50
	女性生殖器の悪性新生物	C51 — C58
	・外陰(部)の悪性新生物	C 51
	・腟の悪性新生物	C 52
	・子宮頚部の悪性新生物	C 53
	・子宮体部の悪性新生物	C 54
	・子宮の悪性新生物、部位不明	C 55
	・卵巣の悪性新生物	C 56
		C 50
	・その他および部位不明の女性生殖器の悪性新生	0.57
	物	C 57
	・胎盤の悪性新生物	C 58
	男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
	・陰茎の悪性新生物	C 60
	・前立腺の悪性新生物	C 61
	・精巣<睾丸>の悪性新生物	C 62
	・その他および部位不明の男性生殖器の悪性新生	
	物	C 63
	腎尿路の悪性新生物	C64 - C68
	・腎盂を除く腎の悪性新生物	C 64
	・腎盂の悪性新生物	C 65
	1 5 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
	・尿管の悪性新生物	C 66
The state of the s	・膀胱の悪性新生物	C 67
	・その他および部位不明の尿路の悪性新生物	C 68

疾病名	疾病の定義	分類項目	基本分類コード
		眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C 69 - C 72
		・眼および付属器の悪性新生物	C 69
		・髄膜の悪性新生物	C 70
		・脳の悪性新生物	C71
		・ 脊髄、脳神経およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C 72
		0000000000000000000000000000000000	C73 — C75
		・甲状腺の悪性新生物	C73
		・副腎の悪性新生物	C 74
		・その他の内分泌腺および関連組織の悪性新生物	C 75
		部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
		・その他および部位不明確の悪性新生物	C 76
		・リンパ節の続発性および部位不明の悪性新生物	C77
		・呼吸器および消化器の続発性悪性新生物	C 78
		・その他の部位の続発性悪性新生物	C 79
		・部位の明示されない悪性新生物	C 80
		リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81 — C96
		・ホジキン病・スグをNPは「結筋性」ままごも、川、パ原	C 81
		- ・ろ<濾>胞性 [結節性] 非ホジキンリンパ腫 ・びまん性非ホジキンリンパ腫	C 82 C 83
		- ・ ・ ・ 末梢性および皮膚T細胞リンパ腫	C 84
		・非ホジキンリンパ腫のその他および詳細不明の	0 04
		型	C 85
			C 88
		・多発性骨髄腫および悪性形質細胞性新生物	C 90
		・リンパ性白血病	C 91
		• 骨髄性白血病	C 92
		・単球性白血病	C 93
		・細胞型の明示されたその他の白血病	C 94
		・細胞型不明の白血病	C 95
		・リンパ組織、造血組織および関連組織のその他	C 96
		および詳細不明の悪性新生物 独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C 90
上皮内新生物	 悪性腫瘍細胞が存在するが、上	上皮内新生物	D00-D09
等	皮内に限局しており、組織への	・口腔、食道および胃の上皮内癌	D00
	浸潤的な増殖がないことで特	・その他および部位不明の消化器の上皮内癌	D01
	徴付けられる疾病および皮膚	・中耳および呼吸器系の上皮内癌	D 02
	の悪性黒色腫以外の皮膚癌(C	・上皮内黒色腫	D 03
	44)	・皮膚の上皮内癌	D 04
		・乳房の上皮内癌	D 05
		・子宮頚(部)の上皮内癌	D 06
		・その他および部位不明の性器の上皮内癌 ・その他および部位不明の上皮内癌	D 07 D 09
		皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物(C43-C	D 09
		X M M M M M M M M M	
		・皮膚のその他の悪性新生物	C 44
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な	虚血性心疾患 (I 20 — I 25) のうち、	
	血液供給の減少により、その関	・急性心筋梗塞	I 21
	連部分の心筋が壊死に陥った	・再発性心筋梗塞	I 22
	疾病であり、原則として以下の		
	3項目を満たす疾病		
	(1) 典型的な胸部痛の病歴		
	(2) 新たに生じた典型的な心		
	電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時		
	O) 心別細胞透脱酵系の 可 的上昇		
	JJ-1271	<u> </u>	

疾病名	疾病の定義	分類項目	基本分類 コード
脳卒中	脳血管の異常(脳組織の梗塞、	脳血管疾患(I60-I69)のうち、	
	出血、ならびに頭蓋外部からの	・<も膜下出血	I 60
	塞栓が含まれる) により脳の血	・脳内出血	I 61
	液の循環が急激に障害される	• 脳梗塞	I 63
	ことによって、24時間以上持続		
	する中枢神経系の脱落症状を		
	引き起こした疾病		

表2 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

せるしたて言葉中心を			
対象となる高度障害状態	備考		
両眼の視力を全く永久に失ったもの	(1) 視力は、万国式試視力表により、1眼ずつ、矯正視力について測定します。 (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。 (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。		
言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 語音構成機能障害で、つぎの(ア)から(I)までのうち3つ以上の状態に該当し、その回復の見込がない場合 (ア) いずれの口唇音についても発音ができない状態 (イ) いずれの四蓋音についても発音ができない状態 (ヷ) いずれの四蓋音についても発音ができない状態 (I) いずれの喉頭音についても発音ができない状態 (I) いずれの喉頭音についても発音ができない状態 (I) いずれの喉頭音についても発音ができない状態 ロ唇音 ま行音、は行音、は行音、わ行音、ふ歯舌音 な行音、だ行音、だ行音、ち行音、さ行音、しゅ、し、ざ行音、じゅ 口蓋音 か行音、が行音、や行音、ひ、にゅ、ぎゅ、ん喉頭音 は行音 ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合 (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、口腔(舌を含みます。)の運動障害または欠損により、流動食以外のものは摂取できない状態(流動食を摂取できない状態も含みます。)で、その回復の見込のない場合をいいます。		

対象となる高度障害状態 備考 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残 「終身常に介護を要するもの」とは、つぎの 1 から 8 までの項 し、終身常に介護を要するもの 目すべてについて、それぞれつぎに定める行為が自分ではでき ず、常に他人の介護を要する状態で、その回復の見込のない場 合をいいます。 項目 行為 1. 食物 はし、スプーン、フォーク等を使用して食物 の摂取 を口の中に運ぶこと 2. 排便 洋式便器に座った状態で排便すること(便器 に座るまでの行為は含みません。) 洋式便器に座った状態で排尿すること(便器 3. 排尿 に座るまでの行為は含みません。) 4. 排便 排便および排尿後に身体の汚れたところを拭 および き取ること 排尿の 後始末 5. 衣服 ボタンのない肌着および下着を着たり脱いだ の着脱 りすること 横になった状態から起き上がり、座位を保つ 6. 起居 7. 歩行 立った状態から歩くこと 8. 入浴 一般家庭浴槽に出入りすること 両上肢を手関節以上で失ったもの (1) 「上肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの いずれかの場合をいいます。 両上肢の運動機能を全く永久に失ったもの ① 上肢を自分の力では全く動かすことができない状態で、 その回復の見込のない場合 ② 上肢の3大関節(肩関節、肘関節および手関節)すべて 1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の運動 機能を全く永久に失ったもの について、自分の力では全く動かすことができず、かつ、 他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、そ 両下肢を足関節以上で失ったもの の回復の見込のない場合 (2) 「下肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの 両下肢の運動機能を全く永久に失ったもの いずれかの場合をいいます。 ① 下肢を自分の力では全く動かすことができない状態で、 1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の運動 その回復の見込のない場合 機能を全く永久に失ったもの

第2条(特約保険金の支払に関する補則)

上で失ったもの

を全く永久に失ったもの

足関節以上で失ったもの

1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以

1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の運動機能

1上肢の運動機能を全く永久に失い、かつ、1下肢を

1. 特約死亡保険金受取人は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の死亡保険金受取人とし、それ以外の者に変更することはできません。

の回復の見込のない場合

② 下肢の3大関節(股関節、膝関節および足関節)すべて

について、自分の力では全く動かすことができず、かつ、

他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、そ

- 2. 特約指定疾病保険金受取人、特約特定疾病保険金受取人および特約高度障害保険金受取人は、主契約の高度障害保険金の受取人とし、それ以外の者に変更することはできません。
- 3. 被保険者の生死が不明の場合でも、当会社が死亡したものと認めたときは、特約死亡保険金を支払います。
- 4. 当会社が特約指定疾病保険金を支払った場合には、この特約は、被保険者が特約指定疾病保険金の支払事由に該当した時に消滅したものとみなします。
- 5. 当会社が特約特定疾病保険金を支払った場合には、この特約は、被保険者が特約特定疾病保険金の支払事由に該当した時に消滅したものとみなします。
- 6. 当会社が特約高度障害保険金を支払った場合には、この特約は、被保険者が高度障害状態(表 2)に該当した時に消滅したものとみなします。
- 7. 特約保険金の支払については、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 特約死亡保険金を支払う前に特約高度障害保険金の請求を受け、特約高度障害保険金が支払われるときは、当会社は、特約死亡保険金を支払いません。
 - (2) 特約死亡保険金または特約高度障害保険金を支払う前に特約特定疾病保険金の請求を受け、特約特定疾病保険金が支払われるときは、当会社は、特約死亡保険金または特約高度障害保険金のいずれも支払いません。

- (3) 特約死亡保険金、特約特定疾病保険金または特約高度障害保険金を支払う前に特約指定疾病保険金の請求を受け、 特約指定疾病保険金が支払われるときは、当会社は、特約死亡保険金、特約特定疾病保険金または特約高度障害保険 金のいずれも支払いません。
- (4) 特約死亡保険金、特約指定疾病保険金、特約特定疾病保険金または特約高度障害保険金のいずれかが支払われた場合には、その支払後に他の特約保険金の請求を受けても、当会社はこれを支払いません。
- 8. 主契約の締結後にこの特約を付加したときで、主契約の特定疾病保険金が支払われる場合でも、その支払事由の原因の発生が、この特約の責任開始期前であるとき(乳房の悪性新生物については責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に罹患し、医師により診断確定されたとき)は、この特約の特約特定疾病保険金は支払わず、被保険者が主契約の特定疾病保険金の支払事由に該当した時に消滅したものとみなして、当会社は、この特約の責任準備金を特約特定疾病保険金受取人に支払います。この場合、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、この特約の責任準備金(第9条(特約の保険料の払込)第8項の規定により支払われる返還金を含みます。)からそれらの元利金を差し引きます。
- 9. 主契約の締結後にこの特約を付加したときで、主契約の高度障害保険金が支払われる場合でも、その支払事由の原因の発生が、この特約の責任開始期前であるときは、この特約の特約高度障害保険金は支払わず、被保険者が高度障害状態(表2)に該当した時に消滅したものとみなして、当会社は、この特約の責任準備金を特約高度障害保険金受取人に支払います。この場合、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、この特約の責任準備金(第9条第8項の規定により支払われる返還金を含みます。)からそれらの元利金を差し引きます。
- 10. 被保険者がこの特約の責任開始期前にすでに発病していた疾病を原因としてこの特約の責任開始期以後に第1条(特約保険金の支払)の特約指定疾病保険金の支払事由の(2)に該当する入院をした場合または特約特定疾病保険金の支払事由の(2)に定める状態もしくは高度障害状態(表2)に該当した場合でも、当会社が、この特約の締結または復活の際に、告知等により知っていたその疾病に関する事実(第15条(特約を解除できない場合)に規定する保険媒介者のみが知っていた事実は含みません。)を用いて承諾したときは、この特約の責任開始期以後に発病した疾病を原因として第1条の特約指定疾病保険金の支払事由の(2)に定める入院をしたものまたは特約特定疾病保険金の支払事由の(2)に定める入院をしたものまたは特約特定疾病保険金の支払事由の(2)に定める状態もしくは高度障害状態に該当したものとみなして、第1条の特約指定疾病保険金、特約特定疾病保険金および特約高度障害保険金の支払に関する規定を適用します。ただし、保険契約者または被保険者がその疾病に関する事実の一部のみを告げたことにより、当会社が重大な過失なくその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
- 11. 特約死亡保険金、特約特定疾病保険金または特約高度障害保険金を支払うときに主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、当会社は、これらの特約保険金(第9条第8項の規定により支払われる返還金を含みます。)からそれらの元利金を差し引きます。
- 12. この特約の保険期間の満了日(更新限度となる最後の保険期間の満了日をいいます。以下本条において同じ。)からその日を含めて60日以内に、被保険者が第1条に定める特約特定疾病保険金の支払事由の(2)に該当した場合には、保険期間の満了日に該当したものとみなして第1条の規定を適用します。
- 13. この特約の保険期間の満了日に、高度障害状態(表 2)のうち回復の見込がないことのみが明らかでない場合でも、その後もその障害の状態が継続し、回復の見込がないことが明らかになったときは、保険期間の満了日に高度障害状態に該当したものとみなして第1条の規定を適用します。ただし、この特約の保険期間の満了日後に新たに生じた原因により、回復の見込がないこととなった場合を除きます。
- 14. 第12項の規定により特約特定疾病保険金が支払われる場合または第13項の規定により特約高度障害保険金が支払われる場合で、この特約の保険期間の満了に伴う契約者配当金の支払がすでに行われているときは、当会社は、支払うべき特約特定疾病保険金または特約高度障害保険金からその金額を差し引くものとします。

第3条(特約保険金の免責事由に該当した場合の取扱)

- 1. つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、当会社は、この特約の責任準備金を保険契約者に支払います。
 - (1) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき
 - (2) 特約死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき(ただし、第2項の場合を除きます。)
 - (3) 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき
- 2. 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、責任準備金その他の返還金の払戻はありません。
- 3. 特約死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人がこの特約死亡保険金の一部の受取人であるときは、特約死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の特約死亡保険金受取人に支払います。この場合、この特約のうち支払われない特約死亡保険金に対応する部分については第1項の規定を適用し、その部分の責任準備金を保険契約者に支払います。
- 4. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態(表 2)に該当した場合には、当会社は、特約死亡保険金または特約高度障害保険金を支払いません。ただし、その原因によって死亡し、または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、当会社は、その程度に応じ、特約死亡保険金または特約高度障害保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

第4条(特約保険金の請求、支払時期および支払場所)

- 1. 特約保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または特約保険金の受取人は、すみやかに当会社に通知してください。
- 2. 支払事由の生じた特約保険金の受取人は、当会社に、請求に必要な書類(別表 1)を提出して、特約保険金を請求してください。

3. 本条の規定により特約保険金の請求を受けた場合、特約保険金の支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

第5条(特約の保険料払込の免除)

- 1. 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。
- 2. 第1項のほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (1) 主契約の保険料の払込方法(回数) が一時払のとき
 - (2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき

第6条(特約の締結)

- 1. 保険契約者は、主契約の契約日以後、当会社の定める取扱にもとづき、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。
- 2. 主契約の契約日後にこの特約を付加する場合、当会社は、保険証券を交付しません。

第7条(特約の責任開始期)

この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、当会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、当会社所定の金額を受け取った時(告知の前に受け取った場合には、告知の時)からこの特約上の責任を負います。

第8条(特約の保険期間および保険料払込期間)

この特約の保険期間および保険料払込期間は、つぎの各号のとおりとします。

- (1) この特約の保険期間を年満期で定めたとき
 - この特約の保険期間および保険料払込期間は、第7条(特約の責任開始期)に規定する責任開始期から被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とし、当会社所定の範囲内で定めます。
- (2) この特約の保険期間を終身としたとき
 - この特約の保険料払込期間は、第7条に規定する責任開始期から主契約の保険料払込期間の満了日までとします。 ただし、主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合または主契約の保険料払込期間が終身の場合には、つぎのとおりとします。
 - (7) 主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合には、この特約の保険料払込期間の満了日は、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日と同一とします。
 - (1) 主契約の保険料払込期間が終身の場合には、この特約の保険料払込期間は終身とします。

第9条(特約の保険料の払込)

- 1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
- 2. 主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
- 3. 第1項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める契約応当日(月払契約の場合は 月単位の契約応当日、半年一括払契約の場合は半年単位の契約応当日、年一括払契約の場合は年単位の契約応当日)以 後その契約応当日の属する月の末日までに特約保険金の支払事由が生じた場合には、当会社は、特約保険金から未払込 保険料を差し引きます。ただし、特約保険金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、主約款に定める保険 料払込の猶予期間の満了する時までに、その未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない 場合には、当会社は、特約保険金を支払いません。
- 4. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払 込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- 5. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において 払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法(回数)にかかわらず年一括払保険料とし、当会社の定める取扱にもとづき、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
- 6.第5項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
- 7. 第5項に規定する前納が行われなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。
- 8. 主約款の保険契約の消滅等における保険料の残額に相当する金額の支払に関する規定は、この特約の年一括払保険料 および半年一括払保険料について準用します。
- 9. 主契約の保険料の払込方法(回数)が月払の場合で、すでにこの特約の保険料が払い込まれている主約款に定める保険料期間の中途でつぎの各号のいずれかの事由が生じたときであっても、当会社は、その保険料期間に対応するこの特約の保険料を払い戻しません。
 - (1) この特約の消滅
 - (2) 特約保険金額の減額
 - (3) この特約の保険料払込の免除
- 10. 第9項の規定は、主契約の保険料の払込方法(回数)が月払の場合のこの特約の第1回保険料について準用します。

第10条 (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- 1. 主約款に定める保険料払込の猶予期間中に、特約保険金の支払事由が生じた場合には、当会社は、特約保険金から未払込保険料を差し引きます。
- 2. 特約保険金が第1項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する時までに、未払込保 険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、特約保険金を支払いません。

第11条(特約の失効)

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第12条(特約の復活)

- 1. 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2. 当会社は、第1項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の復活の取扱をします。この場合、主約款の復活の規定を準用します。

第13条(告知義務)

当会社が、この特約の締結または復活の際、特約保険金の支払事由または保険料払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、当会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

第14条(告知義務違反による解除)

- 1. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第13条(告知義務)の規定により当会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- 2. 当会社は、特約保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、特約保険金の支払または保険料払込の免除を行いません。また、すでに特約保険金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
- 3. 第2項の規定にかかわらず、特約保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が証明したときは、特約保険金を支払い、または保険料の払込を免除します。
- 4. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または特約保険金の受取人に通知します。
- 5. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、当会社は、解約返還金があるときは、これと同額の返還金を保険契約者に支払います。

第15条(特約を解除できない場合)

当会社は、つぎのいずれかの場合には、第14条(告知義務違反による解除)の規定によるこの特約の解除をすることができません。ただし、第4号または第5号に規定する行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第13条(告知義務)の規定により当会社が告知を求めた事項のうち解除の原因となる事実について、事実を告げなかったと認められる場合または事実でないことを告げたと認められる場合には、第4号および第5号の規定は適用しません。

- (1) 当会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき
- (2) 当会社が、解除の原因があることを知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
- (3) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、特約保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じたときを除きます。
- (4) 当会社のためにこの特約の締結の媒介を行うことができる者(当会社のためにこの特約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第13条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
- (5) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第13条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき

第16条 (重大事由による解除)

- 1. 当会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者または特約死亡保険金受取人が特約死亡保険金(他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および死亡保険金の名称の如何を問いません。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 - (2) 保険契約者、被保険者、特約指定疾病保険金受取人、特約特定疾病保険金受取人または特約高度障害保険金受取人がこの特約の特約指定疾病保険金、特約特定疾病保険金もしくは特約高度障害保険金(保険料払込の免除を含みます。) をした場合

- (3) この特約の特約保険金(保険料払込の免除を含みます。)の請求に関し、その受取人(保険料払込の免除の請求については保険契約者)に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
- (4) 保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (7) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (I) 保険契約者または特約保険金の受取人が法人である場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその 法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 当会社の保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする第 1号から第4号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 2. 当会社は、特約保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。 この場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による特約保険金(第1項第4号の事由にのみ該当した場合で、第1項第4号の事由に該当したのが特約保険金の受取人のみであり、その特約保険金の受取人が特約保険金の一部の受取人であるときは、特約保険金のうち、その受取人に支払われるべき特約保険金。以下本号において同じ。)を支払いません。また、すでにその支払事由により特約保険金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求します。
 - (2) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険料払込の免除事由による保険料払込の免除を行いません。また、すでにその保険料払込の免除事由により保険料の払込を免除していたときは、当会社は、保険料の払込を免除しなかったものとします。
- 3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または特約保険金の受取人に通知します。
- 4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、当会社は、解約返還金があるときは、これと同額の返還金を保険契約者に支払います。
- 5. 第4項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によってこの特約を解除した場合で、特約保険金の一部の受取人について第2項第1号の規定を適用し特約保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない特約保険金に対応する部分の解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。

第17条 (特約の解約)

保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

第18条 (特約の返還金)

- 1. この特約の解約返還金は、経過年月数(保険料払込中の特約において経過年月数が保険料の払込年月数をこえている場合は払込年月数)により計算します。
- 2. この特約が解約または解除されたときは、当会社は、この特約の解約返還金を保険契約者に払い戻します。ただし、 主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返還金(第9条(特約の保険料 の払込)第8項の規定により支払われる返還金を含みます。)をそれらの元利金の返済にあてます。
- 3. この特約が第19条(特約の消滅とみなす場合)第1号の規定によって消滅した場合には、第2項の規定を準用します。 ただし、第2条(特約保険金の支払に関する補則)第8項および第9項ならびに第3条(特約保険金の免責事由に該当した場合の取扱)第1項および第2項の場合は除きます。
- 4. 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返還金は、主契約の解約返還金に加えません。

第19条(特約の消滅とみなす場合)

つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 主契約が払済保険に変更されたとき

第20条(債権者等により特約が解約される場合の取扱)

差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者によりこの特約が解約される場合のつぎの各号の取扱については、主約款の規定を準用します。

- (1) 解約の効力の発生
- (2) 特約の存続
- (3) 第1号により解約の効力が生じるまでまたは第2号により解約の効力が生じなくなるまでに、特約保険金の支払事由が生じた場合の取扱

第21条 (特約保険金額の減額)

- 1. 保険契約者は、いつでも、特約保険金額を減額することができます。ただし、減額後の特約保険金額は、当会社の定める金額以上であることを要します。
- 2. 第1項の規定によって、この特約の保険金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

第22条 (特約の更新)

- 1. この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とします。
- 2. 第1項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、当会社は、第1項の更新を取り扱いません。
 - (1) この特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳のとき
 - (2) この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえているとき
 - (3) 主契約の保険料の払込方法(回数) が一時払のとき
- 3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、この特約は、当会社の定める取扱にもとづき、保険期間を変更して更新します。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳をこえるとき
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえるとき
 - (3) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新するとき
 - (4) 主契約の締結後にこの特約を付加した場合で、この特約の更新日が、主契約に付加されている他の特約の更新日と同一であるとき
- 4. 保険契約者から申出があったときは、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の保険期間を変更して更新することができます。
- 5. 更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた主約款に定める保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条(特約の保険料の払込)第4項の規定を準用します。
- 6. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、 主約款に定める保険料の自動貸付の規定を準用します。
- 7. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了日までにつぎの各号のいずれかの事由が生じたときは、第9条第3項および第10条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。
 - (1) この特約の特約保険金の支払事由
 - (2) 主契約の保険料払込の免除事由
 - (3) 主契約に付加されている特約の保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付の支払事由
- 8. 第5項から第7項までの規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、つぎの各号のとありとします。
 - (1) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法(回数) にかかわらず年一括払保険料とし、当会社の定める取扱にもとづき、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに第7項の規定を準用します。
 - (2) 更新日以後、猶予期間の満了日までに、第1号に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
- 9. この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。
 - (1) 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日からその日を含めて計算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の保険年齢によって計算します。
 - (2) 更新後のこの特約には、更新日における特約条項および保険料率が適用されます。
 - (3) 第1条(特約保険金の支払)および第15条(特約を解除できない場合)に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。
 - (4) 更新前のこの特約において告知義務違反による解除の事由があるときは、当会社は、更新後のこの特約を解除することができます。
 - (5) 当会社は、新たな保険証券を交付しません。
- 10. 更新日に当会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約にかえて、当会社所定の特約により、更新とみなして取り扱うことがあります。

第23条 (特約の契約者配当金)

- 1. この特約の契約者配当金の割当および支払方法は、主契約に準じます。
- 2. 第1項のほか、特約指定疾病保険金または特約特定疾病保険金が支払われるときは、主契約の死亡保険金が支払われるときに準じて取り扱い、割り当てられたこの特約の契約者配当金は、特約指定疾病保険金または特約特定疾病保険金とともにその保険金の受取人に支払います。
- 3. この特約の保険期間が満了する場合には、つぎに定めるところによります。
 - (1) この特約の保険期間の満了日の翌日が到来する事業年度の直前の事業年度末に、主約款に定める契約者配当金の割当の規定に準じて、この特約の契約者配当金を割り当てます。
 - (2) 第1号の規定によって割り当てられた契約者配当金は、主契約の契約者配当金の支払方法に準じて取り扱います。
- 4. 主契約の締結後に付加された特約または第22条(特約の更新)の規定により更新された特約については、主約款に定める契約者配当金の割当の規定によるほか、つぎのとおりとします。
 - (1) 特約付加後または更新後この特約の保険期間中に、主約款に定める5年ごとの契約応当日等が到来するときは、その到来する事業年度の直前の事業年度末に、この特約の契約者配当金を割り当てます。
 - (2) 特約付加の日または直前の更新日からその日を含めて1年以内にこの特約が消滅するときは、その消滅する事業年

度の直前の事業年度末におけるこの特約の契約者配当金の割当は行いません。

(3) 特約付加の日または直前の更新日から所定年数を経過し、かつ、所定の条件を満たすこの特約に対しても、契約者配当金を割り当てることがあります。

第24条(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)

- 1. 主契約の保険料払込期間を短縮した場合には、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 特約の保険期間を年満期で定めたとき
 - この特約の保険期間の満了日が、短縮後の主契約の保険料払込期間の満了日をこえることとなるときは、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の保険期間を短縮することがあります。
 - (2) 特約の保険期間を終身としたとき
 - この特約の保険料払込期間を主契約の保険料払込期間にあわせて短縮します。
- 2. 主契約の保険料払込期間を延長した場合は、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 特約の保険期間を年満期で定めたとき
 - この特約の保険期間の満了日が、変更前の主契約の保険料払込期間の満了日と同一のときは、この特約の保険期間 もあわせて延長します。
 - (2) 特約の保険期間を終身としたとき
 - この特約の保険料払込期間を主契約の保険料払込期間にあわせて延長します。
- 3. 第1項または第2項の規定により、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、返還金をそれらの元利金の返済にあてます。

第25条 (主契約について保険料の自動貸付の規定を適用する場合の取扱)

- 1. 主契約について主約款の保険料の自動貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返還金を、主契約の解約返還金に加えて取り扱います。
- 2. 第1項の保険料の自動貸付は、主契約の保険料とこの特約(更新後のこの特約を含みます。)の保険料との合計額について行うものとします。

第26条(主契約を払済保険に変更する場合の取扱)

主約款の規定により主契約を払済保険に変更する場合には、この特約の解約返還金を、主契約の解約返還金に加えて取り扱います。

第27条(管轄裁判所)

この特約における特約保険金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を 準用します。

第28条 (契約内容の登録)

- 1. 当会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会(以下「協会」といいます。)に登録します。
 - (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)
 - (2) 特約死亡保険金の金額
 - (3) 契約日(復活が行われた場合は、最後の復活の日。また、主契約の契約日後にこの特約を付加した場合は、この特約の付加の日。以下第2項において同じ。)
 - (4) 当会社名
- 2. 第1項の登録の期間は、契約日から5年(契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、5年と契約日から被保険者が満15歳に達する日までの期間のいずれか長い期間)以内とします。
- 3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます。)は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約(死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下本条において同じ。)の申込(復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。)を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- 4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、第3項によって連絡された内容を保険契約の承諾(復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。)の判断の参考とすることができるものとします。
- 5. 各生命保険会社等は、契約日(復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日。以下本項において同じ。)から5年(契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、5年と契約日から被保険者が満15歳に達する日までの期間のいずれか長い期間)以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- 6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、当会社または協会に照会することができます。

また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。

- 9. この特約を主契約の契約日後付加した場合は、主契約、特約死亡保険金のある特約または災害保険金もしくは災害割増保険金のある特約の契約内容の登録の期間は、主約款、特約死亡保険金のある特約または災害保険金もしくは災害割増保険金のある特約の規定にかかわらず、この特約の付加の日から5年(この特約の付加の日において被保険者が満15歳未満の場合は、5年とこの特約の付加の日から被保険者が満15歳に達する日までの期間のいずれか長い期間)以内とします。
- 10. 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法にもとづく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第29条 (主約款の規定の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第30条 (5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者は、第6条(特約の締結)の規定によるほか、主契約更新の際にも被保険者の同意を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、当会社がこの特約付加の申込を承諾したときは、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
 - (7) この特約の第1回保険料を受け取った時(告知の前に受け取った場合には、告知の時)
 - (イ) 更新前にこの特約の第1回保険料を受け取り、かつ、告知を受けた場合には、更新の時
- (2) この特約の保険期間の満了日は、第8条(特約の保険期間および保険料払込期間)の規定にかかわらず、主契約の保険期間の満了日と同一とします。
- (3) 第2号の規定にかかわらず、主契約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳をこえることと なる場合には、この特約の保険期間の満了日は、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日とします。
- (4) この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主契約と同時に更新されます。この場合にはつぎのとおりとします。
 - (7) 第22条(特約の更新)の規定は適用せず、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (ウ) 特約保険金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (5) 第4号の規定により、この特約が更新される場合で、更新日に当会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約にかえて、当会社所定の特約により、更新とみなして取り扱うことがあります。
- (6) 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間の満了日が、主契約の保険期間の満了日をこえることとなるときは、その限度までこの特約の保険期間を短縮します。
- (7) 第6号の規定により、この特約の保険期間が短縮された場合には、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、返還金をそれらの元利金の返済にあてます。

第31条(5年ごと配当付生存給付金付定期保険または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付生存給付金付定期保険または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険に付加した場合には、第30条(5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合の特則)第1号、第2号、第4号および第5号の規定を適用します。

第32条 (5年ごと配当付逓増定期保険または5年ごと利差配当付逓増定期保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付逓増定期保険または5年ごと利差配当付逓増定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第23条(特約の契約者配当金)第4項第1号中「主約款に定める5年ごとの契約応当日等」とあるのは「主約款に定める5年ごとの契約応当日」と読み替えます。
- (2) 第30条(5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合の特則)第2号および第3号の規定は、本条の場合に適用します。

第33条 (5年ごと配当付特定疾病保障定期保険または5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付特定疾病保障定期保険または5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険に付加した場合には、第30条(5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合の特則)第1号、第2号、第4号から第7号までの規定を適用します。

第34条 (5年ごと配当付養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) この特約の保険期間は、第8条(特約の保険期間および保険料払込期間)の規定にかかわらず、主契約の保険期間

を限度とし、当会社所定の範囲内で定めます。ただし、主契約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳をこえることとなる場合には、この特約の保険期間は、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。

- (2) この特約の保険期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い 込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法(回数)にかかわらず年一括払保険料とし、当会社の定め る取扱にもとづき、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
- (3) 第2号の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
- (4) 第2号に規定する前納が行われなかった場合には、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約された ものとします。
- (5) この特約の保険期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合、主契約の保険料払込期間経過後においても、この 特約の保険料について主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用します。
- (6) 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間の満了日が、主契約の保険期間の満了日をこえることとなるときは、その限度までこの特約の保険期間を短縮します。
- (7) この特約の保険期間の満了日が主契約の保険期間の満了日と同一の場合で、主契約の保険期間を延長したときは、 当会社の定める取扱にもとづき、この特約の保険期間を延長することがあります。
- (8) 第6号または第7号の規定により、この特約の保険期間が変更された場合には、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、返還金をそれらの元利金の返済にあてます。
- (9) 第23条(特約の契約者配当金)第4項第1号中「主約款に定める5年ごとの契約応当日等」とあるのは「主約款に 定める5年ごとの契約応当日」と読み替えます。

第35条(5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱)

- 1. 5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 主契約の全部について5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用した場合には、この特約の保険期間は、5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日の前日までとします。この場合、この特約は、5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日の前日に保険期間が満了して消滅したものとして、その解約返還金を主契約の責任準備金に加えて、5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項に定める特約基本年金額の計算をします。
 - (2) 主契約の一部について5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用した場合、5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用しない終身保険部分(残存する死亡保障部分をいいます。)が解約その他の事由によって消滅したときは、第19条(特約の消滅とみなす場合)の規定によるほか、この特約は消滅します。
- 2. 5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合は、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約よ項」とあるのは「5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項」と読み替えて第1項第1号および第2号の規定を適用します。
- 3. 5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付介護割増年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約(H13)を付加した場合は、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付介護割増年金移行特約または5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約(H13)」と、「5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約条項(H13)」と読み替えて第1項第1号および第2号の規定を適用します。
- 4. 5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約(H13)を付加した場合は、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約(H13)」と、「5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項(H13)」と読み替えて第1項第1号および第2号の規定を適用します。

第36条(保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険、保険料払込期間が終身の5年ごと配当付特定疾病保障終身保 険、保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付特定 疾病保障終身保険に付加した場合の特則)

- 1. 5年ごと配当付終身保険、5年ごと配当付特定疾病保障終身保険、5年ごと利差配当付終身保険または5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険において、主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 特約の保険期間を年満期で定めたときは、つぎのとおりとします。
 - (7) この特約の保険期間の満了日が、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日以外のときは、被

保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日まで、この特約の保険期間を延長します。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。

- (4) 前(7)の規定にかかわらず、この特約の更新日と保険料の払込完了日が同一の場合、第22条(特約の更新)第2項 および第3項中「主契約の保険料払込期間の満3日」とあるのは「保険料の払込完了日の前日」と読み替えて、第 22条第1項から第3項まで、第9項および第10項の規定を適用します。
- (ウ) 保険料の払込完了日以後において払い込むべきこの特約の保険料は、当会社の定める取扱にもとづき、保険料の払込完了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
- (I) 前(ウ)に定める金額の払込については、保険料の払込完了特則適用前の主契約の保険料の払込方法(回数)に応じて、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
- (オ) 前(ウ)に定める金額が払い込まれなかったときは、この特約は、主約款に定める猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- (2) 特約の保険期間を終身としたときは、つぎのとおりとします。
 - (7) 保険契約者は、将来のこの特約の保険料の払込にかえて、当会社所定の金額を主契約について払い込むべき金額とともに一時に払い込み、この特約の保険料の払込を完了することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込完了特則の規定を準用します。
 - (イ) 前(ア)に定める金額が払い込まれなかったときは、この特約は、主約款に定める猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- 2. 特約の保険期間を年満期で定めたときは、第5条(特約の保険料払込の免除)の規定によるほか、主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了した場合で、保険料の払込完了日以後のときにも、主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

第37条 (5年ごと配当付更新型終身移行保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付更新型終身移行保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合には、 つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約が主契約の終身保障への移行と同時に更新された場合で、更新日以後のときにも、主約款の保険料払込の 免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
- (2) 保険契約者は、第6条(特約の締結)の規定によるほか、主契約更新の際にも被保険者の同意を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、当会社がこの特約付加の申込を承諾したときは、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
 - (7) この特約の第1回保険料を受け取った時(告知の前に受け取った場合には、告知の時)
 - (イ) 更新前にこの特約の第1回保険料を受け取り、かつ、告知を受けた場合には、更新の時
- (3) この特約の保険期間の満了日は、第8条(特約の保険期間および保険料払込期間)の規定にかかわらず、主契約の保険期間の満了日と同一とします。
- (4) この特約の保険期間が満了する場合で、かつ、主約款の規定により主契約が更新される場合には、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主契約と同時に更新されます。この場合にはつぎのとおりとします。
 - (7) 第22条 (特約の更新) の規定は適用せず、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (ウ) 特約保険金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (5) この特約の保険期間が満了する場合で、かつ、主約款の規定により主契約が終身保障に移行される場合には、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主契約の終身保障への移行と同時に更新されます。この場合にはつぎのとおりとします。
 - (7) この特約の保険期間は、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までとします。
 - (イ) この特約の保険料は、年一括払保険料とし、当会社の定める取扱にもとづき、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに第22条第7項の規定を準用します。
 - (ウ) 更新日以後、猶予期間の満了日までに、前(イ)に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
- (6) 第4号または第5号の規定により、この特約が更新される場合で、更新日に当会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約にかえて、当会社所定の特約により、更新とみなして取り扱うことがあります。

第38条 (5年ごと配当付更新型終身移行保険等に5年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱)

5年ごと配当付更新型終身移行保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険につぎの各号のいずれかの特約を付加した場合には、第22条(特約の更新)の規定にかかわらず、この特約の更新は取り扱いません。

- (1) 5年ごと配当付年金支払移行特約
- (2) 5年ごと配当付夫婦年金移行特約
- (3) 5年ごと配当付介護割増年金移行特約
- (4) 5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約
- (5) 5年ごと利差配当付年金支払移行特約
- (6) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
- (7) 5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約(H13)

第39条 (5年ごと配当付介護年金終身保障保険または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付介護年金終身保障保険または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条(特約保険金の支払に関する補則)第1項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。
- (2) 第2条第2項中「高度障害保険金の受取人」とあるのは「介護年金の受取人」と読み替えます。
- (3) 特約高度障害保険金については、主約款に定める死亡給付金支払方法の選択の規定を準用して、一時支払にかえて、 当会社の定める取扱にもとづき、すえ置支払または年金支払を選択することができます。
- (4) 第23条(特約の契約者配当金)第2項の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。この場合、割り当てられたこの特約の契約者配当金は、特約指定疾病保険金、特約特定疾病保険金または特約高度障害保険金を支払うときはその保険金の受取人に支払い、特約死亡保険金を支払うときは主契約の契約者配当金に加えて支払います。
 - (7) 主契約の第1回の介護年金の支払日前において特約指定疾病保険金、特約特定疾病保険金または特約高度障害保険金が支払われるときは、主契約の死亡給付金が支払われるときに準じて取り扱います。
 - (イ) 主契約の第1回の介護年金の支払日以後において特約死亡保険金、特約指定疾病保険金、特約特定疾病保険金または特約高度障害保険金が支払われるときは、被保険者が死亡したときに準じて取り扱います。
- (5) 主契約の保険料払込期間が終身の場合には、つぎのとおりとします。
 - (7) 特約の保険期間を年満期で定めたときは、第36条(保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険、保険料払込期間が終身の5年ごと配当付特定疾病保障終身保険、保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険に付加した場合の特則)第1項第1号および第2項の規定を適用します。
 - (イ) 特約の保険期間を終身としたときは、第36条第1項第2号の規定を適用します。
- (6) 5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合は、この特約の保険期間は、5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日の前日までとします。この場合、この特約は、5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日の前日に保険期間が満了して消滅したものとして、その解約返還金を主契約の責任準備金に加えて、5年ごと配当付年金支払移行特約条項に定める特約基本年金額の計算をします。
- (7) 5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、第6号中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約」と、「5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項」と読み替えて第6号の規定を適用します。

第40条 (5年ごと配当付終身医療保険または5年ごと利差配当付終身医療保険に付加した場合の特則)

- 1. この特約を5年ごと配当付終身医療保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 第2条(特約保険金の支払に関する補則)第1項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。
 - (2) 第2条第2項中「高度障害保険金の受取人」とあるのは「災害入院給付金および疾病入院給付金の受取人」と読み替えます。
 - (3) 特約高度障害保険金については、主約款に定める死亡給付金支払方法の選択の規定を準用して、一時支払にかえて、当会社の定める取扱にもとづき、すえ置支払または年金支払を選択することができます。
 - (4) この特約の契約者配当金の割当および支払方法は、第23条(特約の契約者配当金)の規定によるほか、特約指定疾病保険金、特約特定疾病保険金または特約高度障害保険金が支払われるときは、主契約の死亡給付金が支払われるときに準じて取り扱います。この場合、割り当てられたこの特約の契約者配当金は、特約指定疾病保険金、特約特定疾病保険金または特約高度障害保険金とともにその保険金の受取人に支払います。
 - (5) 第25条(主契約について保険料の自動貸付の規定を適用する場合の取扱)第1項の規定にかかわらず、主契約について主約款の保険料の自動貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返還金を、保険料の自動貸付の限度として主約款に定める額に加えて取り扱います。
- 2. この特約を5年ごと利差配当付終身医療保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 第2条第2項中「高度障害保険金の受取人」とあるのは「入院給付金の受取人」と読み替えます。
 - (2) 第1項第1号および第3号から第5号までの規定は、本項の場合に適用します。

第41条(転換後契約または変更後契約に付加した場合の特則)

- 1. 転換特約が付加された保険契約の締結の際にこの特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。ただし、その保険契約において、この特約の復活の取扱が行われているときを除きます。
 - (1) 第1条(特約保険金の支払)第1項の特約指定疾病保険金の支払事由の(1)に該当した場合、この特約のうち、被転換契約において支払われるべき特約指定疾病保険金および特約特定状態充実保障保険金の額の合計額と同額までの特約保険金額の部分については、第1条第2項の規定を適用しません。
 - (2) 第1条第1項の特約特定疾病保険金の支払事由の(1)に該当した場合、この特約のうち、被転換契約の特定疾病保険

- 金(特約の特定疾病保険金を含みます。)の額と同額までの支払われるべき特約保険金額の部分については、第1条第3項の規定を適用しません。
- (3) 第1号または第2号の規定により特約指定疾病保険金または特約特定疾病保険金の支払が行われるときは、その支払われる特約保険金額の部分について第2条(特約保険金の支払に関する補則)の規定を適用するものとします。
- 2. 部分保障変更特約が付加された保険契約の締結の際にこの特約を付加した場合には、第1項中「被転換契約」とあるのは「被変更部分」と読み替えて第1項各号の規定を適用します。ただし、その保険契約において、この特約の復活の取扱が行われているときを除きます。

第42条(特別条件を付けた場合の特則)

- 1. この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合しない場合には、その危険の種類および程度に応じて、つぎの各号のうちいずれか1つまたは2つの方法によって取り扱います。
 - (1) 特約保険金額削減支払法

契約日からその日を含めて当会社の定める削減期間内に被保険者が死亡し、または高度障害状態(表 2)に該当したときは、特約保険金額につぎの割合を乗じて得た金額を特約死亡保険金または特約高度障害保険金の支払額として第1条(特約保険金の支払)の規定を適用します。ただし、災害または所定の感染症(別表 4)による場合には、特約保険金額と同額を特約死亡保険金または特約高度障害保険金の支払額として第1条の規定を適用します。

死亡日または高度障害状態		削	減 期	間	
該当日の属する保険年度	1年	2年	3年	4年	5年
第 1 年 度	50%	30%	25%	20%	15%
第 2 年 度		60%	50%	40%	30%
第 3 年 度			75%	60%	45%
第 4 年 度				80%	60%
第 5 年 度					80%

- (2) 特別保険料領収法
 - (7) 当会社の定める特別保険料を加算した金額をこの特約の保険料とします。
 - (イ) 第5条(特約の保険料払込の免除)の規定によってこの特約の保険料の払込が免除された場合には、同時に特別保険料の払込を免除します。
- 2. 本条の規定により特別条件が付けられた場合には、つぎの各号の取扱は行いません。
 - (1) この特約の更新。ただし、特約保険金額削減支払法の場合には、この特約の更新を取り扱います。この場合、更新後のこの特約には更新前の特約保険金額削減支払法は適用しません。
 - (2) この特約の保険期間または保険料払込期間の変更を伴う、主契約の保険期間または保険料払込期間の変更
 - (3) 主契約の払済保険への変更。ただし、特約保険金額削減支払法の場合、削減期間経過後は、主契約の払済保険への 変更を取り扱います。
 - (4) 主約款に定める保険料の払込完了特則の適用。ただし、特約保険金額削減支払法の場合および特約の保険期間を年満期で定めた場合を除きます。

第43条 (契約日が平成22年3月1日以前の主契約に付加した場合の特則)

この特約を契約日が平成22年3月1日以前の主契約に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「半年一括払」とあるのは「半年払」と、「年一括払」とあるのは「年払」と読み替えます。
- (2) 第9条(特約の保険料の払込)第8項の規定は適用しません。
- (3) 第9条第9項および第10項の規定は、この特約の年払保険料および半年払保険料について準用します。
- (4) 第18条(特約の返還金)第1項の規定にかかわらず、この特約の解約返還金は、保険料払込中の特約についてはその保険料の払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。

第44条 (契約日が平成24年10月 1 日以前の主契約に付加した場合の特約指定疾病保険金、特約特定疾病保険金および特約 高度障害保険金の代理請求)

この特約を契約日が平成24年10月1日以前の主契約に付加した場合の特約指定疾病保険金、特約特定疾病保険金および特約高度障害保険金の代理請求については、特約指定疾病保険金および特約特定疾病保険金については主約款または主契約に付加されている各特約の特約条項の特定疾病保険金の代理請求の規定を、特約高度障害保険金については主約款または主契約に付加されている各特約の特約条項の高度障害保険金の代理請求の規定を準用します。

別表 1 請求書類

	項目	必 要 書 類
		(1) 当会社所定の請求書
		(2) 医師の死亡診断書または死体検案書(ただし、当会社が必要と認めた場合は当会
		社所定の様式による医師の死亡証明書)
	11±115-T- 1 17-174 A	(3) 被保険者の死亡事実が記載された住民票(ただし、当会社が必要と認めた場合は
1	特約死亡保険金	戸籍抄本) (A) は他では1986年度では、1988年度では、1988年度では、1988年度では、1988年度では、1988年度では、1988年度では、1988年度では、1988年度では、1988年度では、1988年度によりにより、1988年度により、1988年度により、1988年度により、1988年度により、1988年度により、1988年度によりにより、1988年度により、1988年度により、1988年度により、1988年度により、1988年度により、1988年度により、1988年度により、1988年度により、1988年度により、1988年度により、1988年度により、1988年度によりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに
		(4) 特約死亡保険金受取人の戸籍抄本
		(5) 特約死亡保険金受取人の印鑑証明書
		(6) 最終の保険料払込を証する書類
		(7) 保険証券
		(1) 当会社所定の請求書(2) 24 A M S C C C C C C C C C C C C C C C C C C
		(2) 当会社所定の様式による医師の診断書
	特約指定疾病保険金	(3) 被保険者の住民票(ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当会社が必要と
2		認めた場合は戸籍抄本)
	特約特定疾病保険金	(4) 特約指定疾病保険金受取人または特約特定疾病保険金受取人の戸籍抄本と印鑑証
		明書
		(5) 最終の保険料払込を証する書類
		(6) 保険証券
		(1) 当会社所定の請求書
		(2) 当会社所定の様式による医師の診断書
2	性如言庇德宝伊哈会	(3) 被保険者の住民票(ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当会社が必要と
3	特約高度障害保険金	認めた場合は戸籍抄本)
		(4) 特約高度障害保険金受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 最終の保険料払汎を証する書類
		(6) 保険証券
(>=	主)当会社は、上記以外の書	(0) 休快証券 類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

別表2 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

- 1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
- 2. 第1号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表3 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表2に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表4 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害 あよび死因統計分類提要 I C D - 10 (2003年版) 準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内 容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A 20
ジフテリア	A 36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A 96. 2
クリミヤ・コンゴ出血熱	A 98. 0
マールブルグウイルス病	A 98. 3
エボラウイルス病	A 98. 4
痘瘡	B 03
重症急性呼吸器症候群 [SARS]	∪04
(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	

備 考

1. 責任開始期以後の疾病

「責任開始期以後の疾病」とは、その疾病(医学上重要な関係にある疾病を含みます。)について、責任開始期前につぎのいずれにも該当しない場合をいいます。

- (1) 被保険者が医師の診療を受けたことがある場合
- (2) 被保険者が健康診断等において異常の指摘(要経過観察の指摘を含みます。)を受けたことがある場合
- (3) 被保険者が自覚可能な身体の異常が存在した場合または保険契約者が認識可能な被保険者の身体の異常が存在した場合

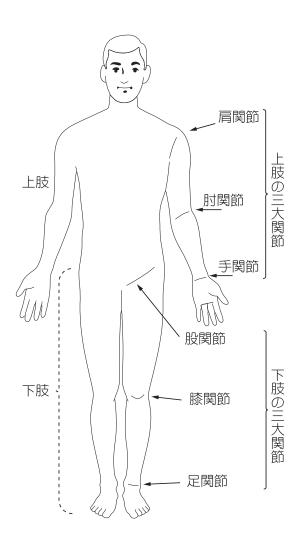
2. 治療を目的とした入院

治療処置を伴わない検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。

3. 入院の日数が1日となる入院

入院の日数が1日となる入院については、別表3に定める入院の入院日と退院日が同一の日である場合で、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。



保険料払込免除特約条項(H25) 目次

この特約の概要

第1条 保険料払込の免除

第2条 保険料払込の免除の請求

第3条 特約の締結

第4条 特約の責任開始期

第5条 保険料率

第6条 特約の失効

第7条 特約の復活

第8条 告知義務

第9条 告知義務違反による解除

第10条 特約を解除できない場合

第11条 重大事由による解除

第12条 特約の解約

第13条 特約の解約等に伴う返還金の取扱

第14条 特約の消滅とみなす場合

第15条 主契約または各特約の更新限度となる最後の保 険期間の満了日が変更された場合の取扱

第16条 特約の契約者配当金

第17条 法令等の改正等に伴う保険料払込の免除事由に

関する規定の変更

第18条 管轄裁判所

第19条 主約款の規定の準用

第20条 各特約の取扱

第21条 主契約に付加されている5年ごと配当付定期保

は5年ごと配当付年金払定期保険特約の取扱

第22条 5年ごと配当付生存給付金付定期保険に付加し

た場合の特則

第23条 5年ごと配当付終身保険に付加した場合の特則

第24条 無配当終身医療保険に付加した場合の特則

保険料払込免除特約条項(H25)

(2015年12月17日改正)

(この特約の概要)

- 1. この特約は、つぎのいずれかの場合に、その後の保険料の払込を免除することを主な内容とするものです。
 - (1) 被保険者が特定の疾病 (悪性新生物 (がん)、急性心筋梗塞または脳卒中) により所定の状態に該当したとき
 - (2) 被保険者が傷害または疾病により所定の身体障害の状態に該当したとき
 - (3) 被保険者が傷害または疾病により所定の要介護状態に該当したとき
- 2. この特約には契約者配当金はありません。

第1条 (保険料払込の免除)

1. 被保険者が、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の保険料払込期間中に次表の保険料の払込を免除する場合のいずれかに該当したとき(主契約の普通保険約款に定める保険料払込の免除事由に該当したときを除きます。)は、当会社は、つぎに到来する主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める保険料期間以降の主契約の保険料の払込を免除します。ただし、次表の保険料払込の免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合のいずれかに該当するときは主契約の保険料(以下「保険料」といいます。)の払込を免除しません。

保険料の払込を免除する場合(以下「保険料払込の免除 事由」といいます。)

- (1) 被保険者がこの特約の責任開始期(復活の取扱が行われた後は、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。) 以後、生まれて初めて悪性新生物(表 1)に罹患し、医師により病理組織学的所見(生検)によって診断確定(病理組織学的所見が得られないときは、他の所見による診断確定も認めることがあります。以下「診断確定」といいます。) されたとき
- (2) 被保険者がこの特約の責任開始期以後の疾病を原因として、つぎのいずれかの状態に該当したとき
 - (7) 急性心筋梗塞(表1)を発病し、その疾病により 初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60 日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事等 の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活 動では制限を必要とする状態)が継続したと医師に よって診断されたとき
 - (1) 脳卒中(表 1) を発病し、その疾病により初めて 医師の診療を受けた日からその日を含めて 60 日以 上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学 的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき
- (3) 被保険者がこの特約の責任開始期以後の傷害または 疾病を原因として、身体障害の状態(表2)に該当し たとき。
 - この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、その障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない責任開始期以後の傷害または疾病を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態に該当したときを含みます。
- (4) 被保険者がこの特約の責任開始期以後の傷害または 疾病を原因として、要介護状態(表3)に該当したと き

保険料払込の免除事由に該当しても保険料の払込を免除 しない場合

- (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- (2) 被保険者の犯罪行為
- (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故
- (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転 している間に生じた事故
- (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに 相当する運転をしている間に生じた事故
- (7) 被保険者の薬物依存
- (8) 地震、噴火または津波
- (9) 戦争その他の変乱

- 2. 第1項の保険料払込の免除事由の(1)に該当した場合でも、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に乳房の悪性新生物(表1中、基本分類コードC50の悪性新生物。以下同じ。)に罹患し、医師により診断確定されたときは、当会社は、保険料の払込を免除しません。ただし、その後(乳房の悪性新生物についてはこの特約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日経過後)、主契約の保険料払込期間中に、被保険者がその乳房の悪性新生物と因果関係のない悪性新生物(表1)に罹患し、医師により診断確定されたときは、保険料の払込を免除します。
- 3. 被保険者がこの特約の責任開始期前に生じた傷害または疾病を原因として身体障害の状態(表2)に該当した場合でも、その傷害または疾病に関して第9条(告知義務違反による解除)に定める告知義務違反がないときは、その傷害または疾病はこの特約の責任開始期以後に生じたものとみなします。
- 4. 被保険者がこの特約の責任開始期前にすでに発病していた疾病を原因としてこの特約の責任開始期以後に第1項の保険料払込の免除事由の(2)に定める状態または要介護状態(表3)に該当した場合でも、当会社が、この特約の締結または復活の際に、告知等により知っていたその疾病に関する事実(第10条(特約を解除できない場合)に規定する保険媒介者のみが知っていた事実は含みません。)を用いて承諾したときは、この特約の責任開始期以後に発病した疾病を原因として第1項の保険料払込の免除事由の(2)に定める状態または要介護状態に該当したものとみなして、第1項の規定を適用します。ただし、保険契約者または被保険者がその疾病に関する事実の一部のみを告げたことにより、当会社が重大な過失なくその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
- 5. 被保険者が地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって保険料払込の免除事由に該当した場合には、当会社は、保険料の払込を免除しません。ただし、その原因によって保険料払込の免除事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約が付加された保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、当会社は、保険料の払込を免除します。

表 1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中とは、次表によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10(2003年版)準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

疾病名	疾病の定義	分類項目	基本分類
· 沃 · 枫 · 石	大 例 の た 我	万 短 頃 日	コード
悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への	□唇、□腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
	無制限かつ浸潤破壊的増殖で	・□唇の悪性新生物	C 00
	特徴付けられる疾病。ただし、	・舌根〈基底〉部の悪性新生物	C 01
	上皮内癌 (D00-D09)、およ	・舌のその他および部位不明の悪性新生物	C 02
	び皮膚の悪性黒色腫以外の皮	・歯肉の悪性新生物	C 03
	膚癌 (C44) を除く。	・□(腔)底の悪性新生物	C 04
		・□蓋の悪性新生物	C 05
		・その他および部位不明の口腔の悪性新生物	C 06
		・耳下腺の悪性新生物	C 07
		・その他および部位不明の大唾液腺の悪性新生物	C 08
		・扁桃の悪性新生物	C 09
		・中咽頭の悪性新生物	C 10
		・鼻<上>咽頭の悪性新生物	C 11
		・梨状陥凹<洞>の悪性新生物	C 12
		・下咽頭の悪性新生物	C 13
		・その他および部位不明確の口唇、口腔および咽	
		頭の悪性新生物	C 14
		消化器の悪性新生物	C15-C26
		・食道の悪性新生物	C 15
		・胃の悪性新生物	C 16
		・小腸の悪性新生物	C 17
		・結腸の悪性新生物	C 18
		・直腸S状結腸移行部の悪性新生物	C 19
		・直腸の悪性新生物	C 20
		・肛門および肛門管の悪性新生物	C 21
		・肝および肝内胆管の悪性新生物	C 22
		・胆のう〈嚢〉の悪性新生物	C 23
		・その他および部位不明の胆道の悪性新生物	C 24
		・膵の悪性新生物	C 25
		・その他および部位不明確の消化器の悪性新生物	C 26
		呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
		・鼻腔および中耳の悪性新生物	C 30
		・副鼻腔の悪性新生物	C 31
		・喉頭の悪性新生物	C 32
		・気管の悪性新生物	C 33
		・気管支および肺の悪性新生物	C 34
		・胸腺の悪性新生物	C 37
		・心臓、縦隔および胸膜の悪性新生物	C 38
		・その他および部位不明確の呼吸器系および胸腔	
		内臓器の悪性新生物	C 39
		骨および関節軟骨の悪性新生物	C40 - C41
		・(四)肢の骨および関節軟骨の悪性新生物	C 40
		・その他および部位不明の骨および関節軟骨の悪	
		性新生物	C 41
		皮膚の悪性黒色腫	C 43
		中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
		・中皮腫	C 45
		・カポジ肉腫	C 46
		・末梢神経および自律神経系の悪性新生物	C 47
		・後腹膜および腹膜の悪性新生物	C 48
		・その他の結合組織および軟部組織の悪性新生物	C 49
		乳房の悪性新生物	C 50
		スパートマーナー	000

疾病名	疾病の定義	分類項目	基本分類コード
		女性生殖器の悪性新生物	C51 — C58
		・外陰(部)の悪性新生物	C 51
		・腟の悪性新生物	C 52
		・子宮頚部の悪性新生物	C 53
		・子宮体部の悪性新生物	C 54
		・子宮の悪性新生物、部位不明	C 55
		・卵巣の悪性新生物	C 56
		・その他および部位不明の女性生殖器の悪性新生	
		物	C 57
		・胎盤の悪性新生物	C 58
		男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
		・陰茎の悪性新生物	C 60
		・前立腺の悪性新生物	C 61
		・精巣〈睾丸〉の悪性新生物	C 62
		・その他および部位不明の男性生殖器の悪性新生	0 02
		* との他のより命位へ始め方性土地品の志性利土 物	C 63
		 腎尿路の悪性新生物	C 64 — C 68
		・腎盂を除く腎の悪性新生物	C 64
		・腎盂の悪性新生物	C 65
		・尿管の悪性新生物	C 66
		・膀胱の悪性新生物	C 67
		・その他および部位不明の尿路の悪性新生物	C 68
		眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C 69 — C 72
		・眼および付属器の悪性新生物	C 69
			C 70
		・髄膜の悪性新生物	C 70 C 71
		・脳の悪性新生物	CII
		・脊髄、脳神経およびその他の中枢神経系の部位	0.70
		の悪性新生物	C72
		甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
		・甲状腺の悪性新生物	C73
		・副腎の悪性新生物	C 74
		・その他の内分泌腺および関連組織の悪性新生物	C 75
		部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
		・その他および部位不明確の悪性新生物	C 76
		・リンパ節の続発性および部位不明の悪性新生物	C77
		・呼吸器および消化器の続発性悪性新生物	C78
		・その他の部位の続発性悪性新生物	C 79
		・部位の明示されない悪性新生物	C 80
		リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81 - C96
		・ホジキン病	C81
		・ろ<濾>胞性 [結節性] 非ホジキンリンパ腫	C 82
		・びまん性非ホジキンリンパ腫	C 83
		・末梢性および皮膚 T 細胞リンパ腫	C 84
		・非ホジキンリンパ腫のその他および詳細不明の	
		型工作品供应用	C 85
		・悪性免疫増殖性疾患	C 88
		・多発性骨髄腫および悪性形質細胞性新生物	C 90
		・リンパ性白血病	C 91
		・骨髄性白血病	C 92
		・単球性白血病	C 93
		・細胞型の明示されたその他の白血病	C 94
		・細胞型不明の白血病	C 95
		・リンパ組織、造血組織および関連組織のその他	
		および詳細不明の悪性新生物	C 96
		独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C 97

疾病名	疾病の定義	分類項目	基本分類 コード
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な 血液供給の減少により、その関 連部分の心筋が壊死に陥った 疾病であり、原則として以下の 3項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心 電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時 的上昇	虚血性心疾患(I20-I25)のうち、 ・急性心筋梗塞 ・再発性心筋梗塞	I 21 I 22
脳卒中	脳血管の異常(脳組織の梗塞、 出血、ならびに頭蓋外部からの 塞栓が含まれる)により脳の血 液の循環が急激に障害される ことによって、24時間以上持続 する中枢神経系の脱落症状を 引き起こした疾病	脳血管疾患(I60-I69)のうち、 ・くも膜下出血 ・脳内出血 ・脳梗塞	I 60 I 61 I 63

表2 対象となる身体障害の状態

対象となる身体障害の状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

対色とかる目	身体障害の状態	
対象になるも	す 作品の 水窓	備考
耳の障害	両耳の聴力を全く永久に	(1)聴力の測定は、日本工業規格(昭和 57 年 8 月 14 日改定)
	失ったもの	に準拠したオージオメータで行います。
		(2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数 500・1,000・
		2,000 ヘルツに掛ける聴力レベルをそれぞれ a・b・c デシベ
		ルとしたとき、 $\frac{1}{4}$ (a + 2 b + c) の値が 90 デシベル以上 (耳
		介に接しても大声語を理解しえないもの)で回復の見込のな
		い場合をいいます。ただし、器質性難聴に限ります。
上・下肢の障害	1上肢を手関節以上で失	(1) 「上肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの
	ったもの	いずれかの場合をいいます。
		① 上肢を自分の力では全く動かすことができない状態で、
	1上肢の運動機能を全く	その回復の見込のない場合
	永久に失ったもの	② 上肢の3大関節(肩関節、肘関節および手関節)すべて
		について、自分の力では全く動かすことができず、かつ、
		他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、そ
	1上肢の3大関節中の2	の回復の見込のない場合
	関節の用を全く永久に失	(2) 「下肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの
	ったもの	いずれかの場合をいいます。
	1 下肢を足関節以上で失	① 下肢を自分の力では全く動かすことができない状態で、
	ったもの	その回復の見込のない場合
		② 下肢の3大関節(股関節、膝関節および足関節)すべて
	1 下肢の運動機能を全く	について、自分の力では全く動かすことができず、かつ、
	永久に失ったもの	他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、そ
	MAKA JIC OU	の回復の見込のない場合 (3) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれ
		(の) 「関助の用で主く水人に大力だもの」とは、 つきのいりれ かの場合をいいます。
	1下肢の3大関節中の2	」 カの場合をいいなす。 ① 関節について、自分の力では全く動かすことができず、
	関節の用を全く永久に失	かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態
	ったもの	で、その回復の見込のない場合
	0 33	② 人工骨頭または人工関節を挿入置換した場合
		ら ハエカ家のだいハエ内却で呼ん巨大した郷日

対象となる風	身体障害の状態	
	3117 E V 77/04	備考
内臓の障害	呼吸器の機能に著しい障害を永久に残し、酸素療法を受けたもの	(1) 「呼吸器の機能に著しい障害を永久に残し」とは、予測肺活量 1 秒率が20%以下または動脈血酸素分圧が50Torr以下で、歩行動作が著しく制限され、回復の見込のない場合をいいます。 (2) 「酸素療法を受けたもの」とは、日常的かつ継続的に行うことが必要と医師が認める酸素療法を、その開始日からその日を含めて180日間継続して受けたものをいいます。
	恒久的心臓ペースメーカ ーを装着したもの	(1) 心臓ペースメーカーを一時的に装着した場合は含みません。 (2) すでに装着した恒久的心臓ペースメーカーまたはその付属
	心臓に人工弁を置換したもの	品を交換する場合を除きます。 (1) 「人工弁を置換したもの」には、生体弁の移植を含みます。 (2) 人工弁を再置換する場合およびすでに人工弁を置換した部
	肝臓の機能に著しい障害 を永久に残したものまた は肝移植を受けたもの	位とは異なる部位に人工弁を置換する場合を除きます。 「肝臓の機能に著しい障害を永久に残し」とは、表Aのいずれ かの臨床所見が得られ、かつ、表Bの検査所見の判定基準をす べて満たす、回復の見込のない肝臓の機能低下をいいます。
		表 A 臨床所見 ・腹水貯留 ・食道静脈瘤
		表 B 検査所見 検 査 項 目 判 定 基 準 1. 血清アルブミン 3.5g/dl以下
	SQ att o All lay to A A A A A A A A A	2. 血小板 3. I C G試験15分血中停滞率 20%以上 (注) I C G試験が実施されないことで表Bの3の I C G試験15分血中停滞率が不明なときは、つぎの項目のうち 1 項目以上の判定基準を満たす場合に、表Bの3の I C G試験15分血中停滞率の判定基準を満たしたものとします。 項目 判定基準 血清総ビリルビン値 2.0mg/dℓ以上プロトロンビン活性値 70%以下肝性脳症 昏睡度 I 以上
	腎臓の機能を全く永久に 失い、人工透析療法また は腎移植を受けたもの	(1) 「腎臓の機能を全く永久に失い」とは、腎機能検査において内因性クレアチニンクリアランス値が30ml/分未満または血清クレアチニン濃度が3.0mg/dl以上で回復の見込のない場合をいいます。この場合、腎機能検査の結果は、人工透析療法または腎移植の実施前のものによります。 (2) 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法および腎移植後の人工透析療法を除きます。 (3) 自家腎移植および再移植を除きます。
	ぼうこうを全摘出し、かつ、人工ぼうこうを造設したもの 直腸を切断し、かつ、人	「人工ぼうこう」とは、空置した腸管に尿管を吻合し、その腸管を体外に開放し、ぼうこうの蓄尿および排尿の機能を代行するものをいいます。 (1) 「直腸を切断し」とは、直腸および肛門を一塊として摘出
	巨勝を切断し、ガン、人 工肛門を造設したもの	(ア) 「自勝を切断し」とは、自勝のよび肛門を一塊として摘出した場合をいいます。 (2) 「人工肛門」とは、腸管を体外に開放し、その腸管より腸内容を体外に排出するものをいいます。

表3 対象となる要介護状態

対象となる要介護状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

対象となる要介護状態

- (1) 別表 2 に定める公的介護保険制度における別表 3 に定める要介護 2 以上の状態に該当し、別表 4 に定める要介護認定において要介護 2 以上との認定を受けたもの
- (2) つぎのア. またはイ. のいずれかの状態に該当し、その状態が、該当した日からその日を含めて180日間継続したもの
 - ア. つぎの(ア)および(イ)のいずれにも該当する状態
 - (7) 寝返りまたは歩行の際に、それぞれ表 A に規定する介護を要する状態
 - (イ) 表Bの1から4までの項目に規定するいずれかの行為の際に、それぞれ表Bに規定する全面的な介護を要する 状態であり、かつ、その他1項目以上の行為の際に、それぞれ表Bに規定する全面的な介護を要する状態または 部分的な介護を要する状態
 - イ. つぎの(ア)および(イ)のいずれにも該当する状態
 - (7) 器質性認知症を原因として、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、表Cに規定する問題行動が5項目以上みられる状態
 - (4) 表Bの1から4までの項目に規定するいずれかの行為の際に、それぞれ表Bに規定する全面的な介護を要する 状態であり、かつ、その他1項目以上の行為の際に、それぞれ表Bに規定する全面的な介護を要する状態または 部分的な介護を要する状態

表Α

	介護を要する状態
寝返り	つぎのいずれかに該当する状態
(身体にふとん等をかけない状態で	(1) ベッド柵、ひも、バー、サイドレールにつかまっても、他人の介助なしでは
横たわったまま左右のどちらかに向	寝返りができない。
きを変えること)	(2) ベッド柵、ひも、バー、サイドレールにつかまらなければ、 1人で寝返りが
	できない。
歩行	つぎのいずれかに該当する状態
(歩幅や速度は問わず立った状態か	(1) 杖、義手、義足、歩行器等の補助用具、装具を用いても、歩行ができない。
ら 5 m以上歩くこと)	(2) 杖、義手、義足、歩行器等の補助用具、装具を用いたり、壁で手を支えたり
	しなければ歩行ができない。
(注)上記について、時間帯等によっ	って状況が異なる場合は、より頻回にみられる状況や日頃の状況にもとづくものと
します。	

表Β

項目	全面的な介護を要する状態	部分的な介護を要する状態
1. 入浴	つぎのいずれかに該当する状態	つぎのいずれかに該当する状態
	(1)介護者に抱えられなければ、一般家庭浴槽の出	(1) 1人では一般家庭浴槽の出入りをすることが
	入りをすることができない。	できず、介護者が支える、手を貸すなど部分的に
	(2) 自分では全く洗身(浴室内でスポンジやタオル	介助が必要である。
	などに石鹸等を付けて全身を洗うこと)を行うこ	(2) 洗身において、身体の一部を洗う、石鹸等を付
	とができない。	けるなど部分的に介助が必要である。
2. 排せつ	つぎのいずれかに該当する状態	
	(1) かなりの頻度で失禁してしまうので、おむつま	
	たは特別な器具を使用している。	
	(2) 自分では排尿、排便後に身体の汚れたところの	
	拭き取り始末ができない。	
	(3) 排尿、排便時に便器のまわり等を汚してしまう	
	ため、介護者が掃除をする必要がある。	

項目	全面的な介護を要する状態	部分的な介護を要する状態
3. 清潔	つぎのいずれかに該当する状態	つぎのいずれかに該当する状態
整容	(1) 自分では全く口腔清潔(はみがき・うがい等)	(1) 口腔清潔において、歯ブラシやうがいの水の用
12.0	を行うことができない。	意、歯磨き粉を歯ブラシに付けるなど部分的に介
	(2) 自分では全く洗顔を行うことができない。	助が必要である。
	(3) 自分では全く整髪を行うことができない。	(2) 洗顔において、タオルを用意する、衣服が濡れ
	(4) 自分では全くつめ切りを行うことができない。	ていないかの確認など部分的に介助が必要であ
		(3) 整髪において、くしやブラシの用意など部分的
		に介助が必要である。
		(4) つめ切りにおいて、右手のつめは自分で切れな
		い、足のつめは自分で切れないなど部分的に介助
		が必要である。
4. 衣服	つぎのいずれかに該当する状態	つぎのいずれかに該当する状態
の着脱	(1) 自分では全くボタンのかけはずしができない。	(1) ボタンのかけはずしの一部は自分で行ってい
92 2130	(2) 自分では全く上衣の着脱ができない。	るが、部分的に介助が必要である。
	(3) 自分では全くズボン、パンツ等の着脱ができな	(2) ト衣の着脱の一部は自分で行っているが、ト衣
	() ₀	を常に持っている、麻ひがある側の腕のみ着せる
	(4) 自分では全く靴下の着脱ができない。	など部分的に介助が必要である。
	(1) 23 213 2 (11) 1 3 2 2 2 3 3 3 3	(3) ズボン、パンツ等の着脱の一部は自分で行って
		いるが、最後に上まで上げるなど部分的に介助が
		必要である。
		(4) 靴下の着脱の一部は自分で行っているが、靴下
		を丸める、つま先だけはかせるなど部分的に介助
		が必要である。
(注) 上記は	」 こついて、時間帯等によって状況が異なる場合は、より	222 000

します。また、上記に規定する全面的な介護を要する状態および部分的な介護を要する状態には、運動機能の有

無にかかわらず、器質性認知症により該当する状態を含むものとします。

表C

表C
問 題 行 動
(1) ひどい物忘れがある。
(2) まわりのことに関心がない。
(3) 物を盗られたなど被害的になることがある。
(4) 作話をし周囲に言いふらすことがある。
(5) 実際にないものが見えたり、聞こえることがある。
(6) 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。
(7) 夜間不眠あるいは昼夜の逆転がある。
(8) 暴言や暴行を行うことがある。
(9) 絶えず独話や同じ話をくり返したり、口や物を使って周囲に不快な音をたてる。
(10) 周囲に迷惑となるような大声をだすことがある。
(11) 助言や介護に抵抗することがある。
(12) 目的もなく動き回ることがある。
(13) 自分がどこにいるか分からず、「家に帰る」等と言い落ち着きがないことがある。
(14) 外出すると迷子になることがある。
(15) 徘徊をすることがある。
(16) むやみに物を集めることがある。
(17) 火の始末や火元の管理ができないことがある。
(18) むやみに物や衣類を壊したり、破いたりすることがある。
(19) 所かまわず排せつをする、または、弄便等の不潔行為をすることがある。
(20) 異食行為がある。
(21) 周囲が迷惑している性的行動がある。
(注)上記に規定する問題行動がみられる状態とは、それぞれについて少なくとも 1 週間に 1 回以上の頻度でみられる

第2条 (保険料払込の免除の請求)

状態をいいます。

- 1. 保険料払込の免除事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに当会社に通知してください。
- 2. 保険契約者は、当会社に、請求に必要な書類(別表1)を提出して、保険料払込の免除を請求してください。
- 3. 第2項の規定にかかわらず、保険料払込の免除事由に該当し、かつ、主契約に付加されている特約(この特約を除き、以下「各特約」といいます。)において、つぎの各号のいずれかの保険金または年金の請求があった場合には、保険料払

込の免除について保険契約者から請求があったものとして取り扱います。

- (1) 特約特定疾病保険金
- (2) 特約障害保険金
- (3) 特約介護保険金
- (4) 第1回の特約特定疾病年金
- (5) 第1回の特約障害年金
- (6) 第1回の特約介護年金
- 4. 保険料払込の免除の請求については、主約款の保険金等の支払時期および支払場所の規定を準用します。

第3条(特約の締結)

- 1. 保険契約者は、主契約の契約日以後、当会社の定める取扱にもとづき、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。
- 2. 主契約の契約日後にこの特約を付加する場合、当会社は、保険証券を交付しません。

第4条(特約の責任開始期)

この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、当会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、当会社所定の金額を受け取った時(告知の前に受け取った場合には、告知の時)からこの特約上の責任を負います。

第5条(保険料率)

この特約が付加される場合、主契約および各特約には、この特約が付加される場合の保険料率を適用します。

第6条(特約の失効)

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第7条(特約の復活)

- 1. 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2. 当会社は、第1項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この 特約の復活の取扱をします。

第8条(告知義務)

当会社が、この特約の締結または復活の際、保険料払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、当会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

第9条(告知義務違反による解除)

- 1. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第8条(告知義務)の規定により当会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- 2. 当会社は、保険料払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、保険料の払込を免除しません。また、すでに保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
- 3. 第2項の規定にかかわらず、保険料払込の免除事由が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者また は被保険者が証明したときは、保険料の払込を免除します。
- 4. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者に通知します。
- 5. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、当会社は、解約等に伴う返還金があるときは、これと同額の返還金を保険契約者に支払います。

第10条(特約を解除できない場合)

当会社は、つぎのいずれかの場合には、第9条(告知義務違反による解除)の規定によるこの特約の解除をすることができません。ただし、第4号または第5号に規定する行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第8条(告知義務)の規定により当会社が告知を求めた事項のうち解除の原因となる事実について、事実を告げなかったと認められる場合または事実でないことを告げたと認められる場合には、第4号および第5号の規定は適用しません。

- (1) 当会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき
- (2) 当会社が、解除の原因があることを知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
- (3) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、保険料払込の免除事由が生じたときを除きます。
- (4) 当会社のためにこの特約の締結の媒介を行うことができる者(当会社のためにこの特約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第8条の告知のうち解除の原因

となる事実の告知をすることを妨げたとき

(5) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第8条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき

第11条 (重大事由による解除)

重大事由による解除の取扱については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第12条(特約の解約)

保険契約者は、保険料払込の免除事由(主約款に定める保険料払込の免除事由を含みます。)発生前に限り、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

第13条(特約の解約等に伴う返還金の取扱)

- 1. この特約が解約または解除されたときは、当会社は、つぎの第1号と第2号の差額を保険契約者に払い戻します。この場合、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、この場合の返還金をそれらの元利金の返済にあてます。
 - (1) この特約を付加した場合の主契約および各特約の解約返還金
 - (2) この特約を付加しない場合の主契約および各特約の解約返還金
- 2. この特約が付加された主契約が年一括払契約または半年一括払契約で、すでに保険料が払い込まれている主約款に定める保険料期間の中途でこの特約のみが消滅した場合、当会社は、この特約が消滅した日の直後に到来する月単位の契約応当日からその保険料期間の末日までの月数に応じたこの特約に対応する保険料の残額に相当する金額の返還金を保険契約者に支払います。この場合、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、この場合の返還金をそれらの元利金の返済にあてます。
- 3. この特約が付加された主契約が月払契約で、すでに保険料が払い込まれている主約款に定める保険料期間の中途でこの特約のみが消滅した場合でも、当会社は、その保険料期間のこの特約に対応する保険料を払い戻しません。

第14条(特約の消滅とみなす場合)

つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 主契約の保険金の支払事由が生じたとき
- (3) 主契約が払済保険に変更されたとき

第15条(主契約または各特約の更新限度となる最後の保険期間の満了日が変更された場合の取扱)

主契約または各特約の更新限度となる最後の保険期間の満了日が変更された場合には、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後のこの特約が付加される場合の主契約または各特約の保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、返還金をそれらの元利金の返済にあてます。

第16条(特約の契約者配当金)

この特約には契約者配当金はありません。

第17条 (法令等の改正等に伴う保険料払込の免除事由に関する規定の変更)

- 1. 当会社は、第1条(保険料払込の免除)第1項に規定する保険料払込の免除事由の(3)に関する規定(以下本項において「身体障害の状態による保険料払込の免除事由に関する規定」といいます。)にかかわる医療技術の変化があり、その変化が身体障害の状態による保険料払込の免除事由に関する規定に影響を及ぼすと認めたときは、主務官庁の認可を得て、この特約が付加される場合の保険料率を変更することなく身体障害の状態による保険料払込の免除事由に関する規定を変更することがあります。
- 2. 当会社は、第1条第1項に規定する保険料払込の免除事由の(4)に関する規定(以下本項において「要介護状態による保険料払込の免除事由に関する規定」といいます。)にかかわる法令等の改正があり、その改正が要介護状態による保険料払込の免除事由に関する規定に影響を及ぼすと認めたときは、主務官庁の認可を得て、この特約が付加される場合の保険料率を変更することなく要介護状態による保険料払込の免除事由に関する規定を変更することがあります。
- 3. 第1項または第2項の規定により、保険料払込の免除事由に関する規定を変更するときは、当会社は、保険料払込の 免除事由に関する規定を変更する日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

第18条 (管轄裁判所)

この特約における保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第19条(主約款の規定の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第20条(各特約の取扱)

各特約の特約条項における特約の保険料払込の免除に関する規定中「主約款」とあるのは「主約款または保険料払込免除特約条項(H25)」と読み替えます。ただし、「主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)」とあるのは「主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)または保険料払込免除特約条項(H25)」と読み替えます。

第21条 (主契約に付加されている5年ごと配当付定期保険特約、5年ごと配当付逓減定期保険特約または5年ごと配当付年金払定期保険特約の取扱)

主契約に付加されている5年ごと配当付定期保険特約、5年ごと配当付逓減定期保険特約または5年ごと配当付年金 払定期保険特約(以下本条において「5年ごと配当付定期保険特約等」といいます。)については、5年ごと配当付定期 保険特約等の特約条項の規定にかかわらず、5年ごと配当付定期保険特約等から5年ごと配当付養老保険特約または5年ごと配当付終身保険特約への変更(変更後の特約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合を除きます。)は取り扱いません。

第22条 (5年ごと配当付生存給付金付定期保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付生存給付金付定期保険に付加した場合には、主約款の規定にかかわらず、主契約の保険料払込が免除されている場合でも、更新を取り扱います。

第23条 (5年ごと配当付終身保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付終身保険に付加した場合には、主約款の規定にかかわらず、主契約の一部の5年ごと配当付養老保険特約への変更(変更後の特約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合を除きます。)は取り扱いません。

第24条 (無配当終身医療保険に付加した場合の特則)

この特約を無配当終身医療保険に付加した場合、主契約については、第13条(特約の解約等に伴う返還金の取扱)第 1項の差額はありません。

別表 1 請求書類

項 目	必 要 書 類			
保険料払込の免除	(1) 当会社所定の請求書(2) 当会社所定の様式による医師の診断書(3) 公的介護保険制度における要介護認定の結果を証する書類(公的介護保険制度における要介護認定を受けた場合)(4) 最終の保険料払込を証する書類(5) 保険証券			
(注) 当会社は、上記以	(注) 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。			

別表 2 公的介護保険制度

「公的介護保険制度」とは、介護保険法にもとづく介護保険制度をいいます。

別表3 要介護2以上の状態

「要介護2以上の状態」とは、平成11年4月30日厚生省令第58号「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」に定める要介護2から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

別表 4 要介護認定

「要介護認定」とは、介護保険法に定める要介護認定をいい、同法に定める要介護状態区分の変更の認定のうち、要介護2以上の状態以外の要介護状態区分からの変更の認定を含みます。

備 考

1. 責任開始期以後の疾病

「責任開始期以後の疾病」とは、その疾病(医学上重要な関係にある疾病を含みます。)について、責任開始期前につぎのいずれにも該当しない場合をいいます。

- (1) 被保険者が医師の診療を受けたことがある場合
- (2) 被保険者が健康診断等において異常の指摘(要経過観察の指摘を含みます。) を受けたことがある場合
- (3) 被保険者が自覚可能な身体の異常が存在した場合または保険契約者が認識可能な被保険者の身体の異常が存在した場合

2. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中の分類番号 F 11. 2、 F 12. 2、 F 13. 2、 F 14. 2、 F 15. 2、 F 16. 2、 F 18. 2、 F 19. 2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

3. 器質性認知症

- (1) 「器質性認知症」とは、つぎの①から③のすべてに該当する場合をいいます。
 - ① 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
 - ② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
 - ③ 平成21年3月23日総務省告示第176号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D 10(2003年版)準拠」(平成18年1月10日発行)に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるもの

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F 00
血管性認知症	F 01
ピック病の認知症	F 02. 0
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F 02. 1
ハンチントン病の認知症	F 02. 2
パーキンソン病の認知症	F 02. 3
ヒト免疫不全ウイルス [HIV] 病の認知症	F 02. 4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F 02. 8
詳細不明の認知症	F 03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの (F05) 中のせん妄、認知症に重	
なったもの	F 05. 1

厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10 (2003年版) 準拠」(平成18年 1月10日発行)以後に改訂された厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

(2) 前(1)の「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

4. 意識障害

「意識障害」とは、つぎのようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠(うとうとしているが、刺激により覚醒する状態)、中度の場合、昏眠(覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態)、高度の場合、昏睡(精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態)にわけられます。

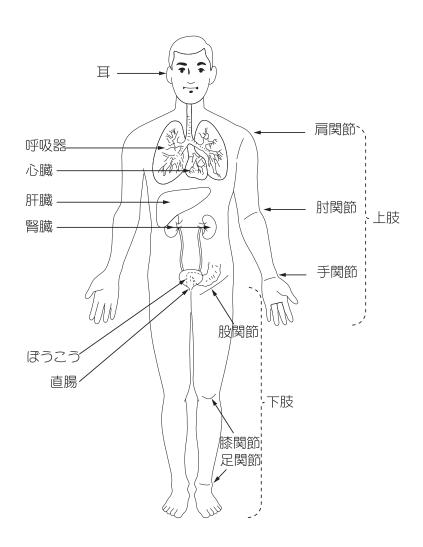
意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア(意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態)、せん妄(比較的高度の意識混濁 - 意識の程度は動揺しやすい - に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態)およびもうろう状態(意識混濁の程度は軽いが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態)などがあります。

5. 見当識障害

「見当識障害」とは、つぎのいずれかに該当する場合をいいます。

- (1) 時間の見当識障害
 - 季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
- (2) 場所の見当識障害
 - 今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
- (3) 人物の見当識障害
 - 日頃接している周囲の人の認識ができない。

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。



傷害特約 D 条項 目次

この特約の概要

笙	1	条	特約の型
70		$\boldsymbol{\pi}$	111111102

- 第2条 災害保険金および障害給付金の支払
- 第3条 災害保険金の支払に関する補則
- 第4条 障害給付金の支払に関する補則
- 第5条 災害保険金および障害給付金の請求、支払時期 および支払場所
- 第6条 特約の保険料払込の免除
- 第7条 特約の締結および責任開始期
- 第8条 特約の保険期間および保険料払込期間
- 第9条 特約の保険料の払込
- 第10条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第11条 特約の失効
- 第12条 特約の復活
- 第13条 告知義務
- 第14条 告知義務違反による解除
- 第15条 特約を解除できない場合
- 第16条 重大事由による解除
- 第17条 特約の解約
- 第18条 特約の返還金
- 第19条 特約の消滅とみなす場合
- 第20条 債権者等により特約が解約される場合の取扱
- 第21条 災害保険金額の減額
- 第22条 特約の更新
- 第23条 特約の契約者配当金
- 第24条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱
- 第25条 管轄裁判所
- 第26条 契約内容の登録
- 第27条 主約款の規定の準用
- 第28条 この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則
- 第29条 5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配 当付定期保険に付加した場合の特則
- 第30条 5年ごと配当付生存給付金付定期保険または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険に付加した場合の特則
- 第31条 5年ごと配当付逓増定期保険等に付加した場合 の特則

- 第32条 5年ごと配当付養老保険または5年ごと利差配 当付養老保険に付加した場合の特則
- 第33条 5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金 支払移行特約等を付加した場合または5年ごと 利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付年金 支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱
- 第34条 保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則
- 第35条 5年ごと配当付更新型終身移行保険または5年 ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した 場合の特則
- 第36条 5年ごと配当付更新型終身移行保険に5年ごと 配当付年金支払移行特約等を付加した場合また は5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に5 年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付加し た場合の特約の取扱
- 第37条 5年ごと配当付介護年金終身保障保険または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合の特則
- 第38条 5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱
- 第39条 5年ごと配当付終身医療保険または5年ごと利 差配当付終身医療保険に付加した場合の特則
- 第40条 主契約に保険料払込免除特約(H25)が付加されている場合の特則
- 第41条 更新前の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・ 妻型」または「本人・子型」の場合の特則(※)
- 第42条 契約日が平成22年3月1日以前の主契約に付加 した場合の特則
- 第43条 契約日が平成24年10月1日以前の主契約に付加 した場合の障害給付金の代理請求
 - (※) 契約日が平成22年3月2日以降のご契約の場合、適用されることのない条文であることから記載を省略しております。

傷害特約D条項

(平成26年9月18日改正)

(この特約の概要)

この特約は、つぎの給付を行うことを主な内容とするものです。

	給付の内容
災害保険金	主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の被保険者が不慮の事故または所定の感染症に
	よって死亡したときに支払います。
障害給付金	主契約の被保険者(第41条(更新前の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・
	子型」の場合の特則)の規定が適用される場合を除き、以下「被保険者」といいます。)が不慮
	の事故によって身体に所定の障害を受けたときに支払います。

第1条(特約の型)

この特約の型は、「本人型」とします。

第2条(災害保険金および障害給付金の支払)

この特約において支払う災害保険金および障害給付金はつぎのとおりです。

	災害保険金・障害給付金を支払 う場合(以下「支払事由」とい います。)	支払額	受取人	支払事由に該当しても災害保険金・障害給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
災害保険金	被保険者が、この特約の保険期間中につぎのいずれかに該当したとき (1) この特約の責任開始期(復活の取扱が行われた後は、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。)以後に発生した不慮の事故(別表2)による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日とをものす180日以内に死亡したとき (2) この特約の責任開始期以後に発病した所定の原因として死亡したとき	災害保険金額	主契約の死亡保険金受取人	つぎのいずれかにより左記の支払事由に該当したとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 災害保険金の受取人の故意または重大な過失 (3) 被保険金の受取人の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱
障害給付金	被保険者が、この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故(別表2)による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、この特約の保険期間中に、身体障害の種目および給付割合表(表1)に定めるいずれかの身体障害の状態に該当したとき	(1) 身体障害の状態が身体障害の種目および給付割合表(表1)の1から43の種目のいずれか1種目のみに該当する場合災害保険金額に、身体障害の種目および給付割合表のその該当する種目に対応する給付割合を乗じて得られる金額(2) 身体障害の状態が身体障害の種目および給付割合表(表1)の1から43の種目のうち2種目以上に該当する場合その該当する各種目ごと(身体の同一部位(表2)に生じた2種目以上の障害については、そのうち最も上位の種目のみ)に(1)の規定を適用して得られる金額の合計額	被保険者	つぎのいずれかにより左記の支払事由に該当したとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 地震、噴火または津波 (8) 戦争その他の変乱

表 1 身体障害の種目および給付割合表

等級	身体障害の種目			給付割合
第	1	両眼の視力を全く永久に失ったもの	⇒備考 1	
1	2	言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	⇒備考 4	
級	3	中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要す	⇒備考 6	
		るもの		
	4	つぎのいずれかに該当するもの	⇒備考7	100%
		(1)両上肢を手関節以上で失ったもの		
		(2) 両上肢の運動機能を全く永久に失ったもの		
		(3) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の運動機能を全く永久に失		
		ったもの		

等級		身体障害の種目		給付割合
	5	つぎのいずれかに該当するもの (1) 両下肢を足関節以上で失ったもの (2) 両下肢の運動機能を全く永久に失ったもの (3) 1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の運動機能を全く永久に失ったもの	⇒備考7	
	6	つぎのいずれかに該当するもの (1) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの (2) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の運動機能を全く永久に失った もの	⇒備考7	100%
学	7 8	1上肢の運動機能を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの 1上肢および1下肢の運動機能を全く永久に失ったもの	→備考7 →備考7	
第 2 級	9	つぎのいずれかに該当するもの (1) 10手指を失ったもの (2) 10手指の用を全く永久に失ったもの	⇒備考8	
	10	1 肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの	_	70%
	11	両耳の聴力を全く永久に失ったもの	⇒備考2	
第	12	1眼の視力を全く永久に失ったもの	⇒備考 1	
第 3 級	13	つぎのいずれかに該当するもの (1) 1上肢を手関節以上で失ったもの (2) 1上肢の運動機能を全く永久に失ったもの (3) 1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	⇒備考7	
	14	つぎのいずれかに該当するもの (1) 1下肢を足関節以上で失ったもの (2) 1下肢の運動機能を全く永久に失ったもの (3) 1下肢の3 大関節中の 2 関節の用を全く永久に失ったもの	⇒備考7	50%
	15	つぎのいずれかに該当するもの (1) 1手の5手指を失ったもの (2) 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの	⇒備考8	
	16	10足指を失ったもの	⇒備考 9	
	17	脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの 	⇒備考5	
第 4	18 19	両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの	→備考 1 →備考 4	
級	20	中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの	→備含 4 →備考 6	
	21	1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの	⇒備考7	
	22	1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の用を全く永久に失ったもの	⇒備考7	
	23	1 下肢が永久に 5 cm以上短縮したもの	_	
	24	つぎのいずれかに該当するもの (1) 1手の第 1指(母指) および第 2指(示指) を失ったもの (2) 1手の第 1指(母指) および第 2指(示指) のうち少なくとも 1手指を含 んで 3 手指以上を失ったもの	⇒備考8	30%
	25	つぎのいずれかに該当するもの (1) 1手の5手指の用を全く永久に失ったもの (2) 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全 〈永久に失ったもの	⇒備考8	
	26	10足指の用を全く永久に失ったもの	⇒備考 9	
L	27	1足の5足指を失ったもの	⇒備考 9	
第 5	28 29	1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの	⇒備考7 ⇒備考7	
級	30	つぎのいずれかに該当するもの (1) 1手の第1指(母指) または第2指(示指) を失ったもの (2) 1手の第1指(母指) または第2指(示指) を含んで2手指を失ったもの (3) 1手の第1指(母指) および第2指(示指) 以外の3手指を失ったもの 1手の第1指(母指) および第2指(示指) の用を全く永久に失ったもの	→備考 8 	15%
	32	1子の第「指(母指)のよび第2指(小指)の用を主く永久に失ったもの 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの	→佣号 8 →備考 9 →備考 2	
	34	1耳の聴力を全く永久に失ったもの	⇒備考2	

等級		身体障害の種目		給付割合
	35	鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの	⇒備考3	15%
	36	脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの	⇒備考 5	13/0
第	37	1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの	⇒備考7	
6	38	1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの	⇒備考7	
級	39	1 下肢が永久に 3 cm以上短縮したもの	_	
	40	つぎのいずれかに該当するもの	⇒備考8	
		(1)1手の第1指(母指)または第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの		
		(2) 1手の第1指(母指)または第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全		
		く永久に失ったもの		10%
		(3) 1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指または3手指の		
		用を全く永久に失ったもの		
	41	1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失っ	⇒備考8	
		たもの		
	42	1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの	⇒備考 9	
	43	1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	⇒備考 9	

備考

1. 眼の障害(視力障害)

- (1) 視力は、万国式試視力表により、1眼ずつ、矯正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 「視力に著しい障害を永久に残すもの」とは、視力が0.06以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (4) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

2. 耳の障害 (聴力障害)

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格(昭和57年8月14日改定)に準拠したオージオメータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000へルツにおける聴力レベルをそれぞれ $a \cdot b \cdot c$ デシベルとしたとき、 $\frac{1}{4}$ (a+2b+c) の値が90デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 「聴力に著しい障害を永久に残すもの」とは、上記(2)の $\frac{1}{4}$ (a+2b+c) の値が70デシベル以上(40cmをこえると話声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。

3. 鼻の障害

- (1) 「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。
- (2) 「鼻の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難または嗅覚脱失で回復の見込のない場合をいいます。

4. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、つぎの(ア)から(エ)までのうち3つ以上の状態に該当し、その回復の見込がない場合
 - (7) いずれの口唇音についても発音ができない状態
 - (イ) いずれの歯舌音についても発音ができない状態
 - (ウ) いずれの口蓋音についても発音ができない状態
 - (I) いずれの喉頭音についても発音ができない状態

□唇音	ま行音、ぱ行音、は行音、わ行音、ふ
歯舌音	な行音、た行音、だ行音、ら行音、さ行音、しゅ、し、ざ行音、じゅ
□蓋音	か行音、が行音、や行音、ひ、にゅ、ぎゅ、ん
喉頭音	は行音

- ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
- ③ 声帯全部の摘出により発音ができない場合
- (2) 「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意思の疎通が困難となり、その回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、口腔(舌を含みます。)の運動障害または欠損により、流動 食以外のものは摂取できない状態(流動食を摂取できない状態も含みます。)で、その回復の見込のない場合をい います。
- (4) 「そしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、口腔(舌を含みます。)の運動障害または欠損により、 かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込がない場合をいいます。

5. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱に著しい奇形を永久に残すもの」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部から見て明らかにわかる程度以上で回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「脊柱に著しい運動障害を永久に残すもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。
 - ① 頸椎について、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合
 - ② 胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された状態で、その回復の見込のない場合
- (3) 「脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの」とは、胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の3分の2以下に制限された状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

6. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器の障害

- (1) 「終身常に介護を要するもの」とは、つぎの1から8までの項目すべてについて、それぞれつぎに定める行為が自分ではできず、常に他人の介護を要する状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、つぎの1から8までの項目のほとんどについて、それぞれつぎに定める行為が自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

項目	行為
1. 食物の摂取	はし、スプーン、フォーク等を使用して食物を口の中に運ぶこと
2. 排便	洋式便器に座った状態で排便すること(便器に座るまでの行為は含みません。)
3. 排尿	洋式便器に座った状態で排尿すること(便器に座るまでの行為は含みません。)
4. 排便および排尿の後始末	排便および排尿後に身体の汚れたところを拭き取ること
5. 衣服の着脱	ボタンのない肌着および下着を着たり脱いだりすること
6. 起居	横になった状態から起き上がり、座位を保つこと
7. 歩行	立った状態から歩くこと
8. 入浴	一般家庭浴槽に出入りすること

7. 上・下肢の障害

- (1) 「上肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。
 - ① 上肢を自分の力では全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合
 - ② 上肢の3大関節(肩関節、肘関節および手関節)すべてについて、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合
- (2) 「下肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。
 - ① 下肢を自分の力では全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合
 - ② 下肢の3大関節(股関節、膝関節および足関節)すべてについて、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合
- (3) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。
 - ① 関節について、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合
 - ② 人工骨頭または人工関節を挿入置換した場合
- (4) 「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

8. 手指の障害

- (1) 手指の障害については、5 手指をもって 1 手として取り扱い、個々の指の障害につき、それぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。
 - ① 手指の末節の2分の1以上を失った場合
 - ② 手指の中手指節関節または近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合

9. 足指の障害

- (1) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
- (2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。
 - ① 第1指(母指)は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合
 - ② 中足指節関節または近位指節間関節(第 1 指(母指)にあっては指節間関節)のいずれかについて、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合

表 2 身体の同一部位

- (1) 1上肢については、肩関節以下すべて同一部位とします。
- (2) 1下肢については、股関節以下すべて同一部位とします。
- (3) 眼については、両眼を同一部位とします。
- (4) 耳については、両耳を同一部位とします。
- (5) 脊柱については、頸椎以下をすべて同一部位とします。
- (6) 表 1 の第 1 級の 4 の障害に該当する場合には、両上肢を同一部位とします。
- (7) 表 1 の第 1 級の 5 の障害に該当する場合には、両下肢を同一部位とします。
- (8) 表 1 の第 1 級の 6 もしくは 7 または第 2 級の 8 の障害に該当する場合には、 1 上肢と 1 下肢を同一部位とします。
- (9) 表 1の第2級の9の障害に該当する場合には、10手指を同一部位とします。
- (10) 表 1 の第 2 級の10の障害に該当する場合には、両上肢、両下肢または 1 上肢と 1 下肢をそれぞれ同一部位とします。
- (11) 表 1 の第 3 級の16または第 4 級の26の障害に該当する場合には、10足指を同一部位とします。

第3条(災害保険金の支払に関する補則)

- 1. 災害保険金の受取人を主契約の死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。
- 2. 当会社は、第2条(災害保険金および障害給付金の支払)の規定によって災害保険金を支払う場合に、第2条に規定する障害給付金について、つぎの各号のいずれかに該当する事実があるときは、災害保険金額にその該当する障害給付金の給付割合を乗じて得られる金額の合計額を、その災害保険金から差し引きます。
 - (1) 災害保険金の支払原因となった不慮の事故(別表2)と同一の不慮の事故による障害給付金をすでに支払っているとき
 - (2) 災害保険金の支払原因となった不慮の事故と同一の不慮の事故による障害給付金の支払請求を受け、まだ支払っていないとき
- 3. 第2条の規定によって災害保険金が支払われた場合には、その支払後に、災害保険金の支払原因となった不慮の事故 (別表2)と同一の不慮の事故による障害給付金の請求を受けても、当会社は、これを支払いません。
- 4. 災害保険金の受取人が故意または重大な過失により被保険者を死亡させた場合で、その受取人が災害保険金の一部の受取人であるときは、災害保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の災害保険金の受取人に支払います。
- 5. 被保険者が地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって死亡した場合には、当会社は、災害保険金を支払いません。ただし、その原因によって死亡した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、当会社は、その程度に応じ、災害保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

第4条(障害給付金の支払に関する補則)

- 1. 保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第2条(災害保険金および障害給付金の支払)の障害給付金の支払に関する規定にかかわらず、障害給付金の受取人は保険契約者とします。
- 2. 障害給付金の受取人を被保険者(第1項の規定が適用される場合には、保険契約者)以外の者に変更することはできません。
- 3. すでに身体障害の種目および給付割合表(表 1)に該当する身体障害のあった身体の同一部位(表 2)に新たな身体障害が生じたときは、つぎの第1号の給付割合から第2号の給付割合を差し引いて得られる割合を、その新たに生じた身体障害についての給付割合とし、第2条の障害給付金の支払額の規定を適用します。
 - (1) すでにあった身体障害(以下本項において「前障害」といいます。)を含めた新たな身体障害の状態が該当する最も 上位の種目に対応する給付割合
 - (2) 第1号の前障害の状態に対応する給付割合(2種目以上に該当する場合には、最も上位の種目に対応する給付割合)
- 4. この特約の保険期間の満了日(更新限度となる最後の保険期間の満了日をいいます。以下本項において同じ。)に、身体障害の状態(表 1 の身体障害の種目および給付割合表に定めるいずれかの状態をいいます。)のうち回復の見込がないことのみが明らかでない場合でも、その後もその障害の状態が継続し、かつ、その原因となった不慮の事故(別表2)の日からその日を含めて180日以内に回復の見込がないことが明らかになったときは、保険期間の満了日にその身体障害の状態に該当したものとみなして第2条の障害給付金の支払に関する規定を適用します。ただし、この特約の保険期間の満了日後に新たに生じた原因により、回復の見込がないこととなった場合を除きます。
- 5. 被保険者が地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって障害給付金の支払事由に該当した場合には、当会社は、障害給付金を支払いません。ただし、その原因によって障害給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、当会社は、その程度に応じ、障害給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

6. 第2条および本条第1項から第5項までの規定にかかわらず、この特約による障害給付金の支払は、その支払割合を 通算して100%をもって限度とします。

第5条(災害保険金および障害給付金の請求、支払時期および支払場所)

- 1. 災害保険金または障害給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに当会社に通知してください。
- 2. 災害保険金または障害給付金の受取人は、当会社に、請求に必要な書類(別表 1)を提出して、災害保険金または障害給付金を請求してください。
- 3. 本条の規定により災害保険金または障害給付金の請求を受けた場合、災害保険金および障害給付金の支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の規定を準用します。

第6条(特約の保険料払込の免除)

- 1. 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。
- 2. 第1項のほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (1) 主契約の保険料の払込方法(回数) が一時払のとき
 - (2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき

第7条(特約の締結および責任開始期)

- 1. この特約は、主契約締結の際、保険契約者の申出によって主契約に付加して締結します。
- 2. この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

第8条(特約の保険期間および保険料払込期間)

この特約の保険期間および保険料払込期間は、つぎの各号のとおりとします。ただし、主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合または主契約の保険料払込期間が終身の場合には、第2号の規定は適用しません。

- (1) この特約の保険期間を年満期で定めたとき
 - この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の責任開始期から被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とし、当会社所定の範囲内で定めます。
- (2) この特約の保険期間を歳満期で定めたとき
 - この特約の保険期間は、主契約の責任開始期から被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までとし、この特約の保険料払込期間の満了日は、主契約の保険料払込期間の満了日と同一とします。

第9条(特約の保険料の払込)

- 1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
- 2. 主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
- 3. 第1項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める契約応当日(月払契約の場合は 月単位の契約応当日、半年一括払契約の場合は半年単位の契約応当日、年一括払契約の場合は年単位の契約応当日)以 後その契約応当日の属する月の末日までにこの特約による災害保険金または障害給付金の支払事由が生じた場合には、 当会社は、災害保険金または障害給付金から未払込保険料を差し引きます。ただし、障害給付金が未払込保険料に不足 する場合には、保険契約者は、主約款に定める保険料払込の猶予期間の満了する時までに、その未払込保険料を払い込 んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、障害給付金を支払いません。
- 4. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払 込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- 5. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において 払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法(回数)にかかわらず年一括払保険料とし、当会社の定める取扱にもとづき、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
- 6. 第5項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
- 7. 第5項に規定する前納が行われなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。
- 8. 主約款の保険契約の消滅等における保険料の残額に相当する金額の支払に関する規定は、この特約の年一括払保険料 および半年一括払保険料について準用します。
- 9. 主契約の保険料の払込方法(回数)が月払の場合で、すでにこの特約の保険料が払い込まれている主約款に定める保険料期間の中途でつぎの各号のいずれかの事由が生じたときであっても、当会社は、その保険料期間に対応するこの特約の保険料を払い戻しません。
 - (1) この特約の消滅
 - (2) 災害保険金額の減額
 - (3) この特約の保険料払込の免除
- 10. 第9項の規定は、主契約の保険料の払込方法(回数)が月払の場合のこの特約の第1回保険料について準用します。

第10条 (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

1. 主約款に定める保険料払込の猶予期間中に、この特約による災害保険金または障害給付金の支払事由が発生した場合

には、当会社は、災害保険金または障害給付金から未払込保険料を差し引きます。

2. 障害給付金が第1項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する時までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、障害給付金を支払いません。

第11条(特約の失効)

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第12条 (特約の復活)

- 1. 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2. 当会社は、第1項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の復活の取扱をします。

第13条(告知義務)

当会社が、この特約の締結または復活の際、災害保険金もしくは障害給付金の支払事由または保険料払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、当会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

第14条(告知義務違反による解除)

- 1. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第13条(告知義務)の規定により当会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- 2. 当会社は、災害保険金もしくは障害給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除 することができます。この場合には、災害保険金もしくは障害給付金の支払または保険料払込の免除を行いません。ま た、すでに災害保険金または障害給付金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を 免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
- 3. 第2項の規定にかかわらず、災害保険金もしくは障害給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者、災害保険金の受取人または障害給付金の受取人が証明したときは、災害保険金もしくは障害給付金を支払い、または保険料の払込を免除します。
- 4. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者、災害保険金の受取人または障害給付金の受取人に通知します。
- 5. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、当会社は、解約返還金があるときは、これと同額の返還金を保険契約者に支払います。

第15条 (特約を解除できない場合)

当会社は、つぎのいずれかの場合には、第14条(告知義務違反による解除)の規定によるこの特約の解除をすることができません。ただし、第4号または第5号に規定する行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第13条(告知義務)の規定により当会社が告知を求めた事項のうち解除の原因となる事実について、事実を告げなかったと認められる場合または事実でないことを告げたと認められる場合には、第4号および第5号の規定は適用しません。

- (1) 当会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき
- (2) 当会社が、解除の原因があることを知った日の翌日からその日を含めて 1 か月を経過したとき
- (3) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、災害保険金もしくは障害給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じたときを除きます。
- (4) 当会社のためにこの特約の締結の媒介を行うことができる者(当会社のためにこの特約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第13条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
- (5) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第13条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき

第16条 (重大事由による解除)

- 1. 当会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者、災害保険金の受取人または障害給付金の受取人がこの特約の災害保険金もしくは障害給付金(保険料払込の免除を含みます。以下本項において同じ。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 - (2) この特約の災害保険金または障害給付金の請求に関し、その受取人(保険料払込の免除の請求については保険契約者)に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に 反する状態がもたらされるおそれがある場合

- (4) 保険契約者、被保険者、災害保険金の受取人または障害給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (7) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (I) 保険契約者、災害保険金の受取人または障害給付金の受取人が法人である場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 当会社の保険契約者、被保険者、災害保険金の受取人または障害給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする第1号から第4号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 2. 当会社は、災害保険金もしくは障害給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による災害保険金(第1項第4号の事由にのみ該当した場合で、第1項第4号の事由に該当したのが災害保険金の受取人のみであり、その災害保険金の受取人が災害保険金の一部の受取人であるときは、災害保険金のうち、その受取人に支払われるべき災害保険金。以下本号において同じ。)または障害給付金を支払いません。また、すでにその支払事由により災害保険金または障害給付金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求します。
 - (2) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険料払込の免除事由による保険料払込の免除を行いません。また、すでにその保険料払込の免除事由により保険料の払込を免除していたときは、当会社は、保険料の払込を免除しなかったものとします。
- 3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者、災害保険金の受取人または障害給付金の受取人に通知します。
- 4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、当会社は、解約返還金があるときは、これと同額の返還金を保険契約者に支払います。
- 5. 第4項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によってこの特約を解除した場合で、災害保険金の一部の受取人について第2項第1号の規定を適用し災害保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない災害保険金に対応する部分の解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。

第17条 (特約の解約)

保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

第18条 (特約の返還金)

- 1. この特約の解約返還金は、経過年月数(保険料払込中の特約において経過年月数が保険料の払込年月数をこえている場合は払込年月数)により計算します。ただし、この特約の保険期間を年満期で定めた場合には、この特約に対する解約返還金および責任準備金はありません。
- 2. この特約が解約または解除されたときは、当会社は、この特約の解約返還金を保険契約者に払い戻します。ただし、 主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返還金(第9条(特約の保険料 の払込)第8項の規定により支払われる返還金を含みます。)をそれらの元利金の返済にあてます。
- 3. この特約が第19条(特約の消滅とみなす場合)第1号の規定によって消滅した場合には、第2項の規定を準用します。 ただし、主約款の規定によって主契約の責任準備金を払い戻すときは、この特約の責任準備金を主約款の規定に準じて 払い戻します。
- 4. 第3項の規定にかかわらず、主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合には、この特約の解約返還金または 責任準備金の払戻はありません。
- 5. 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返還金は、主契約の解約返還金に加えません。

第19条(特約の消滅とみなす場合)

つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 主契約が払済保険に変更されたとき

第20条(債権者等により特約が解約される場合の取扱)

差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者によりこの特約が解約される場合のつぎの各号の取扱については、主約款の規定を準用します。

- (1) 解約の効力の発生
- (2) 特約の存続
- (3) 第1号により解約の効力が生じるまでまたは第2号により解約の効力が生じなくなるまでに、災害保険金または障害給付金の支払事由の発生によりこの特約が消滅する場合の取扱

第21条 (災害保険金額の減額)

1. 保険契約者は、いつでも、災害保険金額を減額することができます。ただし、減額後の災害保険金額は、当会社の定める金額以上であることを要します。

2. 第1項の規定によって、災害保険金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

第22条 (特約の更新)

- 1. この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とします。
- 2. 第1項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、当会社は、第1項の更新を取り扱いません。
 - (1) この特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳のとき
 - (2) この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえているとき
 - (3) 主契約の保険料の払込方法(回数) が一時払のとき
 - (4) この特約の保険期間を歳満期で定めたとき
- 3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、この特約は、当会社の定める取扱にもとづき、保険期間を変更して更新します。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳をこえるとき
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえるとき
 - (3) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新するとき
 - (4) 主契約の締結後にこの特約を付加した場合で、この特約の更新日が、主契約に付加されている他の特約の更新日と 同一であるとき
- 4. 保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。この場合、更新後のこの特約の保険期間は、当会社の定める取扱にもとづき、年満期または歳満期のいずれかによって定めるものとします。
- 5. 更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた主約款に定める保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条(特約の保険料の払込)第4項の規定を適用します。
- 6. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、 主約款に定める保険料の自動貸付の規定を準用します。
- 7. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了日までにつぎの各号のいずれかの事由が生じたときは、第9条第3項および第10条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。
 - (1) 災害保険金または障害給付金の支払事由
 - (2) 主契約の保険料払込の免除事由
 - (3) 主契約に付加されている特約の保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付の支払事由
- 8. 第5項から第7項までの規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、つぎの各 号のとおりとします。
 - (1) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法(回数) にかかわらず年一括払保険料とし、当会社の定める取扱にもとづき、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに第7項の規定を準用します。
 - (2) 更新日以後、猶予期間の満了日までに、第1号に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
- 9. この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。
 - (1) 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日からその日を含めて計算します。
 - (2) 更新後のこの特約には更新日における特約条項および保険料率が適用されます。
 - (3) 第2条(災害保険金および障害給付金の支払)、第3条(災害保険金の支払に関する補則)、第4条(障害給付金の支払に関する補則) および第15条(特約を解除できない場合)に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。
 - (4) 更新前のこの特約において告知義務違反による解除の事由があるときは、当会社は、更新後のこの特約を解除することができます。
 - (5) 当会社は、新たな保険証券を交付しません。
- 10. 更新日に当会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約にかえて、当会社所定の特約により、更新とみなして取り扱うことがあります。

第23条(特約の契約者配当金)

- 1. この特約の付加日(この特約が更新された場合には、直前の更新日)から所定年数を経過し、かつ、所定の条件を満たすこの特約に対して、契約者配当金を割り当てることがあります。
- 2. 第1項の規定によって割り当てた契約者配当金は、当会社の定める取扱にもとづき支払います。

第24条(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)

- 1. 主契約の保険料払込期間を短縮した場合には、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 特約の保険期間を年満期で定めたとき
 - この特約の保険期間の満了日が、短縮後の主契約の保険料払込期間の満了日をこえることとなるときは、当会社の 定める取扱にもとづき、この特約の保険期間を短縮することがあります。
 - (2) 特約の保険期間を歳満期で定めたとき

この特約の保険料払込期間を主契約の保険料払込期間にあわせて短縮します。

- 2. 主契約の保険料払込期間を延長した場合には、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 特約の保険期間を年満期で定めたとき
 - この特約の保険期間の満了日が、変更前の主契約の保険料払込期間の満了日と同一のときは、この特約の保険期間 もあわせて延長します。
 - (2) 特約の保険期間を歳満期で定めたとき
 - この特約の保険料払込期間を主契約の保険料払込期間にあわせて延長します。この場合、延長後のこの特約の保険料払込期間の満了日が、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日と同一となるときは、保険料払込期間の延長後のこの特約の保険期間は年満期で定められたものとして取り扱います。
- 3. 第1項第2号または第2項第2号の規定により、この特約の保険料払込期間が変更された場合には、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、返還金をそれらの元利金の返済にあてます。

第25条(管轄裁判所)

この特約における災害保険金、障害給付金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第26条 (契約内容の登録)

- 1. 当会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会(以下「協会」といいます。)に登録します。
 - (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)
 - (2) 災害保険金の金額
 - (3) 契約日(復活が行われた場合は、最後の復活の日。また、主契約の契約日後にこの特約を付加した場合は、この特約の付加の日。以下第2項において同じ。)
 - (4) 当会社名
- 2. 第1項の登録の期間は、契約日から5年(契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、5年と契約日から被保険者が満15歳に達する日までの期間のいずれか長い期間)以内とします。
- 3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます。) は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約(死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下本条において同じ。)の申込(復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。)を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- 4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、第3項によって連絡された内容を保険契約の承諾(復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。)の判断の参考とすることができるものとします。
- 5. 各生命保険会社等は、契約日(復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日。以下本項において同じ。)から5年(契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、5年と契約日から被保険者が満15歳に達する日までの期間のいずれか長い期間)以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- 6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、当会社または協会に照会することができます。 また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9. この特約を主契約の契約日後付加した場合は、主契約、特約死亡保険金のある特約または災害保険金もしくは災害割増保険金のある特約の契約内容の登録の期間は、主約款、特約死亡保険金のある特約または災害保険金もしくは災害割増保険金のある特約の規定にかかわらず、この特約の付加の日から5年(この特約の付加の日において被保険者が満15歳未満の場合は、5年とこの特約の付加の日から被保険者が満15歳に達する日までの期間のいずれか長い期間)以内とします。
- 10. 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法にもとづく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第27条(主約款の規定の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第28条 (この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則)

- 1. つぎの各号について主約款の規定を適用する場合には、この特約の解約返還金を、主契約の解約返還金に加えて取り扱います。
 - (1) 保険料の自動貸付
 - (2) 払済保険への変更

2. 第1項第1号の保険料の自動貸付は、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について行うものとします。

第29条 (5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者は、第7条(特約の締結および責任開始期)の規定によるほか、主契約更新の際にも被保険者の同意を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、当会社がこの特約付加の申込を承諾したときは、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
 - (7) この特約の第1回保険料を受け取った時(告知の前に受け取った場合には、告知の時)
 - (イ) 更新前にこの特約の第1回保険料を受け取り、かつ、告知を受けた場合には、更新の時
- (2) この特約の保険期間および保険料払込期間は、第8条(特約の保険期間および保険料払込期間)の規定にかかわらず、主契約の保険期間と同一とします。
- (3) 第2号の規定にかかわらず、主契約の保険期間の満3日の翌日における被保険者の保険年齢が85歳をこえることと なる場合には、この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の責任開始期から被保険者の保険年齢が85歳と なる年単位の契約応当日の前日までとします。
- (4) この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主契約と同時に更新されます。この場合にはつぎのとおりとします。
 - (7) 第22条(特約の更新)の規定は適用せず、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険期間および保険料払込期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (ウ) 災害保険金および障害給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (5) 第4号の規定により、この特約が更新される場合で、更新日に当会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約にかえて、当会社所定の特約により、更新とみなして取り扱うことがあります。
- (6) 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間および保険料払込期間の満了日が、主契約の保険期間の満了日をこえることとなるときは、その限度までこの特約の保険期間および保険料払込期間を短縮します。

第30条 (5年ごと配当付生存給付金付定期保険または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付生存給付金付定期保険または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険に付加した場合には、第29条(5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合の特則)第1号、第2号、第4号および第5号の規定を適用します。

第31条(5年ごと配当付逓増定期保険等に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付逓増定期保険、5年ごと配当付新種逓増定期保険、5年ごと利差配当付逓増定期保険または5年ごと利差配当付新種逓増定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「主契約の死亡保険金額」とあるのは「主契約の基本保険金額」と読み替えます。
- (2) 第29条(5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合の特則)第2号および第3号の規定は、本条の場合に適用します。

第32条 (5年ごと配当付養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間および保険料払込期間は、第8条(特約の保険期間および保険料払込期間)の規定にかかわらず、主契約の保険期間を限度とし、当会社所定の範囲内で定めます。
- (2) 主契約の保険期間または保険料払込期間を短縮した場合、この特約の保険期間および保険料払込期間の満了日が、主契約の保険期間または保険料払込期間の満了日をこえることとなるときは、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の保険期間および保険料払込期間を短縮することがあります。
- (3) この特約の保険期間および保険料払込期間の満了日が主契約の保険期間または保険料払込期間の満了日と同一の場合で、主契約の保険期間または保険料払込期間を延長したときは、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の保険期間および保険料払込期間を延長することがあります。

第33条(5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保 険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱)

- 1. 5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 主契約の全部について5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用したときは、つぎのとおりとします。
 - (7) 特約の保険期間を年満期で定めたとき

特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第8条(特約の保険期間および保険料払込期間)の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。

- (イ) 特約の保険期間を歳満期で定めたとき
 - (a) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳に満た

ないときは、この特約の保険期間は、第8条の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。

- (b) 前(a)により、この特約の保険期間が変更された場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受します。
- (ウ)第2条(災害保険金および障害給付金の支払)の災害保険金の支払に関する規定、第41条(更新前の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則)第9号の災害保険金の支払に関する規定および第43条(契約日が平成24年10月1日以前の主契約に付加した場合の障害給付金の代理請求)中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「保険契約者」と、第4条(障害給付金の支払に関する補則)第1項ならびに第41条第10号および第15号中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日前の主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。
- (2) 主契約の一部について5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用した場合で、5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用しない終身保険部分(残存する死亡保障部分をいいます。以下同じ。)が消滅したときは、つぎのとおりとします。
 - (7) 特約の保険期間を年満期で定めたとき 特約年金の種類が確定年金であるときは、第1号(7)の規定を適用します。
 - (イ) 特約の保険期間を歳満期で定めたとき 特約年金の種類が確定年金であるときは、第1号(イ)(a)および(b)の規定を適用します。
 - (ウ) 第2条の災害保険金の支払に関する規定、第41条第9号の災害保険金の支払に関する規定および第43条中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「保険契約者」と、第4条第1項ならびに第41条第10号および第15号中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用しない終身保険部分の消滅時の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。
- 2. 5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 本特約条項中「被保険者」とあるのは5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移 行特約条項中「第1被保険者」をいいます。
 - (2) 第1号の規定にかかわらず、第41条の規定が適用される場合には、本特約条項中「主契約の被保険者」とあるのは5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項中「第1被保険者」をいいます。
 - (3) 第1被保険者が死亡したときは、この特約は消滅します。
 - (4) 主契約の全部について5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項を適用したときは、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約」と読み替えて第1項第1号(ウ)の規定を適用します。
 - (5) 主契約の一部について5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項を適用した場合で、5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項を適用しない終身保険部分(残存する死亡保障部分をいいます。)が消滅したときは、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項」と読み替えて第1項第2号(ウ)の規定を適用します。
- 3. 5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付介護割増年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約(H13)を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 主契約の全部について5年ごと配当付介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約条項(H13)を適用したときは、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付介護割増年金移行特約または5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約(H13)」と読み替えて第1項第1号(ウ)の規定を適用します。
 - (2) 主契約の一部について5年ごと配当付介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約条項(H13)を適用した場合で、5年ごと配当付介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約条項(H13)を適用しない終身保険部分(残存する死亡保障部分をいいます。)が消滅したときは、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約条項(H13)」と読み替えて第1項第2号(ウ)の規定を適用します。
- 4. 5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約(H13)を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 本特約条項中「被保険者」とあるのは5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項(H13)中「第1被保険者」をいいます。
 - (2) 第1号の規定にかかわらず、第41条の規定が適用される場合には、本特約条項中「主契約の被保険者」とあるのは5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項(H13)中「第1被保険者」をいいます。
 - (3) 第1被保険者が死亡したときは、この特約は消滅します。
 - (4) 主契約の全部について5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項(H13)を適用したときは、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約(H13)」と読み替えて第1項第1号(ウ)の規定を適用します。

- (5) 主契約の一部について5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項(H13)を適用した場合で、5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項(H13)を適用しない終身保険部分(残存する死亡保障部分をいいます。)が消滅したときは、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項(H13)」と読み替えて第1項第2号(ウ)の規定を適用します。
- 5. つぎの各号の場合には、第18条(特約の返還金)第4項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは「被保険者が死亡した場合」と読み替えます。
 - (1) 主契約の全部について、つぎのいずれかの特約条項を適用したとき
 - (ア) 5年ごと配当付年金支払移行特約条項
 - (イ) 5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項
 - (ウ) 5年ごと配当付介護割増年金移行特約条項
 - (I) 5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項
 - (オ) 5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項
 - (カ) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項
 - (‡) 5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約条項(H13)
 - (ク) 5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項(H13)
 - (2) 主契約の一部について、第1号(?)から(ク)までのいずれかの特約条項を適用した場合で、これらの特約条項を適用しない終身保険部分(残存する死亡保障部分をいいます。)が消滅したとき

第34条(保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険に 付加した場合の特則)

- 1. 5年ごと配当付終身保険または5年ごと利差配当付終身保険の主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の 払込を完了する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約の保険期間の満了日が、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日以外のときは、被保 険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日まで、この特約の保険期間を延長します。
 - (2) 第1号の規定にかかわらず、この特約の更新日と保険料の払込完了日が同一の場合、第22条(特約の更新)第2項 および第3項中「主契約の保険料払込期間の満3日」とあるのは「保険料の払込完了日の前日」と読み替えて、第22 条第1項から第3項まで、第9項および第10項の規定を適用します。
 - (3) 保険料の払込完了日以後において払い込むべきこの特約の保険料は、当会社の定める取扱にもとづき、保険料の払 込完了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
 - (4) 第3号に定める金額の払込については、保険料の払込完了特則適用前の主契約の保険料の払込方法(回数)に応じて、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
- (5) 第3号に定める金額が払い込まれなかったときは、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- 2. 保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の全部について5年ごと配当付年金支払移行特約条項を適用した場合または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の全部について5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用した場合には、第1項中「保険料の払込完了日」とあるのは「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日」と、「保険料の払込完了特則」とあるのは「5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」と読み替えて第1項第1号から第5号までの規定を適用します。
- 3. 保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加し、主契約の全部について5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項を適用した場合または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加し、主契約の全部について5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項を適用した場合には、第1項中「保険料の払込完3日」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約の締結日」と、「保険料の払込完3特則」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項」と読み替えて第1項第1号から第5号までの規定を適用します。
- 4. 第6条(特約の保険料払込の免除)の規定によるほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (1) 主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了した場合で、保険料の払込完了日以後のとき
 - (2) 保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金支払移行特約もしくは5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約もしくは5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合で、これらの特約の締結日以後のとき

第35条 (5年ごと配当付更新型終身移行保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付更新型終身移行保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合には、 つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第19条(特約の消滅とみなす場合)第1号中「主契約が解約その他の事由によって消滅したとき」とあるのは「主契約が解約その他の事由によって消滅したとき(主契約の保険金支払事由が発生したために主契約のうち保険金に対応する部分が消滅したときを含みます。)」と読み替えます。
- (2) この特約が主契約の終身保障への移行と同時に更新された場合で、更新日以後のときにも、主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

- (3) 保険契約者は、第7条(特約の締結および責任開始期)の規定によるほか、主契約更新の際にも被保険者の同意を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、当会社がこの特約付加の申込を承諾したときは、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
 - (7) この特約の第1回保険料を受け取った時(告知の前に受け取った場合には、告知の時)
 - (イ) 更新前にこの特約の第1回保険料を受け取り、かつ、告知を受けた場合には、更新の時
- (4) この特約の保険期間および保険料払込期間は、第8条(特約の保険期間および保険料払込期間)の規定にかかわらず、つぎのとおりとします。
 - (7) この特約の保険期間を年満期で定めたとき この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) この特約の保険期間を歳満期で定めたとき この特約の保険期間は、主契約の責任開始期から被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までとし、この特約の保険料払込期間の満了日は、主契約の指定年齢到達日の前日と同一とします。
- (5) 第4号(1)の規定により、保険期間を歳満期で定めたこの特約を主契約に付加して締結した場合には、つぎのとおりとします。
 - (7) 主契約の指定年齢を変更した場合には、この特約の保険料払込期間もこれにあわせて変更します。
 - (イ) 前(ア)により、この特約の保険料払込期間が変更された場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、返還金をそれらの元利金の返済にあてます。
- (6) この特約の保険期間が満了する場合で、かつ、主約款の規定により主契約が更新される場合には、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主契約と同時に更新されます。この場合にはつぎのとおりとします。
 - (7) 第22条(特約の更新)の規定は適用せず、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険期間および保険料払込期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (ウ) 前(イ)のほか、保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。この場合、更新後のこの特約の保険期間は、歳満期で定めるものとします。
 - (I) 災害保険金および障害給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (7) この特約の保険期間が満了する場合で、かつ、主約款の規定により主契約が終身保障に移行される場合には、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主契約の終身保障への移行と同時に更新されます。この場合にはつぎのとおりとします。
 - (7) この特約の保険期間および保険料払込期間は、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までとします。
 - (4) この特約の保険料は、年一括払保険料とし、当会社の定める取扱にもとづき、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに第22条第7項の規定を準用します。
 - (ウ) 更新日以後、猶予期間の満了日までに、前(イ)に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
- (8) 第6号または第7号の規定により、この特約が更新される場合で、更新日に当会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約にかえて、当会社所定の特約により、更新とみなして取り扱うことがあります。

第36条 (5年ごと配当付更新型終身移行保険に5年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱)

- 1. 5年ごと配当付更新型終身移行保険に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約の保険期間を年満期で定めたときは、つぎのとおりとします。
 - (7) この特約は、5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日に更新されたものとし、第35条(5年ごと配当付更新型終身移行保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合の特則)第7号および第8号の規定を準用します。
 - (4) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第35条第7号(7)の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。
 - (2) この特約の保険期間を歳満期で定めたときは、つぎのとおりとします。
 - (7) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第35条第4号の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。
 - (イ) 前(ア)により、この特約の保険期間が変更された場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受します。
 - (3) 第2条(災害保険金および障害給付金の支払)の災害保険金の支払に関する規定、第41条(更新前の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則)第9号の災害保険金の支払に関する規定および第43条(契約日が平成24年10月1日以前の主契約に付加した場合の障害給付金の代理請求)中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「保険契約者」と、第4条(障害給付金の支払に関する補則)第1項ならびに第41条第10号および第15号中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日前の主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。
- 2. 5年ごと配当付更新型終身移行保険に5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付更

新型終身移行保険に5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「被保険者」とあるのは5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移 行特約条項中「第1被保険者」をいいます。
- (2) 第1号の規定にかかわらず、第41条の規定が適用される場合には、本特約条項中「主契約の被保険者」とあるのは5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項中「第1被保険者」をいいます。
- (3) 第1被保険者が死亡したときは、この特約は消滅します。
- (4) この特約の保険期間を年満期で定めた場合、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約」と読み替えて第1項第1号(7)の規定を適用します。
- (5) 第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約」と読み替えて第1項第3号の規定を適用します。
- 3. 5年ごと配当付更新型終身移行保険に5年ごと配当付介護割増年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約(H13)を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約の保険期間を年満期で定めた場合、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付介護割増年金移行特約または5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約(H13)」と読み替えて第1項第1号(7)の規定を適用します。
 - (2) 第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付介護割増年金移行特約または5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約(H13)」と読み替えて第1項第3号の規定を適用します。
- 4.5年ごと配当付更新型終身移行保険に5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約(H13)を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 本特約条項中「被保険者」とあるのは5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項(H13)中「第1被保険者」をいいます。
 - (2) 第1号の規定にかかわらず、第41条の規定が適用される場合には、本特約条項中「主契約の被保険者」とあるのは5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項(H13)中「第1被保険者」をいいます。
 - (3) 第1被保険者が死亡したときは、この特約は消滅します。
 - (4) この特約の保険期間を年満期で定めた場合、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約(H13)」と読み替えて第1項第1号(ア)の規定を適用します。
 - (5) 第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約(H13)」と読み替えて第1項第3号の規定を適用します。
- 5. 第1項から第4項までの場合、第18条(特約の返還金)第4項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは「被保険者が死亡した場合」と読み替えます。

第37条 (5年ごと配当付介護年金終身保障保険または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付介護年金終身保障保険または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条(災害保険金および障害給付金の支払)の災害保険金の支払に関する規定、第41条(更新前の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則)第9号の災害保険金の支払に関する規定および第43条(契約日が平成24年10月1日以前の主契約に付加した場合の障害給付金の代理請求)中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。
- (2) 第4条(障害給付金の支払に関する補則)第1項ならびに第41条第10号および第15号中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、主契約の介護年金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。
- (3) 第18条(特約の返還金)第4項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは、主契約の第1回の介護年金の支払日前においては「主約款の規定によって主契約の死亡給付金を支払う場合」、第1回の介護年金の支払日以後においては「被保険者が死亡した場合」と読み替えます。
- (4) 主契約の保険料払込期間が終身の場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (7) 主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了する場合には、第34条(保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則)第1項第1号から第5号までの規定を適用します。
 - (イ) 第6条(特約の保険料払込の免除)の規定によるほか、つぎの場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (a) 主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了した場合で、保険料の払込完了日以後のとき
 - (b) 保険料払込期間が終身の5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付年金支払移行特約もしくは5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付介護年金終身

保障保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約もしくは5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合で、これらの特約の締結日以後のとき

(5) 第43条第2号(7)中「主契約に付加されている特約」とあるのは「主契約」と読み替えます。

第38条(5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合または5年ごと利差 配当付介護年金終身保障保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱)

- 1. 5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約の保険期間を年満期で定めたときは、つぎのとおりとします。

特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第8条(特約の保険期間および保険料払込期間)の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。

- (2) この特約の保険期間を歳満期で定めたときは、つぎのとおりとします。
 - (7) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第8条の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。
 - (イ) 前(ア)により、この特約の保険期間が変更された場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受します。
- (3) 保険料払込期間が終身の5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加した場合または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合には、第34条(保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則)第1項中「保険料の払込完了日」とあるのは「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日」と、「保険料の払込完了特則」とあるのは「5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」と読み替えて第34条第1項第1号から第5号までの規定を適用します。
- (4) 第2条(災害保険金および障害給付金の支払)の災害保険金の支払に関する規定、第41条(更新前の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則)第9号の災害保険金の支払に関する規定および第43条(契約日が平成24年10月1日以前の主契約に付加した場合の障害給付金の代理請求)中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「保険契約者」と、第4条(障害給付金の支払に関する補則)第1項ならびに第41条第10号および第15号中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日前の主契約の介護年金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。
- 2. 5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 本特約条項中「被保険者」とあるのは5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移 行特約条項中「第1被保険者」をいいます。
 - (2) 第1号の規定にかかわらず、第41条の規定が適用される場合には、本特約条項中「主契約の被保険者」とあるのは5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項中「第1被保険者」をいいます。
 - (3) 第1被保険者が死亡したときは、この特約は消滅します。
 - (4) 保険料払込期間が終身の5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、第34条第1項中「保険料の払込完了日」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約の締結日」と、「保険料の払込完了特則」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項」と読み替えて第34条第1項第1号から第5号までの規定を適用します。
 - (5) 第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約」と読み替えて第1項第4号の規定を適用します。
- 3. 第1項および第2項の場合、第18条(特約の返還金)第4項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは「被保険者が死亡した場合」と読み替えます。

第39条(5年ごと配当付終身医療保険または5年ごと利差配当付終身医療保険に付加した場合の特則)

- 1. この特約を5年ごと配当付終身医療保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 第2条(災害保険金および障害給付金の支払)の災害保険金の支払に関する規定、第41条(更新前の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則)第9号の災害保険金の支払に関する規定および第43条(契約日が平成24年10月1日以前の主契約に付加した場合の障害給付金の代理請求)中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。
 - (2) 第4条(障害給付金の支払に関する補則)第1項ならびに第41条第10号および第15号中「高度障害保険金」とあるのは「災害入院給付金および疾病入院給付金」と読み替えます。
 - (3) 第18条(特約の返還金) 第4項中「保険金」とあるのは「死亡給付金」と読み替えます。
 - (4) 第28条(この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則)第1項の規定にかかわらず、主契約について主約款の保険料の自動貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返還金を、保険料の自動貸付の限度として主約款に定める額に加えて取り扱います。

- 2. この特約を5年ごと利差配当付終身医療保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 第4条第1項ならびに第41条第10号および第15号中「高度障害保険金」とあるのは「入院給付金」と読み替えます。
 - (2) 第1項第1号、第3号および第4号の規定は、本項の場合に適用します。

第40条(主契約に保険料払込免除特約(H25)が付加されている場合の特則)

主契約に保険料払込免除特約(H25)が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第18条(特約の返還金)第1項の規定は適用せず、この特約の解約返還金は、経過年月数(保険料払込中の特約に おいて経過年月数が保険料の払込年月数をこえている場合は払込年月数)により計算します。
- (2) この特約の保険期間を年満期で定めた場合で、つぎのいずれかの規定により、この特約の保険期間が変更されたときは、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (7) 第24条(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)
 - (イ) 第29条(5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合の特則)
 - (ウ) 第32条(5年ごと配当付養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則)
 - (I) 第33条(5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱)
 - (オ) 第34条(保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則)
- (3) 第2号(7)または(ウ)の場合、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、返還金をそれ らの元利金の返済にあてます。

第41条(更新前の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則)

(記載省略)

第42条 (契約日が平成22年3月1日以前の主契約に付加した場合の特則)

この特約を契約日が平成22年3月1日以前の主契約に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「半年一括払」とあるのは「半年払」と、「年一括払」とあるのは「年払」と読み替えます。
- (2) 第9条(特約の保険料の払込)第8項の規定は適用しません。
- (3) 第9条第9項および第10項の規定は、この特約の年払保険料および半年払保険料について準用します。
- (4) 第18条(特約の返還金)第1項の規定にかかわらず、この特約の解約返還金は、保険料払込中の特約についてはその保険料の払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。ただし、この特約の保険期間を年満期で定めた場合には、この特約に対する解約返還金および責任準備金はありません。

第43条 (契約日が平成24年10月1日以前の主契約に付加した場合の障害給付金の代理請求)

この特約を契約日が平成24年10月1日以前の主契約に付加した場合の障害給付金の代理請求については、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 被保険者の身体障害の状態が身体障害の種目および給付割合表(表 1) の第 1級に該当した場合で、障害給付金の受取人が障害給付金を自ら請求できないつぎのいずれかに該当する特別な事情があるときは、第 2 号に定める者が、請求に必要な書類(別表 1) および特別な事情を示す書類(別表 1) を提出して、障害給付金の受取人の代理人として障害給付金を請求することができます。ただし、障害給付金の受取人が法人である場合を除きます。
 - (7) 障害給付金の請求を行う意思表示が困難であると当会社が認めた場合
 - (4) その他前(7)に準じる状態であると当会社が認めた場合
- (2) 第1号の規定により障害給付金の受取人の代理人として障害給付金を請求することができる者はつぎの者とします。ただし、故意に障害給付金の支払事由を生じさせた者または故意に障害給付金の受取人を第1号(?)または(イ)に定める状態に該当させた者を除きます。
 - (7) 主契約に付加されている特約において指定代理請求人があらかじめ指定されているときは、その者。ただし、請求時において、被保険者と同居しまたは生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者または3親等内の親族に限ります。
 - (4) 前(7)に該当する者がいない場合には、請求時において、被保険者と同居しまたは生計を一にしている主契約の死亡保険金受取人(主契約の死亡保険金受取人が死亡したことにより、主約款の規定にもとづき、主契約の死亡保険金受取人となった者を除きます。)
- (3) 指定代理請求人の指定もしくは変更または主契約の死亡保険金受取人の変更が行われた場合には、つぎのとおりとします。
 - (7) 指定代理請求人の指定または変更が行われた場合、指定または変更前に支払事由が生じた障害給付金については、第1号および第2号の規定による請求は取り扱いません。
 - (イ) 主契約の死亡保険金受取人の変更が行われた場合、変更前に支払事由が生じた障害給付金については、変更後の 主契約の死亡保険金受取人による障害給付金の受取人の代理人としての請求は取り扱いません。
- (4) 本条の規定により障害給付金を請求する場合、第2号(1)に該当する主契約の死亡保険金受取人が2人以上のときは、当該受取人は共同して請求してください。
- (5) 本条の規定により当会社が障害給付金を障害給付金の受取人の代理人に支払ったときは、その後障害給付金の請求 を受けても、当会社は、これを支払いません。
- (6) 本条の規定により障害給付金の請求を受けた場合、障害給付金の支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

別表 1 請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	災害保険金	 (1) 当会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 医師の死亡診断書または死体検案書(ただし、当会社が必要と認めた場合は当会社所定の様式による医師の死亡証明書) (4) 当該被保険者の死亡事実が記載された住民票(ただし、当該被保険者が主契約の被保険者以外の場合、または当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (5) 災害保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類
2	障害給付金	(7) 保険証券 (1) 当会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 当会社所定の様式による医師の診断書 (4) 当該被保険者の住民票(ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当該被保険者が主契約の被保険者以外の場合は戸籍抄本) (5) 障害給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
3	障害給付金 の代理請求	(1) 当会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 当会社所定の様式による医師の診断書 (4) 障害給付金の受取人が障害給付金を自ら請求できない特別な事情を示す書類 (5) 主契約の被保険者および代理人の戸籍抄本 (6) 代理人の住民票と印鑑証明書 (7) 主契約の被保険者または代理人の健康保険証の写し (8) 最終の保険料払込を証する書類 (9) 保険証券
()	主)当会社は、上記以外の	D書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは表Aの定義による急激かつ偶発的な外来の事故とします。ただし、表Aの定義をすべて満たす場合であっても、表Bに掲げるものは対象となる不慮の事故に該当しません。

表A 急激・偶発・外来の定義

急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性または持続性
	が認められるものは該当しません。)
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者の故意にもとづかず、かつ、被保険者にとって予見できな
	いことをいいます。
外来	事故および事故の原因が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(疾病や疾病に起因する外因等
	身体の内部に原因があるものは該当しません。)

表B 不慮の事故に該当しないもの

0.			
疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪した場合			
における、その軽微な外因			
疾病の診断または治療を目的とした医療行為、処置および医薬品等の使用による有害作用(い			
ずれも患者の行った場合を含みます。)			
疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸			
入または嚥下による気道閉塞または窒息			
つぎに掲げるもの			
(1) 気象条件による過度の高温(熱中症(日射病、熱射病)等の原因となったもの)			
(2) 高圧、低圧および気圧の変化(高山病、航空病、潜水病等の原因となったもの)			
(3) 食料、水分の不足(飢餓、脱水症等の原因となったもの)			
(4) 身体の動揺(乗り物酔い等の原因となったもの)、騒音、振動			
過度の肉体行使、レクリエーションその他の活動における過度の運動			
つぎに掲げるもの			
(1) 接触皮膚炎の原因となった洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質の作用			
(2) アレルギー、皮膚炎等の原因となった外用薬の作用または薬物接触			
(3) 細菌性の食中毒またはアレルギー性、中毒性の胃腸炎もしくは大腸炎等の原因となった飲			
食物等の摂取			
司法当局の命令により執行されたすべての処刑			

備 考

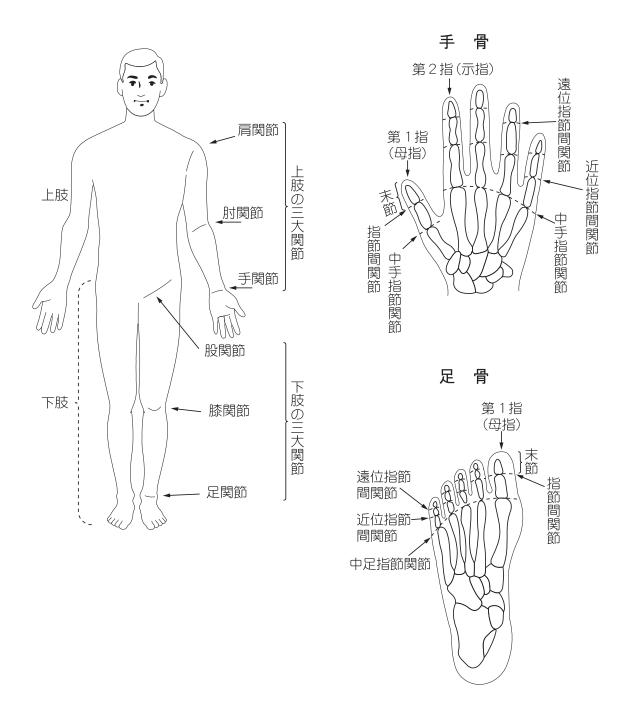
NH , C	
該当例	非該当例
つぎのようなものは、表Aの定義をすべて満たす場合に、	つぎのようなものは、表Aの定義のいずれかを満たさない
急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。	ため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。
• 交通事故	・公害
・転落、転倒	・職業病の原因となったもの
・火災	・自殺および自傷行為
・溺水	・感染症
· 窒息	・疾病の症状に起因する入浴中の溺水

別表3 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10 (2003年版) 準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A 20
ジフテリア	A 36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A 80
ラッサ熱	A 96. 2
クリミヤ・コンゴ出血熱	A 98. 0
マールブルグウイルス病	A 98. 3
エボラウイルス病	A 98. 4
痘瘡	B 03
重症急性呼吸器症候群 [SARS]	∪04
(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。



新総合医療特約D条項(H22) 目次

この特約の概要

第	1	条	入院給付金の支払限度の型

第2条 給付金の支払

第3条 災害入院給付金の支払に関する補則

第4条 疾病入院給付金の支払に関する補則

第5条 手術給付金の支払に関する補則

第6条 放射線治療給付金の支払に関する補則

第7条 骨髄ドナー給付金の支払に関する補則

第8条 給付金の請求、支払時期および支払場所

第9条 特約の保険料払込の免除

第10条 特約の締結および責任開始期

第11条 特約の保険期間および保険料払込期間

第12条 特約の保険料の払込

第13条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱

第14条 特約の失効 第15条 特約の復活

第16条 告知義務

第17条 告知義務違反による解除

第18条 特約を解除できない場合

第19条 重大事由による解除

第20条 特約の解約第21条 特約の返還金

第22条 特約の消滅とみなす場合

第23条 債権者等により特約が解約される場合の取扱

第24条 入院給付金日額の減額

第25条 特約の更新

第26条 特約の契約者配当金

第27条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱

第28条 法令等の改正または医療技術の変化に伴う手術

給付金等の支払事由に関する規定の変更

第29条 管轄裁判所

第30条 契約内容の登録

第31条 主約款の規定の準用

第32条 この特約を付加した場合の主契約の取扱に関す

る特則

第33条 8大生活習慣病入院特約Dまたは女性特定疾病

入院特約D(H22)とあわせて主契約に付加す

る場合の特則

第34条 5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配

当付定期保険に付加した場合の特則

第35条 5年ごと配当付生存給付金付定期保険または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険に付加

した場合の特則

第36条 5年ごと配当付逓増定期保険または5年ごと利

差配当付逓増定期保険に付加した場合の特則 第37条 5年ごと配当付養老保険または5年ごと利差配

当付養老保険に付加した場合の特則

第38条 5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金 支払移行特約等を付加した場合または5年ごと

利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付年金 支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱

第39条 保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保 険または保険料払込期間が終身の5年ごと利差

配当付終身保険に付加した場合の特則

第40条 5年ごと配当付更新型終身移行保険または5年 ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した

場合の特則

第41条 5年ごと配当付更新型終身移行保険に5年ごと 配当付年金支払移行特約等を付加した場合また は5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に5

年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付加し

た場合の特約の取扱

第42条 5年ごと配当付介護年金終身保障保険または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加

した場合の特則

第43条 5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ご

と配当付年金支払移行特約等を付加した場合または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付

加した場合の特約の取扱

第44条 5年ごと配当付介護年金保険(解約返還金なし

型)に付加した場合の特則

第45条 特別条件を付けた場合の特則

第46条 契約日が平成22年3月1日以前の主契約に付加

した場合の特則

新総合医療特約D条項(H22)

(2015年5月21日改正)

(この特約の概要)

この特約は、つぎの給付を行うことを主な内容とするものです。

	給付の内容			
災害入院給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に不慮の事故による傷害の治療を目的として入院し			
	たときに入院日数に応じて支払います。			
疾病入院給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に疾病の治療を目的として入院したときに入院日数			
	に応じて支払います。			
手術給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に所定の手術を受けたときに支払います。			
放射線治療給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に所定の放射線治療を受けたときに支払います。			
骨髄ドナー給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取術を受けた			
	ときに支払います。			

第1条(入院給付金の支払限度の型)

1. 入院給付金の支払限度の型は、つぎのとおりとします。

入院給付金の 支払限度の型	入院給付金の種類	1回の入院についての 入院給付金を支払う日数の限度	入院給付金を支払う 日数の通算限度
60日型	災害入院給付金	60 ⊟	1,095⊟
00日空	疾病入院給付金	60 ⊟	1,095⊟
120日型	災害入院給付金	120⊟	1, 095⊟
120日空	疾病入院給付金	120⊟	1,095⊟
240日型	災害入院給付金	240 ⊟	1,095⊟
240日空	疾病入院給付金	240⊟	1,095⊟

- 2. 保険契約者は、この特約の締結の際、第1項のいずれかの型を指定するものとします。
- 3. 第2項により指定された入院給付金の支払限度の型の変更は取り扱いません。

第2条(給付金の支払)

この特約において支払う給付金はつぎのとおりです。

	給付金を支払う場合(以下「支払事由」 といいます。)	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
災害入院給付金	被保険者がつぎのいずれにも該当する入院をしたとき (1) この特約の責任開始期(復活の取扱が行われた後は、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。)以後に発生した不慮の事故(別表2)による傷害の治療を目的とする入院であること (2) (1)の事故の日からその日を含めて180日以内に開始された入院であること (3) 別表3に定める病院または診療所における別表4に定める入院であること (4) その入院の日数が、(1)の傷害の治療を目的としてこの特約の保険期間中に1日以上となったこと	入院1回につき、つぎの金額 (入院給付金日額) × この特約の保険期間中の左記の傷害の治療を目的とする入院日数	被保険者	つぎのいずれかにより左記の支払事由 に該当したとき (1) 保険契約者または被保険者の故意 または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害を原因とする 事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格 を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び 運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 地震、噴火または津波 (8) 戦争その他の変乱
疾病入院給付金	被保険者がつぎのいずれにも該当する入院をしたとき (1) この特約の責任開始期以後に発病した疾病の治療を目的とする入院であること (2) 別表3に定める病院または診療所における別表4に定める入院(以下「入院」といいます。)であること (3) その入院の日数が、(1)の疾病の治療を目的としてこの特約の保険期間中に1日以上となったこと	入院1回につき、つぎの金額 (入院給付金日額) × の特約の保険期間中の左記の疾病の入院日数	被保険者	つぎのいずれかにより左記の支払事由に該当したとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 被保険者の薬物依存 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

	支払事由	支払額	受取人	免責事由
手術給付金	被保所表生の時代のようでは、 一般では、 一般では、 一般では、 一般では、 一般では、 一般では、 一のでは、	手術1回につき、つぎに定める金額 (1) 左記の支払と日額) ×20 (2) 左記該当は金日額) ・20 (2) 左記該当は会日額) ×5 5	被 保 険 者	つぎのいずれかによりを記の支払事由に該当したとき (1) 保険契約者または被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (4) 被保険者が法令に定める運転である間に定める適間に変勢を持たないで運転またにをあるでである運転をしている間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に変物依存 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

	支払事由	支払額	受取人	免責事由
放射線治療給付金	被保険者がこの特約の責任開始期以後に発病した疾病または発生した不慮の事故(別表2)もしくはそれ以外の外因による傷害の治療を直接の目的として、この特約の保険期間中に別表3に定める病院または診療所(患者を収容する施設を有しない診療所を含みます。)において、放射線治療」といいます。)を受けたとき(1)その治療が、医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為であること(2)その治療が、別表8に定める先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為であること	放射線治療 1 回につ き、つぎの金額 (入院給付金日額) × 10	被保険者	つぎのいずれかにより左記の支払事由 に該当したとき (1) 保険契約者または被保険者の故意 または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害を原因とする 事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格 を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び 運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 被保険者の薬物依存 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱
骨髄ドナー給付金	被保険者がこの特約の責任開始期の属する日からその日を含めて1年を経過した日以後、この特約の保険期間中に別表3に定める病院または診療所(患者を収容する施設を有しない診療所を含みます。)において、組織の機能に障害のある者に移植することを目的として骨髄幹細胞の採取術を受けたとき。ただし、骨髄幹細胞の採取術を受けたとき。ただし、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる場合を除きます。なお、骨髄ドナー給付金の支払は、この特約の保険期間を通じて1回限りとします。	(入院給付金日額) × 20	被保険者	

第3条(災害入院給付金の支払に関する補則)

- 1. 保険契約者が法人で、かつ、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第2条(給付金の支払)の災害入院給付金の支払に関する規定にかかわらず、災害入院給付金の受取人は保険契約者とします。
- 2. 災害入院給付金の受取人を被保険者(第1項の規定が適用される場合には、保険契約者)以外の者に変更することはできません。
- 3. 被保険者の入院中に入院給付金日額の変更があった場合には、災害入院給付金の支払額はそれぞれの日における入院給付金日額に応じて計算します。
- 4. 被保険者が第2条の災害入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合には、それらの入院が同一の不慮の事故(別表2)によるものであるか否かにかかわらず、1回の入院とみなし、各入院について日数を合算して第2条の災害入院給付金の支払に関する規定を適用します。ただし、災害入院給付金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて120日を経過して開始した入院については、新たな入院として第2条の災害入院給付金の支払に関する規定を適用します。
- 5. 当会社は、被保険者が2以上の不慮の事故(別表2)により第2条の災害入院給付金の支払事由に該当する入院を開始した場合、または第2条の災害入院給付金の支払事由に該当する入院中に異なる不慮の事故により第2条の災害入院給付金の支払事由に該当した場合は、入院開始の直接の原因となった不慮の事故により継続して入院したものとみなします。
- 6. つぎの各号の場合には、当該各号に定める事由の発生時を含んで継続している入院は、この特約の有効中の入院とみなして、第2条の災害入院給付金の支払に関する規定を適用します。
 - (1) 被保険者の入院中にこの特約の保険期間が満了したとき
 - (2) 被保険者の入院中に主契約の保険金支払事由が発生したために主契約が消滅し、第22条(特約の消滅とみなす場合) 第1号の規定によってこの特約が消滅したとき
- 7. 被保険者が、第2条の災害入院給付金の支払事由に該当する入院を、同一の日に2回以上した場合でも、当会社は、 災害入院給付金を重複しては支払いません。
- 8. 被保険者が地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって入院した場合には、当会社は、災害入院給付金を支払いません。ただし、その原因によって入院した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、当会社は、その程度に応じ、災害入院給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払い

ます。

9. 第2条および本条第1項から第8項までの規定にかかわらず、この特約による災害入院給付金を支払う日数の限度は、つぎのとおりとします。

入院給付金の 支払限度の型	1回の入院についての 災害入院給付金を支払う日数の限度	災害入院給付金を支払う日数の通算限度
60日型	60 ⊟	1, 095⊟
120日型	120⊟	1, 095⊟
240日型	240⊟	1, 095⊟

第4条 (疾病入院給付金の支払に関する補則)

- 1. 保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第2条(給付金の支払)の疾病入院給付金の支払に関する規定にかかわらず、疾病入院給付金の受取人は保険契約者とします。
- 2. 疾病入院給付金の受取人を被保険者(第1項の規定が適用される場合には、保険契約者)以外の者に変更することはできません。
- 3. 被保険者の入院中に入院給付金日額の変更があった場合には、疾病入院給付金の支払額はそれぞれの日における入院 給付金日額に応じて計算します。
- 4. 被保険者が第2条の疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合には、それらの入院が同一の疾病によるものであるか否かにかかわらず、1回の入院とみなし、各入院について日数を合算して第2条の疾病入院給付金の支払に関する規定を適用します。ただし、疾病入院給付金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて120日を経過して開始した入院については、新たな入院として第2条の疾病入院給付金の支払に関する規定を適用します。
- 5. 当会社は、被保険者が第2条の疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を開始したときに、異なる疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった疾病により継続して入院したものとみなします。
- 6. つぎの各号の場合には、当該各号に定める事由の発生時を含んで継続している入院は、この特約の有効中の入院とみなして、第2条の疾病入院給付金の支払に関する規定を適用します。
 - (1) 被保険者の入院中にこの特約の保険期間が満了したとき
 - (2) 被保険者の入院中に主契約の保険金支払事由が発生したために主契約が消滅し、第22条(特約の消滅とみなす場合) 第1号の規定によってこの特約が消滅したとき
- 7. 被保険者が、第2条の疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を、同一の日に2回以上した場合でも、当会社は、 疾病入院給付金を重複しては支払いません。
- 8. 当会社は、第2条の疾病入院給付金の支払に関する規定による疾病入院給付金と第2条の災害入院給付金の支払に関する規定による災害入院給付金とが重複した場合には、重複する入院日数については、災害入院給付金を支払い、疾病入院給付金は支払わないものとします。
- 9. 第2条の災害入院給付金の支払に関する規定により災害入院給付金が支払われる入院中に疾病の治療を開始した場合、第2条の災害入院給付金の支払に関する規定により災害入院給付金の支払われる期間が終了したときは、その翌日以後の入院については、第2条の疾病入院給付金の支払に関する規定を適用します。この場合の疾病入院給付金の支払額は、入院給付金日額に、第2条の災害入院給付金の支払に関する規定により災害入院給付金の支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数を乗じて得た金額とします。
- 10. つぎの各号のいずれかに該当する入院は、第2条の疾病入院給付金の支払に関する規定に定める疾病の治療を目的とする入院とみなして、第2条の疾病入院給付金の支払に関する規定を適用します。
 - (1) この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故(別表2)以外の外因による傷害の治療を目的とする入院
 - (2) この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院
 - (3) この特約の責任開始期以後に開始した異常分娩のための入院
- 11. 被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病または発生した不慮の事故(別表 2)もしくはそれ以外の外因による傷害の治療を目的として入院した場合でも、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院は、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして、第2条の疾病入院給付金の支払に関する規定を適用します。
- 12. 被保険者がこの特約の責任開始期前にすでに発病していた疾病の治療を目的としてこの特約の責任開始期以後に入院した場合でも、当会社が、この特約の締結または復活の際に、告知等により知っていたその疾病に関する事実(第18条(特約を解除できない場合)に規定する保険媒介者のみが知っていた事実は含みません。)を用いて承諾したときは、この特約の責任開始期以後に発病した疾病の治療を目的として入院したものとみなして、第2条の疾病入院給付金の支払に関する規定を適用します。ただし、保険契約者または被保険者がその疾病に関する事実の一部のみを告げたことにより、当会社が重大な過失なくその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
- 13. 被保険者が地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって入院した場合には、当会社は、疾病入院給付金を支払いません。ただし、その原因によって入院した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、当会社は、その程度に応じ、疾病入院給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。
- 14. 第2条および本条第1項から第13項までの規定にかかわらず、この特約による疾病入院給付金を支払う日数の限度は、 つぎのとおりとします。

入院給付金の 支払限度の型	1回の入院についての 疾病入院給付金を支払う日数の限度	疾病入院給付金を支払う日数の通算限度
60日型	60 ⊟	1, 095⊟
120日型	120⊟	1, 095⊟
240日型	240⊟	1, 095⊟

第5条(手術給付金の支払に関する補則)

- 1. 保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第2条(給付金の支払)の手術給付金の支払に関する規定にかかわらず、手術給付金の受取人は保険契約者とします。
- 2. 手術給付金の受取人を被保険者(第1項の規定が適用される場合には、保険契約者)以外の者に変更することはできません。
- 3. 手術給付金の支払額は、手術を受けた日(手術が2日以上にわたった場合には、その開始日。以下同じ。)現在の入院 給付金日額に応じて計算します。
- 4. つぎの各号に該当する手術については、災害入院給付金または疾病入院給付金の支払われる入院中の手術とみなして、第2条の手術給付金の支払に関する規定を適用します。
 - (1) 第3条(災害入院給付金の支払に関する補則)第9項に定める災害入院給付金を支払う日数の限度に達したことにより、災害入院給付金が支払われない入院中に受けた手術
 - (2) 第4条(疾病入院給付金の支払に関する補則)第14項に定める疾病入院給付金を支払う日数の限度に達したことにより、疾病入院給付金が支払われない入院中に受けた手術
- 5. 当会社は、被保険者が第2条の手術給付金の支払事由に該当する手術を2以上受けた場合で、それらの手術を受けた 日が同一のときは、第2条の手術給付金の支払に関する規定にかかわらず、それらの手術のうち手術給付金の金額の高いいずれか1つの手術についてのみ手術給付金を支払います。
- 6. 当会社は、被保険者が第2条の手術給付金の支払事由に該当する同一の手術を複数回受けた場合で、かつ、当該手術が医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている診療行為に該当するときは、第2条の手術給付金の支払に関する規定にかかわらず、それらの手術(以下本項において「一連の手術」といいます。)については、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 一連の手術のうち最初の手術を受けた日からその日を含めて14日間を同一手術期間とします。
 - (2) 同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合には、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて14日間を新たな同一手術期間とします。それ以後、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合についても同様とします。
 - (3) 各同一手術期間中に受けた一連の手術については、各同一手術期間中に受けた一連の手術のうち手術給付金の金額 の高いいずれか 1 つの手術についてのみ手術給付金をそれぞれ支払います。
- 7. 当会社は、被保険者が第2条の手術給付金の支払事由に該当する同一の手術を複数回受けた場合で、かつ、当該手術が別表8に定める先進医療に該当する診療行為(診断および検査を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。)であるときは、第2条の手術給付金の支払に関する規定にかかわらず、それらの手術については、一連の手術とみなして第6項各号の規定を適用します。
- 8. 被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病または発生した不慮の事故(別表2)もしくはそれ以外の外因による傷害の治療を目的として手術を受けた場合でも、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に開始した手術は、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして、第2条の手術給付金の支払に関する規定を適用します。
- 9. 被保険者がこの特約の責任開始期前にすでに発病していた疾病の治療を直接の目的としてこの特約の責任開始期以後に手術を受けた場合でも、当会社が、この特約の締結または復活の際に、告知等により知っていたその疾病に関する事実(第18条(特約を解除できない場合)に規定する保険媒介者のみが知っていた事実は含みません。)を用いて承諾したときは、この特約の責任開始期以後に発病した疾病の治療を直接の目的として手術を受けたものとみなして、第2条の手術給付金の支払に関する規定を適用します。ただし、保険契約者または被保険者がその疾病に関する事実の一部のみを告げたことにより、当会社が重大な過失なくその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
- 10. 被保険者が地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって手術を受けた場合には、当会社は、手術給付金を支払いません。ただし、その原因によって手術を受けた被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、当会社は、その程度に応じ、手術給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

第6条(放射線治療給付金の支払に関する補則)

- 1. 保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第2条(給付金の支払)の放射線治療給付金の支払に関する規定にかかわらず、放射線治療給付金の受取人は保険契約者とします。
- 2. 放射線治療給付金の受取人を被保険者(第1項の規定が適用される場合には、保険契約者)以外の者に変更することはできません。
- 3. 放射線治療給付金の支払額は、放射線治療を受けた日現在の入院給付金日額に応じて計算します。
- 4. 当会社は、被保険者が第2条の放射線治療給付金の支払事由に該当する放射線治療を2以上受けた場合で、それらの放射線治療を受けた日が同一のときは、第2条の放射線治療給付金の支払に関する規定にかかわらず、それらの放射線治療のうち、いずれか1つの放射線治療についてのみ放射線治療給付金を支払います。

- 5. 当会社は、被保険者が第2条の放射線治療給付金の支払事由に該当する放射線治療を受けた場合で、当該放射線治療が、放射線を常時照射する治療であり、かつ、その治療を2日以上にわたって継続して受けたときは、その治療の開始から終了までを1回の放射線治療として放射線治療給付金を支払います。この場合、その1回の放射線治療については、当該放射線治療の開始日に受けたものとみなします。
- 6. 当会社は、被保険者が第2条の放射線治療給付金の支払事由に該当する放射線治療を複数回受けた場合には、第2条の放射線治療給付金の支払に関する規定にかかわらず、それらの放射線治療のうち、放射線治療給付金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、放射線治療給付金を支払いません。
- 7. 被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病または発生した不慮の事故(別表2)もしくはそれ以外の外因による傷害の治療を目的として放射線治療を受けた場合でも、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に開始した放射線治療は、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして、第2条の放射線治療給付金の支払に関する規定を適用します。
- 8. 被保険者がこの特約の責任開始期前にすでに発病していた疾病の治療を直接の目的としてこの特約の責任開始期以後に放射線治療を受けた場合でも、当会社が、この特約の締結または復活の際に、告知等により知っていたその疾病に関する事実(第18条(特約を解除できない場合)に規定する保険媒介者のみが知っていた事実は含みません。)を用いて承諾したときは、この特約の責任開始期以後に発病した疾病の治療を直接の目的として放射線治療を受けたものとみなして、第2条の放射線治療給付金の支払に関する規定を適用します。ただし、保険契約者または被保険者がその疾病に関する事実の一部のみを告げたことにより、当会社が重大な過失なくその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
- 9. 被保険者が地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって放射線治療を受けた場合には、当会社は、放射線治療給付金を支払いません。ただし、その原因によって放射線治療を受けた被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、当会社は、その程度に応じ、放射線治療給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

第7条(骨髄ドナー給付金の支払に関する補則)

- 1. 保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第2条(給付金の支払)の骨髄ドナー給付金の支払に関する規定にかかわらず、骨髄ドナー給付金の受取人は保険契約者とします。
- 2. 骨髄ドナー給付金の受取人を被保険者(第1項の規定が適用される場合には、保険契約者)以外の者に変更することはできません。
- 3. 骨髄ドナー給付金の支払額は、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取術を受けた日(採取術が2日以上にわたった場合には、その開始日。以下同じ。)現在の入院給付金日額に応じて計算します。
- 4. 転換後契約の締結の際にこの特約を付加した場合で、被転換契約が無配当定期医療保険の場合または被転換契約に新総合医療特約D(H22)が付加されていた場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 被保険者がこの特約の責任開始期の属する日からその日を含めて1年以内に骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取 術を受けた場合でも、その採取術を受けた日が無配当定期医療保険または被転換契約に付加されていた新総合医療特 約D(H22)の責任開始期の属する日からその日を含めて1年を経過した日以後であるときは、無配当定期医療保険 または被転換契約に付加されていた新総合医療特約D(H22)の入院給付金日額を限度として、この特約の責任開始 期の属する日からその日を含めて1年を経過した日以後に受けたものとみなして取り扱います。
 - (2) 転換後契約においてすでに復活が行われている場合には、第1号の規定は適用しません。
- 5. 部分保障変更特約条項の規定による変更後契約の締結の際にこの特約を付加した場合で、被変更部分に無配当定期医療保険または新総合医療特約D(H22)が含まれているときは、第4項第1号中「無配当定期医療保険または被転換契約に付加されていた新総合医療特約D(H22)」とあるのは「被変更部分の無配当定期医療保険または新総合医療特約D(H22)」と、第4項第2号中「転換後契約」とあるのは「変更後契約」と読み替えて第4項各号の規定を適用します。

第8条(給付金の請求、支払時期および支払場所)

- 1. 給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに当会社に通知してください。
- 2. 給付金の受取人は、当会社に、請求に必要な書類(別表1)を提出して、給付金を請求してください。
- 3. 給付金の支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の規定を準用します。

第9条(特約の保険料払込の免除)

- 1. 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。
- 2. 第1項のほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (1) 主契約の保険料の払込方法(回数) が一時払のとき
 - (2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき

第10条(特約の締結および責任開始期)

- 1. この特約は、主契約締結の際、保険契約者の申出によって主契約に付加して締結します。
- 2. この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。
- 3. 第1項に定めるほか、保険契約者は、主契約の契約日後、当会社の定める取扱にもとづき、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

第11条(特約の保険期間および保険料払込期間)

この特約の保険期間および保険料払込期間は、つぎの各号のとおりとします。ただし、主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合または主契約の保険料払込期間が終身の場合には、第2号の規定は適用しません。

- (1) この特約の保険期間を年満期で定めたとき
 - この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の責任開始期から被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とし、当会社所定の範囲内で定めます。
- (2) この特約の保険期間を歳満期で定めたとき
 - この特約の保険期間は、主契約の責任開始期から被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までとし、この特約の保険料払込期間の満了日は、主契約の保険料払込期間の満了日と同一とします。
- (3) この特約の保険期間を終身としたとき
 - この特約の保険料払込期間の満了日は、主契約の保険料払込期間の満了日と同一とします。ただし、主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合または主契約の保険料払込期間が終身の場合には、つぎのとおりとします。
 - (7) 主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合には、この特約の保険料払込期間の満了日は、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日と同一とします。
 - (イ) 主契約の保険料払込期間が終身の場合には、この特約の保険料払込期間は終身または被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までのいずれかとします。

第12条 (特約の保険料の払込)

- 1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
- 2. 主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
- 3. 第1項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める契約応当日(月払契約の場合は 月単位の契約応当日、半年一括払契約の場合は半年単位の契約応当日、年一括払契約の場合は年単位の契約応当日)以 後その契約応当日の属する月の末日までにこの特約による給付金の支払事由が生じた場合には、当会社は、給付金から 未払込保険料を差し引きます。ただし、給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、主約款に定める保 険料払込の猶予期間の満了する時までに、その未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれな い場合には、当会社は、給付金を支払いません。
- 4. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払 込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- 5. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において 払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法(回数)にかかわらず年一括払保険料とし、当会社の定 める取扱にもとづき、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
- 6. 第5項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
- 7. 第5項に規定する前納が行われなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。
- 8. 主約款の保険契約の消滅等における保険料の残額に相当する金額の支払に関する規定は、この特約の年一括払保険料 および半年一括払保険料について準用します。
- 9. 主契約の保険料の払込方法(回数)が月払の場合で、すでにこの特約の保険料が払い込まれている主約款に定める保険料期間の中途でつぎの各号のいずれかの事由が生じたときであっても、当会社は、その保険料期間に対応するこの特約の保険料を払い戻しません。
 - (1) この特約の消滅
 - (2) 入院給付金日額の減額
 - (3) この特約の保険料払込の免除
- 10. 第9項の規定は、主契約の保険料の払込方法(回数)が月払の場合のこの特約の第1回保険料について準用します。

第13条 (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- 1. 主約款に定める保険料払込の猶予期間中に、この特約による給付金の支払事由が発生した場合には、当会社は、給付金から未払込保険料を差し引きます。
- 2. 給付金が第1項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する時までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、給付金を支払いません。

第14条(特約の失効)

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第15条(特約の復活)

- 1. 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2. 当会社は、第1項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の復活の取扱をします。

第16条(告知義務)

当会社が、この特約の締結または復活の際、給付金の支払事由または保険料払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要

します。ただし、当会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

第17条(告知義務違反による解除)

- 1. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第16条(告知義務)の規定により当会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- 2. 当会社は、給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、給付金の支払または保険料払込の免除を行いません。また、すでに給付金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
- 3. 第2項の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、給付金を支払い、または保険料の払込を免除します。
- 4. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者または給付金の受取人に通知します。
- 5. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、当会社は、解約返還金があるときは、これと同額の返還金を保険契約者に支払います。

第18条 (特約を解除できない場合)

当会社は、つぎのいずれかの場合には、第17条(告知義務違反による解除)の規定によるこの特約の解除をすることができません。ただし、第4号または第5号に規定する行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第16条(告知義務)の規定により当会社が告知を求めた事項のうち解除の原因となる事実について、事実を告げなかったと認められる場合または事実でないことを告げたと認められる場合には、第4号および第5号の規定は適用しません。

- (1) 当会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき
- (2)当会社が、解除の原因があることを知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
- (3) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じたときを除きます。
- (4) 当会社のためにこの特約の締結の媒介を行うことができる者(当会社のためにこの特約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第16条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
- (5) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第16条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき

第19条 (重大事由による解除)

- 1. 当会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金(保険料払込の免除を含みます。以下本項において同じ。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 - (2) この特約の給付金の請求に関し、その受取人(保険料払込の免除の請求については保険契約者)に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (7) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (I) 保険契約者または給付金の受取人が法人である場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 当会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする第1号から第4号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 2. 当会社は、給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による給付金を支払いません。また、すでにその支払事由により給付金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求します。
 - (2) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険料払込の免除事由による保険料払込の免除を行いません。また、すでにその保険料払込の免除事由により保険料の払込を免除していたときは、当会社は、保険料の払込を免除しなかったものとします。

- 3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者または給付金の受取人に通知します。
- 4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、当会社は、解約返還金があるときは、これと同額の返還金を保険契約者に支払います。

第20条 (特約の解約)

保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

第21条(特約の返還金)

- 1. この特約の解約返還金は、経過年月数(保険料払込中の特約において経過年月数が保険料の払込年月数をこえている場合は払込年月数)により計算します。
- 2. この特約が解約または解除されたときは、当会社は、この特約の解約返還金を保険契約者に払い戻します。ただし、 主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返還金(第12条(特約の保険料 の払込)第8項の規定により支払われる返還金を含みます。)をそれらの元利金の返済にあてます。
- 3. この特約が第22条(特約の消滅とみなす場合)第1号の規定によって消滅した場合には、第2項の規定を準用します。 ただし、主約款の規定によって主契約の責任準備金を払い戻すときは、この特約の責任準備金を主約款の規定に準じて払い戻します。
- 4. 第3項の規定にかかわらず、主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合には、この特約の解約返還金または責任準備金の払戻はありません。
- 5. 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返還金は、主契約の解約返還金に加えません。

第22条(特約の消滅とみなす場合)

つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 主契約が払済保険に変更されたとき

第23条(債権者等により特約が解約される場合の取扱)

差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者によりこの特約が解約される場合のつぎの各号の取扱については、主約款の規定を準用します。

- (1) 解約の効力の発生
- (2) 特約の存続

第24条 (入院給付金日額の減額)

- 1. 保険契約者は、いつでも、当会社の定める取扱にもとづき、入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の入院給付金日額は、当会社の定める金額以上であることを要します。
- 2. 第1項の規定によって、入院給付金日額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

第25条 (特約の更新)

- 1. この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とします。
- 2. 第1項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、当会社は、第1項の更新を取り扱いません。
 - (1) この特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳のとき
 - (2) この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえているとき
 - (3) 主契約の保険料の払込方法(回数) が一時払のとき
 - (4) この特約の保険期間を歳満期で定めたとき
- 3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、この特約は、当会社の定める取扱にもとづき、保険期間を変更して更新します。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳をこえるとき
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえるとき
 - (3) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新するとき
 - (4) 主契約の締結後にこの特約を付加した場合で、この特約の更新日が、主契約に付加されている他の特約の更新日と同一であるとき
- 4. 保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。この場合、更新後のこの特約の保険期間は、当会社の定める取扱にもとづき、年満期、歳満期または終身のいずれかによって定めるものとします。
- 5. 更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた主約款に定める保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第12条(特約の保険料の払込)第4項の規定を適用します。
- 6. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、 主約款に定める保険料の自動貸付の規定を準用します。

- 7. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了日までにつぎの各号のいずれかの事由が生じたときは、第12条第3項および第13条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。
 - (1) この特約の給付金の支払事由
 - (2) 主契約の保険料払込の免除事由
 - (3) 主契約に付加されている特約の保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付の支払事由
- 8. 第5項から第7項までの規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満3日の翌日に更新する場合には、つぎの各 号のとおりとします。
 - (1) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法(回数) にかかわらず年一括払保険料とし、当会社の定める取扱にもとづき、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに第7項の規定を準用します。
 - (2) 更新日以後、猶予期間の満了日までに、第1号に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
- 9. この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。
 - (1) 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日からその日を含めて計算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の保険年齢によって計算します。
 - (2) 更新後のこの特約には更新日における特約条項および保険料率が適用されます。
 - (3) 第2条(給付金の支払)、第3条(災害入院給付金の支払に関する補則)、第4条(疾病入院給付金の支払に関する補則)、第5条(手術給付金の支払に関する補則)、第6条(放射線治療給付金の支払に関する補則)、第7条(骨髄ドナー給付金の支払に関する補則) および第18条(特約を解除できない場合) に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。
 - (4) 更新前のこの特約において告知義務違反による解除の事由があるときは、当会社は、更新後のこの特約を解除することができます。
 - (5) 当会社は、新たな保険証券を交付しません。
- 10. 更新日に当会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約にかえて、当会社所定の特約により、更新とみなして取り扱うことがあります。

第26条 (特約の契約者配当金)

- 1. この特約の付加日(この特約が更新された場合には、直前の更新日)から所定年数を経過し、かつ、所定の条件を満たすこの特約に対して、契約者配当金を割り当てることがあります。
- 2. 第1項の規定によって割り当てた契約者配当金は、当会社の定める取扱にもとづき支払います。

第27条(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)

- 1. 主契約の保険料払込期間を短縮した場合には、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 特約の保険期間を年満期で定めたとき
 - この特約の保険期間の満了日が、短縮後の主契約の保険料払込期間の満了日をこえることとなるときは、当会社の 定める取扱にもとづき、この特約の保険期間を短縮することがあります。
 - (2) 特約の保険期間を歳満期で定めたときまたは終身としたとき この特約の保険料払込期間を主契約の保険料払込期間にあわせて短縮します。
- 2. 主契約の保険料払込期間を延長した場合には、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 特約の保険期間を年満期で定めたとき
 - この特約の保険期間の満了日が、変更前の主契約の保険料払込期間の満了日と同一のときは、この特約の保険期間 もあわせて延長します。
 - (2) 特約の保険期間を歳満期で定めたときまたは終身としたとき
 - この特約の保険料払込期間を主契約の保険料払込期間にあわせて延長します。この場合、この特約の保険期間が歳満期で定められている場合で、延長後のこの特約の保険料払込期間の満了日が、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日と同一となるときは、保険料払込期間の延長後のこの特約の保険期間は年満期で定められたものとして取り扱います。
- 3. 第1項または第2項の規定により、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、返還金をそれらの元利金の返済にあてます。

第28条(法令等の改正または医療技術の変化に伴う手術給付金等の支払事由に関する規定の変更)

- 1. 当会社は、手術給付金、放射線治療給付金または骨髄ドナー給付金(以下本条において「手術給付金等」といいます。)の支払事由に関する規定にかかわる法令等の改正または医療技術の変化があり、その改正または変化が手術給付金等の支払事由に関する規定に影響を及ぼすと認めたときは、主務官庁の認可を得て、この特約の保険料および給付金額を変更することなく手術給付金等の支払事由に関する規定を変更することがあります。
- 2. 第1項の規定により、手術給付金等の支払事由に関する規定を変更するときは、当会社は、手術給付金等の支払事由に関する規定を変更する日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

第29条(管轄裁判所)

この特約における給付金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第30条 (契約内容の登録)

- 1. 当会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会(以下「協会」といいます。)に登録します。
 - (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)
 - (2) 入院給付金の種類
 - (3) 入院給付金の日額
 - (4) 契約日(復活が行われた場合は、最後の復活の日。また、主契約の契約日後にこの特約を付加した場合は、この特約の付加の日。以下第2項において同じ。)
 - (5) 当会社名
- 2. 第1項の登録の期間は、契約日から5年(契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、5年と契約日から被保険者が満15歳に達する日までの期間のいずれか長い期間)以内とします。
- 3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます。) は、第1項の規定により登録された被保険者について、入院給付金のある特約(入院給付金のある保険契約を含みます。以下本条において同じ。)の申込(復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。)を受けた場合、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- 4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に入院給付金のある特約の申込があった場合、第3項によって連絡された内容を入院給付金のある特約の承諾(復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。)の判断の参考とすることができるものとします。
- 5. 各生命保険会社等は、契約日(復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日。以下本項において同じ。)から5年(契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、5年と契約日から被保険者が満15歳に達する日までの期間のいずれか長い期間)以内に入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- 6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、当会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9. 第3項、第4項および第5項中、被保険者、入院給付金、保険契約とあるのは、農業協同組合法にもとづく共済契約においては、それぞれ、被共済者、入院共済金、共済契約と読み替えます。

第31条(主約款の規定の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第32条 (この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則)

- 1. つぎの各号について主約款の規定を適用する場合には、この特約の解約返還金を、主契約の解約返還金に加えて取り扱います。
 - (1) 保険料の自動貸付
 - (2) 払済保険への変更
- 2. 第1項第1号の保険料の自動貸付は、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について行うものとします。

第33条 (8大生活習慣病入院特約Dまたは女性特定疾病入院特約D (H22) とあわせて主契約に付加する場合の特則)

- 1. この特約を8大生活習慣病入院特約Dとあわせて主契約に付加する場合には、保険契約者は、8大生活習慣病入院特約Dと同一の入院給付金の支払限度の型または8大生活習慣病入院特約Dよりも1回の入院についての入院給付金を支払う日数の限度が短期となる入院給付金の支払限度の型を指定することを要します。
- 2. この特約を女性特定疾病入院特約D(H22)とあわせて主契約に付加する場合には、保険契約者は、女性特定疾病入院特約D(H22)と同一の入院給付金の支払限度の型を指定することを要します。

第34条 (5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者は、第10条(特約の締結および責任開始期)の規定によるほか、主契約更新の際にも被保険者の同意を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、当会社がこの特約付加の申込を承諾したときは、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
 - (7) この特約の第1回保険料を受け取った時(告知の前に受け取った場合には、告知の時)
 - (イ) 更新前にこの特約の第1回保険料を受け取り、かつ、告知を受けた場合には、更新の時
- (2) この特約の保険期間および保険料払込期間は、第11条(特約の保険期間および保険料払込期間)の規定にかかわらず、主契約の保険期間と同一とします。

- (3) 第2号の規定にかかわらず、主契約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳をこえることと なる場合には、この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の責任開始期から被保険者の保険年齢が80歳と なる年単位の契約応当日の前日までとします。
- (4) この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主契約と同時に更新されます。この場合にはつぎのとおりとします。
 - (7) 第25条(特約の更新)の規定は適用せず、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
 - (4) 更新後のこの特約の保険期間および保険料払込期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (ウ) 給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (5) 第4号の規定により、この特約が更新される場合で、更新日に当会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約にかえて、当会社所定の特約により、更新とみなして取り扱うことがあります。
- (6) 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間および保険料払込期間の満了日が、主契約の保険期間の満 了日をこえることとなるときは、その限度までこの特約の保険期間および保険料払込期間を短縮します。この場合、 当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。

第35条 (5年ごと配当付生存給付金付定期保険または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付生存給付金付定期保険または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険に付加した場合には、第34条(5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合の特則)第1号、第2号、第4号および第5号の規定を適用します。

第36条 (5年ごと配当付逓増定期保険または5年ごと利差配当付逓増定期保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付逓増定期保険または5年ごと利差配当付逓増定期保険に付加した場合には、第34条(5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合の特則)第2号および第3号の規定を適用します。

第37条 (5年ごと配当付養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間および保険料払込期間は、第11条(特約の保険期間および保険料払込期間)の規定にかかわらず、主契約の保険期間を限度とし、当会社所定の範囲内で定めます。ただし、主契約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳をこえることとなる場合には、この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の責任開始期から被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。
- (2) 主契約の保険期間または保険料払込期間を短縮した場合、この特約の保険期間および保険料払込期間の満了日が、主契約の保険期間または保険料払込期間の満了日をこえることとなるときは、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の保険期間および保険料払込期間を短縮することがあります。
- (3) この特約の保険期間および保険料払込期間の満了日が主契約の保険期間または保険料払込期間の満了日と同一の場合で、主契約の保険期間または保険料払込期間を延長したときは、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の保険期間および保険料払込期間を延長することがあります。
- (4) 第2号または第3号の規定により、この特約の保険期間および保険料払込期間が変更された場合には、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、返還金をそれらの元利金の返済にあてます。

第38条(5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保 険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱)

- 1. 5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 主契約の全部について5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用したときは、つぎのとおりとします。
 - (ア) 特約の保険期間を年満期で定めたとき
 - (a) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第11条(特約の保険期間および保険料払込期間)の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。
 - (b) 前(a)により、この特約の保険期間が変更された場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (イ) 特約の保険期間を歳満期で定めたとき
 - (a) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第11条の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。
 - (b) 前(a)により、この特約の保険期間が変更された場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受します。
 - (ウ) 特約の保険期間が終身のとき
 - (a) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、特約年金支払開始日における被保険者の保険年齢が80歳以上であるときは、この特約は解約されたものとします。
 - (b) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、特約年金支払開始日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないとき

- は、この特約の保険期間は、第11条の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。ただし、この満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳をこえるときは、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約 応当日の前日までとします。
- (c) 前(b)により、この特約の保険期間が変更された場合、変更後のこの特約の保険期間は歳満期で定められたものとします。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受します。
- (d) 主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合で、前(b)により、この特約の保険期間が変更された場合には、前(c)の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間は変更後のこの特約の保険期間と同一とし、変更後のこの特約の保険期間は年満期で定められたものとします。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。
- (I) 第3条(災害入院給付金の支払に関する補則)第1項、第4条(疾病入院給付金の支払に関する補則)第1項、第5条(手術給付金の支払に関する補則)第1項、第6条(放射線治療給付金の支払に関する補則)第1項および第7条(骨髄ドナー給付金の支払に関する補則)第1項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日前の主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。
- (2) 主契約の一部について5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用した場合で、5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用しない終身保険部分(残存する死亡保障部分をいいます。以下同じ。)が消滅したときは、つぎのとおりとします。
 - (7) 特約の保険期間を年満期で定めたとき 特約年金の種類が確定年金であるときは、第1号(7)(a)および(b)の規定を適用します。
 - (イ) 特約の保険期間を歳満期で定めたとき 特約年金の種類が確定年金であるときは、第1号(イ)(a)および(b)の規定を適用します。
 - (ウ) 特約の保険期間が終身のとき 特約年金の種類が確定年金であるときは、第1号(ウ)(a)から(d)までの規定を適用します。
 - (I) 第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項および第6条第1項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度 障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、5年ごと配当付年金支払 移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用しない終身保険部分の消滅時の高度障害保険 金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。
- 2. 5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 本特約条項中「被保険者」とあるのは5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移 行特約条項中「第1被保険者」をいいます。
 - (2) 第1被保険者が死亡したときは、この特約は消滅します。
 - (3) 主契約の全部について5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項を適用したときは、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約」と読み替えて第1項第1号(I)の規定を適用します。
 - (4) 主契約の一部について5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項を適用した場合で、5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項を適用しない終身保険部分(残存する死亡保障部分をいいます。)が消滅したときは、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項」と読み替えて第1項第2号(I)の規定を適用します。
- 3. 5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付介護割増年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保険 に5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約(H13)を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 主契約の全部について5年ごと配当付介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約条項(H13)を適用したときは、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付介護割増年金移行特約または5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約(H13)」と読み替えて第1項第1号(I)の規定を適用します。
 - (2) 主契約の一部について5年ごと配当付介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約条項(H13)を適用した場合で、5年ごと配当付介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約条項(H13)を適用しない終身保険部分(残存する死亡保障部分をいいます。)が消滅したときは、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約条項(H13)」と読み替えて第1項第2号(I)の規定を適用します。
- 4. 5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約(H13)を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 本特約条項中「被保険者」とあるのは5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項(H13)中「第1被保険者」をいいます。
 - (2) 第1被保険者が死亡したときは、この特約は消滅します。
 - (3) 主契約の全部について5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項(H13)を適用したときは、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年

金移行特約(H13)」と読み替えて第1項第1号(I)の規定を適用します。

- (4) 主契約の一部について5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項(H13)を適用した場合で、5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項(H13)を適用しない終身保険部分(残存する死亡保障部分をいいます。)が消滅したときは、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項(H13)」と読み替えて第1項第2号(I)の規定を適用します。
- 5. つぎの各号の場合には、第21条(特約の返還金)第4項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは「被保険者が死亡した場合」と読み替えます。
 - (1) 主契約の全部について、つぎのいずれかの特約条項を適用したとき
 - (ア) 5年ごと配当付年金支払移行特約条項
 - (イ) 5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項
 - (ウ) 5年ごと配当付介護割増年金移行特約条項
 - (I) 5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項
 - (オ) 5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項
 - (か) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項
 - (‡) 5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約条項(H13)
 - (ク) 5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項(H13)
 - (2) 主契約の一部について、第1号(ア)から(ク)までのいずれかの特約条項を適用した場合で、これらの特約条項を適用しない終身保険部分(残存する死亡保障部分をいいます。)が消滅したとき

第39条 (保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険に 付加した場合の特則)

- 1. 5年ごと配当付終身保険または5年ごと利差配当付終身保険の主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約の保険期間を年満期で定めたときは、つぎのとおりとします。
 - (7) この特約の保険期間の満了日が、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日以外のときは、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日まで、この特約の保険期間を延長します。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (4) 前(7)にかかわらず、この特約の更新日と保険料の払込完了日が同一の場合、第25条(特約の更新)第2項および第3項中「主契約の保険料払込期間の満了日」とあるのは「保険料の払込完了日の前日」と読み替えて、第25条第1項から第3項まで、第9項および第10項の規定を適用します。
 - (2) この特約の保険期間が終身のときは、つぎのとおりとします。
 - (ア) この特約の保険料払込期間が終身のとき
 - この特約の保険料払込期間の満了日を被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日に変更します。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (イ) この特約の保険料払込期間が被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までのときこの特約の保険期間および保険料払込期間は変更せず、そのまま有効に継続します。
 - (3) 保険料の払込完了日以後において払い込むべきこの特約の保険料は、当会社の定める取扱にもとづき、保険料の払 込完了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
 - (4) 第3号に定める金額の払込については、保険料の払込完3特則適用前の主契約の保険料の払込方法(回数)に応じて、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
 - (5) 第3号に定める金額が払い込まれなかったときは、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- 2. 保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の全部について5年ごと配当付年金支払移行特約条項を適用した場合または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の全部について5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約の保険期間を年満期で定めた場合には、つぎのとおりとします。
 - (7) この特約の保険期間の満了日を被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日(特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、年金支払期間の満了日)とする保険期間に変更します。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (4) 第1項中「保険料の払込完了日」とあるのは「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日」と、「保険料の払込完了特則」とあるのは「5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」と読み替えて第1項第1号(小および第3号から第5号までの規定を適用します。
 - (2) この特約の保険期間が終身の場合には、つぎのとおりとします。
 - (7) 特約年金の種類が保証期間付終身年金で、かつ、この特約の保険料払込期間が終身のときは、この特約の保険料払込期間の満了日を被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日に変更します。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (イ) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、特約年金支払開始日における被保険者の保険年齢が80歳以上であるときは、

この特約は解約されたものとします。

- (ウ) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、特約年金支払開始日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第11条(特約の保険期間および保険料払込期間)の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。ただし、この満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳をこえるときは、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までとします。
- (I) 前(ウ)により、この特約の保険期間が変更された場合、この特約の保険料払込期間は変更後のこの特約の保険期間と同一とし、変更後のこの特約の保険期間は年満期で定められたものとします。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。
- (オ) 第1項中「保険料の払込完3日」とあるのは「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日」と、「保険料の払込完3特則」とあるのは「5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」と読み替えて第1項第3号から第5号までの規定を適用します。
- 3. 保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加し、主契約の全部について5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項を適用した場合または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加し、主契約の全部について5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項を適用した場合には、第1項中「保険料の払込完3日」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約の締結日」と、「保険料の払込完3特則」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項」と読み替えて第1項第1号から第5号までの規定を適用します。
- 4. 第9条(特約の保険料払込の免除)の規定によるほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (1) 主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了した場合で、保険料の払込完了日以後のとき
 - (2) 保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金支払移行特約もしくは5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約もしくは5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合で、これらの特約の締結日以後のとき

第40条 (5年ごと配当付更新型終身移行保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付更新型終身移行保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合には、 つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第22条(特約の消滅とみなす場合)第1号中「主契約が解約その他の事由によって消滅したとき」とあるのは「主契約が解約その他の事由によって消滅したとき(主契約の保険金支払事由が発生したために主契約のうち保険金に対応する部分が消滅したときを含みます。)」と読み替えます。
- (2) 第3条(災害入院給付金の支払に関する補則)第6項第2号および第4条(疾病入院給付金の支払に関する補則) 第6項第2号中「主契約が消滅し」とあるのは「主契約のうち保険金に対応する部分が消滅し」と読み替えます。
- (3) この特約が主契約の終身保障への移行と同時に更新された場合で、更新日以後のときにも、主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
- (4) 保険契約者は、第10条(特約の締結および責任開始期)の規定によるほか、主契約更新の際にも被保険者の同意を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、当会社がこの特約付加の申込を承諾したときは、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
 - (7) この特約の第1回保険料を受け取った時(告知の前に受け取った場合には、告知の時)
 - (4) 更新前にこの特約の第1回保険料を受け取り、かつ、告知を受けた場合には、更新の時
- (5) この特約の保険期間および保険料払込期間は、第11条(特約の保険期間および保険料払込期間)の規定にかかわらず、主契約の保険期間と同一とします。
- (6) この特約の保険期間が満了する場合で、かつ、主約款の規定により主契約が更新される場合には、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主契約と同時に更新されます。この場合にはつぎのとおりとします。
 - (7) 第25条 (特約の更新) の規定は適用せず、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険期間および保険料払込期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (ウ) 給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (7) この特約の保険期間が満了する場合で、かつ、主約款の規定により主契約が終身保障に移行される場合には、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主契約の終身保障への移行と同時に更新されます。 この場合にはつぎのとおりとします。
 - (7) この特約の保険期間および保険料払込期間は、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日まで とします。
 - (4) この特約の保険料は、年一括払保険料とし、当会社の定める取扱にもとづき、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに第25条第7項の規定を準用します。
 - (ウ) 更新日以後、猶予期間の満了日までに、前(イ)に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
- (8) 第6号または第7号の規定により、この特約が更新される場合で、更新日に当会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約にかえて、当会社所定の特約により、更新とみなして取り扱うことがあります。

第41条(5年ごと配当付更新型終身移行保険に5年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱)

- 1. 5年ごと配当付更新型終身移行保険に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約は、5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日に更新されたものとし、第40条(5年ごと配当付更新型終身移行保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合の特則)第7号および第8号の規定を準用します。
 - (2) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第40条第7号(7)の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。
 - (3) 第3条(災害入院給付金の支払に関する補則)第1項、第4条(疾病入院給付金の支払に関する補則)第1項、第5条(手術給付金の支払に関する補則)第1項、第6条(放射線治療給付金の支払に関する補則)第1項および第7条(骨髄ドナー給付金の支払に関する補則)第1項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日前の主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。
- 2. 5年ごと配当付更新型終身移行保険に5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 本特約条項中「被保険者」とあるのは5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移 行特約条項中「第1被保険者」をいいます。
- (2) 第1被保険者が死亡したときは、この特約は消滅します。
- (3) 第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約」と読み替えて第1項第1号および第3号の規定を適用します。
- 3. 5年ごと配当付更新型終身移行保険に5年ごと配当付介護割増年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約(H13)を付加した場合には、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付介護割増年金移行特約または5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約(H13)」と読み替えて第1項第1号および第3号の規定を適用します。
- 4. 5年ごと配当付更新型終身移行保険に5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約(H13)を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 本特約条項中「被保険者」とあるのは5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項(H13)中「第1被保険者」をいいます。
 - (2) 第1被保険者が死亡したときは、この特約は消滅します。
 - (3) 第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約(H13)」と読み替えて第1項第1号および第3号の規定を適用します。
- 5. 第1項から第4項までの場合、第21条(特約の返還金)第4項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは「被保険者が死亡した場合」と読み替えます。

第42条 (5年ごと配当付介護年金終身保障保険または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付介護年金終身保障保険または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第3条(災害入院給付金の支払に関する補則)第1項、第4条(疾病入院給付金の支払に関する補則)第1項、第5条(手術給付金の支払に関する補則)第1項、第6条(放射線治療給付金の支払に関する補則)第1項および第7条(骨髄ドナー給付金の支払に関する補則)第1項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、主契約の介護年金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。
- (2) 第21条(特約の返還金)第4項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは、主契約の第1回の介護年金の支払日前においては「主約款の規定によって主契約の死亡給付金を支払う場合」、第1回の介護年金の支払日以後においては「被保険者が死亡した場合」と読み替えます。
- (3) 主契約の保険料払込期間が終身の場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (7) 主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了する場合には、第39条(保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則)第1項第1号から第5号までの規定を適用します。
 - (イ) 第9条(特約の保険料払込の免除)の規定によるほか、つぎの場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定 を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (a) 主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了した場合で、保険料の払込完了日以後のとき
 - (b) 保険料払込期間が終身の5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付年金支払移行特約もしくは5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約もしくは5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合で、これらの特約の締結日以後のとき

第43条(5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合または5年ごと利差 配当付介護年金終身保障保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱)

- 1. 5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約の保険期間を年満期で定めたときは、つぎのとおりとします。
 - (7) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第11条(特約の保険期間および保険料払込期間)の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。
 - (イ) 前(ア)により、この特約の保険期間が変更された場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (2) この特約の保険期間を歳満期で定めたときは、つぎのとおりとします。
 - (7) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第11条の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。
 - (イ) 前(ア)により、この特約の保険期間が変更された場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受します。
 - (3) この特約の保険期間が終身のときは、つぎのとおりとします。
 - (7) 特約年金の種類が保証期間付終身年金で、かつ、この特約の保険料払込期間が終身のときは、この特約の保険料払込期間の満了日を被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日に変更します。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (イ) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、特約年金支払開始日における被保険者の保険年齢が80歳以上であるときは、この特約は解約されたものとします。
 - (ウ) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、特約年金支払開始日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第11条の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。ただし、この満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳をこえるときは、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までとします。
 - (I) 前(ウ)により、この特約の保険期間が変更された場合、変更後のこの特約の保険期間は歳満期で定められたものとします。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受します。
 - (オ) 主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合または主契約の保険料払込期間が終身の場合で、前(ウ)により、この特約の保険期間が変更された場合には、前(I)の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間は変更後のこの特約の保険期間と同一とし、変更後のこの特約の保険期間は年満期で定められたものとします。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (4) 保険料払込期間が終身の5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加した場合 または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を 付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (7) この特約の保険期間の満了日を被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日(特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、年金支払期間の満了日)とする保険期間に変更します。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (イ) 第39条(保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則)第1項中「保険料の払込完了日」とあるのは「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日」と、「保険料の払込完了特則」とあるのは「5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」と読み替えて第39条第1項第1号(介および第3号から第5号までの規定を適用します。
 - (5) 第3条(災害入院給付金の支払に関する補則)第1項、第4条(疾病入院給付金の支払に関する補則)第1項、第5条(手術給付金の支払に関する補則)第1項、第6条(放射線治療給付金の支払に関する補則)第1項および第7条(骨髄ドナー給付金の支払に関する補則)第1項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日前の主契約の介護年金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。
- 2. 5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 本特約条項中「被保険者」とあるのは5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移 行特約条項中「第1被保険者」をいいます。
 - (2) 第1被保険者が死亡したときは、この特約は消滅します。
 - (3) 保険料払込期間が終身の5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、第39条第1項中「保険料の払込完3日」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約の締結日」と、「保険料の払込完3特則」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項」と読み替えて第39条第1項第1号から第5号までの規定を適用します。
 - (4) 第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約」と読み替えて第1項第5号の規定を適用します。
- 3. 第1項および第2項の場合、第21条(特約の返還金)第4項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」

第44条(5年ごと配当付介護年金保険(解約返還金なし型)に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付介護年金保険(解約返還金なし型)に付加した場合には、第42条(5年ごと配当付介護年金終身保障保険または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合の特則)第1号および第2号の規定を適用します。

第45条(特別条件を付けた場合の特則)

- 1. この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合しない場合には、その危険の種類および程度に応じて、つぎの各号のうちいずれか1つまたは2つの方法によって取り扱います。
 - (1) 特別保険料領収法
 - (7) 当会社の定める特別保険料を加算した金額をこの特約の保険料とします。
 - (イ) 第9条(特約の保険料払込の免除)の規定によってこの特約の保険料の払込が免除された場合には、同時に特別保険料の払込を免除します。
 - (2) 特定部位·指定疾病不担保法
 - (7) 別表9に定める身体部位または指定疾病のうちこの特約を主契約に付加する際に当会社が指定した部位に生じた疾病の治療または当会社が指定した疾病の治療を目的とする入院、手術または放射線治療については、当会社の定めた不担保期間中は第2条(給付金の支払)の規定を適用せず、疾病入院給付金、手術給付金および放射線治療給付金を支払いません。ただし、つぎの(a)または(b)の入院、手術または放射線治療については、第2条の規定を適用します。
 - (a) 第4条(疾病入院給付金の支払に関する補則) 第10項第1号および第2号に規定する入院
 - (b) 所定の感染症(別表10)の治療を目的とする入院、手術または放射線治療
 - (イ)被保険者が当会社の定めた不担保期間の満了日を含んで継続して入院したときは、その入院については、その満了日の翌日を入院の開始日とみなして第2条の規定を適用します。
- 2. 第1項第1号に定める特別保険料領収法が適用された場合には、つぎの各号の取扱は行いません。
 - (1) この特約の更新
 - (2) この特約の保険期間または保険料払込期間の変更を伴う、主契約の保険期間または保険料払込期間の変更
 - (3) 主契約に5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加する場合、この特約の保険期間の満3日前に年金支払期間が満3することとなる確定年金の選択
 - (4) 主契約の保険料払込期間が終身である5年ごと配当付終身保険または主契約の保険料払込期間が終身である5年ごと利差配当付終身保険の場合、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更を伴うつぎの取扱
 - (7) 保険料の払込完了特則の適用
 - (イ) 5年ごと配当付年金支払移行特約、5年ごと配当付夫婦年金移行特約、5年ごと利差配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約の付加
 - (5) 主契約の保険料払込期間が終身である5年ごと配当付介護年金終身保障保険または主契約の保険料払込期間が終身である5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険の場合、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更を伴うつぎの取扱
 - (7) 保険料の払込完了特則の適用
 - (イ) 5年ごと配当付年金支払移行特約、5年ごと配当付夫婦年金移行特約、5年ごと利差配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約の付加

第46条(契約日が平成22年3月1日以前の主契約に付加した場合の特則)

この特約を契約日が平成22年3月1日以前の主契約に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「半年一括払」とあるのは「半年払」と、「年一括払」とあるのは「年払」と読み替えます。
- (2) 第12条(特約の保険料の払込)第8項の規定は適用しません。
- (3) 第12条第9項および第10項の規定は、この特約の年払保険料および半年払保険料について準用します。
- (4) 第21条(特約の返還金)第1項の規定にかかわらず、この特約の解約返還金は、保険料払込中の特約についてはその保険料の払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。

別表 1 請求書類

	項目	必 要 書 類
1	災害入院給付金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 当会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 不慮の事故であることを証する書類 (5) 被保険者の住民票(ただし、受取人と同一の場合は不要) (6) 災害入院給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (7) 最終の保険料払込を証する書類 (8) 保険証券
2	疾病入院給付金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 当会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の住民票(ただし、受取人と同一の場合は不要) (5) 疾病入院給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
3	手術給付金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 当会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書 (4) 被保険者の住民票(ただし、受取人と同一の場合は不要) (5) 手術給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
4	放射線治療給付金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 当会社所定の様式による放射線治療を受けた病院または診療所の放射線治療証明書 (4) 被保険者の住民票(ただし、受取人と同一の場合は不要) (5) 放射線治療給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
5	骨髄ドナー給付金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取術を受けた病院または診療所の骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取証明書 (3) 被保険者の住民票(ただし、受取人と同一の場合は不要) (4) 骨髄ドナー給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 最終の保険料払込を証する書類 (6) 保険証券 の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは表Aの定義による急激かつ偶発的な外来の事故とします。ただし、表Aの定義をすべて満たす場合であっても、表Bに掲げるものは対象となる不慮の事故に該当しません。

表A 急激・偶発・外来の定義

急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性または持続性
	が認められるものは該当しません。)
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者の故意にもとづかず、かつ、被保険者にとって予見できな
	いことをいいます。
外来	事故および事故の原因が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(疾病や疾病に起因する外因等
	身体の内部に原因があるものは該当しません。)

表B 不慮の事故に該当しないもの

しないもの
疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪した場合
における、その軽微な外因
疾病の診断または治療を目的とした医療行為、処置および医薬品等の使用による有害作用(い
ずれも患者の行った場合を含みます。)
疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸
入または嚥下による気道閉塞または窒息
つぎに掲げるもの
(1) 気象条件による過度の高温(熱中症(日射病、熱射病)等の原因となったもの)
(2) 高圧、低圧および気圧の変化(高山病、航空病、潜水病等の原因となったもの)
(3) 食料、水分の不足(飢餓、脱水症等の原因となったもの)
(4) 身体の動揺(乗り物酔い等の原因となったもの)、騒音、振動
過度の肉体行使、レクリエーションその他の活動における過度の運動
つぎに掲げるもの
(1) 接触皮膚炎の原因となった洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質の作用
(2) アレルギー、皮膚炎等の原因となった外用薬の作用または薬物接触
(3) 細菌性の食中毒またはアレルギー性、中毒性の胃腸炎もしくは大腸炎等の原因となった飲
食物等の摂取
司法当局の命令により執行されたすべての処刑

備 考

בי הוע	
該当例	非該当例
つぎのようなものは、表Aの定義をすべて満たす場合に、	つぎのようなものは、表Aの定義のいずれかを満たさない
急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。	ため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。
・交通事故	・公害
・転落、転倒	・職業病の原因となったもの
・火災	・自殺および自傷行為
· 溺水	・感染症
窒息	・疾病の症状に起因する入浴中の溺水

別表3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

- 1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)
- 2. 第1号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表 4 入院

「入院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。)が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表3に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表 5 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、つぎのいずれかの法律にもとづく医療保険制度をいいます。

- 1. 健康保険法
- 2. 国民健康保険法
- 3. 国家公務員共済組合法
- 4. 地方公務員等共済組合法
- 5. 私立学校教職員共済法
- 6. 船員保険法
- 7. 高齢者の医療の確保に関する法律

別表6 医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

別表7 歯科診療報酬点数表

「歯科診療報酬点数表」とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

別表8 先進医療

「先進医療」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、平成18年9月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養」第1条第1号の規定にもとづき、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。

別表 9 特定部位・指定疾病不担保法により不担保とする部位および指定疾病

	身 体 部 位・指 定 疾 病 の 名 称
2	耳(内耳、中耳、外耳を含みます。)および乳様突起
3	鼻(副鼻腔を含みます。)
5	甲状腺
6	胃および十二指腸
7	小腸
8	盲腸(虫様突起を含みます。)
9	大腸および直腸
10	肛門
11	肝臓、胆囊および胆管
12	膵臓
13	肺臓、胸膜、気管および気管支
14	腎臓および尿管
15	膀胱および尿道
16	睾丸および副睾丸
17	前立腺
20	乳房
21	頸椎部(当該神経を含みます。)
22	胸椎部(当該神経を含みます。)
23	腰椎部(当該神経を含みます。)
24	仙骨部および尾骨部(当該神経を含みます。)
25	左肩関節部
26	右肩関節部
27	左股関節部
28	右股関節部
29	左上肢(左肩関節部を除きます。)
30	右上肢(右肩関節部を除きます。)
31	左下肢(左股関節部を除きます。)
32	右下肢(右股関節部を除きます。)
33	子宮体部(帝王切開を受けた場合に限ります。)
34	鼠蹊部(鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニア、または大腿ヘルニアが生じた場合に限ります。)
35	皮膚(頭皮を含みます。)
36	食道
37	咽頭および喉頭 (咽頭には扁桃を含みます。喉頭には声帯を含みます。)
38	鎖骨
39	異常妊娠および異常分娩
51	眼球および眼球付属器(眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含みます。)
54	□腔、歯、舌、顎下腺、耳下腺、舌下腺および顎関節部(□腔には□唇、□蓋を含みます。)
68	子宮、卵巣、卵管および子宮付属器

別表10 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10(2003年版)準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A 20
ジフテリア	A 36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A 80
ラッサ熱	A 96. 2
クリミヤ・コンゴ出血熱	A 98. 0
マールブルグウイルス病	A 98. 3
エボラウイルス病	A 98. 4
痘瘡	B 03
重症急性呼吸器症候群 [SARS]	∪04
(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	

備考

1. 責任開始期以後の疾病

「責任開始期以後の疾病」とは、その疾病(医学上重要な関係にある疾病を含みます。)について、責任開始期前につぎのいずれにも該当しない場合をいいます。

- (1) 被保険者が医師の診療を受けたことがある場合
- (2) 被保険者が健康診断等において異常の指摘(要経過観察の指摘を含みます。) を受けたことがある場合
- (3) 被保険者が自覚可能な身体の異常が存在した場合または保険契約者が認識可能な被保険者の身体の異常が存在した場合

2. 治療を目的とした入院

美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。

3. 入院の日数が1日となる入院

入院の日数が1日となる入院については、別表4に定める入院の入院日と退院日が同一の日である場合で、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

4. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号 F 11.2、 F 12.2、 F 13.2、 F 14.2、 F 15.2、 F 16.2、 F 18.2、 F 19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、 大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

5. 医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為

医科診療報酬点数表において手術料が1日につき算定されるものとして定められている診療行為については、初日に受けた診療行為が手術に該当します。

6. 放射線を常時照射する治療

放射性物質の体内への埋込、投与等により、放射線を絶えず照射し続ける治療をいいます。

7. 異常妊娠および異常分娩

(1) 「異常妊娠および異常分娩」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10 (2003年版) 準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
流産に終わった妊娠	000~008
妊娠、分娩および産じょく<褥>における浮腫、たんぱく<蛋白>尿および高血圧性障害	O10~O16
主として妊娠に関連するその他の母体障害	020~029
胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	○30~○48
分娩の合併症	O60~O75
分娩(単胎自然分娩(O80)は除<)	O81~O84
主として産じょく<褥>に関連する合併症	O85~O92
その他の産科的病態、他に分類されないもの	094~099

(2) 「異常分娩」とは、前(1)の表中、「流産に終わった妊娠($000\sim008$)」を除いたもので、かつ、分娩に関するものをいいます。

入院一時給付特約 D条項 目次

この特約の概要

第1条 入院一時給付金の支払

第2条 入院一時給付金の支払に関する補則

第3条 入院一時給付金の請求、支払時期および支払場

第4条 特約の保険料払込の免除

第5条 特約の締結および責任開始期

第6条 特約の保険期間および保険料払込期間

第7条 特約の保険料の払込

第8条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱

第9条 特約の失効 第10条 特約の復活

第11条 告知義務

第12条 告知義務違反による解除

第13条 特約を解除できない場合

第14条 重大事由による解除

第15条 特約の解約 第16条 特約の返還金

第17条 特約の消滅とみなす場合

第18条 債権者等により特約が解約される場合の取扱

第19条 入院一時給付金額の減額

第20条 特約の更新

第21条 特約の契約者配当金

第22条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱

第23条 管轄裁判所

第24条 主約款の規定の準用

第25条 この特約を付加した場合の主契約の取扱に関す

る特則

第26条 新総合医療特約Dとあわせて主契約に付加した

場合の特則

第27条 5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配

当付定期保険に付加した場合の特則

第28条 5年ごと配当付生存給付金付定期保険または5

年ごと利差配当付生存給付金付定期保険に付加

した場合の特則

第29条 5年ごと配当付逓増定期保険等に付加した場合の特則

第30条 5年ごと配当付養老保険または5年ごと利差配 当付養老保険に付加した場合の特則

第31条 5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金 支払移行特約等を付加した場合または5年ごと 利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付年金 支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱

第32条 保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則

第33条 5年ごと配当付更新型終身移行保険または5年 ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した 場合の特則

第34条 5年ごと配当付更新型終身移行保険に5年ごと 配当付年金支払移行特約等を付加した場合また は5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に5 年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付加し た場合の特約の取扱

第35条 5年ごと配当付介護年金終身保障保険または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合の特則

第36条 5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱

第37条 5年ごと配当付介護年金保険(解約返還金なし型)に付加した場合の特則

第38条 特別条件を付けた場合の特則

第39条 契約日が平成22年3月1日以前の主契約に付加 した場合の特則

入院一時給付特約D条項

(平成25年12月18日改正)

(この特約の概要)

この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の被保険者が傷害または疾病の治療を目的とする入院をした場合に、入院一時給付金を支払うことを主な内容とするものです。

第1条(入院一時給付金の支払)

1. この特約において支払う入院一時給付金はつぎのとおりです。

	入院一時給付金を支払う場合(以下 「支払事由」といいます。)	支払額	受取人	支払事由に該当しても入院一時給付金を支払 わない場合(以下「免責事由」といいます。)
入院一時給付金	主契約の被保険者(以下「被保険者」といいます。)が、この特約の保険期間中につぎのいずれかに該当したとき(1)この特約の責任開始期(復活の取扱が行われた後は、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。)以後に発生した不慮の事故(別表2)による傷害の治療を目的として新総合医療特約D条項(H22)の規定により災害入院給付金が支払われる入院をしたとき(2)この特約の責任開始期以後に発病した疾病の治療を目的として新総合医療特約D条項(H22)の規定により疾病入院給付金が支払われる入院をしたとき	1回の入院につき、 左記の支払事由に 該当した日に る入院一時給付金 額	被保険者	つぎのいずれかにより左記の支払事由に該当したとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 被保険者の薬物依存 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

2. この特約を5年ごと配当付終身医療保険に付加した場合、第1項の規定は適用せず、この特約において支払う入院一時給付金はつぎのとおりとします。

	支払事由	支払額	受取人	免責事由
入院一時給付金	被保険者が、この特約の保険期間中につぎのいずれかに該当したとき (1) この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故(別表2)による傷害の治療を目的として主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の規定により災害入院給付金が支払われる入院をしたとき (2) この特約の責任開始期以後に発病した疾病の治療を目的として主約款の規定により疾病入院給付金が支払われる入院をしたとき	1回の入院につき、 左記の支払事由に 該当した日にお付金 額	被保険者	つぎのいずれかにより左記の支払事由に該当したとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 被保険者の薬物依存 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

第2条(入院一時給付金の支払に関する補則)

- 1. 保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金(主契約が5年ごと配当付終身医療保険の場合は災害入院給付金および疾病入院給付金)の受取人が保険契約者である場合には、第1条(入院一時給付金の支払)の規定にかかわらず、入院一時給付金の受取人は保険契約者とします。
- 2. 入院一時給付金の受取人を被保険者(第1項の規定が適用される場合には、保険契約者)以外の者に変更することはできません。
- 3. 入院一時給付金の支払回数の限度はつぎの各号のとおりとします。
 - (1) 1回の入院についての入院一時給付金の支払は1回限りとします。また、つぎのいずれかに該当する場合についても、それらの入院を通じて入院一時給付金の支払は1回限りとします。
 - (7) 入院を2回以上した場合で、新総合医療特約D条項(H22)の規定(主契約が5年ごと配当付終身医療保険の場合は主約款に定める災害入院給付金または疾病入院給付金の支払に関する規定)により1回の入院とみなされるとき
 - (イ) 2以上の不慮の事故(別表2)による傷害の治療を目的とする入院を開始した場合、または不慮の事故による傷害の治療を目的とする入院中に異なる不慮の事故による傷害の治療を開始した場合で、新総合医療特約D条項(H22)の規定により入院開始の直接の原因となった不慮の事故により継続して入院したものとみなされるとき

- (ウ) 疾病の治療を目的とする入院を開始したときに、異なる疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる疾病を併発した場合で、新総合医療特約D条項(H22)の規定(主契約が5年ごと配当付終身医療保険の場合は主約款に定める疾病入院給付金の支払に関する規定)によりその入院開始の直接の原因となった疾病により継続して入院したものとみなされるとき
- (2) 入院一時給付金の支払は、支払回数を通算して30回とします。
- 4. つぎの各号のいずれかに該当する入院は、疾病の治療を目的とする入院とみなして、第1条の規定を適用します。
 - (1) この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故(別表2)以外の外因による傷害の治療を目的とする入院
 - (2) この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院
 - (3) この特約の責任開始期以後に開始した異常分娩のための入院
- 5. 被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病または発生した不慮の事故(別表 2)もしくはそれ以外の外因による傷害の治療を目的として入院した場合でも、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院は、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして、第1条の規定を適用します。
- 6. 被保険者がこの特約の責任開始期前にすでに発病していた疾病の治療を目的としてこの特約の責任開始期以後に入院した場合でも、当会社が、この特約の締結または復活の際に、告知等により知っていたその疾病に関する事実(第13条 (特約を解除できない場合)に規定する保険媒介者のみが知っていた事実は含みません。)を用いて承諾したときは、この特約の責任開始期以後に発病した疾病の治療を目的として入院したものとみなして、第1条の規定を適用します。ただし、保険契約者または被保険者がその疾病に関する事実の一部のみを告げたことにより、当会社が重大な過失なくその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
- 7. 被保険者が地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって入院した場合には、当会社は、入院一時給付金を支払いません。ただし、その原因によって入院した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、当会社は、その程度に応じ、入院一時給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

第3条(入院一時給付金の請求、支払時期および支払場所)

- 1. 入院一時給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに当会社に通知してください。
- 2. 入院一時給付金の受取人は、当会社に、請求に必要な書類(別表 1)を提出して、入院一時給付金を請求してください。
- 3. 入院一時給付金の支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

第4条(特約の保険料払込の免除)

- 1. 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。
- 2. 第1項のほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (1) 主契約の保険料の払込方法(回数) が一時払のとき
 - (2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき

第5条(特約の締結および責任開始期)

- 1. この特約は、主契約締結の際、保険契約者の申出によって主契約に付加して締結します。この場合、主契約が5年ごと配当付終身医療保険の場合を除き、新総合医療特約D(H22)とあわせて付加することを要します。
- 2. この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。
- 3. 第1項に定めるほか、保険契約者は、主契約の契約日後、当会社の定める取扱にもとづき、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

第6条(特約の保険期間および保険料払込期間)

- この特約の保険期間および保険料払込期間は、つぎの各号のとおりとします。ただし、主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合または主契約の保険料払込期間が終身の場合には、第2号の規定は適用しません。
- (1) この特約の保険期間を年満期で定めたとき
 - この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の責任開始期から被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とし、当会社所定の範囲内で定めます。
- (2) この特約の保険期間を歳満期で定めたとき
 - この特約の保険期間は、主契約の責任開始期から被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までとし、この特約の保険料払込期間の満了日は、主契約の保険料払込期間の満了日と同一とします。
- (3) この特約の保険期間を終身としたとき
 - この特約の保険料払込期間の満了日は、主契約の保険料払込期間の満了日と同一とします。ただし、主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合または主契約の保険料払込期間が終身の場合には、つぎのとおりとします。
 - (7) 主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合には、この特約の保険料払込期間の満了日は、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日と同一とします。
 - (イ) 主契約の保険料払込期間が終身の場合には、この特約の保険料払込期間は終身または被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までのいずれかとします。

第7条(特約の保険料の払込)

- 1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
- 2. 主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
- 3. 第1項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める契約応当日(月払契約の場合は 月単位の契約応当日、半年一括払契約の場合は半年単位の契約応当日、年一括払契約の場合は年単位の契約応当日)以 後その契約応当日の属する月の末日までにこの特約による入院一時給付金の支払事由が生じた場合には、当会社は、入 院一時給付金から未払込保険料を差し引きます。ただし、入院一時給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契 約者は、主約款に定める保険料払込の猶予期間の満了する時までに、その未払込保険料を払い込んでください。この未 払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、入院一時給付金を支払いません。
- 4. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払 込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- 5. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において 払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法(回数)にかかわらず年一括払保険料とし、当会社の定める取扱にもとづき、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
- 6. 第5項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
- 7. 第5項に規定する前納が行われなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。
- 8. 主約款の保険契約の消滅等における保険料の残額に相当する金額の支払に関する規定は、この特約の年一括払保険料 および半年一括払保険料について準用します。
- 9. 主契約の保険料の払込方法(回数)が月払の場合で、すでにこの特約の保険料が払い込まれている主約款に定める保険料期間の中途でつぎの各号のいずれかの事由が生じたときであっても、当会社は、その保険料期間に対応するこの特約の保険料を払い戻しません。
 - (1) この特約の消滅
 - (2) 入院一時給付金額の減額
 - (3) この特約の保険料払込の免除
- 10. 第9項の規定は、主契約の保険料の払込方法(回数)が月払の場合のこの特約の第1回保険料について準用します。

第8条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- 1. 主約款に定める保険料払込の猶予期間中に、この特約による入院一時給付金の支払事由が発生した場合には、当会社は、入院一時給付金から未払込保険料を差し引きます。
- 2. 入院一時給付金が第1項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する時までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、入院一時給付金を支払いません。

第9条(特約の失効)

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第10条 (特約の復活)

- 1. 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2. 当会社は、第1項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の復活の取扱をします。

第11条(告知義務)

当会社が、この特約の締結または復活の際、入院一時給付金の支払事由または保険料払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、当会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

第12条 (告知義務違反による解除)

- 1. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第11条(告知義務)の規定により当会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- 2. 当会社は、入院一時給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、入院一時給付金の支払または保険料払込の免除を行いません。また、すでに入院一時給付金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
- 3. 第2項の規定にかかわらず、入院一時給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または入院一時給付金の受取人が証明したときは、入院一時給付金を支払い、または保険料の払込を免除します。
- 4. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない

場合には、当会社は、被保険者または入院一時給付金の受取人に通知します。

5. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、当会社は、解約返還金があるときは、これと同額の返還金を保険契約者に支払います。

第13条(特約を解除できない場合)

当会社は、つぎのいずれかの場合には、第12条(告知義務違反による解除)の規定によるこの特約の解除をすることができません。ただし、第4号または第5号に規定する行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第11条(告知義務)の規定により当会社が告知を求めた事項のうち解除の原因となる事実について、事実を告げなかったと認められる場合または事実でないことを告げたと認められる場合には、第4号および第5号の規定は適用しません。

- (1) 当会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき
- (2) 当会社が、解除の原因があることを知った日の翌日からその日を含めて 1 か月を経過したとき
- (3) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、入院一時給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じたときを除きます。
- (4) 当会社のためにこの特約の締結の媒介を行うことができる者(当会社のためにこの特約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第11条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
- (5) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第11条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき

第14条 (重大事由による解除)

- 1. 当会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者または入院一時給付金の受取人がこの特約の入院一時給付金(保険料払込の免除を含みます。 以下本項において同じ。) を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。) をした場合
 - (2) この特約の入院一時給付金の請求に関し、その受取人(保険料払込の免除の請求については保険契約者)に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に 反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または入院一時給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (7) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (I) 保険契約者または入院一時給付金の受取人が法人である場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 当会社の保険契約者、被保険者または入院一時給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする第1号から第4号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 2. 当会社は、入院一時給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 第 1 項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による入院一時給付金を支払いません。また、すでにその 支払事由により入院一時給付金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求します。
 - (2) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険料払込の免除事由による保険料払込の免除を行いません。また、すでにその保険料払込の免除事由により保険料の払込を免除していたときは、当会社は、保険料の払込を免除しなかったものとします。
- 3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者または入院一時給付金の受取人に通知します。
- 4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、当会社は、解約返還金があるときは、これと同額の返還金を保険契約者に支払います。

第15条 (特約の解約)

保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

第16条 (特約の返還金)

- 1. この特約の解約返還金は、経過年月数(保険料払込中の特約において経過年月数が保険料の払込年月数をこえている場合は払込年月数)により計算します。
- 2. この特約が解約または解除されたときは、当会社は、この特約の解約返還金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返還金(第7条(特約の保険料の払込)第8項の規定により支払われる返還金を含みます。)をそれらの元利金の返済にあてます。

- 3. この特約が第17条(特約の消滅とみなす場合)第1号の規定によって消滅した場合には、第2項の規定を準用します。 ただし、主約款の規定によって主契約の責任準備金を払い戻すときは、この特約の責任準備金を主約款の規定に準じて 払い戻します。
- 4. この特約が第17条第3号または第4号の規定によって消滅した場合には、この特約の責任準備金を入院一時給付金の受取人(主契約が5年ごと配当付終身医療保険の場合は保険契約者)に支払います。
- 5. 第3項の規定にかかわらず、主約款の規定によって主契約の保険金(主契約が5年ごと配当付終身医療保険の場合は 死亡給付金)を支払う場合には、この特約の解約返還金または責任準備金の払戻はありません。
- 6. 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返還金は、主契約の解約返還金に加えません。

第17条(特約の消滅とみなす場合)

つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約または新総合医療特約D(H22) が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 主契約が払済保険に変更されたとき
- (3) 新総合医療特約D条項(H22)(主契約が5年ごと配当付終身医療保険の場合は主約款)の規定による災害入院給付金の支払われた日数および疾病入院給付金の支払われた日数がいずれも通算して1,095日(主契約が5年ごと配当付終身医療保険の場合は1,000日)に達したとき
- (4) 第1条(入院一時給付金の支払) および第2条(入院一時給付金の支払に関する補則) の規定による入院一時給付金の支払回数が通算して30回に達したとき

第18条 (債権者等により特約が解約される場合の取扱)

差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者によりこの特約が解約される場合のつぎの各号の取扱については、主約款の規定を準用します。

- (1) 解約の効力の発生
- (2) 特約の存続
- (3) 第1号により解約の効力が生じるまでまたは第2号により解約の効力が生じなくなるまでに、入院一時給付金の支払事由の発生によりこの特約が消滅する場合の取扱

第19条 (入院一時給付金額の減額)

- 1. 保険契約者は、いつでも、当会社の定める取扱にもとづき、入院一時給付金額を減額することができます。ただし、減額後の入院一時給付金額は、当会社の定める金額以上であることを要します。
- 2. 第1項の規定によって、入院一時給付金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

第20条 (特約の更新)

- 1. この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とします。
- 2. 第1項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、当会社は、第1項の更新を取り扱いません。
 - (1) この特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳のとき
 - (2) この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえているとき
 - (3) 主契約の保険料の払込方法(回数) が一時払のとき
 - (4) この特約の保険期間を歳満期で定めたとき
- 3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、この特約は、当会社の定める取扱にもとづき、保険期間を変更して更新します。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳をこえるとき
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえるとき
 - (3) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新するとき
 - (4) 主契約の締結後にこの特約を付加した場合で、この特約の更新日が、主契約に付加されている他の特約の更新日と 同一であるとき
- 4. 保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。この場合、更新後のこの特約の保険期間は、当会社の定める取扱にもとづき、年満期、歳満期または終身のいずれかによって定めるものとします。
- 5. 更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた主約款に定める保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第7条(特約の保険料の払込)第4項の規定を適用します。
- 6. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、 主約款に定める保険料の自動貸付の規定を準用します。
- 7. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了日までにつぎの各号のいずれかの事由が生じたときは、第7条第3項および第8条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。
 - (1) 入院一時給付金の支払事由
 - (2) 主契約の保険料払込の免除事由
 - (3) 主契約に付加されている特約の保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付の支払事由

- 8. 第5項から第7項までの規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満3日の翌日に更新する場合には、つぎの各号のとありとします。
 - (1) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法(回数) にかかわらず年一括払保険料とし、当会社の定める取扱にもとづき、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに第7項の規定を準用します。
 - (2) 更新日以後、猶予期間の満了日までに、第1号に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
- 9. この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。
 - (1) 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日からその日を含めて計算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の保険年齢によって計算します。
 - (2) 更新後のこの特約には更新日における特約条項および保険料率が適用されます。
 - (3) 第1条(入院一時給付金の支払)、第2条(入院一時給付金の支払に関する補則) および第13条(特約を解除できない場合)に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。
 - (4) 更新前のこの特約において告知義務違反による解除の事由があるときは、当会社は、更新後のこの特約を解除することができます。
 - (5) 当会社は、新たな保険証券を交付しません。
- 10. 更新日に当会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約にかえて、当会社所定の特約により、更新とみなして取り扱うことがあります。

第21条(特約の契約者配当金)

- 1. この特約の付加日(この特約が更新された場合には、直前の更新日)から所定年数を経過し、かつ、所定の条件を満たすこの特約に対して、契約者配当金を割り当てることがあります。
- 2. 第1項の規定によって割り当てた契約者配当金は、当会社の定める取扱にもとづき支払います。

第22条(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)

- 1. 主契約の保険料払込期間を短縮した場合には、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 特約の保険期間を年満期で定めたとき
 - この特約の保険期間の満了日が、短縮後の主契約の保険料払込期間の満了日をこえることとなるときは、当会社の 定める取扱にもとづき、この特約の保険期間を短縮することがあります。
 - (2) 特約の保険期間を歳満期で定めたときまたは終身としたとき この特約の保険料払込期間を主契約の保険料払込期間にあわせて短縮します。
- 2. 主契約の保険料払込期間を延長した場合には、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 特約の保険期間を年満期で定めたとき
 - この特約の保険期間の満了日が、変更前の主契約の保険料払込期間の満了日と同一のときは、この特約の保険期間 もあわせて延長します。
 - (2) 特約の保険期間を歳満期で定めたときまたは終身としたとき
 - この特約の保険料払込期間を主契約の保険料払込期間にあわせて延長します。この場合、この特約の保険期間が歳満期で定められている場合で、延長後のこの特約の保険料払込期間の満了日が、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日と同一となるときは、保険料払込期間の延長後のこの特約の保険期間は年満期で定められたものとして取り扱います。
- 3. 第1項または第2項の規定により、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、返還金をそれらの元利金の返済にあてます。

第23条 (管轄裁判所)

この特約における入院一時給付金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第24条(主約款の規定の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第25条 (この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則)

- 1. つぎの各号について主約款の規定を適用する場合には、この特約の解約返還金を、主契約の解約返還金に加えて取り扱います。
 - (1) 保険料の自動貸付
 - (2) 払済保険への変更
- 2. 第1項第1号の保険料の自動貸付は、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について行うものとします。
- 3. この特約を5年ごと配当付終身医療保険に付加した場合で、主契約について主約款の保険料の自動貸付の規定を適用する場合には、第1項の規定にかかわらず、この特約の解約返還金を、保険料の自動貸付の限度として主約款に定める額に加えて取り扱います。

第26条 (新総合医療特約Dとあわせて主契約に付加した場合の特則)

新総合医療特約Dとあわせて主契約に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「新総合医療特約D(H22)」とあるのは「新総合医療特約D」と、「新総合医療特約D条項(H22)」とあるのは「新総合医療特約D条項」と読み替えます。
- (2) 第2条(入院一時給付金の支払に関する補則)第3項第1号(イ)の規定は適用しません。
- (3) 第16条(特約の返還金)第4項中「入院一時給付金の受取人」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。
- (4) 第17条(特約の消滅とみなす場合)第1項第3号中「災害入院給付金の支払われた日数および疾病入院給付金の支払われた日数がいずれも通算して1,095日(主契約が5年ごと配当付終身医療保険の場合は1,000日)」とあるのは「主契約の被保険者にかかわる災害入院給付金の支払われた日数および疾病入院給付金の支払われた日数がいずれも通算して1,000日」と読み替えます。

第27条 (5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者は、第5条(特約の締結および責任開始期)の規定によるほか、主契約更新の際にも被保険者の同意を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、当会社がこの特約付加の申込を承諾したときは、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
 - (7) この特約の第1回保険料を受け取った時(告知の前に受け取った場合には、告知の時)
 - (イ) 更新前にこの特約の第1回保険料を受け取り、かつ、告知を受けた場合には、更新の時
- (2) この特約の保険期間および保険料払込期間は、第6条(特約の保険期間および保険料払込期間)の規定にかかわらず、主契約の保険期間と同一とします。
- (3) 第2号の規定にかかわらず、主契約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳をこえることと なる場合には、この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の責任開始期から被保険者の保険年齢が80歳と なる年単位の契約応当日の前日までとします。
- (4) この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主契約と同時に更新されます。この場合にはつぎのとおりとします。
 - (7) 第20条(特約の更新)の規定は適用せず、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険期間および保険料払込期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (ウ) 入院一時給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (5) 第4号の規定により、この特約が更新される場合で、更新日に当会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、 この特約にかえて、当会社所定の特約により、更新とみなして取り扱うことがあります。
- (6) 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間および保険料払込期間の満了日が、主契約の保険期間の満了日をこえることとなるときは、その限度までこの特約の保険期間および保険料払込期間を短縮します。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。

第28条(5年ごと配当付生存給付金付定期保険または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付生存給付金付定期保険または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険に付加した場合には、第27条(5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合の特則)第1号、第2号、第4号および第5号の規定を適用します。

第29条(5年ごと配当付逓増定期保険等に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付逓増定期保険、5年ごと配当付新種逓増定期保険、5年ごと利差配当付逓増定期保険または5年ごと利差配当付新種逓増定期保険に付加した場合には、第27条(5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合の特則)第2号および第3号の規定を適用します。

第30条 (5年ごと配当付養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間および保険料払込期間は、第6条(特約の保険期間および保険料払込期間)の規定にかかわらず、主契約の保険期間を限度とし、当会社所定の範囲内で定めます。ただし、主契約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳をこえることとなる場合には、この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の責任開始期から被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。
- (2) 主契約の保険期間または保険料払込期間を短縮した場合、この特約の保険期間および保険料払込期間の満了日が、主契約の保険期間または保険料払込期間の満了日をこえることとなるときは、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の保険期間および保険料払込期間を短縮することがあります。
- (3) この特約の保険期間および保険料払込期間の満了日が主契約の保険期間または保険料払込期間の満了日と同一の場合で、主契約の保険期間または保険料払込期間を延長したときは、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の保険期間および保険料払込期間を延長することがあります。
- (4) 第2号または第3号の規定により、この特約の保険期間および保険料払込期間が変更された場合には、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、返還金をそれらの元利金の返済にあてます。

第31条(5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱)

- 1. 5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 主契約の全部について5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用したときは、つぎのとおりとします。
 - (7) 特約の保険期間を年満期で定めたとき
 - (a) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第6条(特約の保険期間および保険料払込期間)の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。
 - (b) 前(a)により、この特約の保険期間が変更された場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (イ) 特約の保険期間を歳満期で定めたとき
 - (a) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第6条の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。
 - (b) 前(a)により、この特約の保険期間が変更された場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受します。
 - (ウ) 特約の保険期間が終身のとき
 - (a) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、特約年金支払開始日における被保険者の保険年齢が80歳以上であるときは、この特約は解約されたものとします。
 - (b) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、特約年金支払開始日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第6条の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。ただし、この満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳をこえるときは、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までとします。
 - (c) 前(b)により、この特約の保険期間が変更された場合、変更後のこの特約の保険期間は歳満期で定められたものとします。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受します。
 - (d) 主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合で、前(b)により、この特約の保険期間が変更された場合には、前(c)の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間は変更後のこの特約の保険期間と同一とし、変更後のこの特約の保険期間は年満期で定められたものとします。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (I) 第2条(入院一時給付金の支払に関する補則)第1項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金 (主契約が5年ごと配当付終身医療保険の場合は災害入院給付金および疾病入院給付金)の受取人が保険契約者で ある場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付 年金支払移行特約の締結日前の主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。
- (2) 主契約の一部について5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用した場合で、5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用しない終身保険部分(残存する死亡保障部分をいいます。以下同じ。)が消滅したときは、つぎのとおりとします。
 - (7) 特約の保険期間を年満期で定めたとき 特約年金の種類が確定年金であるときは、第1号(7)(a)および(b)の規定を適用します。
 - (イ) 特約の保険期間を歳満期で定めたとき 特約年金の種類が確定年金であるときは、第1号(イ)(a)および(b)の規定を適用します。
 - (ウ) 特約の保険期間が終身のとき 特約年金の種類が確定年金であるときは、第1号(ウ)(a)から(d)までの規定を適用します。
 - (I) 第2条第1項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金(主契約が5年ごと配当付終身医療保険の場合は災害入院給付金および疾病入院給付金)の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用しない終身保険部分の消滅時の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。
- 2. 5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 本特約条項中「被保険者」とあるのは5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移 行特約条項中「第1被保険者」をいいます。
 - (2) 第1被保険者が死亡したときは、この特約は消滅します。
 - (3) 主契約の全部について5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項を適用したときは、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約」と読み替えて第1項第1号(I)の規定を適用します。
 - (4) 主契約の一部について5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項を適用した場合で、5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項を適用しない終身保険部分(残存する死亡保障部分をいいます。)が消滅したときは、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項」と読み替えて第1項第2号(I)の規定を適用します。
- 3. 5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付介護割増年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約(H13)を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の全部について5年ごと配当付介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約条項(H13)を適用したときは、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付介護割増年金移行特約または5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約(H13)」と読み替えて第1項第1号(I)の規定を適用します。
- (2) 主契約の一部について5年ごと配当付介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約条項(H13)を適用した場合で、5年ごと配当付介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約条項(H13)を適用しない終身保険部分(残存する死亡保障部分をいいます。)が消滅したときは、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約条項(H13)」と読み替えて第1項第2号(I)の規定を適用します。
- 4. 5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約(H13)を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 本特約条項中「被保険者」とあるのは5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項(H13)中「第1被保険者」をいいます。
 - (2) 第1被保険者が死亡したときは、この特約は消滅します。
 - (3) 主契約の全部について5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項(H13)を適用したときは、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約(H13)」と読み替えて第1項第1号(I)の規定を適用します。
 - (4) 主契約の一部について5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項(H13)を適用した場合で、5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項(H13)を適用しない終身保険部分(残存する死亡保障部分をいいます。)が消滅したときは、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項(H13)」と読み替えて第1項第2号(I)の規定を適用します。
- 5. つぎの各号の場合には、第16条(特約の返還金)第5項中「主約款の規定によって主契約の保険金(主契約が5年ごと配当付終身医療保険の場合は死亡給付金)を支払う場合」とあるのは「被保険者が死亡した場合」と読み替えます。
 - (1) 主契約の全部について、つぎのいずれかの特約条項を適用したとき
 - (ア) 5年ごと配当付年金支払移行特約条項
 - (イ) 5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項
 - (ウ) 5年ごと配当付介護割増年金移行特約条項
 - (I) 5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項
 - (オ) 5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項
 - (カ) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項
 - (‡) 5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約条項(H13)
 - (ク) 5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項(H13)
 - (2) 主契約の一部について、第1号(7)から(7)までのいずれかの特約条項を適用した場合で、これらの特約条項を適用しない終身保険部分(残存する死亡保障部分をいいます。)が消滅したとき

第32条(保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険に 付加した場合の特則)

- 1. 5年ごと配当付終身保険または5年ごと利差配当付終身保険の主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約の保険期間を年満期で定めたときは、つぎのとおりとします。
 - (7) この特約の保険期間の満了日が、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日以外のときは、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日まで、この特約の保険期間を延長します。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (4) 前(7)にかかわらず、この特約の更新日と保険料の払込完了日が同一の場合、第20条(特約の更新)第2項および第3項中「主契約の保険料払込期間の満了日」とあるのは「保険料の払込完了日の前日」と読み替えて、第20条第1項から第3項まで、第9項および第10項の規定を適用します。
 - (2) この特約の保険期間が終身のときは、つぎのとおりとします。
 - (ア) この特約の保険料払込期間が終身のとき
 - この特約の保険料払込期間の満了日を被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日に変更します。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (1) この特約の保険料払込期間が被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までのとき この特約の保険期間および保険料払込期間は変更せず、そのまま有効に継続します。
 - (3) 保険料の払込完了日以後において払い込むべきこの特約の保険料は、当会社の定める取扱にもとづき、保険料の払込完了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
 - (4) 第3号に定める金額の払込については、保険料の払込完了特則適用前の主契約の保険料の払込方法(回数)に応じて、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
 - (5) 第3号に定める金額が払い込まれなかったときは、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

- 2. 保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の全部について5年ごと配当付年金支払移行特約条項を適用した場合または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の全部について5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約の保険期間を年満期で定めた場合には、第1項中「保険料の払込完了日」とあるのは「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日」と、「保険料の払込完了特則」とあるのは「5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」と読み替えて第1項第1号および第3号から第5号までの規定を適用します。
 - (2) この特約の保険期間が終身の場合には、つぎのとおりとします。
 - (7) 特約年金の種類が保証期間付終身年金で、かつ、この特約の保険料払込期間が終身のときは、この特約の保険料払込期間の満了日を被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日に変更します。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (イ) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、特約年金支払開始日における被保険者の保険年齢が80歳以上であるときは、この特約は解約されたものとします。
 - (ウ) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、特約年金支払開始日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第6条(特約の保険期間および保険料払込期間)の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。ただし、この満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳をこえるときは、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までとします。
 - (I) 前(ウ)により、この特約の保険期間が変更された場合、この特約の保険料払込期間は変更後のこの特約の保険期間 と同一とし、変更後のこの特約の保険期間は年満期で定められたものとします。この場合、当会社の定めた方法で 計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (オ) 第1項中「保険料の払込完了日」とあるのは「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日」と、「保険料の払込完了特則」とあるのは「5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」と読み替えて第1項第3号から第5号までの規定を適用します。
- 3. 保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加し、主契約の全部について5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項を適用した場合または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加し、主契約の全部について5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項を適用した場合には、第1項中「保険料の払込完3日」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約の締結日」と、「保険料の払込完3特則」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項」と読み替えて第1項第1号から第5号までの規定を適用します。
- 4. 第4条(特約の保険料払込の免除)の規定によるほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (1) 主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了した場合で、保険料の払込完了日以後のとき
 - (2) 保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金支払移行特約もしくは5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約もしくは5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合で、これらの特約の締結日以後のとき

第33条 (5年ごと配当付更新型終身移行保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付更新型終身移行保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合には、 つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第17条(特約の消滅とみなす場合)第1号中「主契約または新総合医療特約D(H22)が解約その他の事由によって消滅したとき」とあるのは「主契約または新総合医療特約D(H22)が解約その他の事由によって消滅したとき(主契約の保険金支払事由が発生したために主契約のうち保険金に対応する部分が消滅したときを含みます。)」と読み替えます。
- (2) この特約が主契約の終身保障への移行と同時に更新された場合で、更新日以後のときにも、主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
- (3) 保険契約者は、第5条(特約の締結および責任開始期)の規定によるほか、主契約更新の際にも被保険者の同意を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、当会社がこの特約付加の申込を承諾したときは、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
 - (7) この特約の第1回保険料を受け取った時(告知の前に受け取った場合には、告知の時)
 - (イ) 更新前にこの特約の第1回保険料を受け取り、かつ、告知を受けた場合には、更新の時
- (4) この特約の保険期間および保険料払込期間は、第6条(特約の保険期間および保険料払込期間)の規定にかかわらず、つぎのとおりとします。
 - (7) この特約の保険期間を年満期で定めたとき この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) この特約の保険期間を歳満期で定めたとき この特約の保険期間は、主契約の責任開始期から被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までとし、この特約の保険料払込期間の満了日は、主契約の指定年齢到達日の前日と同一とします。
 - (ウ) この特約の保険期間を終身としたとき この特約の保険料払込期間の満了日は、主契約の指定年齢到達日の前日と同一とします。
- (5) 第4号(イ)または(ウ)の規定により、保険期間を歳満期で定めたこの特約または保険期間を終身とするこの特約を主契約に付加して締結した場合には、つぎのとおりとします。

- (7) 主契約の指定年齢を変更した場合には、この特約の保険料払込期間もこれにあわせて変更します。
- (イ) 前(ア)により、この特約の保険料払込期間が変更された場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、返還金をそれらの元利金の返済にあてます。
- (6) この特約の保険期間が満了する場合で、かつ、主約款の規定により主契約が更新される場合には、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主契約と同時に更新されます。この場合にはつぎのとおりとします。
 - (7) 第20条(特約の更新)の規定は適用せず、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間および保険料払込期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (ウ) 前(イ)のほか、保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。この場合、更新後のこの特約の保険期間は、歳満期または終身のいずれかによって定めるものとします。
 - (I) 入院一時給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (7) この特約の保険期間が満了する場合で、かつ、主約款の規定により主契約が終身保障に移行される場合には、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主契約の終身保障への移行と同時に更新されます。この場合にはつぎのとおりとします。
 - (7) この特約の保険期間および保険料払込期間は、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までとします。
 - (イ) この特約の保険料は、年一括払保険料とし、当会社の定める取扱にもとづき、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに第20条第7項の規定を準用します。
 - (ウ) 更新日以後、猶予期間の満了日までに、前(イ)に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
- (8) 第6号または第7号の規定により、この特約が更新される場合で、更新日に当会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約にかえて、当会社所定の特約により、更新とみなして取り扱うことがあります。

第34条(5年ごと配当付更新型終身移行保険に5年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱)

- 1. 5年ごと配当付更新型終身移行保険に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約の保険期間を年満期で定めたときは、つぎのとおりとします。
 - (7) この特約は、5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日に更新されたものとし、第33条(5年ごと配当付更新型終身移行保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合の特則)第7号および第8号の規定を準用します。
 - (イ) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第33条第7号(ア)の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。
 - (2) この特約の保険期間を歳満期で定めたときは、つぎのとおりとします。
 - (7) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第33条第4号の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。
 - (イ) 前(ア)により、この特約の保険期間が変更された場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受します。
 - (3) この特約の保険期間が終身のときは、つぎのとおりとします。
 - (7) 特約年金の種類が確定年金のときは、この特約の保険期間は、第33条第4号の規定にかかわらず、年金支払期間 の満了日までとします。ただし、この満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳をこえるときは、被保険者 の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までとします。
 - (イ) 前(ア)により、この特約の保険期間が変更された場合、変更後のこの特約の保険期間は歳満期で定められたものとします。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受します。
 - (4) 第2条(入院一時給付金の支払に関する補則)第1項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金(主契約が5年ごと配当付終身医療保険の場合は災害入院給付金および疾病入院給付金)の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日前の主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。
- 2. 5年ごと配当付更新型終身移行保険に5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 本特約条項中「被保険者」とあるのは5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移 行特約条項中「第1被保険者」をいいます。
 - (2) 第1被保険者が死亡したときは、この特約は消滅します。
 - (3) この特約の保険期間を年満期で定めた場合、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約」と読み替えて第1項第1号(7)の規定を適用します。
 - (4) 第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約」と読み替えて第1項第4号の規定を適用します。
- 3. 5年ごと配当付更新型終身移行保険に5年ごと配当付介護割増年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当

付更新型終身移行保険に5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約(H13)を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間を年満期で定めた場合、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付介護割増年金移行特約または5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約(H13)」と読み替えて第1項第1号(7)の規定を適用します。
- (2) 第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付介護割増年金移行特約または5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約(H13)」と読み替えて第1項第4号の規定を適用します。
- 4. 5年ごと配当付更新型終身移行保険に5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約(H13)を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 本特約条項中「被保険者」とあるのは5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項(H13)中「第1被保険者」をいいます。
 - (2) 第1被保険者が死亡したときは、この特約は消滅します。
 - (3) この特約の保険期間を年満期で定めた場合、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約(H13)」と読み替えて第1項第1号(ア)の規定を適用します。
 - (4) 第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと 配当付夫婦介護割増年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約(H13)」と読み替えて第1項 第4号の規定を適用します。
- 5. 第1項から第4項までの場合、第16条(特約の返還金)第5項中「主約款の規定によって主契約の保険金(主契約が5年ごと配当付終身医療保険の場合は死亡給付金)を支払う場合」とあるのは「被保険者が死亡した場合」と読み替えます。

第35条 (5年ごと配当付介護年金終身保障保険または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付介護年金終身保障保険または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条(入院一時給付金の支払に関する補則)第1項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金(主契約が5年ごと配当付終身医療保険の場合は災害入院給付金および疾病入院給付金)の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、主契約の介護年金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。
- (2) 第16条(特約の返還金)第5項中「主約款の規定によって主契約の保険金(主契約が5年ごと配当付終身医療保険の場合は死亡給付金)を支払う場合」とあるのは、主契約の第1回の介護年金の支払日前においては「主約款の規定によって主契約の死亡給付金を支払う場合」、第1回の介護年金の支払日以後においては「被保険者が死亡した場合」と読み替えます。
- (3) 主契約の保険料払込期間が終身の場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (7) 主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了する場合には、第32条(保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則)第1項第1号から第5号までの規定を適用します。
 - (イ) 第4条(特約の保険料払込の免除)の規定によるほか、つぎの場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定 を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (a) 主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了した場合で、保険料の払込完了日以後のとき
 - (b) 保険料払込期間が終身の5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付年金支払移行特約もしくは5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約もしくは5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合で、これらの特約の締結日以後のとき

第36条(5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合または5年ごと利差 配当付介護年金終身保障保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱)

- 1. 5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。 (1) この特約の保険期間を年満期で定めたときは、つぎのとおりとします。
 - (7) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第6条(特約の保険期間および保険料払込期間)の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。
 - (イ) 前(ア)により、この特約の保険期間が変更された場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (2) この特約の保険期間を歳満期で定めたときは、つぎのとおりとします。
 - (7) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第6条の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。
 - (イ) 前(ア)により、この特約の保険期間が変更された場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受します。
 - (3) この特約の保険期間が終身のときは、つぎのとおりとします。
 - (7) 特約年金の種類が保証期間付終身年金で、かつ、この特約の保険料払込期間が終身のときは、この特約の保険料

払込期間の満了日を被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日に変更します。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。

- (イ) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、特約年金支払開始日における被保険者の保険年齢が80歳以上であるときは、この特約は解約されたものとします。
- (ウ) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、特約年金支払開始日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第6条の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。ただし、この満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳をこえるときは、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までとします。
- (I) 前(ウ)により、この特約の保険期間が変更された場合、変更後のこの特約の保険期間は歳満期で定められたものとします。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受します。
- (オ) 主契約の保険料の払込方法(回数) が一時払または主契約の保険料払込期間が終身の場合で、前(ウ)により、この特約の保険期間が変更された場合には、前(I)の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間は変更後のこの特約の保険期間と同一とし、変更後のこの特約の保険期間は年満期で定められたものとします。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。
- (4) 保険料払込期間が終身の5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加した場合または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合には、第32条(保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則)第1項中「保険料の払込完3日」とあるのは「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日」と、「保険料の払込完3特則」とあるのは「5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」と読み替えて第32条第1項第1号および第3号から第5号までの規定を適用します。
- (5) 第2条(入院一時給付金の支払に関する補則)第1項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金(主契約が5年ごと配当付終身医療保険の場合は災害入院給付金および疾病入院給付金)の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日前の主契約の介護年金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。
- 2. 5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 本特約条項中「被保険者」とあるのは5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移 行特約条項中「第1被保険者」をいいます。
 - (2) 第1被保険者が死亡したときは、この特約は消滅します。
 - (3) 保険料払込期間が終身の5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、第32条第1項中「保険料の払込完了日」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約の締結日」と、「保険料の払込完了特則」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項」と読み替えて第32条第1項第1号から第5号までの規定を適用します。
 - (4) 第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約」と読み替えて第1項第5号の規定を適用します。
- 3. 第1項および第2項の場合、第16条(特約の返還金)第5項中「主約款の規定によって主契約の保険金(主契約が5年ごと配当付終身医療保険の場合は死亡給付金)を支払う場合」とあるのは「被保険者が死亡した場合」と読み替えます。

第37条 (5年ごと配当付介護年金保険 (解約返還金なし型) に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付介護年金保険(解約返還金なし型)に付加した場合には、第35条(5年ごと配当付介護年金終身保障保険または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合の特則)第1号および第2号の規定を適用します。

第38条(特別条件を付けた場合の特則)

- 1. この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合しない場合には、その危険 の種類および程度に応じて、つぎの各号のうちいずれか1つまたは2つの方法によって取り扱います。
 - (1) 特別保険料領収法
 - (7) 当会社の定める特別保険料を加算した金額をこの特約の保険料とします。
 - (イ) 第4条(特約の保険料払込の免除)の規定によってこの特約の保険料の払込が免除された場合には、同時に特別 保険料の払込を免除します。
 - (2) 特定部位・指定疾病不担保法
 - (7) 別表3に定める身体部位または指定疾病のうちこの特約を主契約に付加する際に当会社が指定した部位に生じた疾病の治療または当会社が指定した疾病の治療を目的とする入院については、当会社の定めた不担保期間中は第1条(入院一時給付金の支払)の規定を適用せず、入院一時給付金を支払いません。ただし、つぎの(a)または(b)の入院については、第1条の規定を適用します。
 - (a) 第2条 (入院一時給付金の支払に関する補則) 第4項第1号および第2号に規定する入院
 - (b) 所定の感染症(別表4)の治療を目的とする入院

- (イ)被保険者が当会社の定めた不担保期間の満了日を含んで継続して入院したときは、その入院については、その満了日の翌日を入院の開始日とみなして第1条の規定を適用します。
- 2. 第1項第1号に定める特別保険料領収法が適用された場合には、つぎの各号の取扱は行いません。
 - (1) この特約の更新
 - (2) この特約の保険期間または保険料払込期間の変更を伴う、主契約の保険期間、保険料払込期間または指定年齢の変 更
 - (3) 主契約に5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加する場合、この特約の保険期間の満3日前に年金支払期間が満3することとなる確定年金の選択
 - (4) 主契約の保険料払込期間が終身である5年ごと配当付終身保険または主契約の保険料払込期間が終身である5年ごと利差配当付終身保険の場合、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更を伴うつぎの取扱
 - (7) 保険料の払込完了特則の適用
 - (イ) 5年ごと配当付年金支払移行特約、5年ごと配当付夫婦年金移行特約、5年ごと利差配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約の付加
 - (5) 主契約の保険料払込期間が終身である5年ごと配当付介護年金終身保障保険または主契約の保険料払込期間が終身である5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険の場合、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更を伴うつぎの取扱
 - (7) 保険料の払込完了特則の適用
 - (イ) 5年ごと配当付年金支払移行特約、5年ごと配当付夫婦年金移行特約、5年ごと利差配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約の付加

第39条 (契約日が平成22年3月1日以前の主契約に付加した場合の特則)

この特約を契約日が平成22年3月1日以前の主契約に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「半年一括払」とあるのは「半年払」と、「年一括払」とあるのは「年払」と読み替えます。
- (2) 第7条(特約の保険料の払込)第8項の規定は適用しません。
- (3) 第7条第9項および第10項の規定は、この特約の年払保険料および半年払保険料について準用します。
- (4) 第16条(特約の返還金)第1項の規定にかかわらず、この特約の解約返還金は、保険料払込中の特約についてはその保険料の払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。

別表 1 請求書類

項 目	必 要 書 類
入院一時給付金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 当会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の住民票(ただし、受取人と同一の場合は不要) (5) 入院一時給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
(注) 当会社は、上記以	外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは表Aの定義による急激かつ偶発的な外来の事故とします。ただし、表Aの定義をすべて満たす場合であっても、表Bに掲げるものは対象となる不慮の事故に該当しません。

表A 急激・偶発・外来の定義

急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性または持続性	
	が認められるものは該当しません。)	
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者の故意にもとづかず、かつ、被保険者にとって予見できな	
	いことをいいます。	
外来	事故および事故の原因が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(疾病や疾病に起因する外因等	
	身体の内部に原因があるものは該当しません。)	

表B 不慮の事故に該当しないもの

1. 軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪した場合
	における、その軽微な外因
2. 疾病の診断、治療	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、処置および医薬品等の使用による有害作用(い)
を目的としたもの	ずれも患者の行った場合を含みます。)
3. 疾病による障害の	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸
状態にある者の窒息	入または嚥下による気道閉塞または窒息
等	
4. 気象条件による過	つぎに掲げるもの
度の高温、気圧の変	(1) 気象条件による過度の高温(熱中症(日射病、熱射病)等の原因となったもの)
化等および環境的要	(2) 高圧、低圧および気圧の変化(高山病、航空病、潜水病等の原因となったもの)
因によるもの	(3) 食料、水分の不足(飢餓、脱水症等の原因となったもの)
	(4) 身体の動揺(乗り物酔い等の原因となったもの)、騒音、振動
5. 過度の肉体行使、	過度の肉体行使、レクリエーションその他の活動における過度の運動
運動	
6. 化学物質、薬物の	つぎに掲げるもの
作用、飲食物の摂取	(1) 接触皮膚炎の原因となった洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質の作用
等	(2) アレルギー、皮膚炎等の原因となった外用薬の作用または薬物接触
	(3) 細菌性の食中毒またはアレルギー性、中毒性の胃腸炎もしくは大腸炎等の原因となった飲
	食物等の摂取
7. 処刑	司法当局の命令により執行されたすべての処刑

備考

該当例	非該当例
つぎのようなものは、表Aの定義をすべて満たす場合に、	つぎのようなものは、表Aの定義のいずれかを満たさない
急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。	ため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。
・交通事故	・公害
・転落、転倒	・職業病の原因となったもの
・火災	・自殺および自傷行為
• 溺水	・感染症
・窒息	・疾病の症状に起因する入浴中の溺水

別表3 特定部位・指定疾病不担保法により不担保とする部位および指定疾病

	身 体 部 位・指 定 疾 病 の 名 称
2	耳(内耳、中耳、外耳を含みます。)および乳様突起
3	鼻(副鼻腔を含みます。)
5	甲状腺
6	胃あよび十二指腸
7	小腸
8	盲腸(虫様突起を含みます。)
9	大腸および直腸
10	肛門
11	肝臓、胆囊および胆管
12	膵臓
13	肺臓、胸膜、気管および気管支
14	腎臓および尿管
15	膀胱および尿道
16	睾丸および副睾丸
17	前立腺
20	乳房
21	頸椎部(当該神経を含みます。)
22	胸椎部(当該神経を含みます。)
23	腰椎部(当該神経を含みます。)
24	仙骨部および尾骨部(当該神経を含みます。)
25	左肩関節部
26	右肩関節部
27	左股関節部
28	右股関節部
29	左上肢(左肩関節部を除きます。)
30	右上肢(右肩関節部を除きます。)
31	左下肢(左股関節部を除きます。)
32	右下肢(右股関節部を除きます。)
33	子宮体部(帝王切開を受けた場合に限ります。)
34	鼠蹊部(鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニア、または大腿ヘルニアが生じた場合に限ります。)
35	皮膚(頭皮を含みます。)
36	食道
37	咽頭および喉頭 (咽頭には扁桃を含みます。喉頭には声帯を含みます。)
38	鎖骨
39	異常妊娠および異常分娩
51	眼球および眼球付属器(眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含みます。)
54	□腔、歯、舌、顎下腺、耳下腺、舌下腺および顎関節部(□腔には□唇、□蓋を含みます。)
68	子宮、卵巣、卵管および子宮付属器

別表4 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10(2003年版)準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A 04. 3
ペスト	A 20
ジフテリア	A 36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A 96. 2
クリミヤ・コンゴ出血熱	A 98. 0
マールブルグウイルス病	A 98. 3
エボラウイルス病	A 98. 4
痘瘡	B 03
重症急性呼吸器症候群 [SARS]	∪04
(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	

備 考

1. 責任開始期以後の疾病

「責任開始期以後の疾病」とは、その疾病(医学上重要な関係にある疾病を含みます。)について、責任開始期前につぎのいずれにも該当しない場合をいいます。

- (1) 被保険者が医師の診療を受けたことがある場合
- (2) 被保険者が健康診断等において異常の指摘(要経過観察の指摘を含みます。)を受けたことがある場合
- (3) 被保険者が自覚可能な身体の異常が存在した場合または保険契約者が認識可能な被保険者の身体の異常が存在した場合

2. 治療を目的とした入院

美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。

3. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号 F 11.2、F 12.2、F 13.2、F 14.2、F 15.2、F 16.2、F 18.2、F 19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

4. 異常妊娠および異常分娩

(1) 「異常妊娠および異常分娩」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10 (2003年版) 準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容のものをいいます。

分類項目	基本分類コード
流産に終わった妊娠	000~008
妊娠、分娩および産じょく<褥>における浮腫、たんぱく<蛋白>尿および高血圧性障害	O10~O16
主として妊娠に関連するその他の母体障害	O20~O29
胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	O30~O48
分娩の合併症	O60~O75
分娩(単胎自然分娩(O80)は除く)	O81~O84
主として産じょく<褥>に関連する合併症	O85~O92
その他の産科的病態、他に分類されないもの	094~099

(2) 「異常分娩」とは、前(1)の表中、「流産に終わった妊娠(000~008)」を除いたもので、かつ、分娩に関するものをいいます。

8 大生活習慣病入院特約 D 条項 目次

		345	N X H X
この特約の概要			5年ごと配当付生存給付金付定期保険または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険に付加
第1条	入院給付金の支払限度の型		した場合の特則
	入院給付金の支払 入院給付金の支払	第31条	2 - 1 - 1 - 1 - 1
第3条	入院給付金の支払に関する補則	おり木	まれると配当り処境を対体機などはりれるとれる差配当付逓増定期保険に付加した場合の特則
第4条	入院給付金の請求、支払時期および支払場所	第32条	5年ごと配当付養老保険または5年ごと利差配
212 . 214	大阪福刊並の開水、文仏時期のより文仏場所 特約の保険料払込の免除	弗32宋	当付養老保険に付加した場合の特則
第6条	特約の締結および責任開始期	第33条	
第7条	特約の保険期間および保険料払込期間	おい木	支払移行特約等を付加した場合または5年ごと
第8条	特約の保険料の払込		利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付年金
第9条	番予期間中の保険事故と保険料の取扱 である。		対差配当り終身保険に3年ことが差配当り年金 支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱
第10条	特約の失効	第34条	
第10条	特約の復活	为04木	除または保険料払込期間が終身の5年ごと利差
	告知義務		配当付終身保険に付加した場合の特則
	告知義務違反による解除	第35条	5年ごと配当付更新型終身移行保険または5年
第14条	特約を解除できない場合	NIOON	ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した
第15条	重大事由による解除		場合の特則
第16条	特約の解約	第36条	70 - 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
第17条	特約の返還金	N100N	配当付年金支払移行特約等を付加した場合また
第18条	特約の消滅とみなす場合		は5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に5
第19条	債権者等により特約が解約される場合の取扱		年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付加し
	入院給付金日額の減額		た場合の特約の取扱
第21条	特約の更新	第37条	5年ごと配当付介護年金終身保障保険または5
第22条	特約の契約者配当金		年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加
第23条	主契約の内容変更に伴う特約の取扱		した場合の特則
第24条	管轄裁判所	第38条	5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ご
第25条	契約内容の登録		と配当付年金支払移行特約等を付加した場合ま
第26条	主約款の規定の準用		たは5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険
第27条	この特約を付加した場合の主契約の取扱に関す		に5年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付
	る特則		加した場合の特約の取扱
第28条	新総合医療特約D(H22)または女性特定疾病	第39条	5年ごと配当付介護年金保険(解約返還金なし
	入院特約D(H22)とあわせて主契約に付加す		型)に付加した場合の特則
	る場合の特則	第40条	特別条件を付けた場合の特則
第29条	5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配	第41条	契約日が平成22年3月1日以前の主契約に付加

8大生活習慣病入院特約D条項

した場合の特則

(平成26年9月18日改正)

(この特約の概要)

この特約は、被保険者が生活習慣病によって入院した場合に、入院日数に応じて入院給付金を支払うことを主な内容と するものです。

第1条(入院給付金の支払限度の型)

1. 入院給付金の支払限度の型は、つぎのとおりとします。

当付定期保険に付加した場合の特則

入院給付金の 支払限度の型	1 回の入院についての 入院給付金を支払う日数の限度	入院給付金を支払う日数の通算限度
60日型	60 ⊟	1, 095⊟
120日型	120⊟	1, 095⊟
240日型	240⊟	1, 095⊟

- 2. 保険契約者は、この特約の締結の際、第1項のいずれかの型を指定するものとします。
- 3. 第2項により指定された入院給付金の支払限度の型の変更は取り扱いません。

第2条(入院給付金の支払)

この特約において支払う入院給付金はつぎのとおりです。

	入院給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	支払額	受取人
λ	被保険者がつぎのいずれにも該当する入院をしたとき	入院1回につき、つぎの金額	
	(1) この特約の責任開始期(復活の取扱が行われた後は、最後の	(入院給付金日額)	被
院	復活の際の責任開始期。以下同じ。)以後に発病した生活習慣	×	保
給	病(別表2)の治療を目的とする入院であること	この特約の保険期間中の左記の	体
	(2) 別表3に定める病院または診療所における別表4に定める	生活習慣病(別表2)の治療を	険
付	入院(以下「入院」といいます。)であること	目的とする入院日数	+⁄
金	(3) その入院の日数が、(1)の生活習慣病の治療を目的としてこ		者
317	の特約の保険期間中に1日以上となったこと		

第3条(入院給付金の支払に関する補則)

- 1. 保険契約者が法人で、かつ、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第2条(入院給付金の支払)の規定にかかわらず、入院給付金の受取人は保険契約者とします。
- 2. 入院給付金の受取人を被保険者(第1項の規定が適用される場合には、保険契約者)以外の者に変更することはできません。
- 3. 被保険者の入院中に入院給付金日額の変更があった場合には、入院給付金の支払額はそれぞれの日における入院給付金日額に応じて計算します。
- 4. 被保険者が第2条の入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合には、それらの入院が同一の生活習慣病(別表2)によるものであるか否かにかかわらず、1回の入院とみなし、各入院について日数を合算して第2条の規定を適用します。ただし、入院給付金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて120日を経過して開始した入院については、新たな入院として第2条の規定を適用します。
- 5. 当会社は、被保険者が第2条の入院給付金の支払事由に該当する入院を開始したときに、異なる生活習慣病(別表2) を併発していた場合、またはその入院中に異なる生活習慣病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった 生活習慣病により継続して入院したものとみなします。
- 6. つぎの各号の場合には、当該各号に定める事由の発生時を含んで継続している入院は、この特約の有効中の入院とみなして、第2条の規定を適用します。
 - (1) 被保険者の入院中にこの特約の保険期間が満了したとき
 - (2) 被保険者の入院中に主契約の保険金支払事由が発生したために主契約が消滅し、第18条(特約の消滅とみなす場合) 第1号の規定によってこの特約が消滅したとき
- 7. 被保険者が、第2条の入院給付金の支払事由に該当する入院を、同一の日に2回以上した場合でも、当会社は、入院 給付金を重複しては支払いません。
- 8. 被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した生活習慣病(別表2)の治療を目的として入院した場合でも、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院は、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして、第2条の規定を適用します。
- 9. 被保険者がこの特約の責任開始期前にすでに発病していた生活習慣病(別表2)の治療を目的としてこの特約の責任開始期以後に入院した場合でも、当会社が、この特約の締結または復活の際に、告知等により知っていたその生活習慣病に関する事実(第14条(特約を解除できない場合)に規定する保険媒介者のみが知っていた事実は含みません。)を用いて承諾したときは、この特約の責任開始期以後に発病した生活習慣病の治療を目的として入院したものとみなして、第2条の規定を適用します。ただし、保険契約者または被保険者がその生活習慣病に関する事実の一部のみを告げたことにより、当会社が重大な過失なくその生活習慣病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
- 10. 被保険者が生活習慣病(別表 2)以外の疾病または傷害の治療を目的とする入院中に、生活習慣病を併発し、その生活習慣病の治療を開始した場合には、その日からその生活習慣病の治療を目的として入院したものとして第2条の規定を適用します。
- 11. 第2条および本条第1項から第10項までの規定にかかわらず、この特約による入院給付金を支払う日数の限度は、つぎのとおりとします。

入院給付金の 支払限度の型	1回の入院についての 入院給付金を支払う日数の限度	入院給付金を支払う日数の通算限度
60日型	60 ⊟	1, 095⊟
120日型	120⊟	1, 095⊟
240日型	240⊟	1, 095⊟

第4条(入院給付金の請求、支払時期および支払場所)

- 1. 入院給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに当会社に通知してください。
- 2. 入院給付金の受取人は、当会社に、請求に必要な書類(別表1)を提出して、入院給付金を請求してください。
- 3. 入院給付金の支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の規定を準用します。

第5条(特約の保険料払込の免除)

- 1. 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。
- 2. 第1項のほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (1) 主契約の保険料の払込方法(回数) が一時払のとき
 - (2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき

第6条(特約の締結および責任開始期)

- 1. この特約は、主契約締結の際、保険契約者の申出によって主契約に付加して締結します。
- 2. この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。
- 3. 第1項に定めるほか、保険契約者は、主契約の契約日後、当会社の定める取扱にもとづき、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

第7条(特約の保険期間および保険料払込期間)

この特約の保険期間および保険料払込期間は、つぎの各号のとおりとします。ただし、主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合または主契約の保険料払込期間が終身の場合には、第2号の規定は適用しません。

- (1) この特約の保険期間を年満期で定めたとき
 - この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の責任開始期から被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とし、当会社所定の範囲内で定めます。
- (2) この特約の保険期間を歳満期で定めたとき
 - この特約の保険期間は、主契約の責任開始期から被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までとし、この特約の保険料払込期間の満了日は、主契約の保険料払込期間の満了日と同一とします。
- (3) この特約の保険期間を終身としたとき
 - この特約の保険料払込期間の満了日は、主契約の保険料払込期間の満了日と同一とします。ただし、主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合または主契約の保険料払込期間が終身の場合には、つぎのとおりとします。
 - (7) 主契約の保険料の払込方法(回数) が一時払の場合には、この特約の保険料払込期間の満了日は、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日と同一とします。
 - (イ) 主契約の保険料払込期間が終身の場合には、この特約の保険料払込期間は終身または被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までのいずれかとします。

第8条(特約の保険料の払込)

- 1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
- 2. 主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
- 3. 第1項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める契約応当日(月払契約の場合は月単位の契約応当日、半年一括払契約の場合は半年単位の契約応当日、年一括払契約の場合は年単位の契約応当日、年一括払契約の場合は年単位の契約応当日)以後その契約応当日の属する月の末日までにこの特約による入院給付金の支払事由が生じた場合には、当会社は、入院給付金から未払込保険料を差し引きます。ただし、入院給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、主約款に定める保険料払込の猶予期間の満了する時までに、その未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、入院給付金を支払いません。
- 4. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払 込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- 5. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において 払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法(回数)にかかわらず年一括払保険料とし、当会社の定 める取扱にもとづき、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
- 6. 第5項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
- 7. 第5項に規定する前納が行われなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。
- 8. 主約款の保険契約の消滅等における保険料の残額に相当する金額の支払に関する規定は、この特約の年一括払保険料 および半年一括払保険料について準用します。
- 9. 主契約の保険料の払込方法(回数)が月払の場合で、すでにこの特約の保険料が払い込まれている主約款に定める保険料期間の中途でつぎの各号のいずれかの事由が生じたときであっても、当会社は、その保険料期間に対応するこの特約の保険料を払い戻しません。
 - (1) この特約の消滅
 - (2) 入院給付金日額の減額
 - (3) この特約の保険料払込の免除
- 10. 第9項の規定は、主契約の保険料の払込方法(回数)が月払の場合のこの特約の第1回保険料について準用します。

第9条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- 1. 主約款に定める保険料払込の猶予期間中に、この特約による入院給付金の支払事由が発生した場合には、当会社は、入院給付金から未払込保険料を差し引きます。
- 2. 入院給付金が第1項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する時までに、未払込保

険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、入院給付金を支払いません。

第10条 (特約の失効)

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第11条 (特約の復活)

- 1. 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2. 当会社は、第1項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の復活の取扱をします。

第12条(告知義務)

当会社が、この特約の締結または復活の際、入院給付金の支払事由または保険料払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、当会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

第13条(告知義務違反による解除)

- 1. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第12条(告知義務)の規定により当会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- 2. 当会社は、入院給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。 この場合には、入院給付金の支払または保険料払込の免除を行いません。また、すでに入院給付金を支払っているとき は、当会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものと して取り扱います。
- 3. 第2項の規定にかかわらず、入院給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または入院給付金の受取人が証明したときは、入院給付金を支払い、または保険料の払込を免除します。
- 4. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者または入院給付金の受取人に通知します。
- 5. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、当会社は、解約返還金があるときは、これと同額の返還金を保険契約者に支払います。

第14条(特約を解除できない場合)

当会社は、つぎのいずれかの場合には、第13条(告知義務違反による解除)の規定によるこの特約の解除をすることができません。ただし、第4号または第5号に規定する行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第12条(告知義務)の規定により当会社が告知を求めた事項のうち解除の原因となる事実について、事実を告げなかったと認められる場合または事実でないことを告げたと認められる場合には、第4号および第5号の規定は適用しません。

- (1) 当会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき
- (2) 当会社が、解除の原因があることを知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
- (3) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、入院給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じたときを除きます。
- (4) 当会社のためにこの特約の締結の媒介を行うことができる者(当会社のためにこの特約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第12条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
- (5) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第12条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき

第15条 (重大事由による解除)

- 1. 当会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者または入院給付金の受取人がこの特約の入院給付金(保険料払込の免除を含みます。以下本項において同じ。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 - (2) この特約の入院給付金の請求に関し、その受取人(保険料払込の免除の請求については保険契約者)に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に 反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または入院給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (7) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

- (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- (I) 保険契約者または入院給付金の受取人が法人である場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
- (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 当会社の保険契約者、被保険者または入院給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする第 1号から第4号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 2. 当会社は、入院給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。 この場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による入院給付金を支払いません。また、すでにその支払 事由により入院給付金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求します。
 - (2) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険料払込の免除事由による保険料払込の免除を行いません。また、すでにその保険料払込の免除事由により保険料の払込を免除していたときは、当会社は、保険料の払込を免除しなかったものとします。
- 3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者または入院給付金の受取人に通知します。
- 4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、当会社は、解約返還金があるときは、これと同額の返還金を保険契約者に支払います。

第16条 (特約の解約)

保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

第17条 (特約の返還金)

- 1. この特約の解約返還金は、経過年月数(保険料払込中の特約において経過年月数が保険料の払込年月数をこえている場合は払込年月数)により計算します。
- 2. この特約が解約または解除されたときは、当会社は、この特約の解約返還金を保険契約者に払い戻します。ただし、 主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返還金(第8条(特約の保険料 の払込)第8項の規定により支払われる返還金を含みます。)をそれらの元利金の返済にあてます。
- 3. この特約が第18条(特約の消滅とみなす場合)第1号の規定によって消滅した場合には、第2項の規定を準用します。 ただし、主約款の規定によって主契約の責任準備金を払い戻すときは、この特約の責任準備金を主約款の規定に準じて 払い戻します。
- 4. この特約が第18条第3号の規定によって消滅した場合には、この特約の責任準備金を入院給付金の受取人に支払います。
- 5. 第3項の規定にかかわらず、主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合には、この特約の解約返還金または責任準備金の払戻はありません。
- 6.主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返還金は、主契約の解約返還金に加えません。

第18条(特約の消滅とみなす場合)

つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 主契約が払済保険に変更されたとき
- (3) 第2条(入院給付金の支払)および第3条(入院給付金の支払に関する補則)の規定による入院給付金の支払われた日数が通算して1,095日に達したとき

第19条(債権者等により特約が解約される場合の取扱)

差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者によりこの特約が解約される場合のつぎの各号の取扱については、主約款の規定を準用します。

- (1) 解約の効力の発生
- (2) 特約の存続
- (3) 第1号により解約の効力が生じるまでまたは第2号により解約の効力が生じなくなるまでに、入院給付金の支払事由の発生によりこの特約が消滅する場合の取扱

第20条 (入院給付金日額の減額)

- 1. 保険契約者は、いつでも、当会社の定める取扱にもとづき、入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の入院給付金日額は、当会社の定める金額以上であることを要します。
- 2. 第1項の規定によって、入院給付金日額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

第21条 (特約の更新)

- 1. この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とします。
- 2. 第1項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、当会社は、第1項の更新を取り扱いません。

- (1) この特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳のとき
- (2) この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえているとき
- (3) 主契約の保険料の払込方法(回数) が一時払のとき
- (4) この特約の保険期間を歳満期で定めたとき
- 3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、この特約は、当会社の定める取扱にもとづき、保険期間を変更して更新します。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳をこえるとき
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえるとき
 - (3) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新するとき
 - (4) 主契約の締結後にこの特約を付加した場合で、この特約の更新日が、主契約に付加されている他の特約の更新日と 同一であるとき
- 4. 保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。この場合、更新後のこの特約の保険期間は、当会社の定める取扱にもとづき、年満期、歳満期または終身のいずれかによって定めるものとします。
- 5. 更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた主約款に定める保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第8条(特約の保険料の払込)第4項の規定を適用します。
- 6. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、 主約款に定める保険料の自動貸付の規定を準用します。
- 7. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了日までにつぎの各号のいずれかの事由が生じたときは、第8条第3項および第9条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。
 - (1) この特約の入院給付金の支払事由
 - (2) 主契約の保険料払込の免除事由
 - (3) 主契約に付加されている特約の保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付の支払事由
- 8. 第5項から第7項までの規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、つぎの各号のとありとします。
 - (1) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法(回数) にかかわらず年一括払保険料とし、当会社の定める取扱にもとづき、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに第7項の規定を準用します。
 - (2) 更新日以後、猶予期間の満了日までに、第1号に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
- 9. この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。
 - (1) 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日からその日を含めて計算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の保険年齢によって計算します。
 - (2) 更新後のこの特約には更新日における特約条項および保険料率が適用されます。
 - (3) 第2条(入院給付金の支払)、第3条(入院給付金の支払に関する補則) および第14条(特約を解除できない場合) に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。
 - (4) 更新前のこの特約において告知義務違反による解除の事由があるときは、当会社は、更新後のこの特約を解除することができます。
 - (5) 当会社は、新たな保険証券を交付しません。
- 10. 更新日に当会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約にかえて、当会社所定の特約により、更新とみなして取り扱うことがあります。

第22条 (特約の契約者配当金)

- 1. この特約の付加日(この特約が更新された場合には、直前の更新日)から所定年数を経過し、かつ、所定の条件を満たすこの特約に対して、契約者配当金を割り当てることがあります。
- 2. 第1項の規定によって割り当てた契約者配当金は、当会社の定める取扱にもとづき支払います。

第23条(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)

- 1. 主契約の保険料払込期間を短縮した場合には、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 特約の保険期間を年満期で定めたとき
 - この特約の保険期間の満了日が、短縮後の主契約の保険料払込期間の満了日をこえることとなるときは、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の保険期間を短縮することがあります。
 - (2) 特約の保険期間を歳満期で定めたときまたは終身としたとき
 - この特約の保険料払込期間を主契約の保険料払込期間にあわせて短縮します。
- 2. 主契約の保険料払込期間を延長した場合には、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 特約の保険期間を年満期で定めたとき
 - この特約の保険期間の満了日が、変更前の主契約の保険料払込期間の満了日と同一のときは、この特約の保険期間 もあわせて延長します。
 - (2) 特約の保険期間を歳満期で定めたときまたは終身としたとき

この特約の保険料払込期間を主契約の保険料払込期間にあわせて延長します。この場合、この特約の保険期間が歳満期で定められている場合で、延長後のこの特約の保険料払込期間の満了日が、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日と同一となるときは、保険料払込期間の延長後のこの特約の保険期間は年満期で定められたものとして取り扱います。

3. 第1項または第2項の規定により、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、返還金をそれらの元利金の返済にあてます。

第24条(管轄裁判所)

この特約における入院給付金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を 準用します。

第25条 (契約内容の登録)

- 1. 当会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会(以下「協会」といいます。)に登録します。
 - (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)
 - (2) 入院給付金の種類
 - (3) 入院給付金の日額
 - (4) 契約日(復活が行われた場合は、最後の復活の日。また、主契約の契約日後にこの特約を付加した場合は、この特約の付加の日。以下第2項において同じ。)
 - (5) 当会社名
- 2. 第1項の登録の期間は、契約日から5年(契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、5年と契約日から被保険者が満15歳に達する日までの期間のいずれか長い期間)以内とします。
- 3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます。)は、第1項の規定により登録された被保険者について、入院給付金のある特約(入院給付金のある保険契約を含みます。以下本条において同じ。)の申込(復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。)を受けた場合、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- 4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に入院給付金のある特約の申込があった場合、第3項によって連絡された内容を入院給付金のある特約の承諾(復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。)の判断の参考とすることができるものとします。
- 5. 各生命保険会社等は、契約日(復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日。以下本項において同じ。)から5年(契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、5年と契約日から被保険者が満15歳に達する日までの期間のいずれか長い期間)以内に入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- 6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、当会社または協会に照会することができます。 また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9. 第3項、第4項および第5項中、被保険者、入院給付金、保険契約とあるのは、農業協同組合法にもとづく共済契約においては、それぞれ、被共済者、入院共済金、共済契約と読み替えます。

第26条 (主約款の規定の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第27条 (この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則)

- 1. つぎの各号について主約款の規定を適用する場合には、この特約の解約返還金を、主契約の解約返還金に加えて取り扱います。
 - (1) 保険料の自動貸付
 - (2) 払済保険への変更
- 2.第1項第1号の保険料の自動貸付は、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について行うものとします。

第28条 (新総合医療特約D (H22) または女性特定疾病入院特約D (H22) とあわせて主契約に付加する場合の特則)

この特約を新総合医療特約D(H22) または女性特定疾病入院特約D(H22) とあわせて主契約に付加する場合には、保険契約者は、新総合医療特約D(H22) および女性特定疾病入院特約D(H22) と同一の入院給付金の支払限度の型または新総合医療特約D(H22) および女性特定疾病入院特約D(H22) よりも1回の入院についての入院給付金を支払う日数の限度が長期となる入院給付金の支払限度の型を指定することを要します。

第29条 (5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者は、第6条(特約の締結および責任開始期)の規定によるほか、主契約更新の際にも被保険者の同意を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、当会社がこの特約付加の申込を承諾したときは、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
 - (7) この特約の第1回保険料を受け取った時(告知の前に受け取った場合には、告知の時)
 - (イ) 更新前にこの特約の第1回保険料を受け取り、かつ、告知を受けた場合には、更新の時
- (2) この特約の保険期間および保険料払込期間は、第7条(特約の保険期間および保険料払込期間)の規定にかかわらず、主契約の保険期間と同一とします。
- (3) 第2号の規定にかかわらず、主契約の保険期間の満3日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳をこえることと なる場合には、この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の責任開始期から被保険者の保険年齢が80歳と なる年単位の契約応当日の前日までとします。
- (4) この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主契約と同時に更新されます。この場合にはつぎのとおりとします。
 - (7) 第21条(特約の更新)の規定は適用せず、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険期間および保険料払込期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (ウ) 入院給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (5) 第4号の規定により、この特約が更新される場合で、更新日に当会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、 この特約にかえて、当会社所定の特約により、更新とみなして取り扱うことがあります。
- (6) 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間および保険料払込期間の満了日が、主契約の保険期間の満 了日をこえることとなるときは、その限度までこの特約の保険期間および保険料払込期間を短縮します。この場合、 当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。

第30条 (5年ごと配当付生存給付金付定期保険または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付生存給付金付定期保険または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険に付加した場合には、第29条(5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合の特則)第1号、第2号、第4号および第5号の規定を適用します。

第31条(5年ごと配当付逓増定期保険または5年ごと利差配当付逓増定期保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付逓増定期保険または5年ごと利差配当付逓増定期保険に付加した場合には、第29条(5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合の特則)第2号および第3号の規定を適用します。

第32条 (5年ごと配当付養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間および保険料払込期間は、第7条(特約の保険期間および保険料払込期間)の規定にかかわらず、主契約の保険期間を限度とし、当会社所定の範囲内で定めます。ただし、主契約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳をこえることとなる場合には、この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の責任開始期から被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。
- (2) 主契約の保険期間または保険料払込期間を短縮した場合、この特約の保険期間および保険料払込期間の満了日が、主契約の保険期間または保険料払込期間の満了日をこえることとなるときは、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の保険期間および保険料払込期間を短縮することがあります。
- (3) この特約の保険期間および保険料払込期間の満了日が主契約の保険期間または保険料払込期間の満了日と同一の場合で、主契約の保険期間または保険料払込期間を延長したときは、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の保険期間および保険料払込期間を延長することがあります。
- (4) 第2号または第3号の規定により、この特約の保険期間および保険料払込期間が変更された場合には、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、返還金をそれらの元利金の返済にあてます。

第33条(5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保 険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱)

- 1. 5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 主契約の全部について5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用したときは、つぎのとおりとします。
 - (7) 特約の保険期間を年満期で定めたとき
 - (a) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第7条(特約の保険期間および保険料払込期間)の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。
 - (b) 前(a)により、この特約の保険期間が変更された場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (イ) 特約の保険期間を歳満期で定めたとき

- (a) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第7条の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。
- (b) 前(a)により、この特約の保険期間が変更された場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受します。
- (ウ) 特約の保険期間が終身のとき
 - (a) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、特約年金支払開始日における被保険者の保険年齢が80歳以上であるときは、この特約は解約されたものとします。
 - (b) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、特約年金支払開始日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第7条の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。ただし、この満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳をこえるときは、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までとします。
 - (c) 前(b)により、この特約の保険期間が変更された場合、変更後のこの特約の保険期間は歳満期で定められたものとします。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受します。
 - (d) 主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合で、前(b)により、この特約の保険期間が変更された場合には、前(c)の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間は変更後のこの特約の保険期間と同一とし、変更後のこの特約の保険期間は年満期で定められたものとします。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。
- (I) 第3条(入院給付金の支払に関する補則) 第1項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日前の主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。
- (2) 主契約の一部について5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用した場合で、5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用しない終身保険部分(残存する死亡保障部分をいいます。以下同じ。)が消滅したときは、つぎのとおりとします。
 - (7) 特約の保険期間を年満期で定めたとき 特約年金の種類が確定年金であるときは、第1号(7)(a)および(b)の規定を適用します。
 - (イ) 特約の保険期間を歳満期で定めたとき 特約年金の種類が確定年金であるときは、第1号(イ)(a)および(b)の規定を適用します。
 - (ウ) 特約の保険期間が終身のとき 特約年金の種類が確定年金であるときは、第1号(ウ)(a)から(d)までの規定を適用します。
 - (I) 第3条第1項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用しない終身保険部分の消滅時の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。
- 2. 5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 本特約条項中「被保険者」とあるのは5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移 行特約条項中「第1被保険者」をいいます。
 - (2) 第1被保険者が死亡したときは、この特約は消滅します。
 - (3) 主契約の全部について5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項を適用したときは、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約」と読み替えて第1項第1号(I)の規定を適用します。
 - (4) 主契約の一部について5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項を適用した場合で、5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項を適用しない終身保険部分(残存する死亡保障部分をいいます。)が消滅したときは、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項」と読み替えて第1項第2号(I)の規定を適用します。
- 3. 5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付介護割増年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約(H13)を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 主契約の全部について5年ごと配当付介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約条項(H13)を適用したときは、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付介護割増年金移行特約または5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約(H13)」と読み替えて第1項第1号(I)の規定を適用します。
 - (2) 主契約の一部について5年ごと配当付介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約条項(H13)を適用した場合で、5年ごと配当付介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約条項(H13)を適用しない終身保険部分(残存する死亡保障部分をいいます。)が消滅したときは、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約条項(H13)」と読み替えて第1項第2号(I)の規定を適用します。
- 4. 5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約(H13)を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。 (1) 本特約条項中「被保険者」とあるのは5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫

婦介護割増年金移行特約条項(H13)中「第1被保険者」をいいます。

- (2) 第1被保険者が死亡したときは、この特約は消滅します。
- (3) 主契約の全部について5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項(H13)を適用したときは、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約(H13)」と読み替えて第1項第1号(I)の規定を適用します。
- (4) 主契約の一部について5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項(H13)を適用した場合で、5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項(H13)を適用しない終身保険部分(残存する死亡保障部分をいいます。)が消滅したときは、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項(H13)」と読み替えて第1項第2号(I)の規定を適用します。
- 5. つぎの各号の場合には、第17条(特約の返還金)第5項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは「被保険者が死亡した場合」と読み替えます。
 - (1) 主契約の全部について、つぎのいずれかの特約条項を適用したとき
 - (7) 5年ごと配当付年金支払移行特約条項
 - (イ) 5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項
 - (ウ) 5年ごと配当付介護割増年金移行特約条項
 - (I) 5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項
 - (オ) 5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項
 - (カ) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項
 - (‡) 5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約条項(H13)
 - (ク) 5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項(H13)
 - (2) 主契約の一部について、第1号(7)から(9)までのいずれかの特約条項を適用した場合で、これらの特約条項を適用しない終身保険部分(残存する死亡保障部分をいいます。) が消滅したとき

第34条(保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険に 付加した場合の特則)

- 1. 5年ごと配当付終身保険または5年ごと利差配当付終身保険の主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約の保険期間を年満期で定めたときは、つぎのとおりとします。
 - (7) この特約の保険期間の満了日が、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日以外のときは、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日まで、この特約の保険期間を延長します。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (4) 前(7)にかかわらず、この特約の更新日と保険料の払込完了日が同一の場合、第21条(特約の更新)第2項および 第3項中「主契約の保険料払込期間の満了日」とあるのは「保険料の払込完了日の前日」と読み替えて、第21条第 1項から第3項まで、第9項および第10項の規定を適用します。
 - (2) この特約の保険期間が終身のときは、つぎのとおりとします。
 - (ア) この特約の保険料払込期間が終身のとき
 - この特約の保険料払込期間の満了日を被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日に変更します。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (イ) この特約の保険料払込期間が被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までのときこの特約の保険期間および保険料払込期間は変更せず、そのまま有効に継続します。
 - (3) 保険料の払込完了日以後において払い込むべきこの特約の保険料は、当会社の定める取扱にもとづき、保険料の払 込完了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
 - (4) 第3号に定める金額の払込については、保険料の払込完3特則適用前の主契約の保険料の払込方法(回数)に応じて、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
 - (5) 第3号に定める金額が払い込まれなかったときは、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- 2. 保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の全部について5年ごと配当付年金支払移行特約条項を適用した場合または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の全部について5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約の保険期間を年満期で定めた場合には、つぎのとおりとします。
 - (7) この特約の保険期間の満了日を被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日(特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、年金支払期間の満了日)とする保険期間に変更します。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (イ) 第1項中「保険料の払込完了日」とあるのは「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日」と、「保険料の払込完了特則」とあるのは「5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」と読み替えて第1項第1号(イ)および第3号から第5号までの規定を適用します。

- (2) この特約の保険期間が終身の場合には、つぎのとおりとします。
 - (7) 特約年金の種類が保証期間付終身年金で、かつ、この特約の保険料払込期間が終身のときは、この特約の保険料払込期間の満了日を被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日に変更します。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (イ) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、特約年金支払開始日における被保険者の保険年齢が80歳以上であるときは、この特約は解約されたものとします。
 - (ウ) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、特約年金支払開始日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第7条(特約の保険期間および保険料払込期間)の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。ただし、この満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳をこえるときは、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までとします。
 - (I) 前(ウ)により、この特約の保険期間が変更された場合、この特約の保険料払込期間は変更後のこの特約の保険期間 と同一とし、変更後のこの特約の保険期間は年満期で定められたものとします。この場合、当会社の定めた方法で 計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (オ) 第1項中「保険料の払込完3日」とあるのは「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日」と、「保険料の払込完3特則」とあるのは「5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」と読み替えて第1項第3号から第5号までの規定を適用します。
- 3. 保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加し、主契約の全部について5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項を適用した場合または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加し、主契約の全部について5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項を適用した場合には、第1項中「保険料の払込完3日」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約の締結日」と、「保険料の払込完3特則」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項」と読み替えて第1項第1号から第5号までの規定を適用します。
- 4. 第5条(特約の保険料払込の免除)の規定によるほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (1) 主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了した場合で、保険料の払込完了日以後のとき
 - (2) 保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金支払移行特約もしくは5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約もしくは5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合で、これらの特約の締結日以後のとき

第35条 (5年ごと配当付更新型終身移行保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付更新型終身移行保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合には、 つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第18条(特約の消滅とみなす場合)第1号中「主契約が解約その他の事由によって消滅したとき」とあるのは「主契約が解約その他の事由によって消滅したとき(主契約の保険金支払事由が発生したために主契約のうち保険金に対応する部分が消滅したときを含みます。)」と読み替えます。
- (2) 第3条(入院給付金の支払に関する補則)第6項第2号中「主契約が消滅し」とあるのは「主契約のうち保険金に対応する部分が消滅し」と読み替えます。
- (3) この特約が主契約の終身保障への移行と同時に更新された場合で、更新日以後のときにも、主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
- (4) 保険契約者は、第6条(特約の締結および責任開始期)の規定によるほか、主契約更新の際にも被保険者の同意を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、当会社がこの特約付加の申込を承諾したときは、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
 - (7) この特約の第1回保険料を受け取った時(告知の前に受け取った場合には、告知の時)
 - (イ)更新前にこの特約の第1回保険料を受け取り、かつ、告知を受けた場合には、更新の時
- (5) この特約の保険期間および保険料払込期間は、第7条(特約の保険期間および保険料払込期間)の規定にかかわらず、主契約の保険期間と同一とします。
- (6) この特約の保険期間が満了する場合で、かつ、主約款の規定により主契約が更新される場合には、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主契約と同時に更新されます。この場合にはつぎのとおりとします。
 - (7) 第21条(特約の更新)の規定は適用せず、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険期間および保険料払込期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (ウ) 入院給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (7) この特約の保険期間が満了する場合で、かつ、主約款の規定により主契約が終身保障に移行される場合には、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主契約の終身保障への移行と同時に更新されます。 この場合にはつぎのとおりとします。
 - (7) この特約の保険期間および保険料払込期間は、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までとします。
 - (1) この特約の保険料は、年一括払保険料とし、当会社の定める取扱にもとづき、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに第21条第7項の規定を準用します。
 - (ウ) 更新日以後、猶予期間の満了日までに、前(イ)に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約

の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。

(8) 第6号または第7号の規定により、この特約が更新される場合で、更新日に当会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約にかえて、当会社所定の特約により、更新とみなして取り扱うことがあります。

第36条(5年ごと配当付更新型終身移行保険に5年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱)

- 1. 5年ごと配当付更新型終身移行保険に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約は、5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日に更新されたものとし、第35条(5年ごと配当付更新型終身移行保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合の特則)第7号および第8号の規定を準用します。
 - (2) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第35条第7号(7)の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。
 - (3) 第3条(入院給付金の支払に関する補則) 第1項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日前の主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。
- 2. 5年ごと配当付更新型終身移行保険に5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 本特約条項中「被保険者」とあるのは5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移 行特約条項中「第1被保険者」をいいます。
 - (2) 第1被保険者が死亡したときは、この特約は消滅します。
 - (3) 第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約」と読み替えて第1項第1号および第3号の規定を適用します。
- 3. 5年ごと配当付更新型終身移行保険に5年ごと配当付介護割増年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約(H13)を付加した場合には、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付介護割増年金移行特約または5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約(H13)」と読み替えて第1項第1号および第3号の規定を適用します。
- 4. 5年ごと配当付更新型終身移行保険に5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約(H13)を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 本特約条項中「被保険者」とあるのは5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項(H13)中「第1被保険者」をいいます。
 - (2) 第1被保険者が死亡したときは、この特約は消滅します。
 - (3) 第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約(H13)」と読み替えて第1項第1号および第3号の規定を適用します。
- 5. 第1項から第4項までの場合、第17条(特約の返還金)第5項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは「被保険者が死亡した場合」と読み替えます。

第37条(5年ごと配当付介護年金終身保障保険または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付介護年金終身保障保険または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第3条(入院給付金の支払に関する補則) 第1項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取 人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、主契約の介護年金の受取人が保険契約者であ る場合」と読み替えます。
- (2) 第17条(特約の返還金)第5項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは、主契約の第1回の介護年金の支払日前においては「主約款の規定によって主契約の死亡給付金を支払う場合」、第1回の介護年金の支払日以後においては「被保険者が死亡した場合」と読み替えます。
- (3) 主契約の保険料払込期間が終身の場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (7) 主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了する場合には、第34条(保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則)第1項第1号から第5号までの規定を適用します。
 - (イ) 第5条 (特約の保険料払込の免除) の規定によるほか、つぎの場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (a) 主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了した場合で、保険料の払込完了日以後のとき
 - (b) 保険料払込期間が終身の5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付年金支払移行特約もしくは5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約もしくは5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合で、これらの特約の締結日以後のとき

第38条(5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合または5年ごと利差 配当付介護年金終身保障保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱)

- 1. 5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約の保険期間を年満期で定めたときは、つぎのとおりとします。
 - (7) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第7条(特約の保険期間および保険料払込期間)の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。
 - (イ) 前(ア)により、この特約の保険期間が変更された場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (2) この特約の保険期間を歳満期で定めたときは、つぎのとおりとします。
 - (7) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第7条の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。
 - (イ) 前(ア)により、この特約の保険期間が変更された場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受します。
 - (3) この特約の保険期間が終身のときは、つぎのとおりとします。
 - (7) 特約年金の種類が保証期間付終身年金で、かつ、この特約の保険料払込期間が終身のときは、この特約の保険料払込期間の満了日を被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日に変更します。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (イ) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、特約年金支払開始日における被保険者の保険年齢が80歳以上であるときは、この特約は解約されたものとします。
 - (ウ) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、特約年金支払開始日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第7条の規定にかかわらず、年金支払期間の満3日までとします。ただし、この満3日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳をこえるときは、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までとします。
 - (I) 前(ウ)により、この特約の保険期間が変更された場合、変更後のこの特約の保険期間は歳満期で定められたものとします。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受します。
 - (オ) 主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合または主契約の保険料払込期間が終身の場合で、前(ウ)により、この特約の保険期間が変更された場合には、前(I)の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間は変更後のこの特約の保険期間と同一とし、変更後のこの特約の保険期間は年満期で定められたものとします。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (4) 保険料払込期間が終身の5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加した場合 または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を 付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (7) この特約の保険期間の満了日を被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日(特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、年金支払期間の満了日)とする保険期間に変更します。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (イ) 第34条(保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則)第1項中「保険料の払込完了日」とあるのは「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日」と、「保険料の払込完了特則」とあるのは「5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」と読み替えて第34条第1項第1号(介および第3号から第5号までの規定を適用します。
 - (5) 第3条(入院給付金の支払に関する補則) 第1項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日前の主契約の介護年金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。
- 2. 5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 本特約条項中「被保険者」とあるのは5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移 行特約条項中「第1被保険者」をいいます。
 - (2) 第1被保険者が死亡したときは、この特約は消滅します。
 - (3) 保険料払込期間が終身の5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、第34条第1項中「保険料の払込完了日」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約の締結日」と、「保険料の払込完了特則」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項」と読み替えて第34条第1項第1号から第5号までの規定を適用します。
 - (4) 第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約」と読み替えて第1項第5号の規定を適用します。
- 3. 第1項および第2項の場合、第17条(特約の返還金)第5項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは「被保険者が死亡した場合」と読み替えます。

第39条 (5年ごと配当付介護年金保険(解約返還金なし型)に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付介護年金保険(解約返還金なし型)に付加した場合には、第37条(5年ごと配当付介護年金終身保障保険または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合の特則)第1号および第2号の規定を適用します。

第40条(特別条件を付けた場合の特則)

- 1. この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合しない場合には、その危険の種類および程度に応じて、つぎの各号のうちいずれか1つまたは2つの方法によって取り扱います。
 - (1) 特別保険料領収法
 - (7) 当会社の定める特別保険料を加算した金額をこの特約の保険料とします。
 - (イ) 第5条(特約の保険料払込の免除)の規定によってこの特約の保険料の払込が免除された場合には、同時に特別保険料の払込を免除します。
 - (2) 特定部位不担保法
 - (7) 別表5に定める身体部位のうちこの特約を主契約に付加する際に当会社が指定した部位に生じた生活習慣病(別表2)の治療を目的とする入院については、当会社の定めた不担保期間中は第2条(入院給付金の支払)の規定を適用せず、入院給付金を支払いません。
 - (イ)被保険者が当会社の定めた不担保期間の満了日を含んで継続して入院したときは、その入院については、その満了日の翌日を入院の開始日とみなして第2条の規定を適用します。
- 2. 第1項第1号に定める特別保険料領収法が適用された場合には、つぎの各号の取扱は行いません。
 - (1) この特約の更新
 - (2) この特約の保険期間または保険料払込期間の変更を伴う、主契約の保険期間または保険料払込期間の変更
 - (3) 主契約に5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加する場合、この特約の保険期間の満了日前に年金支払期間が満了することとなる確定年金の選択
 - (4) 主契約の保険料払込期間が終身である5年ごと配当付終身保険または主契約の保険料払込期間が終身である5年ごと利差配当付終身保険の場合、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更を伴うつぎの取扱
 - (7) 保険料の払込完了特則の適用
 - (イ) 5年ごと配当付年金支払移行特約、5年ごと配当付夫婦年金移行特約、5年ごと利差配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約の付加
 - (5) 主契約の保険料払込期間が終身である5年ごと配当付介護年金終身保障保険または主契約の保険料払込期間が終身である5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険の場合、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更を伴うつぎの取扱
 - (7) 保険料の払込完了特則の適用
 - (イ) 5年ごと配当付年金支払移行特約、5年ごと配当付夫婦年金移行特約、5年ごと利差配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約の付加

第41条 (契約日が平成22年3月1日以前の主契約に付加した場合の特則)

この特約を契約日が平成22年3月1日以前の主契約に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「半年一括払」とあるのは「半年払」と、「年一括払」とあるのは「年払」と読み替えます。
- (2) 第8条(特約の保険料の払込)第8項の規定は適用しません。
- (3) 第8条第9項および第10項の規定は、この特約の年払保険料および半年払保険料について準用します。
- (4) 第17条(特約の返還金)第1項の規定にかかわらず、この特約の解約返還金は、保険料払込中の特約についてはその保険料の払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。

別表 1 請求書類

項 目	必 要 書 類
入院給付金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 当会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の住民票(ただし、受取人と同一の場合は不要) (5) 入院給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
(注) 当会社は、上記以外	の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

別表2 対象となる生活習慣病

対象となる生活習慣病とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10 (2003年版) 準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

生活習慣病の種類	分 類 項 目	基本分類コード
悪性新生物	○□唇、□腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
	○消化器の悪性新生物	C15-C26
	〇呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30 - C39
	○骨および関節軟骨の悪性新生物	C40 - C41
	O皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43-C44
	〇中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
	○乳房の悪性新生物	C 50
	○女性生殖器の悪性新生物	C 51 — C 58
	○男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
	○腎尿路の悪性新生物	C 64 — C 68
	O眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
	○甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
	○部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
	〇リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81 — C96
	○独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C 97
	〇上皮内新生物	D00-D09
	○性状不詳または不明の新生物(D37-D48)中の	
	・真正赤血球増加症<多血症>	D45
	• 骨髄異形成症候群	D46
	・リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその	
	他の新生物(D47)中の	
	• 慢性骨髄増殖性疾患	D 47. 1
	・本態性(出血性)血小板血症	D 47. 3
糖尿病	○糖尿病	E 10 — E 14
心・血管疾患	○慢性リウマチ性心疾患	I 05— I 09
	○虚血性心疾患	I 20 — I 25
	○肺性心疾患および肺循環疾患	I 26— I 28
	○その他の型の心疾患	I 30 — I 52
	○動脈、細動脈および毛細血管の疾患(I70-I79)中の	
	・大動脈瘤および解離	I 71
	○循環器系のその他および詳細不明の障害(Ⅰ95-Ⅰ99)中の	
	・循環器系の処置後障害、他に分類されないもの(Ⅰ97)中の	
	・心(臓)切開後症候群	I 97. 0
	・心臓手術に続発するその他の機能障害	I 97. 1
高血圧性疾患	〇高血圧性疾患	I 10 — I 15
脳血管疾患	〇脳血管疾患	I 60 — I 69
	○挿間性および発作性障害(G40-G47)中の	
	・一過性脳虚血発作および関連症候群 (G45) 中の	
	・椎骨脳底動脈症候群	G 45. 0
	• 頚動脈症候群(半球性)	G 45. 1
	・多発性および両側性脳(実質)外動脈症候群	G 45. 2
	・一過性全健忘	G 45. 4

生活習慣病の種類	分 類 項 目	基本分類コード
	・その他の一過性脳虚血発作および関連症候群	G 45. 8
	• 一過性脳虚血発作、詳細不明	G 45. 9
肝疾患	Oウイルス肝炎	B15-B19
	O肝疾患	K70-K77
膵疾患	○胆のう<囊>、胆管および膵の障害 (K80−K87) 中の	
	• 急性膵炎	K 85
	・その他の膵疾患	K 86
腎疾患	〇糸球体疾患	N00-N08
	○腎尿細管間質性疾患	N10-N16
	○腎不全 (N17-N19) 中の	
	・慢性腎不全	N 18
	○尿路結石症(N20-N23)中の	
	・腎結石および尿管結石	N 20
	・下部尿路結石	N21
	・他に分類される疾患における尿路結石	N 22

別表3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

- 1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
- 2. 第1号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表 4 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表3に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表5 特定部位不担保法により不担保とする部位

	身 体 部 位 の 名 称
2	耳(内耳、中耳、外耳を含みます。)および乳様突起
3	鼻(副鼻腔を含みます。)
5	甲状腺
6	胃および十二指腸
7	小腸
8	盲腸(虫様突起を含みます。)
9	大腸および直腸
10	
11	肝臓、胆囊および胆管
12	膵臓
13	肺臓、胸膜、気管および気管支
14	腎臓および尿管
15	膀胱および尿道
16	睾丸および副睾丸
17	前立腺
20	乳房
21	頸椎部(当該神経を含みます。)
22	胸椎部(当該神経を含みます。)
23	腰椎部(当該神経を含みます。)
24	仙骨部および尾骨部(当該神経を含みます。)
25	左肩関節部
26	右肩関節部
27	左股関節部
28	右股関節部
29	左上肢(左肩関節部を除きます。)
30	右上肢(右肩関節部を除きます。)
31	左下肢(左股関節部を除きます。)
32	右下肢(右股関節部を除きます。)
35	皮膚(頭皮を含みます。)
36	食道
37	咽頭および喉頭(咽頭には扁桃を含みます。喉頭には声帯を含みます。)
38	鎖骨
51	眼球および眼球付属器(眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含みます。)
54	□腔、歯、舌、顎下腺、耳下腺、舌下腺および顎関節部(□腔には□唇、□蓋を含みます。)
68	子宮、卵巣、卵管および子宮付属器

備 考

1. 責任開始期以後の生活習慣病

「責任開始期以後の生活習慣病」とは、その生活習慣病(医学上重要な関係にある疾病を含みます。)について、責任開始期前につぎのいずれにも該当しない場合をいいます。

- (1) 被保険者が医師の診療を受けたことがある場合
- (2) 被保険者が健康診断等において異常の指摘(要経過観察の指摘を含みます。) を受けたことがある場合
- (3) 被保険者が自覚可能な身体の異常が存在した場合または保険契約者が認識可能な被保険者の身体の異常が存在した場合

2. 治療を目的とした入院

治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。

3. 入院の日数が1日となる入院

入院の日数が 1日となる入院については、別表 4 に定める入院の入院日と退院日が同一の日である場合で、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

女性特定疾病入院特約D条項(H22) 目次

この特約の概要 第30条		5年ごと配当付生存給付金付定期保険または5	
			年ごと利差配当付生存給付金付定期保険に付加
第1条	入院給付金の支払限度の型		した場合の特則
第2条	入院給付金の支払	第31条	
第3条	入院給付金の支払に関する補則		差配当付逓増定期保険に付加した場合の特則
第4条	入院給付金の請求、支払時期および支払場所	第32条	
第5条	特約の保険料払込の免除		当付養老保険に付加した場合の特則
第6条	特約の締結および責任開始期	第33条	
第7条	特約の保険期間および保険料払込期間		支払移行特約等を付加した場合または5年ごと
第8条	特約の保険料の払込		利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付年金
第9条	猶予期間中の保険事故と保険料の取扱		支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱
第10条	特約の失効	第34条	
第11条	特約の復活		険または保険料払込期間が終身の5年ごと利差
	告知義務	## OF #	配当付終身保険に付加した場合の特則
	告知義務違反による解除	第35条	5年ごと配当付更新型終身移行保険または5年
	特約を解除できない場合		ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した
	重大事由による解除	## 0 0 <i>#</i>	場合の特則
	特約の解約	第36条	
第17条	特約の返還金		配当付年金支払移行特約等を付加した場合また
第18条	特約の消滅とみなす場合		は5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に5
第19条	債権者等により特約が解約される場合の取扱		年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付加し
第20条	入院給付金日額の減額	## 07 <i>#</i>	た場合の特約の取扱
第21条	特約の更新	第37条	
第22条	特約の契約者配当金		年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加
第23条	主契約の内容変更に伴う特約の取扱	## 00 <i>#</i>	した場合の特則
第24条	管轄裁判所	第38条	
第25条	契約内容の登録		と配当付年金支払移行特約等を付加した場合または、ケスプト利益系別は40選集の
第26条	主約款の規定の準用 この特約を付加した場合の主契約の取扱に関す		たは5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険
弗∠/ 宋	この特別を10加した場合の主契約の取扱に関する特則		に5年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付加し 有場合の特別の限扱
生20夕	_ , _ , _	第39条	加した場合の特約の取扱
第28条	新総合医療特約D(H22)または8大生活習慣 病入院特約Dとあわせて主契約に付加する場合	弗 39宋	5年ごと配当付介護年金保険(解約返還金なし型)に付加した場合の特則
		第40条	
第29条	の特則 5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配	210	特別条件を付けた場合の特別 契約日が平成22年3月1日以前の主契約に付加
新 ∠3末	9年20配当的定期保険まだは9年20利差配 当付定期保険に付加した場合の特則	第41条	
	当りた粉体界にり加したあるの対別		した場合の特則

女性特定疾病入院特約 D条項 (H22)

(平成26年9月18日改正)

(この特約の概要)

この特約は、女性を被保険者とする主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)に付加し、その被保険者が特定疾病によって入院した場合に、入院日数に応じて入院給付金を支払うことを主な内容とするものです。

第1条(入院給付金の支払限度の型)

1. 入院給付金の支払限度の型は、つぎのとおりとします。

入院給付金の 支払限度の型	1回の入院についての 入院給付金を支払う日数の限度	入院給付金を支払う日数の通算限度
60日型	60 ⊟	1, 095⊟
120日型	120⊟	1, 095⊟
240日型	240⊟	1, 095⊟

- 2. 保険契約者は、この特約の締結の際、第1項のいずれかの型を指定するものとします。
- 3. 第2項により指定された入院給付金の支払限度の型の変更は取り扱いません。

第2条(入院給付金の支払)

この特約において支払う入院給付金はつぎのとおりです。

	入院給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	支払額	受取人
入院給付金	被保険者がつぎのいずれにも該当する入院をしたとき (1) この特約の責任開始期(復活の取扱が行われた後は、最後の 復活の際の責任開始期。以下同じ。)以後に発病した特定疾病 (別表2) の治療を目的とする入院であること (2) 別表3に定める病院または診療所における別表4に定める 入院(以下「入院」といいます。)であること (3) その入院の日数が、(1)の特定疾病の治療を目的としてこの	入院 1 回につき、つぎの金額 (入院給付金日額) × この特約の保険期間中の左記の 特定疾病(別表 2)の治療を目 的とする入院日数	被 保 除 者
	特約の保険期間中に1日以上となったこと		

第3条(入院給付金の支払に関する補則)

- 1. 保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第2条(入院給付金の 支払)の規定にかかわらず、入院給付金の受取人は保険契約者とします。
- 2. 入院給付金の受取人を被保険者(第1項の規定が適用される場合には、保険契約者)以外の者に変更することはできません。
- 3. 被保険者の入院中に入院給付金日額の変更があった場合には、入院給付金の支払額はそれぞれの日における入院給付金日額に応じて計算します。
- 4. 被保険者が第2条の入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合には、それらの入院が同一の特定疾病(別表2)によるものであるか否かにかかわらず、1回の入院とみなし、各入院について日数を合算して第2条の規定を適用します。ただし、入院給付金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて120日を経過して開始した入院については、新たな入院として第2条の規定を適用します。
- 5. 当会社は、被保険者が第2条の入院給付金の支払事由に該当する入院を開始したときに、異なる特定疾病(別表2) を併発していた場合、またはその入院中に異なる特定疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった特 定疾病により継続して入院したものとみなします。
- 6. つぎの各号の場合には、当該各号に定める事由の発生時を含んで継続している入院は、この特約の有効中の入院とみなして、第2条の規定を適用します。
 - (1) 被保険者の入院中にこの特約の保険期間が満了したとき
 - (2) 被保険者の入院中に主契約の保険金支払事由が発生したために主契約が消滅し、第18条(特約の消滅とみなす場合) 第1号の規定によってこの特約が消滅したとき
- 7. 被保険者が、第2条の入院給付金の支払事由に該当する入院を、同一の日に2回以上した場合でも、当会社は、入院 給付金を重複しては支払いません。
- 8. 被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した特定疾病(別表2)の治療を目的として入院した場合でも、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院は、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして、第2条の規定を適用します。
- 9. 被保険者がこの特約の責任開始期前にすでに発病していた特定疾病(別表2)の治療を目的としてこの特約の責任開始期以後に入院した場合でも、当会社が、この特約の締結または復活の際に、告知等により知っていたその特定疾病に関する事実(第14条(特約を解除できない場合)に規定する保険媒介者のみが知っていた事実は含みません。)を用いて承諾したときは、この特約の責任開始期以後に発病した特定疾病の治療を目的として入院したものとみなして、第2条の規定を適用します。ただし、保険契約者または被保険者がその特定疾病に関する事実の一部のみを告げたことにより、当会社が重大な過失なくその特定疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
- 10. 被保険者が特定疾病(別表 2)以外の疾病または傷害の治療を目的とする入院中に、特定疾病を併発し、その特定疾病の治療を開始した場合には、その日からその特定疾病の治療を目的として入院したものとして第 2 条の規定を適用します。
- 11. 第2条および本条第1項から第10項までの規定にかかわらず、この特約による入院給付金を支払う日数の限度は、つぎのとおりとします。

入院給付金の 支払限度の型	1 回の入院についての 入院給付金を支払う日数の限度	入院給付金を支払う日数の通算限度
60日型	60 ⊟	1, 095⊟
120日型	120⊟	1, 095⊟
240日型	240 ⊟	1, 095⊟

第4条(入院給付金の請求、支払時期および支払場所)

- 1. 入院給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに当会社に通知してください。
- 2. 入院給付金の受取人は、当会社に、請求に必要な書類(別表1)を提出して、入院給付金を請求してください。
- 3. 入院給付金の支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の規定を準用します。

第5条(特約の保険料払込の免除)

- 1. 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。
- 2. 第1項のほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (1) 主契約の保険料の払込方法(回数) が一時払のとき
 - (2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき

第6条(特約の締結および責任開始期)

- 1. この特約は、主契約締結の際、保険契約者の申出によって主契約に付加して締結します。
- 2. この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。
- 3. 第1項に定めるほか、保険契約者は、主契約の契約日後、当会社の定める取扱にもとづき、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

第7条(特約の保険期間および保険料払込期間)

この特約の保険期間および保険料払込期間は、つぎの各号のとおりとします。ただし、主契約の保険料の払込方法(回数) が一時払の場合または主契約の保険料払込期間が終身の場合には、第2号の規定は適用しません。

- (1) この特約の保険期間を年満期で定めたとき
 - この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の責任開始期から被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の 契約応当日の前日を限度とし、当会社所定の範囲内で定めます。
- (2) この特約の保険期間を歳満期で定めたとき
 - この特約の保険期間は、主契約の責任開始期から被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までとし、この特約の保険料払込期間の満了日は、主契約の保険料払込期間の満了日と同一とします。
- (3) この特約の保険期間を終身としたとき
 - この特約の保険料払込期間の満了日は、主契約の保険料払込期間の満了日と同一とします。ただし、主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合または主契約の保険料払込期間が終身の場合には、つぎのとおりとします。
 - (7) 主契約の保険料の払込方法(回数) が一時払の場合には、この特約の保険料払込期間の満了日は、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日と同一とします。
 - (イ) 主契約の保険料払込期間が終身の場合には、この特約の保険料払込期間は終身または被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までのいずれかとします。

第8条(特約の保険料の払込)

- 1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
- 2. 主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
- 3. 第1項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める契約応当日(月払契約の場合は月単位の契約応当日、半年一括払契約の場合は半年単位の契約応当日、年一括払契約の場合は年単位の契約応当日)以後その契約応当日の属する月の末日までにこの特約による入院給付金の支払事由が生じた場合には、当会社は、入院給付金から未払込保険料を差し引きます。ただし、入院給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、主約款に定める保険料払込の猶予期間の満了する時までに、その未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、入院給付金を支払いません。
- 4. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払 込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- 5. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において 払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法(回数)にかかわらず年一括払保険料とし、当会社の定 める取扱にもとづき、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
- 6. 第5項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
- 7. 第5項に規定する前納が行われなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。
- 8. 主約款の保険契約の消滅等における保険料の残額に相当する金額の支払に関する規定は、この特約の年一括払保険料 および半年一括払保険料について準用します。
- 9. 主契約の保険料の払込方法(回数)が月払の場合で、すでにこの特約の保険料が払い込まれている主約款に定める保険料期間の中途でつぎの各号のいずれかの事由が生じたときであっても、当会社は、その保険料期間に対応するこの特約の保険料を払い戻しません。
 - (1) この特約の消滅
 - (2) 入院給付金日額の減額
 - (3) この特約の保険料払込の免除
- 10. 第9項の規定は、主契約の保険料の払込方法(回数)が月払の場合のこの特約の第1回保険料について準用します。

第9条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- 1. 主約款に定める保険料払込の猶予期間中に、この特約による入院給付金の支払事由が発生した場合には、当会社は、入院給付金から未払込保険料を差し引きます。
- 2. 入院給付金が第1項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する時までに、未払込保

第10条 (特約の失効)

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第11条 (特約の復活)

- 1. 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2. 当会社は、第1項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の復活の取扱をします。

第12条(告知義務)

当会社が、この特約の締結または復活の際、入院給付金の支払事由または保険料払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、当会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

第13条(告知義務違反による解除)

- 1. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第12条(告知義務)の規定により当会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- 2. 当会社は、入院給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、入院給付金の支払または保険料払込の免除を行いません。また、すでに入院給付金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
- 3. 第2項の規定にかかわらず、入院給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または入院給付金の受取人が証明したときは、入院給付金を支払い、または保険料の払込を免除します。
- 4. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者または入院給付金の受取人に通知します。
- 5. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、当会社は、解約返還金があるときは、これと同額の返還金を保険契約者に支払います。

第14条(特約を解除できない場合)

当会社は、つぎのいずれかの場合には、第13条(告知義務違反による解除)の規定によるこの特約の解除をすることができません。ただし、第4号または第5号に規定する行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第12条(告知義務)の規定により当会社が告知を求めた事項のうち解除の原因となる事実について、事実を告げなかったと認められる場合または事実でないことを告げたと認められる場合には、第4号および第5号の規定は適用しません。

- (1) 当会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき
- (2) 当会社が、解除の原因があることを知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
- (3) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、入院給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じたときを除きます。
- (4) 当会社のためにこの特約の締結の媒介を行うことができる者(当会社のためにこの特約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第12条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
- (5) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第12条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき

第15条 (重大事由による解除)

- 1. 当会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者または入院給付金の受取人がこの特約の入院給付金(保険料払込の免除を含みます。以下本項において同じ。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 - (2) この特約の入院給付金の請求に関し、その受取人(保険料払込の免除の請求については保険契約者)に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に 反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または入院給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (7) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

- (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- (I) 保険契約者または入院給付金の受取人が法人である場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
- (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 当会社の保険契約者、被保険者または入院給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする第 1号から第4号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 2. 当会社は、入院給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。 この場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による入院給付金を支払いません。また、すでにその支払 事由により入院給付金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求します。
 - (2) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険料払込の免除事由による保険料払込の免除を行いません。また、 すでにその保険料払込の免除事由により保険料の払込を免除していたときは、当会社は、保険料の払込を免除しなか ったものとします。
- 3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者または入院給付金の受取人に通知します。
- 4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、当会社は、解約返還金があるときは、これと同額の返還金を保険契約者に支払います。

第16条 (特約の解約)

保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

第17条 (特約の返還金)

- 1. この特約の解約返還金は、経過年月数(保険料払込中の特約において経過年月数が保険料の払込年月数をこえている場合は払込年月数)により計算します。
- 2. この特約が解約または解除されたときは、当会社は、この特約の解約返還金を保険契約者に払い戻します。ただし、 主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返還金(第8条(特約の保険料 の払込)第8項の規定により支払われる返還金を含みます。)をそれらの元利金の返済にあてます。
- 3. この特約が第18条(特約の消滅とみなす場合)第1号の規定によって消滅した場合には、第2項の規定を準用します。 ただし、主約款の規定によって主契約の責任準備金を払い戻すときは、この特約の責任準備金を主約款の規定に準じて 払い戻します。
- 4. この特約が第18条第3号の規定によって消滅した場合には、この特約の責任準備金を入院給付金の受取人に支払います。
- 5. 第3項の規定にかかわらず、主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合には、この特約の解約返還金または責任準備金の払戻はありません。
- 6. 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返還金は、主契約の解約返還金に加えません。

第18条(特約の消滅とみなす場合)

つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 主契約が払済保険に変更されたとき
- (3) 第2条(入院給付金の支払)および第3条(入院給付金の支払に関する補則)の規定による入院給付金の支払われた日数が通算して1,095日に達したとき

第19条(債権者等により特約が解約される場合の取扱)

差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者によりこの特約が解約される場合のつぎの各号の取扱については、主約款の規定を準用します。

- (1) 解約の効力の発生
- (2) 特約の存続
- (3) 第1号により解約の効力が生じるまでまたは第2号により解約の効力が生じなくなるまでに、入院給付金の支払事由の発生によりこの特約が消滅する場合の取扱

第20条 (入院給付金日額の減額)

- 1. 保険契約者は、いつでも、当会社の定める取扱にもとづき、入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の入院給付金日額は、当会社の定める金額以上であることを要します。
- 2. 第1項の規定によって、入院給付金日額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

第21条 (特約の更新)

- 1. この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とします。
- 2. 第1項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、当会社は、第1項の更新を取り扱いません。

- (1) この特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳のとき
- (2) この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえているとき
- (3) 主契約の保険料の払込方法(回数) が一時払のとき
- (4) この特約の保険期間を歳満期で定めたとき
- 3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、この特約は、当会社の定める取扱にもとづき、保険期間を変更して更新します。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳をこえるとき
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえるとき
 - (3) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新するとき
 - (4) 主契約の締結後にこの特約を付加した場合で、この特約の更新日が、主契約に付加されている他の特約の更新日と同一であるとき
- 4. 保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。この場合、更新後のこの特約の保険期間は、当会社の定める取扱にもとづき、年満期、歳満期または終身のいずれかによって定めるものとします。
- 5. 更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた主約款に定める保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第8条(特約の保険料の払込)第4項の規定を適用します。
- 6. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、 主約款に定める保険料の自動貸付の規定を準用します。
- 7. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了日までにつぎの各号のいずれかの事由が生じたときは、第8条第3項および第9条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。
 - (1) この特約の入院給付金の支払事由
 - (2) 主契約の保険料払込の免除事由
 - (3) 主契約に付加されている特約の保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付の支払事由
- 8. 第5項から第7項までの規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、つぎの各 号のとありとします。
 - (1) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法(回数) にかかわらず年一括払保険料とし、当会社の定める取扱にもとづき、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに第7項の規定を準用します。
 - (2) 更新日以後、猶予期間の満了日までに、第1号に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
- 9. この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。
 - (1) 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日からその日を含めて計算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の保険年齢によって計算します。
 - (2) 更新後のこの特約には更新日における特約条項および保険料率が適用されます。
 - (3) 第2条(入院給付金の支払)、第3条(入院給付金の支払に関する補則) および第14条(特約を解除できない場合) に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。
 - (4) 更新前のこの特約において告知義務違反による解除の事由があるときは、当会社は、更新後のこの特約を解除することができます。
 - (5) 当会社は、新たな保険証券を交付しません。
- 10. 更新日に当会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約にかえて、当会社所定の特約により、更新とみなして取り扱うことがあります。

第22条 (特約の契約者配当金)

- 1. この特約の付加日(この特約が更新された場合には、直前の更新日)から所定年数を経過し、かつ、所定の条件を満たすこの特約に対して、契約者配当金を割り当てることがあります。
- 2. 第1項の規定によって割り当てた契約者配当金は、当会社の定める取扱にもとづき支払います。

第23条(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)

- 1. 主契約の保険料払込期間を短縮した場合には、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 特約の保険期間を年満期で定めたとき
 - この特約の保険期間の満了日が、短縮後の主契約の保険料払込期間の満了日をこえることとなるときは、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の保険期間を短縮することがあります。
 - (2) 特約の保険期間を歳満期で定めたときまたは終身としたとき
 - この特約の保険料払込期間を主契約の保険料払込期間にあわせて短縮します。
- 2. 主契約の保険料払込期間を延長した場合には、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 特約の保険期間を年満期で定めたとき
 - この特約の保険期間の満了日が、変更前の主契約の保険料払込期間の満了日と同一のときは、この特約の保険期間 もあわせて延長します。
 - (2) 特約の保険期間を歳満期で定めたときまたは終身としたとき

この特約の保険料払込期間を主契約の保険料払込期間にあわせて延長します。この場合、この特約の保険期間が歳満期で定められている場合で、延長後のこの特約の保険料払込期間の満了日が、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日と同一となるときは、保険料払込期間の延長後のこの特約の保険期間は年満期で定められたものとして取り扱います。

3. 第1項または第2項の規定により、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、返還金をそれらの元利金の返済にあてます。

第24条(管轄裁判所)

この特約における入院給付金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を 準用します。

第25条 (契約内容の登録)

- 1. 当会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会(以下「協会」といいます。)に登録します。
 - (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)
 - (2) 入院給付金の種類
 - (3) 入院給付金の日額
 - (4) 契約日(復活が行われた場合は、最後の復活の日。また、主契約の契約日後にこの特約を付加した場合は、この特約の付加の日。以下第2項において同じ。)
 - (5) 当会社名
- 2. 第1項の登録の期間は、契約日から5年(契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、5年と契約日から被保険者が満15歳に達する日までの期間のいずれか長い期間)以内とします。
- 3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます。)は、第1項の規定により登録された被保険者について、入院給付金のある特約(入院給付金のある保険契約を含みます。以下本条において同じ。)の申込(復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。)を受けた場合、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- 4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に入院給付金のある特約の申込があった場合、第3項によって連絡された内容を入院給付金のある特約の承諾(復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。)の判断の参考とすることができるものとします。
- 5. 各生命保険会社等は、契約日(復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日。以下本項において同じ。)から5年(契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、5年と契約日から被保険者が満15歳に達する日までの期間のいずれか長い期間)以内に入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- 6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、当会社または協会に照会することができます。 また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9. 第3項、第4項および第5項中、被保険者、入院給付金、保険契約とあるのは、農業協同組合法にもとづく共済契約においては、それぞれ、被共済者、入院共済金、共済契約と読み替えます。

第26条(主約款の規定の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第27条 (この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則)

- 1. つぎの各号について主約款の規定を適用する場合には、この特約の解約返還金を、主契約の解約返還金に加えて取り扱います。
 - (1) 保険料の自動貸付
 - (2) 払済保険への変更
- 2. 第1項第1号の保険料の自動貸付は、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について行うものとします。

第28条(新総合医療特約D(H22)または8大生活習慣病入院特約Dとあわせて主契約に付加する場合の特則)

- 1. この特約を新総合医療特約D(H22)とあわせて主契約に付加する場合には、保険契約者は、新総合医療特約D(H22)と同一の入院給付金の支払限度の型を指定することを要します。
- 2. この特約を8大生活習慣病入院特約Dとあわせて主契約に付加する場合には、保険契約者は、8大生活習慣病入院特約Dと同一の入院給付金の支払限度の型または8大生活習慣病入院特約Dよりも1回の入院についての入院給付金を支払う日数の限度が短期となる入院給付金の支払限度の型を指定することを要します。

第29条 (5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取

り扱います。

- (1) 保険契約者は、第6条(特約の締結および責任開始期)の規定によるほか、主契約更新の際にも被保険者の同意を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、当会社がこの特約付加の申込を承諾したときは、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
 - (7) この特約の第1回保険料を受け取った時(告知の前に受け取った場合には、告知の時)
 - (イ) 更新前にこの特約の第1回保険料を受け取り、かつ、告知を受けた場合には、更新の時
- (2) この特約の保険期間および保険料払込期間は、第7条(特約の保険期間および保険料払込期間)の規定にかかわらず、主契約の保険期間と同一とします。
- (3) 第2号の規定にかかわらず、主契約の保険期間の満3日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳をこえることとなる場合には、この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の責任開始期から被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までとします。
- (4) この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主契約と同時に更新されます。この場合にはつぎのとおりとします。
 - (7) 第21条(特約の更新)の規定は適用せず、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険期間および保険料払込期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (ウ) 入院給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (5) 第4号の規定により、この特約が更新される場合で、更新日に当会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、 この特約にかえて、当会社所定の特約により、更新とみなして取り扱うことがあります。
- (6) 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間および保険料払込期間の満了日が、主契約の保険期間の満了日をこえることとなるときは、その限度までこの特約の保険期間および保険料払込期間を短縮します。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。

第30条 (5年ごと配当付生存給付金付定期保険または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付生存給付金付定期保険または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険に付加した場合には、第29条(5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合の特則)第1号、第2号、第4号および第5号の規定を適用します。

第31条 (5年ごと配当付逓増定期保険または5年ごと利差配当付逓増定期保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付逓増定期保険または5年ごと利差配当付逓増定期保険に付加した場合には、第29条(5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合の特則)第2号および第3号の規定を適用します。

第32条 (5年ごと配当付養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間および保険料払込期間は、第7条(特約の保険期間および保険料払込期間)の規定にかかわらず、主契約の保険期間を限度とし、当会社所定の範囲内で定めます。ただし、主契約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳をこえることとなる場合には、この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の責任開始期から被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。
- (2) 主契約の保険期間または保険料払込期間を短縮した場合、この特約の保険期間および保険料払込期間の満了日が、主契約の保険期間または保険料払込期間の満了日をこえることとなるときは、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の保険期間および保険料払込期間を短縮することがあります。
- (3) この特約の保険期間および保険料払込期間の満了日が主契約の保険期間または保険料払込期間の満了日と同一の場合で、主契約の保険期間または保険料払込期間を延長したときは、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の保険期間および保険料払込期間を延長することがあります。
- (4) 第2号または第3号の規定により、この特約の保険期間および保険料払込期間が変更された場合には、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、返還金をそれらの元利金の返済にあてます。

第33条(5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保 険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱)

- 1. 5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 主契約の全部について5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用したときは、つぎのとおりとします。
 - (7) 特約の保険期間を年満期で定めたとき
 - (a) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第7条(特約の保険期間および保険料払込期間)の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。
 - (b) 前(a)により、この特約の保険期間が変更された場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。

- (1) 特約の保険期間を歳満期で定めたとき
 - (a) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第7条の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。
 - (b) 前(a)により、この特約の保険期間が変更された場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受します。
- (ウ) 特約の保険期間が終身のとき
 - (a) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、特約年金支払開始日における被保険者の保険年齢が80歳以上であるときは、この特約は解約されたものとします。
 - (b) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、特約年金支払開始日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第7条の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。ただし、この満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳をこえるときは、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までとします。
 - (c) 前(b)により、この特約の保険期間が変更された場合、変更後のこの特約の保険期間は歳満期で定められたものとします。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受します。
 - (d) 主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合で、前(b)により、この特約の保険期間が変更された場合には、前(c)の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間は変更後のこの特約の保険期間と同一とし、変更後のこの特約の保険期間は年満期で定められたものとします。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。
- (I) 第3条(入院給付金の支払に関する補則) 第1項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日前の主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。
- (2) 主契約の一部について5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用した場合で、5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用しない終身保険部分(残存する死亡保障部分をいいます。以下同じ。)が消滅したときは、つぎのとおりとします。
 - (7) 特約の保険期間を年満期で定めたとき 特約年金の種類が確定年金であるときは、第1号(7)(a)および(b)の規定を適用します。
 - (イ) 特約の保険期間を歳満期で定めたとき 特約年金の種類が確定年金であるときは、第1号(イ)(a)および(b)の規定を適用します。
 - (ウ) 特約の保険期間が終身のとき 特約年金の種類が確定年金であるときは、第1号(ウ)(a)から(d)までの規定を適用します。
 - (I) 第3条第1項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用しない終身保険部分の消滅時の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。
- 2. 5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 本特約条項中「被保険者」とあるのは5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移 行特約条項中「第1被保険者」をいいます。
 - (2) 第1被保険者が死亡したときは、この特約は消滅します。
 - (3) 主契約の全部について5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項を適用したときは、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約」と読み替えて第1項第1号(I)の規定を適用します。
 - (4) 主契約の一部について5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項を適用した場合で、5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項を適用しない終身保険部分(残存する死亡保障部分をいいます。)が消滅したときは、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項」と読み替えて第1項第2号(I)の規定を適用します。
- 3. 5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付介護割増年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約(H13)を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 主契約の全部について5年ごと配当付介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約条項(H13)を適用したときは、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付介護割増年金移行特約または5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約(H13)」と読み替えて第1項第1号(I)の規定を適用します。
 - (2) 主契約の一部について5年ごと配当付介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約条項(H13)を適用した場合で、5年ごと配当付介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約条項(H13)を適用しない終身保険部分(残存する死亡保障部分をいいます。)が消滅したときは、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約条項(H13)」と読み替えて第1項第2号(I)の規定を適用します。
- 4. 5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約(H13)を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「被保険者」とあるのは5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項(H13)中「第1被保険者」をいいます。
- (2) 第1被保険者が死亡したときは、この特約は消滅します。
- (3) 主契約の全部について5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項(H13)を適用したときは、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約(H13)」と読み替えて第1項第1号(I)の規定を適用します。
- (4) 主契約の一部について5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項(H13)を適用した場合で、5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項(H13)を適用しない終身保険部分(残存する死亡保障部分をいいます。)が消滅したときは、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項(H13)」と読み替えて第1項第2号(I)の規定を適用します。
- 5. つぎの各号の場合には、第17条(特約の返還金)第5項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは「被保険者が死亡した場合」と読み替えます。
 - (1) 主契約の全部について、つぎのいずれかの特約条項を適用したとき
 - (7) 5年ごと配当付年金支払移行特約条項
 - (イ) 5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項
 - (ウ) 5年ごと配当付介護割増年金移行特約条項
 - (I) 5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項
 - (オ) 5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項
 - (カ) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項
 - (‡) 5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約条項(H13)
 - (ク) 5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項(H13)
 - (2) 主契約の一部について、第1号(7)から(7)までのいずれかの特約条項を適用した場合で、これらの特約条項を適用しない終身保険部分(残存する死亡保障部分をいいます。)が消滅したとき

第34条(保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険に 付加した場合の特則)

- 1. 5年ごと配当付終身保険または5年ごと利差配当付終身保険の主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約の保険期間を年満期で定めたときは、つぎのとおりとします。
 - (7) この特約の保険期間の満了日が、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日以外のときは、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日まで、この特約の保険期間を延長します。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (4) 前(ア)にかかわらず、この特約の更新日と保険料の払込完了日が同一の場合、第21条(特約の更新)第2項および第3項中「主契約の保険料払込期間の満了日」とあるのは「保険料の払込完了日の前日」と読み替えて、第21条第1項から第3項まで、第9項および第10項の規定を適用します。
 - (2) この特約の保険期間が終身のときは、つぎのとおりとします。
 - (7) この特約の保険料払込期間が終身のとき
 - この特約の保険料払込期間の満了日を被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日に変更します。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (イ) この特約の保険料払込期間が被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までのときこの特約の保険期間および保険料払込期間は変更せず、そのまま有効に継続します。
 - (3) 保険料の払込完了日以後において払い込むべきこの特約の保険料は、当会社の定める取扱にもとづき、保険料の払込完了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
 - (4) 第3号に定める金額の払込については、保険料の払込完了特則適用前の主契約の保険料の払込方法(回数)に応じて、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
 - (5) 第3号に定める金額が払い込まれなかったときは、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- 2. 保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の全部について5年ごと配当付年金支払移行特約条項を適用した場合または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の全部について5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約の保険期間を年満期で定めた場合には、つぎのとおりとします。
 - (7) この特約の保険期間の満了日を被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日(特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、年金支払期間の満了日)とする保険期間に変更します。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (イ) 第1項中「保険料の払込完3日」とあるのは「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金 支払移行特約の締結日」と、「保険料の払込完3特則」とあるのは「5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5 年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」と読み替えて第1項第1号(イ)および第3号から第5号までの規定を適用

します。

- (2) この特約の保険期間が終身の場合には、つぎのとおりとします。
 - (7) 特約年金の種類が保証期間付終身年金で、かつ、この特約の保険料払込期間が終身のときは、この特約の保険料払込期間の満了日を被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日に変更します。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (イ) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、特約年金支払開始日における被保険者の保険年齢が80歳以上であるときは、この特約は解約されたものとします。
 - (ウ) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、特約年金支払開始日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第7条(特約の保険期間および保険料払込期間)の規定にかかわらず、年金支払期間の満3日までとします。ただし、この満3日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳をこえるときは、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までとします。
 - (I) 前(ウ)により、この特約の保険期間が変更された場合、この特約の保険料払込期間は変更後のこの特約の保険期間と同一とし、変更後のこの特約の保険期間は年満期で定められたものとします。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (オ) 第1項中「保険料の払込完3日」とあるのは「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日」と、「保険料の払込完3特則」とあるのは「5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」と読み替えて第1項第3号から第5号までの規定を適用します。
- 3. 保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加し、主契約の全部について5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項を適用した場合または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加し、主契約の全部について5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項を適用した場合には、第1項中「保険料の払込完了日」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約の締結日」と、「保険料の払込完了特則」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項」と読み替えて第1項第1号から第5号までの規定を適用します。
- 4. 第5条(特約の保険料払込の免除)の規定によるほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (1) 主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了した場合で、保険料の払込完了日以後のとき
 - (2) 保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金支払移行特約もしくは5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約もしくは5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合で、これらの特約の締結日以後のとき

第35条 (5年ごと配当付更新型終身移行保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付更新型終身移行保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合には、 つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第18条(特約の消滅とみなす場合)第1号中「主契約が解約その他の事由によって消滅したとき」とあるのは「主契約が解約その他の事由によって消滅したとき(主契約の保険金支払事由が発生したために主契約のうち保険金に対応する部分が消滅したときを含みます。)」と読み替えます。
- (2) 第3条(入院給付金の支払に関する補則)第6項第2号中「主契約が消滅し」とあるのは「主契約のうち保険金に対応する部分が消滅し」と読み替えます。
- (3) この特約が主契約の終身保障への移行と同時に更新された場合で、更新日以後のときにも、主約款の保険料払込の 免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
- (4) 保険契約者は、第6条(特約の締結および責任開始期)の規定によるほか、主契約更新の際にも被保険者の同意を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、当会社がこの特約付加の申込を承諾したときは、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
 - (7) この特約の第1回保険料を受け取った時(告知の前に受け取った場合には、告知の時)
 - (イ) 更新前にこの特約の第1回保険料を受け取り、かつ、告知を受けた場合には、更新の時
- (5) この特約の保険期間および保険料払込期間は、第7条(特約の保険期間および保険料払込期間)の規定にかかわらず、主契約の保険期間と同一とします。
- (6) この特約の保険期間が満了する場合で、かつ、主約款の規定により主契約が更新される場合には、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主契約と同時に更新されます。この場合にはつぎのとおりとします。
 - (7) 第21条(特約の更新)の規定は適用せず、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険期間および保険料払込期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (ウ) 入院給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (7) この特約の保険期間が満了する場合で、かつ、主約款の規定により主契約が終身保障に移行される場合には、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主契約の終身保障への移行と同時に更新されます。この場合にはつぎのとおりとします。
 - (7) この特約の保険期間および保険料払込期間は、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までとします。
 - (4) この特約の保険料は、年一括払保険料とし、当会社の定める取扱にもとづき、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに第21条第7項の規定を準用します。

- (ウ) 更新日以後、猶予期間の満了日までに、前(イ)に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
- (8) 第6号または第7号の規定により、この特約が更新される場合で、更新日に当会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約にかえて、当会社所定の特約により、更新とみなして取り扱うことがあります。

第36条 (5年ごと配当付更新型終身移行保険に5年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱)

- 1. 5年ごと配当付更新型終身移行保険に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約は、5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日に更新されたものとし、第35条(5年ごと配当付更新型終身移行保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合の特則)第7号および第8号の規定を準用します。
 - (2) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第35条第7号(7)の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。
 - (3) 第3条(入院給付金の支払に関する補則)第1項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日前の主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。
- 2. 5年ごと配当付更新型終身移行保険に5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 本特約条項中「被保険者」とあるのは5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移 行特約条項中「第1被保険者」をいいます。
 - (2) 第1被保険者が死亡したときは、この特約は消滅します。
 - (3) 第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約」と読み替えて第1項第1号および第3号の規定を適用します。
- 3. 5年ごと配当付更新型終身移行保険に5年ごと配当付介護割増年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約(H13)を付加した場合には、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付介護割増年金移行特約または5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約(H13)」と読み替えて第1項第1号および第3号の規定を適用します。
- 4.5年ごと配当付更新型終身移行保険に5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約(H13)を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 本特約条項中「被保険者」とあるのは5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項(H13)中「第1被保険者」をいいます。
 - (2) 第1被保険者が死亡したときは、この特約は消滅します。
 - (3) 第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約(H13)」と読み替えて第1項第1号および第3号の規定を適用します。
- 5. 第1項から第4項までの場合、第17条(特約の返還金)第5項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは「被保険者が死亡した場合」と読み替えます。

第37条(5年ごと配当付介護年金終身保障保険または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合の特則) この特約を5年ごと配当付介護年金終身保障保険または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合に

は、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第3条(入院給付金の支払に関する補則) 第1項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取 人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、主契約の介護年金の受取人が保険契約者であ る場合」と読み替えます。
- (2) 第17条(特約の返還金)第5項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは、主契約の第1回の介護年金の支払日前においては「主約款の規定によって主契約の死亡給付金を支払う場合」、第1回の介護年金の支払日以後においては「被保険者が死亡した場合」と読み替えます。
- (3) 主契約の保険料払込期間が終身の場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (7) 主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了する場合には、第34条(保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則)第1項第1号から第5号までの規定を適用します。
 - (イ) 第5条(特約の保険料払込の免除)の規定によるほか、つぎの場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (a) 主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了した場合で、保険料の払込完了日以後のとき
 - (b) 保険料払込期間が終身の5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付年金支払移行特約もしくは5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約もしくは5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合

第38条(5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合または5年ごと利差 配当付介護年金終身保障保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱)

- 1. 5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約の保険期間を年満期で定めたときは、つぎのとおりとします。
 - (7) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第7条(特約の保険期間および保険料払込期間)の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。
 - (イ) 前(ア)により、この特約の保険期間が変更された場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (2) この特約の保険期間を歳満期で定めたときは、つぎのとおりとします。
 - (7) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第7条の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。
 - (イ) 前(ア)により、この特約の保険期間が変更された場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受します。
 - (3) この特約の保険期間が終身のときは、つぎのとおりとします。
 - (7) 特約年金の種類が保証期間付終身年金で、かつ、この特約の保険料払込期間が終身のときは、この特約の保険料払込期間の満了日を被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日に変更します。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (イ) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、特約年金支払開始日における被保険者の保険年齢が80歳以上であるときは、この特約は解約されたものとします。
 - (ウ) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、特約年金支払開始日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第7条の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。ただし、この満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳をこえるときは、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までとします。
 - (I) 前(ウ)により、この特約の保険期間が変更された場合、変更後のこの特約の保険期間は歳満期で定められたものとします。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受します。
 - (オ) 主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合または主契約の保険料払込期間が終身の場合で、前(ウ)により、この特約の保険期間が変更された場合には、前(I)の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間は変更後のこの特約の保険期間と同一とし、変更後のこの特約の保険期間は年満期で定められたものとします。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (4) 保険料払込期間が終身の5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加した場合または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (7) この特約の保険期間の満了日を被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日(特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、年金支払期間の満了日)とする保険期間に変更します。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (4) 第34条(保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則)第1項中「保険料の払込完了日」とあるのは「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日」と、「保険料の払込完了特則」とあるのは「5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」と読み替えて第34条第1項第1号(介および第3号から第5号までの規定を適用します。
 - (5) 第3条(入院給付金の支払に関する補則) 第1項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日前の主契約の介護年金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。
- 2. 5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 本特約条項中「被保険者」とあるのは5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移 行特約条項中「第1被保険者」をいいます。
 - (2) 第1被保険者が死亡したときは、この特約は消滅します。
 - (3) 保険料払込期間が終身の5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、第34条第1項中「保険料の払込完3日」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約の締結日」と、「保険料の払込完3特則」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項」と読み替えて第34条第1項第1号から第5号までの規定を適用します。
 - (4) 第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと 配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約」と読み替えて第1項第5号の規定を適用しま す。
- 3. 第1項および第2項の場合、第17条(特約の返還金)第5項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」

とあるのは「被保険者が死亡した場合」と読み替えます。

第39条(5年ごと配当付介護年金保険(解約返還金なし型)に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付介護年金保険(解約返還金なし型)に付加した場合には、第37条(5年ごと配当付介護年金終身保障保険または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合の特則)第1号および第2号の規定を適用します。

第40条(特別条件を付けた場合の特則)

- 1. この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合しない場合には、その危険の種類および程度に応じて、つぎの各号のうちいずれか1つまたは2つの方法によって取り扱います。
 - (1) 特別保険料領収法
 - (7) 当会社の定める特別保険料を加算した金額をこの特約の保険料とします。
 - (イ) 第5条(特約の保険料払込の免除)の規定によってこの特約の保険料の払込が免除された場合には、同時に特別保険料の払込を免除します。
 - (2) 特定部位·指定疾病不担保法
 - (7) 別表5に定める身体部位または指定疾病のうちこの特約を主契約に付加する際に当会社が指定した部位に生じた特定疾病(別表2)の治療または当会社が指定した疾病の治療を目的とする入院については、当会社の定めた不担保期間中は第2条(入院給付金の支払)の規定を適用せず、入院給付金を支払いません。
 - (イ)被保険者が当会社の定めた不担保期間の満了日を含んで継続して入院したときは、その入院については、その満了日の翌日を入院の開始日とみなして第2条の規定を適用します。
- 2. 第1項第1号に定める特別保険料領収法が適用された場合には、つぎの各号の取扱は行いません。
 - (1) この特約の更新
 - (2) この特約の保険期間または保険料払込期間の変更を伴う、主契約の保険期間または保険料払込期間の変更
 - (3) 主契約に5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加する場合、この特約の保険期間の満了日前に年金支払期間が満了することとなる確定年金の選択
 - (4) 主契約の保険料払込期間が終身である5年ごと配当付終身保険または主契約の保険料払込期間が終身である5年ごと利差配当付終身保険の場合、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更を伴うつぎの取扱
 - (7) 保険料の払込完了特則の適用
 - (イ) 5年ごと配当付年金支払移行特約、5年ごと配当付夫婦年金移行特約、5年ごと利差配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約の付加
 - (5) 主契約の保険料払込期間が終身である5年ごと配当付介護年金終身保障保険または主契約の保険料払込期間が終身である5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険の場合、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更を伴うつぎの取扱
 - (7) 保険料の払込完了特則の適用
 - (イ) 5年ごと配当付年金支払移行特約、5年ごと配当付夫婦年金移行特約、5年ごと利差配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約の付加

第41条 (契約日が平成22年3月1日以前の主契約に付加した場合の特則)

この特約を契約日が平成22年3月1日以前の主契約に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「半年一括払」とあるのは「半年払」と、「年一括払」とあるのは「年払」と読み替えます。
- (2) 第8条(特約の保険料の払込)第8項の規定は適用しません。
- (3) 第8条第9項および第10項の規定は、この特約の年払保険料および半年払保険料について準用します。
- (4) 第17条(特約の返還金)第1項の規定にかかわらず、この特約の解約返還金は、保険料払込中の特約についてはその保険料の払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。

別表 1 請求書類

項 目	必 要 書 類
入院給付金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 当会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の住民票(ただし、受取人と同一の場合は不要) (5) 入院給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
(注) 当会社は、上記以外	Nの書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

別表2 対象となる特定疾病

対象となる特定疾病とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10 (2003年版) 準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

特定疾病の種類	分 類 項 目	基本分類コード
悪性新生物	○□唇、□腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
	○消化器の悪性新生物	C15-C26
	〇呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30 - C39
	○骨および関節軟骨の悪性新生物	C40 - C41
	〇皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43-C44
	〇中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
	○乳房の悪性新生物	C 50
	○女性生殖器の悪性新生物	C 51 — C 58
	○腎尿路の悪性新生物	C64-C68
	〇眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
	○甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
	○部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
	○リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81 — C96
	○独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C 97
	○上皮内新生物 (D00-D09) 中の	
	・口腔、食道および胃の上皮内癌	D 00
	・その他および部位不明の消化器の上皮内癌	D01
	・中耳および呼吸器系の上皮内癌	D 02
	・上皮内黒色腫	D 03
	・皮膚の上皮内癌	D 04
	・乳房の上皮内癌	D 05
	・子宮頚(部)の上皮内癌	D 06
	・その他および部位不明の生殖器の上皮内癌(D07)中の	
	・子宮内膜	D 07. 0
	・外陰部	D 07. 1
	• <u></u>	D 07. 2
	・その他および部位不明の女性生殖器	D 07. 3
	・その他および部位不明の上皮内癌	D 09
	○性状不詳または不明の新生物(D37-D48)中の	
	・真正赤血球増加症<多血症>	D 45
	・骨髄異形成症候群	D 46
	・リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生	
	物 (D47) 中の	
	・慢性骨髄増殖性疾患	D 47. 1
	・本態性(出血性)血小板血症	D 47. 3
良性新生物およ	○良性新生物 (D10-D36) 中の	
び性状不詳また	・乳房の良性新生物	D 24
は不明の新生物	• 子宮平滑筋腫	D 25
	・子宮のその他の良性新生物	D 26
	・卵巣の良性新生物	D 27
	・その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物	D 28
	・腎尿路の良性新生物	D30

特定疾病の種類	分 類 項 目	基本分類コード
	・甲状腺の良性新生物	D34
	○性状不詳または不明の新生物(D37-D48)中の	
	・女性生殖器の性状不詳または不明の新生物	D 39
	・腎尿路の性状不詳または不明の新生物	D41
	・その他および部位不明の性状不詳または不明の新生物(D48)中の	
	・乳房	D 48. 6
血液および造血	○栄養性貧血	D 50 - D 53
器の疾患	○溶血性貧血 (D55-D59) 中の	
	・後天性溶血性貧血	D 59
	○無形成性貧血およびその他の貧血 ○際用陰忠、柴が忘れよびその他の川畑州宗彰 (D.S.F. D.S.O.) 中の	D60-D64
	○凝固障害、紫斑病およびその他の出血性病態(D65-D69)中の ・紫斑病およびその他の出血性病態(D69)中の	
	- ・ 系斑病のよびその他の田皿性病態(D09)中の - ・ アレルギー性紫斑病	D 69. 0
	・血小板機能異常症	D 69. 1
	・その他の血小板非減少性紫斑病	D 69. 1
	・特発性血小板減少性紫斑病	D 69. 3
	・その他の原発性血小板減少症	D 69. 4
	・続発性血小板減少症	D 69. 5
	・血小板減少症、詳細不明	D 69. 6
内分泌、栄養お	○甲状腺障害 (E00-E07) 中の	
よび代謝疾患	・ヨード欠乏による甲状腺障害および類縁病態	E 01
	・無症候性ヨード欠乏性甲状腺機能低下症	E 02
	・その他の甲状腺機能低下症(E03)中の	
	・びまん性甲状腺腫を伴う先天性甲状腺機能低下症	E 03. 0
	・薬剤およびその他の外因性物質による甲状腺機能低下症	E 03. 2
	・感染後甲状腺機能低下症	E 03. 3
	・甲状腺萎縮(後天性)	E 03. 4
	・粘液水腫性昏睡	E 03. 5
	・その他の明示された甲状腺機能低下症	E 03. 8
	・甲状腺機能低下症、詳細不明	E 03. 9
	その他の非中毒性甲状腺腫	E 04
	・甲状腺中毒症 [甲状腺機能亢進症]	E 05
	・甲状腺炎 - 3.0/hの円以内障療	E 06
	その他の甲状腺障害	E 07
	○その他の内分泌腺障害(E 20 − E 35)中の ・クッシング症候群	E 24
	- ・卵巣機能障害	E 28
	O代謝障害 (E70 — E90) 中の	L 20
	・治療後内分泌および代謝障害、他に分類されないもの(E89)中の	
	・治療後甲状腺機能低下症	E 89. 0
	・治療後卵巣機能不全(症)	E 89. 4
循環器系の疾患	○慢性リウマチ性心疾患	I 05- I 09
	○静脈、リンパ管およびリンパ節の疾患、他に分類されないもの(Ⅰ80-Ⅰ89)	
	中の	
	・その他の部位の静脈瘤(I86)中の	
	• 外陰静脈瘤	I 86. 3
	○循環器系のその他および詳細不明の障害(Ⅰ95-Ⅰ99)中の	
	・低血圧(症)	I 95
	・循環器系の処置後障害、他に分類されないもの(Ⅰ97)中の	
沙儿四天不产中	・乳房切断後リンパ浮腫症候群	I 97. 2
消化器系の疾患	○胆のう<囊>、胆管および膵の障害(K80-K87) 中の 	V 00
	・胆石症 ・胆のう<囊>炎	K 80 K 81
	- ・胆のうく霙/炎 - ・胆のうく囊>のその他の疾患	K 82
	・胆道のその他の疾患	K 83
	○消化器系のその他の疾患 (K90-K93) 中の	1.00
	・消化器系の処置後障害、他に分類されないもの(K91)中の	
	・胆のうく嚢>摘出く除>後症候群	K 91. 5
筋骨格系および	□ ○ ○ 次 記 ○ ○ 次 記 ○ ○ 次 記 性 多 発 性 関 節 障 害 (M 0 5 − M 1 4) 中 の	
結合組織の疾患	・血清反応陽性関節リウマチ	M05
	・その他の関節リウマチ	M06
•		•

特定疾病の種類	分 類 項 目	基本分類コード
コルンパバコの主人祭	・若年性関節炎	M08
	・他に分類される疾患における若年性関節炎	M09
	・その他の明示された関節障害(M12)中の	
	・リウマチ熱後慢性関節障害[ジャクー病]	M12. 0
	○全身性結合組織障害(M30-M36)中の	
	・その他のえ<壊>死性血管障害(M31)中の	
	・大動脈弓症候群[高安病]	M31. 4
	・全身性エリテマトーデス<紅斑性狼瘡> <sle></sle>	M32
	・皮膚(多発性)筋炎	M33
	・全身性硬化症	M34
	・その他の全身性結合組織疾患(M35)中の	
	・乾燥症候群[シェーグレン症候群]	M35. 0
	・その他の重複症候群	M35. 1
	・リウマチ性多発筋痛症	M35. 3
	・その他の明示された全身性結合組織疾患	M35. 8
50 0 00 4 14 00 5	・全身性結合組織疾患、詳細不明	M35. 9
腎尿路生殖器系	○ 糸球体疾患 ○ 腎层細管腫疾患	N 00 — N 08 N 10 — N 16
の疾患	○腎尿細管間質性疾患 ○腎不全(N17-N19)中の	14 10 — 14 16
	- 一 ・ 慢性 腎不全	N 18
	○尿路結石症(N20-N23)中の	1410
	・腎結石および尿管結石	N 20
	・下部尿路結石	N21
	・他に分類される疾患における尿路結石	N22
	○腎および尿管のその他の障害 (N25-N29) 中の	
	・腎および尿管のその他の障害、他に分類されないもの	N 28
	・他に分類される疾患における腎および尿管のその他の障害	N 29
	○尿路系のその他の疾患	N30 - N39
	(馬尾症候群(G83.4)中の馬尾症候群による神経因性膀胱(機能障害)およ	
	びその他の明示された脊髄疾患(G95.8)中の脊髄(性)膀胱(機能障害)N OSを含む。)	
	○乳房の障害	N60 - N64
	○女性骨盤臓器の炎症性疾患	N70 - N77
	○女性生殖器の非炎症性障害(N80-N98)中の	
	・子宮内膜症	N 80
	・女性性器脱	N81
	・女性性器を含む瘻	N 82
	・卵巣、卵管および子宮広間膜の非炎症性障害	N 83
	・女性性器のポリープ・スマのその他の非米定性障害・スマス(か)を除く	N 84
	・子宮のその他の非炎症性障害、子宮頚(部)を除く ・子宮頚(部)のびらんおよび外反(症)	N 85 N 86
	・子宮頚(部)の異形成	N 87
	・子宮頚(部)のその他の非炎症性障害	N 88
	・腟のその他の非炎症性障害	N 89
	・外陰あよび会陰のその他の非炎症性障害	N 90
	・無月経、過少月経および希発月経	N 91
	・過多月経、頻発月経および月経不順	N 92
	・子宮および腟のその他の異常出血	N 93
	・女性生殖器および月経周期に関連する疼痛およびその他の病態	N 94
	・閉経期およびその他の閉経周辺期障害	N 95
	・習慣流産	N 96
	・女性不妊症	N 97
妊娠、分娩およ	○腎尿路生殖器系のその他の障害 ○流産に終わった妊娠	N 99 O 00 — O 08
妊娠、分娩のよ	○流性に終わった妊娠 ○妊娠、分娩および産じょく<褥>における浮腫、たんぱく<蛋白>尿および高	000-008
0座しよへ、将	○妊娠、万焼のより座しょへ、停へにのける浮座、だんはへ、虫ロイ水のより同 血圧性障害	O10-O16
	○主として妊娠に関連するその他の母体障害	020 - 029
	○胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	030-048
	○ ○ 分娩の合併症	O60 - O75
	○分娩 (080-084) 中の	
	・鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩	O81

特定疾病の種類	分 類 項 目	基本分類コード
	・帝王切開による単胎分娩	O 82
	・その他の介助単胎分娩	O 83
	・多胎分娩	O 84
	〇主として産じょく<褥>に関連する合併症	O85-O92
	○その他の産科的病態、他に分類されないもの	094-099
	○その他の細菌性疾患(A30-A49)中の	
	• 産科的破傷風	A 34

別表3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

- 1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
- 2. 第1号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表 4 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表3に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表 5 特定部位・指定疾病不担保法により不担保とする部位および指定疾病

	身 体 部 位・指 定 疾 病 の 名 称
2	耳(内耳、中耳、外耳を含みます。)および乳様突起
3	鼻(副鼻腔を含みます。)
5	甲状腺
6	胃および十二指腸
7	小腸
8	盲腸(虫様突起を含みます。)
9	大腸および直腸
10	肛門
11	肝臓、胆囊および胆管
12	膵臓
13	肺臓、胸膜、気管および気管支
14	腎臓および尿管
15	膀胱および尿道
20	乳房
21	頸椎部(当該神経を含みます。)
22	胸椎部(当該神経を含みます。)
23	腰椎部(当該神経を含みます。)
24	仙骨部あよび尾骨部(当該神経を含みます。)
25	左肩関節部
26	右肩関節部
27	左股関節部
28	右股関節部
29	左上肢(左肩関節部を除きます。)
30	右上肢(右肩関節部を除きます。)
31	左下肢(左股関節部を除きます。)
32	右下肢(右股関節部を除きます。)
33	子宮体部(帝王切開を受けた場合に限ります。)
34	鼠蹊部(鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニア、または大腿ヘルニアが生じた場合に限ります。)
35	皮膚(頭皮を含みます。)
36	
37	咽頭および喉頭(咽頭には扁桃を含みます。喉頭には声帯を含みます。) ※※ 毎
38	鎖骨
39	異常妊娠および異常分娩
51	眼球および眼球付属器(眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含みます。)
54	□腔、歯、舌、顎下腺、耳下腺、舌下腺および顎関節部(□腔には□唇、□蓋を含みます。)
68	子宮、卵巣、卵管および子宮付属器

備 考

1. 責任開始期以後の特定疾病

「責任開始期以後の特定疾病」とは、その特定疾病(医学上重要な関係にある疾病を含みます。)について、責任開始 期前につぎのいずれにも該当しない場合をいいます。

- (1) 被保険者が医師の診療を受けたことがある場合
- (2) 被保険者が健康診断等において異常の指摘(要経過観察の指摘を含みます。) を受けたことがある場合
- (3) 被保険者が自覚可能な身体の異常が存在した場合または保険契約者が認識可能な被保険者の身体の異常が存在した場合

2. 治療を目的とした入院

美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。

3. 入院の日数が1日となる入院

入院の日数が 1日となる入院については、別表 4 に定める入院の入院日と退院日が同一の日である場合で、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

4. 異常妊娠および異常分娩

(1) 「異常妊娠および異常分娩」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10 (2003年版) 準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
流産に終わった妊娠	000~008
妊娠、分娩および産じょく<褥>における浮腫、たんぱく<蛋白>尿および高血圧性障害	010~016
主として妊娠に関連するその他の母体障害	020~029
胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	O30~O48
分娩の合併症	O60~O75
分娩(単胎自然分娩(080)は除く)	O81~O84
主として産じょく<褥>に関連する合併症	O85~O92
その他の産科的病態、他に分類されないもの	094~099

(2) 「異常分娩」とは、前(1)の表中、「流産に終わった妊娠(000~008)」を除いたもので、かつ、分娩に関するものをいいます。

無配当先進医療特約条項 目次

この特約の概要		第28条	5年ごと配当付逓増定期保険または5年ごと利
			差配当付逓増定期保険に付加した場合の特則
第1条	給付金の支払	第29条	5年ごと配当付養老保険または5年ごと利差配
第2条	給付金の支払に関する補則		当付養老保険に付加した場合の特則
第3条	給付金の請求、支払時期および支払場所	第30条	5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金
第4条	特約の保険料払込の免除		支払移行特約等を付加した場合または5年ごと
第5条	特約の締結および責任開始期		利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付年金
第6条	特約の保険期間および保険料払込期間		支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱
第7条	特約の保険料の払込	第31条	保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保
第8条	猶予期間中の保険事故と保険料の取扱		険または保険料払込期間が終身の5年ごと利差
第9条	特約の失効		配当付終身保険に付加した場合の特則
第10条	特約の復活	第32条	5年ごと配当付更新型終身移行保険または5年
第11条	告知義務		ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した
第12条	告知義務違反による解除		場合の特則
第13条	特約を解除できない場合	第33条	5年ごと配当付更新型終身移行保険に5年ごと
第14条	重大事由による解除		配当付年金支払移行特約等を付加した場合また
第15条	特約の解約		は5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に5
第16条	特約の返還金		年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付加し
第17条	特約の消滅とみなす場合		た場合の特約の取扱
第18条	債権者等により特約が解約される場合の取扱	第34条	5年ごと配当付介護年金終身保障保険または5
第19条	特約の更新		年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加
第20条	特約の契約者配当金		した場合の特則
第21条	主契約の内容変更に伴う特約の取扱	第35条	
第22条	法令等の改正または医療技術の変化に伴う先進		と配当付年金支払移行特約等を付加した場合ま
	医療給付金等の支払事由に関する規定の変更		たは5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険
第23条	管轄裁判所		に 5 年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付
第24条	主約款の規定の準用		加した場合の特約の取扱
第25条	この特約を付加した場合の主契約の取扱に関す	第36条	5年ごと配当付介護年金保険(解約返還金なし
	る特則		型)に付加した場合の特則
第26条	5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配	第37条	無配当終身医療保険に付加した場合の特則
	当付定期保険に付加した場合の特則	第38条	無配当定期医療保険に付加した場合の特則
第27条	5年ごと配当付生存給付金付定期保険または5	第39条	特別条件を付けた場合の特則
	年ごと利差配当付生存給付金付定期保険に付加	第40条	契約日が平成22年3月1日以前の主契約に付加
	した場合の特則		した場合の特則

無配当先進医療特約条項

(平成25年12月18日改正)

(この特約の概要)

この特約は、つぎの給付を行うことを主な内容とするものです。

	給付の内容
先進医療給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に先進医療による療養を受けたときにその先進医療
	にかかる技術料と同額を支払います。
先進医療一時給付金	先進医療給付金が支払われるときにあわせて2万円を支払います。ただし、同一の先進
	医療による療養について1回限りとします。

第1条(給付金の支払)

この特約において支払う給付金はつぎのとおりです。

	給付金を支払う場合(以下「支払事由」 といいます。)	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
先進医療給付金	被保険者がこの特約の保険期間中につぎのいずれにも該当する療養を受けたとき(1) この特約の責任開始期(復活の取扱が行われた後は、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。)以後に発病した疾病または発生した不慮の事故もしくはそれ以外の外因による傷害を直接の原因とする療養であること(2) 別表2に定める公的医療保険制度における別表3に定める先進医療による療養(以下「先進医療による療養」といいます。)であること	別表 4 に定める先進 医療にかかる技術料 と同額	被保険者	つぎのいずれかにより左記の支払事由 に該当したとき (1) 保険契約者または被保険者の故意 または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害を原因とする 事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格 を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び 運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 被保険者の薬物依存 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱
先進医療一時給付金	この特約より先進医療給付金が支払われるとき	2万円	被保険者	つぎのいずれかにより左記の支払事由 に該当したとき (1) 保険契約者または被保険者の故意 または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害を原因とする 事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格 を持たないで運転している間に生じ た事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び 運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 被保険者の薬物依存 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

第2条(給付金の支払に関する補則)

- 1. 保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1条(給付金の支払)の規定にかかわらず、給付金の受取人は保険契約者とします。
- 2. 給付金の受取人を被保険者(第1項の規定が適用される場合には、保険契約者)以外の者に変更することはできません。
- 3. 当会社は、被保険者が同一の先進医療による療養を複数回にわたって受けた場合は、その一連の先進医療による療養を開始したときを療養を受けたときとみなして第1条の支払事由に関する規定を適用します。この場合、その一連の先進医療による療養を受けている間に、この特約が消滅したときは、その先進医療による療養の開始から終了までを、この特約の有効中の先進医療による療養とみなします。
- 4. 先進医療一時給付金の支払は、同一の先進医療による療養について1回限りとします。
- 5. 被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病または発生した不慮の事故もしくはそれ以外の外因による傷害を直接の原因として先進医療による療養を受けた場合でも、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に開始した先進医療による療養は、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして、第1条の規定を適用します。
- 6. 被保険者がこの特約の責任開始期前にすでに発病していた疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始期以後に先進 医療による療養を受けた場合でも、当会社が、この特約の締結または復活の際に、告知等により知っていたその疾病に 関する事実(第13条(特約を解除できない場合)に規定する保険媒介者のみが知っていた事実は含みません。)を用いて 承諾したときは、この特約の責任開始期以後に発病した疾病を直接の原因として先進医療による療養を受けたものとみ なして、第1条の規定を適用します。ただし、保険契約者または被保険者がその疾病に関する事実の一部のみを告げた

ことにより、当会社が重大な過失なくその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。

- 7. 被保険者が地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって先進医療による療養を受けた場合には、当会社は、給付金を支払いません。ただし、その原因によって先進医療による療養を受けた被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、当会社は、その程度に応じ、給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。
- 8. 第1条および本条第1項から第7項までの規定にかかわらず、この特約による先進医療給付金の支払は、その支払額を通算して2,000万円を限度とします。

第3条(給付金の請求、支払時期および支払場所)

- 1. 給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに当会社に通知してください。
- 2. 給付金の受取人は、当会社に、請求に必要な書類(別表1)を提出して、給付金を請求してください。
- 3. 給付金の支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の規定を準用し ます。

第4条(特約の保険料払込の免除)

- 1. 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。
- 2. 第1項のほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (1) 主契約の保険料の払込方法(回数) が一時払のとき
 - (2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき

第5条(特約の締結および責任開始期)

- 1. この特約は、主契約締結の際、保険契約者の申出によって主契約に付加して締結します。
- 2. この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。
- 3. 第1項に定めるほか、保険契約者は、主契約の契約日後、当会社の定める取扱にもとづき、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

第6条(特約の保険期間および保険料払込期間)

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の責任開始期から被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とし、当会社所定の範囲内で定めます。

第7条(特約の保険料の払込)

- 1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
- 2. 主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
- 3. 第1項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める契約応当日(月払契約の場合は 月単位の契約応当日、半年一括払契約の場合は半年単位の契約応当日、年一括払契約の場合は年単位の契約応当日)以 後その契約応当日の属する月の末日までにこの特約による給付金の支払事由が生じた場合には、当会社は、給付金から 未払込保険料を差し引きます。ただし、給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、主約款に定める保 険料払込の猶予期間の満了する時までに、その未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれな い場合には、当会社は、給付金を支払いません。
- 4. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払 込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- 5. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法(回数)にかかわらず年一括払保険料とし、当会社の定める取扱にもとづき、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
- 6. 第5項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
- 7. 第5項に規定する前納が行われなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。
- 8. 主約款の保険契約の消滅等における保険料の残額に相当する金額の支払に関する規定は、この特約の年一括払保険料 および半年一括払保険料について準用します。
- 9. 主契約の保険料の払込方法(回数)が月払の場合で、すでにこの特約の保険料が払い込まれている主約款に定める保険料期間の中途でつぎの各号のいずれかの事由が生じたときであっても、当会社は、その保険料期間に対応するこの特約の保険料を払い戻しません。
 - (1) この特約の消滅
 - (2) この特約の保険料払込の免除
- 10. 第9項の規定は、主契約の保険料の払込方法(回数)が月払の場合のこの特約の第1回保険料について準用します。

第8条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- 1. 主約款に定める保険料払込の猶予期間中に、この特約による給付金の支払事由が発生した場合には、当会社は、給付金から未払込保険料を差し引きます。
- 2. 給付金が第1項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する時までに、未払込保険料

を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、給付金を支払いません。

第9条(特約の失効)

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第10条 (特約の復活)

- 1. 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2. 当会社は、第1項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の復活の取扱をします。

第11条(告知義務)

当会社が、この特約の締結または復活の際、給付金の支払事由または保険料払込の免除事由の発生の可能性に関する 重要な事項のうち書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要 します。ただし、当会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要し ます。

第12条(告知義務違反による解除)

- 1. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第11条(告知義務)の規定により当会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- 2. 当会社は、給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、給付金の支払または保険料払込の免除を行いません。また、すでに給付金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
- 3. 第2項の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、給付金を支払い、または保険料の払込を免除します。
- 4. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者または給付金の受取人に通知します。
- 5. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、当会社は、解約返還金があるときは、これと同額の返還金を保険契約者に支払います。

第13条(特約を解除できない場合)

当会社は、つぎのいずれかの場合には、第12条(告知義務違反による解除)の規定によるこの特約の解除をすることができません。ただし、第4号または第5号に規定する行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第11条(告知義務)の規定により当会社が告知を求めた事項のうち解除の原因となる事実について、事実を告げなかったと認められる場合または事実でないことを告げたと認められる場合には、第4号および第5号の規定は適用しません。

- (1) 当会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき
- (2) 当会社が、解除の原因があることを知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
- (3) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じたときを除きます。
- (4) 当会社のためにこの特約の締結の媒介を行うことができる者(当会社のためにこの特約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第11条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
- (5) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第11条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき

第14条 (重大事由による解除)

- 1. 当会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金(保険料払込の免除を含みます。以下本項において同じ。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 - (2) この特約の給付金の請求に関し、その受取人(保険料払込の免除の請求については保険契約者)に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に 反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (7) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

- (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- (I) 保険契約者または給付金の受取人が法人である場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
- (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 当会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする第1号から第4号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 2. 当会社は、給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 第 1 項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による給付金を支払いません。また、すでにその支払事由により給付金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求します。
 - (2) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険料払込の免除事由による保険料払込の免除を行いません。また、すでにその保険料払込の免除事由により保険料の払込を免除していたときは、当会社は、保険料の払込を免除しなかったものとします。
- 3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者または給付金の受取人に通知します。
- 4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、当会社は、解約返還金があるときは、これと同額の返還金を保険契約者に支払います。

第15条(特約の解約)

保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

第16条 (特約の返還金)

- 1. この特約の解約返還金は、経過年月数(保険料払込中の特約において経過年月数が保険料の払込年月数をこえている場合は払込年月数)により計算します。
- 2. この特約が解約または解除されたときは、当会社は、この特約の解約返還金を保険契約者に払い戻します。ただし、 主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返還金(第7条(特約の保険料 の払込)第8項の規定により支払われる返還金を含みます。)をそれらの元利金の返済にあてます。
- 3. この特約が第17条(特約の消滅とみなす場合)第1号の規定によって消滅した場合には、第2項の規定を準用します。 ただし、主約款の規定によって主契約の保険金を支払うときまたは責任準備金を払い戻すときは、この特約の責任準備金を主約款の規定に準じて払い戻します。
- 4. この特約が第17条第3号の規定によって消滅した場合には、この特約の責任準備金をこの特約の給付金の受取人に支払います。
- 5. 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返還金は、主契約の解約返還金に加えません。

第17条(特約の消滅とみなす場合)

つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 主契約が払済保険に変更されたとき
- (3) 第1条(給付金の支払)および第2条(給付金の支払に関する補則)の規定による先進医療給付金の支払額が通算して2,000万円に達したとき

第18条(債権者等により特約が解約される場合の取扱)

差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者によりこの特約が解約される場合のつぎの各号の取扱については、主約款の規定を準用します。

- (1) 解約の効力の発生
- (2) 特約の存続

第19条(特約の更新)

- 1. この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とします。
- 2. 第1項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、当会社は、第1項の更新を取り扱いません。
 - (1) この特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳のとき
 - (2) この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえているとき
 - (3) 主契約の保険料の払込方法(回数) が一時払のとき
 - (4) 更新日に当会社がこの特約の締結を取り扱っていないとき
- 3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、この特約は、当会社の定める取扱にもとづき、保険期間を変更して更新します。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳をこえるとき
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえるとき
 - (3) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新するとき

- (4) 主契約の締結後にこの特約を付加した場合で、この特約の更新日が、主契約に付加されている他の特約の更新日と同一であるとき
- 4. 保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。この場合、更新後のこの特約の保険期間は、当会社の定める取扱にもとづき定めるものとします。
- 5. 更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた主約款に定める保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第7条(特約の保険料の払込)第4項の規定を適用します。
- 6. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、 主約款に定める保険料の自動貸付の規定を準用します。
- 7. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了日までにつぎの各号のいずれかの事由が生じたときは、第7条第3項および第8条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。
 - (1) この特約の給付金の支払事由
 - (2) 主契約の保険料払込の免除事由
 - (3) 主契約に付加されている特約の保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付の支払事由
- 8. 第5項から第7項までの規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満3日の翌日に更新する場合には、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法(回数) にかかわらず年一括払保険料とし、当会社の定める取扱にもとづき、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに第7項の規定を準用します。
 - (2) 更新日以後、猶予期間の満了日までに、第1号に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
- 9. この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。
 - (1) 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日からその日を含めて計算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の保険年齢によって計算します。
 - (2) 更新後のこの特約には更新日における特約条項および保険料率が適用されます。
 - (3) 第1条(給付金の支払)、第2条(給付金の支払に関する補則)および第13条(特約を解除できない場合)に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。
 - (4) 更新前のこの特約において告知義務違反による解除の事由があるときは、当会社は、更新後のこの特約を解除することができます。
 - (5) 当会社は、新たな保険証券を交付しません。
- 10. 第2項第4号の規定によりこの特約が更新されないときは、当会社所定の特約により、更新とみなして取り扱うことがあります。

第20条 (特約の契約者配当金)

この特約には契約者配当金はありません。

第21条(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)

- 1. 主契約の保険料払込期間を短縮した場合で、この特約の保険期間の満了日が、短縮後の主契約の保険料払込期間の満了日をこえることとなるときは、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の保険期間を短縮することがあります。
- 2. 主契約の保険料払込期間を延長した場合で、この特約の保険期間の満了日が、変更前の主契約の保険料払込期間の満了日と同一のときは、この特約の保険期間もあわせて延長します。
- 3. 第1項または第2項の規定により、この特約の保険期間が変更された場合には、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、返還金をそれらの元利金の返済にあてます。

第22条 (法令等の改正または医療技術の変化に伴う先進医療給付金等の支払事由に関する規定の変更)

- 1. 当会社は、先進医療給付金および先進医療一時給付金(以下本条において「先進医療給付金等」といいます。)の支払事由に関する規定にかかわる法令等の改正または医療技術の変化があり、その改正または変化が先進医療給付金等の支払事由に関する規定に影響を及ぼすと認めたときは、主務官庁の認可を得て、この特約の保険料および給付金額を変更することなく先進医療給付金等の支払事由に関する規定を変更することがあります。
- 2. 第1項の規定により、先進医療給付金等の支払事由に関する規定を変更するときは、当会社は、先進医療給付金等の支払事由に関する規定を変更する日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

第23条(管轄裁判所)

この特約における給付金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第24条(主約款の規定の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第25条 (この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則)

- 1. つぎの各号について主約款の規定を適用する場合には、この特約の解約返還金を、主契約の解約返還金に加えて取り扱います。
 - (1) 保険料の自動貸付
 - (2) 払済保険への変更
- 2. 第1項第1号の保険料の自動貸付は、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について行うものとします。

第26条 (5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者は、第5条(特約の締結および責任開始期)の規定によるほか、主契約更新の際にも被保険者の同意を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、当会社がこの特約付加の申込を承諾したときは、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
 - (7) この特約の第1回保険料を受け取った時(告知の前に受け取った場合には、告知の時)
 - (イ) 更新前にこの特約の第1回保険料を受け取り、かつ、告知を受けた場合には、更新の時
- (2) この特約の保険期間は、第6条(特約の保険期間および保険料払込期間)の規定にかかわらず、主契約の保険期間を限度とし、当会社所定の範囲内で定めます。
- (3) 第2号の規定にかかわらず、主契約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳をこえることと なる場合には、この特約の保険期間は、主契約の責任開始期から被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とし、当会社所定の範囲内で定めます。
- (4) この特約の保険期間が満了する場合で、かつ、主約款の規定により主契約が更新される場合には、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主契約と同時に更新されます。この場合にはつぎのとおりとします。
 - (7) 第19条(特約の更新)の規定は適用せず、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後のこの特約の保険期間が当会社の定める範囲をこえることとなるときは、当会社所定の範囲内で定めます。
 - (ウ) 給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (5) 第4号の規定にかかわらず、第19条第2項第4号の規定に該当するときは、この特約の更新を取り扱いません。この場合、第19条第10項の規定を適用します。
- (6) 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間の満了日が、主契約の保険期間の満了日をこえることとなるときは、その限度までこの特約の保険期間を短縮します。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。

第27条 (5年ごと配当付生存給付金付定期保険または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付生存給付金付定期保険または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険に付加した場合には、第26条(5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合の特則)第1号、第2号、第4号および第5号の規定を適用します。

第28条(5年ごと配当付逓増定期保険または5年ごと利差配当付逓増定期保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付逓増定期保険または5年ごと利差配当付逓増定期保険に付加した場合には、第26条(5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合の特則)第2号および第3号の規定を適用します。

第29条 (5年ごと配当付養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間は、第6条(特約の保険期間および保険料払込期間)の規定にかかわらず、主契約の保険期間を限度とし、当会社所定の範囲内で定めます。ただし、主契約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳をこえることとなる場合には、この特約の保険期間は、主契約の責任開始期から被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。
- (2) 主契約の保険期間または保険料払込期間を短縮した場合、この特約の保険期間の満了日が、主契約の保険期間または保険料払込期間の満了日をこえることとなるときは、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の保険期間を短縮することがあります。
- (3) この特約の保険期間の満了日が主契約の保険期間または保険料払込期間の満了日と同一の場合で、主契約の保険期間または保険料払込期間を延長したときは、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の保険期間を延長することがあります。
- (4) 第2号または第3号の規定により、この特約の保険期間が変更された場合には、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、返還金をそれらの元利金の返済にあてます。

第30条(5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱)

- 1. 5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 主契約の全部について5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用したときは、つぎのとおりとします。
 - (7) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第6条(特約の保険期間および保険料払込期間)の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。
 - (イ) 前(ア)により、この特約の保険期間が変更された場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (ウ) 第2条(給付金の支払に関する補則) 第1項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日前の主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。
- (2) 主契約の一部について5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用した場合で、5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用しない終身保険部分(残存する死亡保障部分をいいます。以下同じ。)が消滅したときは、つぎのとおりとします。
 - (7) 特約年金の種類が確定年金であるときは、第1号(7)および(4)の規定を適用します。
 - (4) 第2条第1項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用しない終身保険部分の消滅時の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。
- 2. 5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 本特約条項中「被保険者」とあるのは5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移 行特約条項中「第1被保険者」をいいます。
 - (2) 第1被保険者が死亡したときは、この特約は消滅します。
 - (3) 主契約の全部について5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項を適用したときは、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約」と読み替えて第1項第1号(ウ)の規定を適用します。
 - (4) 主契約の一部について5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項を適用した場合で、5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項を適用しない終身保険部分(残存する死亡保障部分をいいます。)が消滅したときは、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項」と読み替えて第1項第2号(イ)の規定を適用します。
- 3. 5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付介護割増年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約(H13)を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 主契約の全部について5年ごと配当付介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約条項(H13)を適用したときは、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付介護割増年金移行特約または5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約(H13)」と読み替えて第1項第1号(ウ)の規定を適用します。
 - (2) 主契約の一部について5年ごと配当付介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約条項(H13)を適用した場合で、5年ごと配当付介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約条項(H13)を適用しない終身保険部分(残存する死亡保障部分をいいます。)が消滅したときは、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約条項(H13)」と読み替えて第1項第2号(イ)の規定を適用します。
- 4. 5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約(H13)を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 本特約条項中「被保険者」とあるのは5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項(H13)中「第1被保険者」をいいます。
 - (2) 第1被保険者が死亡したときは、この特約は消滅します。
 - (3) 主契約の全部について5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項(H13)を適用したときは、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約(H13)」と読み替えて第1項第1号(ウ)の規定を適用します。
 - (4) 主契約の一部について5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項(H13)を適用した場合で、5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項(H13)を適用しない終身保険部分(残存する死亡保障部分をいいます。)が消滅したときは、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」とある

- のは「5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項(H13)」と読み替えて第1項第2号(イ)の規定を適用します。
- 5. つぎの各号の場合には、第16条(特約の返還金)第3項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払うときまた は責任準備金を払い戻すとき」とあるのは「被保険者が死亡した場合」と読み替えます。
 - (1) 主契約の全部について、つぎのいずれかの特約条項を適用したとき
 - (ア) 5年ごと配当付年金支払移行特約条項
 - (イ) 5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項
 - (ウ) 5年ごと配当付介護割増年金移行特約条項
 - (I) 5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項
 - (オ) 5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項
 - (カ) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項
 - (‡) 5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約条項(H13)
 - (ク) 5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項(H13)
 - (2) 主契約の一部について、第1号(7)から(9)までのいずれかの特約条項を適用した場合で、これらの特約条項を適用しない終身保険部分(残存する死亡保障部分をいいます。)が消滅したとき

第31条(保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険に 付加した場合の特則)

- 1. 5年ごと配当付終身保険または5年ごと利差配当付終身保険の主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約の保険期間の満了日が、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日以外のときは、被保 険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日まで、この特約の保険期間を延長します。この場合、当会社 の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (2) 第1号の規定にかかわらず、この特約の更新日と保険料の払込完了日が同一の場合、第19条(特約の更新)第2項 および第3項中「主契約の保険料払込期間の満3日」とあるのは「保険料の払込完了日の前日」と読み替えて、第19 条第1項から第3項まで、第9項および第10項の規定を適用します。
 - (3) 保険料の払込完了日以後において払い込むべきこの特約の保険料は、当会社の定める取扱にもとづき、保険料の払 込完了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
 - (4) 第3号に定める金額の払込については、保険料の払込完3特則適用前の主契約の保険料の払込方法(回数)に応じて、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
 - (5) 第3号に定める金額が払い込まれなかったときは、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- 2. 保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の全部について5年ごと配当付年金支払移行特約条項を適用した場合または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の全部について5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約の保険期間の満了日を被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日(特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、年金支払期間の満了日)とする保険期間に変更します。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (2) 第1項中「保険料の払込完了日」とあるのは「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日」と、「保険料の払込完了特則」とあるのは「5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」と読み替えて第1項第2号から第5号までの規定を適用します。
- 3. 保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加し、主契約の全部について5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項を適用した場合または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加し、主契約の全部について5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項を適用した場合には、第1項中「保険料の払込完3日」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約の締結日」と、「保険料の払込完3特則」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項」と読み替えて第1項第1号から第5号までの規定を適用します。
- 4. 第4条(特約の保険料払込の免除)の規定によるほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (1) 主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了した場合で、保険料の払込完了日以後のとき
 - (2) 保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金支払移行特約もしくは5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約もしくは5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合で、これらの特約の締結日以後のとき

第32条 (5年ごと配当付更新型終身移行保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付更新型終身移行保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合には、 つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第17条(特約の消滅とみなす場合)第1号中「主契約が解約その他の事由によって消滅したとき」とあるのは「主契約が解約その他の事由によって消滅したとき(主契約の保険金支払事由が発生したために主契約のうち保険金に対応する部分が消滅したときを含みます。)」と読み替えます。

- (2) この特約が主契約の終身保障への移行と同時に更新された場合で、更新日以後のときにも、主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
- (3) 保険契約者は、第5条(特約の締結および責任開始期)の規定によるほか、主契約更新の際にも被保険者の同意を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、当会社がこの特約付加の申込を承諾したときは、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
 - (7) この特約の第1回保険料を受け取った時(告知の前に受け取った場合には、告知の時)
 - (イ) 更新前にこの特約の第1回保険料を受け取り、かつ、告知を受けた場合には、更新の時
- (4) この特約の保険期間は、第6条(特約の保険期間および保険料払込期間)の規定にかかわらず、主契約の保険期間 と同一とします。
- (5) この特約の保険期間が満了する場合で、かつ、主約款の規定により主契約が更新される場合には、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主契約と同時に更新されます。この場合にはつぎのとおりとします。
 - (7) 第19条(特約の更新)の規定は適用せず、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (ウ) 給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (6) この特約の保険期間が満了する場合で、かつ、主約款の規定により主契約が終身保障に移行される場合には、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主契約の終身保障への移行と同時に更新されます。この場合にはつぎのとおりとします。
 - (7) この特約の保険期間は、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までとします。
 - (イ) この特約の保険料は、年一括払保険料とし、当会社の定める取扱にもとづき、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに第19条第7項の規定を準用します。
 - (ウ) 更新日以後、猶予期間の満了日までに、前(イ)に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
- (7) 第5号または第6号の規定にかかわらず、第19条第2項第4号の規定に該当するときは、この特約の更新を取り扱いません。この場合、第19条第10項の規定を適用します。

第33条(5年ごと配当付更新型終身移行保険に5年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱)

- 1. 5年ごと配当付更新型終身移行保険に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約は、5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日に更新されたものとし、第32条(5年ごと配当付更新型終身移行保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合の特則)第6号および第7号の規定を準用します。
 - (2) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第32条第6号(7)の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。
 - (3) 第2条(給付金の支払に関する補則)第1項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日前の主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。
- 2. 5年ごと配当付更新型終身移行保険に5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 本特約条項中「被保険者」とあるのは5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移 行特約条項中「第1被保険者」をいいます。
 - (2) 第1被保険者が死亡したときは、この特約は消滅します。
 - (3) 第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約」と読み替えて第1項第1号および第3号の規定を適用します。
- 3. 5年ごと配当付更新型終身移行保険に5年ごと配当付介護割増年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約(H13)を付加した場合には、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付介護割増年金移行特約または5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約(H13)」と読み替えて第1項第1号および第3号の規定を適用します。
- 4.5年ごと配当付更新型終身移行保険に5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約(H13)を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 本特約条項中「被保険者」とあるのは5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項(H13)中「第1被保険者」をいいます。
 - (2) 第1被保険者が死亡したときは、この特約は消滅します。
 - (3) 第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと 配当付夫婦介護割増年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約(H13)」と読み替えて第1項

第1号および第3号の規定を適用します。

5. 第1項から第4項までの場合、第16条(特約の返還金)第3項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払うと きまたは責任準備金を払い戻すとき」とあるのは「被保険者が死亡した場合」と読み替えます。

第34条 (5年ごと配当付介護年金終身保障保険または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付介護年金終身保障保険または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条(給付金の支払に関する補則)第1項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、主契約の介護年金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。
- (2) 第16条(特約の返還金)第3項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは、主契約の第1回の介護年金の支払日前においては「主約款の規定によって主契約の死亡給付金を支払う場合」、第1回の介護年金の支払日以後においては「被保険者が死亡した場合」と読み替えます。
- (3) 主契約の保険料払込期間が終身の場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (7) 主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了する場合には、第31条(保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則)第1項第1号から第5号までの規定を適用します。
 - (イ) 第4条(特約の保険料払込の免除)の規定によるほか、つぎの場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (a) 主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了した場合で、保険料の払込完了日以後のとき
 - (b) 保険料払込期間が終身の5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付年金支払移行特約もしくは5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約もしくは5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合で、これらの特約の締結日以後のとき

第35条(5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合または5年ごと利差 配当付介護年金終身保障保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱)

- 1. 5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付 介護年金終身保障保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第6条(特約の保険期間および保険料払込期間)の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。
- (2) 第1号の規定により、この特約の保険期間が変更された場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。
- (3) 保険料払込期間が終身の5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加した場合 または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を 付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (7) この特約の保険期間の満了日を被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日(特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、年金支払期間の満了日)とする保険期間に変更します。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (4) 第31条(保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則)第1項中「保険料の払込完了日」とあるのは「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日」と、「保険料の払込完了特則」とあるのは「5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」と読み替えて第31条第1項第2号から第5号までの規定を適用します。
- (4) 第2条(給付金の支払に関する補則)第1項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日前の主契約の介護年金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。
- 2.5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付 介護年金終身保障保険に5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 本特約条項中「被保険者」とあるのは5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移 行特約条項中「第1被保険者」をいいます。
 - (2) 第1被保険者が死亡したときは、この特約は消滅します。
 - (3) 保険料払込期間が終身の5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、第31条第1項中「保険料の払込完3日」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約の締結日」と、「保険料の払込完3特則」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項」と読み替えて第31条第1項第1号から第5号までの規定を適用します。
 - (4) 第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと 配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約」と読み替えて第1項第4号の規定を適用しま

す。

3. 第1項および第2項の場合、第16条(特約の返還金)第3項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払うときまたは責任準備金を払い戻すとき」とあるのは「被保険者が死亡した場合」と読み替えます。

第36条(5年ごと配当付介護年金保険(解約返還金なし型)に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付介護年金保険(解約返還金なし型)に付加した場合には、第34条(5年ごと配当付介護年金終身保障保険または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合の特則)第1号および第2号の規定を適用します。

第37条 (無配当終身医療保険に付加した場合の特則)

この特約を無配当終身医療保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条(給付金の支払に関する補則)第1項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が 保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、主契約の死亡時支払金受取人が保険契約者である 場合」と読み替えます。
- (2) 第6条(特約の保険期間および保険料払込期間)および第19条(特約の更新)中「80歳」とあるのは「90歳」と読み替えます。
- (3) 第16条(特約の返還金)第3項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払うときまたは責任準備金を払い戻すとき」とあるのは「被保険者が死亡したとき」と読み替えます。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは、責任準備金その他の払戻はありません。

第38条 (無配当定期医療保険に付加した場合の特則)

この特約を無配当定期医療保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条(給付金の支払に関する補則)第1項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、主契約の死亡返還金受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。
- (2) 第16条(特約の返還金) 第3項中「保険金」とあるのは「死亡返還金」と読み替えます。
- (3) 保険契約者は、第5条(特約の締結および責任開始期)の規定によるほか、主契約更新の際にも被保険者の同意を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、当会社がこの特約付加の申込を承諾したときは、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
 - (7) この特約の第1回保険料を受け取った時(告知の前に受け取った場合には、告知の時)
 - (イ) 更新前にこの特約の第1回保険料を受け取り、かつ、告知を受けた場合には、更新の時
- (4) この特約の保険期間は、第6条(特約の保険期間および保険料払込期間)の規定にかかわらず、主契約の保険期間 と同一とします。
- (5) この特約の保険期間が満了する場合で、かつ、主約款の規定により主契約が更新される場合には、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主契約と同時に更新されます。この場合にはつぎのとおりとします。
 - (7) 第19条 (特約の更新) の規定は適用せず、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (ウ) 給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (6) 第5号の規定にかかわらず第19条第2項第4号の規定に該当するときは、この特約の更新を取り扱いません。この場合、第19条第10項の規定を適用します。

第39条(特別条件を付けた場合の特則)

この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合しない場合には、その危険の種類および程度に応じて、特定部位・指定疾病不担保法によって取り扱います。この場合、別表5に定める身体部位または指定疾病のうちこの特約を主契約に付加する際に当会社が指定した部位に生じた疾病または当会社が指定した疾病を直接の原因とする先進医療による療養については、当会社の定めた不担保期間中は第1条(給付金の支払)の規定を適用せず、給付金を支払いません。ただし、所定の感染症(別表6)を直接の原因とする先進医療による療養については、第1条の規定を適用します。

第40条(契約日が平成22年3月1日以前の主契約に付加した場合の特則)

この特約を契約日が平成22年3月1日以前の主契約に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「半年一括払」とあるのは「半年払」と、「年一括払」とあるのは「年払」と読み替えます。
- (2) 第7条(特約の保険料の払込)第8項の規定は適用しません。
- (3) 第7条第9項および第10項の規定は、この特約の年払保険料および半年払保険料について準用します。
- (4) 第16条(特約の返還金)第1項の規定にかかわらず、この特約の解約返還金は、保険料払込中の特約についてはその保険料の払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。

別表 1 請求書類

	項 目	必 要 書 類		
1	先進医療給付金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 先進医療にかかる技術料の支払を証する書類 (4) 被保険者の住民票(ただし、受取人と同一の場合は不要) (5) 先進医療給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券		
2	先進医療一時 給付金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 先進医療にかかる技術料の支払を証する書類 (4) 被保険者の住民票(ただし、受取人と同一の場合は不要) (5) 先進医療一時給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券		
(注)	(注) 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。			

別表 2 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、つぎのいずれかの法律にもとづく医療保険制度をいいます。

- 1. 健康保険法
- 2. 国民健康保険法
- 3. 国家公務員共済組合法
- 4. 地方公務員等共済組合法
- 5. 私立学校教職員共済法
- 6. 船員保険法
- 7. 高齢者の医療の確保に関する法律

別表3 先進医療

「先進医療」とは、療養を受けた時点において、平成18年9月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養」第1条第1号の規定にもとづき、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。

別表4 先進医療にかかる技術料

「先進医療にかかる技術料」とは、被保険者が受けた先進医療技術に対する被保険者の支払額として、被保険者がその 先進医療を受けた病院または診療所によって定められた額をいい、つぎの費用などは含みません。

- 1. 別表2に定める公的医療保険制度の保険給付の対象となる費用(自己負担部分を含みます。)
- 2. 先進医療以外の評価療養のための費用
- 3. 選定療養のための費用
- 4. 食事療養のための費用
- 5. 生活療養のための費用

別表5 特定部位・指定疾病不担保法により不担保とする部位および指定疾病

	身 体 部 位・指 定 疾 病 の 名 称
2	耳(内耳、中耳、外耳を含みます。)および乳様突起
3	鼻(副鼻腔を含みます。)
5	甲状腺
6	胃および十二指腸
7	小腸
8	盲腸(虫様突起を含みます。)
9	大腸および直腸
10	肛門
11	肝臓、胆囊および胆管
12	膵臓
13	肺臓、胸膜、気管および気管支
14	腎臓および尿管
15	膀胱および尿道
16	睾丸および副睾丸
17	前立腺
20	乳房
21	頸椎部(当該神経を含みます。)
22	胸椎部(当該神経を含みます。)
23	腰椎部(当該神経を含みます。)
24	仙骨部および尾骨部(当該神経を含みます。)
25	左肩関節部
26	右肩関節部
27	左股関節部
28	右股関節部
29	左上肢(左肩関節部を除きます。)
30	右上肢(右肩関節部を除きます。)
31	左下肢(左股関節部を除きます。)
32	右下肢(右股関節部を除きます。)
33	子宮体部(帝王切開を受けた場合に限ります。)
34	鼠蹊部(鼠蹊ヘルニア、陰囊ヘルニア、または大腿ヘルニアが生じた場合に限ります。)
35	皮膚(頭皮を含みます。)
36	食道
37	咽頭および喉頭 (咽頭には扁桃を含みます。喉頭には声帯を含みます。)
38	鎖骨
39	異常妊娠および異常分娩
51	眼球および眼球付属器(眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含みます。)
54	□腔、歯、舌、顎下腺、耳下腺、舌下腺および顎関節部(□腔には□唇、□蓋を含みます。)
68	子宮、卵巣、卵管および子宮付属器

別表6 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10 (2003年版) 準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A 03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A 20
ジフテリア	A 36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A 96. 2
クリミヤ・コンゴ出血熱	A 98. 0
マールブルグウイルス病	A 98. 3
エボラウイルス病	A 98. 4
痘瘡	B 03
重症急性呼吸器症候群 [SARS]	U 04
(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	

備 考

1. 療養

「療養」とは、つぎのいずれかに該当するものをいいます。

- (1) 診察
- (2) 薬剤または治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療

2. 責任開始期以後の疾病

「責任開始期以後の疾病」とは、その疾病(医学上重要な関係にある疾病を含みます。)について、責任開始期前につぎのいずれにも該当しない場合をいいます。

- (1) 被保険者が医師の診療を受けたことがある場合
- (2) 被保険者が健康診断等において異常の指摘(要経過観察の指摘を含みます。) を受けたことがある場合
- (3) 被保険者が自覚可能な身体の異常が存在した場合または保険契約者が認識可能な被保険者の身体の異常が存在した場合

3. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F16.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

4. 異常妊娠および異常分娩

「異常妊娠および異常分娩」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10 (2003年版) 準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
流産に終わった妊娠	000~008
妊娠、分娩および産じょく<褥>における浮腫、たんぱく<蛋白>尿および高血圧性障害	O10~O16
主として妊娠に関連するその他の母体障害	O20~O29
胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	○30~○48
分娩の合併症	O60~O75
分娩(単胎自然分娩(080)は除く)	O81~O84
主として産じょく<褥>に関連する合併症	O85~O92
その他の産科的病態、他に分類されないもの	094~099

無配当女性特定治療特約条項(2015) 目次

	がいコンドーバンには、	717.74	(2010)
この特	i約の概要	第30条	5年ごと配当付養老保険または5年ごと利差配
C 07 [1]	M V M X	NIOOK	当付養老保険に付加した場合の特則
生 4 夕	松付会の主担	第31条	5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金
第1条	給付金の支払	弗が米	
第2条	給付金の支払に関する補則		支払移行特約等を付加した場合または5年ごと
第3条	給付金の請求、支払時期および支払場所		利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付年金
第4条	特約の保険料払込の免除		支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱
第5条	特約の締結および責任開始期	第32条	保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保
第6条	特約の保険期間および保険料払込期間		険または保険料払込期間が終身の5年ごと利差
第7条	特約の保険料の払込		配当付終身保険に付加した場合の特則
第8条	猶予期間中の保険事故と保険料の取扱	第33条	5年ごと配当付更新型終身移行保険または5年
第9条	特約の失効		ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した
第10条	特約の復活		場合の特則
第11条	告知義務	第34条	5年ごと配当付更新型終身移行保険に5年ごと
第12条	告知義務違反による解除		配当付年金支払移行特約等を付加した場合また
第13条	特約を解除できない場合		は5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に5
第14条	重大事由による解除		年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付加し
第15条	特約の解約		た場合の特約の取扱
第16条	特約の返還金	第35条	5年ごと配当付介護年金終身保障保険または5
第17条	特約の消滅とみなす場合		年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加
第18条	債権者等により特約が解約される場合の取扱		した場合の特則
第19条	特約基準給付金額の減額	第36条	5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ご
第20条	特約の更新		と配当付年金支払移行特約等を付加した場合ま
第21条	特約の契約者配当金		たは5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険
第22条	主契約の内容変更に伴う特約の取扱		に5年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付
第23条	法令等の改正または医療技術の変化に伴う女性		加した場合の特約の取扱
	特定手術給付金等の支払事由に関する規定の変	第37条	5年ごと配当付終身医療保険または5年ごと利
	更		差配当付終身医療保険に付加した場合の特則
第24条	管轄裁判所	第38条	5年ごと配当付介護年金保険(解約返還金なし
第25条	主約款の規定の準用		型)に付加した場合の特則
第26条	この特約を付加した場合の主契約の取扱に関す	第39条	無配当終身医療保険に付加した場合の特則
	る特則	第40条	無配当定期医療保険に付加した場合の特則
第27条	5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配	第41条	主契約に保険料払込免除特約(H25)が付加さ
	当付定期保険に付加した場合の特則		れている場合の特則
第28条	5年ごと配当付生存給付金付定期保険または5	第42条	転換後契約または変更後契約に付加した場合の
	年ごと利差配当付生存給付金付定期保険に付加		特則
	した場合の特則	第43条	特別条件を付けた場合の特則
第29条	5年ごと配当付逓増定期保険または5年ごと利	第44条	契約日が平成22年3月1日以前の主契約に付加
	差配当付逓増定期保険に付加した場合の特則		した場合の特則

無配当女性特定治療特約条項(2015)

(2015年12月17日制定)

(この特約の概要)

この特約は、女性を被保険者とする主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)に付加し、つぎの給付を行うことを 主な内容とするものです。

	給付の内容			
女性特定手術給付金	主契約の被保険者(以下「被保険者」といいます。)が乳房、子宮または子宮附属器			
	巣および卵管をいいます。)にかかわる所定の手術を受けたときに支払います。			
乳房再建給付金	女性特定手術給付金の支払対象となる手術を受けた乳房について、乳房再建手術を受			
	けたときに支払います。			

第1条(給付金の支払)

1. この特約において支払う給付金はつぎのとおりです。

				++++
	給付金を支払う場合(以下「支払事由」と	+- ++	受取	支払事由に該当しても給付金をませれた。
	いいます。)	支払額	取 人	金を支払わない場合(以下
	(1) 乳房の観血切除術			「 免責事由」といいます。) つぎのいずれかにより左記
	(1) 乳房の観皿切除例 被保険者がつぎのいずれかに該当した	乳房の観血切除術を受けた各 乳房につき、特約基準給付金額		の支払事由に該当したとき
	依体関省がつるのいすれがに該当した とき	があたって、行動室学和刊並領 の100%		(1) 保険契約者または被保
		05100%		
	(7) この特約の責任開始期(復活の取扱			険者の故意または重大な 過失
	が行われた後は、最後の復活の際の責 任開始期。以下同じ。)前に乳房の悪性			過大 (2)被保険者の犯罪行為
	新生物(別表2)に罹患したことがな			(3) 被保険者の精神障害を
				原因とする事故
	- へ、かり、りものいすれた 0畝目した - とき			(4) 被保険者の泥酔の状態
	CC			を原因とする事故
	からその日を含めて90日を経過した			(5) 被保険者が法令に定め
	後、この特約の保険期間中に、乳房			る運転資格を持たないで
	の悪性新生物に罹患し、医師により			運転している間に生じた
	病理組織学的所見(生検)によって			重数 している 間に 王 した 一 事故
				・
女	れないときは、他の所見による診断			る酒気帯び運転またはこ
	確定も認めることがあります。以下			れに相当する運転をして
性	「診断確定」といいます。)されたこ			いる間に生じた事故
特	۷ - ۱۰۰۰ کا ۱۰۰ کا ۱۰ کا ۱۰۰ کا ۱۰ کا ۱۰۰ کا ۱۰۰ کا ۱۰۰ کا ۱۰۰ کا ۱۰۰ کا ۱۰ کا ۱۰ کا ۱۰۰ کا ۱۰			(7) 被保険者の薬物依存
	(b) 前(a)の乳房の悪性新生物の治療		被	(8) 地震、噴火または津波
定	を直接の目的として、この特約の保		保	(9) 戦争その他の変乱
手	険期間中に別表3に定める病院また			
術	は診療所(患者を入院させるための		険	
	施設を有しない診療所を含みます。)		者	
給	において乳房の観血切除術(別表4)			
付	を受けたこと			
	(イ) この特約の責任開始期前に乳房の悪			
金	性新生物(別表2)および乳房の上皮			
	内癌(別表2)のいずれにも罹患した			
	ことがなく、かつ、つぎのいずれにも			
	該当したとき			
	(a) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日を経過した			
	からての日を召めて90日を経過した 後、この特約の保険期間中に、乳房			
	である。 の上皮内癌に罹患し、医師により診			
	め工及内盤に惟志し、医師により診 断確定されたこと			
	(b) 前(a)の乳房の上皮内癌の治療を			
	直接の目的として、この特約の保険			
	期間中に別表3に定める病院または			
	診療所(患者を入院させるための施			
	設を有しない診療所を含みます。)に			
	おいて乳房の観血切除術(別表4)			
	を受けたこと			

			受	
	支払事由	支払額	受取人	免責事由
女性特定手術給付金	(2) 子宮大田 (2) 子宮 (2) 子宮 (2) 子宮 (2) 子宮 (2) 子宮 (3) の特的 (2) 子宮 (3) の表 (3) の表 (4) 宮 (4) 宮 (4) 宮 (4) 宮 (5) の (5) の (5) の (6) の (7) まま (7) の (7) まま (7) ままま (7) まま (7) ままま (7) まま (7)	特約基準給付金額の50% 卵巣摘出術を受けた各卵巣に つき、特約基準給付金額の25% 特約基準給付金額の10%	被保険者	つぎのいずれか当とき(1)保険は (2) 被保険者のの表別をはしたはでは、 (3) をは、 (4) を原とのででは、 (5) をでは、 (5) をでは、 (5) をでは、 (6) をでは、 (6) をでは、 (7) をできました。 (7) をできません。 (9) 戦争をのは、 (9) では、 (5) では、 (6) をのじた。 (6) をのじた。 (7) をのじた。 (7) をのじた。 (8) ものじた。 (9) ものじた。

	支払事由	支払額	受取人	免責事由
乳房再建給付金	被保険者がつぎのいずれにも該当したとき (1) 女性特定手術給付金の支払事由の(1) に該当したこと (2) 女性特定手術給付金の支払事由の(1) の手術を受けた乳房について、この特約 の保険期間中に別表3に定める病院また は診療所(患者を入院させるための施設 を有しない診療所を含みます。)において 乳房再建手術(別表11)を受けたこと	乳房再建手術を受けた各乳房につき、特約基準給付金額の20%	被保険者	のぎのいずれかにより左記 の支払事由に該当したとき (1) 保険契約者または被保 険者の故意または重大な 過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の泥酔の状態 原因とする事故 (4) 被保険者が混酔の状態 を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定め る運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が選転またしている間に生じた事故 (7) 被保険者の変割 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

- 2. この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に乳房の悪性新生物(別表2)に罹患し、医師により診断確定されたときは、その後、第1項の女性特定手術給付金の支払事由の(1)の(7)に該当した場合でも、当会社は、女性特定手術給付金を支払いません。ただし、第1項の女性特定手術給付金の支払事由の(1)の(7)に該当した乳房の悪性新生物が、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に罹患した乳房の悪性新生物と因果関係がないときは、女性特定手術給付金を支払います。
- 3. この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に乳房の悪性新生物(別表2)または乳房の上皮内癌(別表2)に罹患し、医師により診断確定されたときは、その後、第1項の女性特定手術給付金の支払事由の(1)の(かに該当した場合でも、当会社は、女性特定手術給付金を支払いません。ただし、第1項の女性特定手術給付金の支払事由の(1)の(かに該当した乳房の上皮内癌が、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に罹患した乳房の悪性新生物および乳房の上皮内癌と因果関係がないときは、女性特定手術給付金を支払います。

第2条(給付金の支払に関する補則)

- 1. 保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1条(給付金の支払)の規定にかかわらず、給付金の受取人は保険契約者とします。
- 2. 給付金の受取人を被保険者(第1項の規定が適用される場合には、保険契約者)以外の者に変更することはできません。
- 3. 第1条の女性特定手術給付金の支払事由の(2)および(4)の手術を同一の日に受けた場合には(2)の手術について、第1条の女性特定手術給付金の支払事由の(3)および(4)の手術を同一の日に受けた場合には(3)の手術について、第1条の女性特定手術給付金の支払事由の(2)、(3)および(4)の手術を同一の日に受けた場合には(2)および(3)の手術についてのみ、当会社は、女性特定手術給付金を支払います。
- 4. 被保険者がこの特約の責任開始期前にすでに発病していた疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始期以後に第1条の女性特定手術給付金の支払事由の(2)、(3)または(4)の手術を受けた場合でも、当会社が、この特約の締結または復活の際に、告知等により知っていたその疾病に関する事実(第13条(特約を解除できない場合)に規定する保険媒介者のみが知っていた事実は含みません。)を用いて承諾したときは、この特約の責任開始期以後に発病した疾病を直接の原因としてその手術を受けたものとみなして、第1条の女性特定手術給付金の支払に関する規定を適用します。ただし、保険契約者または被保険者がその疾病に関する事実の一部のみを告げたことにより、当会社が重大な過失なくその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
- 5. 被保険者が地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって給付金の支払事由に該当した場合には、当会社は、給付金を支払いません。ただし、その原因によって給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、当会社は、その影響の程度に応じ、給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。
- 6. 第 1 条および本条第 1 項から第 5 項までの規定にかかわらず、この特約による給付金の支払限度は、つぎの各号のとありとします。
 - (1) 第 1 条の女性特定手術給付金の支払事由の(1)による女性特定手術給付金の支払は、一乳房につき 1 回限りとします。
 - (2) 第1条の女性特定手術給付金の支払事由の(2)による女性特定手術給付金の支払は、1回限りとします。
 - (3) 第1条の女性特定手術給付金の支払事由の(3)による女性特定手術給付金の支払は、一卵巣につき1回限りとしま

す。

- (4) 第1条の女性特定手術給付金の支払事由の(4)による女性特定手術給付金の支払は、1回限りとします。
- (5) この特約による乳房再建給付金の支払は、一乳房につき1回限りとします。

第3条(給付金の請求、支払時期および支払場所)

- 1. 給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに当会社に通知してください。
- 2. 給付金の受取人は、当会社に、請求に必要な書類(別表1)を提出して、給付金を請求してください。
- 3. 給付金の支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の規定を準用します。

第4条(特約の保険料払込の免除)

- 1. 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。
- 2. 第1項のほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (1) 主契約の保険料の払込方法(回数) が一時払のとき
 - (2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき

第5条(特約の締結および責任開始期)

- 1. この特約は、主契約締結の際、保険契約者の申出によって主契約に付加して締結します。
- 2. この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

第6条(特約の保険期間および保険料払込期間)

- この特約の保険期間および保険料払込期間は、つぎの各号のとおりとします。ただし、主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合または主契約の保険料払込期間が終身の場合には、第2号の規定は適用しません。
- (1) この特約の保険期間を年満期で定めたとき
 - この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の責任開始期から被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とし、当会社所定の範囲内で定めます。
- (2) この特約の保険期間を歳満期で定めたとき
 - この特約の保険期間は、主契約の責任開始期から被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までとし、この特約の保険料払込期間の満了日は、主契約の保険料払込期間の満了日と同一とします。

第7条(特約の保険料の払込)

- 1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
- 2. 主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
- 3. 第1項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める契約応当日(月払契約の場合は 月単位の契約応当日、半年一括払契約の場合は半年単位の契約応当日、年一括払契約の場合は年単位の契約応当日)以 後その契約応当日の属する月の末日までにこの特約による給付金の支払事由が生じた場合には、当会社は、給付金から 未払込保険料を差し引きます。ただし、給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、主約款に定める保 険料払込の猶予期間の満了する時までに、その未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれな い場合には、当会社は、給付金を支払いません。
- 4. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払 込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- 5. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において 払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法(回数)にかかわらず年一括払保険料とし、当会社の定める取扱にもとづき、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
- 6. 第5項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
- 7. 第5項に規定する前納が行われなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。
- 8. 主約款の保険契約の消滅等における保険料の残額に相当する金額の支払に関する規定は、この特約の年一括払保険料 および半年一括払保険料について準用します。
- 9. 主契約の保険料の払込方法(回数)が月払の場合で、すでにこの特約の保険料が払い込まれている主約款に定める保険料期間の中途でつぎの各号のいずれかの事由が生じたときであっても、当会社は、その保険料期間に対応するこの特約の保険料を払い戻しません。
 - (1) この特約の消滅
 - (2) 特約基準給付金額の減額
 - (3) この特約の保険料払込の免除
- 10. 第9項の規定は、主契約の保険料の払込方法(回数)が月払の場合のこの特約の第1回保険料について準用します。

第8条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

1. 主約款に定める保険料払込の猶予期間中に、この特約による給付金の支払事由が発生した場合には、当会社は、給付金から未払込保険料を差し引きます。

2. 給付金が第1項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する時までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、給付金を支払いません。

第9条(特約の失効)

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第10条 (特約の復活)

- 1. 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2. 当会社は、第1項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の復活の取扱をします。

第11条(告知義務)

当会社が、この特約の締結または復活の際、給付金の支払事由または保険料払込の免除事由の発生の可能性に関する 重要な事項のうち書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要 します。ただし、当会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要し ます。

第12条 (告知義務違反による解除)

- 1. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第11条(告知義務)の規定により当会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- 2. 当会社は、給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、給付金の支払または保険料払込の免除を行いません。また、すでに給付金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
- 3. 第2項の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、給付金を支払い、または保険料の払込を免除します。
- 4. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者または給付金の受取人に通知します。
- 5. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、当会社は、解約返還金があるときは、これと同額の返還金を保険契約者に支払います。

第13条(特約を解除できない場合)

当会社は、つぎのいずれかの場合には、第12条(告知義務違反による解除)の規定によるこの特約の解除をすることができません。ただし、第4号または第5号に規定する行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第11条(告知義務)の規定により当会社が告知を求めた事項のうち解除の原因となる事実について、事実を告げなかったと認められる場合または事実でないことを告げたと認められる場合には、第4号および第5号の規定は適用しません。

- (1) 当会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき
- (2) 当会社が、解除の原因があることを知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
- (3) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じたときを除きます。
- (4) 当会社のためにこの特約の締結の媒介を行うことができる者(当会社のためにこの特約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第11条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
- (5) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第11条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき

第14条 (重大事由による解除)

- 1. 当会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金(保険料払込の免除を含みます。以下本項において同じ。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 - (2) この特約の給付金の請求に関し、その受取人(保険料払込の免除の請求については保険契約者)に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に 反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (7) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること

- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- (I) 保険契約者または給付金の受取人が法人である場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
- (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 当会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする第1号から第4号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 2. 当会社は、給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による給付金を支払いません。また、すでにその支払事由により給付金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求します。
 - (2) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険料払込の免除事由による保険料払込の免除を行いません。また、すでにその保険料払込の免除事由により保険料の払込を免除していたときは、当会社は、保険料の払込を免除しなかったものとします。
- 3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者または給付金の受取人に通知します。
- 4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、当会社は、解約返還金があるときは、これと同額の返還金を保険契約者に支払います。

第15条 (特約の解約)

保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

第16条(特約の返還金)

- 1. この特約の解約返還金は、経過年月数(保険料払込中の特約において経過年月数が保険料の払込年月数をこえている場合は払込年月数)により計算します。ただし、この特約の保険期間を年満期で定めた場合、この特約に対する解約返還金および責任準備金はありません。
- 2. この特約が解約または解除されたときは、当会社は、この特約の解約返還金を保険契約者に払い戻します。ただし、 主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返還金(第7条(特約の保険料 の払込)第8項の規定により支払われる返還金を含みます。)をそれらの元利金の返済にあてます。
- 3. この特約が第17条(特約の消滅とみなす場合)第1号の規定によって消滅した場合には、第2項の規定を準用します。 ただし、主約款の規定によって主契約の保険金を支払うときまたは責任準備金を払い戻すときは、この特約の責任準備金を主約款の規定に準じて払い戻します。
- 4. この特約が第17条第3号の規定によって消滅した場合には、この特約の責任準備金を給付金の受取人に支払います。
- 5. 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返還金は、主契約の解約返還金に加えません。

第17条(特約の消滅とみなす場合)

つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 主契約が払済保険に変更されたとき
- (3) 女性特定手術給付金および乳房再建給付金について、第2条(給付金の支払に関する補則)第6項に定める給付金の支払限度にすべて達したとき

第18条(債権者等により特約が解約される場合の取扱)

差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者によりこの特約が解約される場合のつぎの各号の取扱については、主約款の規定を準用します。

- (1) 解約の効力の発生
- (2) 特約の存続
- (3) 第1号により解約の効力が生じるまでまたは第2号により解約の効力が生じなくなるまでに、給付金の支払事由の発生によりこの特約が消滅する場合の取扱

第19条 (特約基準給付金額の減額)

- 1. 保険契約者は、いつでも、特約基準給付金額を減額することができます。ただし、減額後の特約基準給付金額は、当会社の定める金額以上であることを要します。
- 2. 第1項の規定によって、特約基準給付金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

第20条 (特約の更新)

- 1. この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とします。
- 2. 第1項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、当会社は、第1項の更新を取り扱いません。 (1) この特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳のとき

- (2) この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえているとき
- (3) 主契約の保険料の払込方法(回数) が一時払のとき
- (4) この特約の保険期間を歳満期で定めたとき
- 3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、この特約は、当会社の定める取扱にもとづき、保険期間を変更して更新します。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳をこえるとき
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえるとき
 - (3) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新するとき
 - (4) 主契約の締結後にこの特約を付加した場合で、この特約の更新日が、主契約に付加されている他の特約の更新日と同一であるとき
- 4. 保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。この場合、更新後のこの特約の保険期間は、当会社の定める取扱にもとづき、年満期または歳満期のいずれかによって定めるものとします。
- 5. 更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた主約款に定める保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第7条(特約の保険料の払込)第4項の規定を適用します。
- 6. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、主約款に定める保険料の自動貸付の規定を準用します。
- 7. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了日までにつぎの各号のいずれかの事由が生じたときは、第7条第3項および第8条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。
 - (1) この特約の給付金の支払事由
 - (2) 主契約の保険料払込の免除事由
 - (3) 主契約に付加されている特約の保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付の支払事由
- 8. 第5項から第7項までの規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、つぎの各号のとありとします。
 - (1) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法(回数) にかかわらず年一括払保険料とし、当会社の定める取扱にもとづき、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに第7項の規定を準用します。
 - (2) 更新日以後、猶予期間の満了日までに、第1号に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
- 9. この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。
 - (1) 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日からその日を含めて計算します。
 - (2) 更新後のこの特約には更新日における特約条項および保険料率が適用されます。
 - (3) 第1条(給付金の支払)、第2条(給付金の支払に関する補則)および第13条(特約を解除できない場合)に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。
 - (4) 更新前のこの特約において告知義務違反による解除の事由があるときは、当会社は、更新後のこの特約を解除することができます。
 - (5) 当会社は、新たな保険証券を交付しません。
- 10. 更新日に当会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約にかえて、当会社所定の特約により、更新とみなして取り扱うことがあります。

第21条 (特約の契約者配当金)

この特約には契約者配当金はありません。

第22条(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)

- 1. 主契約の保険料払込期間を短縮した場合には、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 特約の保険期間を年満期で定めたとき
 - この特約の保険期間の満了日が、短縮後の主契約の保険料払込期間の満了日をこえることとなるときは、当会社の 定める取扱にもとづき、この特約の保険期間を短縮することがあります。
 - (2) 特約の保険期間を歳満期で定めたとき
 - この特約の保険料払込期間を主契約の保険料払込期間にあわせて短縮します。
- 2. 主契約の保険料払込期間を延長した場合には、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 特約の保険期間を年満期で定めたとき
 - この特約の保険期間の満了日が、変更前の主契約の保険料払込期間の満了日と同一のときは、この特約の保険期間もあわせて延長します。
 - (2) 特約の保険期間を歳満期で定めたとき
 - この特約の保険料払込期間を主契約の保険料払込期間にあわせて延長します。この場合、延長後のこの特約の保険料払込期間の満了日が、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日と同一となるときは、保険料払込期間の延長後のこの特約の保険期間は年満期で定められたものとして取り扱います。
- 3. 第1項第2号または第2項第2号の規定により、この特約の保険料払込期間が変更された場合には、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の自動貸付ま

たは契約者貸付があるときは、返還金をそれらの元利金の返済にあてます。

第23条(法令等の改正または医療技術の変化に伴う女性特定手術給付金等の支払事由に関する規定の変更)

- 1. 当会社は、女性特定手術給付金または乳房再建給付金(以下本条において「女性特定手術給付金等」といいます。)の支払事由に関する規定にかかわる法令等の改正または医療技術の変化があり、その改正または変化が女性特定手術給付金等の支払事由に関する規定に影響を及ぼすと認めたときは、主務官庁の認可を得て、この特約の保険料および特約基準給付金額を変更することなく女性特定手術給付金等の支払事由に関する規定を変更することがあります。
- 2. 第1項の規定により、女性特定手術給付金等の支払事由に関する規定を変更するときは、当会社は、女性特定手術給付金等の支払事由に関する規定を変更する日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

第24条(管轄裁判所)

この特約における給付金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第25条(主約款の規定の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第26条 (この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則)

- 1. つぎの各号について主約款の規定を適用する場合には、この特約の解約返還金を、主契約の解約返還金に加えて取り扱います。
 - (1) 保険料の自動貸付
 - (2) 払済保険への変更
- 2. 第1項第1号の保険料の自動貸付は、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について行うものとします。

第27条 (5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者は、第5条(特約の締結および責任開始期)の規定によるほか、主契約更新の際にも被保険者の同意を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、当会社がこの特約付加の申込を承諾したときは、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
 - (7) この特約の第1回保険料を受け取った時(告知の前に受け取った場合には、告知の時)
 - (4) 更新前にこの特約の第1回保険料を受け取り、かつ、告知を受けた場合には、更新の時
- (2) この特約の保険期間および保険料払込期間は、第6条(特約の保険期間および保険料払込期間)の規定にかかわらず、主契約の保険期間と同一とします。
- (3) 第2号の規定にかかわらず、主契約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳をこえることと なる場合には、この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の責任開始期から被保険者の保険年齢が80歳と なる年単位の契約応当日の前日までとします。
- (4) この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主契約と同時に更新されます。この場合にはつぎのとおりとします。
 - (7) 第20条(特約の更新)の規定は適用せず、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間および保険料払込期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (ウ) 給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (5) 第4号の規定により、この特約が更新される場合で、更新日に当会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、 この特約にかえて、当会社所定の特約により、更新とみなして取り扱うことがあります。
- (6) 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間および保険料払込期間の満了日が、主契約の保険期間の満了日をこえることとなるときは、その限度までこの特約の保険期間および保険料払込期間を短縮します。

第28条(5年ごと配当付生存給付金付定期保険または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付生存給付金付定期保険または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険に付加した場合には、第27条(5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合の特則)第1号、第2号、第4号および第5号の規定を適用します。

第29条 (5年ごと配当付逓増定期保険または5年ごと利差配当付逓増定期保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付逓増定期保険または5年ごと利差配当付逓増定期保険に付加した場合には、第27条(5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合の特則)第2号および第3号の規定を適用します。

第30条 (5年ごと配当付養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) この特約の保険期間および保険料払込期間は、第6条(特約の保険期間および保険料払込期間)の規定にかかわら

- ず、主契約の保険期間を限度とし、当会社所定の範囲内で定めます。ただし、主契約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳をこえることとなる場合には、この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の責任開始期から被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。
- (2) 主契約の保険期間または保険料払込期間を短縮した場合、この特約の保険期間および保険料払込期間の満了日が、主契約の保険期間または保険料払込期間の満了日をこえることとなるときは、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の保険期間および保険料払込期間を短縮することがあります。
- (3) この特約の保険期間および保険料払込期間の満了日が主契約の保険期間または保険料払込期間の満了日と同一の場合で、主契約の保険期間または保険料払込期間を延長したときは、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の保険期間および保険料払込期間を延長することがあります。

第31条(5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保 険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱)

- 1. 5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 主契約の全部について5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用したときは、つぎのとおりとします。
 - (7) 特約の保険期間を年満期で定めたとき
 - 特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第6条(特約の保険期間および保険料払込期間)の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。
 - (イ) 特約の保険期間を歳満期で定めたとき
 - (a) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第6条の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。
 - (b) 前(a)により、この特約の保険期間が変更された場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受します。
 - (ウ) 第2条(給付金の支払に関する補則)第1項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日前の主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。
- (2) 主契約の一部について5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用した場合で、5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用しない終身保険部分(残存する死亡保障部分をいいます。以下同じ。)が消滅したときは、つぎのとおりとします。
 - (7) 特約の保険期間を年満期で定めたとき 特約年金の種類が確定年金であるときは、第1号(7)の規定を適用します。
 - (イ) 特約の保険期間を歳満期で定めたとき 特約年金の種類が確定年金であるときは、第1号(イ)(a)および(b)の規定を適用します。
 - (ウ) 第2条第1項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用しない終身保険部分の消滅時の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。
- 2. 5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 本特約条項中「被保険者」とあるのは5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移 行特約条項中「第1被保険者」をいいます。
 - (2) 第1被保険者が死亡したときは、この特約は消滅します。
 - (3) 主契約の全部について5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項を適用したときは、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約」と読み替えて第1項第1号(ウ)の規定を適用します。
 - (4) 主契約の一部について5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項を適用した場合で、5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項を適用しない終身保険部分(残存する死亡保障部分をいいます。)が消滅したときは、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項」と読み替えて第1項第2号(ウ)の規定を適用します。
- 3. 5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付介護割増年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約(H13)を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 主契約の全部について5年ごと配当付介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約条項(H13)を適用したときは、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付介護割増年金移行特約または5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約(H13)」と読み替えて第1項第1号(ウ)の規定を適用します。
 - (2) 主契約の一部について5年ごと配当付介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約条項(H13)を適用した場合で、5年ごと配当付介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約条項(H13)を適用しない終身保険部分(残存する死亡保障部分をいいます。)が消滅したときは、第1項中

「5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約条項(H13)」と読み替えて第1項第2号(ウ)の規定を適用します。

- 4. 5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約(H13)を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 本特約条項中「被保険者」とあるのは5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項(H13)中「第1被保険者」をいいます。
 - (2) 第1被保険者が死亡したときは、この特約は消滅します。
 - (3) 主契約の全部について5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項(H13)を適用したときは、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約(H13)」と読み替えて第1項第1号(ウ)の規定を適用します。
 - (4) 主契約の一部について5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項(H13)を適用した場合で、5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項(H13)を適用しない終身保険部分(残存する死亡保障部分をいいます。)が消滅したときは、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項(H13)」と読み替えて第1項第2号(ウ)の規定を適用します。
- 5. つぎの各号の場合には、第16条(特約の返還金)第3項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払うときまた は責任準備金を払い戻すとき」とあるのは「被保険者が死亡した場合」と読み替えます。
 - (1) 主契約の全部について、つぎのいずれかの特約条項を適用したとき
 - (7) 5年ごと配当付年金支払移行特約条項
 - (イ) 5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項
 - (ウ) 5年ごと配当付介護割増年金移行特約条項
 - (I) 5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項
 - (オ) 5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項
 - (カ) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項
 - (†) 5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約条項(H13)
 - (ク) 5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項(H13)
 - (2) 主契約の一部について、第1号(ア)から(ア)までのいずれかの特約条項を適用した場合で、これらの特約条項を適用しない終身保険部分(残存する死亡保障部分をいいます。)が消滅したとき

第32条 (保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則)

- 1. 5年ごと配当付終身保険または5年ごと利差配当付終身保険の主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約の保険期間の満了日が、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日以外のときは、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日まで、この特約の保険期間を延長します。
 - (2) 第1号の規定にかかわらず、この特約の更新日と保険料の払込完了日が同一の場合、第20条(特約の更新)第2項 および第3項中「主契約の保険料払込期間の満了日」とあるのは「保険料の払込完了日の前日」と読み替えて、第20 条第1項から第3項まで、第9項および第10項の規定を適用します。
 - (3) 保険料の払込完了日以後において払い込むべきこの特約の保険料は、年一括払保険料とし、当会社の定める取扱にもとづき、保険料の払込完了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
 - (4) 第3号に定める金額の払込については、保険料の払込完3特則適用前の主契約の保険料の払込方法(回数)に応じて、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
 - (5) 第3号に定める金額が払い込まれなかったときは、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- 2. 保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の全部について5年ごと配当付年金支払移行特約条項を適用した場合または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の全部について5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用した場合には、第1項中「保険料の払込完3日」とあるのは「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日」と、「保険料の払込完3特則」とあるのは「5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」と読み替えて第1項第1号から第5号までの規定を適用します。
- 3. 保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加し、主契約の全部について5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項を適用した場合または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加し、主契約の全部について5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項を適用した場合には、第1項中「保険料の払込完3日」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約の締結日」と、「保険料の払込完3特則」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項」と読み替えて第1項第1号から第5号までの規定を適用します。
- 4. 第4条(特約の保険料払込の免除)の規定によるほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (1) 主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了した場合で、保険料の払込完了日以後のとき

(2) 保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金支払移行特約もしくは5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約もしくは5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合で、これらの特約の締結日以後のとき

第33条 (5年ごと配当付更新型終身移行保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付更新型終身移行保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合には、 つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第17条(特約の消滅とみなす場合)第1号中「主契約が解約その他の事由によって消滅したとき」とあるのは「主契約が解約その他の事由によって消滅したとき(主契約の保険金支払事由が発生したために主契約のうち保険金に対応する部分が消滅したときを含みます。)」と読み替えます。
- (2) この特約が主契約の終身保障への移行と同時に更新された場合で、更新日以後のときにも、主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
- (3) 保険契約者は、第5条(特約の締結および責任開始期)の規定によるほか、主契約更新の際にも被保険者の同意を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、当会社がこの特約付加の申込を承諾したときは、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
 - (7) この特約の第1回保険料を受け取った時(告知の前に受け取った場合には、告知の時)
 - (イ) 更新前にこの特約の第1回保険料を受け取り、かつ、告知を受けた場合には、更新の時
- (4) この特約の保険期間および保険料払込期間は、第6条(特約の保険期間および保険料払込期間)の規定にかかわらず、つぎのとおりとします。
 - (7) この特約の保険期間を年満期で定めたとき この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間と同一とします。
 - (4) この特約の保険期間を歳満期で定めたとき この特約の保険期間は、主契約の責任開始期から被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までとし、この特約の保険料払込期間の満了日は、主契約の指定年齢到達日の前日と同一とします。
- (5) 第4号(介の規定により、保険期間を歳満期で定めたこの特約を主契約に付加して締結した場合には、つぎのとおりとします。
 - (7) 主契約の指定年齢を変更した場合には、この特約の保険料払込期間もこれにあわせて変更します。
 - (イ) 前(ア)により、この特約の保険料払込期間が変更された場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、返還金をそれらの元利金の返済にあてます。
- (6) この特約の保険期間が満了する場合で、かつ、主約款の規定により主契約が更新される場合には、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主契約と同時に更新されます。この場合にはつぎのとおりとします。
 - (7) 第20条(特約の更新)の規定は適用せず、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険期間および保険料払込期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (ウ) 前(イ)のほか、保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。この場合、更新後のこの特約の保険期間は、歳満期で定めるものとします。
 - (I) 給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (7) この特約の保険期間が満了する場合で、かつ、主約款の規定により主契約が終身保障に移行される場合には、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主契約の終身保障への移行と同時に更新されます。 この場合にはつぎのとおりとします。
 - (7) この特約の保険期間および保険料払込期間は、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日まで とします。
 - (4) この特約の保険料は、年一括払保険料とし、当会社の定める取扱にもとづき、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに第20条第7項の規定を準用します。
 - (ウ) 更新日以後、猶予期間の満了日までに、前(イ)に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
- (8) 第6号または第7号の規定により、この特約が更新される場合で、更新日に当会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約にかえて、当会社所定の特約により、更新とみなして取り扱うことがあります。

第34条(5年ごと配当付更新型終身移行保険に5年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱)

- 1. 5年ごと配当付更新型終身移行保険に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約の保険期間を年満期で定めたときは、つぎのとおりとします。
 - (7) この特約は、5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日に更新されたものとし、第33条(5年ごと配当付更新型終身移行保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合の特則)第7号および第8号の規定を準用します。
 - (イ) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第33条第7号(ア)の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。

- (2) この特約の保険期間を歳満期で定めたときは、つぎのとおりとします。
 - (7) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第33条第4号の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。
 - (イ) 前(ア)により、この特約の保険期間が変更された場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受します。
- (3) 第2条(給付金の支払に関する補則)第1項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日前の主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。
- 2. 5年ごと配当付更新型終身移行保険に5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 本特約条項中「被保険者」とあるのは5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移 行特約条項中「第1被保険者」をいいます。
 - (2) 第1被保険者が死亡したときは、この特約は消滅します。
 - (3) この特約の保険期間を年満期で定めた場合、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約」と読み替えて第1項第1号(7)の規定を適用します。
 - (4) 第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約」と読み替えて第1項第3号の規定を適用します。
- 3. 5年ごと配当付更新型終身移行保険に5年ごと配当付介護割増年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約(H13)を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約の保険期間を年満期で定めた場合、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付介護割増年金移行特約または5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約(H13)」と読み替えて第1項第1号(7)の規定を適用します。
 - (2) 第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付介護割増年金移行特約または5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約(H13)」と読み替えて第1項第3号の規定を適用します。
- 4. 5年ごと配当付更新型終身移行保険に5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約(H13)を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 本特約条項中「被保険者」とあるのは5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項(H13)中「第1被保険者」をいいます。
 - (2) 第1被保険者が死亡したときは、この特約は消滅します。
 - (3) この特約の保険期間を年満期で定めた場合、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約(H13)」と読み替えて第1項第1号(ア)の規定を適用します。
 - (4) 第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約(H13)」と読み替えて第1項第3号の規定を適用します。
- 5. 第1項から第4項までの場合、第16条(特約の返還金)第3項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払うと きまたは責任準備金を払い戻すとき」とあるのは「被保険者が死亡した場合」と読み替えます。

第35条(5年ごと配当付介護年金終身保障保険または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付介護年金終身保障保険または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条(給付金の支払に関する補則)第1項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、主契約の介護年金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。
- (2) 第16条(特約の返還金)第3項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払うときまたは責任準備金を払い戻すとき」とあるのは、主契約の第1回の介護年金の支払日前においては「主約款の規定によって主契約の死亡給付金を支払うときまたは責任準備金を払い戻すとき」、第1回の介護年金の支払日以後においては「被保険者が死亡した場合」と読み替えます。
- (3) 主契約の保険料払込期間が終身の場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (7) 主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了する場合には、第32条(保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則)第1項第1号から第5号までの規定を適用します。
 - (イ) 第4条(特約の保険料払込の免除)の規定によるほか、つぎの場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (a) 主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了した場合で、保険料の払込完了日以後のとき
 - (b) 保険料払込期間が終身の5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付年金支払移行特約もしくは5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付介護年金終身

保障保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約もしくは5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合で、これらの特約の締結日以後のとき

第36条(5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合または5年ごと利差 配当付介護年金終身保障保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱)

- 1. 5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約の保険期間を年満期で定めたときは、つぎのとおりとします。
 - 特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第6条(特約の保険期間および保険料払込期間)の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。
 - (2) この特約の保険期間を歳満期で定めたときは、つぎのとおりとします。
 - (7) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第6条の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。
 - (4) 前(7)により、この特約の保険期間が変更された場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受します。
 - (3) 保険料払込期間が終身の5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加した場合または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合には、第32条(保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則)第1項中「保険料の払込完了日」とあるのは「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日」と、「保険料の払込完了特則」とあるのは「5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」と読み替えて第32条第1項第1号から第5号までの規定を適用します。
 - (4) 第2条(給付金の支払に関する補則)第1項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が 保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと 利差配当付年金支払移行特約の締結日前の主契約の介護年金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。
- 2. 5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 本特約条項中「被保険者」とあるのは5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移 行特約条項中「第1被保険者」をいいます。
 - (2) 第1被保険者が死亡したときは、この特約は消滅します。
 - (3) 保険料払込期間が終身の5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、第32条第1項中「保険料の払込完了日」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約の締結日」と、「保険料の払込完了特則」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項」と読み替えて第32条第1項第1号から第5号までの規定を適用します。
 - (4) 第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約」と読み替えて第1項第4号の規定を適用します。
- 3. 第1項および第2項の場合、第16条(特約の返還金)第3項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払うとき または責任準備金を払い戻すとき」とあるのは「被保険者が死亡した場合」と読み替えます。

第37条 (5年ごと配当付終身医療保険または5年ごと利差配当付終身医療保険に付加した場合の特則)

- 1. この特約を5年ごと配当付終身医療保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 第2条(給付金の支払に関する補則) 第1項中「高度障害保険金」とあるのは「災害入院給付金および疾病入院給付金」と読み替えます。
 - (2) 第16条(特約の返還金)第3項中「保険金」とあるのは「死亡給付金」と読み替えます。
 - (3) 第26条(この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則)第1項の規定にかかわらず、主契約について主約款の保険料の自動貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返還金を、保険料の自動貸付の限度として主約款に定める額に加えて取り扱います。
- 2. この特約を5年ごと利差配当付終身医療保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1)第2条第1項中「高度障害保険金」とあるのは「入院給付金」と読み替えます。
 - (2) 第1項第2号および第3号の規定は、本項の場合に適用します。

第38条(5年ごと配当付介護年金保険(解約返還金なし型)に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付介護年金保険(解約返還金なし型)に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第16条(特約の返還金)第1項の規定は適用せず、この特約の解約返還金は、経過年月数(保険料払込中の特約に おいて経過年月数が保険料の払込年月数をこえている場合は払込年月数)により計算します。
- (2) 第35条 (5年ごと配当付介護年金終身保障保険または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合の特則)第1号および第2号の規定を適用します。

第39条 (無配当終身医療保険に付加した場合の特則)

この特約を無配当終身医療保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条(給付金の支払に関する補則)第1項中「高度障害保険金」とあるのは「災害入院給付金および疾病入院給付金」と読み替えます。
- (2) 第6条(特約の保険期間および保険料払込期間)第1号および第20条(特約の更新)中「80歳」とあるのは「90歳」と読み替えます。
- (3) 第16条(特約の返還金)第3項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払うときまたは責任準備金を払い戻すとき」とあるのは「被保険者が死亡したとき」と読み替えます。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは、責任準備金その他の払戻はありません。

第40条 (無配当定期医療保険に付加した場合の特則)

この特約を無配当定期医療保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条(給付金の支払に関する補則)第1項中「高度障害保険金」とあるのは「災害入院給付金および疾病入院給付金」と読み替えます。
- (2) 第16条(特約の返還金)第3項中「保険金」とあるのは「死亡返還金」と読み替えます。
- (3) 保険契約者は、第5条(特約の締結および責任開始期)の規定によるほか、主契約更新の際にも被保険者の同意を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、当会社がこの特約付加の申込を承諾したときは、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
 - (7) この特約の第1回保険料を受け取った時(告知の前に受け取った場合には、告知の時)
 - (イ) 更新前にこの特約の第1回保険料を受け取り、かつ、告知を受けた場合には、更新の時
- (4) この特約の保険期間および保険料払込期間は、第6条(特約の保険期間および保険料払込期間)の規定にかかわらず、主契約の保険期間と同一とします。
- (5) この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主契約と同時に更新されます。この場合にはつぎのとおりとします。
 - (7) 第20条(特約の更新)の規定は適用せず、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険期間および保険料払込期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (ウ) 給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (6) 第5号の規定により、この特約が更新される場合で、更新日に当会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約にかえて、当会社所定の特約により、更新とみなして取り扱うことがあります。

第41条(主契約に保険料払込免除特約(H25)が付加されている場合の特則)

主契約に保険料払込免除特約(H25)が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第16条(特約の返還金)第1項の規定は適用せず、この特約の解約返還金は、経過年月数(保険料払込中の特約に おいて経過年月数が保険料の払込年月数をこえている場合は払込年月数)により計算します。
- (2) この特約の保険期間を年満期で定めた場合で、つぎのいずれかの規定により、この特約の保険期間が変更されたと きは、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (7) 第22条(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)
 - (4) 第27条 (5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合の特則)
 - (ウ) 第30条(5年ごと配当付養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則)
 - (I) 第31条(5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱)
 - (オ) 第32条(保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則)
- (3) 第2号(7)または(ウ)の場合、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、返還金をそれらの元利金の返済にあてます。

第42条(転換後契約または変更後契約に付加した場合の特則)

- 1. 転換特約が付加された保険契約の締結の際にこの特約を付加した場合には、転換後契約のこの特約のうち、被転換契約のこの特約、女性特定治療特約Dおよび無配当女性特定治療特約の特約基準給付金額と同額までの部分については、給付金の支払に関する規定の適用に際し、被転換契約のこの特約、女性特定治療特約Dおよび無配当女性特定治療特約の保険期間と転換後契約のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。ただし、この取扱は、第1条(給付金の支払)の女性特定手術給付金の支払事由の(1)の(分および(4)による女性特定手術給付金ならびに乳房の上皮内癌に罹患し乳房の観血切除術を受けた乳房についての乳房再建手術に対する乳房再建給付金については、被転換契約にこの特約が付加されている場合に限ります。この場合、被転換契約のこの特約の保険期間と転換後契約のこの特約の保険期間とが継続されたものとして取り扱います。
- 2. 部分保障変更特約が付加された保険契約の締結の際にこの特約を付加した場合には、変更後契約のこの特約のうち、被変更部分のこの特約、女性特定治療特約Dおよび無配当女性特定治療特約の特約基準給付金額と同額までの部分については、給付金の支払に関する規定の適用に際し、被変更部分のこの特約、女性特定治療特約Dおよび無配当女性特定治療特約の保険期間と変更後契約のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。ただし、この取扱は、第1条の女性特定手術給付金の支払事由の(1)の(イ)および(4)による女性特定手術給付金ならびに乳房の上皮内癌に罹患し乳房の観血切除術を受けた乳房についての乳房再建手術に対する乳房再建給付金については、被変更部分にこの特

約が含まれている場合に限ります。この場合、被変更部分のこの特約の保険期間と変更後契約のこの特約の保険期間と が継続されたものとして取り扱います。

- 3. 医療保障変更特約が付加された保険契約の締結の際にこの特約を付加した場合には、給付金の支払に関する規定の適用に際し、被変更契約または被変更特約のこの特約の保険期間と変更後契約のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- 4. 転換後契約または変更後契約においてすでに復活が行われている場合には、第2条(給付金の支払に関する補則)第6項の規定の適用の場合を除き、第1項から第3項までの規定は適用しません。

第43条(特別条件を付けた場合の特則)

この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合しない場合には、その危険の種類および程度に応じて、つぎの各号のうちいずれか1つまたは2つの方法によって取り扱います。

(1) 特定部位不担保法(女性特定治療特約用)

特定部位不担保法(女性特定治療特約用)における不担保とする部位は子宮および子宮附属器とします。特定部位不担保法(女性特定治療特約用)が適用された場合、子宮および子宮附属器の疾病の治療を目的とする手術については、当会社の定めた不担保期間中は第1条(給付金の支払)の女性特定手術給付金の支払事由の(2)から(4)までの規定を適用せず、女性特定手術給付金を支払いません。ただし、子宮もしくは子宮附属器の悪性新生物(別表12)、子宮もしくは子宮附属器の上皮内癌(別表12)または所定の感染症(別表13)の治療を目的とする手術については、第1条の女性特定手術給付金の支払事由の(2)から(4)までの規定を適用します。

(2) 指定疾病不担保法(女性特定治療特約用)

指定疾病不担保法(女性特定治療特約用)における不担保とする指定疾病は異常妊娠および異常分娩とします。指定疾病不担保法(女性特定治療特約用)が適用された場合、異常妊娠および異常分娩を直接の原因として受けた手術については、当会社の定めた不担保期間中は第1条の規定を適用せず、女性特定手術給付金を支払いません。

第44条(契約日が平成22年3月1日以前の主契約に付加した場合の特則)

この特約を契約日が平成22年3月1日以前の主契約に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「半年一括払」とあるのは「半年払」と、「年一括払」とあるのは「年払」と読み替えます。
- (2) 第7条(特約の保険料の払込)第8項の規定は適用しません。
- (3) 第7条第9項および第10項の規定は、この特約の年払保険料および半年払保険料について準用します。
- (4) 第16条(特約の返還金)第1項の規定にかかわらず、この特約の解約返還金は、保険料払込中の特約についてはその保険料の払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。ただし、この特約の保険期間を年満期で定めた場合、この特約に対する解約返還金および責任準備金はありません。

別表 1 請求書類

項		必 要 書 類				
		当会社所定の請求書				
		当会社所定の様式による医師の診断書				
<i>+</i> -₩#÷⇔=	F4566/H- -	当会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書				
女性特定手術給付金		(4) 被保険者の住民票(ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当会社が必要と認めた				
可言下	#4^ <i> </i> -}	場合は戸籍抄本)				
乳房母類	乳房再建給付金	女性特定手術給付金または乳房再建給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書				
		最終の保険料払込を証する書類				
		保険証券				
(注) 当会社	tは、上記以タ	計類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。				

別表2 対象となる乳房の悪性新生物、乳房の上皮内癌

1. 対象となる乳房の悪性新生物、乳房の上皮内癌とは、平成21年3月23日総務省告示第176号にもとづく厚生労働省大臣 官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10 (2003年版) 準拠」に記載された分類項目中、次表 の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。なお、「乳房の悪性新生物(基本分類コード C 50)」および「乳房の上皮内癌(基本分類コード D 05)」には、乳房の皮膚癌および乳房の皮膚の上皮内癌は含まれません。

疾病名	分類項目	基本分類コード
乳房の悪性新生物	○乳房の悪性新生物	C 50
乳房の上皮内癌	○上皮内新生物 (D00-D09) 中の	
	・乳房の上皮内癌	D 05

2. 上記 1. において「悪性新生物」および「上皮内癌」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類-腫瘍学(NCC監修)第3版(2012年改正版)」(平成26年9月10日発行)中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

(1) 悪性新生物

第5桁性状コード番号
/3・・・悪性、原発部位
/ 6・・・悪性、転移部位
悪性、続発部位
/ 9・・・悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

(2) 上皮内癌

	第5桁性状コード番号
/2・・・上皮内癌	
上皮内	
非浸潤性	
非侵襲性	

別表3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

- 1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
- 2. 第1号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表 4 観血切除術

「観血切除術」とは、皮膚を切開し、病変部を切除する手術をいいます。 ただし、診断および生検等の検査のための手術を除きます。

別表 5 子宮摘出術

「子宮摘出術」とは、子宮体部全体を摘出する手術をいいます。 ただし、疾病を直接の原因としない不妊手術を除きます。

別表 6 卵巣摘出術

「卵巣摘出術」とは、片側卵巣全体または両側卵巣全体を摘出する手術をいいます。ただし、疾病を直接の原因としない不妊手術を除きます。

別表7 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表3に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。入院日と退院日が同一の日である場合には、入院基本料の支払の有無などを参考にして、「入院」かどうかを判断します。

別表8 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、つぎのいずれかの法律にもとづく医療保険制度をいいます。

- 1. 健康保険法
- 2. 国民健康保険法
- 3. 国家公務員共済組合法
- 4. 地方公務員等共済組合法
- 5. 私立学校教職員共済法
- 6. 船員保険法
- 7. 高齢者の医療の確保に関する法律

別表 9 医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

別表10 先進医療

「先進医療」とは、手術を受けた時点において、平成18年9月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養」第1条第1号の規定にもとづき、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。

別表11 乳房再建手術

「乳房再建手術」とは、乳房の観血切除術により喪失された乳房の形態を皮膚弁(皮膚の欠損部を被覆するための植皮術は含みません。)または人工物を用いて正常に近い形態に戻すことを目的とする観血手術をいいます。

別表12 対象となる子宮および子宮附属器の悪性新生物、子宮および子宮附属器の上皮内癌

1. 対象となる子宮および子宮附属器の悪性新生物、子宮および子宮附属器の上皮内癌とは、平成21年3月23日総務省告示第176号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。また、次表に規定されていない悪性新生物であっても、転移性または続発性の子宮および子宮附属器の悪性新生物は、対象となる子宮および子宮附属器の悪性新生物として取り扱います。

分類項目	基本分類コード
○女性生殖器の悪性新生物(C51-C58)中の	
・子宮頚(部)の悪性新生物	C 53
・子宮体部の悪性新生物	C 54
・子宮の悪性新生物、部位不明	C 55
・卵巣の悪性新生物	C 56
・その他および部位不明の女性生殖器の悪性新生物	C 57
・胎盤の悪性新生物	C 58
○上皮内新生物 (D00-D09) 中の	
・子宮頚(部)の上皮内癌	D 06
・その他および部位不明の生殖器の上皮内癌(D07)中の	
• 子宮内膜	D 07. 0
・その他および部位不明の女性生殖器	D 07. 3

2. 上記 1. において「悪性新生物」および「上皮内癌」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類-腫瘍学(N C C 監修)第 3 版(2012年改正版)」(平成26年 9 月10日発行)中、新生物の性状を表す第 5 桁コードがつぎのものをいいます。

(1) 悪性新生物

第5桁性状コード番号

/3・・・悪性、原発部位

/6・・・悪性、転移部位

悪性、続発部位

/9・・・悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

(2) 上皮内癌

第5 桁性状コード番号 / 2・・・上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性

別表13 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成21年3月23日総務省告示第176号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10 (2003年版) 準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A 20
ジフテリア	A 36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A 96. 2
クリミヤ・コンゴ出血熱	A 98. 0
マールブルグウイルス病	A 98. 3
エボラウイルス病	A 98. 4
痘瘡	B 03
重症急性呼吸器症候群 [SARS]	∪04
(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	

備 考

1. 責任開始期以後の疾病

「責任開始期以後の疾病」とは、その疾病(医学上重要な関係にある疾病を含みます。)について、責任開始期前につぎのいずれにも該当しない場合をいいます。

- (1) 被保険者が医師の診療を受けたことがある場合
- (2) 被保険者が健康診断等において異常の指摘(要経過観察の指摘を含みます。)を受けたことがある場合
- (3) 被保険者が自覚可能な身体の異常が存在した場合または保険契約者が認識可能な被保険者の身体の異常が存在した場合

2. 子宮または子宮附属器にかかわる手術

「子宮または子宮附属器にかかわる手術」には、別表8に定める公的医療保険制度における別表9に定める医科診療報酬点数表において産科手術に分類される診療行為は含みません。また、疾病を直接の原因としない不妊手術を除きます。

3. 異常妊娠および異常分娩

「異常妊娠および異常分娩」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容のものをいいます。

分類項目	基本分類コード
流産に終わった妊娠	000~008
妊娠、分娩および産じょく<褥>における浮腫、たんぱく<蛋白>尿および高血圧性障害	010~016
主として妊娠に関連するその他の母体障害	O20~O29
胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	○30~○48
分娩の合併症	O60~O75
分娩(単胎自然分娩(○80)は除<)	O81~O84
主として産じょく<褥>に関連する合併症	O85~O92
その他の産科的病態、他に分類されないもの	094~099

4. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中の分類番号 F 11. 2、F 12. 2、F 13. 2、F 14. 2、F 15. 2、F 16. 2、F 18. 2、F 19. 2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

特定損傷特約D条項 目次

第24条 管轄裁判所

この特約の概要

かりの似女	6 F0 XX T3/71	
	第25条	主約款の規定の準用
特定損傷給付金の支払	第26条	保険料の払込方法(回数)が一時払の5年ごと
特定損傷給付金の支払に関する補則		配当付終身保険に5年ごと配当付年金支払移行
特定損傷給付金の請求、支払時期および支払場		特約等を付加した場合または保険料の払込方法
所		(回数) が一時払の5年ごと利差配当付終身保
特約の保険料払込の免除		険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約等を
特約の締結および責任開始期		付加した場合の特約の取扱
特約の保険期間および保険料払込期間	第27条	保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保
特約の保険料の払込		険または保険料払込期間が終身の5年ごと利差
猶予期間中の保険事故と保険料の取扱		配当付終身保険に付加した場合の特則
特約の失効	第28条	5年ごと配当付生存給付金付定期保険または5
特約保険料の自動貸付		年ごと利差配当付生存給付金付定期保険に付加
特約の復活		した場合の特則
告知義務	第29条	5年ごと配当付更新型終身移行保険または5年
告知義務違反による解除		ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した
特約を解除できない場合		場合の特則
重大事由による解除	第30条	5年ごと配当付介護年金終身保障保険または5
特約の解約		年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加
特約の返還金		した場合の特則
特約の消滅とみなす場合	第31条	5年ごと配当付終身医療保険または5年ごと利
債権者等により特約が解約される場合の取扱		差配当付終身医療保険に付加した場合の特則
基準特定損傷給付金額の減額	第32条	主契約に保険料払込免除特約(H25)が付加さ
特約の更新		れている場合の特則
特約の契約者配当金	第33条	契約日が平成22年3月1日以前の主契約に付加
主契約の内容変更に伴う特約の取扱		した場合の特則
	特定損傷給付金の支払に関する補則 特定損傷給付金の請求、支払時期および支払場所 特約の保険料払込の免除 特約の締結および責任開始期 特約の保険期間および保険料払込期間 特約の保険期間および保険料が込期間 特約の保険料の払込 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱 特約の失効 特約の後活 告知義務 告知義務 告知義務違反による解除 特約を解除できない場合 重大事由による解除 特約の返還金 特約のの形別滅とみなす場合 債権者等により特約が解約される場合の取扱 基準特定損傷給付金額の減額 特約の更新 特約の契約者配当金	特定損傷給付金の支払 特定損傷給付金の支払に関する補則 特定損傷給付金の請求、支払時期および支払場 所 特約の保険料払込の免除 特約の締結および責任開始期 特約の保険期間および保険料払込期間 特約の保険料の払込 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱 特約の失効 第28条 特約保険料の自動貸付 特約の復活 告知義務 告知義務違反による解除 特約を解除できない場合 重大事由による解除 特約の解約 特約のの適還金 特約の所約 特約の返還金 特約の消滅とみなす場合 債権者等により特約が解約される場合の取扱 基準特定損傷給付金額の減額 第32条 特約の更新 特約の契約者配当金

特定損傷特約D条項

(平成25年12月18日改正)

(この特約の概要)

この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の被保険者が不慮の事故による骨折、関節脱臼または腱の 断裂に対する治療を受けた場合に、特定損傷給付金を支払うことを主な内容とするものです。

第1条(特定損傷給付金の支払)

この特約において支払う特定損傷給付金はつぎのとおりです。

	特定損傷給付金を支払う場合(以下「支払 事由」といいます。)	支払額	受取人	支払事由に該当しても特定損傷給付金を 支払わない場合
特定損傷給付金	主契約の被保険者(以下「被保険者」といいます。)がつぎのいずれにも該当する治療を受けたとき (1) この特約の責任開始期(復活の取扱が行われた後は、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。)以後に発生した不慮の事故(別表2)による特定損傷(表1)に対して受けた治療であること (2) (1)の事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、この特約の保険期間中に受けた治療であること (3) 別表3に定める病院または診療所における別表4に定める治療であること	基準特定損傷給付金額	被 保 険 者	つぎのいずれかにより左記の支払事由に 該当したとき (1) 保険契約者または被保険者の故意ま たは重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害を原因とする事 故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする 事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を 持たないで運転している間に生じた事 故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運 転またはこれに相当する運転をしてい る間に生じた事故 (7) 地震、噴火または津波 (8) 戦争その他の変乱

表 1 特定損傷

「特定損傷」とは、つぎのいずれかの損傷をいいます。

骨折	骨の構造上の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、病的骨折および特発
	骨折を除きます。
関節脱臼	関節を構成する骨が、正常な解剖学的位置関係から偏位した状態をいいます。ただし、先天性脱臼、
	病的脱臼および反復性脱臼を除きます。
腱の断裂	腱の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、疾病を原因とする腱の断裂を
	除きます。

第2条(特定損傷給付金の支払に関する補則)

- 1. 保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1条(特定損傷給付金の支払)の規定にかかわらず、特定損傷給付金の受取人は保険契約者とします。
- 2. 特定損傷給付金の受取人を被保険者(第1項の規定が適用される場合には、保険契約者)以外の者に変更することはできません。
- 3. 同一の不慮の事故(別表2)による特定損傷にかかわる特定損傷給付金の支払は、1回限りとします。
- 4. 被保険者が地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって特定損傷に対する治療を受けた場合には、当会社は、特定損傷給付金を支払いません。ただし、その原因によって特定損傷に対する治療を受けた被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、当会社は、その程度に応じ、特定損傷給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。
- 5. 第1条および本条第1項から第4項までの規定にかかわらず、この特約による特定損傷給付金の支払限度は、支払回数を通算して10回とします。
- 6. 第5項の場合、この特約は、支払回数が通算して10回となる特定損傷に対する治療を受けた時に消滅したものとします。

第3条(特定損傷給付金の請求、支払時期および支払場所)

- 1. 特定損傷給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに当会社に通知してください。
- 2. 特定損傷給付金の受取人は、当会社に、請求に必要な書類(別表 1)を提出して、特定損傷給付金を請求してください。
- 3. 特定損傷給付金の支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の規定 を準用します。

第4条 (特約の保険料払込の免除)

- 1. 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。
- 2. 第1項のほか、主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合にも、主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

第5条(特約の締結および責任開始期)

- 1. この特約は、主契約締結の際、保険契約者の申出によって主契約に付加して締結します。
- 2. この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

第6条(特約の保険期間および保険料払込期間)

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の責任開始期から被保険者の保険年齢が60歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とし、当会社所定の範囲内で定めます。ただし、この特約の保険期間の満了日が、主契約の保険料払込期間の満了日をこえるときは、この特約の保険期間は、主契約の保険料払込期間の満了日を限度とします。

第7条(特約の保険料の払込)

- 1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
- 2. 主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
- 3. 第1項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める契約応当日(月払契約の場合は月単位の契約応当日、半年一括払契約の場合は半年単位の契約応当日、年一括払契約の場合は年単位の契約応当日)以後その契約応当日の属する月の末日までにこの特約による特定損傷給付金の支払事由が生じた場合には、当会社は、特定損傷給付金から未払込保険料を差し引きます。ただし、特定損傷給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、主約款に定める保険料払込の猶予期間の満了する時までに、その未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、特定損傷給付金を支払いません。
- 4. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払 込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- 5. 主約款の保険契約の消滅等における保険料の残額に相当する金額の支払に関する規定は、この特約の年一括払保険料 および半年一括払保険料について準用します。
- 6. 主契約の保険料の払込方法(回数)が月払の場合で、すでにこの特約の保険料が払い込まれている主約款に定める保

険料期間の中途でつぎの各号のいずれかの事由が生じたときであっても、当会社は、その保険料期間に対応するこの特約の保険料を払い戻しません。

- (1) この特約の消滅
- (2) 基準特定損傷給付金額の減額
- (3) この特約の保険料払込の免除
- 7. 第6項の規定は、主契約の保険料の払込方法(回数)が月払の場合のこの特約の第1回保険料について準用します。

第8条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- 1. 主約款に定める保険料払込の猶予期間中に、この特約による特定損傷給付金の支払事由が発生した場合には、当会社は、特定損傷給付金から未払込保険料を差し引きます。
- 2. 特定損傷給付金が第1項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する時までに、未払 込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、特定損傷給付金を支払 いません。

第9条(特約の失効)

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第10条 (特約保険料の自動貸付)

主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで、主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過した場合には、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款の保険料の自動貸付の規定を適用します。

第11条(特約の復活)

- 1. 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2. 当会社は、第1項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の復活の取扱をします。

第12条(告知義務)

当会社が、この特約の締結または復活の際、特定損傷給付金の支払事由または保険料払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、当会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

第13条(告知義務違反による解除)

- 1. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第12条(告知義務)の規定により当会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- 2. 当会社は、特定損傷給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、特定損傷給付金の支払または保険料払込の免除を行いません。また、すでに特定損傷給付金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
- 3. 第2項の規定にかかわらず、特定損傷給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または特定損傷給付金の受取人が証明したときは、特定損傷給付金を支払い、または保険料の払込を免除します。
- 4. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者または特定損傷給付金の受取人に通知します。

第14条(特約を解除できない場合)

当会社は、つぎのいずれかの場合には、第13条(告知義務違反による解除)の規定によるこの特約の解除をすることができません。ただし、第4号または第5号に規定する行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第12条(告知義務)の規定により当会社が告知を求めた事項のうち解除の原因となる事実について、事実を告げなかったと認められる場合または事実でないことを告げたと認められる場合には、第4号および第5号の規定は適用しません。

- (1) 当会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき
- (2) 当会社が、解除の原因があることを知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
- (3) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、特定損傷給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じたときを除きます。
- (4) 当会社のためにこの特約の締結の媒介を行うことができる者(当会社のためにこの特約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第12条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
- (5) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第12条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をしないこと

第15条 (重大事由による解除)

- 1. 当会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者または特定損傷給付金の受取人がこの特約の特定損傷給付金(保険料払込の免除を含みます。 以下本項において同じ。) を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。) をした場合
 - (2) この特約の特定損傷給付金の請求に関し、その受取人(保険料払込の免除の請求については保険契約者)に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に 反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または特定損傷給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (7) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (I) 保険契約者または特定損傷給付金の受取人が法人である場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 当会社の保険契約者、被保険者または特定損傷給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする第1号から第4号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 2. 当会社は、特定損傷給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 第 1 項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による特定損傷給付金を支払いません。また、すでにその 支払事由により特定損傷給付金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求します。
 - (2) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険料払込の免除事由による保険料払込の免除を行いません。また、すでにその保険料払込の免除事由により保険料の払込を免除していたときは、当会社は、保険料の払込を免除しなかったものとします。
- 3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者または特定損傷給付金の受取人に通知します。

第16条 (特約の解約)

保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

第17条 (特約の返還金)

- 1. この特約に対する解約返還金はありません。
- 2. この特約が解約または解除されたときに、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、第 7条(特約の保険料の払込)第5項の規定により支払われる返還金をそれらの元利金の返済にあてます。

第18条(特約の消滅とみなす場合)

つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 主契約が払済保険に変更されたとき

第19条(債権者等により特約が解約される場合の取扱)

差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者によりこの特約が解約される場合のつぎの各号の取扱については、主約款の規定を準用します。

- (1) 解約の効力の発生
- (2) 特約の存続
- (3) 第1号により解約の効力が生じるまでまたは第2号により解約の効力が生じなくなるまでに、特定損傷給付金の支払事由の発生によりこの特約が消滅する場合の取扱

第20条 (基準特定損傷給付金額の減額)

- 1. 保険契約者は、いつでも、基準特定損傷給付金額を減額することができます。ただし、減額後の基準特定損傷給付金額は、当会社の定める金額以上であることを要します。
- 2. 第1項の規定によって、基準特定損傷給付金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

第21条 (特約の更新)

1. この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この

特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とします。

- 2. 第1項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、当会社は、第1項の更新を取り扱いません。
 - (1) この特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が60歳のとき
 - (2) この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日と同一のとき
 - (3) 主契約の保険料の払込方法(回数) が一時払のとき
- 3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、この特約は、当会社の定める取扱にもとづき、保険期間を変更して更新します。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が60歳をこえるとき
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえるとき
 - (3) 主契約の締結後にこの特約を付加した場合で、この特約の更新日が、主契約に付加されている他の特約の更新日と同一であるとき
- 4. 保険契約者から申出があったときは、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の保険期間を変更して更新することができます。
- 5. 更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた主約款に定める保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第7条(特約の保険料の払込)第4項の規定を適用します。
- 6. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、 主約款に定める保険料の自動貸付の規定を準用します。
- 7. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了日までにつぎの各号のいずれかの事由が生じたときは、第7条第3項および第8条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。
 - (1) 特定損傷給付金の支払事由
 - (2) 主契約の保険料払込の免除事由
 - (3) 主契約に付加されている特約の保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付の支払事由
- 8. この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。
 - (1) 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日からその日を含めて計算します。
 - (2) 更新後のこの特約には更新日における特約条項および保険料率が適用されます。
 - (3) 第1条(特定損傷給付金の支払)、第2条(特定損傷給付金の支払に関する補則)および第14条(特約を解除できない場合)に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。
 - (4) 更新前のこの特約において告知義務違反による解除の事由があるときは、当会社は、更新後のこの特約を解除することができます。
 - (5) 当会社は、新たな保険証券を交付しません。
- 9. 更新日に当会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約にかえて、当会社所定の特約により、更新とみなして取り扱うことがあります。

第22条 (特約の契約者配当金)

- 1. この特約の付加日(この特約が更新された場合には、直前の更新日)から所定年数を経過し、かつ、所定の条件を満たすこの特約に対して、契約者配当金を割り当てることがあります。
- 2. 第1項の規定によって割り当てた契約者配当金は、当会社の定める取扱にもとづき支払います。

第23条(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)

- 1. 主契約の保険料払込期間を短縮した場合、この特約の保険期間の満了日が、主契約の保険料払込期間の満了日をこえることとなるときは、その限度までこの特約の保険期間を短縮します。
- 2. この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日と同一の場合で、主契約の保険料払込期間を延長したときは、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の保険期間を延長することがあります。

第24条(管轄裁判所)

この特約における特定損傷給付金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第25条(主約款の規定の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第26条(保険料の払込方法(回数)が一時払の5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合または保険料の払込方法(回数)が一時払の5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱)

- 1. 保険料の払込方法(回数)が一時払の5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加した場合または保険料の払込方法(回数)が一時払の5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 主契約の全部について5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用した場合は、この特約の保険期間は、5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日の前日までとします。この場合、この特約は、5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当

付年金支払移行特約の締結日の前日の満了時に消滅したものとして取り扱います。

- (2) 主契約の一部について5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用した場合で、5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用しない終身保険部分(残存する死亡保障部分をいいます。)が解約その他の事由によって消滅したときは、第18条(特約の消滅とみなす場合)第1号の規定によるほか、この特約は消滅します。
- 2. 保険料の払込方法(回数)が一時払の5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または保険料の払込方法(回数)が一時払の5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約」と、「5年ごと配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項」と読み替えて第1項第1号および第2号の規定を適用します。
- 3. 保険料の払込方法(回数)が一時払の5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付介護割増年金移行特約を付加した場合または保険料の払込方法(回数)が一時払の5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約(H13)を付加した場合には、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付介護割増年金移行特約または5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約(H13)」と、「5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約条項(H13)」と読み替えて第1項第1号および第2号の規定を適用します。
- 4. 保険料の払込方法(回数)が一時払の5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約を付加した場合または保険料の払込方法(回数)が一時払の5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約(H13)を付加した場合には、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約(H13)」と、「5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項(H13)」と読み替えて第1項第1号および第2号の規定を適用します。

第27条 (保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則)

1. この特約を保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。 (1) この特約の保険期間中に、主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了するときは、第6条(特約の保険期間および保険料払込期間)の規定にかかわらず、この特約の保険期間は、保険料の払込完了日の前日まで

約の保険期間および保険料払込期間)の規定にかかわらず、この特約の保険期間は、保険料の払込完了日の前日までとします。この場合、この特約は、保険料の払込完了日の前日の満了時に消滅したものとして取り扱います。

- (2) この特約の保険期間中に、保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の全部について5年ごと配当付年金支払移行特約条項を適用したときは、第6条の規定にかかわらず、この特約の保険期間は、5年ごと配当付年金支払移行特約の締結日の前日までとします。この場合、この特約は、5年ごと配当付年金支払移行特約の締結日の前日の満了時に消滅したものとして取り扱います。
- (3) この特約の保険期間中に、保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加し、主契約の全部について5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項を適用したときは、第2号中「5年ごと配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約」と、「5年ごと配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項」と読み替えて第2号の規定を適用します。
- 2. この特約を保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 第1項第1号の規定は、本項の場合に適用します。
 - (2) この特約の保険期間中に、保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の全部について5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用したときは、第6条の規定にかかわらず、この特約の保険期間は、5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日の前日までとします。この場合、この特約は、5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日の前日の満了時に消滅したものとして取り扱います。
 - (3) この特約の保険期間中に、保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加し、主契約の全部について5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項を適用したときは、第2号中「5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約」と、「5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項」と読み替えて第2号の規定を適用します。

第28条 (5年ごと配当付生存給付金付定期保険または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付生存給付金付定期保険または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者は、第5条(特約の締結および責任開始期)の規定によるほか、主契約更新の際にも被保険者の同意を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、当会社がこの特約付加の申込を承諾したときは、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
 - (7) この特約の第1回保険料を受け取った時(告知の前に受け取った場合には、告知の時)
 - (1) 更新前にこの特約の第1回保険料を受け取り、かつ、告知を受けた場合には、更新の時
- (2) この特約の保険期間は、第6条(特約の保険期間および保険料払込期間)の規定にかかわらず、主契約の保険期間

と同一とします。

- (3) この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主契約と同時に更新されます。この場合にはつぎのとおりとします。
 - (7) 第21条(特約の更新)の規定は適用せず、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (ウ) 特定損傷給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (4) 第3号の規定により、この特約が更新される場合で、更新日に当会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、 この特約にかえて、当会社所定の特約により、更新とみなして取り扱うことがあります。
- (5) 第3号および第4号の規定にかかわらず、更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が60歳をこえることとなるときは、この特約の更新を取り扱いません。

第29条 (5年ごと配当付更新型終身移行保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付更新型終身移行保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合には、 つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第18条(特約の消滅とみなす場合)第1号中「主契約が解約その他の事由によって消滅したとき」とあるのは「主契約が解約その他の事由によって消滅したとき(主契約の保険金支払事由が発生したために主契約のうち保険金に対応する部分が消滅したときを含みます。)」と読み替えます。
- (2) 保険契約者は、第5条(特約の締結および責任開始期)の規定によるほか、主契約更新の際にも被保険者の同意を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、当会社がこの特約付加の申込を承諾したときは、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
 - (7) この特約の第1回保険料を受け取った時(告知の前に受け取った場合には、告知の時)
 - (イ) 更新前にこの特約の第1回保険料を受け取り、かつ、告知を受けた場合には、更新の時
- (3) この特約の保険期間は、第6条(特約の保険期間および保険料払込期間)の規定にかかわらず、主契約の保険期間と同一とします。
- (4) この特約の保険期間が満了する場合で、かつ、主約款の規定により主契約が更新される場合には、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主契約と同時に更新されます。この場合にはつぎのとおりとします。
 - (7) 第21条(特約の更新)の規定は適用せず、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日におけるこの特約の被保険者の保険年齢が60歳をこえるときは、この特約は、当会社の定める取扱にもとづき、短期の保険期間に変更して更新されます。
 - (ウ) 特定損傷給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (5) 第4号の規定により、この特約が更新される場合で、更新日に当会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、 この特約にかえて、当会社所定の特約により、更新とみなして取り扱うことがあります。
- (6) この特約の保険期間の満了日の翌日が主契約の指定年齢到達日である場合には、第21条の規定にかかわらず、この 特約の更新は取り扱いません。

第30条 (5年ごと配当付介護年金終身保障保険または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合の特則)

- 1. この特約を5年ごと配当付介護年金終身保障保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 第2条(特定損傷給付金の支払に関する補則)第1項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、主契約の介護年金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。
 - (2) 主契約の保険料の払込方法(回数) が一時払の場合には、つぎのとおりとします。
 - (7) この特約の保険期間中に、保険料の払込方法(回数)が一時払の5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加したときは、第6条(特約の保険期間および保険料払込期間)の規定にかかわらず、この特約の保険期間は、5年ごと配当付年金支払移行特約の締結日の前日までとします。この場合、この特約は、5年ごと配当付年金支払移行特約の締結日の前日の満了時に消滅したものとして取り扱います。
 - (1) この特約の保険期間中に、保険料の払込方法(回数)が一時払の5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加したときは、前(ア)中「5年ごと配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約」と読み替えて前(ア)の規定を適用します。
 - (3) 主契約の保険料払込期間が終身の場合には、つぎのとおりとします。
 - (7) 主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了するときは、第27条(保険料払込期間が終身の 5年ごと配当付終身保険または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則)第1 項第1号の規定を適用します。
 - (4) この特約の保険期間中に、保険料払込期間が終身の5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加したときは、第6条の規定にかかわらず、この特約の保険期間は、5年ごと配当付年金支払移行特約の締結日の前日までとします。この場合、この特約は、5年ごと配当付年金支払移行特約の締結日の前日の満3時に消滅したものとして取り扱います。
 - (ウ) この特約の保険期間中に、保険料払込期間が終身の5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加したときは、前(イ)中「5年ごと配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年

金移行特約」と読み替えて前(小の規定を適用します。

- 2. この特約を5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 第1項第1号の規定は、本項の場合に適用します。
 - (2) 主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合には、つぎのとおりとします。
 - (7) この特約の保険期間中に、保険料の払込方法(回数)が一時払の5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加したときは、第6条の規定にかかわらず、この特約の保険期間は、5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日の前日までとします。この場合、この特約は、5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日の前日の満了時に消滅したものとして取り扱います。
 - (イ) この特約の保険期間中に、保険料の払込方法(回数)が一時払の5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加したときは、前(ア)中「5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約」と読み替えて前(ア)の規定を適用します。
 - (3) 主契約の保険料払込期間が終身の場合には、つぎのとおりとします。
 - (7) 主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了するときは、第27条第1項第1号の規定を適用します。
 - (4) この特約の保険期間中に、保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加したときは、第6条の規定にかかわらず、この特約の保険期間は、5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日の前日までとします。この場合、この特約は、5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日の前日の満了時に消滅したものとして取り扱います。
 - (ウ) この特約の保険期間中に、保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加したときは、前(イ)中「5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約」と読み替えて前(イ)の規定を適用します。

第31条 (5年ごと配当付終身医療保険または5年ごと利差配当付終身医療保険に付加した場合の特則)

- 1. この特約を5年ごと配当付終身医療保険に付加した場合には、第2条(特定損傷給付金の支払に関する補則)第1項中「高度障害保険金」とあるのは「災害入院給付金および疾病入院給付金」と読み替えます。
- 2. この特約を5年ごと利差配当付終身医療保険に付加した場合には、第2条第1項中「高度障害保険金」とあるのは「入院給付金」と読み替えます。

第32条 (主契約に保険料払込免除特約 (H25) が付加されている場合の特則)

主契約に保険料払込免除特約(H25)が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第17条(特約の返還金)の規定は適用せず、つぎのとおりとします。
 - (7) この特約の解約返還金は、経過年月数(保険料払込中の特約において経過年月数が保険料の払込年月数をこえている場合は払込年月数)により計算します。
 - (1) この特約が解約または解除されたときは、当会社は、この特約の解約返還金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返還金(第7条(特約の保険料の払込)第5項の規定により支払われる返還金を含みます。)をそれらの元利金の返済にあてます。
 - (ウ) この特約が第18条 (特約の消滅とみなす場合) 第1号の規定によって消滅した場合には、(イ)の規定を準用します。 ただし、主約款の規定によって主契約の責任準備金を払い戻すときは、この特約の責任準備金を主約款の規定に準じて払い戻します。
 - (I) (ウ)の規定にかかわらず、主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合には、この特約の解約返還金または 責任準備金の払戻はありません。
 - (オ) 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返還金は、主契約の解約返還金に加えません。
- (2) 第13条(告知義務違反による解除) または第15条(重大事由による解除) の規定によってこの特約を解除したときは、当会社は、解約返還金があるときは、これと同額の返還金を保険契約者に支払います。
- (3) この特約が第2条(特定損傷給付金の支払に関する補則)第6項の規定によって消滅した場合には、この特約の責任準備金を特定損傷給付金の受取人に支払います。
- (4) 第23条(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)の規定により、この特約の保険期間が変更された場合には、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、返還金をそれらの元利金の返済にあてます。
- (5) つぎの(7)または(4)について主約款の規定を適用する場合には、この特約の解約返還金を、主契約の解約返還金に加えて取り扱います。
 - (7) 保険料の自動貸付
 - (イ) 払済保険への変更
- (6) 第26条(保険料の払込方法(回数)が一時払の5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合または保険料の払込方法(回数)が一時払の5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱)第1項第1号の規定により、この特約が消滅した場合は、この特約の解約返還金を主契約の責任準備金に加えて、5年ごと配当付年金支払移行特約条項に定める特約基本年金額の計算をします。
- (7) 第26条第1項第2号の規定により、この特約が消滅した場合は、第1号(4)の規定を準用します。
- (8) 第27条(保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則)第1項第1号の規定により、この特約が消滅した場合は、この特約の解約返還金を保険契約者に支払います。

(9) 第27条第1項第2号の規定により、この特約が消滅した場合は、この特約の解約返還金を主契約の責任準備金に加えて、5年ごと配当付年金支払移行特約条項に定める特約基本年金額の計算をします。

第33条 (契約日が平成22年3月1日以前の主契約に付加した場合の特則)

この特約を契約日が平成22年3月1日以前の主契約に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第7条(特約の保険料の払込)第3項中「半年一括払契約」とあるのは「半年払契約」と、「年一括払契約」とあるのは「年払契約」と読み替えます。
- (2) 第7条第5項の規定は適用しません。
- (3) 第7条第6項および第7項の規定は、この特約の年払保険料および半年払保険料について準用します。

別表 1 請求書類

項 目	必 要 書 類
	(1) 当会社所定の請求書
	(2) 不慮の事故であることを証する書類
	(3) 当会社所定の様式による医師の診断書
特定損傷給付金	(4) 被保険者の住民票(ただし、受取人と同一の場合は不要)
	(5) 特定損傷給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書
	(6) 最終の保険料払込を証する書類
	(7)保険証券
(注) 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。	

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは表Aの定義による急激かつ偶発的な外来の事故とします。ただし、表Aの定義をすべて満たす場合であっても、表Bに掲げるものは対象となる不慮の事故に該当しません。

表A 急激・偶発・外来の定義

急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性または持続性
	が認められるものは該当しません。)
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者の故意にもとづかず、かつ、被保険者にとって予見できな
	いことをいいます。
外来	事故および事故の原因が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(疾病や疾病に起因する外因等
	身体の内部に原因があるものは該当しません。)

表B 不慮の事故に該当しないもの

1. 軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪した場合			
	における、その軽微な外因			
2. 疾病の診断、治療	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、処置および医薬品等の使用による有害作用(い			
を目的としたもの	ずれも患者の行った場合を含みます。)			
3. 疾病による障害の	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸			
状態にある者の窒息	入または嚥下による気道閉塞または窒息			
等				
4. 気象条件による過	つぎに掲げるもの			
度の高温、気圧の変	(1) 気象条件による過度の高温(熱中症(日射病、熱射病)等の原因となったもの)			
化等および環境的要	化等および環境的要 (2) 高圧、低圧および気圧の変化(高山病、航空病、潜水病等の原因となったもの)			
因によるもの	(3) 食料、水分の不足(飢餓、脱水症等の原因となったもの)			
	(4) 身体の動揺(乗り物酔い等の原因となったもの)、騒音、振動			
5. 過度の肉体行使、	過度の肉体行使、レクリエーションその他の活動における過度の運動			
運動				
6. 化学物質、薬物の	つぎに掲げるもの			
作用、飲食物の摂取	(1) 接触皮膚炎の原因となった洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質の作用			
等	(2) アレルギー、皮膚炎等の原因となった外用薬の作用または薬物接触			
	(3) 細菌性の食中毒またはアレルギー性、中毒性の胃腸炎もしくは大腸炎等の原因となった飲			
	食物等の摂取			
7. 処刑	司法当局の命令により執行されたすべての処刑			

備考

該当例	非該当例			
つぎのようなものは、表Aの定義をすべて満たす場合に、	つぎのようなものは、表Aの定義のいずれかを満たさない			
急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。	ため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。			
・交通事故	・公害			
・転落、転倒	・職業病の原因となったもの			
・火災	・自殺および自傷行為			
• 溺水	・感染症			
・窒息	・疾病の症状に起因する入浴中の溺水			

別表3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

- 1. 医療法に定める日本国内にある病院または診療所(四肢における骨折または関節脱臼に関し施術を受ける場合に限り、柔道整復師法に定める施術所を含みます。)
- 2. 第1号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表 4 治療

「治療」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。)をいいます。

災害割増特約 D 条項 目次

この特約の概要

第1条 災害割増保険金の支払

第2条 災害割増保険金の支払に関する補則

第3条 災害割増保険金の請求、支払時期および支払場

所

第4条 特約の保険料払込の免除

第5条 特約の締結および責任開始期

第6条 特約の保険期間および保険料払込期間

第7条 特約の保険料の払込

第8条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱

第9条 特約の失効 第10条 特約の復活

第11条 告知義務

第12条 告知義務違反による解除

第13条 特約を解除できない場合

第14条 重大事由による解除

第15条 特約の解約 第16条 特約の返還金

第17条 特約の消滅とみなす場合

第18条 債権者等により特約が解約される場合の取扱

第19条 災害割増保険金額の減額

第20条 特約の更新

第21条 特約の契約者配当金

第22条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱

第23条 管轄裁判所第24条 契約内容の登録第25条 主約款の規定の準用

第26条 この特約を付加した場合の主契約の取扱に関す

る特則

第27条 5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配

当付定期保険に付加した場合の特則

第28条 5年ごと配当付生存給付金付定期保険または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険に付加した場合の特則

第29条 5年ごと配当付逓増定期保険等に付加した場合 の特則

第30条 5年ごと配当付養老保険または5年ごと利差配 当付養老保険に付加した場合の特則

第31条 5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金 支払移行特約等を付加した場合または5年ごと 利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付年金 支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱

第32条 保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則

第33条 5年ごと配当付更新型終身移行保険または5年 ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した 場合の特則

第34条 5年ごと配当付更新型終身移行保険に5年ごと 配当付年金支払移行特約等を付加した場合また は5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に5 年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付加し た場合の特約の取扱

第35条 主契約に保険料払込免除特約(H25)が付加されている場合の特則

第36条 契約日が平成22年3月1日以前の主契約に付加 した場合の特則

第37条 契約日が平成24年10月1日以前の主契約に付加 した場合の高度障害による災害割増保険金の代 理請求

災害割増特約D条項

(平成26年9月18日改正)

(この特約の概要)

この特約は、つぎの給付を行うことを主な内容とするものです。

	給付の内容		
死亡による	主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の被保険者がこの特約の保険期間中に不慮の事		
災害割増保険金	故または所定の感染症によって死亡したときに支払います。		
高度障害による	護障害による 主契約の被保険者(以下「被保険者」といいます。)がこの特約の保険期間中に不慮の事故また		
災害割増保険金	は所定の感染症によって所定の高度障害状態に該当したときに支払います。		

第1条(災害割増保険金の支払)

この特約において支払う災害割増保険金はつぎのとおりです。

	災害割増保険金を支払う場合(以下「支払事由」 といいます。)	支払額	受取人	支払事由に該当しても災害割増保 険金を支払わない場合
死亡による災害割増保険金	被保険者が、この特約の保険期間中につぎのいずれかに該当したとき (1) この特約の責任開始期(復活の取扱が行われた後は、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。)以後に発生した不慮の事故(別表2)による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき (2) この特約の責任開始期以後に発病した所定の感染症(別表3)を直接の原因として死亡したとき	災 害	主契約の死亡保険金受取人	つぎのいずれかにより左記の支払 事由が生じたとき (1) 保険契約者または被保険者の 故意または重大な過失 (2) 災害割増保険金の受取人の故 意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因と する事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因 とする事故
高度障害による災害割増保険金	れかに該当したとき (1) この特約の責任開始期以後に発生した不慮 の事故(別表2)による傷害を直接の原因とし て、その事故の日からその日を含めて180日以 内に高度障害状態(表1)に該当したとき。 この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害を原因とする 障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。 (2) この特約の責任開始期以後に発病した所定の感染症(別表3)を直接の原因として、高度障害状態(表1)に該当したとき。 この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後に発病した所定の感染症を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。	割増保険金額	被保険者	(6) 被保険者が法令に定める運転 資格を持たないで運転している 間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気 帯び運転またはこれに相当する 運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

表 1 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

対象となる高度障害状態	備考				
両眼の視力を全く永久に失ったもの	(1) 視力は、万国式試視力表により、1眼ずつ、矯正視力について測定します。 (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。 (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失った				
言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	ものとはみなしません。 (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 語音構成機能障害で、つぎの(ア)から(エ)までのうち3つ以上の状態に該当し、その回復の見込がない場合 (ア) いずれの口唇音についても発音ができない状態 (イ) いずれの口蓋音についても発音ができない状態 (ウ) いずれの口蓋音についても発音ができない状態 (エ) いずれの喉頭音についても発音ができない状態				
	□唇音 ま行音、ぱ行音、ば行音、わ行音、ふ歯舌音 な行音、た行音、だ行音、ら行音、さ行音、しゅ、し、ざ行音、じゅ□蓋音 か行音、が行音、や行音、ひ、にゅ、ぎゅ、ん帳頭音 は行音				
	② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合 ③ 声帯全部の摘出により発音ができない場合 (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、口腔(舌を含みます。)の運動障害または欠損により、流動食以外のものは摂取できない状態(流動食を摂取できない状態も含みます。)で、その回復の見込のない場合をいいます。				
中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの	「終身常に介護を要するもの」とは、つぎの1から8までの項目すべてについて、それぞれつぎに定める行為が自分ではできず、常に他人の介護を要する状態で、その回復の見込のない場合をいいます。				
	項目 行為 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)				
	1. 食物 はし、スプーン、フォーク等を使用して食物 の摂取 を口の中に運ぶこと				
	2. 排便 洋式便器に座った状態で排便すること(便器 に座るまでの行為は含みません。)				
	3. 排尿 洋式便器に座った状態で排尿すること(便器 に座るまでの行為は含みません。)				
	4. 排便 排便および排尿後に身体の汚れたところを拭 および き取ること 排尿の				
	後始末 5. 衣服 ボタンのない肌着および下着を着たり脱いだ				
	の着脱 りすること 6. 起居 横になった状態から起き上がり、座位を保つ				
	こと 7. 歩行 立った状態から歩くこと				
	8. 入浴 一般家庭浴槽に出入りすること				

対象となる高度障害状態 備考 両上肢を手関節以上で失ったもの (1) 「上肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの いずれかの場合をいいます。 両上肢の運動機能を全く永久に失ったもの ① 上肢を自分の力では全く動かすことができない状態で、 その回復の見込のない場合 ② 上肢の3大関節(肩関節、肘関節および手関節)すべて 1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の運 について、自分の力では全く動かすことができず、かつ、 動機能を全く永久に失ったもの 他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、そ 両下肢を足関節以上で失ったもの の回復の見込のない場合 (2) 「下肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの 両下肢の運動機能を全く永久に失ったもの いずれかの場合をいいます。 ① 下肢を自分の力では全く動かすことができない状態で、 1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の運 その回復の見込のない場合 動機能を全く永久に失ったもの ② 下肢の3大関節(股関節、膝関節および足関節)すべて 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節 について、自分の力では全く動かすことができず、かつ、 以上で失ったもの 他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、そ 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の運動機 の回復の見込のない場合 能を全く永久に失ったもの 1上肢の運動機能を全く永久に失い、かつ、1下肢 を足関節以上で失ったもの

第2条(災害割増保険金の支払に関する補則)

- 1. 保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1条(災害割増保険金の支払)の規定にかかわらず、高度障害による災害割増保険金の受取人は保険契約者とします。
- 2. 死亡による災害割増保険金の受取人を主契約の死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。
- 3. 高度障害による災害割増保険金の受取人を被保険者(第1項の規定が適用される場合には、保険契約者)以外の者に 変更することはできません。
- 4. 死亡による災害割増保険金が支払われた場合には、その支払後に高度障害による災害割増保険金の請求を受けても、当会社は、これを支払いません。
- 5. この特約の保険期間の満了日(更新限度となる最後の保険期間の満了日をいいます。以下本項において同じ。)に、高度障害状態(表 1)のうち回復の見込がないことのみが明らかでない場合でも、その後もその障害の状態が継続し、かつ、その原因となった不慮の事故(別表 2)の日からその日を含めて180日以内に回復の見込がないことが明らかになったときは、保険期間の満了日に高度障害状態に該当したものとみなして第 1 条の規定を適用します。ただし、この特約の保険期間の満了日後に新たに生じた原因により、回復の見込がないこととなった場合を除きます。
- 6. 第5項の規定により高度障害による災害割増保険金が支払われる場合で、この特約の保険期間の満了に伴う契約者配当金の支払がすでに行われているときは、当会社は、支払うべき災害割増保険金からその金額を差し引くものとします。
- 7. 死亡による災害割増保険金の受取人が故意または重大な過失により被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡による災害割増保険金の一部の受取人であるときは、死亡による災害割増保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡による災害割増保険金の受取人に支払います。
- 8. 被保険者が地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態(表 1)に該当した場合には、当会社は、災害割増保険金を支払いません。ただし、その原因によって死亡し、または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、当会社は、その程度に応じ、災害割増保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

第3条(災害割増保険金の請求、支払時期および支払場所)

- 1. 災害割増保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または災害割増保険金の受取人は、すみやかに当会社に通知してください。
- 2. 災害割増保険金の受取人は、当会社に、請求に必要な書類(別表 1)を提出して、災害割増保険金を請求してください。
- 3. 本条の規定により災害割増保険金の請求を受けた場合、災害割増保険金の支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の規定を準用します。

第4条 (特約の保険料払込の免除)

- 1. 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。
- 2. 第1項のほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (1) 主契約の保険料の払込方法(回数) が一時払のとき
 - (2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき

第5条(特約の締結および責任開始期)

- 1. この特約は、主契約締結の際、保険契約者の申出によって主契約に付加して締結します。
- 2. この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

第6条(特約の保険期間および保険料払込期間)

この特約の保険期間および保険料払込期間は、つぎの各号のとおりとします。ただし、主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合または主契約の保険料払込期間が終身の場合には、第2号の規定は適用しません。

- (1) この特約の保険期間を年満期で定めたとき
 - この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の責任開始期から被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とし、当会社所定の範囲内で定めます。
- (2) この特約の保険期間を歳満期で定めたとき

この特約の保険期間は、主契約の責任開始期から被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までとし、この特約の保険料払込期間の満了日は、主契約の保険料払込期間の満了日と同一とします。

第7条(特約の保険料の払込)

- 1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
- 2. 主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
- 3. 第1項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める契約応当日(月払契約の場合は 月単位の契約応当日、半年一括払契約の場合は半年単位の契約応当日、年一括払契約の場合は年単位の契約応当日)以 後その契約応当日の属する月の末日までにこの特約による災害割増保険金の支払事由が生じた場合には、当会社は、災 害割増保険金から未払込保険料を差し引きます。
- 4. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払 込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- 5. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において 払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法(回数)にかかわらず年一括払保険料とし、当会社の定 める取扱にもとづき、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
- 6. 第5項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
- 7. 第5項に規定する前納が行われなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。
- 8. 主約款の保険契約の消滅等における保険料の残額に相当する金額の支払に関する規定は、この特約の年一括払保険料 および半年一括払保険料について準用します。
- 9. 主契約の保険料の払込方法(回数)が月払の場合で、すでにこの特約の保険料が払い込まれている主約款に定める保険料期間の中途でつぎの各号のいずれかの事由が生じたときであっても、当会社は、その保険料期間に対応するこの特約の保険料を払い戻しません。
 - (1) この特約の消滅
 - (2) 災害割増保険金額の減額
 - (3) この特約の保険料払込の免除
- 10. 第9項の規定は、主契約の保険料の払込方法(回数)が月払の場合のこの特約の第1回保険料について準用します。

第8条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

主約款に定める保険料払込の猶予期間中に、この特約による災害割増保険金の支払事由が発生した場合には、当会社は、災害割増保険金から未払込保険料を差し引きます。

第9条(特約の失効)

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第10条 (特約の復活)

- 1. 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2. 当会社は、第1項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の復活の取扱をします。

第11条(告知義務)

当会社が、この特約の締結または復活の際、災害割増保険金の支払事由または保険料払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、当会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

第12条(告知義務違反による解除)

- 1. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第11条(告知義務)の規定により当会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- 2. 当会社は、災害割増保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、災害割増保険金の支払または保険料払込の免除を行いません。また、すでに災害割増保険金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。

- 3. 第2項の規定にかかわらず、災害割増保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または災害割増保険金の受取人が証明したときは、災害割増保険金を支払い、または保険料の払込を免除します。
- 4. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者または災害割増保険金の受取人に通知します。
- 5. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、当会社は、解約返還金があるときは、これと同額の返還金を保険契約者に支払います。

第13条(特約を解除できない場合)

当会社は、つぎのいずれかの場合には、第12条(告知義務違反による解除)の規定によるこの特約の解除をすることができません。ただし、第4号または第5号に規定する行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第11条(告知義務)の規定により当会社が告知を求めた事項のうち解除の原因となる事実について、事実を告げなかったと認められる場合または事実でないことを告げたと認められる場合には、第4号および第5号の規定は適用しません。

- (1) 当会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき
- (2) 当会社が、解除の原因があることを知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
- (3) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、災害割増保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じたときを除きます。
- (4) 当会社のためにこの特約の締結の媒介を行うことができる者(当会社のためにこの特約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第11条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
- (5) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第11条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき

第14条 (重大事由による解除)

- 1. 当会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者または災害割増保険金の受取人がこの特約の災害割増保険金(保険料払込の免除を含みます。 以下本項において同じ。) を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。) をした場合
 - (2) この特約の災害割増保険金の請求に関し、その受取人(保険料払込の免除の請求については保険契約者)に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 - (3) 保険契約者、被保険者または災害割増保険金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (7) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (I) 保険契約者または災害割増保険金の受取人が法人である場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (4) 当会社の保険契約者、被保険者または災害割増保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする第1号から第3号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 2. 当会社は、災害割増保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による災害割増保険金(第1項第3号の事由にのみ該当した場合で、第1項第3号の事由に該当したのが災害割増保険金の受取人のみであり、その災害割増保険金の受取人が災害割増保険金の一部の受取人であるときは、災害割増保険金のうち、その受取人に支払われるべき災害割増保険金。以下本号において同じ。)を支払いません。また、すでにその支払事由により災害割増保険金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求します。
 - (2) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険料払込の免除事由による保険料払込の免除を行いません。また、 すでにその保険料払込の免除事由により保険料の払込を免除していたときは、当会社は、保険料の払込を免除しなか ったものとします。
- 3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者または災害割増保険金の受取人に通知します。
- 4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、当会社は、解約返還金があるときは、これと同額の返還金を保険契約者に支払います。
- 5. 第4項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によってこの特約を解除した場合で、災害割増保険金の一部の受取人について第2項第1号の規定を適用し災害割増保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない災害割増保険金に対応する部分の解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。

第15条 (特約の解約)

保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

第16条(特約の返還金)

- 1. この特約の解約返還金は、経過年月数(保険料払込中の特約において経過年月数が保険料の払込年月数をこえている場合は払込年月数)により計算します。ただし、この特約の保険期間を年満期で定めた場合には、この特約に対する解約返還金および責任準備金はありません。
- 2. この特約が解約または解除されたときは、当会社は、この特約の解約返還金を保険契約者に払い戻します。ただし、 主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返還金(第7条(特約の保険料 の払込)第8項の規定により支払われる返還金を含みます。)をそれらの元利金の返済にあてます。
- 3. この特約が第17条(特約の消滅とみなす場合)第1号の規定によって消滅した場合には、第2項の規定を準用します。 ただし、主約款の規定によって主契約の責任準備金を払い戻すときは、この特約の責任準備金を主約款の規定に準じて 払い戻します。
- 4. 第3項の規定にかかわらず、主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合には、この特約の解約返還金または 責任準備金の払戻はありません。
- 5. 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返還金は、主契約の解約返還金に加えません。

第17条(特約の消滅とみなす場合)

つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 主契約が払済保険に変更されたとき

第18条(債権者等により特約が解約される場合の取扱)

差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者によりこの特約が解約される場合のつぎの各号の取扱については、主約款の規定を準用します。

- (1) 解約の効力の発生
- (2) 特約の存続
- (3) 第1号により解約の効力が生じるまでまたは第2号により解約の効力が生じなくなるまでに、災害割増保険金の支払事由が生じた場合の取扱

第19条 (災害割増保険金額の減額)

- 1. 保険契約者は、いつでも、災害割増保険金額を減額することができます。ただし、減額後の災害割増保険金額は、当会社の定める金額以上であることを要します。
- 2. 第1項の規定によって、災害割増保険金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

第20条 (特約の更新)

- 1. この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とします。
- 2. 第1項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、当会社は、第1項の更新を取り扱いません。
 - (1) この特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳のとき
 - (2) この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえているとき
 - (3) 主契約の保険料の払込方法(回数) が一時払のとき
 - (4) この特約の保険期間を歳満期で定めたとき
- 3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、この特約は、当会社の定める取扱にもとづき、保険期間を変更して更新します。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳をこえるとき
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえるとき
 - (3) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新するとき
 - (4) 主契約の締結後にこの特約を付加した場合で、この特約の更新日が、主契約に付加されている他の特約の更新日と同一であるとき
- 4. 保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。この場合、更新後のこの特約の保険期間は、当会社の定める取扱にもとづき、年満期または歳満期のいずれかによって定めるものとします。
- 5. 更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた主約款に定める保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第7条(特約の保険料の払込)第4項の規定を適用します。
- 6. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、 主約款に定める保険料の自動貸付の規定を準用します。
- 7. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了日までにつぎの各号のいずれかの事由が生じたときは、第7条第3項および第8条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。
 - (1) 災害割増保険金の支払事由

- (2) 主契約の保険料払込の免除事由
- (3) 主契約に付加されている特約の保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付の支払事由
- 8. 第5項から第7項までの規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満3日の翌日に更新する場合には、つぎの各 号のとありとします。
 - (1) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法(回数) にかかわらず年一括払保険料とし、当会社の定める取扱にもとづき、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに第7項の規定を準用します。
 - (2) 更新日以後、猶予期間の満了日までに、第1号に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
- 9. この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。
 - (1) 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日からその日を含めて計算します。
 - (2) 更新後のこの特約には更新日における特約条項および保険料率が適用されます。
 - (3) 第1条(災害割増保険金の支払)、第2条(災害割増保険金の支払に関する補則)および第13条(特約を解除できない場合)に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。
 - (4) 更新前のこの特約において告知義務違反による解除の事由があるときは、当会社は、更新後のこの特約を解除することができます。
 - (5) 当会社は、新たな保険証券を交付しません。
- 10. 更新日に当会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約にかえて、当会社所定の特約により、更新とみなして取り扱うことがあります。

第21条 (特約の契約者配当金)

- 1. この特約の付加日(この特約が更新された場合には、直前の更新日)から所定年数を経過し、かつ、所定の条件を満たすこの特約に対して、契約者配当金を割り当てることがあります。
- 2. 第1項の規定によって割り当てた契約者配当金は、当会社の定める取扱にもとづき支払います。

第22条(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)

- 1. 主契約の保険料払込期間を短縮した場合には、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 特約の保険期間を年満期で定めたとき
 - この特約の保険期間の満了日が、短縮後の主契約の保険料払込期間の満了日をこえることとなるときは、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の保険期間を短縮することがあります。
 - (2) 特約の保険期間を歳満期で定めたとき
 - この特約の保険料払込期間を主契約の保険料払込期間にあわせて短縮します。
- 2. 主契約の保険料払込期間を延長した場合には、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 特約の保険期間を年満期で定めたとき
 - この特約の保険期間の満了日が、変更前の主契約の保険料払込期間の満了日と同一のときは、この特約の保険期間もあわせて延長します。
 - (2) 特約の保険期間を歳満期で定めたとき
 - この特約の保険料払込期間を主契約の保険料払込期間にあわせて延長します。この場合、延長後のこの特約の保険料払込期間の満了日が、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日と同一となるときは、保険料払込期間の延長後のこの特約の保険期間は年満期で定められたものとして取り扱います。
- 3. 第1項第2号または第2項第2号の規定により、この特約の保険料払込期間が変更された場合には、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、返還金をそれらの元利金の返済にあてます。

第23条 (管轄裁判所)

この特約における災害割増保険金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第24条 (契約内容の登録)

- 1. 当会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会(以下「協会」といいます。)に登録します。
 - (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)
 - (2) 災害割増保険金の金額
 - (3) 契約日(復活が行われた場合は、最後の復活の日。また、主契約の契約日後にこの特約を付加した場合は、この特約の付加の日。以下第2項において同じ。)
 - (4) 当会社名
- 2. 第1項の登録の期間は、契約日から5年(契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、5年と契約日から被保険者が満15歳に達する日までの期間のいずれか長い期間)以内とします。
- 3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます。)は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約(死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下本条において同じ。)の申込(復活、復旧、保険金額の増額または特約の

中途付加の申込を含みます。)を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

- 4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、第3項によって連絡された内容を保険契約の承諾(復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。)の判断の参考とすることができるものとします。
- 5. 各生命保険会社等は、契約日(復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日。以下本項において同じ。)から5年(契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、5年と契約日から被保険者が満15歳に達する日までの期間のいずれか長い期間)以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- 6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、当会社または協会に照会することができます。 また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9. この特約を主契約の契約日後付加した場合は、主契約、特約死亡保険金のある特約または災害保険金もしくは災害割増保険金のある特約の契約内容の登録の期間は、主約款、特約死亡保険金のある特約または災害保険金もしくは災害割増保険金のある特約の規定にかかわらず、この特約の付加の日から5年(この特約の付加の日において被保険者が満15歳未満の場合は、5年とこの特約の付加の日から被保険者が満15歳に達する日までの期間のいずれか長い期間)以内とします。
- 10. 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法にもとづく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第25条 (主約款の規定の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第26条 (この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則)

- 1. つぎの各号について主約款の規定を適用する場合には、この特約の解約返還金を、主契約の解約返還金に加えて取り 扱います。
 - (1) 保険料の自動貸付
 - (2) 払済保険への変更
- 2. 第1項第1号の保険料の自動貸付は、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について行うものとします。

第27条 (5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合の特則)

- この特約を5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取 り扱います。

- (1) 保険契約者は、第5条(特約の締結および責任開始期)の規定によるほか、主契約更新の際にも被保険者の同意を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、当会社がこの特約付加の申込を承諾したときは、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
 - (7) この特約の第1回保険料を受け取った時(告知の前に受け取った場合には、告知の時)
 - (イ) 更新前にこの特約の第1回保険料を受け取り、かつ、告知を受けた場合には、更新の時
- (2) この特約の保険期間および保険料払込期間は、第6条(特約の保険期間および保険料払込期間)の規定にかかわらず、主契約の保険期間と同一とします。
- (3) 第2号の規定にかかわらず、主契約の保険期間の満3日の翌日における被保険者の保険年齢が85歳をこえることと なる場合には、この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の責任開始期から被保険者の保険年齢が85歳と なる年単位の契約応当日の前日までとします。
- (4) この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主契約と同時に更新されます。この場合にはつぎのとおりとします。
 - (7) 第20条 (特約の更新) の規定は適用せず、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険期間および保険料払込期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (ウ) 災害割増保険金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (5) 第4号の規定により、この特約が更新される場合で、更新日に当会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約にかえて、当会社所定の特約により、更新とみなして取り扱うことがあります。
- (6) 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間および保険料払込期間の満了日が、主契約の保険期間の満 了日をこえることとなるときは、その限度までこの特約の保険期間および保険料払込期間を短縮します。

第28条(5年ごと配当付生存給付金付定期保険または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付生存給付金付定期保険または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険に付加した場合には、第27条(5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合の特則)第1号、第2号、第4号および第5号の規定を適用します。

第29条 (5年ごと配当付逓増定期保険等に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付逓増定期保険、5年ごと配当付新種逓増定期保険、5年ごと利差配当付逓増定期保険または5年ごと利差配当付新種逓増定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「主契約の死亡保険金額」とあるのは「主契約の基本保険金額」と読み替えます。
- (2) 第27条(5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合の特則)第2号および第3号の規定は、本条の場合に適用します。

第30条(5年ごと配当付養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則)

- この特約を5年ごと配当付養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間および保険料払込期間は、第6条(特約の保険期間および保険料払込期間)の規定にかかわらず、主契約の保険期間を限度とし、当会社所定の範囲内で定めます。
- (2) 主契約の保険期間または保険料払込期間を短縮した場合、この特約の保険期間および保険料払込期間の満了日が、主契約の保険期間または保険料払込期間の満了日をこえることとなるときは、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の保険期間および保険料払込期間を短縮することがあります。
- (3) この特約の保険期間および保険料払込期間の満了日が主契約の保険期間または保険料払込期間の満了日と同一の場合で、主契約の保険期間または保険料払込期間を延長したときは、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の保険期間および保険料払込期間を延長することがあります。

第31条(5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱)

- 1. 5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 主契約の全部について5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用した場合には、この特約の保険期間は、第6条(特約の保険期間あよび保険料払込期間)の規定にかかわらず、5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日の前日までとします。この場合、この特約は、5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日の前日に保険期間が満了して消滅したものとして、その解約返還金を主契約の責任準備金に加えて、5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項に定める特約基本年金額の計算をします。
- (2) 主契約の一部について5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用した場合で、5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用しない終身保険部分(残存する死亡保障部分をいいます。以下同じ。)が解約その他の事由によって消滅したときは、第17条(特約の消滅とみなす場合)第1号の規定によるほか、この特約は消滅します。
- 2.5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項」と読み替えて第1項第1号および第2号の規定を適用します。
- 3. 5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付介護割増年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約(H13)を付加した場合には、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約 おまたは5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付介護割増年金移行特約または5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約(H13)」と、「5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付介護割増年金移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約条項(H13)」と読み替えて第1項第1号および第2号の規定を適用します。
- 4. 5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約(H13)を付加した場合には、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約(H13)」と、「5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項(H13)」と読み替えて第1項第1号および第2号の規定を適用します。

第32条(保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険に 付加した場合の特則)

- 1. 5年ごと配当付終身保険または5年ごと利差配当付終身保険の主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約の保険期間の満了日が、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日以外のときは、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日まで、この特約の保険期間を延長します。
 - (2) 第1号の規定にかかわらず、この特約の更新日と保険料の払込完了日が同一の場合、第20条(特約の更新)第2項 および第3項中「主契約の保険料払込期間の満3日」とあるのは「保険料の払込完了日の前日」と読み替えて、第20 条第1項から第3項まで、第9項および第10項の規定を適用します。
 - (3) 保険料の払込完了日以後において払い込むべきこの特約の保険料は、当会社の定める取扱にもとづき、保険料の払

込完了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。

- (4) 第3号に定める金額の払込については、保険料の払込完了特則適用前の主契約の保険料の払込方法(回数)に応じて、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
- (5) 第3号に定める金額が払い込まれなかったときは、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- 2. 第4条(特約の保険料払込の免除)の規定によるほか、主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了した場合で、保険料の払込完了日以後のときにも、主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

第33条 (5年ごと配当付更新型終身移行保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付更新型終身移行保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合には、 つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第17条(特約の消滅とみなす場合)第1号中「主契約が解約その他の事由によって消滅したとき」とあるのは「主契約が解約その他の事由によって消滅したとき(主契約の保険金支払事由が発生したために主契約のうち保険金に対応する部分が消滅したときを含みます。)」と読み替えます。
- (2) この特約が主契約の終身保障への移行と同時に更新された場合で、更新日以後のときにも、主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
- (3) 保険契約者は、第5条(特約の締結および責任開始期)の規定によるほか、主契約更新の際にも被保険者の同意を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、当会社がこの特約付加の申込を承諾したときは、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
 - (7) この特約の第1回保険料を受け取った時(告知の前に受け取った場合には、告知の時)
 - (イ) 更新前にこの特約の第1回保険料を受け取り、かつ、告知を受けた場合には、更新の時
- (4) この特約の保険期間および保険料払込期間は、第6条(特約の保険期間および保険料払込期間)の規定にかかわらず、つぎのとおりとします。
 - (7) この特約の保険期間を年満期で定めたとき この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) この特約の保険期間を歳満期で定めたとき この特約の保険期間は、主契約の責任開始期から被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までとし、この特約の保険料払込期間の満了日は、主契約の指定年齢到達日の前日と同一とします。
- (5) 第4号(小の規定により、保険期間を歳満期で定めたこの特約を主契約に付加して締結した場合には、つぎのとおりとします。
 - (7) 主契約の指定年齢を変更した場合には、この特約の保険料払込期間もこれにあわせて変更します。
 - (イ) 前(ア)により、この特約の保険料払込期間が変更された場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、返還金をそれらの元利金の返済にあてます。
- (6) この特約の保険期間が満了する場合で、かつ、主約款の規定により主契約が更新される場合には、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主契約と同時に更新されます。この場合にはつぎのとおりとします。
 - (7) 第20条(特約の更新)の規定は適用せず、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険期間および保険料払込期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (ウ) 前(イ)のほか、保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。この場合、更新後のこの特約の保険期間は、歳満期で定めるものとします。
 - (I) 災害割増保険金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (7) この特約の保険期間が満了する場合で、かつ、主約款の規定により主契約が終身保障に移行される場合には、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主契約の終身保障への移行と同時に更新されます。 この場合にはつぎのとおりとします。
 - (7) この特約の保険期間および保険料払込期間は、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までとします。
 - (1) この特約の保険料は、年一括払保険料とし、当会社の定める取扱にもとづき、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに第20条第7項の規定を準用します。
 - (ウ) 更新日以後、猶予期間の満了日までに、前(イ)に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
- (8) 第6号または第7号の規定により、この特約が更新される場合で、更新日に当会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約にかえて、当会社所定の特約により、更新とみなして取り扱うことがあります。

第34条(5年ごと配当付更新型終身移行保険に5年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱)

5年ごと配当付更新型終身移行保険に5年ごと配当付年金支払移行特約、5年ごと配当付夫婦年金移行特約、5年ごと配当付介護割増年金移行特約もしくは5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約、5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約、5年ごと

利差配当付介護割増年金移行特約(H13)もしくは5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約(H13)を付加した場合には、つぎの各号のとおりとします。

- (1) 特約の保険期間を年満期で定めたとき 第20条(特約の更新)の規定にかかわらず、この特約の更新は取り扱いません。
- (2) 特約の保険期間を歳満期で定めたとき

この特約の保険期間は、第6条(特約の保険期間あよび保険料払込期間)の規定にかかわらず、5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日の前日までとします。この場合、この特約は、5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日の前日に保険期間が満了して消滅したものとして、その解約返還金を主契約の責任準備金に加えて、5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項に定める特約基本年金額の計算をします。

第35条(主契約に保険料払込免除特約(H25)が付加されている場合の特則)

主契約に保険料払込免除特約(H25)が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第16条(特約の返還金)第1項の規定は適用せず、この特約の解約返還金は、経過年月数(保険料払込中の特約に おいて経過年月数が保険料の払込年月数をこえている場合は払込年月数)により計算します。
- (2) この特約の保険期間を年満期で定めた場合で、つぎのいずれかの規定により、この特約の保険期間が変更されたときは、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (ア) 第22条(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)
 - (4) 第27条 (5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合の特則)
 - (ウ) 第30条(5年ごと配当付養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則)
 - (I) 第32条(保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則)
- (3) 第2号(7)または(ウ)の場合、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、返還金をそれらの元利金の返済にあてます。

第36条 (契約日が平成22年3月1日以前の主契約に付加した場合の特則)

この特約を契約日が平成22年3月1日以前の主契約に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「半年一括払」とあるのは「半年払」と、「年一括払」とあるのは「年払」と読み替えます。
- (2) 第7条(特約の保険料の払込)第8項の規定は適用しません。
- (3) 第7条第9項および第10項の規定は、この特約の年払保険料および半年払保険料について準用します。
- (4) 第16条(特約の返還金)第1項の規定にかかわらず、この特約の解約返還金は、保険料払込中の特約についてはその保険料の払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。ただし、この特約の保険期間を年満期で定めた場合には、この特約に対する解約返還金および責任準備金はありません。

第37条(契約日が平成24年10月1日以前の主契約に付加した場合の高度障害による災害割増保険金の代理請求)

この特約を契約日が平成24年10月1日以前の主契約に付加した場合の高度障害による災害割増保険金の代理請求については、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 高度障害による災害割増保険金の受取人が高度障害による災害割増保険金を自ら請求できないつぎのいずれかに該当する特別な事情があるときは、第2号に定める者が、請求に必要な書類(別表1) および特別な事情を示す書類(別表1) を提出して、高度障害による災害割増保険金の受取人の代理人として高度障害による災害割増保険金を請求することができます。ただし、高度障害による災害割増保険金の受取人が法人である場合を除きます。
 - (7) 高度障害による災害割増保険金の請求を行う意思表示が困難であると当会社が認めた場合
 - (1) その他前(7)に準じる状態であると当会社が認めた場合
- (2) 第1号の規定により高度障害による災害割増保険金の受取人の代理人として高度障害による災害割増保険金を請求することができる者はつぎの者とします。ただし、故意に高度障害による災害割増保険金の支払事由を生じさせた者または故意に高度障害による災害割増保険金の受取人を第1号(7)または(イ)に定める状態に該当させた者を除きます。
 - (7) 主契約に付加されている特約において指定代理請求人があらかじめ指定されているときは、その者。ただし、請求時において、被保険者と同居しまたは生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者または3親等内の親族に限ります。
 - (4) 前(ア)に該当する者がいない場合には、請求時において、被保険者と同居しまたは生計を一にしている主契約の死亡保険金受取人(主契約の死亡保険金受取人が死亡したことにより、主約款の規定にもとづき、主契約の死亡保険金受取人となった者を除きます。)
- (3) 指定代理請求人の指定もしくは変更または主契約の死亡保険金受取人の変更が行われた場合には、つぎのとおりとします。
 - (7) 指定代理請求人の指定または変更が行われた場合、指定または変更前に支払事由が生じた高度障害による災害割増保険金については、第1号および第2号の規定による請求は取り扱いません。
 - (イ) 主契約の死亡保険金受取人の変更が行われた場合、変更前に支払事由が生じた高度障害による災害割増保険金については、変更後の主契約の死亡保険金受取人による高度障害による災害割増保険金の受取人の代理人としての請求は取り扱いません。
- (4) 本条の規定により高度障害による災害割増保険金を請求する場合、第2号(分に該当する主契約の死亡保険金受取人が2人以上のときは、当該受取人は共同して請求してください。

- (5) 本条の規定により当会社が高度障害による災害割増保険金を高度障害による災害割増保険金の受取人の代理人に支払ったときは、その後高度障害による災害割増保険金の請求を受けても、当会社は、これを支払いません。
- (6) 本条の規定により高度障害による災害割増保険金の請求を受けた場合、高度障害による災害割増保険金の支払時期 および支払場所については、主約款の規定を準用します。

別表 1 請求書類

	項 目	必 要 書 類
1		(1) 当会社所定の請求書
	災害割増保険金	(2) 不慮の事故であることを証する書類
		(3)保険証券
		(1) 当会社所定の請求書
		(2) 不慮の事故であることを証する書類
		(3) 高度障害による災害割増保険金の受取人が高度障害による災害割増保険金を自ら
	高度障害による災害割	請求できない特別な事情を示す書類
2	増保険金の代理請求	(4) 被保険者および代理人の戸籍抄本
		(5) 代理人の住民票と印鑑証明書
		(6) 被保険者または代理人の健康保険証の写し
		(7)保険証券
(注) 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。		

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは表Aの定義による急激かつ偶発的な外来の事故とします。ただし、表Aの定義をすべて満たす場合であっても、表Bに掲げるものは対象となる不慮の事故に該当しません。

表A 急激・偶発・外来の定義

急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性または持続性	
	が認められるものは該当しません。)	
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者の故意にもとづかず、かつ、被保険者にとって予見できな	
	いことをいいます。	
外来	事故および事故の原因が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(疾病や疾病に起因する外因等	
	身体の内部に原因があるものは該当しません。)	

表B 不慮の事故に該当しないもの

疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪した場合
における、その軽微な外因
疾病の診断または治療を目的とした医療行為、処置および医薬品等の使用による有害作用(い
ずれも患者の行った場合を含みます。)
疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸
入または嚥下による気道閉塞または窒息
つぎに掲げるもの
(1) 気象条件による過度の高温(熱中症(日射病、熱射病)等の原因となったもの)
(2) 高圧、低圧および気圧の変化(高山病、航空病、潜水病等の原因となったもの)
(3) 食料、水分の不足(飢餓、脱水症等の原因となったもの)
(4) 身体の動揺(乗り物酔い等の原因となったもの)、騒音、振動
過度の肉体行使、レクリエーションその他の活動における過度の運動
つぎに掲げるもの
(1) 接触皮膚炎の原因となった洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質の作用
(2) アレルギー、皮膚炎等の原因となった外用薬の作用または薬物接触
(3) 細菌性の食中毒またはアレルギー性、中毒性の胃腸炎もしくは大腸炎等の原因となった飲
食物等の摂取
司法当局の命令により執行されたすべての処刑

備考

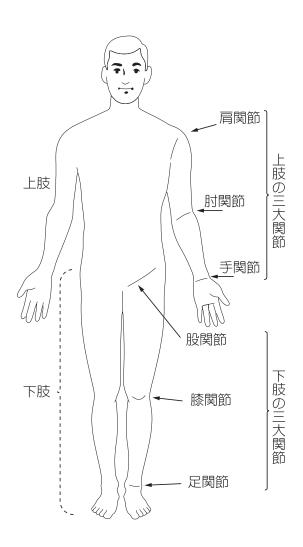
MIL S					
該当例	非該当例				
つぎのようなものは、表Aの定義をすべて満たす場合に、	つぎのようなものは、表Aの定義のいずれかを満たさない				
急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。	ため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。				
・交通事故	・公害				
・転落、転倒	・職業病の原因となったもの				
・火災	・自殺および自傷行為				
・溺水	感染症				
• 窒息	・疾病の症状に起因する入浴中の溺水				

別表3 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A 04. 3
ペスト	A 20
ジフテリア	A 36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A 96. 2
クリミヤ・コンゴ出血熱	A 98. 0
マールブルグウイルス病	A 98. 3
エボラウイルス病	A 98. 4
痘瘡	B 03
重症急性呼吸器症候群 [SARS]	∪04
(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。



指定代理請求特約条項

(2017年3月17日改正)

(この特約の概要)

この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の被保険者が受取人となる保険金等について、その受取人が保険金等を自ら請求できない特別な事情があるときに、保険契約者があらかじめ指定した指定代理請求人による保険金等の請求を可能とすることを主な内容とするものです。

第1条(特約の締結)

- 1. 保険契約者は、主契約の契約日以後、当会社の定める取扱にもとづき、主契約の被保険者の同意および当会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。
- 2. この特約を主契約の契約日後に付加する場合には、保険契約者は、この特約の付加に関する書類を提出してください。この場合、その書類を当会社の本店または当会社の指定した場所で受け付けた日をこの特約の付加日とします。

第2条(特約の対象となる保険金等)

この特約による代理請求の対象となる保険金等(以下「保険金等」といいます。)は、この特約が付加されている主契約および主契約に付加されている特約(この特約を除き、以下「各特約」といいます。)におけるつぎのものとします(あわせて支払われる諸支払金を含みます。)。

- (1) 主契約の被保険者が受取人となる保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付(すえ置かれた保険金等を含みます。)
- (2) 主契約の被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料払込の免除
- (3) 主契約の被保険者と保険契約者が同一人である場合の契約者配当金(積み立てられた契約者配当金を含みます。)

第3条(指定代理請求人等による保険金等の代理請求)

- 1. 保険金等の受取人(保険料払込の免除の場合は保険契約者。以下同じ。)が保険金等を自ら請求できないつぎのいずれかに該当する特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または第4条(指定代理請求人の変更)の規定により変更した指定代理請求人が、請求に必要な書類(別表1)および特別な事情を示す書類(別表1)を提出して、保険金等の受取人の代理人としてその保険金等を請求することができます。この場合、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)および各特約の特約条項の保険金等の支払方法の選択に関する規定は適用しません。
 - (1) 保険金等の請求を行う意思表示が困難であると当会社が認めた場合
 - (2) 悪性新生物等の当会社が認める傷病名の告知を受けていない場合
 - (3) その他第1号および第2号に準じる状態であると当会社が認めた場合
- 2. 第1項の規定により指定代理請求人が保険金等の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時においてつぎのいずれか に該当することを要します。
 - (1) つぎの範囲内の者
 - (7) 主契約の被保険者の戸籍上の配偶者
 - (イ) 主契約の被保険者の直系血族
 - (ウ) 主契約の被保険者の3親等内の血族
 - (I) 主契約の被保険者と同居しまたは生計を一にしている主契約の被保険者の3親等内の親族
 - (2) つぎの範囲内の者。ただし、当会社所定の書類(別表 1) によりその事実が確認でき、かつ、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき相当な関係があると当会社が認めた者に限ります。
 - (7) 第1号(I)以外の者で、主契約の被保険者と同居しまたは生計を一にしている者
 - (イ) 主契約の被保険者の財産管理を行っている者
 - (ウ) その他主契約の被保険者と同居しまたは生計を一にしている者または主契約の被保険者の財産管理を行っている者と同等の関係にある者
- 3. 第1項および第2項の規定により保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができる指定代理請求人がいない場合は、つぎの各号のいずれかに該当する主契約の死亡保険金受取人(主契約の死亡保険金受取人が死亡したことにより、主約款の規定にもとづき、主契約の死亡保険金受取人となった者を除きます。)が、請求に必要な書類(別表1)および特別な事情を示す書類(別表1)を提出して、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。
 - (1) 主契約の被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 主契約の被保険者の直系血族
 - (3) 主契約の被保険者の3親等内の血族
 - (4) 主契約の被保険者と同居しまたは生計を一にしている者
- 4. 第1項から第3項までの規定にかかわらず、故意に保険金等の支払事由を生じさせた者または故意に保険金等の受取人を第1項各号に定める状態に該当させた者は、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができません。
- 5. 第3項の規定により保険金等を請求する場合、第3項各号に該当する主契約の死亡保険金受取人が2人以上のときは、 当該受取人は共同して請求してください。
- 6. 指定代理請求人または主契約の死亡保険金受取人の変更が行われた場合、変更を行った後は、変更前に請求可能な保

険金等があっても、変更を行う前の指定代理請求人または主契約の死亡保険金受取人による保険金等の代理請求は取り扱いません。

- 7. 本条の規定により当会社が保険金等を保険金等の受取人の代理人に支払ったときは、その後保険金等の請求を受けても、当会社は、これらを重複しては支払いません。
- 8. 本条の規定により保険金等を請求する場合で、主約款および各特約の特約条項の規定にもとづき必要な事項の確認を 行う際、本条に定める代理人が、正当な理由がなく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(当会社の指定し た医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)は、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の 遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。
- 9. 保険金等の支払を行った際に主契約がその支払事由に該当した時に消滅したものとみなす場合で支払事由該当後にこの特約を付加した場合または保険金等がすえ置かれている場合も、保険金等の代理請求については、この特約条項に定めるところにより取り扱います。
- 10. 保険金等の支払を行った際に主契約がその支払事由に該当した時に消滅したものとみなす場合で、支払事由該当後に指定代理請求人または主契約の死亡保険金受取人の変更が行われていたときは、変更後の指定代理請求人または主契約の死亡保険金受取人による代理請求を取り扱います。

第4条(指定代理請求人の変更)

保険契約者は、主契約の被保険者の同意および当会社の承諾を得て、指定代理請求人を変更することができます。この場合、保険契約者は、当会社所定の書類(別表 1)を提出してください。

第5条 (解除の通知)

この特約を付加した場合、主契約または各特約の告知義務違反による解除あよび重大事由による解除の通知について、 保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、主約款または各特約の特約条項に定める通知先のほか、指定代理請求人に通知することがあります。

第6条(特約の解約)

保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

第7条(主約款および各特約の特約条項に定める保険金等の代理請求等の取扱)

この特約を付加した場合、保険金等の代理請求については、この特約条項に定めるところにより取り扱います。この場合、主約款および各特約の特約条項の規定による保険金等の代理請求ならびに指定代理請求人の指定および変更は取り扱いません。また、この特約の締結の際、主契約または各特約について指定代理請求人が指定されているときは、当該指定代理請求人の指定は取り消されたものとします。

第8条(主契約に付加されている被保険者が受取人となる保険金等の代理請求特約等の取扱)

この特約を付加した場合、主契約に付加されている被保険者が受取人となる保険金等の代理請求特約および高度障害保険金等の代理請求特約は、この特約の付加日の前日に消滅したものとします。

第9条(主約款および各特約の特約条項の規定の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主約款および各特約の特約条項の規定を準用します。

第10条 (こども学資保険に付加した場合の特則)

この特約をこども学資保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1)本特約条項中「主契約の被保険者」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。
- (2) 主約款の規定による保険料払込の免除については、保険契約者が請求する場合に限り、第2条(特約の対象となる保険金等)に定めるこの特約の対象となる保険金等に含みます。
- (3) 本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「被保険者」と読み替えます。

第11条 (こども学資保険 (H7)、5年ごと配当付こども学資保険または5年ごと配当付こども学資保険 (2014) に付加した場合の特則)

この特約をこども学資保険(H7)、5年ごと配当付こども学資保険または5年ごと配当付こども学資保険(2014)に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「後継保険契約者」と読み替えます。
- (2) すでに保険契約者が死亡しているときは、本特約条項中「保険契約者」とあるのは「後継保険契約者」と読み替えます。
- (3) 第10条(こども学資保険に付加した場合の特則)第 1 号および第 2 号の規定は、本条の場合に適用します。

第12条(終身保険(S62)または新種終身保険に付加した場合の特則)

この特約を終身保険(S62)または新種終身保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約に夫婦年金移行特約を付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (7) 第1条(特約の締結) および第4条(指定代理請求人の変更) 中「主契約の被保険者」とあるのは「第1被保険者あよび第2被保険者」と読み替えます。

- (イ) 第2条(特約の対象となる保険金等) および第3条(指定代理請求人等による保険金等の代理請求) 中「主契約 の被保険者」とあるのは夫婦年金移行特約条項中「第1被保険者」をいいます。
- (ウ) 夫婦年金移行特約条項の規定により支払われる年金については、第2被保険者が受取人となる場合でも、第2条に定めるこの特約の対象となる保険金等に含みます。第2被保険者が受取人となる年金の代理請求の場合、第3条中「主契約の被保険者」とあるのは夫婦年金移行特約条項中「第2被保険者」をいいます。
- (2) 主契約に夫婦介護割増年金移行特約または夫婦介護割増年金移行特約(H13)を付加した場合には、第1号の規定を適用します。この場合、第1号中「夫婦年金移行特約」とあるのは「夫婦介護割増年金移行特約」または「夫婦介護割増年金移行特約(H13)」と、「夫婦年金移行特約条項」とあるのは「夫婦介護割増年金移行特約条項」または「夫婦介護割増年金移行特約条項(H13)」と、第1号(か)中「年金」とあるのは「特約年金、介護給付金あよび介護割増年金」と読み替えます。

第13条(終身年金保険「長寿年金」、変額個人年金保険、積立利率変動型個人年金保険、5年ごと配当付個人年金保険また は5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則)

この特約を終身年金保険「長寿年金」、変額個人年金保険、積立利率変動型個人年金保険、5年ごと配当付個人年金保険または5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「保険契約者」とあるのは主契約の年金支払開始日以後においては「主契約の年金受取人」と読み替えます。
- (2) 本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。

第14条(5年ごと配当付生存保障重視型個人年金保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付生存保障重視型個人年金保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「保険契約者」とあるのは主契約の年金支払開始日以後においては「主契約の年金受取人」と読み替えます。
- (2) 本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡返還金受取人」と読み替えます。

第15条 (遺族保障付個人年金保険に付加した場合の特則)

この特約を遺族保障付個人年金保険に付加した場合には、本特約条項中「保険契約者」とあるのは、主契約の年金支払開始日以後においては「主契約の年金受取人」と読み替えます。

第16条 (個人年金保険、個人年金保険 (S62)、個人年金保険 (H8) または生存保障型個人年金保険に付加した場合の特則)

この特約を個人年金保険、個人年金保険(S62)、個人年金保険(H8)または生存保障型個人年金保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約に夫婦年金特約を付加した場合には、特約年金支払開始日以後においては、つぎのとおりとします。
 - (7) 本特約条項中「保険契約者」とあるのは「特約年金受取人」と読み替えます。
 - (イ) 第 1 条 (特約の締結) および第 4 条 (指定代理請求人の変更) 中「主契約の被保険者」とあるのは「第 1 被保険 者および第 2 被保険者」と読み替えます。
 - (ウ) 第2条(特約の対象となる保険金等) および第3条(指定代理請求人等による保険金等の代理請求) 中「主契約の被保険者」とあるのは夫婦年金特約条項中「第1被保険者」をいいます。
 - (I) 夫婦年金特約条項の規定により支払われる特約年金については、第2被保険者が受取人となる場合でも、第2条に定めるこの特約の対象となる保険金等に含みます。第2被保険者が受取人となる特約年金の代理請求の場合、第3条中「主契約の被保険者」とあるのは夫婦年金特約条項中「第2被保険者」をいいます。
- (2) 主契約に介護割増年金特約または介護割増年金特約(H13)を付加した場合には、特約年金支払開始日以後においては、本特約条項中「保険契約者」とあるのは「特約年金受取人」と読み替えます。
- (3) 主契約に夫婦介護割増年金特約または夫婦介護割増年金特約(H13)を付加した場合には、第1号の規定を適用します。この場合、第1号中「夫婦年金特約」とあるのは「夫婦介護割増年金特約」または「夫婦介護割増年金特約(H13)」と、「夫婦年金特約条項」とあるのは「夫婦介護割増年金特約条項」または「夫婦介護割増年金特約条項(H13)」と、第1号(I)中「特約年金」とあるのは「特約年金、介護給付金および介護割増年金」と読み替えます。
- (4) 第13条(終身年金保険「長寿年金」、変額個人年金保険、積立利率変動型個人年金保険、5年ごと配当付個人年金保険または5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則)の規定は、本条の場合に適用します。

第17条(変額保険(終身型)に付加した場合の特則)

この特約を変額保険(終身型)に付加した場合で、主契約に夫婦年金移行特約を付加したときは、第12条(終身保険(S62)または新種終身保険に付加した場合の特則)第1号の規定を適用します。

第18条 (5年ごと配当付終身保険、5年ごと配当付更新型終身移行保険、5年ごと利差配当付終身保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付終身保険、5年ごと配当付更新型終身移行保険、5年ごと利差配当付終身保険または5年 ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約に5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (7) 第1条(特約の締結) および第4条(指定代理請求人の変更)中「主契約の被保険者」とあるのは「第1被保険

者および第2被保険者」と読み替えます。

- (イ) 第2条(特約の対象となる保険金等) および第3条(指定代理請求人等による保険金等の代理請求) 中「主契約の被保険者」とあるのは5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項中「第1被保険者」をいいます。
- (ウ) 5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項の規定により支払われる 特約年金については、第2被保険者が受取人となる場合でも、第2条に定めるこの特約の対象となる保険金等に含 みます。第2被保険者が受取人となる特約年金の代理請求の場合、第3条中「主契約の被保険者」とあるのは5年 ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項中「第2被保険者」をいいます。
- (2) 主契約に5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約(H13)を付加した場合には、第1号の規定を適用します。この場合、第1号中「5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約(H13)」と、「5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項(H13)」と、第1号(ウ)中「特約年金」とあるのは「特約年金、介護給付金および介護割増年金」と読み替えます。

第19条 (予定利率変動型無配当個人年金保険に付加した場合の特則)

この特約を予定利率変動型無配当個人年金保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主約款に定める夫婦年金への変更の特則による夫婦年金への変更を選択した場合には、つぎのとおりとします。
 - (7) 第1条(特約の締結) および第4条(指定代理請求人の変更) 中「主契約の被保険者」とあるのは「第1被保険者あよび第2被保険者」と読み替えます。
 - (イ) 第2条(特約の対象となる保険金等)および第3条(指定代理請求人等による保険金等の代理請求)中「主契約の被保険者」とあるのは夫婦年金への変更の特則中「第1被保険者」をいいます。
 - (ウ) 夫婦年金については、第2被保険者が受取人となる場合でも、第2条に定めるこの特約の対象となる保険金等に含みます。第2被保険者が受取人となる夫婦年金の代理請求の場合、第3条中「主契約の被保険者」とあるのは「第2被保険者」をいいます。
- (2) 第13条(終身年金保険「長寿年金」、変額個人年金保険、積立利率変動型個人年金保険、5年ごと配当付個人年金保険または5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則)の規定は、本条の場合に適用します。

第20条(5年ごと配当付介護年金終身保障保険または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付介護年金終身保障保険または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。
- (2) 第18条(5年ごと配当付終身保険、5年ごと配当付更新型終身移行保険、5年ごと利差配当付終身保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合の特則)第1号の規定は、本条の場合に適用します。

第21条 (5年ごと配当付介護年金保険(解約返還金なし型)に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付介護年金保険(解約返還金なし型)に付加した場合には、本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。

第22条(引出機能付災害6割加算型変額年金保険、引出機能付災害4割加算型変額年金保険、引出機能付災害2割加算型 変額年金保険、災害5割加算型変額年金保険、災害3割加算型変額年金保険または災害1割加算型変額年金保険に 付加した場合の特則)

この特約を引出機能付災害6割加算型変額年金保険、引出機能付災害4割加算型変額年金保険、引出機能付災害2割加算型変額年金保険、災害5割加算型変額年金保険、災害3割加算型変額年金保険または災害1割加算型変額年金保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約に夫婦年金特約を付加した場合には、特約年金支払開始日以後においては、つぎのとおりとします。
 - (7) 本特約条項中「保険契約者」とあるのは「特約年金受取人」と読み替えます。
 - (イ) 第1条(特約の締結)および第4条(指定代理請求人の変更)中「主契約の被保険者」とあるのは「第1被保険者あよび第2被保険者」と読み替えます。
 - (ウ) 第2条(特約の対象となる保険金等) および第3条(指定代理請求人等による保険金等の代理請求) 中「主契約 の被保険者」とあるのは夫婦年金特約条項中「第1被保険者」をいいます。
 - (I) 夫婦年金特約条項の規定により支払われる特約年金については、第2被保険者が受取人となる場合でも、第2条に定めるこの特約の対象となる保険金等に含みます。第2被保険者が受取人となる特約年金の代理請求の場合、第3条中「主契約の被保険者」とあるのは夫婦年金特約条項中「第2被保険者」をいいます。
- (2) 主契約に介護割増年金特約 (H13) を付加した場合には、特約年金支払開始日以後においては、本特約条項中「保険契約者」とあるのは「特約年金受取人」と読み替えます。
- (3) 主契約に夫婦介護割増年金特約(H13)を付加した場合には、第1号の規定を適用します。この場合、第1号中「夫婦年金特約」とあるのは「夫婦介護割増年金特約(H13)」と、「夫婦年金特約条項」とあるのは「夫婦介護割増年金特約条項(H13)」と、第1号(I)中「特約年金」とあるのは「特約年金、介護給付金および介護割増年金」と読み替えます。
- (4) 第13条(終身年金保険「長寿年金」、変額個人年金保険、積立利率変動型個人年金保険、5年ごと配当付個人年金保

険または5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則)の規定は、本条の場合に適用します。

第23条 (5年ごと配当付終身医療保険または5年ごと利差配当付終身医療保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付終身医療保険または5年ごと利差配当付終身医療保険に付加した場合には、本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。

第24条 (引出機能付災害2割加算型変額年金保険(H16)に付加した場合の特則)

この特約を引出機能付災害2割加算型変額年金保険(H16)に付加した場合には、第16条(個人年金保険、個人年金保険(S62)、個人年金保険(H8)または生存保障型個人年金保険に付加した場合の特則)第1号および第4号の規定を適用します。

第25条 (無配当終身医療保険に付加した場合の特則)

この特約を無配当終身医療保険に付加した場合には、本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡時支払金 受取人」と読み替えます。

第26条 (無配当定期医療保険に付加した場合の特則)

この特約を無配当定期医療保険に付加した場合には、本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡返還金受取人」と読み替えます。

第27条(主契約に保険料払込免除特約(契約者型)が付加されている場合の特則)

主契約に保険料払込免除特約(契約者型)が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは保険料払込免除特約(契約者型)条項においては「後継保険契約者」をいいます。
- (2) すでに保険契約者が死亡しているときは、本特約条項中「保険契約者」とあるのは「後継保険契約者」と読み替えます。
- (3) 保険料払込免除特約(契約者型)条項の規定による保険料払込の免除については、保険契約者が請求する場合に限り、第2条(特約の対象となる保険金等)に定めるこの特約の対象となる保険金等に含みます。この保険料払込の免除の代理請求の場合、第3条(指定代理請求人等による保険金等の代理請求)中「主契約の被保険者」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。

別表 1 請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	保険金等の 代理請求	 (1) 主約款および各特約の特約条項に定める保険金等の請求書類 (2) 保険金等の受取人が保険金等を自ら請求できない特別な事情を示す書類 (3) 主契約の被保険者および代理人の戸籍抄本 (4) 主契約の被保険者の住民票 (5) 代理人の住民票と印鑑証明書 (6) 主契約の被保険者または代理人の健康保険証の写し (7) 代理請求を行う者が主契約の被保険者の財産管理を行っている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証する書類
2	指定代理請求人の変更	(1) 当会社所定の請求書(2) 保険契約者の印鑑証明書(3) 保険証券
(注		

特定障害不担保特約条項

(平成26年12月17日改正)

第1条(特約条項の適用)

主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、主契約の被保険者(以下「被保険者」といいます。)の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合しないときは、主契約および主契約に付加されているつぎの各号に定める特約について、主契約の普通保険約款(主契約に付加されているつぎの各号に定める特約の特約条項を含みます。以下「主約款」といいます。)のほか、この特約条項を適用します。

- (1) 災害割増特約 D
- (2) 傷害特約 D
- (3) 5年ごと配当付養老保険特約
- (4) 5年ごと配当付定期保険特約
- (5) 5年ごと配当付終身保険特約
- (6) 5年ごと配当付逓減定期保険特約
- (7) 5年ごと配当付特定疾病保障定期保険特約
- (8) 5年ごと配当付特定疾病保障終身保険特約
- (9) 5年ごと配当付障害保障特約
- (10) 5年ごと配当付年金払定期保険特約
- (11) 5年ごと配当付特定状態収入保障特約
- (12) 5年ごと配当付遺族収入保障特約
- (13) 5年ごと配当付育英年金特約
- (14) 5年ごと配当付指定・特定疾病診断保障付死亡保障特約
- (15) 5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約
- (16) 5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約
- (17) 保険料払込免除特約(H13)
- (18) 保険料払込免除特約(H25)

第2条(不担保とする特定障害)

この特約により不担保とする特定障害は、視力障害および聴力障害とし、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 視力障害

被保険者が主約款に定める高度障害状態または身体障害の状態(これらの状態を以下「身体の障害状態」といいます。)のうち、「両眼の視力を全く永久に失ったもの」、「1眼の視力を全く永久に失ったもの」または「両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの」に該当し、主約款に定める高度障害保険金、高度障害年金、特約障害保険金、障害給付金、特約障害年金、特約育英年金および災害割増保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた場合でも、当会社は、高度障害保険金、高度障害年金、特約障害保険金、障害給付金、特約障害年金、特約育英年金および災害割増保険金の支払または保険料払込の免除を行いません。

(2) 聴力障害

被保険者が身体の障害状態のうち、「両耳の聴力を全く永久に失ったもの」、「1耳の聴力を全く永久に失ったもの」 または「両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの」に該当し、主約款に定める特約障害保険金、障害給付金および 特約障害年金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた場合でも、当会社は、特約障害保険金、障害給付金お よび特約障害年金の支払または保険料払込の免除を行いません。

第3条(5年ごと配当付こども学資保険、5年ごと配当付こども学資保険(2014)および5年ごと配当付育英年金特約に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付こども学資保険、5年ごと配当付こども学資保険(2014)および5年ごと配当付育英年金特約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「被保険者」とあるのは「保険契約者」と読み替えて本特約条項を適用します。
- (2) 5年ごと配当付こども学資保険普通保険約款または5年ごと配当付こども学資保険(2014)普通保険約款の規定により保険契約者の変更が行われた場合には、この特約は消滅します。

団体年払・半年払取扱特約条項

(2016年9月21日改正)

第1条(取扱の範囲)

- 1. 官公署、会社、組合、工場その他の団体(以下「団体」といいます。)に所属し、その団体から給与(役員報酬を含みます。)の支払を受ける者を保険契約者とする保険契約(以下「個人保険契約」といいます。)の保険契約者数、または団体を保険契約者とし、その団体に所属する者を被保険者とする保険契約(以下「事業保険契約」といいます。)の被保険者数が、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、主たる保険契約の普通保険約款のほか、この特約条項を適用して団体年一括払、団体半年一括払、団体年払または団体半年払の取扱を行います。
 - (1) その事業所の個人保険契約の保険契約者数が20名以上であるとき
 - (2) その事業所の事業保険契約の被保険者数が20名以上であるとき
- (3) その事業所の個人保険契約の保険契約者数とその事業所の事業保険契約の被保険者数とが名寄せ合算して20名以上であるとき
- (4) その事業所の個人保険契約の保険契約者数または事業保険契約の被保険者数が20名未満であっても、第1号から第3号までのいずれかに該当する事業所が他にあるとき
- 2. 第1項の取扱を行うときは、団体代表者と当会社と協定書を取りかわします。

第2条(保険料率)

- 1. この特約条項を適用する半年一括払契約の保険料率は団体半年一括払保険料率(半年払契約の場合は団体半年払保険料率)とします。
- 2. 医療保障保険(個人型)契約、5年ごと配当付こども学資保険(2014)契約、5年ごと配当付生活障害年金定期保険契約あよび予定利率変動型無配当個人年金保険契約の場合には、第1項の規定は適用しません。

第3条(保険料の払込)

- 1. 保険料は、団体の代表者が取りまとめて払い込んでください。
- 2. 第1項の場合、団体の代表者が当会社に保険料を払い込んだ日をもって保険料の払込のあった日とします。

第4条(特約の失効)

- 1. つぎの各号の場合には、この特約は効力を失います。
 - (1) 保険契約者がその所属団体から脱退したとき。ただし、事業保険契約の場合には、被保険者がその所属団体から脱退したとき
 - (2) 団体年一括払、団体半年一括払、団体年払、団体半年払取扱を受ける保険契約者または被保険者の数が第1条第1 号から第4号までに規定する人数未満に減少し、その後6か月を経過しても規定の人数に戻らないとき
 - (3) 保険料の自動貸付を行ったとき
 - (4) 保険料の前納を行ったとき
 - (5) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (6) 当会社と団体代表者との協議により団体年一括払、団体半年一括払、団体年払、団体半年払取扱を廃止したとき
- 2. 第1項の場合には、主約款に定める保険料の払込方法(回数)にもとづき個人扱の年一括払、半年一括払、年払または半年払に変更します。

準団体年払·半年払取扱特約条項

(平成22年4月2日改正)

第1条(取扱の範囲)

- 1. 官公署、会社、組合、工場、同業団体その他の団体(以下「団体」といいます。)において、つぎの各号の条件を満たす場合には、主たる保険契約の普通保険約款のほか、この特約条項を適用して準団体年一括払、準団体半年一括払、準団体年払または準団体半年払の取扱を行います。
 - (1) 保険契約者はその団体に所属する者であること。ただし、団体が保険契約者であるときは、その団体に所属する者が被保険者であること(団体を保険契約者とし、その団体に所属する者を被保険者とする保険契約を以下「事業保険契約」といいます。)
 - (2) 保険契約者または被保険者の数は10名以上であること
 - (3) 団体を代表する者がいることを要し、その代表者によって保険料を一括して徴収することが可能であること
- 2. 第1項の取扱を行うときは、団体代表者と当会社と協定書を取りかわします。

第2条 (保険料の払込)

- 1. 保険料は、団体の代表者が取りまとめて払い込んでください。
- 2.第1項の場合、団体の代表者が当会社に保険料を払い込んだ日をもって保険料の払込のあった日とします。

第3条(特約の失効)

- 1. つぎの各号の場合には、この特約は効力を失います。
 - (1) 保険契約者がその所属団体から脱退したとき。ただし、事業保険契約の場合には、被保険者がその所属団体から脱退したとき
 - (2) 準団体年一括払、準団体半年一括払、準団体年払、準団体半年払取扱を受ける保険契約者または被保険者の数が10 名未満に減少し、その後6か月を経過しても10名以上に戻らないとき
 - (3) 保険料の自動貸付を行ったとき
 - (4) 保険料の前納を行ったとき
 - (5) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (6) 当会社と団体代表者との協議により準団体年一括払、準団体半年一括払、準団体年払、準団体半年払取扱を廃止したとき
- 2. 第1項の場合には、主約款に定める保険料の払込方法(回数)にもとづき個人扱の年一括払、半年一括払、年払また は半年払に変更します。

団体月払取扱特約条項

(2017年3月17日改正)

第1条(取扱の範囲)

- 1. 官公署、会社、組合、工場その他の団体(以下「団体」といいます。)に所属し、毎月その団体から給与(役員報酬を含みます。)の支払を受ける者を保険契約者とする保険契約(以下「個人保険契約」といいます。)の保険契約者数、または団体を保険契約者とし、その団体に所属する者を被保険者とする保険契約(以下「事業保険契約」といいます。)の被保険者数が、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、主たる保険契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)のほか、この特約条項を適用して団体月払取扱を行います。
 - (1) その事業所の個人保険契約の保険契約者数が20名以上であるとき
 - (2) その事業所の事業保険契約の被保険者数が20名以上であるとき
 - (3) その事業所の個人保険契約の保険契約者数とその事業所の事業保険契約の被保険者数とが名寄せ合算して20名以上であるとき
 - (4) その事業所の個人保険契約の保険契約者数または事業保険契約の被保険者数が20名未満であっても、第1号から第3号までのいずれかに該当する事業所が他にあるとき
- 2. 第1項の取扱を行うときは、団体代表者と当会社と協定書を取りかわします。

第2条(契約日の特則)

- 1. 主たる保険契約の締結の際に団体月払取扱を行う保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、当会社が責任を開始する日の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。
- 2. 第1項の規定にかかわらず、当会社が責任を開始する日から契約日の前日までの間に、保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付の支払事由または保険料払込の免除事由が生じたときは、当会社が責任を開始する日を契約日として保険契約上の責任を負い、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算します。この場合、保険料に超過分があるときは、当会社は、これを保険契約者に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者はこれを当会社に払い込んでください。ただし、保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付の支払金があるときは、過不足分を支払金と清算します。
- 3. 変額保険(有期型)契約、変額保険(終身型)契約または予定利率変動型無配当個人年金保険契約の場合には、第1項および第2項の規定は適用しません。

第3条(保険料率)

- 1. この特約条項を適用する保険契約の保険料率は、団体月払保険料率とします。
- 2. 医療保障保険(個人型)契約、5年ごと配当付こども学資保険(2014)契約、5年ごと配当付生活障害年金定期保険契約、5年ごと配当付個人年金保険契約、5年ごと配当付生存保障重視型個人年金保険契約、5年ごと利差配当付個人年金保険契約あよび予定利率変動型無配当個人年金保険契約の場合には、第1項の規定は適用しません。

第4条(保険料の払込)

- 1. 保険料は、毎月または主約款に定める保険料の継続一括払の特則の規定が適用されている場合にはあらかじめ定めた月に、団体の代表者が取りまとめて払い込んでください。
- 2. 第1項の場合、団体の代表者が当会社に保険料を払い込んだ日をもって保険料の払込のあった日とします。

第5条(猶予期間)

- 1. 保険料払込の猶予期間は、主約款に定める払込期月の翌月初日から末日までとします。
- 2. 猶予期間中に保険金、年金、給付金その他保険金に準じる保険給付の支払事由が生じたときは、当会社は、未払込保 険料をそれらの支払金から差し引きます。
- 3. 保険契約を更新する場合には、更新後の第1回保険料の払込について、第2項の規定を準用します。

第6条(特約の失効)

- 1. つぎの各号の場合には、この特約は効力を失います。
 - (1) 保険契約者がその所属団体から脱退したとき。ただし、事業保険契約の場合には、被保険者がその所属団体から脱退したとき
 - (2) 団体月払取扱を受ける保険契約者または被保険者の数が第1条第1号から第4号までに規定する人数未満に減少し、その後6か月を経過しても規定の人数に戻らないとき
 - (3) 保険金または年金の減額その他により、保険金または年金が当会社の定めた金額未満となるとき
 - (4) 保険金または年金の減額その他により、月払保険料または主約款に定める保険料の継続一括払の特則の規定による 一括払すべき保険料が当会社の定めた金額未満となるとき
 - (5) 保険料の自動貸付を行ったとき
 - (6) 保険料の前納を行ったとき
 - (7) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (8) 当会社と団体代表者との協議により団体月払取扱を廃止したとき
- 2. 第1項の場合には、主約款に定める保険料の払込方法(回数)にもとづき個人扱の年一括払、半年一括払、年払、半年払または月払に変更します。

- 3. 団体月払取扱を個人扱の年一括払、半年一括払、年払または半年払に変更した場合、その直後に到来する主約款の保険料の払込に関する規定に定める契約応当日(年一括払契約または年払契約の場合は年単位の契約応当日、半年一括払契約または半年払契約の場合は半年単位の契約応当日)の前日までの期間に対する保険料に未払込分があるときは、その未払込分を一時に払い込んでください。
- 4. 当会社と団体代表者との協議により、主約款に定める保険料の継続一括払の特則の規定による一括払すべき保険料の徴収を廃止したときは、別段の申出がない限り、個人扱の継続一括払に変更します。

第7条(契約者配当金の支払)

団体月払取扱を受ける保険契約の契約者配当金の支払方法について、主約款に定める範囲内で、特に団体との取り決めがあるときは、その方法によります。ただし、契約者配当金の分配の日は、年単位の契約応当日とします。

準団体月払取扱特約条項

(2017年3月17日改正)

第1条(取扱の範囲)

- 1. 官公署、会社、組合、工場、同業団体その他の団体(以下「団体」といいます。)において、つぎの各号の条件を満たす場合には、主たる保険契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)のほか、この特約条項を適用して準団体月払取扱を行います。
 - (1) 保険契約者は、その団体に所属する者であること。ただし、団体が保険契約者であるときは、その団体に所属する者が被保険者であること(団体を保険契約者とし、その団体に所属する者を被保険者とする保険契約を以下「事業保険契約」といいます。)
 - (2) 保険契約者または被保険者の数は10名以上であること
 - (3) 団体を代表する者がいることを要し、その代表者によって毎月保険料を一括して徴収することが可能であること
- 2. 第1項の取扱を行うときは、団体代表者と当会社と協定書を取りかわします。

第2条(契約日の特則)

- 1. 主たる保険契約の締結の際に準団体月払取扱を行う保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、当会社が責任を開始する日の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。
- 2. 第1項の規定にかかわらず、当会社が責任を開始する日から契約日の前日までの間に、保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付の支払事由または保険料払込の免除事由が生じたときは、当会社が責任を開始する日を契約日として保険契約上の責任を負い、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算します。この場合、保険料に超過分があるときは、当会社は、これを保険契約者に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者はこれを当会社に払い込んでください。ただし、保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付の支払金があるときは、過不足分を支払金と清算します。
- 3. 変額保険(有期型)契約、変額保険(終身型)契約または予定利率変動型無配当個人年金保険契約の場合には、第 1 項および第 2 項の規定は適用しません。

第3条(保険料率)

- 1. この特約条項を適用する保険契約の保険料率は、準団体月払保険料率とします。
- 2. 医療保障保険(個人型)契約、5年ごと配当付こども学資保険(2014)契約、5年ごと配当付生活障害年金定期保険契約、5年ごと配当付個人年金保険契約、5年ごと配当付生存保障重視型個人年金保険契約、5年ごと利差配当付個人年金保険契約あよび予定利率変動型無配当個人年金保険契約の場合には、第1項の規定は適用しません。

第4条(保険料の払込)

- 1. 保険料は、毎月または主約款に定める保険料の継続一括払の特則の規定が適用されている場合にはあらかじめ定めた月に、団体の代表者が取りまとめて払い込んでください。
- 2. 第1項の場合、団体の代表者が当会社に保険料を払い込んだ日をもって保険料の払込のあった日とします。

第5条(猶予期間)

- 1. 保険料払込の猶予期間は、主約款に定める払込期月の翌月初日から末日までとします。
- 2. 猶予期間中に保険金、年金、給付金その他保険金に準じる保険給付の支払事由が生じたときは、当会社は、未払込保険料をそれらの支払金から差し引きます。
- 3. 保険契約を更新する場合には、更新後の第1回保険料の払込について、第2項の規定を準用します。

第6条(特約の失効)

- 1. つぎの各号の場合には、この特約は効力を失います。
 - (1) 保険契約者がその所属団体から脱退したとき。ただし、事業保険契約の場合には、被保険者がその所属団体から脱退したとき
 - (2) 準団体月払取扱を受ける保険契約者または被保険者の数が10名未満に減少し、その後3か月を経過しても10名以上に戻らないとき
 - (3) 保険金または年金の減額その他により、保険金または年金が当会社の定めた金額未満となるとき
 - (4) 保険料の自動貸付を行ったとき
 - (5) 保険料の前納を行ったとき
 - (6) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (7) 当会社と団体代表者との協議により準団体月払取扱を廃止したとき
- 2. 第1項の場合には、主約款に定める保険料の払込方法(回数)にもとづき個人扱の年一括払、半年一括払、年払、半年払または月払に変更します。
- 3. 準団体月払取扱を個人扱の年一括払、半年一括払、年払または半年払に変更した場合、その直後に到来する主約款の保険料の払込に関する規定に定める契約応当日(年一括払契約または年払契約の場合は年単位の契約応当日、半年一括払契約または半年払契約の場合は半年単位の契約応当日)の前日までの期間に対する保険料に未払込分があるときは、その未払込分を一時に払い込んでください。

4. 当会社と団体代表者との協議により、主約款に定める保険料の継続一括払の特則の規定による一括払すべき保険料の徴収を廃止したときは、別段の申出がない限り、個人扱の継続一括払に変更します。

第7条(契約者配当金の支払)

準団体月払取扱を受ける保険契約の契約者配当金の支払方法について、主約款に定める範囲内で、特に団体との取り 決めがあるときは、その方法によります。ただし、契約者配当金の分配の日は、年単位の契約応当日とします。

保険料口座振替特約条項

(2017年3月17日改正)

第1条(特約条項の適用)

- 1. この特約条項は、保険契約締結の際または保険料払込期間中において、保険契約者から申出があり、かつ、当会社がこれを承諾した場合に適用されます。
- 2. この特約条項を適用する場合には、つぎの各号の条件を満たすことを要します。
 - (1) 保険契約者の指定する口座(以下「指定口座」といいます。) が当会社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等(以下「提携金融機関」といいます。) に設置してあること
 - (2) 保険契約者が提携金融機関に対し、指定口座から当会社の口座へ保険料の口座振替を委任していること

第2条(契約日の特則)

- 1. 月払の保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合の契約日は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の 普通保険約款の規定にかかわらず、当会社が責任を開始する日の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および 保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- 2. 当会社が責任を開始する日から契約日の前日までの間に、当会社が主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)および特約条項の規定にもとづいて保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付(以下本項において「保険金等」といいます。)を支払いまたは保険料の払込を免除すべき事由が発生したときは、第1項の規定にかかわらず、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は当会社が責任を開始する日を基準として再計算します。この場合、保険料に超過分があるときは、当会社は、これを保険契約者に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者はこれを当会社に払い込んでください。ただし、支払うべき保険金等があるときは、過不足分をその保険金等と清算します。
- 3. 変額保険(有期型)契約、変額保険(終身型)契約または予定利率変動型無配当個人年金保険契約の場合には、第1項および第2項の規定は適用しません。

第3条(保険料率)

- 1. この特約条項を適用する月払の保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。
- 2. 第1項の規定にかかわらず、第7条(特約の消滅)第2項の場合は当会社の定める取扱にもとづき取り扱います。
- 3. 医療保障保険(個人型)契約、5年ごと配当付こども学資保険(2014)契約、5年ごと配当付生活障害年金定期保険契約、5年ごと配当付個人年金保険契約、5年ごと配当付生存保障重視型個人年金保険契約、5年ごと利差配当付個人年金保険契約あよび予定利率変動型無配当個人年金保険契約の場合には、第1項の規定は適用しません。

第4条 (保険料の払込)

- 1. 保険料は、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める払込期月中の当会社の定めた日(以下「振替日」といいます。 ただし、この定めた日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日を振替日とします。)に指定口座から保険料相 当額を当会社の口座に振り替えることによって、当会社に払い込まれるものとします。
- 2. 第1項の場合、振替日に保険料の払込があったものとし、その日をもって保険料の払込のあった日とします。
- 3. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は当会社に対しその振替順序を 指定できないものとします。
- 4. 保険契約者は、払い込むべき保険料相当額を指定口座にあらかじめ預け入れておくことを要します。

第5条(保険料口座振替不能の場合の取扱)

- 1. 振替日に保険料の□座振替が不能となった場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 月払契約の場合、翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行います。
 - (2) 主約款に定める保険料の継続一括払の特則が適用されている月払契約の場合、振替日の翌月の応当日に再度口座振替を行います。
 - (3) 年一括払契約、半年一括払契約、年払契約または半年払契約の場合、振替日の翌月の応当日に再度口座振替を行い ます。
- 2. 第1項の規定による保険料口座振替が不能の場合には、保険契約者は、主約款に定める保険料払込の猶予期間内につぎの各号の金額を当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んでください。
 - (1) 第1項第1号および第3号の場合には、払込期月が到来している保険料
 - (2) 第1項第2号の場合には、一括払すべき保険料

第6条(諸変更)

- 1. 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している金融機関を他の提携金融機関に変更することができます。この場合、あらかじめ当会社および当該金融機関に申し出てください。
- 2. 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ当会社および当該提携金融機関に申し出て他の保険料の払込方法(経路)を選択してください。
- 3. 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、当会社はその旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は指定口座を他の提携金融機関に変更するか他の保険料の払込方法(経路)を選択してください。
- 4. 当会社は、当会社または提携金融機関の事情により振替日を変更することがあります。この場合、当会社はその旨を

あらかじめ保険契約者に通知します。

第7条(特約の消滅)

- 1. つぎの各号の場合には、この特約は効力を失います。
 - (1) 保険契約が消滅または失効したとき
 - (2) 保険料の自動貸付を行ったとき
 - (3) 保険料の前納を行ったとき
 - (4) 保険料の一括払を行ったとき
 - (5) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (6) 他の保険料の払込方法(経路)に変更したとき
 - (7) 第1条(特約条項の適用)第2項に定める条件に該当しなくなったとき
- 2. 第1項第4号の規定にかかわらず、つぎの各号の場合には、この特約は消滅しません。
 - (1) 主約款に定める保険料の継続一括払の特則の規定により保険料を一括払したとき
 - (2) 保険契約者から、保険料の一括払後も引き続きこの特約を適用する旨の申出があったとき
 - (3) 主契約の契約者配当金の支払方法が保険料と相殺する方法の保険契約で、保険料の一括払の取扱を行ったとき

第8条(主約款の適用)

この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を適用します。

【ご加入の生命保険に関するお手続き・お問い合わせ】

第一生命コンタクトセンター

50 0120-157-157

受付時間 月~金曜日 9:00~18:00 土・日曜日 9:00~17:00(祝日・年末年始を除く)

- ●証券番号をあらかじめお確かめのうえ、契約者ご本人さまよりお電話願います。
- ●月曜日など休日明けや土曜日は大変お電話が混み合い、つながりにくい場合がございます のでご了承願います。
- ●コンタクトセンターへのお電話は、当社業務の運営管理及びサービス充実の観点から録音 させていただいておりますのでご了承願います。

第一生命保険株式会社

〒100-8411 東京都千代田区有楽町1-13-1 電話 03-3216-1211(大代表)

※お近くの第一生命のご連絡先、店舗所在地については、当社ホームページ (http://www.dai-ichi-life.co.jp/)をご覧ください。

一生涯のパートナー

第一生命



説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約に伴う大切なことがらを記載したものですので、必ずご一読いただき、内容を十分に ご確認のうえ、ご契約をお申し込みいただくようお願いいたします。

●クーリング・オフ制度(ご契約のお申し込み	ょの
撤回またはご契約の解除)―――――	— 15
●告知義務 ———————	— 18
●ご契約の成立と保障の責任開始期 ―――	- 20
●保険金などをお支払いできない場合 ——	- 99

●保険料のお払い込み ─────	 107
●払込猶予期間とご契約の効力 ──	—— 11C
●効力を失ったご契約の復活 ───	—111
●解約と解約返還金 ────	 119

などは、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことがらですので、告知および保険料の受領など社員の 役割も含めて、ご説明の中でわかりにくい点がございましたら下記にお問い合わせください。 なお、後ほどお送りする保険証券とともに大切に保管し、ご活用ください。

第一生命保険株式会社

〒100-8411 東京都千代田区有楽町1-13-1 電話 03-3216-1211 (大代表) インターネットホームページ http://www.dai-ichi-life.co.jp/